

平成16年

衆議院の動き

第12号

第159回国会(常会)

第160回国会(臨時会)

第161回国会(臨時会)



衆議院事務局

平成16年

衆議院の動き

第12号

第159回国会(常会)

第160回国会(臨時会)

第161回国会(臨時会)

衆議院事務局

開かれた国会の更なる進歩をめざして



衆議院議長 河野洋平

衆議院議長に就任して一年、議長席で与野党間の論戦を聞いていますと、平成16年も実に様々な問題や出来事が起こった年だったことを痛感いたします。

国内においては、年金問題、三位一体改革などの税財政改革の問題、政治とカネの問題、BSE・鳥インフルエンザなどの食の安全の問題、地震や度重なる台風の上陸などの自然災害による甚大な被害の発生など、また、国際的には、イラクの復興支援問題、北朝鮮問題、地球温暖化問題など、枚挙にいとまがありません。

これらの重要課題に対処するため、国政の停滞は一時たりとも許されません。

我々国会議員は、国民の信託を受けて国政を行っているということを肝に銘じながら、開会、閉会を問わず国会活動を行っていかねばなりません。

「衆議院の動き」は、その国会活動をまとめたものです。今号より、衆議院における審議の状況を、よりわかりやすく記述することを目的に、その装いを新たにしました。本誌が、衆議院から国民の皆様への情報発信ツールの一つとなることを期待いたします。

なお、この他、インターネット上でも、衆議院ホームページ、衆議院審議中継、国会会議録検索システムが提供されておりますので、本誌とともに、併せて利用することにより、衆議院における審議の状況を更に深く知る事ができるものと存じます。

今後とも、開かれた、わかりやすい国会の実現をめざして、努力してまいりますので、本誌につきまして、皆様方からの忌憚のないご意見をお寄せ頂ければ幸いです。

目 次

開かれた国会の更なる進歩をめざして…………… 衆議院議長 河野洋平

第1 平成16年の国会の動き

1	国会の召集及び会期……………	1
2	国会の主な動き……………	1
(1)	概況……………	1
(2)	イラク人道復興支援関係……………	6
(3)	年金制度改革関係……………	8
(4)	三位一体改革（国と地方の税財政改革）関係……………	12
(5)	裁判員制度関係……………	15
(6)	北朝鮮問題関係……………	18
(7)	証券・金融システム改革関係……………	21
(8)	食の安全関係……………	24
(9)	道路4公団民営化関係……………	27
(10)	有事法制関係……………	30
3	国政選挙結果……………	33
(1)	平成16年4月統一補欠選挙……………	33
(2)	第20回参議院議員通常選挙……………	33
(3)	平成16年10月統一補欠選挙……………	34

第2 本会議の概況

【第159回国会】

1	国務大臣の演説及び質疑……………	35
(1)	小泉内閣総理大臣の施政方針演説……………	35
(2)	川口外務大臣の外交演説……………	42
(3)	谷垣財務大臣の財政演説……………	45
(4)	竹中経済財政政策担当大臣の経済演説……………	48
(5)	国務大臣の演説に対する質疑要旨……………	50
2	主な議案等の審議……………	55
3	決議……………	63

【第160回国会】

1	主な議案等の審議……………	64
2	決議……………	64

【第161回国会】

1 国務大臣の演説及び質疑	65
(1) 小泉内閣総理大臣の所信表明演説	65
(2) 国務大臣の演説に対する質疑要旨	69
2 主な議案等の審議	74
3 決議	75

第3 委員会の概況

・委員名簿	・議案審査等	・国政調査	・閉会中審査	・決議	・小委員会
・分科会	・公聴会	・合同審査会	・公述人	・参考人	・意見陳述者
・委員派遣	・視察	・議員海外派遣			
1 内閣委員会					77
2 総務委員会					92
3 法務委員会					112
4 外務委員会					136
5 財務金融委員会					152
6 文部科学委員会					174
7 厚生労働委員会					188
8 農林水産委員会					213
9 経済産業委員会					228
10 国土交通委員会					242
11 環境委員会					260
12 安全保障委員会					268
13 国家基本政策委員会					274
14 予算委員会					280
15 決算行政監視委員会					297
16 議院運営委員会					315
17 懲罰委員会					326
18 災害対策特別委員会					329
19 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会					336
20 沖縄及び北方問題に関する特別委員会					346
21 青少年問題に関する特別委員会					351
22 武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会					357
23 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びに イラク人道復興支援活動等に関する特別委員会					369
24 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会					377
25 政治倫理審査会					380

第4 憲法調査会	383
・委員名簿 ・調査の経過 ・調査会の議論の概要 ・公聴会等の議論の概要 ・公述人 ・参考人 ・意見陳述者 ・委員派遣 ・小委員会 ・公聴会 ・議員海外派遣	
第5 衆議院改革の動き	
1 議会制度協議会	411
2 国会議員の秘書に関する問題	411
3 国会議員の互助年金等に関する問題	412
第6 請願等	
1 請願審議の概況等	413
2 採択された請願の概要	416
第7 予備的調査	
1 予備的調査制度の概要	423
2 実施された予備的調査	423
国会関係資料	
1 各会派所属議員数及び役員一覧	427
2 内閣閣僚一覧	431
3 議案経過一覧	433
4 委員会に付託されるに至らなかった議案一覧	435
5 質問主意書一覧	438
6 議員海外派遣一覧	449
7 国際会議及び出席議員一覧	452
8 国賓・公賓等の国会訪問及び行事	453
9 正式招待による訪日外国国会議員団	454
10 各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談	455
11 本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等	457
12 傍聴人数	459
13 参観者数	461
〔参考〕	
1 国会議員定数の変遷	463
2 国会議員会派別議員数の推移（召集日ベース）	464
3 会期等	468
国会案内	471
国会年表	489

※ 会派名の略称（順不同）

（衆議院）

自民	自由民主党
民主	民主党・無所属クラブ
公明	公明党
共産	日本共産党
社民	社会民主党・市民連合
改革	グループ改革
無	無所属

（参議院）

自民	自由民主党
民主	民主党・新緑風会
公明	公明党
共産	日本共産党
社民	社会民主党・護憲連合
無会	無所属の会
みどり	みどりの会議
無	各派に属しない議員

第1

平成16年の国会の動き

第1 平成16年の国会の動き

1 国会の召集及び会期

平成16年には、第159回国会（常会）、第160回国会（臨時会）及び第161回国会（臨時会）が召集された。

第159回国会は、平成16年1月19日に召集され、会期は、6月16日までの150日間であっ

た。

第160回国会は、7月30日に召集され、会期は、8月6日までの8日間であった。

第161回国会は、10月12日に召集され、会期は、12月3日までの53日間であった。

2 国会の主な動き

(1) 概況

【第159回国会（常会）】

第159回国会は、平成15年11月の衆議院議員総選挙後初めての常会であり、平成16年1月19日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定を行った後、外務委員長外4常任委員長の選挙を行い、また、災害対策特別委員会外5特別委員会を設置した。

この国会においては、イラク人道復興支援のための自衛隊派遣や年金制度改革が大きな争点となったのをはじめ、国と地方の税財政改革である三位一体改革、裁判員制度等の司法制度改革、北朝鮮問題、証券・金融システム改革、鳥インフルエンザ対策等の食の安全問題、道路4公団の民営化、国民保護法制等の有事法制などが主な論点となり、議論が行われた。【これらの動きについては、(2)～(10)を参照】

（施政方針演説及び代表質問）

召集日の1月19日、衆参両院の本会議において、小泉内閣総理大臣の施政方針演説、川口外務大臣の外交演説、谷垣財務大臣の財政演説及び竹中経済財政政策担当大臣の経済演説の政府4演説が行われた。

小泉内閣総理大臣はこの中で、「構造改革なくして日本の再生と発展はない」というこれまでの方針を堅持しつつ、「本年は、これまでの改革

の成果を生かすとともに、郵政事業や道路公団の民営化、地方分権を進める三位一体の改革、年金改革などこれまで困難とされてきた改革を具体化し、日本再生の歩みを確実にする年である」との決意を表明した。

イラクの復興に貢献するため、資金面では、電力、教育、水・衛生、雇用などの分野を中心に無償資金を供与するとともに、人的な面では、自衛隊を派遣し、医療、給水、学校等公共施設の復旧・整備や物資の輸送などの人道復興支援活動を行うとし、また、テロの防止・根絶及び大量破壊兵器の不拡散に向けた国際的取組に引き続き積極的に参画していく考えを示した。

次に、日本経済を再生するため、民間の活力と地方のやる気を引き出す金融・税制・規制・歳出の改革を更に加速し、政府は日銀と一体となって、デフレ克服と経済活性化を目指すとした。そして、「民間にできることは民間に」との方針のもと、行財政改革を進め、改革の本丸とも言うべき郵政事業の民営化については、本年秋ごろまでに民営化案をまとめ、平成17年に改革法案を提出すると述べた。また、道路4公団については、今国会に関連法案を提出するとし、競争原理を導入し、日本道路公団を地域分割した上で、平成17年度に民営化を実現するとした。

さらに、「地方にできることは地方に」との原則のもと、三位一体改革を進め、補助金の廃止・縮減等を行い、地方交付税を減額するとともに、

平成 18 年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するとし、地方の自由度や裁量を拡大するための改革を推進するとした。

次に、国民の安全への備えに関して、危機管理体制の整備、重要施設の警備など国内テロ対策を強化し、大規模テロや武装不審船など緊急事態に的確に対処できる態勢を整備すると述べた。そして、有事に際して国民の安全を確保するため、関係法案の成立を図り、総合的な有事法制を築き上げるとした。

また、司法を国民に身近なものとするため、刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入や全国どこでも気軽に法律相談できる司法ネットの整備など司法制度改革を進める意欲を示した。

年金については、少なくとも現役世代の平均的収入の 50%の給付水準を確保しつつ、負担が過大とならないよう保険料を極力抑制する一方、年金課税の適正化により基礎年金の国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げに道筋をつける改革案を取りまとめたので、今国会に関係法案を提出すると述べた。

北朝鮮については、日朝平壤宣言を基本に、拉致問題と、核・ミサイルなど安全保障上の問題の包括的な解決を目指すとし、北朝鮮に対し、核開発の廃棄を強く求める考えを示した。そして、拉致問題の一刻も早い全面解決に向け引き続き全力を尽くすと強調した。

これに対する本会議の代表質問は、1 月 21 日及び 22 日の両日行われ、イラク人道復興支援、有事法制、北朝鮮拉致問題、郵政事業・道路 4 公団民営化、三位一体改革、年金制度改革、財政構造改革、雇用対策、治安対策、教育問題、憲法改正、政治資金問題などについて論議が展開された。

参議院においては、同月 22 日及び 23 日に代表質問が行われた。

(自衛隊イラク派遣承認案件及び平成 15 年度補正予算審議)

会期当初においては、イラク人道復興支援活動への自衛隊の派遣問題が焦点となった。

同承認案件は、本会議において趣旨説明・質疑を行った後、イラク支援特別委員会において、1 月 29 日から質疑入りした。イラクの治安情勢

等に対する認識について、政府・与党と野党との溝が埋まらない状況のまま、同月 30 日、同承認案件は賛成多数で承認され、翌 31 日の本会議において、野党が欠席する中、承認された。

参議院においては、2 月 9 日の本会議で承認された。**【イラク人道復興支援関係については、(2) 参照】**

イラク復興支援経済協力費等の追加措置等を講ずるための平成 15 年度補正予算は、予算委員会において、1 月 23 日に提案理由の説明を聴取した後、同月 26 日、27 日及び 28 日の 3 日間質疑が行われ、同月 30 日、イラク支援特別委員会での自衛隊イラク派遣承認案件の採決に反発した野党が欠席する中で可決され、翌 31 日の本会議において可決された。

参議院においては、2 月 9 日の本会議で可決され、補正予算は成立した。**【補正予算審議については、「第 3 委員会の概況 14 予算委員会」参照】**

(平成 16 年度総予算審議)

平成 16 年度総予算は、予算委員会において、1 月 23 日に提案理由の説明を聴取し、2 月 10 日、12 日及び 13 日に内閣総理大臣と全閣僚が出席する基本的質疑が行われた後、一般的質疑、年金及び構造改革問題等及び北朝鮮問題に関する集中審議、公聴会、分科会が行われ、3 月 5 日の締めくくり質疑をもって質疑を終局した。

質疑終局後、総予算は賛成多数で可決され、同日の本会議において、記名投票の結果、可決された。

参議院においては、3 月 26 日の本会議で可決され、総予算は成立した。**【総予算審議については、「第 3 委員会の概況 14 予算委員会」参照】**

(総予算成立後)

平成 16 年度総予算成立後の国会では、年金制度改革関連法案の審議が大きな焦点となった。

内閣提出の同関連法案は、本会議で趣旨説明・質疑を行った後、厚生労働委員会で、4 月 7 日から質疑入りした。野党は、同関連法案は国民に保険料の負担増と給付水準の引下げを強いるものであるとして法律案の撤回を主張し、民主からは対案も提出された。

審議の過程においては、閣僚や国会議員の国

民年金未加入・保険料未納問題が明らかとなり、その対応を巡り与野党の対立が深まった。このような状況の中、同月 28 日、同委員会において、野党が欠席する中、内閣提出の年金制度改革関連法案は、賛成多数で可決された。

5 月 6 日、自由民主党、民主党、公明党の 3 党は、公的年金制度の一元化の検討などを国民年金法等改正法案の附則に追加する修正を行うことや社会保障制度全般について見直しを行うための協議機関の設置等で合意し、同月 11 日の本会議において国民年金法等改正法案は修正議決され、他の 2 法律案も可決された。

参議院においては、6 月 5 日の本会議で可決され、年金制度改革関連法案は成立した。**【年金制度改革関係については、(3) 参照】**

なお、6 月 4 日、参議院における年金制度改革関連法案の採決を巡る動きの中で、衆議院厚生労働委員会における同改革関連法案の強行採決、委員長自らの国民年金保険料未納に係る説明責任の欠如などを理由に、民主、共産及び社民の 3 会派は共同で**厚生労働委員長衛藤晟一君解任決議案**を提出したが、同日の本会議で否決された。

また、閣僚や国会議員の国民年金未加入・保険料未納問題を巡っては、5 月 7 日、福田内閣官房長官が辞任し、同日、細田内閣官房副長官が内閣官房長官に就任したほか、同月 10 日、菅民主党代表も代表の辞任を表明し、同月 18 日、後任に岡田克也議員が選出された。さらに、衆参の民主所属の一部常任・特別委員長が辞任した。

このほか、4 月 20 日、本会議において、川口外務大臣からイラクにおける邦人人質事件等について発言があり、これに対する質疑が行われた。

5 月 25 日、本会議において、小泉内閣総理大臣から北朝鮮訪問に関する報告があり、これに対する質疑が行われた。

(会期末)

6 月 15 日、年金制度の抜本改革の先送り、国民への説明責任の欠如、イラク派遣自衛隊の多国籍軍参加表明などを理由に、民主、共産及び社民の 3 会派は共同で**小泉内閣不信任決議案**を提出したが、同日の本会議において否決された。

会期最終日の 6 月 16 日、本会議において、閉会中審査の手續や請願採択などが行われ、第 159 回国会は終了した。

なお、国会議員互助年金制度等に関する諸問題について検討する場として、衆参両院議長の諮問機関「国会議員の互助年金等に関する調査会」(座長 中島忠能 前人事院総裁)が設置され、同日、第 1 回会議が開かれた。

(成立した主な法律案)

第 159 回国会においては、多くの法律案が成立しており、その主なものは、内閣提出の法律案では、三位一体改革関連法案、司法制度改革関連法案、道路 4 公団民営化関連法案、有事関連法案、金融機能強化特別措置法案、公益通報者保護法案、家畜伝染病予防法改正法案、景観法案などである。また、議員提出の法律案では、国会議員の秘書給与法改正法案、外国為替及び外国貿易法改正法案、特定船舶入港禁止特別措置法案などである。

(第 159 回国会閉会后)

6 月 18 日、イラク支援特別委員会において、閉会中審査が行われ、イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等について政府から説明を聴取した後、質疑が行われた。

7 月 11 日、第 20 回参議院議員通常選挙が行われた。即日開票の結果、自由民主党は、選挙前より 1 議席減、公明党は 1 議席増となり、自由民主党、公明党の連立与党は、非改選議席と合わせると安定多数を確保した。一方、民主党は、大きく議席を増やし、社会民主党は選挙前の議席を維持したが、日本共産党は議席を減らした。**【参議院議員通常選挙については、3 (2) 参照】**

【第 160 回国会 (臨時会)】

第 160 回国会は、平成 16 年 7 月 11 日に第 20 回参議院議員通常選挙が行われたことを受けて開かれた臨時会であり、7 月 30 日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定を行った後、会期は 8 日間と議決し、また、災害対策特別委員会外 5 特別委員会を設置した。

なお、議員の半数が改選された参議院では、

議長に扇千景君、副議長に角田義一君がそれぞれ選出された。

この国会においては、前国会に引き続き年金制度改革が主な論点となったほか、自衛隊のイラク多国籍軍参加問題などが議論となった。

小泉内閣総理大臣の所信表明演説は行われなかったが、6月の第30回主要国首脳会議（シーアイランド・サミット）出席に関する報告及びこれに対する質疑が、8月2日の本会議、翌3日の参議院本会議においてそれぞれ行われた。

議案としては、民主から前国会で成立した年金制度改革関連法と3つの共済年金に係る改正法を廃止するための4法律案が提出された。

8月4日、これら4法律案は、厚生労働委員会等関係4委員会において、それぞれ賛成少数で否決され、翌5日の本会議において、否決された。**【年金制度改革関係については、(3)参照】**

また、同日、民主、共産及び社民の3会派は共同で、参議院議員通常選挙で国民から年金制度改革関連法が否定されたにもかかわらず、法改正に取り組もうとしないことなどを理由に、**厚生労働大臣坂口力君不信任決議案**を提出したが、同日の本会議で否決された。

会期最終日の8月6日、本会議において、閉会中審査の手續や請願採択などが行われ、第160回国会は終了した。

（第160回国会閉会后）

9月16日、民主、共産及び社民の野党3会派の衆議院議員193名から小泉内閣総理大臣宛の臨時国会召集要求書が提出された。

9月27日、小泉内閣総理大臣は内閣改造を行い、第2次小泉改造内閣が発足した。

【第161回国会（臨時会）】

第161回国会は、平成16年10月12日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定を行った後、会期は53日間と議決した。また、議院運営委員長外14常任委員長の選挙を行ったほか、災害対策特別委員会外5特別委員会を設置した。

この国会においては、政治献金の在り方など「政治とカネ」を巡る問題が大きな争点となっ

たのをはじめ、イラク人道復興支援、年金制度改革、北朝鮮問題、災害対策などが主な論点となり、議論が行われた。**【イラク人道復興支援関係については、(2)参照。年金制度改革関係については、(3)参照。北朝鮮問題関係については、(6)参照】**

（所信表明演説及び代表質問）

召集日の10月12日、衆参両院の本会議において、小泉内閣総理大臣の**所信表明演説**が行われた。

小泉内閣総理大臣は、冒頭で、今年多発した豪雨や台風による災害で被害に遭った方々に対し、お見舞いを述べた。そして、被災地の早期復旧・復興を図るとともに、情報伝達や高齢者の救援が迅速になされるよう、防災対策の改善を図り、災害に強い国づくりを進めるとした。

次に、「構造改革なくして日本の再生と発展はない」との信念のもとに全力を挙げてきた構造改革に関して、郵政事業の民営化や三位一体の改革を具体化するこれからの正念場であるとし、これまでの方針どおり改革を断行するとの決意を表明した。また、政治に対する国民の信頼なくして、改革を進めることはできないと述べ、政治資金を巡る不祥事が後を絶たないことを厳しく受けとめ、信頼の政治の確立を目指して、政治改革に取り組むとした。さらに、郵政事業の民営化は、明治以来の大改革であり、改革の本丸であるとし、今後、利用者である国民の立場に立って、具体案の取りまとめに全力を傾け、次期通常国会に法律案を提出し、平成19年4月から郵政公社を民営化するとした。

次に、「地方にできることは地方に」という議論を具体化するための三位一体の改革に関して、8月にまとめられた地方団体の補助金改革案を真摯に受けとめ、今年度の1兆円に加え、来年度からの2年間に行う約3兆円の補助金改革、税源移譲、地方交付税改革の全体像を年内に決定するとした。そして、2010年代初頭には、政策的な支出を新たな借金に頼らずにその年度の税収等で賄うよう財政構造改革を進めるとし、税制については、三位一体の改革や社会保障制度の見直しと併せて議論を進めるとした。さらに、年金の一元化問題を含む社会保障制度全般の一体的見直しを行うことについては、先般の

年金改革法の審議を通じて、自由民主党、民主党、公明党の3党で合意しており、改革を具体化していくため、与野党が立場を超えて早急に協議を開始することが必要であると述べた。

また、外交・安全保障に関し、我が国の安全と繁栄には、世界の平和と安定が不可欠であり、日米同盟と国際協調を外交の基本として、国際的課題に対して積極的に貢献していくと述べた。

これに対する本会議の代表質問は、10月13日及び14日の両日行われ、郵政事業民営化、三位一体改革、日本歯科医師連盟（日歯連）の献金問題、在日米軍の再編問題、自衛隊のイラク派遣、北朝鮮拉致問題、年金制度一元化、雇用対策などについて論議が展開された。

参議院においては、同月14日及び15日に代表質問が行われた。

（災害対策）

10月に本土に上陸した台風第22号及び第23号に伴う大雨、10月23日に発生した新潟県中越地震による被害対策などが災害対策特別委員会をはじめ関係委員会において議論された。

なお、10月26日、本会議において、村田防災担当大臣から平成16年の台風・新潟県中越地震災害について発言があり、これに対する質疑が行われた。

（政治献金問題）

この国会においては、会期当初から日歯連による政治献金問題をはじめとした「政治とカネ」を巡る問題が大きな争点となり、関係者の証人喚問の必要性や迂回献金の禁止、政治団体間の寄附の量的制限などについて議論が行われた。与党（自民及び公明）及び民主から、それぞれ政治資金規正法改正法案が提出され、倫理選挙特別委員会において12月1日に提案理由の説明を聴取したが、いずれも継続審査となった。

また、11月30日、政治倫理審査会は、日歯連から政治団体 平成研究会への政治献金問題について、橋本龍太郎議員から弁明を聴取した後、質疑が行われた。

（イラク問題）

11月2日、本会議において、町村外務大臣からイラクにおける邦人人質事件に関する報告があり、これに対する質疑が行われた。

また、12月に自衛隊のイラク派遣の期限を迎えることから、その期間の延長の是非などが議論となった。民主、共産及び社民の3会派は共同でイラク人道復興支援特別措置法廃止法案を提出し、イラク支援特別委員会において質疑が行われたが、審査未了となった。【イラク人道復興支援関係については、(2)参照】

（会期末）

11月30日、本会議において、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会を設置した。

会期最終日の12月3日、本会議において、日米交流150周年を記念し、日米関係の増進に関する決議案が可決された後、閉会中審査の手續や請願採択などが行われ、第161回国会は終了した。

（成立した主な法律案）

第161回国会において成立した法律案の主なものは、内閣提出の法律案では、裁判外紛争解決手続利用促進法案、信託業法改正法案、メキシコとの経済連携協定関連法案、刑法改正法案などである。また、議員提出の法律案では、犯罪被害者等基本法案、特定障害者に対する特別障害給付金支給法案、貸金業規制法改正法案などである。

（第161回国会閉会后）

12月10日、拉致問題特別委員会において閉会中審査が行われ、横田めぐみさんの遺骨とされるものなどの鑑定の状況について政府から説明を聴取した後、質疑が行われた。

また、同月13日、イラク支援特別委員会において閉会中審査が行われ、イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について政府から説明を聴取した後、質疑が行われた。

(2) イラク人道復興支援関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

平成15年3月20日、米英等はイラクに対する武力行使を開始した。米英等の圧倒的な軍事力の前にイラクのフセイン政権は崩壊し、イラクは米英等の占領下に置かれた。5月1日には米国のブッシュ大統領が主要な戦闘は終結したと宣言したが、イラクの治安状況は安定せず、米英等による占領が継続するとともに、イラクの復興のためには国際社会による協力が不可欠の状態となった。このため、イラクの復興への協力を加盟国に要請する国際連合安全保障理事会決議第1483号が、5月22日に採択された。

小泉内閣総理大臣は、米英等によるイラクに対する武力行使を支持するとともに、イラク及びその周辺地域の平和と安定の回復のために積極的に対応していくことを表明した。上記の決議の採択を受け、政府は、治安が安定せずインフラも十分でないイラク国内において人的貢献を行うため、自己完結性を持つ自衛隊を派遣する方針を決定した。そのため、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案」が、第156回国会の平成15年6月13日に提出された。同法律案は、約1か月の審議を経て、7月26日に成立し、8月1日に施行された。

同法律は、イラクの復興のために我が国が実施する活動として、医療、給水、施設・設備の復旧等の人道復興支援活動及び国際連合安全保障理事会の決議に基づきイラクの安定のために国際連合加盟国が行う活動を支援する安全確保支援活動の2種類の活動を定めている。また、同法律に基づく各活動の実施に当たっては、別途活動の種類、活動地域、派遣期間等を定めた基本計画の閣議決定が必要と規定されている。さらに、自衛隊の部隊等による活動を実施する場合には、活動を開始した日から20日以内に、国会が閉会中の場合においてはその後召集される国会において速やかに、活動の実施に関して国会の承認を求めなければならないこととなっている。

政府は、自衛隊をイラクへ派遣する準備の一環として現地における治安状況や復興支援への

要望等を確認するため、調査団を数次にわたりイラクへ派遣した。その調査結果を踏まえ、12月9日、自衛隊の部隊等により医療、給水、公共施設の復旧・整備等の人道復興支援活動をサマーワ市があるムサンナー県を中心としたイラク南東部において実施すること、給水等の人道復興支援活動を行う陸上自衛隊の部隊の人員は交替を行う場合を除き600名以内とすること、安全確保支援活動については人道復興支援活動に支障を及ぼさない範囲で行うこと、派遣期間は平成15年12月15日から平成16年12月14日までとすること等を定めた基本計画を閣議決定した。12月19日には、石破防衛庁長官が陸・海・空の各自衛隊に対し各活動の実施を命令し、自衛隊がイラクへ派遣されることとなった。

イ 関連議案の概要

(ア) イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に關し承認を求めるの件（内閣提出）

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法及び同法律第4条の規定により閣議決定された基本計画に基づき人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施について自衛隊の部隊等に命令が発出されたことを受けて、同法律第6条第1項の規定により、自衛隊の部隊等による各活動の実施について国会の承認を求めるものである。

(イ) イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案（鳩山由紀夫君外7名提出）

イラクにおける最近の情勢等にかんがみ、自衛隊の部隊等による対応措置を終了させる等のため、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃

止しようとするものである。

ウ 審議経過

(ア) 第 159 回国会

上記承認案件は、平成 16 年 1 月 19 日に提出された。同月 27 日に本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会（以下「イラク支援特別委員会」という。）に付託された。同委員会においては、同日、提案理由の説明を聴取し、同月 29 日、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた後、政府に対し質疑が行われた。27 日の本会議においてサマワ市における治安が安定している一つの要因として小泉内閣総理大臣が言及した市評議会に係る事実関係についての政府の説明を巡って質疑が中断するなどしたが、同月 30 日、「質疑を終局し、討論を省略し、採決することを求める動議」が可決され、本承認案件は賛成多数で承認すべきものと議決された。

翌 31 日の本会議において、野党が欠席する中、本承認案件は承認された。

参議院においては、2 月 9 日の本会議で承認された。

本承認案件議決後においても、イラク支援特別委員会においては、イラクにおける自衛隊の部隊の活動状況について防衛庁から、イラクの治安情勢について外務省から、それぞれ定期的に説明を聴取するとともに、自衛隊の活動状況、治安状況を含むイラク情勢等について質疑が行われた。また、イラクの主権回復等に関する国際連合安全保障理事会決議第 1546 号が 6 月 8 日に採択されたことを受け、自衛隊が多国籍軍の中で活動することとなったことから、閉会中の同月 18 日、細田内閣官房長官より報告を聴取するとともに、自衛隊が多国籍軍の中で活動することの是非や憲法解釈との整合性等について質疑が行われた。

(イ) 第 160 回国会

平成 16 年 8 月 4 日、イラク支援特別委員会において、イラクにおける自衛隊の活動状況について防衛庁から、イラクの治安情勢について外

務省から、それぞれ説明を聴取した後、質疑が行われた。

(ウ) 第 161 回国会

平成 16 年 10 月に在イラク邦人人質事件が起こり、被害者が殺害されたことを受けて、11 月 2 日の本会議において、事件に関する報告及び質疑が行われた。また、小泉内閣総理大臣出席のもと、イラク支援特別委員会において、同月 25 日、イラク情勢等について質疑が行われた。

民主、共産、社民からは、自衛隊の部隊等による対応措置を終了させるため、**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案**が、11 月 11 日に提出された。

同法律案は、同月 22 日にイラク支援特別委員会に付託された。同委員会においては、同月 25 日、提案理由の説明を聴取し、12 月 1 日、質疑が行われたが、審査未了となった。

12 月 9 日、自衛隊の派遣期間を 1 年間延長し平成 17 年 12 月 14 日までとすること等を内容とする基本計画の変更が閣議決定された。これを受け、閉会中の 12 月 13 日、同委員会が開会され、細田内閣官房長官より報告を聴取するとともに、派遣期間の延長の是非等について質疑が行われた。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、①イラクに対する米英等の武力行使の国際法上の正当性及び我が国の支持表明の是非、②イラクにおける大量破壊兵器の存否、③イラクの治安状況といわゆる「非戦闘地域」、④イラク人道復興支援特別措置法における武器使用基準、⑤イラクへの武力行使における劣化ウラン弾使用の有無、⑥イラクへの自衛隊派遣が持つ我が国国益上の意義、⑦自衛隊による対応措置の実施と国会承認との関係、⑧自衛隊の多国籍軍への参加と過去の憲法解釈との整合性、⑨多国籍軍の指揮命令系統、⑩自衛隊の派遣期間延長の是非等であった。

(3) 年金制度改革関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

公的年金制度では長期的な財政収支の均衡を保つ必要があることから、社会経済情勢の変化を踏まえ、5年毎に財政検証を行い、必要に応じて制度改正を行うこととなっている。

平成16年は、このような「財政再計算」の年に当たり、近年の少子・高齢化の一層の進展、また、依然として厳しい経済・雇用情勢などを踏まえ、政府内では、平成12年の年金制度改革で残された課題でもある年金保険料引上げの凍結解除や基礎年金の国庫負担割合引上げを行い、年金制度の財政的安定性を確保するとともに、女性の社会進出やライフスタイルの多様化などに対応した年金制度の構築に向けた議論が進められていた。

一方、給付減・負担増の制度改正を繰り返す年金制度への国民からの不信を背景に、諸外国の事例を参考とした年金制度の抜本的な改革を求める意見も多く出されていた。なお、公的年金制度では、これまでも旧3公社共済年金や農林年金が厚生年金に統合されてきた経緯があり、被用者年金の一元化に向けた検討が進められており、平成16年においては、国家公務員と地方公務員のそれぞれの共済組合の財政単位の一元化が大きな課題となっていた。

このような状況の中、政府内においても、一本の所得比例年金と補足的給付の組み合わせた制度体系への変更など、公的年金制度全般にわたる見直しについて議論されたが、現時点での実現困難性などの意見があり、平成16年の制度改正では、現行の制度体系を基本として改革を行い、長期的に安定した制度としたうえで、今後、年金制度体系の在り方を議論することとなった。

その後、具体的な年金制度の改正事項である基礎年金の国庫負担割合引上げに必要な財源の取扱い、また、保険料水準の上限と給付水準の下限について、政府・与党内での調整が行われた。その結果、年金制度改革の関連法案として、国民年金や厚生年金について改正を行う**国民年金法等の一部を改正する法律案**、新たに年金積立金の管理運用を行う独立行政法人を設立する**年金積立金管理運用独立行政法人法案**及び 65

歳までの雇用の確保等に向けた**高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案**の3法律案が第159回国会に提出された。また、公務員や私立学校教職員に係る各共済組合などについて、厚生年金と同様の制度改正を行うとともに、公務員の共済年金の財政単位一元化に向けた必要な措置を行う「**国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案**」及び「**地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案**」並びに「**私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案**」も第159回国会に提出された。

一方、民主（古川元久君外5名）からは、公的年金の制度全般にわたる見直しが必要であるとして、年金制度の抜本改革を推進するための**高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案**が、議員立法として提出された。

また、これらの法律案の審議を通じて、国民年金未加入・保険料未納の問題が争点の一つとなり、遡って保険料を納められる期間が2年間に限られていることから、この期間を延長すること等を内容とする「**国民年金法の一部を改正する法律案**」が、自民から議員立法として提出された。

その後、内閣提出の年金制度改革の関連法案は、会期末の平成16年6月に成立したが、年金制度の在り方が争点の一つとなった7月の参議院議員通常選挙で、民主党は、これらの法律を廃止することをマニフェストに掲げた。

一方、**国民年金法等の一部を改正する法律案**の成立後に、条文の改正漏れ等が多数見つかри、野党からそれを修正する法律案の提出を求める意見が出されたが、議院運営委員会での協議の結果、官報の正誤で処理されることとなった。

このような背景のもと、参議院議員通常選挙後に召集された第160回国会では、民主から、成立した国民年金法等の一部を改正する法律等を廃止して、年金制度の一元化に向けた必要な整備を行うこと等を内容とする**国民年金法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案**が、議員立法として提出されたが、否決された。

しかし、国民からは、引き続き年金制度の抜

本的な改革を求める意見があり、特に、負担の公平性確保の観点から、自営業者等を含めた年金制度の一元化論が高まっていた。このような状況を背景に、第161回国会では、第159回国会で審査未了となった民主提出の法律案が一部変更され、再度、民主（仙谷由人君外7名）から、**高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案**が議員立法として提出された。

イ 関連議案の概要

(ア) 国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

急速な少子高齢化が進行する中、社会経済と調和した持続可能な年金制度を構築し、国民の制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方及び働き方に対応した制度とするため、制度全般にわたり改正を行おうとするもので、その主な内容は、

- a 基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げることとし、平成16年度から段階的に引き上げ、財源確保のための税制上の措置を講じたうえで、平成21年度までに、完全に引き上げるものとする
 - b 国民年金の保険料額を、平成17年度から毎年度280円（平成16年度価格*）ずつ引き上げ、平成29年度以降は1万6,900円（平成16年度価格）とし、また、厚生年金保険の保険料率を、平成16年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29年度以降は18.30%とすること
- * 平成16年度価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したもの。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められることから、その額は今後の賃金上昇の状況に応じて変化する。
- c 年金額の改定は、毎年度、賃金又は物価の変動率により行うこととし、年金財政の現況及び見通しにおいて調整の必要があると見込まれる場合は、年金額の改定率に公的年金被保険者数の減少率等を反映させること（マクロ経済スライド）
 - d 年金の給付水準の下限を定め、これを将来にわたり確保する旨の規定を設けること

等である。

(イ) 年金積立金管理運用独立行政法人法案（内閣提出）

年金積立金の運用について、専門性の徹底及び責任体制の明確化を一層図るとともに、特殊法人等整理合理化計画を実施するため、年金資金運用基金を解散し、年金積立金の管理及び運用を行う専門機関として、新たに年金積立金管理運用独立行政法人を設立しようとするものである。

(ウ) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

少子高齢化の急速な進展を踏まえ、高齢者が少なくとも年金支給開始年齢までは、意欲と能力のある限り働き続けることができる環境を整備するため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用の確保、高齢者等の再就職の促進等の措置を講じようとするものである。

(エ) 高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案（古川元久君外5名提出）

将来にわたり安定した公的年金制度の構築を図るため、平成20年度末までに、すべての国民が加入する所得等比例年金及び最低保障年金からなる制度とし、保険料を引き上げずに年金目的消費税を導入する等の基本方針に基づく年金制度改革を行うとともに、その具体的措置等について調査を行う調査会を各議院に設置すること等によって、国民的合意に基づく年金制度改革を推進しようとするものである。

(オ) 国民年金法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案（岡田克也君外10名提出）

第159回国会において成立した国民年金法等の一部を改正する法律及び年金積立金管理運用独立行政法人法を廃止するとともに、基礎年金

に係る国庫負担の割合を段階的に引き上げ、社会保険庁を廃止し、公的年金制度の一元化を実施できるようにするために必要な整備を平成18年度中に行う等の措置を講じようとするものである。

(カ) 高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案（仙谷由人君外7名提出）

将来にわたり安定した公的年金制度の構築を図るため、平成19年度末までに、すべての国民が加入する所得等比例年金及び最低保障年金（限度額7万円）からなる制度とし、保険料を引き上げずに年金目的消費税を導入する等の基本方針に基づく年金制度改革を行うとともに、その具体的措置等について調査を行う調査会を各議院に設置すること等によって、国民的合意に基づく年金制度改革を推進しようとするものである。

ウ 審議経過

(ア) 第159回国会

内閣提出の3法律案は、平成16年2月10日に提出されたが、法律案の審議以前から、年金制度改革が通常国会における大きな争点となっており、予算委員会では集中審議も行われた。

その後、4月1日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、厚生労働委員会に付託された。同委員会においては、同月2日、提案理由の説明を聴取し、同月7日から質疑に入った。

古川元久君外5名提出の法律案は、4月8日に提出され、翌9日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、厚生労働委員会に付託された。同日、同委員会において提案理由の説明を聴取した後、内閣提出の3法律案と併せて質疑に入った。

同月22日には、経済団体、労働団体の代表や学者などの参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。同月28日、野党が欠席する中、内閣提出の3法律案について、「質疑を終局し、討論を省略し、採決することを求める

動議」が可決され、3法律案はいずれも賛成多数で可決すべきものと議決された。

厚生労働委員会の審査においては、保険料の引上げ等に反対し、国民年金と被用者年金との一元化など年金制度の抜本改革等を求める野党の委員と、その実現困難性などを指摘する与党の委員との間で議論が交わされた。しかし、国民年金への加入を促進する広告に起用された女優の保険料未納問題の発覚を契機に、閣僚や国会議員の国民年金未加入・保険料未納が政治的な問題に発展し、法律案の審議日程などを巡る野党の対立と併せて、野党が度々、委員会を欠席する場面も見られた。

このような状況の中で、内閣提出の3法律案の採決が行われたため、与野党の対立は激化した。自由民主党、民主党、公明党の3党間で合意文書が交わされたことを受け、「政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行う」こと、「公的年金制度について見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行う」ことの規定を法律案附則に追加することを内容とする**国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案**が提出された。

5月11日、本会議において、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも可決され、併せて**年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案**はいずれも可決された。

参議院においては、6月5日の本会議で、内閣提出の3法律案はいずれも可決され、成立した。

なお、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案」、「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案」及び「私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案」の3法律案も成立した。

一方、古川元久君外5名提出の法律案は、衆議院において審査未了となった。

(イ) 第160回国会

国民年金法等の一部を改正する法律を廃止す

る等の法律案は、民主から平成16年7月30日に提出され、8月2日、厚生労働委員会に付託された。同委員会においては、同月4日、提案理由の説明を聴取し、質疑が行われた後、同法律案は、賛成少数で否決すべきものと議決された。

翌5日、本会議において、同法律案は否決された。

なお、3つの共済年金に係る改正法の廃止法案もそれぞれ提出されたが、いずれも否決された。

(ウ) 第161回国会

この国会においても、引き続き年金制度改革が国会での争点の一つとなり、小泉内閣総理大臣や内閣改造に伴い新たに任命された尾辻厚生労働大臣に対して、年金制度改革の在り方を問う質疑が予算委員会や厚生労働委員会において行われた。

仙谷由人君外7名提出の法律案は、平成16年11月19日に提出され、12月1日、厚生労働委員会に付託されたが、継続審査となった。

エ 主な質疑事項

(ア) 第159回国会

内閣提出の3法律案に対する主な質疑事項は、①公的年金制度の望ましい体系の在り方、②公的年金制度の一元化の意義、③保険料水準上げが国民生活や経済・雇用情勢に与える影響、④マクロ経済スライドによる財政調整機能の不確実性及び年金財政への影響、⑤法律に明示した給付水準の下限をモデル厚生年金の受給世帯とすることの妥当性、⑥年金制度の根本的課題である次世代育成支援への取組、⑦短時間労働者への厚生年金の適用拡大に向けての環境整備の必要性、⑧国民年金の保険料未納問題への対応状況、⑨小泉内閣総理大臣及び閣僚の国民年

金保険料の納付状況、⑩無年金障害者に対する救済措置を早期に実施する必要性、⑪福祉施設事業、事務経費名目で年金保険料を使用することの妥当性等であった。

また、古川元久君外5名提出の法律案に対する主な質疑事項は、①抜本的改革を行う平成20年度までの間の年金制度の在り方、②「年金目的消費税」導入の問題点及び年金単独の目的税を創設することの妥当性、③税財源である生活保護と最低保障年金との整合性、④社会保険による所得再配分機能を否定する理由、⑤現行年金制度における保険料未納期間の最低保障年金への反映の有無、⑥自営業者等の所得の範囲及びその把握方法を明確にする必要性等であった。

(イ) 第160回国会

主な質疑事項は、①民主主張の最低保障年金制度と基礎年金の国庫負担割合引上げとの整合性、②自営業者を含めた年金制度一元化の導入の前提となる所得把握の方法、③自営業者等への報酬比例年金の適用の是非、④年金目的消費税率3%により財政均衡が確保される根拠、⑤政府の見通しの甘さと合計特殊出生率の想定以上の低下による年金制度の持続性への疑念、⑥雇用形態等の変化により年金制度の空洞化が進む懸念等であった。

(ウ) 第161回国会

主な質疑事項は、①国民皆保険・皆年金制度の重要性及び制度堅持の必要性、②年金の一元化問題を含む社会保障制度全般の一体的改革の具体的内容、③被用者年金一元化への取組と今後の方針、④国民年金被保険者の就業形態の変化及び厚生年金の空洞化の実情把握を踏まえての対策の樹立の必要性、⑤基礎年金の国庫負担割合引上げの財源措置、⑥老齢年金の受給資格期間短縮の必要性等であった。

(4) 三位一体改革（国と地方の税財政改革）関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

平成 12 年 4 月に施行されたいわゆる地方分権一括法は、機関委任事務を廃止し、国と地方の役割分担の明確化を図ったが、その国会審議の過程において、衆議院では附則条文の追加(第 251 条「政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。’)がされ、参議院では附帯決議(「本法の附則による地方税財源充実確保策の検討・措置については、地方における歳出規模と地方税収との乖離を縮小する観点から、国・地方を通じる税体系のあり方について抜本的な検討を行うこと。また、各地域の実情に応じた事業を進めるため、国庫補助負担金のさらなる整理・合理化を早急に推進するとともに、存続する国庫補助負担金については、統合・メニュー化を一層推進し、運用・関与の改革を図ること。’) (一部分のみ抜粋) が付された。

すなわち、平成 16 年度を初年度として、国庫補助負担金、地方交付税及び地方への税源移譲を含む税源配分の在り方を一体として改革する三位一体の改革は、地方分権改革の流れの中で求められた改革であると捉えられている。

一方、我が国の財政の状況はより危機的なものとなり、財政の再建、行財政改革が喫緊の課題となった。

このような状況から、財政再建については、平成 13 年 4 月に就任した小泉内閣総理大臣の「国債 30 兆円公約」が柱となって、経済財政諮問会議において議論されたが、そこでは、国と地方の関係についても、公共事業、社会保障とともに主な対象分野として取り上げられた。

そして、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成 13 年 6 月 26 日閣議決定)、いわゆる「骨太の方針」において、地域に必要なサービスを住民が負担との見合いで選択するよう、国庫補助負担金や地方交付税、地方財政計画により財源を手当てする歳出の範囲・水準を縮小することが打ち出され、地方交

付税については事業費補正と段階補正の見直しが求められた。また、地方財政計画の歳出を徹底的に見直し、地方財政の健全化に取り組むことが決定された。

これらの流れを踏まえて、三位一体の改革は、地方分権の流れとは別の要素も加わって行われることとなった。

その後、片山総務大臣が 5.5 兆円税源移譲案(いわゆる「片山プラン」)を発表し、その考えを取り入れ閣議決定された「骨太の方針 2002」では、①福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導のもと、各大臣が責任を持って検討し、平成 14 年中を目途に結論を出す。②その結果を踏まえ、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分の在り方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、1 年以内(平成 15 年 6 月中)を目途に取りまとめることとされた。

そして、平成 15 年度予算においていわゆる芽出しの措置(約 5,600 億円の国庫補助負担金の削減、義務教育費共済長期分等 2,300 億円の一般財源化、自動車重量税の地方移譲)が行われた。

その結果は、平成 15 年度において、地方財政計画歳入歳出規模(86.2 兆円)に占める一般財源の比率は 60.2% (臨時財政対策債を一般財源に含めた場合には 67.1%)、地方一般財源に占める地方税の割合は 61.9% (同 55.7%) という状況であった。

続く「骨太の方針 2003」においては、①改革と展望の期間中(平成 18 年度までの 3 か年間)に概ね 4 兆円程度を目途に国庫補助負担金の廃止縮減等の改革を行うこと、②廃止する国庫補助負担対象事業のうち引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては税源移譲(個別事業の見直し・精査を行ったうえで事業の性格に応じ 10 割・8 割の額を移譲)し、移譲は基幹税を基本とすることが示された。

その中で、三位一体改革について、歳入・歳出両面での地方の自由度を高め、これにより受益・負担関係を明確化し、地方が自らの支出を自らの権限・責任・財源で賄う割合を増やし、

真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的・効率的に選択する幅を拡大すると、地方分権の理念に沿った考え方と、地方歳出の徹底的な見直しによる地方交付税総額の抑制、税源移譲等による地方税の充実確保等を進めることにより、地方交付税への依存比率を低下させ、不交付団体の人口割合を大幅に高める（参考：平成14年度における地方交付税不交付団体（市町村）の人口割合は15%程度）との地方財政の健全化の考え方の両様が示されている。

その後、平成15年11月に小泉内閣総理大臣から「平成16年度予算における1兆円の補助金削減・縮減を目指すとともに、税源移譲も行う」との指示があり、これを受け麻生総務大臣が発表した「三位一体改革の基本的方向」により平成16年度に向けての動きが本格化したが、内閣総理大臣指示の具体化に当たっては削減する補助金等及び税源移譲対象税目について省庁、地方の様々な動きがあった。

かくして、12月18日に平成16年度地方財政対策が決定し、次に掲げるような平成16年度における三位一体改革の概要が決定した。

- a 国庫補助負担金の改革……………1兆300億円
 - (a) 国庫補助負担金の恒久的一般財源化……………2,440億円
 - (b) 義務教育費国庫負担金のうち退職手当・児童手当分の暫定的一般財源化……………2,309億円
 - (c) 公共事業関係国庫補助負担金等の削減等……………5,500億円程度
- b 税源移譲……………6,558億円
 - (a) 所得税の一部の所得譲与税としての移譲（平成15・16年度の国庫補助負担金の一般財源化に対応）……………4,249億円
 - (b) 税源移譲予定特例交付金を一般財源として交付（義務教育教職員の各年度の退職手当・児童手当の支給に必要な額）……………2,309億円
- c 地方歳出の抑制により、地方交付税総額を対前年度1.2兆円、6.5%減に抑制

このように平成16年度の改革の姿が明らかとなったが、地方自治体からは、臨時財政対策債も削減されたことから「地方にしわ寄せし、国の財政再建を優先している」等の批判が上がった。

このような流れを経て、平成16年度の三位一体改革を実現するための地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得譲与税法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の3法律案のほか、国庫補助負担金改革に係る3法律案が第159回国会に提出された。

イ 関連議案の概要

(ア) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、市町村民税の均等割に係る人口段階別の税率区分の廃止等の個人住民税均等割の見直し、商業地等に係る固定資産税及び都市計画税の条例による減額を可能とする制度の創設、固定資産税の制限税率の廃止等の課税自主権の拡大、軽油引取税に係る罰則の強化等の措置を講ずるほか、狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税を創設するとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行おうとするものである。

(イ) 所得譲与税法案（内閣提出）

個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として、毎年度の所得税の収入額のうち4,249億円に相当する額を所得譲与税として都道府県及び市町村に対して譲与する制度を創設しようとするものである。

(ウ) 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

平成16年度分の地方財政対策を踏まえ、所要の地方交付税総額を確保するための特例措置を講ずるとともに、地方交付税の算定基礎となる単位費用の改正、義務教育費国庫負担金等（退職手当、児童手当）の暫定的な一般財源化に伴う税源移譲予定特例交付金の創設等を行おうとするものである。

**(エ) 国の補助金等の整理及び合理化等に
伴う国土利用計画法及び都市再生特別
措置法の一部を改正する法律案(内閣提
出)**

平成 16 年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、土地利用基本計画の作成等に要する経費の財源に充てるための交付金制度の廃止、市町村が作成する都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金制度の創設等の措置を講じようとするものである。

**(オ) 児童福祉法等の一部を改正する法律
案(内閣提出)**

平成 16 年度における国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、地方公共団体の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用等を国庫負担等の対象外としようとするものである。

**(カ) 義務教育費国庫負担法及び公立養護
学校整備特別措置法の一部を改正する
法律案(内閣提出)**

平成 16 年度における国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、公立の義務教育諸学校並びに公立の養護学校の小学部及び中学部の教職員に係る退職手当に要する経費及び児童手当に要する経費を国庫負担の対象外としようとするものである。

ウ 審議経過

上記イ(ア)～(ウ)の 3 法律案は、第 159 回国会の平成 16 年 2 月 6 日に提出され、同月 19 日に本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、総務委員会に付託された。同委員会においては、同月 24 日、提案理由の説明を聴取し、同月 26 日から質疑に入った。

3 法律案は、2 月 26 日、3 月 2 日の 2 日間にわたる質疑を経て、3 月 5 日、いずれも賛成多数で可決すべきものと議決された。

なお、**地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案及び所得譲与税法案**に対して附帯決議が

付されたほか、決議「地方分権推進のための地方税財政基盤の確立に関する件」が行われた。

同日、本会議において、3 法律案はいずれも可決された。

参議院においては、3 月 26 日の本会議で、3 法律案はいずれも可決され、成立した。

上記イ(エ)の法律案は、2 月 3 日に提出され、同月 27 日、国土交通委員会に付託された。同委員会においては、3 月 17 日、提案理由の説明を聴取し、同月 19 日及び 23 日の 2 日間の質疑等を経て、同月 23 日に賛成多数で可決すべきものと議決された。なお、同法律案に対して附帯決議が付された。

同日、本会議において、同法律案は可決された。

参議院においては、同月 31 日の本会議で可決され、成立した。

上記イ(オ)の法律案は、2 月 6 日に提出され、同月 27 日、厚生労働委員会に付託された。同委員会においては、3 月 3 日、提案理由の説明を聴取し、同月 12 日及び 17 日の 2 日間の質疑を経て、同月 17 日に賛成多数で可決すべきものと議決された。

翌 18 日、本会議において、同法律案は可決された。

参議院においては、同月 31 日の本会議で可決され、成立した。

上記イ(カ)の法律案は、2 月 17 日に提出され、同月 27 日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、文部科学委員会に付託された。同委員会においては、同日、提案理由の説明を聴取し、3 月 12 日及び 17 日の 2 日間の質疑等を経て、同月 17 日に賛成多数で可決すべきものと議決された。

翌 18 日、本会議において、同法律案は可決された。

参議院においては、同月 31 日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、①地方財政の危機的状況に対する認識、②三位一体の改革に係る今後の地方財政の見通しを示す必要、③三位一体改革が与える影響と今後の在り方、④3 年間で国庫

補助負担金削減額 4 兆円の妥当性及び平成 19 年度以降の改革の方向性、⑤国庫補助負担金の見直し及び税源移譲対象税目の決定経緯とその在り方、⑥改革を進める上での義務教育及び社会福祉政策の在り方、⑦地方への 3 兆円の税源移譲（平成 17・18 年度）の内閣総理大臣指示に対する評価、⑧税源移譲後の地域間格差への対応、⑨消費税による税源移譲についての総務大臣の認識、⑩地方交付税の大幅削減等に対する

市町村の不满に対する認識及び対応、⑪地方交付税の見直しではなく制度の改革を行う必要性、⑫まちづくり交付金制度創設の意義及び国・都道府県の関与の在り方、⑬義務教育及び社会福祉に係る国庫補助負担金の一般財源化による行政サービスの質の低下及び地方負担の増大のおそれ、⑭義務教育に係る国と地方の役割の在り方等であった。

(5) 裁判員制度関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

「21 世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する」ことを目的として、内閣の下に設置された司法制度改革審議会が、平成 13 年 6 月に「司法制度改革審議会意見書—21 世紀の日本を支える司法制度—」を政府に提出し、この中で、司法への国民参加の制度として、裁判員制度の導入を提言した。

司法制度改革審議会意見書を受けて、政府は、同審議会の意見の趣旨にのっとり行われる司法制度改革の基本方針等を定める「司法制度改革推進法案」を国会に提出し、平成 13 年 11 月成立をみた。同法第 5 条第 3 号は、「国民の司法制度への関与の拡充等を通じて司法に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、国民が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与する制度の導入等を図ること」と規定し、裁判員制度の導入をうたった。

そして、平成 14 年 3 月に同法第 7 条に基づいて閣議決定された「司法制度改革推進計画」において、政府は、平成 16 年の通常国会に、「司法制度改革審議会意見が制度設計に関して具体的に提言しているところを踏まえ、刑事訴訟手続において、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度（いわゆる裁判員制度）を導入することとし、所要の法案を提出する」とされた。

その後、政府は、平成 15 年の通常国会に「裁判の迅速化に関する法律案」を提出し、同法律案は、同国会において成立した。同法には、「第一審の訴訟手続をはじめとする裁判所における手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資することを目的」として、「第一審の訴訟手続については 2 年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ」ること等の目標が掲げられた。そして、第 3 条において、「国は、裁判の迅速化を推進するため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされた。また、第 4 条において、「政府は、前条の施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」と規定された。

法律案の具体的な立案作業は、内閣に設置された司法制度改革推進本部において行われた。司法制度改革推進本部は、「裁判員制度・刑事検討会」を設け、平成 14 年 2 月に第 1 回の検討会を行ったのをはじめ、30 数回の検討会を行った。その間、同年 8 月には、「刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入」「刑事裁判の充実・迅速化」及び「公訴提起の在り方」についての意見募集を、平成 15 年 4 月には、裁判員制度及び検察審査会制度の「たたき台」についての意見募集を、同年 11 月には、裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化及び検察審査会制度に関する意見募集を、そして、平成 16 年 1 月には、裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化及び検察審査会制度の骨格案についての意見募集をそれぞれ行った。

司法制度改革推進本部は、そのホームページにおいて検討会の議事内容及び意見募集の結果を掲載しつつ立案作業を進め、第 159 回国会に

において、刑事裁判に裁判員の参加する制度を導入する**裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案**及び刑事裁判の充実及び迅速化を図るための方策を講ずるとともに、被疑者に対する国選弁護人の選任制度及び検察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度を導入する**刑事訴訟法等の一部を改正する法律案**が、内閣から提出された。

また、民主からは、被疑者の取調べに際し、弁護人の立会いを認める制度や録音・録画を義務づける制度を導入する**刑事訴訟法の一部を改正する法律案**が、議員立法として提出された。

イ 関連議案の概要

(ア) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（内閣提出）

国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に参与することは、司法に対する国民の理解を増進させ、また、その信頼の向上に資するものであることにかんがみ、刑事裁判に裁判員が参加する制度を導入するため、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法及び刑事訴訟法の特則その他必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は、

- a 裁判員の参加する合議体で取り扱う事件を定めるとともに、当該合議体の構成は、原則として、裁判官の員数を3人、裁判員の員数を6人とする事、裁判所の行う事実の認定、法令の適用及び刑の量定は、当該合議体の構成員である裁判官及び裁判員の合議によるものとする事
- b 裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から選任するものとする事とともに、裁判員となることのできない事由、裁判員候補者名簿の調製、裁判員候補者に対する質問等の裁判員の選任の手続及び裁判員の解任の手続等について所要の規定を置くものとする事
- c 裁判員の参加する合議体で取り扱う事件については、第1回の公判期日前に公判前整理手続に付さなければならないものとする事
- d 裁判官と裁判員の合議による判断は、裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見によるものとする事
- e 労働者が裁判員の職務を行うために休暇を

取得したこと等を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことを定めるほか、裁判員等を特定するに足りる情報の取扱い及び裁判員等に対する接触の規制に関して裁判員等の保護のための所要の規定を置くものとする事

等である。

(イ) 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

我が国においては、刑事司法がその役割を十全に果たし、国民の期待により一層応えることができるようにするため、刑事裁判の充実及び迅速化を図ることなど、刑事司法の改革が求められていることにかんがみ、刑事裁判の充実及び迅速化を図るための方策を講ずるとともに、被疑者に対する国選弁護人の選任制度の導入等国選弁護人制度の整備及び検察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度の導入を行おうとするもので、その主な内容は、

- a 公判審理に先立ち、十分に争点及び証拠を整理するため、公判前整理手続等を創設するとともに、その手続の中で、検察官による証拠開示を拡充することと併せて、連日的開廷の確保、裁判所の訴訟指揮の実効性の確保、争いのない一定の事件について簡易・迅速な審理を行う即決裁判手続の創設等についての所要の規定を置くものとする事
 - b 被疑者に対する国選弁護人の選任制度を導入するとともに、国選弁護人の選任要件及び選任手続、選任の効力、解任、費用の負担等についての所要の規定を置くものとする事
 - c 公訴権行使に民意をより直截に反映させてその一層の適正を図るため、検察審査会の一定の議決に基づき公訴が提起される制度を導入することとし、当該議決の要件、その議決に基づく公訴の提起及びその維持等についての所要の規定を置くものとする事
- 等である。

(ウ) 刑事訴訟法の一部を改正する法律案（河村たかし君外4名提出）

我が国の刑事司法が適正手続の保障のもとでの事案の真相解明を使命とする以上、被疑者の取調べが適正を欠くことがあってはならず、そ

れを防止するための方策が必要であるとともに、また、被告人は訴訟の当事者として十分な防御の機会が保障されなければならない、被告人の不適正な身柄拘束の防止が求められている状況にかんがみ、被疑者の取調べ等について弁護人の立会いを認める制度及び被疑者の取調べ状況等の録音・録画を義務づける制度を導入するとともに、権利保釈の除外事由を制限すること等を定めようとするもので、その主な内容は、

- a 保釈の請求があったときは、被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる充分な理由があるとき等を除いては、これを許さなければならないものとする
- b 被疑者の取調べ等に際しては、被疑者又は弁護人が求めたときは、弁護人（弁護人が求めたときは、当該弁護人）の立会いを認めなければならないものとする
- c 被疑者の取調べに際しては、被疑者の供述及び取調べの状況のすべてを映像及び音声を同時に記録することができる記録媒体（被疑者の申立てがあった場合には、音声のみを記録することができる物）に記録しなければならないものとする
- d b及びcに違反してなされた取調べにおいてされた自白は、証拠とすることができないものとする

等である。

ウ 審議経過

内閣提出の2法律案は、第159回国会の平成16年3月2日に提出され、**裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案**は、3月16日に本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、**刑事訴訟法等の一部を改正する法律案**とともに法務委員会に付託された。河村たかし君外4名提出の法律案は、3月30日に提出され、4月20日、同委員会に付託された。

同委員会においては、内閣提出の2法律案は、4月2日、提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、河村たかし君外4名提出の法律案は、4月20日、提案理由の説明を聴取した後、質疑に入った。

4月6日及び14日には、内閣提出の2法律案について、参考人からの意見聴取及び参考人に

対する質疑が行われ、同月12日には、公聴会を開会し、公述人からの意見聴取及び公述人に対する質疑が行われた。

同月21日には、3法律案について質疑を終局し、23日には、**裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案**に対し、裁判員等が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときの罰則を、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金とするとともに、裁判員等の職にあった者の罰則を、金銭対価を得る等の悪質な場合を除き、罰金刑に限定するものとする内容とする修正案が、また、**刑事訴訟法等の一部を改正する法律案**に対し、被告人若しくは弁護人又はこれらであった者が開示された証拠の目的外使用の禁止規定に違反した場合の措置については、被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様等の諸事情を考慮すること等を内容とする修正案が、自民、民主及び公明の共同提案で、それぞれ提出され、趣旨の説明を聴取し、採決の結果、いずれも全会一致で修正議決すべきものと議決された。また、河村たかし君外4名提出の法律案は、賛成少数で否決すべきものと議決された。なお、内閣提出の2法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

同日の本会議において、内閣提出の2法律案は、いずれも修正議決された。また、河村たかし君外4名提出の法律案は、否決された。

参議院においては、5月21日の本会議で、内閣提出の2法律案はいずれも可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、①裁判員制度導入の意義、②裁判員の守秘義務の明確化の必要性、③裁判員の負担軽減のための手当て、④裁判員制度と国民主権との関係、⑤裁判員の辞退理由の在り方、⑥被疑者公的弁護制度導入の意義、⑦刑事裁判の充実及び迅速化のための制度的手当ての必要性、⑧検察審査会の不当な起訴議決を回避する制度的手当て、⑨開示証拠の目的外使用禁止の趣旨、⑩公判前整理手続と予断排除の原則との関係、⑪弁護人立会いによる取調べの改善の必要性、⑫可視化が捜査手法に与える影響、⑬取調べに立ち会う弁護人の役割等であった。

(6) 北朝鮮問題関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 北朝鮮を巡る動き

昭和63年3月、参議院予算委員会で国家公安委員会委員長が、3組のアベック行方不明事件（昭和53年）を「北朝鮮による拉致の疑いが濃厚」と答弁したことを端緒に、政府は、平成14年3月までに8件11名を拉致の疑いがある事件と認定した。しかし、北朝鮮は拉致問題の存在を一切認めてこなかった。

北朝鮮による日本人拉致問題が国民的な関心となる中で、日朝間の懸案である拉致問題を解決し、日朝国交正常化交渉を再開するため、小泉内閣総理大臣と金正日国防委員長（兼労働党総書記）とのトップ会談が計画された。平成14年9月、平壤入りした小泉内閣総理大臣に対し、金正日国防委員長は自ら拉致を認め、謝罪した。北朝鮮側からは、政府が調査を依頼していなかった曾我ひとみさんを含む14名について、生存者5名、未入国1名、死亡8名との回答があった。10月中旬には、拉致被害者5名の24年ぶりの帰国が実現した。

10月下旬、再開された日朝国交正常化交渉で、政府は、帰国した拉致被害者5名の北朝鮮に残された家族の帰国及び死亡とされた拉致被害者8名の安否に関する約150項目の疑問点に対する速やかな回答を要求した。北朝鮮側は5名を北朝鮮に戻すことが先決であると反論したため交渉は決裂し、以後、日朝国交正常化交渉は中断した。

その一方で、同月、北朝鮮は、核開発問題を協議するため訪朝したケリー米国務次官補に対して、ウラン濃縮計画の存在を認める趣旨の発言を行った。翌11月、朝鮮半島エネルギー機構（KEDO）理事会は、ウラン濃縮計画の存在は「米朝枠組み合意」に違反するものであるとして、同合意に基づく重油供給の中断を決定した。これに反発した北朝鮮は、核関連施設の凍結の解除を表明し、国際原子力機関（IAEA）の査察官2名を退去させ、核拡散防止条約（NPT）からの脱退を宣言する等の瀬戸際政策を矢継ぎ早に打ち出した。

こうして、日朝関係は膠着状態に陥り、拉致

問題の解決の糸口が見えない現状への国民世論の苛立ちを背景に、北朝鮮に対する「圧力」手段を求める動きが強まっていった。

(イ) 対北朝鮮送金問題と万景峰号等寄港問題

平成9年から始まった在日朝鮮人系信用組合（いわゆる朝銀信組）の破綻処理に際し、平成14年度までに総額1兆4,000億円近くを上回る莫大な公的資金が必要とされることとなった。さらには、破綻した朝銀信組から朝鮮総連への不正融資が発覚したことから、公的資金投入に異論が相次ぎ、日本から北朝鮮へのカネの流れに注目が集まった。

財務省に届出のあった日本から北朝鮮への送金額は平成14年度分で約41億円であり、その内、約4億円が金融機関を通じた送金、残り約37億円が渡航者による持出し分となっている。しかし、在日朝鮮人の送金の実態はこれを大きく上回り、北朝鮮の有力な資金源となっていると考えられている。

政府は従来、送金停止などの経済制裁は国連での制裁決議や多国間の合意がある場合に限定する方針を堅持してきた。このため、平成5～6年の北朝鮮核開発危機や平成10年の北朝鮮による弾道ミサイル「テポドン」発射実験の際に経済制裁が検討されたものの、実施には至らなかった。

他方、北朝鮮と日本を結ぶ貨客船「万景峰号」については、ミサイル関連機器などの輸出規制品の密輸が発覚したほか、日本で活動する北朝鮮工作員の連絡活動、北朝鮮工作船の支援に関与しているとの疑惑が浮上し、日朝間のヒト・モノ・カネの往来を象徴する船として、その寄港受入れが問題視されるようになった。

政府は、万景峰号をはじめとする北朝鮮籍の船舶に対し、ポートステートコントロール等の現行法に基づく厳格な規制を実施し、監視を強化してきた。しかし、これらの措置は基準がクリアされれば入港自体を拒むことができないため、現在も北朝鮮籍の船舶は入港を繰り返している。

(ウ) 法律案の提出

以上のような日朝間における諸問題を背景として、我が国の平和と安全の維持を確保する観点から、第159回国会に、我が国独自の判断で送金規制等の経済制裁を可能とする**外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案**と特定国の船舶の入港を禁止できることとする**特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案**が、いずれも議員立法として提出された。

なお、上記入港禁止法案は、与党（自民及び公明）からは「特定船舶の入港の禁止に関する法律案」、民主からは「特定船舶等の入港の禁止に関する特別措置法案」として提出されていたものについて、3会派間で修正協議が重ねられた結果、**特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案**として一本化（与党案及び民主案はいずれも撤回）されたものである。

イ 関連議案の概要

(ア) 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（水野賢一君外7名提出）

- a この法律の目的において、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持の観点を明示すること。
- b 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、対応措置（閣議決定に基づき主務大臣により行われるeからgまでによる措置をいう。）を講ずべきことを決定することができること。
- c bの閣議決定に基づき対応措置を講じた場合には、当該対応措置を講じた日から20日以内に国会に付議し、当該対応措置を講じたことについて国会の承認を求めなければならないこと。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならないこと。
- d 政府は、cの場合において不承認の議決があったときは、速やかに、当該対応措置を終了させなければならないこと。
- e 主務大臣が、支払等、資本取引、特定資本取引及び役務取引等について許可を受ける義務を課することができる場合として、bの閣議決定が行われた場合を加えること。

- f 財務大臣が、対外直接投資の内容の変更又は中止を勧告することができる場合として、bの閣議決定が行われた場合を加えること。
- g 輸出及び輸入について、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又はbの閣議決定を実施するため、承認を受ける義務を課せられることがある旨を明記すること。

(イ) 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案（国土交通委員長提出）

- a この法律において「特定船舶」とは、次に掲げる船舶のうちbの閣議決定で定めるものをいうこと。
 - (a) 特定の外国の国籍を有する船舶
 - (b) 一定の期間に特定の外国の港に寄港した船舶
 - (c) 特定の外国と(a)又は(b)の関係に類する特定の関係を有する船舶
- b 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、閣議において、期間を定めて、特定船舶について、本邦の港への入港を禁止することを決定することができること。この閣議決定においては、入港禁止の理由、特定の外国、特定船舶、入港禁止の期間等を定めなければならないこと。
- c 内閣総理大臣は、bの閣議決定があったときは、直ちに、その内容を告示しなければならないこと。
- d 政府は、cの告示の日から20日以内に国会に付議して、入港禁止の実施につき国会の承認を求めなければならないこと。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならないこと。
- e 政府は、dの場合において不承認の議決があったときは、速やかに、当該議決に係る入港禁止の実施を終了させなければならないこと。
- f bの閣議決定があったときは、特定船舶の船長は、入港禁止の期間において、当該特定船舶を本邦の港に入港させてはならず、また、入港禁止の期間が開始された際現に本邦の港

に入港している場合においては、当該閣議決定で定める期日までに、出港させなければならないこと。ただし、遭難又は人道上の配慮をする必要があることその他のやむを得ない特別の事情がある場合は、この限りでないこと。

- g 入港禁止の全部若しくは一部を実施する必要がなくなったと認めるとき又は国会が入港禁止の全部若しくは一部の実施を終了すべきことを議決したときは、速やかに、閣議において、入港禁止の全部又は一部の実施を終了することを決定しなければならないこと。
- h f に違反した船長は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。
- i 国は、この法律の施行の状況、我が国を取り巻く国際情勢等にかんがみ、必要があると認めるときはこの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含め必要な措置を講ずること。

ウ 審議経過

(ア) 第159回国会

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案は、平成16年1月28日、自民、民主及び公明の3会派共同提案により提出され、同日、財務金融委員会に付託された。

同委員会においては、同日、提案理由の説明を聴取した後、質疑が行われ、賛成多数をもって可決すべきものと議決された。なお、同法律案に対して附帯決議が付された。

同月29日、本会議において、同法律案は可決された。

参議院においては、2月9日の本会議で可決され、成立した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案は、6月1日、国土交通委員会において、自民、民主及び公明3会派共同提案により、起草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、賛成多数で動議のとおり決し、同日提出された。なお、動議提出に先立ち、同法律案に関連して一般質疑が行われた。

同月3日、本会議において、国土交通委員長

の趣旨弁明の後、同法律案は可決された。

参議院においては、同月14日の本会議で可決され、成立した。

(イ) 第161回国会

平成16年11月30日、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会が設置され、12月2日、同委員会において、第3回日朝実務者協議の結果等について質疑が行われた。

北朝鮮側が新たな資料として提出した横田めぐみさんのものとされる「遺骨」が、鑑定の結果、別人のものと判明したことを受けて、閉会中の12月10日、同委員会が開会され、村田国家公安委員会委員長から説明を聴取するとともに、北朝鮮に対する経済制裁問題や鑑定結果の詳細等について質疑が行われた。

また、同日、同委員会において「北朝鮮による日本人拉致問題の解決促進に関する件」が決議された。

エ 主な質疑事項

(ア) 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（水野賢一君外7名提出）

主な質疑事項は、①議員提出法律案とするに至った経緯、②国会承認規定が盛り込まれた意義、③経済制裁発動の可能性及び発動要件の考え方、④本法律案に対する北朝鮮の反応、⑤本法律案の北朝鮮問題解決への有効性、⑥北朝鮮向け送金の実態、⑦第三国経由送金に対する本法律案の実効性等であった。

(イ) 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案（国土交通委員長提出）

主な質疑事項は、①特定の外国の船舶を入港禁止にする本法律案と国際法との整合性、②諸外国での立法例、③特定の外国への渡航が制限されることとなる本法律案と憲法との整合性、④発動が想定される具体的な事例、⑤北朝鮮による拉致問題の解決に支障となる懸念、⑥法制定後における本法律案の運用方針、⑦日朝平壤宣言を遵守している限り制裁措置を発動する考えはないとの小泉内閣総理大臣の発言の真意、⑧日朝間における貿易、出入国及び送金の実態等であった。

(7) 証券・金融システム改革関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) これまでの公的資金による資本増強

バブル経済崩壊以降、景気の低迷が長期化する中、平成9年には、相次ぐ金融機関の経営破綻により、預金者の不安と動揺が広まるとともに、我が国金融システムへの内外の信頼が大きく低下する事態となった。バブル崩壊に伴う資産価格の低下、株価の下落による保有株式の含み益の縮小、企業収益の悪化等から金融機関の不良債権が増加傾向にある中、相次ぐ金融機関の破綻が加わったことにより、金融システム不安が一気に表面化したもので、このままでは、経済社会全体への影響も懸念された。

このため、平成10年2月には、「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」が制定され、公的資金による金融機関の資本増強の枠組みが整備され、同年3月、同法律に基づき1兆8,156億円の資本増強が実施された。

また、同年10月には、金融機関の不良債権処理を速やかに進めるとともに、金融機関に対する資本増強を実施することにより金融機能の早期健全化を図るため、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」(以下「早期健全化法」という。)が制定され、平成11年3月から平成14年3月までの間、同法律に基づき8兆6,053億円の資本増強が実施された。

その後金融庁においては、我が国金融システムをより強固なものとするため、その担い手である金融機関について、経営基盤を一層強化するとともに中小企業金融の円滑化を図るため、主として地域金融機関を念頭において、合併促進を中心とした施策の検討が進められた。その結果、平成14年12月、金融機関が合併等の組織再編を行う場合に、手続の簡素化や資本増強の実施を可能とする等の「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」が制定された。

同法律の活用により、個々の金融機関の経営基盤が強化され、その金融仲介機能・決済機能を十全に発揮し、地域経済の活性化に資することが期待されたが、60億円の資本増強の実施(平成15年9月 関東つくば銀行)にとどまった。

このほか、平成15年5月17日には、金融危機を未然に防ぐため、金融危機対応会議の議を経て、りそな銀行について預金保険法第102条第1項第1号に基づく資本増強の必要性の認定が行われた。同月30日、同行より資本増強の申込み等がなされ、審査の結果、6月10日、資本増強を行うことを決定し、同月30日、1兆9,600億円の資本増強が実施された。

(イ) 金融再生プログラムと公的資金投入制度の検討

この間、金融機関は、資本増強の実施による自己資本の充実等を背景に、相当程度の不良債権処理を実施した。また、主要行の破綻懸念先以下の債権については、いわゆる2年・3年ルールによりオフバランス化につながる措置を講ずることとされ、更には、主要行を対象とした特別検査が実施されるなど、不良債権問題への解決に向けた累次の対応がなされた。

しかしながら、我が国経済がデフレ状況にある中、融資先の経営悪化による新たな不良債権の発生が続いたこと等から、依然として不良債権問題の解決には至らなかった。

こうした状況のもと、平成14年10月30日には、「金融再生プログラム」(金融庁)が取りまとめられた。

同プログラムでは、「平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させる」「構造改革を支えるより強固な金融システムを構築することを目指して、主要行の資産査定厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化などの点について、行政の取組を強化する」旨の方針が示されるとともに、その中において、新しい公的資金制度の創設に関し、「金融システムの安定に万全を期しつつ、不良債権問題を終結させるため、迅速に公的資金を投入することを可能にする新たな制度の創設の必要性などについて検討する」とされた。

これを受けて、同年12月に、金融審議会金融分科会第二部会は、公的資金制度に関するワーキンググループを設置し、同ワーキンググループにおける検討が進められ、平成15年7月28日に、「金融機関に対する公的資金制度のあり方

について」(金融審議会金融分科会第二部会)が取りまとめられた。

(ウ) 法律案の提出

「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」が取りまとめられた後、金融庁においては、公的資金の新制度に関して総合的な検討が続けられ、その結果、第159回国会の平成16年2月6日、政府は、金融機関等の資本の増強等に関する特別措置を講ずるための**金融機能の強化のための特別措置に関する法律案**及び**預金保険法第102条第1項第1号**について、銀行持株会社を通じた資本増強を可能とする措置等を講ずるための**預金保険法の一部を改正する法律案**を提出した。

これに対し、3月5日、民主は、「経済再生の第一歩は金融再生であり、真の金融再生とは金融機関が中小企業に円滑に融資を行い得ることであるとし、そのためには、本当の意味で自己資本を健全化することが必要である」旨の考え方のもと、「金融再生ファイナルプラン関連法案」として、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)及び早期健全化法の改正等を行う**金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案**及び金融再生委員会を改めて設置する**金融再生委員会設置法案**を議員立法として提出した。

イ 関連議案の概要

(ア) 金融機能の強化のための特別措置に関する法律案(内閣提出)

金融機関等を巡る情勢の変化に対応して、金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別措置を講ずるもので、その主な内容は、

a 金融機関等は、合併等の組織再編成を行う場合を含め、平成20年3月末までの間、預金保険機構に対し自己資本の充実を図るために株式等の引受け等に係る申込みをすることができること

また、金融機関等を子会社とする銀行持株会社等も、当該子会社である金融機関等の自己資本の充実を図るために株式の引受けに係る申込みをすることができること

b 金融機関等は、株式等の引受け等に係る申込みの際して、収益性等の経営の改善の目標、当該目標を達成するための方策、責任ある経営体制の確立に関する事項、信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策等を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならないこと。その際、合併等特定の組織再編成を行わない金融機関等の場合には、経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項も記載すること

c 主務大臣は、経営強化計画の実施により収益性等の経営の改善の目標が達成されると見込まれること、経営強化計画に記載された方策の実施により地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が地域経済の活性化のために適切なものであること等の要件に加え、合併等特定の組織再編成を行わない金融機関等の場合には当該金融機関等の経営基盤の安定のために必要な措置が講じられていること等の要件を満たす場合に限り、株式等の引受け等を行うべき旨の決定をすること

d 株式等の引受け等の決定に従い金融機関等が発行する議決権制限株式の発行の特例等商法等の規定の特例、経営強化計画の公表及び変更、経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置、経営強化計画の実施期間が終了した後の措置、株式等の引受け等が行われた金融機関等が行う株式交換及び合併等について所要の規定を整備するとともに、預金保険機構の業務の特例及び金融機能強化審査会等について所要の規定を設けること

e 協同組織中央金融機関がその会員の協同組織金融機関から引き受けた優先出資等を信託する場合において、平成20年3月末までに協同組織中央金融機関から信託受益権等の買取りの申込みを受けたときには、所要の要件を満たす場合に限り、主務大臣の決定を経て預金保険機構の委託を受けた協定銀行が信託受益権等の買取りを行うことができることとする

等である。

(イ) 預金保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

金融危機への円滑な対応を確保するため、金融機関への直接の資本増強のみが可能とされている預金保険法第102条第1号措置について、当該措置の必要性の認定を受けた金融機関を子会社とする銀行持株会社等に対する資本増強を可能とするものである。

(ウ) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案(五十嵐文彦君外2名提出)

我が国の金融機能の早期健全化及び破綻金融機関の的確な処理を図るため、金融機関等の資本増強に関する緊急措置に係る期限を延長し、金融再生委員会による資本増強の承認の要件を明確化する等の措置を講ずるものである。

(エ) 金融再生委員会設置法案(五十嵐文彦君外2名提出)

内閣府設置法に基づき、内閣府の外局として金融再生委員会を新たに設置するとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織を定めようとするものである。

ウ 審議経過

内閣提出の2法律案は2月6日に、民主提出の2法律案は3月5日に、それぞれ提出され、3月11日に本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、財務金融委員会に付託された。同委員会においては、同月31日、提案理由の説明を聴取し、4月9日から質疑に入った。

同月20日には、いわゆる地方公聴会の開催と、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合の各業界団体代表の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。

翌21日には小泉内閣総理大臣に対する質疑が行われ、質疑は終局した。

同月23日、民主提出の2法律案はそれぞれ否決され、内閣提出の2法律案は、いずれも賛成多数で可決すべきものと議決された。

同日の本会議において、民主提出の2法律案はそれぞれ否決され、内閣提出の2法律案はいずれも可決された。

参議院においては、6月14日の本会議で、財政金融委員長の間接報告の後本会議で直ちに審議することとされ、内閣提出の2法律案はいずれも可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、①これまでの公的資本増強制度の変遷における金融機能の強化のための特別措置に関する法律案の政策的位置づけ、②金融再生プログラムとの整合性及び預金保険法との関係、③政府保証枠の積算根拠、妥当性及び主要行への適用を想定していない理由、④中小企業向け貸出の数値目標を設定しない理由、⑤地域経済活性化策としての公的資本増強の実効性、⑥公的資本増強に伴う経営責任追及の在り方、⑦金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案に基づく資本増強により損失が生じた場合の国民負担の可能性、⑧今後の政府保証枠拡大の可能性と更なる国民負担増大の懸念、⑨公的資金の具体的投入方法及び種類の決め方、⑩組織再編成特別措置法に基づく資本増強を廃止する理由とその妥当性、⑪民主案における緊急一斉検査の実現可能性と中小企業金融への影響、⑫民主案における金融機関の不良債権の引当率を法定することの危険性、⑬民主案における金融再生委員会再設置の必要性等であった。

(8) 食の安全関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 牛海綿状脳症（BSE）問題

平成13年9月に我が国で初めてBSE感染牛が確認されたことを踏まえ、国内市場に出荷されるすべての牛について、特定危険部位の除去とともに、BSE全頭検査等の対策が実施された。また、国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応して、平成15年5月に「食品安全基本法」が制定され、これに基づき、7月には「食品安全委員会」が設置され、新たな食品安全行政の枠組みが構築された。

このような中、12月24日、米国において初のBSE感染牛が確認され、我が国は、直ちに米国からの牛肉等の輸入を停止した。

その後のアジア等における高病原性鳥インフルエンザ（以下「鳥インフルエンザ」という。）発生に伴う鶏肉等の輸入停止措置とも相俟って、我が国の食肉の消費・需要は大きな影響を受け、安全で安心な食肉の安定供給の確保が大きな課題となった。

米国産牛肉の輸入再開について、消費者の食の安全・安心の確保を前提に、我が国と同等の措置が講じられることを基本として日米間の協議が行われる一方、国内においては、「食品安全委員会」が、これまでの我が国におけるBSE対策についての科学的検証を行い、平成16年9月、中間とりまとめを行った。

これを踏まえ、10月15日、農林水産省及び厚生労働省は、BSE全頭検査を見直し、と畜場における検査対象を21か月齢以上とすること等を内容とする国内BSE対策の見直し案について「食品安全委員会」に食品健康影響評価を依頼した。

同月23日には、日米間の牛肉輸入再開問題を話し合う日米政府の局長級協議において、一定の条件・枠組みのもとで、両国間の牛肉貿易を再開するとの認識が共有された。

このような状況の中で、BSE全頭検査の見直しの是非、国内のBSE対策の見直しと米国産牛肉の輸入再開交渉との関係等について議論が行われた。

第159回国会においては、民主、共産、社民

が3会派共同で、平成16年4月2日、牛肉輸出国についてBSEのステータス評価を行い、BSE検査の証明を求める牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案及び輸入牛肉についてトレーサビリティ制度を設ける輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案を議員立法として提出した。

(イ) 鳥インフルエンザ問題

平成16年1月12日、山口県において、我が国では79年ぶりとなる鳥インフルエンザの発生が確認された。これに引き続き、2月、3月にかけて、大分県、京都府において発生が確認され、直ちにまん延防止措置が実施された。

鳥インフルエンザは、鳥から鳥に感染する感染症であるが、生きた鳥との濃密な接触等により人に感染することもある。海外においては、アジア、欧州、北米の各地域で発生が相次ぎ、特に、ベトナムやタイにおいて、人への感染例が報告されている。これまで鶏肉・鶏卵を食べることによる感染事例の報告はないが、京都の発生農場では、異常を疑う多数の鶏の死亡が発生していたにもかかわらず、府に報告せず、その一方で鶏を出荷していたことから、出荷先で他の鶏に感染するなどの問題が生じ、初動防疫に支障を来すとともに、鶏肉・鶏卵の安全性についての不安や混乱が生じた。

また、一定期間出荷ができない移動制限区域内で、鶏卵価値の減少・肉用鶏の出荷遅延等、経営に著しい影響を受ける養鶏農家が発生したため、早期通報を促進するとともに、関係農家の協力のもとに移動制限措置をよりの確に実施する観点から、通報義務違反に対するペナルティの強化及び移動制限命令に協力した養鶏農家に対する助成措置の制度化の必要性が指摘されることとなった。

このような中、3月16日、「鳥インフルエンザ対策に関する関係閣僚による会合」において、関係府省庁の連携により、まん延の防止、食に対する不安の払拭、人への感染防止等の措置を引き続き推進するとともに、関連する法制度の整備、予算措置を含め、総合的対策を講じていくことを内容とする「鳥インフルエンザ緊急総

合対策」が策定された。

これを踏まえ、第159回国会において、政府は、4月6日、**家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案**を提出した。

また、民主は、同月5日、国家の危機管理として国が責任をもって鳥インフルエンザ問題に対応すべきとの考えのもとに、**高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案**を議員立法として提出した。

イ 関連議案の概要

(ア) BSE問題関連

a 牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（鹿野道彦君外5名提出）

我が国に牛肉等を輸出する国についてBSEの発生するおそれの程度を評価すること、指定国から輸入される牛肉等について我が国と同等以上の基準によるBSE検査や特定危険部位の除去が行われたことの証明を求めること等の措置を講じようとするものである。

b 輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（鹿野道彦君外5名提出）

我が国に牛肉を輸出する国でBSEが発生した場合に我が国において生じるおそれのある事態に迅速に対応するための措置の実施の基礎とするとともに、輸入牛肉に関する情報の提供を促進するため、輸入事業者による輸入牛肉台帳等の作成、販売業者等による輸入牛肉個体識別符号等の表示等の措置を講じようとするものである。

(イ) 鳥インフルエンザ問題関連

a 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出）

鳥インフルエンザの発生などにかんがみ、家畜伝染病のまん延防止措置を講じなかった者に対する手当金の不交付、家畜の所有者が届出義務に違反した場合の罰則強化、家畜等の移動制限を受けた所有者に対する助成等の措置を講じようとするものである。

b 高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案（菅直人君外6名提出）

鳥インフルエンザの発生に起因して生じた事態に対処するため、緊急対策本部の設置、感染のおそれがある場合における届出の義務づけ、国による損失の全額補てん等の緊急措置を講じようとするものである。

ウ 審議経過

(ア) 第159回国会

a BSE問題

平成16年1月27日、農林水産委員会において、米国BSE問題及び鳥インフルエンザ問題について集中審議が行われた。2月26日、4月27日、6月9日、農林水産関係の基本施策に関する件等について審議が行われた際、米国産牛肉の輸入再開問題、「食品安全委員会」における議論の状況等について質疑が行われた。

BSE問題に関連する法律案として、民主、共産、社民は3会派共同で**牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案及び輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案**を4月2日に提出した。

両法律案は、6月11日、農林水産委員会に付託されたが、いずれも継続審査となった。

b 鳥インフルエンザ問題

平成16年1月27日、農林水産委員会において、米国BSE問題及び鳥インフルエンザ問題について集中審議が行われた。2月26日には、農林水産関係の基本施策に関する件について審議が行われた際、鳥インフルエンザの感染経路究明と政府の対策等について質疑が行われ、3月4日には、鳥インフルエンザ問題について集中審議が行われた。また、同日、予算委員会において、食の安全に関する集中審議が行われた際、鳥インフルエンザ問題について質疑が行われた。

鳥インフルエンザ問題に関連する法律案として、民主から**高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案**が4月5日に、政府から**家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案**が同月6日にそれぞれ提出され、同月8日に本会議において、

趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、農林水産委員会に付託された。

同委員会においては、同月 21 日、両法律案の提案理由の説明を聴取し、同月 27 日、質疑が行われ、**高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案**は賛成少数で否決すべきものと議決された。また、**家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案**は、全会一致で可決すべきものと議決された。

5月7日の本会議において、**高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案**は否決され、**家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案**は可決された。

参議院においては、同月 26 日の本会議で、**家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案**が可決され、成立した。

(イ) 第 160 回国会

平成 16 年 8 月 4 日、農林水産委員会において農林水産関係の基本施策に関する件について審議が行われた際、米国における BSE 対策の現状等について質疑が行われた。また、閉会中の 10 月 5 日には、国内 BSE 対策についての「食品安全委員会」の中間とりまとめ等について質疑が行われた。

なお、第 159 回国会に、民主、共産、社民が共同提出し、継続審査になっていた BSE に係る 2 法律案は、引き続き継続審査となった。

(ウ) 第 161 回国会

平成 16 年 10 月 13 日、小泉内閣総理大臣の所信表明演説に対する質疑が行われた本会議において、また、同月 19 日、予算委員会において、国内の BSE 対策の見直し、米国産牛肉の輸入再開問題等について質疑が行われた。

同月 27 日及び 11 月 30 日、農林水産委員会において、農林水産関係の基本施策に関する件について審議が行われた際、日米政府の牛肉貿易再開に係る認識共有の意義等について質疑が行

われた。

また、第 159 回国会に、民主、共産、社民が共同提出し、継続審査となっていた BSE に係る 2 法律案については、11 月 30 日、農林水産委員会において、提案理由の説明を聴取し、同日、質疑が行われたが、いずれも継続審査となった。

エ 主な質疑事項

(ア) BSE 問題

主な質疑事項は、①国内の BSE 対策の見直しと米国産牛肉の輸入再開交渉との関係、②米国の BSE 対策（BSE 検査方法、特定危険部位の除去、飼料規制、牛の個体識別制度等）に対する評価、③日米政府の牛肉貿易再開に係る認識共有の意義、④米国産牛肉の輸入再開交渉に当たり我が国と同等の BSE 対策（BSE 全頭検査の実施、特定危険部位の除去）を求める必要性、⑤米国における牛の月齢判定の正確性、⑥海外の食料の安全性を査察する必要性、⑦中国及びメキシコからの輸入牛肉等に対してリスク評価を行う必要性、⑧「食品安全委員会」が BSE 対策の国内措置の見直しに着手した経緯、⑨地方公共団体が自主的に行う BSE 検査への国庫補助に対する政府の見解、⑩輸入牛肉トレーサビリティ制度導入の必要性及び国際協定との整合性等であった。

(イ) 鳥インフルエンザ問題

主な質疑事項は、①鳥インフルエンザの感染経路の究明状況及び早期究明の必要性、②鳥インフルエンザに関する総合的な特別立法の必要性、③移動制限区域内の養鶏農家等に対する支援措置及び恒久的な補償措置の必要性、④鳥インフルエンザのまん延防止における国と地方の役割分担の在り方、⑤鳥インフルエンザワクチンの使用についての国の考え方、⑥鶏卵及び鶏肉の風評被害対策等であった。

(9) 道路4公団民営化関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団（以下「道路4公団」という。）は、有料道路事業を通じて、全国的な自動車交通網を構成し、我が国の経済活動及び国民生活を支えるなど大きな役割を果たしてきた。

その一方で、道路4公団の財務状況は、現在、債務は総額約40兆円（平成14年度末）となっており、供用されている高速自動車国道のうち約半数が料金収入で管理費・金利等が賄えない路線となっている。また、高速自動車国道の整備計画決定区間のうち未供用区間についても、交通需要の観点から採算性が疑問視されるなど、このまま建設を進めていくと、今後一層債務が増加し、新たな国民負担が発生するおそれが懸念された。このような状況から、特に、採算性の確保、効率性の向上、経営責任の明確化などが要請されることとなり、そのためには、民営化をも視野に入れた抜本的な改革が必要との主張がなされてきた。

平成12年12月の「行政改革大綱」において、すべての特殊法人等の事業及び組織の全般について、抜本的な見直しを行うこととされた。平成13年12月に「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定され、道路4公団の民営化の方針が正式に決定された。ここで、道路4公団に代わる新たな組織及びその採算性の確保については、内閣に置く第三者機関において検討するとされた。

平成14年6月、道路4公団に代わる新たな組織と採算性の確保の在り方を検討する第三者機関として「道路関係四公団民営化推進委員会」（以下「民営化委員会」という。）が内閣府に設置され、35回に及ぶ会議の結果、12月6日に内閣総理大臣に意見書を提出した。

意見書の内容は、「必要性の乏しい道路建設をストップし、現在の約40兆円に達する道路関係四公団の債務を国民負担ができる限り少なくなるよう長期固定で確実に返済していくこと」を最優先するとともに、「民営化と同時に弾力的な料金設定等による料金引き下げやサービスの向

上を実現するような、国民全体にメリットのある改革を実現する」ことを目的とし、道路4公団の資産と債務を引き継ぐ「保有・債務返済機構」と道路を管理・運営する「新会社」を設立、通行料金（料金に適正な利潤を含む）を平均1割引下げ、新会社は発足後10年を目途に機構から道路資産を買い取った後は早期に上場を目指す、新会社は採算性等を判断し自主的に建設に参画、新会社の建設資金は自己調達などとするものであった。

民営化委員会の意見の取扱いについては、同月17日の閣議決定により、政府は、同委員会の意見を基本的に尊重する方針のもと、必要に応じ与党とも協議しながら、改革の具体化に向けて検討を進めることとされた。

意見書の提出から約1年後の平成15年12月22日、政府・与党協議会は民営化のスキームとなる「道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて」（以下「基本的枠組み」という。）を決定した。

基本的枠組みは、「民間にできることは民間に委ねる」との基本原則に基づき、①約40兆円に上る債務を確実に返済、②真に必要な道路を、新会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担のもとで建設、③民間ノウハウの発揮により、多様で弾力的な料金設定やサービス等の提供を目的としている。

基本的枠組みでは、意見書の内容が概ね採用されているが、通行料金に会社の利潤を含めないこと、会社が道路を保有しないことなど、一部については採用されなかった。

以上のような経緯から、政府は、基本的枠組みの内容に基づき4法律案を取りまとめ、第159回国会に提出した。

4法律案とは、会社の設立、業務について規定する**高速道路株式会社法案**、機構の設立、業務について規定する**独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案**、会社が有料道路事業を行う場合の手続等について規定する**日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案**及び民営化に伴う経過措置等について規定する**日本道路公団等民営化関係法施行法案**である。

また、民主は、現在の道路4公団の債務を清算し、高速道路を無料開放することにより、地域の活性化と日本経済の再生が可能となるとの考えから、平成15年の衆議院議員総選挙に向けたマニフェストで高速道路を3年以内に原則無料開放することを掲げたところであり、これをベースに法案化を進め、第159回国会に、議員立法として**高速道路事業改革基本法案**を提出した。

イ 関連議案の概要

(ア) 高速道路株式会社法案（内閣提出）

道路4公団を民営化し、高速道路の建設・管理・料金徴収を効率的に行わせるため、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）を設立するもので、その主な内容は次のとおりである。

- a 会社は、有料道路事業のほかサービスエリア、パーキングエリアの事業等を実施できること。
- b 会社は、有料道路事業を営むときは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と貸付料等を内容とする協定を締結すること。
- c 政府等は、会社の総株式の3分の1以上を保有すること。
- d 会社は、代表取締役の選定等の決議、事業計画等について、国土交通大臣の認可を受けること。

(イ) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（内閣提出）

道路4公団の民営化の円滑な実施を図るため、高速道路に係る道路資産の保有及び会社に対する貸付け、債務の早期の確実な返済等を行う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）を設立するもので、その主な内容は次のとおりである。

- a 機構は、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路ごとに、協定を締結し、業務実施計画を作成して、国土交通大臣の認可を受けること。

- b 機構は、会社が建設した道路資産と併せて債務も引き受けなければならないこと。
- c 機構が会社に道路を貸し付ける際の貸付料の額は、債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償うものであること。
- d 機構は、民営化から45年後までに債務の返済等を完了させ、解散すること。

(ウ) 日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

道路4公団の民営化に伴い、道路整備特別措置法等道路関係法律について所要の規定の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- a 道路整備特別措置法の一部改正
 - (a) 従来の公団に対する施行命令方式等を廃止すること。
 - (b) 会社は、機構と協定を締結し、工事の内容、料金等について国土交通大臣に事業許可を申請して事業を実施できること。
 - (c) 会社が徴収する料金の額は、貸付料及び維持管理費を料金徴収期間内に償うものとし、その徴収期間の満了日は、民営化後45年を超えてはならないこと。
 - (d) 会社が建設する高速道路の道路資産は、工事完了後は機構に帰属するとともに、機構に帰属する道路資産は、料金徴収期間満了後は、道路管理者に帰属すること。
- b 道路法及び高速自動車国道法の一部改正
高速自動車国道等と連結することができる施設として、休憩所、給油所等を追加すること。

(エ) 日本道路公団等民営化関係法施行法案（内閣提出）

道路4公団の民営化に伴い、前記3法律の施行に関し、所要の経過措置を定めるとともに、関係法律の廃止及び改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- a 会社及び機構の設立に関し、会社の設立委員の任命その他所要の手續を定めること。
- b 公団の業務及び権利義務について、会社及び機構への円滑な引継ぎを図るため所要の

措置を定めること。

- c 公団が行っている道路事業について、供用中の高速道路については、当該高速道路を事業範囲とする会社が管理及び料金徴収を行うものとし、建設中又は調査中の高速道路については、国土交通大臣が会社と協議して、会社が建設を行うべき高速道路を指定できること。
- d 日本道路公団法等の5法律を廃止するほか、所要の改正を行うこと。

(オ) 高速道路事業改革基本法案（岩國哲人君外4名提出）

高速道路事業の抜本的改革を推進するもので、その主な内容は次のとおりである。

- a 高速道路事業の改革は、道路4公団の管理する高速道路の通行又は利用について料金を徴収しないことによりその有効利用を図るとともに、真に必要な範囲で新たな高速道路の整備を行うことにより高速道路の円滑で快適な利用を図り、もって地域の活性化と我が国の経済社会の活力の向上に寄与するとともに、高速道路事業に係る予算の重点化及び効率化に資することを基本として行われること。
- b 高速道路事業の改革に関する基本方針として、高速道路の3年以内の原則無料開放、道路4公団の解散とその債務及び資産の国等への承継、高速道路を管理する法人の設立、新たな高速道路の整備等について定めること。
- c 高速道路事業改革を推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする高速道路事業改革推進本部を設置すること。
- d 本部は、基本方針に基づき、道路4公団の解散、資産及び債務の承継、円滑な交通の確保のための課金制度、新たな高速道路の整備に関する基本的方針、公団職員の再就職の促進等を内容とする高速道路事業改革推進計画を作成すること。

ウ 審議経過

内閣提出の4法律案は、第159回国会の平成16年3月9日に提出された。同月30日の本会

議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、国土交通委員会に付託された。同委員会においては、翌31日、提案理由の説明を聴取し、4月2日に質疑に入った。同月6日及び9日には、小泉内閣総理大臣に対する質疑、13日には、8名の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。また、4月14日に民主から**高速道路事業改革基本法案**（民主案）が提出され、同日、国土交通委員会に付託され、提案理由の説明を聴取した。

その後、内閣提出の4法律案及び民主案は一括して審査が進められ、同月19日には、滋賀県及び大分県においていわゆる地方公聴会が開会された。同月20日には、8名の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われ、同月23日には、再度、小泉内閣総理大臣に対する質疑が行われるなど、総計54時間に及ぶ審査が重ねられた。同日、民主案は、賛成少数で否決すべきものと議決され、内閣提出の4法律案は、いずれも賛成多数で可決すべきものと議決された。なお、内閣提出の4法律案に対し、11項目の附帯決議が付された。

4月27日、本会議において、民主案は否決され、内閣提出の4法律案はいずれも可決された。

参議院においては、6月2日の本会議で、内閣提出の4法律案はいずれも可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、①道路4公団を民営化することの意義、②公団方式の問題点、③意見書と基本的枠組みとの相違点及び相違した理由、④会社の道路事業以外の事業展開、⑤政府等による会社の株式保有割合を3分の1とした理由及びそのために会社の経営自主性が制限されるおそれ、⑥料金収入から利潤を得られない会社の経営見通し及び上場の可能性、⑦債務を45年以内に確実に返済できる見通し、⑧機構を独立行政法人として設立する理由、⑨整備計画区間9,342km及び予定路線11,520kmの整備見通し、⑩新規建設に係る会社の自主性確保の必要性、⑪料金設定の在り方と料金値下げの必要性、⑫ファミリー企業の民営化後の取扱い、⑬建設コスト削減の具体的方策、⑭民主案による料金を無料化した場合の債務返済の財源等であった。

(10) 有事法制関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

第156回国会の平成15年6月6日、安全保障会議設置法一部改正法案、武力攻撃事態対処法案（正式名称は「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」、自衛隊法等一部改正法案のいわゆる有事関連3法案が成立し、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態への対処態勢が一応整備されることとなった。

武力攻撃事態等対処法においては、武力攻撃事態等に際して、国民を武力攻撃災害から守るための避難・誘導、被害の復旧などについて定める法制（国民保護法制）をはじめとする武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制（事態対処法制）の整備が規定されていた。また、衆参両院の委員会附帯決議により、国民保護法制の整備は、武力攻撃事態等対処法施行日から1年以内を目標として行うべきことが政府に求められた。

政府は、武力攻撃事態等対処法の成立を受け、同年6月、内閣に内閣官房長官を本部長とする国民保護法制整備本部を設置し、同本部を中心に、国民保護法制をはじめとする事態対処法制の検討・策定作業に着手した。

事態対処法制中の国民保護法制については、都道府県知事との意見交換会において、知事への権限集中や国による放射性物質等の汚染対処の必要性、大規模テロ等の緊急事態にも適用できるようにすべきである等の意見等が出されていた。同本部は、こうした意見を踏まえ、11月21日、「国民の保護のための法制の「要旨」」を作成、公表した。

次いで、12月26日、「国民の保護のための法制の法案作成に当たっての考え方」を決定した。その主な内容は、①武力攻撃事態に準ずる大規模テロ等（原発への攻撃、毒物の散布など）への対応について、国民保護法制上の措置を講ずることができるようにする、②基本指針や各指定行政機関の国民保護計画について、法施行後速やかに策定できるように地方自治体などの意見を十分に聴いて検討を進める、③指定公共機関を法施行後速やかに指定できるように関係事

業者の意見を聴きつつ調整を行う等であった。

平成16年2月24日、同本部は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案要綱（案）」を公表するとともに、その参考資料の中で、政府が国会に提出しようとする7法律案及び3条約の概要を明らかにした。

こうした経緯を経て、3承認案件及び7法律案（以下「10案件」という。）が、第159回国会の3月9日に提出された。

イ 関連議案の概要

（ア）日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件

日米共同訓練、国際連合平和維持活動、周辺事態に際しての活動等に必要な物品又は役務の提供について、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定が定める自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の相互主義の原則に基づく枠組みを、武力攻撃事態若しくは武力攻撃予測事態に際して我が国に対する武力攻撃を排除するために必要な活動並びに国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進等のための活動にも適用し得るようにするため、現行協定を改正しようとするものである。

（イ）1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）の締結について承認を求めるの件

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約を補完・拡充することにより、国際的な武力紛争の犠牲者を一層保護しようとするものである。

(ウ) 1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約を補完・拡充することにより、非国際的な武力紛争の犠牲者を一層保護しようとするものである。

(エ) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（内閣提出）

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めようとするものである。

(オ) 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（内閣提出）

武力攻撃事態等において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に従って我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置（行動関連措置）について定めようとするものである。

(カ) 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（内閣提出）

武力攻撃事態等における特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波）の利用に関し、指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、その総合的な調整を図ろうとするものである。

(キ) 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（内閣提出）

国際的な武力紛争において適用される国際

人道法に規定する重大な違反行為を処罰しようとするものである。

(ク) 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（内閣提出）

武力攻撃事態に際して、我が国領海又は我が国周辺の公海（排他的経済水域を含む。）における外国軍用品等の海上輸送を規制するため、防衛出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手續並びに防衛庁に設置する外国軍用品審判所における審判の手續等を定めようとするものである。

(ケ) 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（内閣提出）

武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるようにするとともに、武力攻撃事態において捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法的確な実施を確保するため、武力攻撃事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに関し必要な事項を定めようとするものである。

(コ) 自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の改正に伴い、その的確な実施を確保するため、アメリカ合衆国の軍隊に対する物品及び役務の提供について、その根拠及び手續に関する規定を整備しようとするものである。

ウ 審議経過

上記10案件は、第159回国会の平成16年3月9日に提出され、4月13日に本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会に付託された。同委員会においては、同月13日、提案理由の説明を聴取し、翌14日から質疑に入った。

同月23日には、シンクタンク研究員、学者等の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質

疑が行われた。

5月14日、民主から、**武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案及び武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案**に対し、それぞれ修正案が提出され、同日、趣旨の説明を聴取した。

しかし、法律案の内容をより国民の理解を得られるものにすべきであるとの考えを踏まえ、自民、民主、公明の3会派による協議を行った結果、同月19日に修正案の撤回が許可され、同日改めて、上記2法律案に対し、上記3会派共同提出の修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、内閣の意見を聴取した。

上記3会派共同提出の修正案のうち、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案に対する修正案」の主な内容は、

- (ア) 武力攻撃事態等対策本部に、対策本部長の定めるところにより同対策本部の事務(国民の保護のための措置に関する事務に限る。)の一部を行う組織として、武力攻撃事態等現地対策本部を置くことができることとし、内閣総理大臣は、現地対策本部を置いたときは、国会に報告しなければならないものとする
- (イ) 国民の保護のための措置についての訓練を行う場合においては、災害対策基本法の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するとともに、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が地方公共団体の長等と共同して行う訓練に係る費用で地方公共団体が支弁したものについては、政令で定めるものを除き、国が負担するものとする
- (ウ) 武力攻撃事態等対処法に緊急対処事態対処方針に関する規定を設け、事態の認定を含む同対処方針の国会の承認に係る所要の規定を置くとともに、国会が緊急対処措置を終了すべきことを議決したときは、同対処方針の廃止について、閣議の決定を求めなければならないものとする

等であった。

また、「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案に対する修正案」の内容は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案の修正に伴い、緊急対処事態の定義は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に

関する法律によるものとする、であった。

5月20日、同委員会において10案件が採決され、**武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案及び武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案**は賛成多数で修正議決すべきものと議決され、他の5法律案は賛成多数で可決すべきものと議決された。3承認案件については、**日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件**が賛成多数で承認すべきものと議決され、他の2承認案件は、全会一致で承認すべきものと議決された。

また、**武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案**に対しては、緊急事態において国民の権利利益の迅速な救済が図られるよう、本法律施行後1年を目途として、その手続や文書の適正な管理などの在り方について必要な検討を行い、その結果に基づき、適切な体制の整備等必要な措置を講ずること等を内容とする附帯決議が付された。

同日、本会議において、10案件はいずれも可決、承認された。

参議院においては、6月14日、参議院本会議で、10案件は、いずれも可決、承認され、成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、①民間防衛組織を整備する必要性、②自主防災組織やボランティアによる活動への支援の在り方、③指定公共機関に民間放送事業者を含める理由、④緊急対処事態の具体的な内容及び想定される類型、⑤捕虜収容所の設置場所及び施設の概要、⑥自衛隊員が捕虜を虐待した場合の対処の方法、⑦停船検査が交戦権の行使となる可能性、⑧停船検査等の実施が可能な「我が国周辺の公海」の範囲、⑨行動関連措置の具体的な内容、⑩地方公共団体及び事業者が要請される協力の内容、⑪米軍に対する弾薬の提供が武力行使との一体化に該当する可能性、⑫港湾施設の利用指針の性格及び事項等であった。

3 国政選挙結果

(1) 平成 16 年 4 月統一補欠選挙

平成 12 年の公職選挙法の改正により、衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙の期日は原則として年 2 回（4 月第 4 日曜日、10 月第 4 日曜日）に統一された。

平成 16 年 4 月の第 4 日曜日である 4 月 25 日には、衆議院埼玉県第 8 区、同広島県第 5 区、同鹿児島県第 5 区の 3 選挙区において補欠選挙（4 月 13 日告示）が行われた。選挙結果は次のとおりである。

なお、参議院議員の補欠選挙は、補欠選挙の対象となる欠員がないため実施されなかった。

衆・埼玉県第 8 区（新井正則君 H16. 1. 19 辞職）			
立候補者数	3 人	投票率	35. 22%
当 選 人	柴山 昌彦（自由民主党）		
衆・広島県第 5 区（池田行彦君 H16. 1. 28 死去）			
立候補者数	3 人	投票率	55. 52%
当 選 人	寺田 稔（自由民主党）		
衆・鹿児島県第 5 区（山中貞則君 H16. 2. 20 死去）			
立候補者数	3 人	投票率	54. 92%
当 選 人	森山 裕（自由民主党）		

(2) 第 20 回参議院議員通常選挙

第 20 回参議院議員通常選挙は、平成 16 年 6 月 24 日に公示され、7 月 11 日を投票日として実施された。

今回の通常選挙は、参議院議員の比例代表選挙に非拘束名簿式比例代表制が導入されてから 2 度目の選挙であった。参議院議員の定数は、平成 12 年の公職選挙法の改正により 10 人削減され、選挙区 152 人→146 人、比例代表 100 人→96 人となった（参議院は半数改選のため、前回通常選挙とあわせた 2 回の通常選挙において 5 人ずつ削減）。また、平成 15 年の公職選挙法の改正により、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、新たに選挙期日前においても選挙期日と同様に投票を行うことができる「期日前投票制度」が創設されたが、今回、初めて全国規模で実施された。

今回の通常選挙の改選議席は選挙区が 73、比例代表が 48、計 121 であり、それに対し、立候補者は選挙区が 192 人、比例代表が 128 人、計 320 人であった。党派別内訳は表 1 のとおりである。

競争率は選挙区で 2. 63 倍、比例代表で 2. 67 倍であり、また、女性の立候補者は 66 人であった。

第 20 回参議院議員通常選挙の当選人数の党派別内訳は表 2 のとおりである。

（表 1）党派別立候補者数

	選挙区	比例代表	計
自由民主党	48	33	81
民 主 党	48	26	74
公 明 党	3	17	20
日本共産党	46	25	71
社会民主党	10	5	15
みどりの会議	0	10	10
女 性 党	0	10	10
維新政党・新風	8	2	10
諸 派	1	0	1
無 所 属	28	0	28
計	192	128	320

（表 2）党派別当選人数

	選挙区	比例代表	計
自由民主党	34	15	49
民 主 党	31	19	50
公 明 党	3	8	11
日本共産党	0	4	4
社会民主党	0	2	2
無 所 属	5	0	5
計	73	48	121

自由民主党及び公明党の連立与党は、自由民主党が選挙前より1議席減、公明党が1議席増で合わせて60議席となり、改選121議席の過半数を確保することはできなかった。しかし、非改選の79議席を合わせると139議席となり、全242議席の過半数を維持した。

一方、野党各党は、民主党は改選38議席から50議席へ大幅に議席を増やし、比例代表選挙において第1党になり、選挙区を合わせた獲得議席も自由民主党を上回った。日本共産党は15議席から4議席へと大きく議席を減らし、また、

社会民主党は改選2議席を確保した。

女性の当選人は15人で、前回の18人よりも3人減となった。

今回の通常選挙の投票率は、選挙区56.57%、比例代表56.54%であり、前回通常選挙の選挙区56.44%、比例代表56.42%をわずかではあるがそれぞれ上回る結果となった。

(3) 平成16年10月統一補欠選挙

衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙は、補欠選挙の対象となる欠員がないため実施されなかった。

第2

本会議の概況

第2 本会議の概況

【第159回国会】

1 国務大臣の演説及び質疑

平成16年1月19日に小泉内閣総理大臣の施政方針演説、川口外務大臣の外交演説、谷垣財務大臣の財政演説、竹中経済財政政策担当大臣

の経済演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、同月21日及び22日に各党の代表質問が行われた。

(1) 小泉内閣総理大臣の施政方針演説

(はじめに)

昨年11月に行われた総選挙において国民の信任をいただき、再び内閣総理大臣の重責を担うことになりました。

構造改革なくして日本の再生と発展はないというこれまでの方針を堅持し、「天の將に大任をこの人に降さんとするや、必ずまずその心志を苦しめ、その筋骨を勞せしむ」という孟子の言葉を改めてかみしめ、断固たる決意を持って改革を推進してまいります。

私は、就任以来、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にとの方針で改革を進めるとともに、国際社会の一員として我が国が建設的な役割を果たすことに全力を傾けてまいりました。

我々が目指す社会は、国民一人一人や、地域、企業が主役となり、努力が報われ、再挑戦できる社会であります。現場の知恵や創意工夫は、日本の潜在力を生かした経済成長につながります。国は、国民の安全と安心を確保しなければなりません。国民、地域、企業の努力を支援するとともに、科学技術を振興し、我が国の将来の発展基盤を整備いたします。国際社会にあっては、世界の平和と繁栄を実現するため積極的に貢献いたします。

本年は、これまでの改革の成果を生かすとともに、郵政事業や道路公団の民営化、地方分権を進める三位一体の改革、年金改革など、これまで困難とされてきた改革を具体化し、日本再生の歩みを確実にする年であります。私は、自

由民主党及び公明党による連立政権の安定した基盤に立って、改革の芽を大きな木に育て、自信と誇りに満ちた、世界から信頼される国を実現したいと思っております。

(イラク復興支援とテロとの闘い)

昨年11月、イラク復興支援に中心的な役割を果たす中で殉職された奥克彦大使、井ノ上正盛一等書記官のお二人に、改めて心から哀悼の意を表します。

イラクに安定した民主的政権ができることは、国際社会にとっても、中東にエネルギーの多くを依存する我が国にとっても、極めて重要であります。国際社会がテロとの闘いを続けている中で、テロに屈してイラクをテロの温床にしてしまえば、イラクのみならず世界にテロの脅威が広がります。イラク人によるイラク人のための政府を立ち上げて、イラク国民が希望を持って自国の再建に努力することができる環境を整備することが、国際社会の責務であります。

現在、37か国がイラク国内で活動し、90を超える国と国際機関が支援に取り組んでおります。国連も、すべての加盟国に対し、国家再建に向けたイラク人の努力を支援することを要請しております。

戦後、我が国は、多くの国から援助を受けて発展し、今や世界の国々を支援する立場になりました。日本の平和と安全は日本一国では確保できません。世界の平和と安定の中に日本の発展と繁栄があります。イラクの復興に我が国は積極的に貢献してまいります。

その際、物的な貢献は行うが、人的な貢献は危険を伴う可能性があるから他の国に任せるといふことでは、国際社会の一員として責任を果たしたとは言えません。資金協力と自衛隊や復興支援職員による人的貢献を車の両輪として進めてまいります。

資金面では、当面の支援として、電力、教育、水・衛生、雇用などの分野を中心に総額 15 億ドルの無償資金を供与するとともに、中期的な電気通信、運輸等の経済基盤の整備も含め、総額 50 億ドルまでの支援を実施することとしており、真にイラクの復興に生かされるよう努めてまいります。

人的な面では、イラクが必ずしも安全とは言えない状況にあるため、日ごろから訓練を積み、厳しい環境においても十分に活動し、危険を回避する能力を持っている自衛隊を派遣することといたしました。武力行使はいたしません。戦闘行為が行われていない地域で活動し、近くで戦闘行為が行われるに至った場合には、活動の一時休止や避難等を行い、防衛庁長官の指示を待つこととしております。安全確保のため、万全の配慮をいたします。

自衛隊は、海外の平和活動で大きな成果を上げており、イランでも、大地震による被災者支援のための物資の輸送に当たりました。イラクにおいても、現地社会と良好な関係を築きながら、医療、給水、学校等公共施設の復旧整備や物資の輸送など、イラクの人々から評価される支援ができると考えております。

自衛隊は、既に現地において人道復興支援活動に着手しておりますが、今後、現地の情勢や治安状況を注視しつつ、本格的な支援活動を行ってまいります。困難な任務に当たる自衛隊員に敬意を表します。

世界各国が協力してイラク復興を支援するよう、今後とも外交努力を重ねるとともに、中東和平に尽力し、アラブ諸国との対話を深めてまいります。

アフガニスタンにおけるテロとの闘いは依然として続いております。昨年 12 月にリビアが大量破壊兵器の開発計画の廃棄と即時の査察受入れを決定したことは、大きな意義を有するものであります。北朝鮮を含め、他の国にも責任ある対応を強く期待します。テロの防止、根絶及

び大量破壊兵器の不拡散に向けた国際的取組に引き続き積極的に参画してまいります。

（進展する改革 — 「官から民へ」「国から地方へ」の具体化 —）

日本経済は、企業収益が改善し、設備投資が増加するなど、着実に回復しております。経済成長はこの 1 年半連続で実質プラスになり、名目でも過去半年プラスとなりました。雇用情勢は厳しいものの、求人が増加するなど、持ち直しの動きがあり、物価にも下げ止まりの兆しがあります。平成 15 年度の補正予算は、14 年ぶりに国債を増発することなく編成いたしました。国主導の財政出動に頼らなくても構造改革の成果があらわれています。

地域の再生は、元気な日本経済を実現するかぎです。民間の活力と地方のやる気を引き出す金融、税制、規制、歳出の改革をさらに加速し、政府は日銀と一体となって、デフレ克服と経済活性化を目指してまいります。

民間にできることは民間にとの方針のもと、最大の課題は、郵貯、年金を財源とする財政投融资を通じて特殊法人が事業を行う公的部門の改革であるとの認識で行財政改革を進めてまいりました。

改革の本丸ともいふべき郵政事業の民営化については、現在、経済財政諮問会議において具体的な検討を進めております。本年秋ごろまでに国民にとってよりよいサービスが可能となる民営化案をまとめ、平成 17 年に改革法案を提出いたします。

道路関係 4 公団については、競争原理を導入し、ファミリー企業を見直すとともに、日本道路公団を地域分割したうえで民営化いたします。9,342 キロの整備計画を前提とすることなく、一つ一つの道路を厳格に精査し、自主性を確保された会社が建設する有料道路と国みずからが建設する道路に分けるとともに、抜本的見直し区間を設定いたしました。規格の見直しなどによる建設コストの徹底した縮減により、有料道路の事業費を当初の約 20 兆円からほぼ半分減らします。債務は民営化時点から増加させず、45 年後にはすべて返済いたします。また、通行料金を当面平均 1 割程度引き下げるとともに、多様なサービスを提供してまいります。このような改革は、民営化推進委員会の意見を基本的

に尊重したものであります。今国会に関連法案を提出し、平成 17 年度に民営化を実現いたします。

財政投融资については、郵貯、年金の預託義務を既に廃止するとともに、規模の圧縮を進め、平成 16 年度当初計画の規模は、平成 8 年度の約 40 兆円から半減し、20 兆円になりました。

163 の特殊法人のうち既に 8 割を、廃止、民営化、独立行政法人化することにより、事業を徹底して見直し、透明性を高め、評価を厳正に行うこととしました。特殊法人や独立行政法人の役員退職金は大幅に引き下げ、国家公務員並みといたします。

国家公務員の定員については、治安や入国管理など真に必要な分野で増員しつつ、全体として削減します。

公務員制度改革については、公務員が国民全体の奉仕者として職務に専念できるよう、具体化を進めてまいります。

地方にできることは地方にとの原則のもと、三位一体改革は大きな一歩を踏み出しました。平成 16 年度に補助金 1 兆円の廃止・縮減等を行うとともに、地方の歳出の徹底的な抑制を図り、地方交付税を 1 兆 2,000 億円減額いたします。また、平成 18 年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとし、当面の措置として所得譲与税を創設し、4,200 億円の税源を移譲します。平成 18 年度に向け、全体像を示しつつ、地方の自由度や裁量を拡大するための改革を推進いたします。

現行特例法の期限後も引き続き市町村合併を推進するための措置を講じます。

道州制については、北海道が地方の自立・再生の先行事例となるよう支援してまいります。

(暮らしの改革の実現)

構造改革は国民の暮らしを変えつつあります。

世界最先端の I T 国家に向け、高速インターネットは世界で最も速く、かつ安くなり、株式取引に占めるインターネット取引の割合は 3 年間で 6 % から 19 % に急成長いたしました。本年度末には、国の行政機関への申請や届け出のほぼすべてを家庭や企業のパソコンから行えるようになります。技術革新と規制改革の効果が相まって、I C カードを使った定期券が普及し、電子タグを活用して店頭で食品の産地情報を提

供する試みが始まっております。家庭の I T 基盤整備につながる地上デジタルテレビジョン放送の普及を促進し、暮らしの中で I T を実感できる社会を実現いたします。情報通信の安全対策を強化し、信頼性を高めつつ、電子政府を推進します。I T 分野におけるアジアとの国際協力を推進いたします。

廃棄物の発生を減らすため、消費者のみならず生産者が積極的な役割を果たす仕組みを、家電、自動車、パソコンなど製品の特性に応じて整えてまいりました。身近なところでは、既にほぼすべての中央省庁食堂において生ごみのリサイクルを実施しております。トウモロコシやおがくずで作る食器などのバイオマス製品の試験利用も進められております。

香川県豊島では、多くの関係者の努力により、不法投棄により損なわれた美しい島を取り戻すための事業が始まっています。このような環境汚染を二度と起こさないため、できるだけ早期に大規模な不法投棄をなくし、ごみゼロ社会を目指してまいります。

組織の内部から公益のために違法行為を通報する人を保護する仕組みを整備してまいります。

(安全への備え)

国民の安全への備えは国の基本的な責務であります。

空港や港湾など水際での取締りや危機管理体制の整備、重要施設の警備など国内テロ対策を強化し、在外公館の警備や海外の日本人の安全確保に努めてまいります。大規模テロや武装不審船など緊急事態に的確に対処できる態勢を整備いたします。

有事に際して国民の安全を確保するため、関係法案の成立を図り、総合的な有事法制を築き上げてまいります。

安全保障を巡る環境の変化に対応するため、弾道ミサイル防衛システムの整備に着手するとともに、防衛力全般について見直してまいります。

世界一安全な国日本の復活は急務であります。政府を挙げ、一刻も早く国民の治安に対する信頼を回復いたします。

来年度は、地方公務員全体を 1 万人削減する中で、空き交番の解消を目指し、3,000 人を超える警察官を増員し、退職警察官も活用して交

番機能を強化いたします。安全な町づくりを含め、市民と地域が一体となった、犯罪が生じにくい社会環境の整備を進めてまいります。出入国管理を徹底し、暴力団や外国人組織犯罪対策を強化します。

被害に遭われた方々への情報提供や、保護、支援の充実に努めてまいります。

司法を国民に身近なものとするため、刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入や、全国どこでも気軽に法律相談できる司法ネットの整備など、司法制度改革を進めてまいります。

昨年交通事故死者数は、46年ぶりに8,000人を下回りました。10年間で5,000人以下にすることを目指します。

学校、病院など重要な建築物と住宅の耐震化を促進し、消防・防災対策を強力に推進します。住居の確保などの被災者支援をはじめ、災害復旧復興対策を充実してまいります。

（安心の確保）

若者と高齢者が支え合い、国民が安心して暮らすことができる社会保障制度を構築してまいります。

年金については、少なくとも現役世代の平均的収入の50%の給付水準を確保しつつ、負担が過大とならないよう保険料を極力抑制する一方、年金課税の適正化により基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げに道筋をつける改革案を取りまとめました。今国会に関係法案を提出します。

医療や介護については、将来にわたり良質で効率的なサービスを国民が享受できるよう基盤を整備するとともに、安定的な運営を目指した改革を進めます。

保育所の待機児童ゼロ作戦を着実に実施し、来年度も受入児童を5万人増やすとともに、育児休業制度を充実いたします。児童手当の支給対象年齢を就学前から小学校第3学年修了まで引き上げます。子供を安心して産み、子育ての喜びを実感できる社会を目指し、少子化対策に政府一体で取り組みます。

女性が持てる能力を発揮し、さまざまな分野で活躍すれば、活力や多様性に満ちた社会になります。これまで女性の進出が少なかった分野も含め、女性のチャレンジする意欲を支援してまいります。

建築物や公共交通機関のみならず、制度や意識も含めて社会のバリアフリー化を促進するとともに、人権に関する教育や啓発を進め、だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会を構築してまいります。

消費者の視点に立って、BSEへの対応をはじめ食の安全と信頼を確保いたします。SARSや鳥インフルエンザ対策に万全を期します。

（地域の再生と経済活性化）

歴史と文化を生かし自然との共生を目指す琵琶湖・淀川流域圏の再生が始まりました。稚内や石垣では、港と町の連携に加え、海外や周辺観光地との交流を促進し、観光振興と市街地の活性化に向けた施策が動き出しています。松山では、小説「坂の上の雲」をモデルに、歩きやすく住みやすい町づくりが進んでいます。地域の知恵や民間のやる気を生かし、全国で都市再生を進めてまいります。

昨年4月から開始した構造改革特区が動き出しております。群馬県太田市では、小学校から英語で授業を実施する小中高一貫校を開設することとしたところ、定員の2倍の入学希望者がありました。国際物流特区では、夜間の通関取扱件数が大幅に増加し、輸出入も増えるなど、目に見える成果が上がっています。幼稚園と保育所の幼児が一緒に活動できる幼保一体化特区、農家が経営する民宿でどぶろくをつくって提供できるふるさと再生特区など、各地域が知恵を絞った特区が全国に236件誕生しております。今後も特区の提案を着実に実現していくとともに、その成果を速やかに全国に広げてまいります。

2010年に日本を訪れる外国人旅行者を倍増し、住んでよし、訪れてよしの国づくりを実現するため、日本の魅力を海外に発信し、各地域が美しい自然や良好な景観を生かした観光を進めるなど、観光立国を積極的に推進いたします。

対日直接投資は、昨年5月に設置した総合案内窓口を通じて780の投資案件が発掘されるなど、着実に進展しています。5年間での倍増目標に向け、外国企業にとって日本を魅力ある市場にしています。

愛知県高浜市では、株式会社を設立して一括して業務を委託することにより、市職員の人件費を削減するとともに、地域の雇用を創出して

います。

地方自治体や企業からの要望を一括して受けとめ、行政サービスの民間開放の促進など地域の実情に合わせた制度改革や施策の連携により、経済活性化と雇用創造を通じた地域の再生を全面的に支援してまいります。

米づくりをはじめとする農業と、流通を含む食品産業の活性化を図ってまいります。やる気と能力のある経営を支援し、農産物の輸出も視野に置いた積極的な農政改革を展開いたします。美しい農山漁村づくりを目指すとともに、都市との交流を推進してまいります。

緑の雇用により、森林整備の担い手の育成と地域への定住促進を図り、多様で健全な森林の育成を推進します。

雇用対策に全力を挙げます。求人と求職のミスマッチの解消や早期再就職の支援を推進いたします。企業実習と一体となった教育訓練の実施、地域が民間を活用して実施する若者向けの職業紹介など、若者自立・挑戦プランを実施します。65歳までの雇用機会確保や中高年者の再就職を促進いたします。530万人雇用創出プログラムを着実に実施してまいります。

主要銀行の不良債権残高は、この1年半で9兆円以上減少し、不良債権比率も目標に向け順調に低下しています。平成16年度には不良債権問題を終結させます。金融機能の強化のため、新たな公的資金制度を整備してまいります。

市場における個人の資産運用を拡大し、地域や中小企業に必要な資金を行き渡らせるため、監視機能の強化や株式のペーパーレス化により証券市場への信頼と利便性を高め、銀行と証券の連携を進めます。信託業の担い手や対象を拡大し、土地担保や個人保証に頼らない資金調達を促進いたします。

昨年発足した産業再生機構は、9件の支援を決定しました。全国に設置した中小企業再生支援協議会は、2,600社を超える企業の相談にこたえ、200件近い再生計画を支援し、着実に成果を上げています。民間の英知と活力を最大限活用して、産業再生を着実に進めてまいります。

これまで1,000万円以上必要だった会社設立の資本金を1円でも可能とする特例を認めた結果、1年間で8,000近い企業が誕生しました。ベンチャー企業への個人投資を伸ばす優遇税制

を拡充し、起業や新事業への挑戦を支援してまいります。

総合規制改革会議の終了後も、民間人を主体とする新たな審議機関を設置するとともに、平成16年度を初年度とする新たな3か年計画を策定し、規制改革を加速いたします。

21世紀にふさわしい競争政策を確立するため、独禁法の見直しに取り組んでまいります。

平成16年度予算の編成に当たっては、一般歳出を実質的に前年度の水準以下に抑制しました。財政の基礎的収支は改善しております。主要な分野で増額したのは、社会保障のほか、科学技術振興と中小企業予算だけであり、それ以外についてはすべての分野を減額し、各分野においてメリ张りのきいた予算配分を行いました。新たな試みとして、成果を厳しく問う一方で、複数年度執行を弾力化するとともに、少子化対策など複数省庁にまたがる政策の予算を制度改革と組み合わせて効率化するなど、歳出の質の改善に努めてまいります。

2010年代初頭には基礎的財政収支を黒字化することを目指します。

多年度で税収を考え、多岐にわたる包括的かつ抜本的な改革を行った平成15年度税制改革は着実に効果をあらわしつつあり、来年度も1兆5,000億円の先行減税が継続します。平成16年度においては、住宅ローン減税の期限を延長するとともに、土地や株式投資信託の譲渡益課税を軽減し、個人資産の活用と土地・住宅市場の活性化を図ります。

公正で活力ある経済社会を実現するため、先般の与党税制改正大綱を踏まえ、社会保障制度の見直しや三位一体の改革と併せ、中長期的視点に立って税制の抜本的改革に取り組んでまいります。

(将来の発展への基盤作り)

地球環境の保全は小泉内閣の重要な課題であり、科学技術を活用して環境保護と経済発展の両立を図ってまいります。

京都議定書の早期発効に引き続き努力し、さらに、すべての国が参加する共通ルールの構築を目指します。

平成16年度中にすべての公用車を低公害車に切りかえる目標を掲げたことにより、企業は技術開発を加速しました。新規登録車に占める

低公害車の割合は6割を超えています。ディーゼル車について世界最高水準の排出ガス規制を実施し、世界に先駆けた環境対策を進めてまいります。太陽光による発電は世界一であります。中長期的な環境・エネルギー政策のもと、原子力発電の安全確保に全力を挙げるとともに、燃料電池や太陽光・風力発電など、クリーンエネルギーの普及を促進してまいります。地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを行い、脱温暖化に向けた努力が経済の活力となる社会を構築してまいります。

科学技術創造立国の実現に向け、ヒトゲノム解読の成果を生かした革新的ながん治療など、国民の暮らしをよくし、経済活性化につながる研究開発として、みらい創造プロジェクトを戦略的に推進します。産学官の連携を推進し、地域や民間の活力を引き出しながら、科学技術を振興してまいります。

知的財産立国を目指し、順番待ち期間ゼロの特許審査を実現し、模倣品・海賊版対策を強化します。画期的な裁判所改革として、知的財産高等裁判所を創設します。

能楽、人形浄瑠璃文楽が人類のすぐれた無形遺産としてユネスコに認定されるなど、我が国には世界に誇るべき伝統文化があります。世界で高く評価されている映画、アニメ、ゲームソフトなどの著作物を活用したビジネスを振興し、文化、芸術を生かした豊かな国づくりを進めてまいります。

新しい時代を切り拓く心豊かでたくましい人材を育成し、人間力向上のための教育改革に全力を尽くします。

初等中等教育の充実による確かな学力の育成を図ります。心身の健康に重要な食生活の大切さを教える食育を推進し、子供の体力向上に努めます。地域住民による学校を活用した小中学生の体験活動を支援するとともに、学校の安全確保のための対策を講じ、社会全体で子供をはぐむ環境を整備いたします。

本年4月には国立大学が法人化されます。活力に富み個性豊かな大学づくりを目指してまいります。意欲と能力のある若者が教育を受けられるよう、奨学金事業をさらに拡充してまいります。

教育基本法の改正については、国民的な議論

を踏まえ、精力的に取り組んでまいります。

非行問題等困難を抱える青少年を支援するとともに、青少年の社会的自立を促す対策を推進します。

政府の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図ります。

海底の天然資源開発に我が国の権利が及ぶ大陸棚を画定するため、大陸棚調査を進めます。

土地の境界や権利関係を示す地籍の調査を集中的に推進してまいります。

(外交)

北朝鮮については、日朝平壤宣言を基本に、拉致問題と、核、ミサイルなど安全保障上の問題の包括的な解決を目指してまいります。関係国と連携しつつ、6者会合等における対話を通じ、北朝鮮に対し、核開発の廃棄を強く求めてまいります。拉致被害者並びに御家族の意向も踏まえ、拉致問題の一刻も早い全面解決に向け、引き続き全力を尽くします。北朝鮮には、誠意ある行動をとるよう、粘り強く働き掛けてまいります。

日米関係は日本外交のかなめであり、国際社会の諸課題に日米両国が協力してリーダーシップを発揮していくことは我が国にとって極めて重要であります。多岐にわたる分野において緊密な連携と対話を続け、日米安保体制の信頼性の向上に努め、強固な日米関係を構築してまいります。

沖縄に関する特別行動委員会最終報告の実施に取組、普天間飛行場の移設、返還を含め、県民負担の軽減に努めるとともに、地域特性を生かした経済的自立を支援いたします。沖縄県恩納村に、世界に開かれた最高水準の教育研究を行う科学技術大学院大学を設立する構想を推進いたします。

昨年11月から金浦空港と羽田間の航空便運航が開始され、本年から韓国で日本語の歌の販売が解禁されるなど、日韓両国民の相互理解、交流はかつてないほど深まっています。日韓友好親善の機運を生かしながら、両国関係を一層高いレベルへと発展させていく考えであります。

中国との関係は最も重要な二国間関係の一つであり、昨年発足した新指導部との間で、未来志向の日中関係を発展させてまいります。日中

経済関係は貿易や投資の拡大により緊密化しており、これを相互に利益となる形で進展させるとともに、日中両国は、アジア地域、世界全体の課題の解決に向け協力いたします。

昨年1月に私とプーチン大統領との間で採択した日ロ行動計画は、幅広い分野で着実に実現されつつあります。経済分野をはじめとする大きな潜在力を生かしながら日ロ関係を発展させ、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結することを目指してまいります。

本年5月にEUの拡大を控えてダイナミックに発展する欧州は、国際社会において価値と課題を共有する大切なパートナーであり、幅広い分野において関係の強化、拡大に努めてまいります。

昨年12月に、日本ASEAN特別首脳会議を開催いたしました。採択された東京宣言に基づき、新しい時代の、共に歩み共に進むパートナーとしてASEAN諸国との関係を強化いたします。

国際社会の平和と安全に対する脅威への対応が問われている中、国連の改革に努めてまいります。

国際社会の責任ある一員として、アフガニスタン、スリランカ、東ティモールなどで、平和の定着と国づくりを支援してまいりました。我が国がより積極的に国際平和協力を推進するための体制づくりに努めます。

人間一人一人を重視する人間の安全保障の視点も踏まえ、途上国の貧困克服や持続的な成長、地球規模問題の解決に向け、ODAを戦略的に活用してまいります。

多角的貿易体制を維持強化するため、WTO新ラウンド交渉の進展に努力いたします。戦略的課題として重要性が高まりつつあるメキシコ、東アジア諸国との経済連携協定の交渉については、将来にわたる日本経済の在り方を考え、積極的に取り組んでまいります。

(むすび)

国民との対話、タウンミーティングは通算100回を数えました。今後もさまざまな形で開催いたします。

先の総選挙に関し、公職選挙法違反容疑で衆議院議員が逮捕されたことは、まことに遺憾で

あります。「信なくば立たず」、国民の信頼を得ることができるよう、政治家一人一人が襟を正さなければなりません。さらに政治改革を進め、信頼の政治の確立を目指してまいります。

我が国は、日本国憲法前文において、「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」との決意を世界に向かって明らかにしております。

青年海外協力隊の諸君は、今も世界各地で活躍しています。南太平洋のサモアで感染症対策に従事する人や、アフリカのセネガルで農業指導を行う人など、3,000人を超える日本人が、厳しい環境にもめげず、みずから進んで地域の人々のために活動しており、我が国の国際社会における信頼を高めております。

ゴラン高原や東ティモールにおける国連平和維持活動やインド洋におけるテロ対策の支援など、日本が国際社会の一員として行うべき任務を、多くの自衛官が国民を代表して遂行しております。

平和は唱えるだけでは実現できません。国際社会が力を合わせて築き上げるものであります。世界の平和と安定の中に我が国の安全と繁栄があることを考えるならば、日本も行動によって国際社会の一員としての責任を果たさなければなりません。

古代中国の思想家墨子は、「義を為すは、毀(そしり)を避け誉に就くに非ず」と述べています。すなわち、我々が世のためになることを行うのは、悪口を恐れたり、人から褒められるためではなく、人間として当然のことをなすという意味であります。

世界の平和のため、苦しんでいる人々や国々のため、困難を乗り越えて行動するのは国家として当然のことであり、そうした姿勢こそが、憲法前文にある「国際社会において名誉ある地位」を実現することにつながるのではないのでしょうか。

国民並びに議員各位の御理解と御協力を心か

らお願い申し上げます。

(2) 川口外務大臣の外交演説

第 159 回国会の開会に当たり、我が国外交の基本方針について所信を申し述べます。

(イラクの人道復興支援等)

イラクにおいて、奥大使、井ノ上一等書記官、ジョルジース職員が殉職されてから、既に 2 か月近くがたとうとしています。3 人の命を奪った卑劣な暴力に対し、強い憤りを感じます。厳しい環境の中で、日夜粉骨砕身、イラク復興のために尽力された 3 人に対し、改めて哀悼の意を表し、その功績に心からの敬意をささげます。

イラクの復興は、国際社会の緊急の課題です。イラクが破綻国家となり、かつてのアフガニスタンのようにテロ活動の拠点となれば、中東のみならず、我が国を含む国際社会全体に対する大きな脅威となります。また、我が国は原油の 9 割近くを中東地域に頼っています。このように、我が国の国益に直結するイラクの復興に可能な限り貢献することは、我が国外交の責務です。我が国は、テロに屈することなく、イラクの復興支援に取り組んでいかなければなりません。

イラクの治安を回復し、復興を成功させるためには、イラク国民に将来への希望を与えることが不可欠です。イラク人による新しい政府の樹立に向けて、国連、中東諸国を含む国際社会全体が、統治権限の早期移譲のプロセスを支えていくべきです。

我が国は、これまでも、イラク復興に関する安保理決議の採択を関係国に働き掛けるなど、国際協調体制の構築に向けて努力してきました。今後とも、国際社会の団結を維持強化するため、中東諸国との協力も強化しながら、主導的な役割を果たしていきます。

こうした考えのもと、我が国は、昨年末に総理特使を英仏独、中東諸国、国連に派遣し、先日は私自身がイラン及びアラブ首長国連邦を訪問し、我が国の考え方を説明してまいりました。このような外交努力を今後とも継続してまいります。

四半世紀にもわたる圧政のもとで、イラクの国土と国民生活は荒廃しています。イラク国民

が一日も早く普通の生活に戻れるよう、イラクの人々に真に必要なとされ、喜ばれる支援を迅速に行っていく必要があります。我が国は、フセイン政権崩壊後、イラクへの人道復興支援に積極的に取り組んできましたが、今後、さらに支援を強化していきます。

昨年 10 月のマドリード支援国会合において表明した資金協力については、まずは、当面の支援である 15 億ドルの無償資金協力を、電力、教育、水・衛生、保健、雇用等、イラク国民の生活基盤の再建や治安の改善に資する支援に重点を置きつつ、できる限り迅速に実施していきます。より中長期的には、電気通信、運輸等の経済基盤の復興を行い、それを民間投資の呼び水としたいと考えています。

イラクの債務問題については、パリ・クラブにおいて相当の債務削減を行い、また、他のパリ・クラブ債権国がその合意に沿って同様に対応する場合は、我が国もかなりの債権放棄を行う用意があります。

こうした取組を通じて、イラクの民生を安定させ、治安の回復につなげていくためには、資金面に加え、人的支援が不可欠です。今国会において、イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の対応措置の実施について御承認いただき、我が国自衛隊による給水、医療等の人道復興支援を着実に実施することが必要です。議員各位の御協力を改めてお願い申し上げます。

我が国の支援の実施に当たっては、自衛隊員をはじめ支援に携わる人々の安全確保に万全を期するとともに、自衛隊の活動を含め、我が国の人道復興支援の内容や目的をイラク国民及びアラブ諸国民に紹介し、理解してもらうための広報活動にも力を入れていく考えです。

イラクを含む中東地域全体に平和と安定をもたらすためには、そのかぎとなる中東和平問題の解決が不可欠です。我が国は、イスラエル・パレスチナ間の信頼醸成のための会議の開催、和平に向けた両当事者や関係諸国への働き掛け、対パレスチナ支援を一層強化していく考えです。

(北朝鮮を巡る問題)

北朝鮮を巡る問題は、我が国が直面する最も重要な外交課題の一つです。北朝鮮との関係では、日朝平壤宣言に基づき、拉致問題及び核やミサイルといった安全保障問題等の諸懸案を包括的に解決することを引き続き目指します。そのために、我が国は、米韓両国との緊密な連携協力を堅持するとともに、中国やロシア等の関係国とも協力し、6者会合等における対話を通じ、北朝鮮に対して、すべての核開発計画の検証可能かつ不可逆的な放棄を強く求めていきます。また、拉致問題については、被害者とその御家族の御意向も踏まえ、問題の一刻も早い全面的解決に向けて引き続き全力を尽くしてまいります。

（国際社会の平和と安定に向けた取組）

テロとの闘いは、引き続き深刻な挑戦であり、我が国も真剣に取り組んでいます。イラクでは、国連本部や赤十字国際委員会事務局がテロ攻撃に遭い、イスタンブールの英国総領事館も標的となるなど、テロは国際的な広がりを持ち、かつ、無差別化しています。テロリストの活動を封じ込めるため、各国が情報交換、出入国管理、テロ資金対策等、幅広い分野における協力を推進することが不可欠です。

我が国は、テロ対策特措法に基づき、テロとの闘いに引き続き主体的にかかわる一方、関係国と協力し、テロ関連情報の収集、分析に努めています。また、不法な出入国防止を強化するため、生体情報による本人認証技術を用いた旅券を平成17年度中に導入することを目指しています。今後とも、海外の日本人の安全確保、在外公館の警備強化に最善を尽くし、東南アジア諸国をはじめとする途上国のテロ対処能力向上のための支援を強化していく考えです。

テロの脅威が大量破壊兵器と結びついたとき、その脅威ははかり知れないものとなるため、懸念国やテロリストによる大量破壊兵器やミサイルの取得、使用を阻止することが重要な課題となっています。我が国は、核兵器不拡散条約、NPTをはじめとする軍縮・不拡散関連の諸条約の普遍化と完全な履行を各国に働き掛けるとともに、弾道ミサイルの拡散を防止する国際的な枠組みの強化に努めていきます。また、拡散安全保障イニシアチブ、PSIに積極的に参加し、さらにアジア地域における不拡散の取組強

化に貢献していく考えです。

イランの核問題は、核不拡散体制にかかわる重要な問題ですが、イランによる国際原子力機関、IAEA追加議定書の署名など、前向きな動きが見られます。私も、今月上旬、イランを訪問した際、このような動きを歓迎し、イランが今後ともIAEA理事会の累次決議を誠実に履行するよう働き掛けてまいりました。同時に、我が国はイランとの伝統的な友好協力関係の維持発展に努める用意がある旨伝えました。先般の地震に際しては、我が国は、国際緊急援助隊の派遣や自衛隊輸送機C130による救援物資の輸送といった人道支援を実施したところです。

リビアが大量破壊兵器やミサイルの開発計画を廃棄し、国際機関による査察の即時受入れを決定したことは、国際社会の平和と安全にとって大きな前進です。そこに至るまでの関係国の外交努力を高く評価します。北朝鮮をはじめ、大量破壊兵器等の開発疑惑が指摘されている国々がリビアに倣うことを、我が国は強く期待しております。

アフガニスタンの復興を支援し、同国を再びテロ活動の拠点にしないという国際社会の決意と取組は、先般のロヤジェルガでの新憲法採択に見られるように、着実に実を結びつつあります。我が国は、幹線道路や学校の建設などの支援を行ってきているほか、元兵士の武装解除・復員・社会復帰、DDRにおいて主導的な役割を果たしてきており、こうした取組を今後も継続してまいります。

イラクの復興、テロとの闘い等の課題に国際社会が協調して取り組んでいくためには、国連が一層の役割を果たしていくことが必要です。現在、国連事務総長のもとに有識者会合が設置され、国連の機能強化について検討が進められており、国連改革に向けた機運は高まっています。私自身、有識者による懇談会を設置し、議論をお願いしているところです。その成果も踏まえ、我が国が2005年の開催を提案している国連改革に関する首脳会議の実現につなげていき、国連改革に実質的な成果が得られるよう努力したいと考えています。そうした取組が成果を上げ、安保理改革が実現する暁には、我が国は常任理事国として一層の責任を果たしていく考えです。その意味でも、まずは本年秋に行われる

非常任理事国選挙に当選をし、2005年、2006年に非常任理事国として積極的な役割を果たすことが重要であり、そのために鋭意努力してまいります。また、よりバランスのとれた国連分担率の実現や国際機関で働く邦人職員の増強にも取り組んでまいります。

（豊かな世界と日本の繁栄の実現）

我が国の繁栄を実現するためには、世界経済の安定と持続的な発展が不可欠です。我が国は、多角的自由貿易体制の維持強化のため、WTOラウンド交渉の早期妥結に向けて積極的に取組、我が国の利益にかなった成果を目指します。同時に、多角的自由貿易体制を補完する取組として、二国間や地域的な経済連携も推進していく方針です。当面、メキシコとの協定交渉の早期妥結に鋭意取り組む一方、我が国を含む東アジア地域全体の発展を確保するため、韓国、タイ、フィリピン、マレーシアとの協定交渉を押し進めてまいります。

国際社会が発展していくためには、開発途上国の貧困削減と持続的成長を支援することが重要です。我が国は、アジアはもちろん、TICAD3の成功を受け、アフリカに対する開発援助を引き続き実施していきます。また、我が国は、東ティモールやスリランカ等における平和の定着と国づくりを支援してきました。さらに、国際社会は、エイズやSARS等の感染症、複雑化する国際組織犯罪など、多様化する脅威にも直面しています。このような脅威に対処するため、国家による保護と人間一人一人の能力強化を内容とする人間の安全保障の理念の実現が重要です。こうした現実を踏まえ、我が国は、昨年8月に政府開発援助、ODA大綱を見直し、人間の安全保障の視点を基本方針の一つとし、平和の構築を重点分野に掲げたところです。

深刻化する地球温暖化問題には一刻の猶予も許されません。我が国は、京都議定書の早期発効を目指し、ロシア等の未締結国に対し、今後とも早期締結を働き掛けていきます。また、明年開催される愛・地球博についても、自然と共生する新たな産業社会の在り方を提示する試みとして、入念に準備を進め、その広報にも努めてまいります。

豊かな世界を実現するためには、多様な文化の存在と交流が不可欠です。我が国は、途上国

の文化遺産の保護や文化の振興、文明間の対話を進めていきます。また、我が国の価値観や魅力を海外へ発信し、海外の頭脳や才能を日本に招き入れることは、相互理解の促進のみならず、我が国社会の活性化に役立つものです。こうした取組にも一層力を入れていく考えです。

（主要国・地域との関係強化）

我が国の平和と繁栄を確保するうえで、日米安保体制を中核とする日米同盟関係はなくてはならないものです。本年は日米和親条約署名150周年に当たりますが、今後とも我が国外交の基軸である日米関係を一層強化し、世界の中の日米同盟という考え方にに基づき、日米両国が協力して国際社会の諸課題に対処していきます。在日米軍に係る諸問題については、沖縄県民の方々が背負っておられる御負担を軽減するため、普天間飛行場の移設、返還を含め、沖縄に関する特別行動委員会最終報告の着実な実施に努めるなど、引き続き最大限努力してまいります。

韓国は、我が国と基本的な価値観を共有し、政治上、経済上、極めて重要な隣国です。既に開始された羽田—金浦間航空便の運航や日韓FTA交渉等、昨年6月の日韓首脳共同声明に盛り込まれた施策の実施を通じて、引き続き両国関係を一層高いレベルへと発展させていく考えです。

日中関係は最も重要な二国間関係の一つであり、今後とも、両国国民間の相互理解、相互信頼を深めていきます。また、北朝鮮問題をはじめ、地域の問題について緊密に協議し、協力を促進していきます。さらに、環境問題を含む地球規模の問題においても、引き続き協力関係を深めてまいります。

先の日・ASEAN特別首脳会議では、共に歩み共に進むパートナーシップを強化していくことで一致し、今後の日・ASEAN関係の指針となる東京宣言及び行動計画が採択されました。我が国は、これらに基づき、ASEANとの具体的な協力を一層進め、日・ASEAN関係を中核とする東アジア・コミュニティーの創設にも貢献していく考えです。また、最近、インドとパキスタンの歴史的な首脳会談が行われ、対話開始が合意されるなど、平和と安定に向けた動きが見られる南西アジアとの関係も強化してまいります。

欧州については、存在感が増しつつあるEUとの間で、幅広い分野で一層緊密な協力関係を構築してまいります。ロシアとの間では、本年前半にも私自身が訪日して、イワノフ外相と平和条約締結問題についてじっくり話し合う考えですが、今後も日ロ行動計画の実現を通じて日ロ関係を全体として発展させていく中で、四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結すべく、粘り強い交渉を続けてまいります。

(結語)

以上、我が国の外交の基本方針について述べてまいりました。国際社会においては、各国が力を合わせて、次々と発生する新たな課題に取り組んでいます。我が国としても、国際社会の主要な一員として、こうした取組に主体的に参

加する必要があります。我が国の安全と繁栄は、平和で安定した世界の中にあるからです。そのためには、これまで以上の外交努力が必要です。

こうした問題意識のもと、外務省は、改革の一環として、本年夏に機構改革を行い、総合外交政策局の政策調整機能を強化する一方、国際情報局を国際情報統括官組織に改編、拡充して情報収集・分析能力の向上を図るなど、外交実施体制を一層強化していきます。また、海外における日本人の安全確保に十全を期するため、領事移住部を領事局に改編します。さらに、政府として国民への説明責任を果たし、その理解と支持を得るよう努めてまいります。引き続き、国民の皆様と議員各位の御支援と御協力を心よりお願い申し上げます。

(3) 谷垣財務大臣の財政演説

平成16年度予算及び平成15年度補正予算の御審議に当たり、今後の財政政策等の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の概要を御説明いたします。

(はじめに)

日本経済の現状を見ますと、長期的な低迷の中でも、多くの国民の英知と努力によって培われてきた活力が、政府、民間の改革への取組によってようやく発揮されはじめ、経済に明るい兆しが見られます。この景気回復の動きを民間需要主導の持続的な経済成長に繋げていくためには、経済の活性化、子や孫の世代に負担を先送りしない持続可能な財政の構築、国民の安心、安全の確保を目指した諸般の取組、これらを総合的に進めていくことが重要であると考えております。また、デフレ克服に向け、引き続き政府は日本銀行と一体となって取り組んでまいります。

今後の財政政策等の運営に当たっては、以下に申し述べる諸課題に着実かつ的確に取り組み、構造改革の努力の成果を上げてまいり所存であります。

(財政構造改革)

第1の課題は、財政構造改革であります。

我が国の財政状況は、平成16年度末の公債残高が483兆円程度に達する見込みであるなど、世界の先進国の中でも最悪の水準となっております。

このため、政府としては、中長期的な財政運営に当たり、2010年代初頭の基礎的財政収支黒字化を目指すとの目標達成に向け努力しているところであります。

こうした中、平成16年度予算編成につきましては、引き続き歳出改革路線を堅持し、一般会計歳出及び一般歳出について、実質的に前年度の水準以下に抑制しました。

一方、予算の内容については、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003等を踏まえ、例えば科学技術や治安対策など、活力ある社会経済の実現や国民の安心の確保に資する分野に重点的に配分したほか、各分野においても真に必要な施策への絞り込みを行い、メリハリのある予算の配分を実現いたしました。

また、国と地方の改革、年金改革などの重要課題に着実に取り組むとともに、予算編成過程について、モデル事業や政策群といった手法の導入、予算執行調査の拡充を行ったほか、特別会計については、すべての特別会計を対象として幅広い見地から検討を行い、事務事業の見直し等を進めております。

こうした歳出改革へ向けた努力を通じ、国債発行額を極力抑制したところであり、その結果、公債依存度は、前年度と同水準の44.6%となっております。

このように、来年度予算については、私とし

ては、基礎的財政収支の黒字化に向けて一つの手がかりとなるものと考えておりますが、財政が危機的状況にあることに変わりはありません。今後とも、手綱を緩めることなく、財政構造改革に向けた不断の努力を重ねてまいりたいと考えております。

なお、こうした財政構造改革の推進により国債に対する信認を確保しつつ、中長期的な調達コストの抑制、確実かつ円滑な国債の消化を図るため、市場のニーズや動向等を十分に踏まえ、国債管理政策を適切に運営してまいります。

(税制改革)

第2の課題は、税制改革であります。

平成16年度においても、持続的な経済社会の活性化に向け、広範な改革を実現した平成15年度改正の結果として、国、地方合わせて実質1兆5,000億円の減税となります。

平成16年度改正においては、引き続き、経済活性化に向けた動きをより確かなものとするための改正を行うこととしております。

具体的には、景気動向と住宅政策の両面に配慮し、住宅ローン減税を見直したうえで延長するほか、個人資産の活用を促進するため、土地譲渡益課税の税率を引き下げるとともに、公募株式投資信託の譲渡益課税を上場株式並みに軽減することとしております。また、創造的な企業活動と事業の再構築を支援するため、エンゼル税制の拡充をはじめとする中小企業関連税制及び法人税制の見直しを行うほか、国際的な投資交流を促進するため、日米租税条約の全面改正と関連国内法令の見直しを行うこととしております。このほか、世代間、高齢者間の公平を確保し、年金制度改革にも対応する観点から、年金税制の見直しを行うこととしております。

今後とも、持続可能な社会保障制度の確立、地方分権の推進といった諸課題に対応し、公正で活力ある経済社会を実現するため、先般の与党税制改正大綱を踏まえ、改革の明確な道筋を示しつつ、税制の抜本的改革を進めてまいります。

(世界経済の安定と発展への貢献)

第3の課題は、世界経済の安定と発展への貢献であります。

我が国は、国際機関やG7、アジア諸国等と協力しつつ、国際金融システムの強化や開発途

上国の経済社会の発展等の課題に取り組んでまいります。また、アジアにおける通貨・金融の安定化に向けて、アジア債券市場育成イニシアチブ等の取組を通じて一層の貢献を行ってまいります。

為替相場につきましては、経済の基礎的条件を反映して安定的に推移することが重要であり、今後とも、為替相場の動向を注視し、必要に応じて適切に対処してまいる所存であります。

WTO新ラウンド交渉に引き続き積極的に取り組むとともに、メキシコ、韓国、ASEAN等との自由貿易協定を含む経済連携を積極的に推進してまいります。

平成16年度関税改正においては、知的財産権侵害物品に係る認定手続の充実、税関における水際取締りの強化等を行うこととしております。

(平成16年度予算の概要)

次に、今国会に提出してまいります平成16年度予算の概要について御説明いたします。

歳出面については、一般歳出の規模は47兆6,320億円、一般会計全体の予算規模は82兆1,109億円となっております。

また、国家公務員の定員については、治安など真に必要な部門には適切に定員を措置しつつ、行政機関職員全体としては、553人の定員の縮減を図っております。

歳入面については、租税等は、平成16年度税制改正を織り込み41兆7,470億円を見込んでおります。また、その他収入は3兆7,739億円を見込んでおります。

これらの結果、公債発行予定額は36兆5,900億円となっております。なお、特例公債の発行については、別途、所要の法律案を提出し、御審議をお願いすることとしております。

財政投融资計画については、財投改革の趣旨を踏まえ、中小企業対策などセーフティネットの構築等、真に必要な資金需要には的確に対応しつつ、対象事業の一層の重点化を図ることといたしました。この結果、平成16年度財政投融资計画の規模は、20兆4,894億円となっております。

次に、主要な経費について申し述べます。

社会保障関係費については、年金につき、長期的な給付と負担の均衡を図り、社会経済と調和した持続可能な制度への改革に取り組むと

もに、診療報酬、薬価等の改定等を行うこととしております。

公共投資関係費については、その水準を全体として抑制しつつ、活力ある社会経済の実現に向けて、国と地方の役割分担等の観点も踏まえ、重点化を行っております。

文教及び科学振興費については、義務教育費国庫負担制度の見直しをはじめ、確かな学力、豊かな心の育成等の教育改革の推進、競争的な環境のもとでの個性あふれる大学づくりに努めるとともに、科学技術振興費については、優先順位づけも踏まえた重点化を行いつつ拡充したところであります。

防衛関係費については、思い切った削減を行う中で、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威に対応するための配分の重点化を図りつつ、効率的で節度ある防衛力整備を行うこととしております。

農林水産関係予算については、食の安全、安心の確保や環境保全に配慮しつつ、施策の対象を意欲と能力のある経営体へ重点化し、米政策の改革をはじめとする農業の構造改革の着実な推進等を行っております。

経済協力費については、新ODA大綱のもと、我が国の国益を重視しつつ、全体として規模を縮減する中で、援助対象のさらなる戦略化、重点化を図っております。

エネルギー対策費については、エネルギーの安定供給確保と地球環境問題への対応等を着実に進めております。

中小企業対策費については、創業・経営革新の推進や人材育成、中小企業に対する円滑な資金供給を確保するための基盤強化等を行っております。

また、補助金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の在り方に関する、いわゆる三位一体の改革については、その成果を平成16年度予算に反映させたところであります。

まず、地方向け補助金等については、基本方針2003や総理指示を踏まえ、1兆円の廃止・縮減等の改革を行っております。また、地方交付税については、地方財政の効率化を促し、地方の自立を促進する観点から、地方歳出の徹底した見直しを行い、地方の財政運営に配慮しつつ総額を抑制しております。さらに、廃止する国

庫補助負担金の対象事業の中で、引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、暫定措置として国の所得税収の一部を地方へ譲与することにより税源移譲を行うほか、義務教育費国庫負担金の退職手当等に係る一般財源化分につき、特例的な交付金により暫定的に財源措置を講じております。

地方公共団体におかれましても、歳出全般にわたる一層の見直し、合理化、効率化に積極的に取り組まれるよう要請するものであります。

(平成15年度補正予算(第1号、特第1号及び機第1号)の概要)

次に、平成15年度補正予算について申し述べます。

平成15年度補正予算については、歳出面において、義務的経費を中心としたやむを得ざる追加財政需要への対応として、義務的経費の追加、災害対策費及びイラク復興支援経済協力費等を計上する一方、既定経費の節減等を行うこととしております。

他方、歳入面においては、その他収入の減収を見込むとともに、前年度の決算上の剰余金を計上することとしております。また、国債の増発は行わないこととしております。なお、決算上の剰余金については、財政法第6条に基づく国債整理基金への繰入れを行わないこととしております。

以上によりまして、平成15年度補正後予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とも1,505億円増加し、81兆9,396億円となります。

また、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行うこととしております。

(結び)

以上、平成16年度予算及び平成15年度補正予算の概要について御説明いたしました。

今の日本経済を例えますと、至るところに新たな胎動が見られるものの、過去の成功体験という厚い殻をなかなか破れずに、いわば、ひなが卵の殻を中からコツコツ一生懸命たたいている状態にあるのではないかと思います。民間の経済が内側から必死に殻をたたいている今こそ、政府は外側からその殻をたたき、新たな胎動を大きなうねりにつなげていくことが必要なのではないでしょうか。平成16年度予算は、そのための重要な一歩であると考えております。

何とぞ、関係法律案とともに御審議のうえ、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

げます。

(4) 竹中経済財政政策担当大臣の経済演説

(はじめに)

経済財政政策担当大臣として、その所信を申し述べます。

(改革路線の加速・拡大)

小泉内閣の発足以来、その経済財政運営に対して常に二つの批判が寄せられてきました。一つは、小泉内閣は緊縮財政政策をとっており、それが景気に悪影響を与えている、もっと拡大的な財政政策をとるべきだというものでした。いま一つは、財政赤字の水準はもはや受容できない限界に達しており、もっと速いテンポで財政赤字を縮小させるべきだというものでした。こうした相反する批判がなされること自体、我が国の経済財政運営がいかに困難なものであるかを象徴的に示すものと言えましょう。

このような中で、小泉内閣は、明確な指針のもとに経済財政を運営してまいりました。徹底した構造改革によって経済を活性化し、需要面にも十分に目配りしつつ、歳出の拡大を食い止めることによって、中長期的な観点から財政の健全化を目指すというものです。これは極めて困難な狭い道ですが、それ以外に方策のないことは明白であります。そして、近時の経済の動きは、厳しい環境の中であって、我が国がこうした狭い道を着実に歩んでいることを明確に示すものとなりました。

日本経済は、財政出動に安易に頼ることなく、民需を中心に着実に回復しています。実質GDPは6四半期連続して増加し、平成15年度の実質経済成長率は当初政府見通しの0.6%程度を上回って2.0%程度に、名目成長率も3年ぶりのプラスが見込まれます。また、16年度についても、引き続き緩やかな回復過程をたどり、実質で1.8%程度、名目でも0.5%程度の成長を見込んでおります。

一方で、財政健全化に向けて着実な動きが始まりました。内閣府の試算によれば、財政健全化を図るうえで最も注目される基礎的財政収支、すなわち過去の借入れに対する元利払いの影響を除いた財政収支は、国と地方を合わせて16

年度にGDP比概ね0.8%程度の改善が見込まれるところであります。このような堅実な収支改善ペースを続けていけば、2010年代初頭の基礎的財政収支の黒字化が可能となります。まさに、政府の構造改革と民間の努力によって景気と財政健全化が両立するという新しい姿があらわれ始めたのであります。まだまだ困難な道ですが、小泉内閣は断固とした決意で改革路線を堅持し、これを加速、拡大してまいります。

以下、構造改革の進捗、さらなる改革の課題、そして今後の経済財政の展望について順次申し述べます。

(構造改革の芽)

今、構造改革の芽は着実に始まっております。経済に関するこうした改革の芽は、主として三つの分野にあらわれ始めました。

第1は、金融システムの強化であります。

15年9月末の主要行の不良債権残高は、その1年半前に比べ35%減少しました。16年度に不良債権問題の正常化を図るとの目標の実現に向け、着実に進捗しています。また、昨年は、預金保険法第102条に基づき、金融危機を未然に防ぐための的確な対応が行われました。さらに、金融機能の強化のための新たな公的資金制度の整備を図るなど、金融システムの一層の強化に取り組んでまいります。

第2は、企業部門の再構築です。

企業の過剰債務削減の取組や企業再編の活発化等を受け、企業収益は改善を続けており、設備投資も5四半期連続で増加しています。また、企業収益の改善が適切に株価に反映されるという状況が生まれつつあります。こうした中で、日本経済の国際的評価も高まっております。世界経済フォーラムによる世界の競争力比較ランキングでは、我が国の競争力は、13年に21位まで低下した後、15年には11位に回復しております。

第3は、財政の健全化、効率化に向けた動きです。16年度予算においては、先に述べたとおり、基礎的財政収支の黒字化に向けて重要な一

歩を進めました。また、予算手法の改革に取り組むこととし、政策目標の設定や複数年度にわたる執行、厳格な事後評価を行うモデル事業を試行的に導入するとともに、構造改革と予算の連携を強化するため、政策群の手法を活用いたしました。こうした取組により、予算の効率性の向上と、歳出の質のさらなる改善を図ってまいります。

（立ち向かうべき更なる課題）

これに対し、今後立ち向かうべきさらなる課題があることについても、小泉内閣は明確に位置づけをしております。

その第1は、デフレ克服に向けた政府・日銀一体となった取組の強化です。

デフレ克服のため、構造改革による経済活性化を進める中で、強固な金融システムの構築と、金融政策の波及メカニズムの強化等を通じ、資金供給が拡大していくことが重要であります。政府・日銀は、デフレ克服という政策目標を共有し、一層の協力を図ってまいります。

第2は、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にの徹底です。このため、企業や地域といった現場の知恵を信頼して任せ、これを最大限活用する分権改革を徹底的に推し進めることにより、出始めた改革の芽を地域と中小企業に浸透させ、雇用環境の一層の改善を図ってまいります。

こうした観点から、デフレの克服と民需主導の経済成長の実現に向けて、経済を活性化するための改革工程表を取りまとめてまいります。

第3は、国民の安心と生活の安定を支える社会保障制度の確立であります。このためには、次世代育成の支援を進めるとともに、少子高齢化が最も進んだ場合でも、家計、企業、財政が負担に耐えられる水準に社会保障負担を抑制することが重要であり、この方針のもと、持続可能な社会保障制度の確立に取り組んでまいります。

（「この国のかたち」を問う改革へ）

今年、経済財政諮問会議では、経済の面でこの国の形を問い、さらに大きな制度改革に取り組みます。その基本にあるのは、市場メカニズムを重視しながら、小さくて効率的な政府を実現し、公的な部門が取り込んできた分野を大胆に民間開放することです。

このため、第1に、規制改革や官業の民間開放等を抜本的に推進すべく、総合規制改革会議の後継機関との連携を図りつつ、取組を強化いたします。そして、官業改革の本丸である郵政民営化については、平成19年に実現するという小泉総理の方針を踏まえ、経済財政諮問会議の場で幅広い国民的議論を行います。既に公表した五つの原則、すなわち、活性化原則、整合性原則、利便性原則、資源活用原則、配慮原則にのっとり、本年春ごろに中間報告を、本年秋ごろに民営化の基本方針を取りまとめます。

第2に、地域の自立と再生に向け、抜本的に取組を強化します。三位一体の改革を推進し、地方の権限と責任を大幅に拡大します。16年度においては、国庫補助負担金の1兆円の廃止・縮減等、税源移譲の具体化、交付税総額の抑制を図りました。この実績を踏まえ、さらに改革工程を加速、強化し、改革の全体像をお示しできるよう、政府一丸となって取り組んでまいります。また、地域再生推進のためのプログラムにより、行政サービスの民間委託の推進、建設業をはじめとする地域の基幹産業における事業転換等の経営革新、観光や食料産業等の地域特性を生かした産業、事業の創出に向け、地域が主体となった取組を進めます。

第3に、社会保障制度については、年金、医療、介護、生活保護等を個別に議論するのではなく、社会保障サービスを利用する国民の立場に立って、また、持続可能な制度を確立し、国民の安心を確保しながら社会保障給付費の伸びを抑制するという観点を踏まえ、総合的かつ一体的に改革することが必要です。ことしは年金制度改革関連法案が提出されることとなっておりますが、今後とも、経済財政諮問会議で、医療、介護等の改革に向けた議論を行い、持続可能な社会保障制度の確立を目指します。

その他、アジアを中心に諸外国との経済面での連携を進めることが必要であり、WTO等の多国間交渉やFTAを含む経済連携の積極的な推進と対日直接投資の拡大に努力してまいります。また、近年、企業の不祥事が企業内部からの通報により明らかになる事例が相次いでいることを踏まえ、公益のために通報した従業員が解雇等の不利益な取扱いを受けないようにする法案を今国会に提出いたします。

(むすび)

日本経済の中期的なシナリオは、既に「構造改革と経済財政の中期展望 2003 年度改定」においてお示しいたしました。構造改革路線を堅持し、これを加速、拡大することによって、18 年度以降は概ね名目 2% 程度あるいはそれ以上の成長経路をたどると見込まれます。また、財政の構造改革を忍耐強く続けることによって、2010 年代初頭には基礎的財政収支を黒字化させ、持続可能な財政の姿を取り戻します。

日本経済は、極めて高い潜在力を有しております。にもかかわらず、バブル経済が崩壊した 1990 年代以降、不本意な低迷を続けてきました。しかし、今、不良債権が目に見えて減少し、企業部門の強化が進むなど、自律的で持続的な成長軌道に本格復帰する重要なチャンスを迎えております。

もちろん、世界経済と日本経済を取り巻くリスク要因は依然として存在しており、これらに対する十分な目配りが必要です。しかし、こうしたリスク要因に打ちかかっていくための方策は、さらなる構造改革を進めること以外にはありません。

構造改革の着実な進展のもとで、私は今、日本経済再生の確かな手ごたえを感じております。集中調整期間が終わる来年度末には、主要行の不良債権問題を終結させ、財政の基礎的収支の改善を進めること等を通じ、日本経済再生のための基礎固めを終えます。そのためにも、平成 16 年をさらなる飛躍に向けた極めて重要な年と位置づけ、断固たる決意で構造改革に取り組んでまいります。

国民の皆様、議員各位の御理解と御協力をお願いし、所信の表明といたします。

(5) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

1 月 19 日の国務大臣の演説に対する質疑は、21 日に菅直人君（民主）、額賀福志郎君（自民）及び松本剛明君（民主）が行い、22 日には武正公一君（民主）、神崎武法君（公明）、志位和夫君（共産）及び横光克彦君（社民）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

第 1 に、**外交政策**について、「①メキシコ及び ASEAN 諸国との自由貿易協定（FTA）、②FTA と我が国の農業、③国連改革に対する我が国の対応、④靖国参拝問題、⑤日米関係」等の質疑に対して、「①メキシコとの交渉は、最終段階に入っている。タイ、マレーシア、フィリピンとの FTA は、昨年末の日本 ASEAN 特別首脳会議において、各国の首脳と議論し交渉開始を決定した、②農業については、食料輸入大国である我が国は、国境措置に過度に依存することなく、農産物の輸出も視野に置いた積極的な農政改革を展開し、競争力を強化していくことが重要である、③国連改革への機運が高まっている現状をとらえ、改革の実現につなげていくために、2005 年に国連改革に関する首脳会議を開催することを提唱した。今後国連の場での議論や関係国との協議を精力的に重ね、国連改革の早期実現に向けて積極的に取り組んでいく、④靖国神社参拝については、引き続き、中

国、韓国に対しても理解を求めるよう努力をしていきたいと思っている。中国と韓国は日本の重要な隣国であって、今後とも、幅広い分野において、両国との関係の発展、未来志向の協力関係の進展に努めていく、⑤日米関係は、日本外交の要である。お互い協力しながら、世界の中での日米同盟とはどうあるべきか、お互いの立場を尊重しながらやることが必要である」旨の答弁があった。

第 2 に、**自衛隊のイラク派遣**について、「①自衛隊派遣の意義、②自衛隊派遣の違憲性、③自衛隊のイラク国内での法的地位と憲法との関係、④派遣及び終了の時期、⑤自衛隊による活動をそれぞれ、国会で承認する必要性、⑥大量破壊兵器の不存在」等の質疑に対して、「①イラクに安定した民主的な政権を作ることは日本にとっても、世界全体にとっても極めて重要であり、テロに屈して手をこまねいてはイラクがテロの温床になってしまい、そうなれば、これは日本の脅威のみならず世界にとって脅威である、②現地において自衛隊員等に危険が迫った場合、やむを得ず武器を使用したとしても、正当に自分の身を守る行為が憲法違反に当たる武力行使とは思っていない、国際紛争を解決する手段としての国家意思の武力行使とは違う、③連合暫

定施政当局命令及びブレマー長官の書簡は、イラクに派遣される自衛隊が、我が国の排他的管轄権に服し、イラクにおいて裁判権免除等の特権免除を享受することを確認したものであって、武力紛争当事者に適用される戦時法規の適用を受ける軍隊であるとは述べていない。憲法との関係では問題はない、④陸上自衛隊の本隊の具体的な派遣時期については、安全確保に十分留意して、先遣隊が収集した現地状況に関する情報などを踏まえて、適切に判断したい。イラク特措法の目的が達成され、自衛隊が現地で活動する必要がなくなった場合のほか、活動する場所で戦闘行為が行われるようになるなど、非戦闘地域の要件を満たさない状況が生じた場合には、自衛隊は任務を終了することになる、⑤イラク特措法によれば、国会承認の対象は、基本計画に定められた対応措置の実施についてであり、具体的には、人道復興支援活動または安全確保支援活動を自衛隊の部隊等が実施すること、及び、いかなる国において実施するかという点である。一つの基本計画に定められている対応措置の実施に関して、既にその全体について実施命令が出されていることから、一つの国会承認を求めることは適当であると考え、⑥イラクはかつて実際に大量破壊兵器を使用しており、その後も大量破壊兵器の廃棄は立証されていない。現在、イラク監視グループが引き続きイラクの大量破壊兵器を捜索しており、我が国としてもこれを注視していく」旨の答弁があった。

第3に、**憲法改正**について、「憲法草案作成に当たっての基本的考え方」等の質疑について、「憲法改正については、党としても、来年の秋までには自民党案をまとめて、国民的な議論を喚起しながら、時代にふさわしい日本の新憲法を制定できるように、自民党、また野党の協力もできれば得ながら、与党の協議も十分進め、国民的な議論を喚起しながら、よりよい憲法を制定できるように努力をしていく」旨の答弁があった。

第4に、**拉致、北朝鮮問題**について、「①拉致問題解決への取組、②北朝鮮に対する圧力、③6者会合への取組と見通し、④中国との関係、⑤核開発問題」等の質疑に対して、「①小泉内閣全体の最重要課題のひとつである。北朝鮮に対しては、日本国民の総意として、誠意ある対応

を求め、早期に政府間協議に応じるよう働き掛けており、一刻も早い解決のため、あらゆる機会を通じて最善を尽くしていく。拉致問題に進展が見られない現下の状況においては、次回の6者会合においても拉致問題を取り上げる、②北朝鮮問題解決のため、対話と圧力の両面から働き掛けていくべきであり、いろいろな選択肢を持つことは有意義である。今後、北朝鮮が事態を悪化させた場合には、状況をよく見きわめ、適切な措置を講ずる考えである、③関係国とも連携しつつ、北朝鮮の核やミサイル問題等の安全保障上の問題を平和的、外交手段によって包括的に解決すべく、積極的に役割を果たしていく。次回の会合は現在確定していないが、前提条件を付さずに可能な限り早期に開催すべきとの立場であり、関係国と緊密に連携しながら外交努力を継続していく、④北朝鮮問題に関する諸問題の解決に向けた国際社会の理解と協力を得るために、中国に対しても積極的に協力を働き掛け、また、中国側からも積極的な理解と協力を得ている。今後とも、中国を含む関係各国と協力しながら、次回6者会合の開催に向けて努力し、問題の解決に取り組んでいく、⑤北朝鮮による核兵器の開発は容認できず、北朝鮮はすべての核開発計画を完全に検証可能かつ不可逆的な形で速やかに廃棄すべきである。今後とも関係国や関係国際機関と緊密に連携しながら、さまざまな場において、北朝鮮に対して国際社会の一員としての責任ある対応を求めていく」旨の答弁があった。

第5に、**政治改革**について、「①国会議員の歳費及び国会議員互助年金、②政治資金の透明化、③あっせん利得処罰法の適用対象の拡大、④衆議院小選挙区選出議員の選挙における一票の格差是正、衆議院比例代表選出議員の定数削減、⑤議院内閣制における政権交代の必要性、⑥国民の政治への信頼回復」等の質疑に対して、「①起訴拘留中の国会議員の歳費凍結、国会議員の歳費カットの継続の必要性及び国会議員互助年金の見直しなど国会議員の待遇については、議会政治の根幹にかかわる問題であり、国会議員みずからが不断に検討していくべきであって、各党各会派間で十分に議論がなされるべきである、②政治資金の透明性を確保しながら、広く、薄く、公正に政治資金を確保できるルールをつ

くり、これに従って、献金規制や、政治資金の公開基準、方法について、各党各会派間で十分に議論を深めていくべきである、③政治倫理の確立や政治活動の在り方にかかわるものであり、さらなる法改正が必要かどうか、各党で議論を深めていくべきである、④議会政治の根幹にかかわるものであり、今後、国会の各党各会派間で十分に議論がなされるべきである、⑤政権交代は、現行制度において、選挙における有権者の判断によって行われている。現行制度の見直しが必要かどうかは、各党各会派間において十分に議論がなされるべきであり、さらに、国民に対して不断に働き掛け、政治への参加を求めていく努力が大事である、⑥政治に対する国民の信頼は改革の原点であり、さらに政治改革を進めて、信頼の政治の確立を目指していく」旨の答弁があった。

第6に、**年金制度改革**について、「①年金制度改革に対する内閣総理大臣の見解、②政府・与党が合意した給付額50%の維持の可能性、③今回の制度改革が年金受給者に及ぼす影響、④年金資金の使途、⑤年金積立金運用の透明性、信頼性の確保、⑥公的年金制度への国民の信頼回復に向けた取組の必要性」等の質疑に対して、「①急速な少子高齢化が進行する中で、給付と負担の長期的な均衡を図ることは不可欠である。これを先送りすることはできない。少なくとも現役世代の平均的収入の50%の給付水準を維持しつつ、保険料を極力抑制する一方、年金課税の適正化により基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げに道筋をつける改革案を取りまとめた。関連法案を今国会に提出し、持続可能な、安心のできる制度の構築に向けた改革を進めていく、②この維持をできるように、これからも努力を続けていく、③物価や賃金水準が低下しない限り現在受給している年金額を下回らないこととし、高齢者の生活に配慮した調整を行っていく、④グリーンピア及び住宅融資については、その経緯や事業の内容についてきちんと整理し、平成17年度末までに廃止することを決定している、⑤年金積立金は長期的な観点から安全かつ効率的に運用するものであり、一時点をとらえて評価することは適当でないと考えている、⑥高齢者の就業と年金を巡る問題や女性と年金を巡る問題など、多様な生き方、働

き方に対応した制度の見直し、年金積立金の運用の在り方、保険料の収納対策の強化等諸課題への対応策を取りまとめていく」旨の答弁があった。

第7に、**財政、税制改革**について、「①平成16年度予算における重点、②財政再建の方策、③与党税制大綱についての見解」等の質疑に対して、「①これまでの歳出改革路線を堅持し、一般歳出を実質的に前年度の水準以下に抑制した一方、予算の内容については、活力ある社会経済の実現や国民の安心の確保につながる分野には重点的な配分を行った、②持続可能な財政構造の構築に向けて、歳出改革を推進するとともに、民需主導の持続的成長を実現するための構造改革を加速することにより、2010年代初頭の基礎的財政収支の黒字化を目指していく、③国民の将来不安を払拭し、公正で活力ある経済社会を実現するため、与党大綱を踏まえ、社会保障制度の見直しや三位一体の改革とあわせ、経済社会の動向を勘案しながら、中長期的視点に立って、税制の抜本的改革に取り組んでいく」旨の答弁があった。

第8に、**構造改革**について、「①構造改革の推進に向けた決意、②道路公団民営化の基本的な考え、③郵政民営化に向けた取組、④金融システム改革の在り方」等の質疑に対して、「①規制改革を通じたサービスの向上、科学技術を活用した環境と経済の両立、観光立国の推進、文化芸術の振興など、国民生活の質の豊かさを多くの国民が実感できる社会の実現に向けた取組を総合的に進める、②道路関係4公団民営化推進委員会の意見を基本的に尊重し、債務を確実に返済するとともに、真に必要な道路について、会社の自主性を尊重しつつ、できるだけ少ない国民負担のもとでつくることの方針のもと、抜本的見直し区間の設定、有料道路の事業費の半減、民営化後45年以内の債務返済、通行料金の引下げ、日本道路公団を分割・民営化して民営化会社の自主性が活かされる仕組みとすることなどを内容とする民営化の基本的枠組みを取りまとめた、③郵政民営化は是非かの議論は決着がついており、平成16年秋ごろまでに国民にとってよりよいサービスが可能となる民営化案を取りまとめ、平成19年には郵政民営化を実現する、④構造改革を支えるより強固な金融システムを

構築するため、中小企業へのセーフティネットに万全を期しつつ、不良債権問題に強力に取り組んできた。地域や中小企業に必要な資金を行き渡らせるため、金融システムの改革に取り組んでいくことが政府の責務と考える」旨の答弁があった。

第9に、**経済（地域経済、中小企業）、雇用対策**について、「①経済の状況判断、②地域経済の活性化の必要性、③中小企業金融の強化の必要性、④530万人雇用創出プログラムの実効性、⑤平成15年度予算の民主党組替え案（100万人の雇用創出）についての見解、⑥若年者の雇用拡大の方策、⑦高齢者の雇用確保策、⑧いわゆるみらい創造プロジェクトの取組状況」等の質疑に対して、「①国主導の財政出動に頼らなくても、民需主導で着実に景気は回復してきている。物価にも下げ止まりの兆しが見られ、デフレ克服に向けた着実な進展が見込まれる。今後とも日銀と一体となってデフレ克服を目指しながら、金融、税制、規制、歳出の構造改革を進め、民間と地方のやる気を引き出し、民間需要主導の力強い持続的な経済成長を図っていく、②昨年末から募集が行われた地域再生構想の提案を実現するために、地域の実情に合わせた制度改革、あるいは施策の連携、集中を進めて、地域の再生を支援していく、③担保や第三者保証人等に依存しない融資の拡大、売掛債権の担保化の促進など、多様な手法により、中小企業への資金供給の円滑化を支援する、④全体として雇用が増加している状況ではないが、就業構造は変化し、この3年間で、サービス分野においては約200万人の雇用が創出されたと見込まれている、⑤公共事業の削減により財源を捻出し雇用増を実現するという提案であるが、公共事業削減による雇用へのマイナスの影響をどの程度勘案しているか不明であり、雇用創出効果が出てくるかどうか、必ずしも明らかではない、⑥昨年6月に策定した若者自立・再生プランを推進し、当面、3年間で若年失業者等の増加傾向を転換させることを目標として、若年者の雇用の拡大に努める、⑦定年年齢の65歳までの引上げ、継続雇用制度の導入等について、法改正を行う。シルバー人材センターについても、労働者派遣等もできるように機能を拡大したい、⑧平成16年度には、産学官の協力のもと、90を超えるプ

ロジェクトを進め、新たな産業の創出を通じて科学技術創造立国を実現していく」旨の答弁があった。

第10に、**三位一体の改革**について、「①本来の意味の分権改革ではないとの批判に対する見解、②合計の補助金額の増減、③削減する補助金項目の選定理由、④税源移譲の規模」等の質疑に対して、「①改革の第一歩として、全国知事会、市長会など、地方公共団体からも評価をいただいております、地方にできることは地方にとの原則のもと、来年度以降も改革を加速していく、②補助金総額は、医療、介護、福祉等の社会保障制度の補助金の大幅な増加等により、対前年度で若干増加する、③地方にできることは地方にとの原則のもと、数次にわたる閣僚間折衝や政府・与党間での協議など、関係者の十分な議論、検討を経たうえで決定した、④税源移譲について、基本方針2003において、廃止する補助金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、個別事業の見直し、精査を行い、所要額については基幹税の充実を基本として税源移譲することとしており、その規模については、補助金改革の状況に応じて検討する」旨の答弁があった。

第11に、**治安対策**について、「①治安強化の取組、②空き交番の解消策の推進、③民間警備員の拡充」等の質疑に対して、「①昨年末に犯罪対策閣僚会議が策定した行動計画に基づいて、まず、政府としては、犯罪の生じにくい社会環境の整備、水際対策をはじめとする各種犯罪対策、治安関係機関の体制強化など、総合的な対策を講じる。国内外におけるテロ関連情報の収集及び警戒警備を強化するとともに、関係機関による実践的訓練を積み重ねることにより、緊急事態に的確に対処できる体制の整備にも努める、②空き交番の解消を目指し、3,000名を超える警察官を増員するほか、退職警察官などを活用した交番相談員の増員を図る、③緊急地域雇用創出特別交付金の活用などにより、警備業者による防犯パトロール事業を推進していきたい。交通警察の一部民間委託については、今国会において、駐車違反取締りに関係する事務について民間に委託できるように制度改正を行う。今後とも、民間への委託や地方自治体との協力を推進する」旨の答弁があった。

第 12 に、**国民保護法制**について、「法案化に当たっての基本的人権の担保方法」の質疑に対して、「国民保護法制の中では、物資の収用や土地の使用などの処分に当たってあらかじめ任意の要請を行うことや、公用令書の発行、適切な

損失補償の実施などの具体的な仕組みの中でこうした配慮を規定したい」旨の答弁があった。

その他、司法制度改革、教育問題等について、質疑が行われた。



衆議院本会議場の演壇に立つ小泉内閣総理大臣

2 主な議案等の審議

年 月 日	議 案 等
平成 16 年 1 月 19 日	○国務大臣の演説 ・小泉内閣総理大臣の施政方針演説 ・川口外務大臣の外交演説 ・谷垣財務大臣の財政演説 ・竹中経済財政政策担当大臣の経済演説
1 月 21 日	○国務大臣の演説に対する質疑 質疑 菅直人君（民主）、額賀福志郎君（自民）、松本剛明君（民主） 答弁 小泉内閣総理大臣
1 月 22 日	○国務大臣の演説に対する質疑 質疑 武正公一君（民主）、神崎武法君（公明）、志位和夫君（共産）、横光克彦君（社民） 答弁 小泉内閣総理大臣、亀井農林水産大臣、坂口厚生労働大臣、河村文部科学大臣
1 月 27 日	○趣旨説明 ・イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件 説明 石破防衛庁長官 質疑 原口一博君（民主）、赤嶺政賢君（共産） 答弁 小泉内閣総理大臣
1 月 31 日	○平成 15 年度一般会計補正予算（第 1 号）〈可決〉 ○平成 15 年度特別会計補正予算（特第 1 号）〈可決〉 ○平成 15 年度政府関係機関補正予算（機第 1 号）〈可決〉 討論 （以上 3 件） 北村直人君（自民） ○イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件〈承認〉 討論 河合正智君（公明）
2 月 17 日	○趣旨説明 ・平成 16 年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内

	<p>閣提出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） <p>説明 谷垣財務大臣</p> <p>質疑 江渡聡徳君（自民）、長妻昭君（民主）</p> <p>答弁 谷垣財務大臣、坂口厚生労働大臣、竹中国務大臣、福田内閣官房長官</p>
2月19日	<p>○発言・趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度地方財政計画 ・地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） ・所得譲与税法案（内閣提出） ・地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） <p>発言・説明 麻生総務大臣</p> <p>質疑 松崎公昭君（民主）、松野頼久君（民主）、榊屋敬悟君（公明）</p> <p>答弁 福田内閣官房長官、谷垣財務大臣、麻生総務大臣、坂口厚生労働大臣、河村文部科学大臣</p>
2月27日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出） <p>説明 河村文部科学大臣</p> <p>質疑 中野正志君（自民）、高井美穂君（民主）</p> <p>答弁 河村文部科学大臣、麻生総務大臣、竹中国務大臣</p>
3月5日	<p>○平成16年度一般会計予算〈可決〉</p> <p>○平成16年度特別会計予算〈可決〉</p> <p>○平成16年度政府関係機関予算〈可決〉</p> <p>討論（以上3件） 鉢呂吉雄君（民主）、園田博之君（自民）、吉井英勝君（共産）、谷口隆義君（公明）、照屋寛徳君（社民）</p> <p>○地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>○所得譲与税法案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>討論（以上3件） 若泉征三君（民主）</p> <p>○平成16年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内</p>

	<p>閣提出) 〈可決〉</p> <p>○所得税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出) 〈可決〉</p> <p>討論 (以上 2 件)</p> <p>鈴木克昌君 (民主)</p>
3 月 11 日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機能の強化のための特別措置に関する法律案 (内閣提出) ・預金保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出) ・金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案 (五十嵐文彦君外 2 名提出) ・金融再生委員会設置法案 (五十嵐文彦君外 2 名提出) <p>説明</p> <p>竹中国務大臣、五十嵐文彦君 (民主)</p> <p>質疑</p> <p>永田寿康君 (民主)、上田勇君 (公明)</p> <p>答弁</p> <p>小泉内閣総理大臣、竹中国務大臣、中塚一宏君 (民主)、津村啓介君 (民主)</p>
3 月 12 日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案 (内閣提出) ・中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出) <p>説明</p> <p>中川経済産業大臣</p> <p>質疑</p> <p>河井克行君 (自民)、吉田治君 (民主)</p> <p>答弁</p> <p>中川経済産業大臣、竹中国務大臣、谷垣財務大臣</p>
3 月 16 日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案 (内閣提出) <p>説明</p> <p>野沢法務大臣</p> <p>質疑</p> <p>桜井郁三君 (自民)、小林千代美君 (民主)</p> <p>答弁</p> <p>野沢法務大臣、河村文部科学大臣</p>
3 月 18 日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合法律支援法案 (内閣提出) <p>説明</p> <p>野沢法務大臣</p> <p>質疑</p> <p>泉房穂君 (民主)、漆原良夫君 (公明)</p> <p>答弁</p> <p>野沢法務大臣、谷垣財務大臣、坂口厚生労働大臣</p>

3月23日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出） ・市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） ・市町村の合併の特例等に関する法律案（内閣提出） <p>説明 麻生総務大臣</p> <p>質疑 保坂武君（自民）、田嶋要君（民主）、西村智奈美君（民主）</p> <p>答弁 麻生総務大臣、竹中国務大臣、福田内閣官房長官</p>
3月30日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路株式会社法案（内閣提出） ・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（内閣提出） ・日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出） ・日本道路公団等民営化関係法施行法案（内閣提出） <p>説明 石原国土交通大臣</p> <p>質疑 永岡洋治君（自民）、岩國哲人君（民主）、松野信夫君（民主）</p> <p>答弁 小泉内閣総理大臣、石原国土交通大臣</p>
4月1日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・年金積立金管理運用独立行政法人法案（内閣提出） ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） <p>説明 坂口厚生労働大臣</p> <p>質疑 能勢和子君（自民）、枝野幸男君（民主）、古川元久君（民主）、大口善徳君（公明）、山口富男君（共産）、阿部知子君（社民）</p> <p>答弁 小泉内閣総理大臣、坂口厚生労働大臣、谷垣財務大臣</p>
4月2日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政事件訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出） <p>説明 野沢法務大臣</p> <p>質疑 北川知克君（自民）</p> <p>答弁 野沢法務大臣</p>
4月8日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）

	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出） ・高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案（菅直人君外 6 名提出） <p>説明 亀井農林水産大臣、篠原孝君（民主）</p> <p>質疑 奥野信亮君（自民）、楠田大蔵君（民主）、梶原康弘君（民主）</p> <p>答弁 亀井農林水産大臣、竹中国務大臣、坂口厚生労働大臣、山田正彦君（民主）、平岡秀夫君（民主）</p>
4 月 9 日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案（古川元久君外 5 名提出） <p>説明 古川元久君（民主）</p> <p>質疑 大野功統君（自民）、山口富男君（共産）</p> <p>答弁 古川元久君（民主）、五十嵐文彦君（民主）、山井和則君（民主）</p>
4 月 13 日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（内閣提出） ・武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（内閣提出） ・武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（内閣提出） ・国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（内閣提出） ・武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（内閣提出） ・武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（内閣提出） ・自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出） ・日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件 ・1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件 ・1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件 <p>説明 井上国務大臣、石破防衛庁長官、川口外務大臣</p> <p>質疑 首藤信彦君（民主）、長島昭久君（民主）、遠藤乙彦君（公明）、赤嶺政賢君（共産）</p> <p>答弁 井上国務大臣、麻生総務大臣、川口外務大臣、野沢法務大臣、石破防衛庁長官</p>

<p>4月16日</p>	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出） <p>説明 金子国務大臣</p> <p>質疑 谷公一君（自民）</p> <p>答弁 川口外務大臣、金子国務大臣</p> <p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出） <p>説明 中川経済産業大臣</p> <p>質疑 西銘恒三郎君（自民）</p> <p>答弁 中川経済産業大臣</p>
<p>4月20日</p>	<p>○イラクにおける邦人人質事件等についての発言</p> <p>発言 川口外務大臣</p> <p>質疑 藤田幸久君（民主）、高橋千鶴子君（共産）</p> <p>答弁 川口外務大臣、福田内閣官房長官</p> <p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観法案（内閣提出） ・景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出） ・都市緑地保全法等の一部を改正する法律案（内閣提出） <p>説明 石原国土交通大臣</p> <p>質疑 原田令嗣君（自民）、若井康彦君（民主）</p> <p>答弁 石原国土交通大臣、亀井農林水産大臣</p>
<p>4月22日</p>	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託業法案（内閣提出） <p>説明 竹中国務大臣</p> <p>質疑 田中英夫君（自民）、小泉俊明君（民主）</p> <p>答弁 竹中国務大臣、谷垣財務大臣、中川経済産業大臣</p>
<p>4月23日</p>	<p>○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案（五十嵐文彦君外2名提出）〈否決〉</p>

	<p>○金融再生委員会設置法案（五十嵐文彦君外2名提出）〈否決〉</p> <p>○金融機能の強化のための特別措置に関する法律案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>○預金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>討論（以上4件） 島聡君（民主）</p> <p>○趣旨説明 ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）</p> <p>説明 河村文部科学大臣</p> <p>質疑 西村明宏君（自民）、城井崇君（民主）</p> <p>答弁 河村文部科学大臣</p>
4月27日	<p>○構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>討論 市村浩一郎君（民主）</p> <p>○高速道路事業改革基本法案（岩國哲人君外4名提出）〈否決〉</p> <p>○高速道路株式会社法案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>○日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>○日本道路公団等民営化関係法施行法案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>討論（以上5件） 長安豊君（民主）</p> <p>○趣旨説明 ・公益通報者保護法案（内閣提出）</p> <p>説明 竹中国務大臣</p> <p>質疑 宮下一郎君（自民）、泉健太君（民主）</p> <p>答弁 竹中国務大臣</p>
5月11日	<p>○国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈修正〉</p> <p>・上記法律案に対する修正案（長勢甚遠君外4名提出）〈可決〉</p> <p>趣旨弁明（修正案） 長勢甚遠君（自民）</p> <p>○年金積立金管理運用独立行政法人法案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>討論（以上4件） 内山晃君（民主）、福島豊君（公明）、石井郁子君（共産）、阿部知子君（社民）</p>
5月20日	<p>○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（内閣提出）〈修</p>

	<p>正)</p> <p>○武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>○武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（内閣提出）〈修正〉</p> <p>○国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>○武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>○自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>○日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件〈承認〉</p> <p>○1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件〈承認〉</p> <p>○1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件〈承認〉</p> <p>討論（以上10件） 塩川鉄也君（共産）、石崎岳君（自民）、細野豪志君（民主）</p>
5月25日	<p>○公益通報者保護法案（内閣提出）〈可決〉</p> <p>討論 島田久君（民主）</p> <p>○北朝鮮訪問に関する報告</p> <p>報告 小泉内閣総理大臣</p> <p>質疑 渡辺博道君（自民）、鳩山由紀夫君（民主）、漆原良夫君（公明）、穀田恵二君（共産）、横光克彦君（社民）</p> <p>答弁 小泉内閣総理大臣</p>
6月4日	<p>○厚生労働委員長衛藤晟一君解任決議案（城島正光君外3名提出）〈否決〉</p> <p>趣旨弁明 城島正光君（民主）</p> <p>討論 宮澤洋一君（自民）、山井和則君（民主）、塩川鉄也君（共産）</p>
6月15日	<p>○小泉内閣不信任決議案（岡田克也君外6名提出）〈否決〉</p> <p>趣旨弁明 岡田克也君（民主）</p> <p>討論 赤城徳彦君（自民）、仙谷由人君（民主）、西博義君（公明）、佐々木憲昭君（共産）、照屋寛徳君（社民）</p>
6月16日	<p>○請願357件〈採択〉</p>

3 決議

○ 否決したもの

厚生労働委員長衛藤晟一君解任決議案（城島正光君外 3 名提出、決議第 1 号）[民主・共産・社民提出]（16. 6. 4）

本院は、厚生労働委員長衛藤晟一君を解任する。

右決議する。

小泉内閣不信任決議案（岡田克也君外 6 名提出、決議第 2 号）[民主・共産・社民提出]（16. 6. 15）

本院は、小泉内閣を信任せず。

右決議する。

【第 160 回国会】

1 主な議案等の審議

年 月 日	議 案 等
平成 16 年 8 月 2 日	○第 30 回主要国首脳会議出席に関する報告 報告 小泉内閣総理大臣 質疑 中山成彬君（自民）、岡田克也君（民主）、前原誠司君（民主）、志位和夫君（共産）、東門美津子君（社民） 答弁 小泉内閣総理大臣、中川経済産業大臣
8 月 5 日	○国民年金法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案（岡田克也君外 10 名提出）〈否決〉 討論 城島正光君（民主）、長沢広明君（公明） ○議員津村啓介君懲罰事犯の件〈公開議場における戒告〉 議長は、国会法第 122 条第 1 号により、同君を戒告した。 ○厚生労働大臣坂口力君不信任決議案（海江田万里君外 4 名提出）〈否決〉 趣旨弁明 海江田万里君（民主） 討論 蓮実進君（自民）、三井辨雄君（民主）
8 月 6 日	○請願 3 件〈採択〉

2 決議

○ 否決したもの

厚生労働大臣坂口力君不信任決議案（海江田万里君外 4 名提出、決議第 1 号）〔民主・共産・社民提出〕（16. 8. 5）

本院は、厚生労働大臣坂口力君を信任せず。
右決議する。

【第 161 回国会】

1 国務大臣の演説及び質疑

平成 16 年 10 月 12 日に小泉内閣総理大臣の所信表明演説が衆議院本会議において行われ、こ

れに対して、同月 13 日及び 14 日に各党の代表質問が行われた。

(1) 小泉内閣総理大臣の所信表明演説

(はじめに)

今年は豪雨や台風による災害が多発し、多くの人が犠牲になりました。被害に遭われた方々に対して、心からお見舞い申し上げます。被災地の早期復旧復興を図るとともに、情報伝達や高齢者の救援が迅速になされるよう、防災対策の改善を図り、災害に強い国づくりを進めてまいります。

バブル崩壊後、長期にわたり我が国経済は低迷し、失業や倒産が増える中、人々は自信を失い、日本の将来について悲観的な見方が強調されてきました。今まで機能してきた仕組みが、21 世紀の経済社会に必ずしも対応できないものとなっていたからであります。

就任以来、私は、構造改革なくして日本の再生と発展はないとの信念のもと、公共事業など政府の財政出動に頼ることなく、個人や企業の挑戦する意欲と地方の自主性を引き出すための改革に全力を挙げてまいりました。民間にできることは民間に、地方にできることは地方にとの改革を進めてきた今、その芽が育っています。

構造改革の芽が大きな木に成長するか否かは、郵政事業の民営化や三位一体の改革を具体化するこれからが正念場であります。このたび、内閣改造を行い、改革を一層加速するための体制を整えました。新しい体制のもと、これまでの方針どおり改革を断行し、自信と誇りに満ちた活力ある社会を築くとともに、国際社会の一員として世界の平和と安定に積極的に貢献してまいります。

政治に対する国民の信頼なくして、改革を進めることはできません。政治資金を巡る不祥事が後を絶たないことを厳しく受けとめています。政(まつりごと)とは正すこと。「政(せい)は正なり。」政治は不正を許さず人々に模範を示す

ことで秩序ある社会を作り上げるという孔子の言葉を、政治家一人一人が肝に銘じ、常に襟を正さなければなりません。信頼の政治の確立を目指して、政治改革に取り組んでまいります。

(「官から民へ」「国から地方へ」の徹底)

私は、官から民へという方針のもと、規制改革や特殊法人の廃止・民営化などを進めてまいりました。

郵政事業の民営化は、明治以来の大改革であり、改革の本丸であります。先月、政府としての基本方針を決定いたしました。今後、利用者である国民の立場に立って、具体案の取りまとめに全力を傾け、次期通常国会に法案を提出し、平成 19 年 4 月から郵政公社を民営化いたします。

現在、郵政公社には 40 万人の職員が働いていますが、郵政事業は公務員でなければ運営できないものなのではないでしょうか。350 兆円もの膨大な郵便貯金や簡易保険の資金が民間で効果的、効率的に使われるような仕組みが必要です。全国津々浦々に置かれている郵便局のネットワークを生かして、より便利なサービスを提供し、経営体質を一層強化するために、民営化を進めなければなりません。

道路関係 4 公団は、来年度に民営化されます。高速自動車国道については、規格の見直しなど建設コストの徹底した縮減により、有料道路の事業費を当初の約 20 兆円からほぼ半減させます。これまで引き下げられることのなかった通行料金は、E T Cを活用した割引制度により、来年度から平均 1 割以上引き下げ、可能なものは来月から実施します。

地方にできることは地方にという総論賛成の議論を具体化するために、私は、国の補助金を削減し、国から地方への税源移譲を進め、同時

に地方交付税を見直す三位一体の改革を指示しました。この8月に活発な議論を重ねてまとめられた地方団体としての補助金改革案を真摯に受けとめ、今年度の1兆円に加え、来年度からの2年間に行う約3兆円の補助金改革、税源移譲、地方交付税改革の全体像を年内に決定いたします。

市町村合併を引き続き推進してまいります。

官でなければできない業務の範囲を明確化し、官業の民間開放を進めるため、官民対等な立場で競争入札を行い、価格と質の両面ですぐれた公共サービスを提供する市場化テストの導入に向けた作業を行うとともに、混合診療の解禁など、これまで官が強く関与してきた分野の改革を推進してまいります。

2010年代初頭には、政策的な支出を新たな借金に頼らずにその年度の税収等で賄うよう、財政構造改革を進めます。税制については、三位一体の改革や社会保障制度の見直しと併せて議論を進めてまいります。

行政に対する国民の信頼を確保し、公務員が持てる力を最大限発揮できるよう、公務員制度改革に取り組むとともに、新たな行政改革の方針を策定してまいります。

(地域の再生と経済の活性化)

構造改革を進める中で、景気は、個人消費や設備投資を中心に、民間主導で堅調に回復しています。政府は、引き続き日銀と一体となって、デフレからの脱却を確実なものとしてまいります。

不良債権問題を本年度末までに正常化させ、来年4月から予定どおりペイオフ解禁を実施いたします。

中小企業を巡る状況は地域ごとにばらつきが見られ、なお厳しいものがあります。地域の再生や中小企業の活性化なくして、持続的な経済成長は望めません。

現在、15の地域で、民間を活用し、1日当たり約1,000人の若者に対して就業に向けたカウンセリングや研修を実施しており、全国の都道府県の窓口では、4,700件の中小企業からの相談にこたえ、500件を超える再生計画を支援しています。地域に密着した雇用対策や中小企業への資金供給の円滑化など、セーフティネットを引き続き整備いたします。

昨年2月以来、会社設立の資本金を1円でも

可能とする特例を認めた結果、これまで1万7,000近くの企業が設立され、1日当たり平均30人が会社を起こすようになりました。ウエディングドレスを製作する会社をつかってパリ・コレクションに出展した主婦、大手スーパーでの仕入れ経験を生かし、自分で目ききした地元の食材を使っておにぎりを販売している元サラリーマンなど、多くの人が夢をかなえています。挑戦する意欲を引き出すため、新しい事業の展開を支援します。

私は、昨年、2010年に外国人旅行者を1,000万人に倍増させる計画を発表しました。全国各地で、観光カリスマと呼ばれる人々が住民と一緒に隠れた観光資源を掘り起こし、その魅力を発信しています。地域や町が知恵と工夫を凝らして、住民が誇りを持ち、外部の人からも訪れたいと思われる場所が変わろうと奮闘中です。この7月には熊野古道が、我が国で12番目の世界遺産に登録されました。

政府としても、各地域が自然や景観を生かした観光を進め、地域経済の活性化にもつながるよう、ビザの免除や外国語標識の拡大など、外国人が旅行しやすい環境を整備するとともに、特区制度を活用した規制改革や補助金制度改革によって、地域や町の振興を図ってまいります。

京都議定書は、ロシア政府の批准表明により、発効に向けて大きく動き出しました。温室効果ガスの削減目標の達成に向け、地球温暖化対策に取り組んでまいります。

私は就任以来、科学技術を活用した環境保護と経済発展の両立に力を入れてまいりました。本年度中にすべての公用車を低公害車に切りかえます。企業の技術開発が加速され、今や、民間での新車購入の7割近くが低公害車となりました。来年からは、世界一厳しいディーゼル車の排ガス規制と自動車のリサイクルを始めます。環境に優しい科学技術の開発や普及は、経済の発展につながるものと確信しております。

I T戦略の推進は、国民生活の利便性の向上、経済の活性化、簡素で効率的な政府の構築を進めるうえで極めて有効であり、来年までに世界最先端のI T国家となることを目指します。

民間企業の公正かつ自由な競争を促進するため、独占禁止法の改正案を提出いたします。

(暮らしの安心と安全)

人生80年、日本は世界一の長寿国になりまし

た。戦争直後、年間 270 万人生まれていた子供は、今や 120 万人を切り、年金を受ける人が増える一方、それを支える子や孫の世代は減少を続けています。長生きできる社会を実現した今日、我々は、年金、医療、介護を柱とする社会保障をいかにして将来にわたり持続可能なものとしていくかという大きな課題に直面しています。

先般の年金改革法の審議を通じて、自民、民主、公明の 3 党は、年金の一元化問題を含む社会保障制度全般の一体的見直しを行うことに合意しました。改革を具体化していくうえでは、さまざまな形の所得をいかに公平に捕捉するのか、財源としての保険料や税の組合せ、給付と負担の適正な水準はどうあるべきかなど、社会経済全体の在り方にもかかわる難しい問題の一つ一つ答えを出していかなければなりません。与野党が立場を超えて早急に協議を開始することが必要です。政府としても、経済界や労働界などの参加を得ながら、一体的見直しの議論を現在進めております。

社会保険庁については、窓口が利用しにくい、個人情報管理がずさんである、年金保険料の使い道が不透明だ、保険料の未納対策が不十分ではないか、などの指摘を受けています。民間人の長官を任命し、その経営感覚を生かして、業務と組織を抜本的に見直し、親切、迅速、正確な国民本位のサービスの実現に全力を挙げてまいります。

世界一の長寿社会を実現した我々の新しい課題は、長生きを喜べる社会を作ることです。新しい治療技術や薬の研究開発、医療体制の整備などにより、がんの治癒率を改善するとともに、心筋梗塞や脳卒中といった生活習慣病を予防し、健康で活力のある長寿社会を実現してまいります。スポーツは、明るく健やかな生活に欠かすことはできません。国民に夢や感動を与えるトップレベルのスポーツ選手を育成支援するとともに、だれもが生涯を通じて、身近な場所でスポーツに親しめる環境を整備いたします。

保育所の充実、働きながら子育てをしている人々の切なる願いです。就任当初の所信表明演説で約束したとおり待機児童をゼロにするべく、今年度末までに保育所の受入れ児童を 15 万人増やします。最近、それでもまだ足りない

という状況にあるので、待機児童の解消に必要な措置を引き続き講じてまいります。

新しい時代の国づくりの基盤となるのは、人です。少人数授業や習熟度別指導により確かな学力の育成を図るとともに、ボランティア活動を通じた心の教育や、職場体験により勤労観、職業観を養う教育を行ってまいります。教育基本法の改正については、国民的な議論を踏まえ、精力的に取り組んでまいります。

知的財産高等裁判所の創設、特許審査の迅速化、税関での模倣品の差しとめ強化により、知的財産立国は着実に推進されています。映画やアニメ、能や歌舞伎など、内外の人々を魅了する文化芸術を振興し、豊かな国づくりを進めます。

増え続けてきた犯罪件数は昨年は減少しましたが、さらに対策を強化して、世界一安全な国日本を復活させなければなりません。空き交番を解消するとともに、新宿歌舞伎町など犯罪の頻発する繁華街を安全で楽しめる町に再生します。刑法を見直し、殺人、傷害など凶悪犯罪に対する罰則を強化いたします。

司法を国民に身近なものとするための改革に引き続き取り組んでまいります。

米国同時多発テロから 3 年余り経過しましたが、世界各地でテロが頻発する状況が続いています。先月ロシアで起こった学校占拠事件では、大勢の子供を含む多数の犠牲者が出ました。卑劣なテロを決して許してはなりません。顔の画像を読み取る新技術を活用した出入国審査、警察官が飛行機に同乗するスカイマーシャルの導入、関係国との協力によるテロ資金対策などにより、テロの未然防止に全力を尽くしてまいります。

食の安全と信頼を確保するには、消費者の視点に立つことが不可欠です。BSE 問題については、科学的知見を踏まえながら、国内措置の見直しとともに、米国と輸入再開に関し協議してまいります。

農業の競争力強化を図るため、やる気と能力のある経営に支援を重点化するなど、農政改革に取り組みます。

(外交・安全保障)

我が国の安全と繁栄には、世界の平和と安定が不可欠であります。日米同盟と国際協調を外交の基本として、国際的課題に対して積極的に

貢献してまいります。

私は、先月、ニューヨークの国連総会で演説し、安全保障理事会の常任理事国入りを目指す決意を表明しました。国際社会が今日直面する課題に対して効果的に対処していくためには、国連の改革が必要です。海外での復興支援や平和維持活動に熱心に取り組んできた我が国は、安全保障理事会の意思決定に参画し、世界の平和と安定に主要な役割を果たしていく能力を持っております。

在日米軍の兵力の構成見直しについては、21世紀の国際情勢に適応した我が国の安全保障の確保と、沖縄等の地元の過重な負担の軽減を図る観点から、米国と協議を進めてまいります。

本年5月に北朝鮮を再度訪問したことを通じ、拉致被害者の家族8名の帰国が実現したものの、安否不明者の問題、核やミサイルの問題はなお残されています。関係国とも連携しながら、日朝平壤宣言を基本に、これらの問題を包括的に解決し、日朝間の関係を正常化していく努力を続けてまいります。

イラクでは、イラク人が自らの力で復興に取り組んでおり、国際社会は国連決議に基づき一致して支援しています。現地復興支援活動に当たっている自衛隊は、日本国民の善意を実行する部隊として住民から評価されております。先月会談したアラウィ・イラク首相からも、これまでの我が国の人道復興支援活動についての謝意と、今後とも活動を続けてほしいとの意向が表明されました。あすから日本が議長国となって、イラク復興信託基金に関する会合を東京で主催します。

ロシアとの間では、北方4島の帰属の問題を解決して平和条約を早期に締結することを目指し、経済面を中心に緊密化しつつある日ロ関係を、幅広い分野でより強固なものとしてまいります。

先週、ハノイで開催されたASEM首脳会合に出席しましたが、中国、韓国をはじめとしたアジアや欧州の国々と交流を深め、友好・信頼関係を強化してまいります。

先般、メキシコとの経済連携協定に署名しました。協定の円滑な実施を図り、両国の関係をさらに発展させてまいります。今後とも2国間の経済連携を積極的に進めるとともに、WTO新ラウンド交渉の最終合意に向けて全力で取り

組みます。

大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、テロなどの新たな脅威に対応するとともに、国際社会の平和と安定のための活動を実効的に行えるよう、安全保障と防衛力に関する懇談会の提言を踏まえ、本年中に新たな防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画を策定いたします。

我が国周辺の海底資源や大陸棚の調査を進め、海洋権益の確保に万全を期してまいります。

(むすび)

「やれば出来る」は魔法の合いことば、この夏の全国高校野球選手権大会で活躍した高校の校歌の一節です。自らを信じて努力すれば、明るい未来を切り拓くことができる。幾多の試練を乗り越え、甲子園で奮闘した球児たちの姿は、まさにこの言葉そのものでした。

アテネ・オリンピックでもパラリンピックでも、日本人選手が多くての種目ですばらしい活躍を見せ、我々に熱い感動と勇気を与えてくれました。自分の才能に甘えることなく、厳しい練習と血のにじむような努力を重ねてきた選手たちは、我々の想像を超える重圧に耐え、その実力を遺憾なく発揮しました。

ある選手は、「色は銅になってしまったけれど、私の人生の中では金以上の経験です。」と笑顔で語りました。日本の選手ばかりではありません。ブラジルのデリマ選手は、マラソンでトップを走っている最中に、予想もしなかった妨害を受けたにもかかわらず、ひるむことなく笑顔で完走しました。その何事にも屈しない力強い精神と明るさは、多くの人々にさわやかな感動を与えました。

現在、世界各地で日系人の方々、あるいは青年海外協力隊や企業関係者など多くの日本人が、気候も言葉も生活習慣も異なる厳しい環境の中で活躍しており、現地の人々から信頼と高い評価を受けています。

本年の豪雨や台風により甚大な被害を受けた地域では、警察、消防、自衛隊や地元の住民とともに、10万人を超えるボランティアが泥にまみれながら復旧に汗を流しました。非常事態に際して、若者をはじめとして自発的な助け合いの輪が広がっていることは、我が国の将来にとって心強い限りです。

いかなる困難があっても、くじけることなく努力する。失敗しても、次の成功への挑戦と受

けとめる。やればできる。勇気と誇りを持って、日本の明るい未来を築こうではありませんか。

国民並びに議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

(2) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

10月12日の国務大臣の演説に対する質疑は、同月13日に岡田克也君（民主）、武部勤君（自民）及び鳩山由紀夫君（民主）が行い、14日には横路孝弘君（民主）、太田昭宏君（公明）、志位和夫君（共産）及び山本喜代宏君（社民）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

第1に、**小泉内閣の改革への取組姿勢**について、「①内政、外交上の重要課題の優先順位、②国会における議論、③改革実現に向けた決意、④小泉改革が目指す社会、⑤社会保障の抜本的改革こそ緊急の優先課題ではないか」等の質疑に対して、「①いずれも重要な課題であり、年金を含む社会保障制度等の改革の推進や、日米同盟と国際協調を基本とした国益と国民の安全を守る主体的な外交政策の推進など、内閣を挙げて全力で取り組み、最善を尽くす、②国会での議論などを通じ、国民の理解が得られるよう努力してきた。批判論や反対論だけでなく建設的な政策論をしていくことが重要である、③構造改革の芽が大きな木に成長するか否か、大事な時期を迎えている。改革の本丸である郵政民営化、三位一体の改革を具体化するこれからの正念場であり、民間や地方のやる気を引き出す改革を断行していく、④構造改革は弱者を切り捨てるものではない。国民や企業、地域が主役となり、自信と誇りに満ちた明るい社会の実現を目指すものである。改革を進め、地域や多くの国民が持っている潜在力が自由に発揮される活力ある経済社会の構築に向けて全力で取り組んでいく、⑤郵政民営化だけではなく、持続可能な社会保障制度を構築し、暮らしの安心を確保することも重要な課題である。年金の一元化問題を含む社会保障制度全般の一体的見直しの議論を進め、労働環境の整備にも取り組んでいく」旨の答弁があった。

第2に、**イラク問題**について、「①米国の単独行動主義と我が国の対応、②国連憲章の理念と米国の先制攻撃、単独行動主義、③事実誤認に基づきイラク戦争を支持したのではないか、④

中東諸国との関係、⑤自衛隊のイラク派遣、⑥ムサンナ県に対する支援、⑦大量破壊兵器を保有、使用したのはいつか、⑧国連査察を拒否したのはいつか」等の質疑に対して、「①米国政府はテロや大量破壊兵器の拡散といった国際社会の重要な課題に、同盟国等と協議、協調し取り組んできた。我が国は米国に対し国際協調の重要性を随時強調している、②国連憲章では、一般的に武力の行使は禁止されているが、自衛権の行使に当たる場合や安保理の決定がある場合には認められている。米国は国際法上の権利及び義務に合致して行動していると考え、③イラクが累次の国連安保理決議に違反し続け、平和的解決の機会を生かそうとせず、最後まで国際社会の真摯な努力にこたえなかったとの認識に基づいており、武力行使に対する支持が過ちであったとの指摘は当たらない、④中東諸国と連携を図りながらイラク復興支援を進め、中東和平問題に積極的に取り組んでいる。経済等各分野の関係強化に加え、文化交流、文明間の対話も推進し、高い評価を得ている、⑤イラクの復興は道半ばであり、我が国にふさわしい分野で引き続き復興に積極的に貢献することが重要である。基本計画では、派遣期間が本年12月14日までだが、復興の状況、現地治安情勢等を総合的に検討し適切に判断する、⑥自衛隊をはじめとする人的貢献とODAによる支援を車の両輪として進め、市民の生活基盤の再建に重点を置いた復興支援を行っていく。雇用拡大効果にも十分配慮し、積極的に実施していく、⑦2003年3月、国連監視検証査察委員会は、大量破壊兵器を保有しているという疑惑を安保理に報告しており、1983年から1988年の間に、大量化学兵器を使用したとしている。1991年以降、大量破壊兵器を使用したことは承知していない、⑧1998年1月、国連イラク特別委員会の査察を拒否、いったん再開したが、同年10月末、全面的な協力停止を決定した。1999年に国連監視検証査察委員会が設置されたが、2002年11月まで査察活動は中断した。2002年11月に安保理

決議が採択され、査察再開後も、当時のブリス委員長は、十分な協力が得られなかったとの趣旨を安保理に報告している」旨の答弁があった。

第3に、**日米関係**について、「①日米同盟と日本の国益、日米安保条約との関係、②在日米軍の兵力構成の在り方と日米地位協定の見直し、③ヘリ墜落事故、④在日米軍の兵力構成見直しと日米安保条約、⑤在日米軍の縮小及び基地の撤去」等の質疑について、「①ブッシュ大統領と、世界の中の日米同盟を強化していくことで一致した。日米両国が世界におけるさまざまな問題の解決に世界の国々と協調しながら取り組んでいることを踏まえ、協力関係をさらに強化していくことを確認したもので、国益に合致する。同盟関係は日米安保条約に基づく協力に限られたものではなく、日米安保条約上の権利義務関係は変更されていない、②在日米軍の抑止力を維持し、沖縄等地元の過重な負担の軽減を図る観点から米側との協議を進めていく。日米地位協定は、その時々の問題について、運用の改善により機敏に対応していくことが合理的であり、努力している、③事故の発生は極めて遺憾であり、事故後直ちに米側に徹底した事故原因の究明と再発防止に全力を挙げるよう求めた。日米合同委員会に新たな分科委員会を設置し、協議の仕組みを充実させ、沖縄危機管理官の設置など、体制の整備を図っている、④日米間の協議で議論はされているが、正式な提案や対案ではない。見直しは、現行の日米安保条約の枠内で行われ、日本国憲法との関係で問題の生じるものではない、⑤アジア太平洋地域には、依然として不安定性、不確実性が存在しており、日米安保条約を堅持し、日本の安全と独立を確保することが必要である」旨の答弁があった。

第4に、**年金**について、「①年金制度の与野党協議、②国民の不満、不信を払拭するための取組、③年金不信に対する見解、④年金制度の一元化、⑤基礎年金の国庫負担財源、⑥情報の開示、⑦無年金障害者の問題、⑧社会保険庁の抜本改革、⑨改正年金法の前提となる数字が虚構ではないか」等の質疑に対して、「①民主党の提案は、全額税方式の基礎年金と生活保護の調整、財源としての保険料や税の組合せの在り方等、難しい問題であり、国民的見地から、幅広く議論を行う必要がある。民主党は独自案と国会対

策に固執せず、真摯な政党間協議を行い、国民に対する政党の責任を果たすべきだ、②被保険者の保険料納付実績を点数化し表示する仕組みを導入するなどの取組を進めていく。社会保険の個人勘定化は、個人情報保護の観点やシステムの整備に膨大なコストと時間を要するなどの問題があり、今後の課題である、③公的年金制度を、持続可能な制度とするため、長期的な給付と負担の均衡を確保する必要がある。改正年金法の内容を国民に意を尽くして説明し、着実な施行に努めている、④社会保障の在り方に関する懇談会で、社会保障制度の一体的見直しと、年金の一元化問題について幅広い議論を行っている、⑤年金改正法の附則に、平成16年度から着手し、平成21年度までに国庫負担を2分の1に引き上げるとの道筋が明記された。税制面の対応については、与党税制改正大綱を踏まえ、個人所得課税、消費税を中心に改革に取り組んでいく、⑥平成15年の合計特殊出生率について、公表までの事務処理が不適切であったことは遺憾だ。正確な情報の迅速な公開は重要であり、一層の情報公開に努めていく、⑦特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案が与党から提出され、無年金障害者に対する障害福祉年金の支給に関する法律案が民主から提出され、それぞれ継続審議となっている。国会での審議状況等を踏まえ適切な対応を図っていく、⑧民間から迎えた新長官のもと、緊急対応プログラムが作られた。業務や組織の抜本的な見直しを進め、予算執行の適正化については、むだを排除し、競争入札の徹底などを進めていく。職員が自分たちの職責を十分に自覚し、業務に取り組めるよう、意識改革を進める、⑨法律案提出時点の社会経済状況をできる限り織り込み、設定したものであり、出生率は年金財政再計算の前提を下回っているが、長期的な趨勢から大きく外れない」旨の答弁があった。

第5に、**地方分権－三位一体改革－**について、「①三位一体改革、②各大臣への指導、③平成18年度以降の全体像」等の質疑に対して、「①地方にできることは地方にとの理念のもと、国の補助金を削減し、国から地方への税源移譲を進め、同時に地方交付税を見直す三位一体の改革を進めてきた。地方とも協議を行い、今年度の1兆円に加え、来年度からの2年間に行う約3兆円の補助金、税源移譲、地方交付税等の改

革の全体像を年内に決定したい、②地方団体の補助金改革案を真摯に受けとめ、積極的に取り組むよう明確に指示し、改革の具体化に向け検討を進めている、③平成 17、18 年度の改革の成果を見きわめたくて判断する」旨の答弁があった。

第 6 に、**郵政民営化**について、「①350 兆円の資金運用、②民間による株式保有までの新分野進出の制限等、③郵便貯金会社、郵政保険会社の財投債買い付けによる特殊法人整理合理化の遅れ、④民営化の目的と決意、⑤法律案策定、提出のスケジュール、⑥制度設計に関する方針と職員の雇用、⑦全国均一サービスの基盤を失うのではないかと、⑧国民サービスの切捨て、⑨郵貯、簡保の資金を使ったむだな公共事業をやめるべき」等の質疑に対して、「①民営化後の郵便貯金会社、郵便保険会社が市場経済の中でみずからの責任と経営判断によって資金運用を行うことに意義がある。制度設計、法案化に当たっては、民間金融機関への影響、追加的な国民負担の回避、国債市場への影響を考慮した適切な資産運用を行い、厳密な資産負債総合管理のもとで貸付け等も段階的に拡大できるように検討していく、②イコールフットイングの度合いや国の関与の在り方等を勘案し、業務内容、経営権に対する制限を緩和していく。民業圧迫にならないよう配慮し、国民の貴重な資源を最大限活用する方向で検討すべきだ、③財投債を制度的に買い続けることはあり得ない。特殊法人等は、既に 8 割強に廃止、民営化、独立行政法人化等の措置が講じられ、財政支出を 1 兆 4,000 億円削減する等の成果が上がっており、改革を着実に進めていく、④民営化の目的は、郵便局ネットワークを生かし、便利なサービスの提供、郵貯、簡保の資金の民間での効果的、効率的な使用などにより、国民に大きな利益をもたらすことにある。内閣一丸となって取り組み、次期通常国会に法律案を提出し、平成 19 年 4 月から郵政公社を民営化する、⑤基本方針に忠実に策定すること、簡素かつ一貫性のある制度、法律構成、組織であること、制度設計のプロセス、手続が透明であることの 3 つの指針にのっとり、与党等とも緊密に調整し、次期通常国会に法律案を提出する、⑥基本方針の 5 つの基本原則（活性化、整合性、利便性、資源活用、配慮）を踏まえ、検討していく。職員は民

営化時に新会社の職員になる、⑦基本方針には、郵便貯金会社及び郵便保険会社にユニバーサルサービスを義務づけていないが、両事業の窓口業務は、住民のアクセス確保が努力義務となる窓口ネットワーク会社に委託し、窓口の配置は過疎地の拠点維持に配慮しているから、指摘は当たらない、⑧民営化は、郵政公社の 4 機能の潜在力を十分に発揮させ、国民の利便性を最大限向上させるものである。最終的には民間企業として自由な経営を可能とするものであり、指摘は当たらない、⑨資金の流れの出口は、財投計画、特殊法人等の改革が進められており、成果が上がっている。入り口の改革は、家計の全金融資産の 4 分の 1 を占める郵貯、簡保の大部分が公的部門に還流しているが、この資金の流れを民間に流れるようにするのが改革の意義であり、出口の改革と相まって不可欠である」旨の答弁があった。

第 7 に、**政治とカネの問題**について、「①日歯連の献金問題、②献金問題の事実解明、③政治資金規正法の改正、④迂回献金、⑤企業・団体献金」等の質疑に対して、「①政治資金を巡る不祥事が後を絶たないことは厳しく受けとめている。政治家が、みずからの問題についてきちんと説明することが重要であり、国会における証言の取扱いは、国会において決めるべきで、各党各会派で十分議論してほしい、②自民党は政治資金規正法にのっとり適正に処理しており、組織ぐるみの闇献金との指摘は当たらない。信頼の政治の確立を目指して政治改革に取り組んでいく、③政治資金を広く、薄く、公正に得、その透明性を確保するための明確なルールを作り上げ、改正案については、各党各会派間で議論を深めるべきだ。政府も必要な検討を進めていく、④政治団体間の資金の移動は、政治団体の収支報告書の公開を通じ、透明性が確保されるべきである。政治資金規正法を脱法するような、いわゆる迂回献金はあってはならない、⑤必ずしも企業・団体献金が悪とは思わない。企業献金の在り方は、早期に国民の幅広い理解が得られる提案がまとまるよう、各党各会派間で議論を深めていくべきものとする」旨の答弁があった。

第 8 に、**外交・防衛**について、「①我が国の外交に関する理念、戦略、②安保理改革、③常任理事国入りと憲法改正、④新たな防衛計画の大

綱の策定、⑤日中関係、⑥シベリア抑留者問題及びサハリン残留韓国人問題、⑦北方領土問題、⑧ロシア関係者の先制攻撃に関する発言、⑨アフガニスタン支援における選挙監視およびNGOの活動」等の質疑に対して、「①外交の目標は、国及び国民の安全と繁栄を確保することであり、中長期的観点に立った理念、戦略をも念頭に置き、外交を展開してきた。日米同盟と国際協調を外交の基本とし、国益の追求に最善を尽くす、②近年の国連、安保理の活動は多岐にわたり、国際の平和と安全を実現するために包括的な取組が必要である。憲法のもとで行ってきた我が国の貢献は高く評価されており、安保理常任理事国たるにふさわしい確固たる基盤となっている、③町村外務大臣は、常任理事国入りについて現行憲法の枠内で可能であるとの認識を明確に述べた。憲法の範囲内で責任を果たしたいとの立場と違うところはない、④安全保障と防衛力に関する懇談会の提言を踏まえ、国会における議論や友好国との意見交換などを参考に、新たな防衛計画の大綱を策定し、将来に向けての安全保障政策と新たな安全保障環境に対応する柔軟な防衛力を構築していきたい、⑤人的交流や経済関係が拡大しており、ASEM首脳会合の際、温家宝首相と日中関係の重要性につき改めて認識を共有した。幅広い分野での協力を強化し、未来志向の日中関係を発展させていく、⑥シベリア抑留者の御労苦を認識し、平和祈念事業特別基金による事業を推進し、誠意ある対応をしていく。サハリン残留韓国人問題は、歴史的経緯を踏まえ、支援を実施しており、種々の支援事業に取り組んでいく、⑦2005年は日露修好150周年であり、プーチン大統領の訪日に向け、北方4島の帰属問題を解決し、平和条約交渉を前進させるべく精力的に取り組んでいく、⑧発言の趣旨、背景等が明らかでない中でコメントは控えたい。ロシア側の今後の動向を注視したい、⑨現地の治安情勢を踏まえ、意見交換等を継続していく」旨の答弁があった。

第9に、**北朝鮮問題**について、「①拉致問題、②経済制裁、③特定失踪者問題、④米国の北朝鮮人権法案、⑤拉致問題解決への取組、⑥ファン・ジャンヨブ氏の招聘、⑦北京での脱北者事案、⑧元在日朝鮮人の脱北者による再入国及び難民申請、⑨6者会合」等の質疑に対して、「①国民の生命と安全にかかわる重大問題であり、

安否不明の被害者に関する真相解明は喫緊の課題である。日朝実務者協議における北朝鮮側の回答は不十分であり、再調査の結果の速やかな提示を、引き続き働き掛けていく、②経済制裁も可能な手段の一つであるが、まず経済制裁ありきではなく、拉致問題等に誠意ある対応をとるよう粘り強く働き掛けていく、③政府が認定している拉致被害者以外にも、拉致行為があったとする情報が確認された場合は、当該者を拉致被害者と認定し、北朝鮮側に対し安否確認等を求めていく、④北朝鮮の人道上の諸問題に対するアメリカ議会の強い関心のあらわれと考える、⑤安否不明の方々に関する国内外での調査を進めるなど、拉致問題に関する専門幹事会を中心に全力で取り組んでいる。状況を見きわめながら適切に判断していく、⑥国会等の要請を踏まえ、必要な連絡等を行っていく、⑦北京日本人学校に侵入した29名は、9月1日の事案発生以来、在中国大使館に所在し、内5名は、健康上の理由等により、既に中国から出国した。引き続き中国政府に対し人道的な観点からの速やかな措置を求めていく、⑧過去に我が国に在住した経験を有する者も含め、在外公館に対して庇護を求める者が外国人である場合は、人道上の観点も踏まえ、個々の事案に係る事情を具体的に検討し対応している。難民申請を行うには当該者が国内にいる必要があるが、申請があれば難民条約にのっとり、個別に審査し、判断する、⑨6者会合を通じ北朝鮮の核問題を平和的に解決するとの立場を堅持している。次回会合を早期に開催すべく、関係国と協力し、外交努力を重ねていく」旨の答弁があった。

第10に、**京都議定書**について、「①約束達成、②批准に関する米国への働き掛け」等の質疑に対して、「①温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するため、各種の温室効果ガスの排出抑制対策等、必要な追加的対策、施策を講じていく、②日米首脳会談等で、我が国の考え方を申し入れてきた。外務大臣会談でも、加入に向けた再検討を要請した」旨の答弁があった。

第11に、**社会保障制度改革・雇用対策**について、「①社会保障財源、②自殺者、ホームレス、生活保護受給世帯の増加、③パートタイム労働者の待遇と社会保険の適用拡大、④長時間労働の抑制、休暇の取得促進、⑤若年層の雇用問題、⑥介護保険制度」等の質疑に対して、「①制度全

般については、税、保険料の負担と給付の在り方など幅広く議論を進めている。税制の在り方については、与党税制改正大綱を踏まえ、個人所得課税、消費税を中心に、国民的な議論を進めていく、②バブル崩壊後の長期にわたる経済の低迷が大きな要因の一つだ。実情に応じたきめ細やかな自殺予防対策の推進と自立・就労支援対策の強化に努めていく、③正社員との均衡処遇の確保に努めていく。年金改正法では、短時間労働者に対する厚生年金の適用について、法律の施行後5年を目途として総合的に検討を加え、必要な措置を講ずるものとした。社会保険の適用の在り方の見直しについて検討を進めていく、④長時間にわたる時間外労働の抑制を図るための指導監督や、年次有給休暇の取得促進に向けた事業主団体による自主的な活動の支援などの対策を進めていく、⑤若者自立・挑戦プランを強化し、新たに若年者の働く意欲や能力を高める施策に取り組むなど、総合的な対策の展開に努めていく、⑥老後の安心を支える仕組みとして所期の成果を上げており、低所得者に対しては、保険料設定や利用者負担の軽減などを図っている」旨の答弁があった。

第12に、**経済対策**について、「①景気回復を確実なものにするための適切な対策、②ペイオフ解禁拡大に向け地域金融の安定を図ることが不可欠、③中小企業対策」等の質疑に対して、「①個人や企業の挑戦する意欲と地方の自主性を引き出すための改革に全力を挙げ、民間需要主導の持続的な経済成長を図り、改革の成果を地域や中小企業にも広く浸透させていく、②金融機関に対する預金者等の信認を確保し、金融システムの安定を図っていく。地域密着型金融の機能強化に向け、健全性の確保等を図り、中小企業の再生と地域の活性化を図るための取組を着実に推進していく、③担保や保証人に依存

しない融資の拡大、相談指導体制の充実、中小企業技術革新制度の拡充等、総合的な中小企業政策を強力に進めていく」旨の答弁があった。

第13に、**教育問題**について、「①教育問題への対策、②開かれた学校のシステム構築、③教員養成改革の必要性」等の質疑に対して、「①国際競争力のある大学づくり、少人数授業や習熟度別指導による確かな学力の育成、スクールカウンセラーなどの教育体制の充実等、人間力向上のための教育改革に全力を尽くしていく、②充実した学校教育の実現には、学校、家庭、地域社会の連携協力が不可欠であり、諸般の改革に取り組んでいる、③すぐれた教員の養成確保は重要な政策課題であり、中央教育審議会で、教員養成、免許制度について幅広く論議し、所要の改革を進めていく」旨の答弁があった。

第14に、**BSE問題**について、「米国産牛肉輸入再開」の質疑に対して、「国内と同等の措置を求めるとの考え方を基本とし、米国と協議を行っていく」旨の答弁があった。

第15に、**災害対策**について、「①災害対策と三宅島の帰島対策、②今後の災害対策の考え」等の質疑に対して、「①高齢者に関する情報を災害時に消防や警察などの救援担当機関が活用できる仕組みなど、必要な施策を講じていく。三宅村及び東京都から、村民の安全確保対策、基盤整備、生活再建対策などの考えを聞き、円滑な帰島に万全を期する、②災害から国民の生命財産を守るのは、国の最も基本的な責務である。関係府省と連携し、集中豪雨による水害や土砂災害対策について抜本的な取組を推進していく」旨の答弁があった。

その他、官業の民間開放、消費者保護の制度整備、公務員制度改革、少子化対策、地域再生、住宅基本法の制定等について、質疑が行われた。

2 主な議案等の審議

年月日	議案等
平成16年 10月12日	○国務大臣の演説 ・小泉内閣総理大臣の所信表明演説
10月13日	○国務大臣の演説に対する質疑 質疑 岡田克也君（民主）、武部勤君（自民）、鳩山由紀夫君（民主） 答弁 小泉内閣総理大臣、竹中国務大臣
10月14日	○国務大臣の演説に対する質疑 質疑 横路孝弘君（民主）、太田昭宏君（公明）、志位和夫君（共産）、山本喜代宏君（社民） 答弁 小泉内閣総理大臣、中山文部科学大臣、尾辻厚生労働大臣、北側国土交通大臣
10月26日	○平成16年の台風・新潟県中越地震災害についての発言 発言 村田国務大臣 質疑 稲葉大和君（自民）、田中真紀子君（民主）、石田祝稔君（公明）、塩川鉄也君（共産） 答弁 村田国務大臣、麻生総務大臣、尾辻厚生労働大臣、北側国土交通大臣、谷垣財務大臣、細田内閣官房長官、小池環境大臣、島村農林水産大臣
10月29日	○趣旨説明 ・経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件 説明 町村外務大臣 質疑 宇野治君（自民）、首藤信彦君（民主） 答弁 町村外務大臣、島村農林水産大臣、細田内閣官房長官、南野法務大臣
11月2日	○趣旨説明 ・裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案（内閣提出） ・刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 説明 南野法務大臣 質疑 樽井良和君（民主）、松本大輔君（民主）、江田康幸君（公明）

	<p>答弁 南野法務大臣、村田国務大臣</p> <p>○イラクにおける邦人人質事件に関する報告</p> <p>報告 町村外務大臣</p> <p>質疑 谷本龍哉君（自民）、藤田幸久君（民主）</p> <p>答弁 小泉内閣総理大臣、町村外務大臣</p>
11月4日	<p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（仙谷由人君外16名提出） <p>説明 細田内閣官房長官、海江田万里君（民主）</p> <p>質疑 鈴木康友君（民主）</p> <p>答弁 細田内閣官房長官、原口一博君（民主）、近藤洋介君（民主）、吉田治君（民主）</p> <p>○趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本原子力研究開発機構法案（内閣提出） <p>説明 中山文部科学大臣</p> <p>質疑 青木愛君（民主）</p> <p>答弁 中山文部科学大臣、中川経済産業大臣</p>
12月3日	<p>○日米交流150周年を記念し、日米関係の増進に関する決議案（川崎二郎君外9名提出）〈可決〉</p> <p>趣旨弁明 川崎二郎君（自民）</p> <p>○請願326件〈採択〉</p>

3 決議

○ 可決したもの

日米交流150周年を記念し、日米関係の増進に関する決議案（川崎二郎君外9名提出、決議第1号）
[自民・民主・公明提出]（16.12.3）

今から150年前の1854年、我が国は外国政府との初めての公式文書として日米和親条約に調印した。我が国はこの条約によってアメリカ合衆国との公式な関係を樹立し、近代世界に第一歩を踏み出すこととなった。

その後、両国は困難な時代にも遭遇し、60数年前には過酷な戦争すら経験したが、相克を乗り越

え、歴史に残る強固な国家関係を育むに至った。今日、両国は固い友情と絆に結ばれ、自由、民主主義、基本的人権という基本的な価値を分かち合い、世界の平和と繁栄のために緊密に協力している。両国の国民は相互の文化と人間性に対する尊敬と親愛の念を基礎に幅広い交流を進めている。

本院は、日米交流 150 周年のこの機会に、日米両国が緊密かつ良好な関係にあることが、我が国だけでなく、アジア・太平洋地域の平和と安定に大きく寄与していることを確認するとともに、今後とも日米両国が、これまで培われてきた信頼関係に基づくパートナーとして、主体的かつ率直な意見交換を通じ地域の発展と国際平和の実現を目指し、最大限の努力を継続すべきことを、ここに決議する。

右決議する。



本会議の議事進行係

第3

委員会の概況

※ 「委員会の概況」については、次のとおりである。

- (1) 各委員会の委員名簿は、特に断りのない限り当該国会の会期末日におけるものである。

- (2) 議案審査等一覧のうち、提出日欄の参は参議院先議を、提出日、趣旨説明、提案理由、質疑及び参議院議決欄の（ ）は当該国会前を、質疑欄の（分科）は分科会、（公聴）は公聴会、（地公）はいわゆる地方公聴会、委員会議決欄の（全）は全会一致、（多）は賛成多数、（少）は賛成少数、（欠）は欠席、（附）は附帯決議を、本会議欄の（ ）は閉会中審査議決日を示す。

第3 委員会の概況

1 内閣委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	山本	公一君	自民				
理事	今津	寛君	自民	理事	大村	秀章君	自民
理事	河本	三郎君	自民	理事	山本	拓君	自民
理事	宇佐美	登君	民主	理事	鎌田	さゆり君	民主
理事	中山	義活君	民主	理事	大口	善徳君	公明
	岩屋	毅君	自民		江崎	洋一郎君	自民
	河井	克行君	自民		西川	公也君	自民
	西村	康稔君	自民		葉梨	康弘君	自民
	早川	忠孝君	自民		平田	耕一君	自民
	平沼	赳夫君	自民		宮腰	光寛君	自民
	村上	誠一郎君	自民		石毛	鍈子君	民主
	泉	健太君	民主		市村	浩一郎君	民主
	大島	章宏君	民主		島田	久君	民主
	原口	一博君	民主		山内	おさむ君	民主
	横路	孝弘君	民主		太田	昭宏君	公明
	吉井	英勝君	共産				

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案6件及び議員提出法律案5件、委員会提出法律案は3件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 警察法の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）

○ 要旨

国の治安責任の明確化を図るため、国家公安委員会の所掌事務に犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務等を追加するほか、警察運営の効率化を図るため、刑事局に組織犯罪対策部を設置する等の組織改正を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 今回の警察機構改革による国際テロ対応体制の変化
- ・ 来日外国人犯罪の現状及び対策

- ・ サイバー犯罪及びサイバーテロ対策

○ 審査結果

可決（附帯決議）

② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）

○ 要旨

指定暴力団の代表者等は、凶器を使用した対立抗争等によりその指定暴力団員が他人の生命等を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずることとするほか、暴力的不法行為等の範囲を拡大しようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 暴力団対策法の施行状況と課題
- ・ 暴力団の組織実態等の不透明化傾向に対する取組
- ・ 暴力団の定義の再検討の必要性
- ・ 暴力団絡みの闇金融問題と被害者の救済
- ・ 暴力団撲滅に向けての行動計画策定の必要性

○ 審査結果

可決

③ 道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）（参議院送付）

○ 要旨

放置違反金制度の新設、放置車両の確認等の民間委託その他の違法駐車対策の推進を図るための規定の整備を行うとともに、中型免許の新設等運転者対策の推進を図るための規定等の整備を行おうとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 民間委託される放置車両確認事務等の内容と取締りの際の公平性の確保
- ・ 違法駐車を非犯罪化した上で反則金制度と放置違反金制度を一本化すべき必要性
- ・ 走行中の携帯電話使用に対する罰則強化を行う理由
- ・ 国民生活に重大な影響を与える今回の改正内容を国民に周知徹底する必要性

○ 審査結果

可決

④ 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第105号）

○ 要旨

構造改革特区は、地方や民間が自発的に構想を立案し、それぞれの地域の特性に応じた規制の特例を導入するもので、本法律案は、株式会社による自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設等、構造改革特区に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 高度医療の定義方法及びその具体的内容
- ・ 実現した特区についての評価及びその観点
- ・ 国と地方公共団体の在り方

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑤ 警備業法の一部を改正する法律案（内閣提出第106号）

○ 要旨

警備員指導教育責任者の資格等を改め、特定の警備業務の実施体制を強化し、警備員等の検定の手続を法定するとともに、警備業務の依頼者の保護に関する規定等を整備しようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 改正の趣旨と警察の責務
- ・ 明石市花火大会事故等における雑踏警備の在り方
- ・ 警備業の法的責任と警察の責務との関係
- ・ 警備員の資質向上のための検定制度の在り方
- ・ 登録講習機関が天下り先とならないことの担保

○ 審査結果

可決

⑥ 公益通報者保護法案（内閣提出第110号）

○ 要旨

公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図り、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図るもの

○ 主な質疑内容

- ・ 「公益通報」の定義
- ・ 下請等事業者が行う通報が保護される公益通報の対象に含まれない理由
- ・ 本法律による保護と解雇権濫用等の一般法理との関係
- ・ 公益通報を受けた行政機関がとるべき適切な措置
- ・ 通報先等についての通報前相談の在り方

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑦ 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（保利耕輔君外4名提出、衆法第14号）

○ 要旨

国民の祝日として、新たに昭和の日を加え、昭和の日は4月29日とし、みどりの日

を5月4日とするとともに、国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日（現行は、国民の祝日の翌日）を休日としようとするもの

- **審査結果**
継続審査

⑧ **犯罪被害者基本法案**（細川律夫君外3名提出、衆法第31号）

- **要旨**

国及び地方公共団体に犯罪被害者等が受けた被害の回復及び犯罪被害者等の社会復帰を支援する責務があることを明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等を支援するための施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の福祉の増進に寄与するもの

- **審査結果**
審査未了

⑨ **障害者基本法の一部を改正する法律案**（内閣委員長提出、衆法第37号）

- **要旨**

障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、基本的理念に障害を理由に差別してはならない等の規定を追加し、都道府県及び市町村に障害者のための施策に関する基本的な計画の策定を義務づける等の改正を行うもの

- **主な発言内容**

- ・ 障害者就労への支援の必要性
- ・ 国連の障害者権利条約との整合性及び障害者差別禁止法の検討の必要性
- ・ 障害者の定義の範囲の拡大

- **結果**

成案・提出決定

⑩ **消費者保護基本法の一部を改正する法律案**（内閣委員長提出、衆法第38号）

- **要旨**

消費者政策を充実・強化するため、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、事業者の責務等を明らかにし、消費者基本計画の作成等について定めるもの

- **主な発言内容**

- ・ 独立行政法人国民生活センターの今後の体制の充実に向けた政府の対応
- ・ 消費者トラブルの急増している背景等と行政の体制の実情
- ・ 知的財産権の保護において消費者が不利益を被らないようにする必要性

- **結果**

成案・提出決定

⑪ コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第39号）

○ 要旨

コンテンツの創造、保護及び活用の促進について、基本理念を定め、並びに国の責務等を明らかにするとともに、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策の基本となる事項等を定めようとするもの

○ 主な発言内容

- ・ コンテンツ事業の促進に当たって文化、芸術的側面に配慮する必要性
- ・ 著作権法、独占禁止法等との調整の必要性
- ・ コンテンツ創造者のためのインフラ整備の必要性

○ 結果

成案・提出決定

⑫ 道路交通法の一部を改正する法律案（山花郁夫君外3名提出、衆法第47号）

○ 要旨

幼児の生命及び身体を保護するため、二輪又は三輪の自転車に乗車させる際の幼児用ヘルメットの着用義務に関する規定を当該自転車の運転者の遵守事項等として追加しようとするもの

○ 審査結果

審査未了

⑬ 食育基本法案（村田吉隆君外6名提出、衆法第49号）

○ 要旨

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めようとするもの

○ 審査結果

継続審査

⑭ 消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案（長妻昭君外4名提出、衆法第55号）

○ 要旨

消費生活用製品等及び特定生活関連物品による危害の発生又は拡大の防止を図り、もって一般消費者の利益を保護するため、これらの物品に係る危険情報の提供等が適切に行われるよう、危害防止措置、危害防止命令、緊急措置及び緊急命令その他の必要な措置を定めようとするもの

○ 審査結果

審査未了

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		議 決 日 結 果	本会議 議決日 結 果	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑					
警察法の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	16. 2. 6		3. 16	3. 19	3. 19 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産) (附)	3. 23 可決	内閣 3. 30 可決 (附)	3. 31 可決	16. 4. 1 法25号
			3. 17						
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）	16. 2. 27		4. 2	4. 9	4. 9 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	4. 13 可決	内閣 4. 20 可決	4. 21 可決	16. 4. 28 法38号
			4. 7						
道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）（参議院送付）	参 16. 2. 27		5. 24	6. 2	6. 2 可決(多) (賛-自民・公明・ 共産) (反-民主)	6. 3 可決	内閣 4. 8 可決	4. 9 可決	16. 6. 9 法90号
			5. 26						
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第105号）	16. 3. 9	4. 16	4. 16	4. 16 4. 21	4. 23 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産) (附)	4. 27 可決	内閣 5. 20 可決	5. 21 可決	16. 5. 28 法60号
			4. 16						
警備業法の一部を改正する法律案（内閣提出第106号）	16. 3. 9		4. 5	5. 7	5. 7 可決(多) (賛-自民・公明・ 共産) (反-民主)	5. 11 可決	内閣 5. 18 可決	5. 19 可決	16. 5. 26 法50号
			4. 28						
公益通報者保護法案（内閣提出第110号）	16. 3. 9	4. 27	4. 27	5. 12 5. 14 5. 19 5. 21	5. 21 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産) (附)	5. 25 可決	内閣 6. 11 可決 (附)	6. 14 可決	16. 6. 18 法122号
			5. 12						

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		議 決 日 結 果	本会議 議決日 結 果	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑					
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（保利耕輔君外4名提出、衆法第14号）	16. 3. 12		6. 1			(6. 16) (閉会中 審査)			
			6. 2						

犯罪被害者基本法案（細川律夫君外3名提出、衆法第31号）	16. 4. 12		6. 11		(審査未了)				
障害者基本法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出、衆法第37号）	16. 5. 12				5. 12 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産)	5. 14 可決	内閣 5. 27 可決 (附)	5. 28 可決	16. 6. 4 法80号
消費者保護基本法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出、衆法第38号）	16. 5. 12				5. 12 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産)	5. 14 可決	内閣 5. 25 可決	5. 26 可決	16. 6. 2 法70号
コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第39号）	16. 5. 14				5. 14 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産)	5. 14 可決	内閣 5. 27 可決	5. 28 可決	16. 6. 4 法81号
道路交通法の一部を改正する法律案（山花郁夫君外3名提出、衆法第47号）	16. 6. 3		6. 11		(審査未了)				
食育基本法案（村田吉隆君外6名提出、衆法第49号）	16. 6. 3		6. 11			(6. 16) (閉会中 審査)			
消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案（長妻昭君外4名提出、衆法第55号）	16. 6. 10		6. 11		(審査未了)				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 内閣官房報償費の情報公開の必要性
- ・ N P O 法人の在り方と公益法人制度改革の緊急性
- ・ 男女共同参画社会形成に向けた取組状況
- ・ 国際熱核融合実験炉（ I T E R ） の日本への誘致問題
- ・ 地域再生に向けた取組状況
- ・ 警察不祥事への対応及び犯罪検挙率の低下原因
- ・ 国家公安委員会の役割及び警察庁との関係
- ・ 警察の不正経理問題が全国的な問題であるとの認識の有無
- ・ 警察刷新会議の提言した監察の強化の内容
- ・ 外交交渉における情報管理の在り方

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審 査 ・ 調 査 案 件
平成16. 4. 28	上智大学大学院法学研究科教授	小幡 純子君	警察に関する件
	弁護士	市川 守弘君	
	東京都立大学法学部長	前田 雅英君	
平成16. 5. 14	都市基盤整備公団総裁	伴 襄君	公益通報者保護法案（内閣提出）
平成16. 5. 19	日本経済団体連合会経済法規委員会消費者法部会長代行 三菱商事株式会社理事	大村 多聞君	
	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長	田中 厚君	
	国民生活審議会会長・同消費者政策部会長 東京大学大学院法学政治学研究科教授	落合 誠一君	
	弁護士 公益通報支援センター事務局長	阪口 徳雄君	
平成16. 5. 26	日本道路公団理事	奥山 裕司君	内閣の重要政策に関する件 栄典及び公式制度に関する件 男女共同参画社会の形成の促進に関する件

(5) 視察

視察年月日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成16. 3. 29	北海道	警察に関する実状調査（北海道警察の捜査用報償費問題等について）	8人

【第160回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	山本	公一君	自民				
理事	今津	寛君	自民	理事	大村	秀章君	自民
理事	河本	三郎君	自民	理事	山本	拓君	自民
理事	宇佐美	登君	民主	理事	鎌田	さゆり君	民主
理事	中山	義活君	民主	理事	大口	善徳君	公明
	岩屋	毅君	自民		江崎	洋一郎君	自民
	河井	克行君	自民		西川	公也君	自民
	西村	康稔君	自民		葉梨	康弘君	自民
	早川	忠孝君	自民		平田	耕一君	自民
	平沼	赳夫君	自民		宮腰	光寛君	自民
	村上	誠一郎君	自民		石毛	鋏子君	民主
	泉	健太君	民主		市村	浩一郎君	民主
	大島	章宏君	民主		島田	久君	民主
	原口	一博君	民主		山内	おさむ君	民主
	横路	孝弘君	民主		太田	昭宏君	公明
	吉井	英勝君	共産				

(2) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案2件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（保利耕輔君外4名提出、第159回国会衆法第14号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 食育基本法案（小坂憲次君外5名提出、第159回国会衆法第49号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由			議 決 日 結 果		
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（保利耕輔君外4名提出、第159回国会衆法第14号）	(16. 3. 12)		7.30			(8. 6) (閉会中 審査)		
			(6. 2)					
食育基本法案（小坂憲次君外5名提出、第159回国会衆法第49号）	(16. 6. 3)		7.30			(8. 6) (閉会中 審査)		

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 警察庁長官狙撃事件の強制捜査の経緯等
- ・ 警察の不正経理問題
- ・ 警察関係の会計文書を亡失・廃棄した関係者の処分の在り方
- ・ 交通速度規制の在り方及び規制速度と設計速度との関係
- ・ 新潟等での豪雨災害における広域緊急援助隊の活動の内容

(4) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
北欧における経済政策等実情調査議員団	(閉会中) 平成16. 8. 17 ～ 8. 26	ロシア、スウェーデン、ノルウェー、イギリス	北欧における経済政策及び警察制度等実情調査のため	5人

【第161回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	松下	忠洋君	自民				
理事	木村	隆秀君	自民	理事	河本	三郎君	自民
理事	増田	敏男君	自民	理事	山本	拓君	自民
理事	宇佐美	登君	民主	理事	須藤	浩君	民主
理事	玉置	一弥君	民主	理事	田端	正広君	公明
	江渡	聡徳君	自民		大村	秀章君	自民
	川上	義博君	自民		木村	勉君	自民
	佐藤	剛男君	自民		桜井	郁三君	自民
	土屋	品子君	自民		西村	康稔君	自民
	萩野	浩基君	自民		早川	忠孝君	自民
	宮澤	洋一君	自民		石毛	鍬子君	民主
	泉	房穂君	民主		市村	浩一郎君	民主
	小宮山	洋子君	民主		今野	東君	民主
	島田	久君	民主		藤田	一枝君	民主
	牧野	聖修君	民主		太田	昭宏君	公明
	吉井	英勝君	共産				

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案2件及び議員提出法律案3件（うち継続審査2件）、委員会提出法律案は3件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案（内閣提出第9号）

○ 要旨

法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法等により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、当該方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて国民の利便性の向上を図ろうとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 我が国におけるIT戦略の具体的な成果及び課題への取組
- ・ 法律の成立による経済活動への影響
- ・ 電子化に際して文書の改ざんを防止するための方策
- ・ カルテ等の医療関係書類に関する改ざん防止のためのガイドラインの必要性
- ・ 書面の電子的保存の選択制についての方向性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

② 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第10号）

○ 要旨

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴い、特定非営利活動促進法その他の関係法律の規定の整備等をしようとするもの

○ 審査結果

可決（附帯決議）

③ 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（保利耕輔君外 4 名提出、第159回国会衆法第14号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

④ 食育基本法案（小坂憲次君外 5 名提出、第159回国会衆法第49号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

⑤ 犯罪被害者等基本法案（内閣委員長提出、衆法第11号）

○ 要旨

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進しようとするもの

○ 主な発言内容

- ・ これまでの犯罪被害者等のための施策の充実に対する所見
- ・ 被害女性対策の一環として女性警察官の比率を向上させる必要性
- ・ 犯罪被害者等を救済するための財政措置の在り方

○ 結果

成案・提出決定

⑥ 発達障害者支援法案（橋本龍太郎君外 6 名提出、衆法第13号）

○ 要旨

発達障害者に対し生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与するため、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援等について定めようとするもの

○ 審査結果

撤回

⑦ 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣委員長提出、衆法第14号）

○ 要旨

インターネット等を通じて売買された他人名義の預金口座等を不正に利用した詐欺等の犯罪行為が多発している現状にかんがみ、預貯金通帳等を譲り受ける行為等についての処罰規定を設けようとするもの

○ 主な発言内容

- ・ いわゆるオレオレ詐欺事件の検挙率が低い原因及び本法律案の実効性
- ・ 銀行業界における預金口座等の不正利用防止に関する取組
- ・ 銀行における本人確認を徹底するための金融庁の取組

○ 結果

成案・提出決定

⑧ 発達障害者支援法案（内閣委員長提出、衆法第17号）

○ 要旨

発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与しようとするもの

○ 主な発言内容

- ・ 発達障害に関する医療、保育、教育等の専門家育成の重要性
- ・ 発達障害の定義に関する政令を定める過程の透明性の確保
- ・ 発達障害者の実態の把握状況
- ・ 発達障害者への支援が遅れてきた理由

○ 結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律案（内閣提出第9号）	16. 10. 12		11. 4			11. 10	11. 10 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産) (附)	11. 11 可決	内閣 11. 18 可決 (附)
		11. 5							
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第10号）	16. 10. 12		11. 4	11. 10	11. 10 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産) (附)	11. 11 可決	内閣 11. 18 可決 (附)	11. 19 可決	16. 12. 1 法50号
		11. 5							

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（保利耕輔君外4名提出、第159回国会衆法第14号）	(16. 3. 12)		10. 12					(12. 3) (閉会中 審査)	
		(6. 2)							
食育基本法案（小坂憲次君外5名提出、第159回国会衆法第49号）	(16. 6. 3)		10. 12			(12. 3) (閉会中 審査)			
		12. 1							
犯罪被害者等基本法案（内閣委員長提出、衆法第11号）	16. 11. 17				11. 17 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産)	11. 18 可決	内閣 11. 30 可決	12. 1 可決	16. 12. 8 法61号
発達障害者支援法案（橋本龍太郎君外6名提出、衆法第13号）	16. 11. 19		11. 22		(11. 24) (撤回)				
金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣委員長提出、衆法第14号）	16. 11. 24				11. 24 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産)	11. 25 可決	内閣 12. 1 可決	12. 3 可決	16. 12. 10 法64号

発達障害者支援法案（内閣委員長提出、衆法第17号）	16.11.24				11.24 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	11.25 可決	内閣 12.1 可決 (附)	12.3 可決	16.12.10 法167号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 新潟県中越地震に対する現地支援対策室の活動状況
- ・ 男女共同参画社会形成に向けての取組状況
- ・ 構造改革特別区域制度の利用を含む幼保一元化の現状
- ・ 国立追悼施設設置に関する政府の取組
- ・ 警察の不正経理問題及び文書廃棄問題に対する認識
- ・ 国家公務員の女性管理職割合の低さに対する見解及びその対策
- ・ 国籍不明潜水艦による領海侵犯問題
- ・ 非営利法人に対する財政的支援の在り方
- ・ オレオレ詐欺事件の状況と対策

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成16.10.29	原子力安全委員会委員長代理	鈴木 篤之君	内閣の重要政策に関する件 栄典及び公式制度に関する件 男女共同参画社会の形成の促進に関する件 国民生活の安定及び向上に関する件 警察に関する件

2 総務委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	佐田	玄一郎君	自民				
理事	左藤	章君	自民	理事	佐藤	勉君	自民
理事	滝	実君	自民	理事	野田	聖子君	自民
理事	伊藤	忠治君	民主	理事	松崎	公昭君	民主
理事	松野	頼久君	民主	理事	榊屋	敬悟君	公明
	今井	宏君	自民		岩崎	忠夫君	自民
	岡本	芳郎君	自民		奥野	信亮君	自民
	亀井	久興君	自民		小西	理君	自民
	自見	庄三郎君	自民		田中	英夫君	自民
	谷	公一君	自民		谷本	龍哉君	自民
	西田	猛君	自民		萩生田	光一君	自民
	松本	純君	自民		三ッ矢	憲生君	自民
	山下	貴史君	自民		赤松	広隆君	民主
	稲見	哲男君	民主		大出	彰君	民主
	黄川田	徹君	民主		須藤	浩君	民主
	田嶋	要君	民主		高井	美穂君	民主
	寺田	学君	民主		中村	哲治君	民主
	西村	智奈美君	民主		山花	郁夫君	民主
	若泉	征三君	民主		河合	正智君	公明
	長沢	広明君	公明		塩川	鉄也君	共産
	横光	克彦君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案12件、議員提出法律案4件、承認を求めるの件1件及び決算等1件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）

○ 要旨

市町村民税の均等割に係る人口段階別の税率区分の廃止等の個人住民税均等割の見直し、商業地等に係る固定資産税及び都市計画税の条例による減額を可能とする制度の創設、固定資産税の制限税率の廃止等の課税自主権の拡大、軽油引取税に係る罰則の強化等所要の措置を講ずるもの

- **主な質疑内容**
 - ・ 個人住民税均等割の税率区分廃止の理由
 - ・ 固定資産税評価方式の妥当性
 - ・ 法定外税の引上げに係る総務大臣との協議制度の必要性
- **審査結果**

可決（附帯決議）

② **所得譲与税法案（内閣提出第21号）**

- **要旨**

個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として、毎年度の所得税の収入額のうち4,249億円に相当する額を所得譲与税として都道府県及び市町村に対して譲与するもの
- **主な質疑内容**
 - ・ 税源移譲後の地域間格差への対応
 - ・ 消費税による税源移譲についての総務大臣の認識
- **審査結果**

可決（附帯決議）

③ **地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）**

- **要旨**

平成16年度分の地方財政対策を踏まえ、所要の地方交付税総額を確保するための特例措置を講ずるとともに、地方交付税の算定基礎となる単位費用の改正、義務教育費国庫負担金等（退職手当、児童手当）の暫定的な一般財源化に伴う税源移譲予定特例交付金の創設等を行うもの
- **主な質疑内容**
 - ・ 三位一体の改革に係る今後の地方財政の見通しを示す必要性
 - ・ 地方交付税の総額の見直しではなく制度の改革を行う必要性
 - ・ 交付税特別会計借入金の償還見直し
- **審査結果**

可決

④ **新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）**

- **要旨**

法律の有効期限を5年間延長するとともに、空港の名称が成田国際空港に変更されることに伴い、法律名の改正等を行うもの
- **主な質疑内容**
 - ・ 本法律による整備の実績及び評価
 - ・ 本法律を延長する理由及び再延長の可能性

- ・ 成田空港の民営化が本法律に及ぼす影響

○ 審査結果

可決

⑤ 電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）

○ 要旨

電波の有効利用を促進するため、電波の再配分に関する給付金制度を設けるとともに、一定の無線局の開設について登録制度を導入するほか、サイバー犯罪条約を締結するための所要の改正を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 電波利用環境の変化に伴う今後の電波行政の在り方
- ・ 電波の再配分に関する給付金の算定基準
- ・ 無線局の登録制度導入の理由及びその課題
- ・ サイバー犯罪条約を踏まえた国内法整備の諸問題

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑥ 地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第107号）

○ 要旨

地方分権の推進に資するため、都道府県の申請に基づく都道府県合併等の手続の整備、地域自治区制度の創設及び条例による事務処理特例に係る要請手続の整備を行うとともに、収入役制度及び議会の定例会制度の見直し等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 地域自治区制度導入の趣旨
- ・ 政令で定める市のみ収入役の必置義務を緩和する理由
- ・ 事務処理特例制度の在り方及び国・都道府県間にも設ける必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑦ 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第108号）

○ 要旨

自主的な市町村の合併を一層推進するため、市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域を単位として合併特例区を設けることができることとするほか、現行合併特例法の経過措置等を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 市町村の合併を推進する目的
- ・ 合併特例区創設と合併市町村の一体性の確立との整合性
- ・ 合併特例債の発行総額の見通し及び国会報告の必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑧ 市町村の合併の特例等に関する法律案（内閣提出第109号）

○ 要旨

自主的な市町村の合併を推進するため、合併の障害除去のための特例措置を講ずるほか、市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域を単位として合併特例区を設けることができることとするとともに、都道府県による自主的な市町村合併の推進に関する構想の策定等所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 総務大臣が定める基本指針の具体的内容及びその拘束力
- ・ 都道府県が合併の推進に関する構想を策定しなかった場合の対応方針
- ・ 合併しなかった小規模町村に対する対応方針
- ・ 議員の在任特例を設けた趣旨及び必要性

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

市となるべき普通地方公共団体の要件を人口3万以上を有することとするもの

⑨ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出第111号）

○ 要旨

年金額の水準を自動的に調整する制度の導入等他の共済制度と同様の見直しを行うとともに、国家公務員共済年金との財政単位の一元化及び市町村の共済組合の年金給付事業の一元的処理等を図るための所要の改正を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 国民年金未納問題の解決に向けた対策の必要性
- ・ 地共済の保険料率引上げの見通し及び組合員への周知の必要性
- ・ 3党合意を踏まえた公的年金一元化に向けた所見

○ 審査結果

可決

⑩ 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第122号）（参議院送付）

○ 要旨

住宅の用途に供される防火対象物の関係者に対し住宅用防災機器の設置及び維持を義務づけるとともに、指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置及び構造等の基準について市町村条例で定めることとするほか、石油コンビナート等特別防災区域の事業者による広域共同防災組織の設置等の規定の整備を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 住宅用火災警報器の設置促進に係る広報及び負担軽減方策

- ・ ごみ固形化燃料の有用性と安全管理対策の在り方
- ・ 石油コンビナート災害対策に係る取組の現状

○ 審査結果

可決(附帯決議)

⑪ 地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第123号）（参議院送付）

○ 要旨

地方公共団体において、任期付採用の拡大等の任用及び勤務形態の多様化、計画的な人材の育成、人事行政運営における公正性及び透明性の確保、人事委員会及び公平委員会の機能の充実等を図るための措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 任期付短時間勤務職員制度導入の趣旨
- ・ 人事委員会及び公平委員会の委員の兼職緩和による公平性・中立性確保への懸念
- ・ 不安定雇用である非常勤職員の見直し及び今後の定員管理の在り方

○ 審査結果

可決

⑫ 行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第124号）（参議院送付）

○ 要旨

国立学校の法人化等による定員の大幅な縮減を踏まえ、総定員法の定める定員の総数の最高限度を、33万1,984人（現行53万4,822人）に引き下げるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 行政需要及び業務量に基づく基準により厳しく定員管理を進める必要性
- ・ 職員の健康・超勤状況を考慮し将来を見通した上での定員管理の必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑬ 電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案（武正公一君外4名提出、衆法第21号）

○ 要旨

電波の有効利用を促進するため、電波の再配分に関する給付金制度を導入するほか、オークション制度により無線局免許の申請者を選定する制度を新設するとともに、電波の経済的価値が適切に反映されるよう電波利用料額を定める等の改正を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 電波のオークション制度に対する総務省の見解
- ・ オークション制度による電波利用料額の高騰防止策
- ・ 電波利用について公益性のみでなく経済的価値を重視する必要性

- 審査結果
否決

- ⑭ 通信・放送委員会設置法案（武正公一君外4名提出、衆法第22号）
 - 要旨
通信・放送の分野における規律に関する事務を公平かつ中立に行わせるため、内閣府の外局（いわゆる独立行政委員会）として、通信・放送委員会を設置することとし、その任務、所掌事務、組織等について定めるもの
 - 主な質疑内容
 - ・ 通信・放送委員会の設置の趣旨及びメリット
 - 内閣の意見の聴取
 - 審査結果
否決

- ⑮ 特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案（石毛鏝子君外6名提出、衆法第54号）
 - 要旨
特定非営利活動を促進するため、条例で定めるところにより、一定の特定非営利活動法人等に対する寄附金の支出を、個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金控除の対象とすることとする等の改正を行うもの
 - 審査結果
審査未了

- ⑯ 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（長妻昭君外6名提出、衆法第56号）
 - 要旨
戦後強制抑留者（昭和20年9月2日以後ソヴィエト等の地域において強制抑留された者で本邦に帰還したもの）が、戦後、酷寒の地で強制労働に従事させられたにもかかわらず、強制労働に対する対価が支払われていないこと等の特別の事情にかんがみ、戦後強制抑留者に対する慰労のための特別給付金の支給に関し必要な事項を定めるもの
 - 審査結果
審査未了

- ⑰ 放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）
 - 要旨
日本放送協会の平成16年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第37条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるもの
 - 主な質疑内容

- ・ 民間放送事業者との二元体制の中でのNHKの役割
- ・ 受信料の公平負担の徹底のための抜本的な解決策の必要性
- ・ デジタル時代の新サービス実現に向けた課題
- ・ 国際放送の充実策や海外の放送会社への番組供給の拡大の必要性

○ 審査結果

承認（附帯決議）

⑱ 日本放送協会平成13年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○ 概要

日本放送協会の平成13年度決算であって、放送法第40条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出されたもの

○ 審査結果

審査未了

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
地方税法及び国有資産等所在 市町村交付金及び納付金に関 する法律の一部を改正する法 律案（内閣提出第20号）	16. 2. 6	2. 19	2. 19			2. 26 3. 2	3. 5 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・ 社民) (附)	3. 5 可決	総務 3. 26 可決
所得譲与税法案（内閣提出第21 号）	16. 2. 6	2. 19	2. 19	2. 26 3. 2	3. 5 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・ 社民) (附)	3. 5 可決	総務 3. 26 可決	3. 26 可決	16. 4. 1 法26号
地方交付税法等の一部を改正 する法律案（内閣提出第22号）	16. 2. 6	2. 19	2. 19	2. 26 3. 2	3. 5 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・ 社民)	3. 5 可決	総務 3. 26 可決	3. 26 可決	16. 3. 31 法18号
新東京国際空港周辺整備のた めの国の財政上の特別措置に 関する法律の一部を改正する 法律案（内閣提出第23号）	16. 2. 6		2. 20	3. 16	3. 16 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	3. 18 可決	総務 3. 26 可決	3. 26 可決	16. 3. 31 法2号
電波法及び有線電気通信法の 一部を改正する法律案（内閣提 出第44号）	16. 2. 17		3. 31	4. 6 4. 13	4. 13 可決(多) (賛-自民・公明・ 共産・社民) (反-民主) (附)	4. 16 可決	総務 5. 11 可決 (附)	5. 12 可決	16. 5. 19 法47号

地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第107号）	16. 3. 9	3. 23	3. 23	4. 20 4. 22 4. 27	4. 27 可決(多) (賛-自民・民主・公明) (反-共産・社民) (附)	4. 27 可決	総務 5. 18 可決 (附)	5. 19 可決	16. 5. 26 法57号
			4. 13						
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第108号）	16. 3. 9	3. 23	3. 23	4. 20 4. 22 4. 27	4. 27 可決(多) (賛-自民・民主・公明) (反-共産・社民) (附)	4. 27 可決	総務 5. 18 可決 (附)	5. 19 可決	16. 5. 26 法58号
			4. 13						
市町村の合併の特例等に関する法律案（内閣提出第109号）	16. 3. 9	3. 23	3. 23	4. 20 4. 22 4. 27	4. 27 修正(多) (賛-自民・民主・公明) (反-共産・社民) (附)	4. 27 修正	総務 5. 18 可決 (附)	5. 19 可決	16. 5. 26 法59号
			4. 13						
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出第111号）	16. 3. 9		4. 1	5. 20	5. 20 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・社民)	5. 21 可決	総務 6. 14 可決	6. 14 可決	16. 6. 23 法132号
			5. 13						
消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第122号） （参議院送付）	参 16. 3. 10		5. 11	5. 25	5. 25 可決(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民) (附)	5. 27 可決	総務 4. 8 可決 (附)	4. 9 可決	16. 6. 2 法85号
			5. 20						
地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第123号） （参議院送付）	参 16. 3. 10		5. 24	6. 1	6. 1 可決(多) (賛-自民・民主・公明・社民) (反-共産)	6. 3 可決	総務 4. 15 可決	4. 16 可決	16. 6. 9 法85号
			5. 27						
行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第124号） （参議院送付）	参 16. 3. 10		5. 24	6. 1	6. 1 可決(多) (賛-自民・民主・公明・社民) (反-共産) (附)	6. 3 可決	総務 4. 22 可決 (附)	4. 23 可決	16. 6. 9 法82号
			5. 27						

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案（武正公一君外4名提出、衆法第21号）	16. 3. 31		4. 1	4. 6 4. 13	4. 13 否決(少) (賛-民主) (反-自民・公明・共産・社民)	4. 16 否決			
			4. 1						

通信・放送委員会設置法案（武正公一君外4名提出、衆法第22号）	16. 3. 31		4. 1	4. 6 4. 13	4. 13 否決(少) (賛-民主・共産) (反-自民・公明・社民)	4. 16 否決			
			4. 1						
特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案（石毛鏡子君外6名提出、衆法第54号）	16. 6. 9		6. 11		(審査未了)				
戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（長妻昭君外6名提出、衆法第56号）	16. 6. 10		6. 11		(審査未了)				

承認

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
			提案理由						
放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	16. 2. 10		3. 18	3. 18 3. 23	3. 23 承認(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民) (附)	3. 23 承認	総務 3. 30 承認 (附)	3. 31 承認	

決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
			提案理由						
日本放送協会平成13年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	(15. 2. 14)		16. 1. 19		(審査未了)				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 行政窓口に提出する各種届書に係る個人情報保護の在り方
- ・ 独立行政法人の政策評価の在り方
- ・ 地方財政の危機的状況に対する認識
- ・ 三位一体改革が与える影響と今後の在り方
- ・ 地方への3兆円の税源移譲（平成17年度、平成18年度）の内閣総理大臣指示に対す

る評価

- ・ 郵政民営化に向けたスケジュール
- ・ 電気通信事業者の個人情報管理に対する総務省の取組状況
- ・ マスメディア集中排除原則を緩和する必要性

(4) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

地方分権推進のための地方税財政基盤の確立に関する件（平成16. 3. 5）

真の地方分権時代にふさわしい地方税財政基盤を確立するため、政府は次の諸点について措置すべきである。

- 1 地方分権の一層の推進を図り、地方公共団体の歳入・歳出両面における自由度を高め、権限と責任を大幅に拡充するため、国庫補助負担金改革、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直しに係る真の三位一体改革を確実に実現するための具体的な方針を早急に策定すること。

また、その策定に当たっては、地方公共団体の財政運営に著しい支障を与えることのないよう、地方の意見を踏まえ、地域の実情を十分反映したものとすること。

- 2 平成16年度末において204兆円に上ると見込まれる巨額の借入金で地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあるため、地方財政の健全化を進めるとともに、地方交付税については、財源調整や財源保障の機能を適切に果たすことができるよう所要額の確保を図り、併せて、財源の中長期的な安定確保を図る見地から抜本的な方策を講ずること。
- 3 累積する臨時財政対策債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう万全の財源措置を講ずること。
- 4 国庫補助負担金の廃止・縮減については、三位一体の改革を左右する重要な課題であることから、単なる地方への負担転嫁とならないよう、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、地方の自主性の拡大につながるものとなるよう積極的に取り組むとともに、その内容、規模等を考慮して、必要な一般財源の確保を図ること。

右決議する。

(5) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成16. 3. 16	新東京国際空港公団 総裁	黒野 匡彦君	新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出)

平成16. 3. 18	日本放送協会会長	海老沢 勝二君	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求め るの件（内閣提出、承認）
	日本放送協会専務理事・技師長	吉野 武彦君	
	日本放送協会専務理事	関根 昭義君	
	日本放送協会理事	宮下 宣裕君	
	日本放送協会理事	和崎 信哉君	
	日本放送協会理事	野島 直樹君	
	日本放送協会理事	中山 壮介君	
平成16. 3. 23	日本放送協会会長	海老沢 勝二君	
	日本放送協会専務理事・技師長	吉野 武彦君	
	日本放送協会専務理事	関根 昭義君	
	日本放送協会理事	安岡 裕幸君	
	日本放送協会理事	宮下 宣裕君	
	日本放送協会理事	和崎 信哉君	
	日本放送協会理事	野島 直樹君	
日本放送協会理事	中山 壮介君		

(6) 視察

視察年月日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成16. 6. 9	東京都（千代田区、世田谷区）	デジタルコンテンツ及び放送技術に関する研究開発の現状の調査	25人

【第160回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	佐田	玄一郎君	自民				
理事	左藤	章君	自民	理事	佐藤	勉君	自民
理事	滝	実君	自民	理事	野田	聖子君	自民
理事	伊藤	忠治君	民主	理事	松崎	公昭君	民主
理事	松野	頼久君	民主	理事	榊屋	敬悟君	公明
	今井	宏君	自民		岩崎	忠夫君	自民
	岡本	芳郎君	自民		奥野	信亮君	自民
	亀井	久興君	自民		小西	理君	自民
	自見	庄三郎君	自民		田中	英夫君	自民
	谷	公一君	自民		谷本	龍哉君	自民
	西田	猛君	自民		萩生田	光一君	自民
	松本	純君	自民		三ッ矢	憲生君	自民
	山下	貴史君	自民		赤松	広隆君	民主
	稲見	哲男君	民主		大出	彰君	民主
	黄川田	徹君	民主		須藤	浩君	民主
	田嶋	要君	民主		高井	美穂君	民主
	寺田	学君	民主		中村	哲治君	民主
	西村	智奈美君	民主		山花	郁夫君	民主
	若泉	征三君	民主		河合	正智君	公明
	長沢	広明君	公明		塩川	鉄也君	共産
	横光	克彦君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案1件及び決算等2件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案（岡田克也君外10名提出、衆法第3号）

○ 要旨

第159回国会において成立した地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律を廃止するとともに、基礎年金拠出金に係る地方公共団体の負担割合を段階的に引き上げる等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 年金改革関連法を廃止しなければならない理由
- ・ 平成18年度までに行う公的年金制度一元化のスケジュール具体化の必要性

○ 審査結果

否決

② 日本放送協会平成13年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○ 概要

(第159回国会参照)

○ 審査結果

審査未了

③ 日本放送協会平成14年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○ 概要

日本放送協会の平成14年度決算であって、放送法第40条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、国会に提出されたもの

○ 審査結果

審査未了

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案（岡田克也君外10名提出、衆法第3号）	16. 7. 30	8. 2	8. 4	8. 4 否決(少) (賛-民主・共産・社民) (反-自民・公明)	8. 5 否決				
		8. 4							

決算等

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		備 考
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
日本放送協会平成13年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	(15. 2. 14)	16. 7. 30		(審査未了)					
日本放送協会平成14年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	(16. 2. 10)	7. 30		(審査未了)					

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

(閉会中審査)

- ・ 寒冷地手当の見直しを今年行う理由及びその趣旨
- ・ 給与構造の見直しの具体的検討方針
- ・ 現行の勤務評定に代わる新たな評価制度の策定方法
- ・ 新たな評価制度が勤務条件かどうかの確認
- ・ NHKの番組制作における経理処理の問題点
- ・ 一連のNHK不祥事問題に対する視聴者の反応
- ・ 一連のNHK不祥事問題に関する経営責任

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
(閉会中) 平成16. 9. 9	日本放送協会会長	海老沢 勝二君	情報通信及び電波に関する件 (NHK不祥事問題等)
	日本放送協会専務理事	関根 昭義君	
	日本放送協会理事	宮下 宣裕君	
	日本放送協会理事	和崎 信哉君	
	日本放送協会理事	野島 直樹君	
	日本放送協会理事	中山 壮介君	
	日本放送協会理事	出田 幸彦君	

(5) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
欧州各国の地方行財政制度・情報通信及び郵政事業等調査議員団	(閉会中) 平成16. 8. 17 ～ 8. 24	ドイツ、フランス	欧州各国の地方行財政制度・情報通信及び郵政事業等調査のため	7人

【第161回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	実川	幸夫君	自民				
理事	左藤	章君	自民	理事	佐藤	勉君	自民
理事	野田	聖子君	自民	理事	森山	裕君	自民
理事	安住	淳君	民主	理事	大出	彰君	民主
理事	松野	頼久君	民主	理事	榊屋	敬悟君	公明
	岡本	芳郎君	自民		奥野	信亮君	自民
	亀井	久興君	自民		小西	理君	自民
	佐田	玄一郎君	自民		自見	庄三郎君	自民
	田中	英夫君	自民		谷	公一君	自民
	谷本	龍哉君	自民		西田	猛君	自民
	萩生田	光一君	自民		平井	卓也君	自民
	増原	義剛君	自民		松本	純君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民		五十嵐	文彦君	民主
	伊藤	忠治君	民主		稲見	哲男君	民主
	楠田	大蔵君	民主		田嶋	要君	民主
	高井	美穂君	民主		寺田	学君	民主
	中村	哲治君	民主		西村	智奈美君	民主
	藤田	幸久君	民主		松崎	公昭君	民主
	山花	郁夫君	民主		河合	正智君	公明
	長沢	広明君	公明		塩川	鉄也君	共産
	横光	克彦君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案4件、議員提出法律案2件及び決算等2件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）

○ 要旨

一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告にかんがみ、国立大学の法人化等に伴う教育職俸給表及び指定職俸給表の改定等を行うとともに、寒冷地手当の支給地域、支給額の改定等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 6年ぶりに前年水準が維持された公務員給与と民間の景気回復の実態との関係
- ・ 寒冷地手当を民間準拠により改正する理由
- ・ 地域に勤務する公務員の給与の見直しについての見解

- 審査結果
可決

- ② 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）
 - 要旨
特別職の国家公務員である審議会等の常勤委員等の俸給月額の下げ及び特例制度の新設並びに給与体系の見直し等を行うもの
 - 主な質疑内容
 - ・ 審議会等の常勤職員等に支給する退職手当廃止に向けた検討状況
 - 審査結果
可決

- ③ 障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）
 - 要旨
労働基準法及び労働者災害補償保険法による災害補償との均衡を図るため、人事院の意見の申出にかんがみ、国家公務員の障害補償に係る障害の等級の改定等を行うとともに、地方公務員についても同様の改正を行うもの
 - 主な質疑内容
 - ・ 公務員の災害補償制度の改正について早期に職員団体に説明する必要性
 - ・ 公務災害の認定の迅速化の必要性
 - 審査結果
可決

- ④ 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案（内閣提出第20号）
 - 要旨
日本郵政公社の業務の特例として証券投資信託の窓口販売の業務を追加する一方、その窓口販売業務については、投資信託委託業者等の経営に及ぼす影響に配慮し、一定の制約を課すもの
 - 主な質疑内容
 - ・ 郵便局での証券投資信託商品の窓口販売の体制
 - ・ 証券投資信託商品のリスク性を郵便局職員が高齢者等利用者に十分説明する必要性
 - ・ 郵便局で取り扱う証券投資信託商品の公募による選定の基準
 - 審査結果
可決

- ⑤ 特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案（野田佳彦君外3名

提出、衆法第8号)

○ 要旨

特定非営利活動を促進するため、条例で定めるところにより、一定の特定非営利活動法人等に対する寄附金の支出を、個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金控除の対象とすることとする等の改正を行うもの

○ 審査結果

審査未了

⑥ 国家公務員倫理法及び自衛隊員倫理法の一部を改正する法律案(長妻昭君外4名提出、衆法第18号)

○ 要旨

贈与等の報告義務を課す対象を本省課長補佐級以上の職員等からすべての職員及び自衛隊員に広げるとするもの

○ 審査結果

審査未了

⑦ 日本放送協会平成13年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○ 概要

(第159回国会参照)

○ 審査結果

審査未了

⑧ 日本放送協会平成14年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○ 概要

(第160回国会参照)

○ 審査結果

審査未了

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由				議 決 日 結 果		
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第1号)	16.10.12		10.20	10.22	10.22 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (反-共産)	10.22	総務 10.26 可決	10.27 可決	16.10.28 法36号
			10.21						

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	16.10.12		11. 4	11. 9	11. 9 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	11.11 可決	総務 11.18 可決	11.19 可決	16.12. 1 法46号
			11. 4						
障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	16.10.12		11. 4	11. 9	11. 9 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	11.11 可決	総務 11.18 可決	11.19 可決	16.11.30 法44号
			11. 4						
日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案（内閣提出第20号）	16.11. 9		11.12	11.25	11.25 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・ 社民)	11.25 可決	総務 12. 1 可決	12. 3 可決	16.12.10 法65号
			11.18						

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号	
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議		
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果		議決日 結 果
			提 案 理 由							
特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案（野田佳彦君外3名提出、衆法第8号）	16.11.11		11.26							
国家公務員倫理法及び自衛隊員倫理法の一部を改正する法律案（長妻昭君外4名提出、衆法第18号）	16.11.25		12. 2							

決算等

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		備 考	
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議		
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果		議決日 結 果
			提 案 理 由							
日本放送協会平成13年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	(15. 2.14)		16.10.12							
日本放送協会平成14年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	(16. 2.10)		10.12							

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 公務員共済年金制度における恩給公務員期間に係る追加費用を国費で負担することの是非
- ・ 国庫補助負担金改革、特に義務教育費国庫負担制度見直しの在り方
- ・ 地方交付税改革のあるべき姿
- ・ 法定外税導入に当たってのルールの明確化の必要性
- ・ 電話加入権の税法上の取扱いの見直し
- ・ 郵便事業における約5,000億円の債務超過を解消する見通し
- ・ 郵政民営化後における郵便貯金のユニバーサルサービス確保の必要性
- ・ 緊急消防援助隊及び情報伝達体制の充実等による大規模災害対策強化の必要性

(4) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

日本郵政公社平成15年度財務諸表に関する件（平成16.11.16）

1. 日本郵政公社は、郵便・郵便貯金・簡易生命保険の現状におけるサービスの維持に努め、第1期中期経営目標の達成に向け、以下の点に留意しつつ、引き続き、中期経営計画の着実な推進を図り、郵政事業に対する国民の信頼に応えること。
 - ア. 郵便業務については、平成15年度決算において黒字転換を果たしたが、郵便物数が減少する環境下でも健全な経営が確保できるよう、引き続き経営体質の強化を図ること。
 - イ. 郵便貯金業務については、地域に信頼される金融窓口として効率的な経営を目指し、自己資本の充実に努めること。
 - ウ. 簡易生命保険業務については、収益性の向上に努めること。
 - エ. 国民利用者の立場に立って、よりよいサービスを提供するため、経営の効率化とサービス改善に向けて、一層の経営努力を行うこと。
 - オ. 郵政事業が国民生活に不可欠な基礎的サービスを提供していることを踏まえ、国民の一層の信頼が得られるよう、コンプライアンスの確保の徹底を図ること。
 - カ. 国際的に進むIT革命や物流革命の進展状況を注視し、国際的に展開される郵政事業に的確に対応するため、引き続き郵政事業の進化に努めること。
 - キ. 公社経営については、職員の声を出来るだけ経営に反映させて、労使の信頼関係を確立させるように努力すること。
 - ク. 災害時における非常取り扱いをはじめとした郵政事業の公共的性格を有するサービスの提供については、今後ともその確保に努め、国民の一層の信頼に応えること。

2. 政府は、郵政事業の自律的かつ弾力的な経営を可能とし、もって国民利用者の利益の増進を図るといふ公社化の意義を徹底するよう努めること。
3. 政府は、郵便局がよりよいサービスを国民に継続して提供できるよう、第1期中期経営目標の達成状況及び中期経営計画の推進状況並びに公社の業務の継続性にかんがみ、普通郵便局、特定郵便局等を通じた郵便・郵便貯金・簡易生命保険からなる現在提供されている郵政事業のサービスを引き続き維持し、その責務を確保すること。
右決議する。

(5) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成16. 11. 9	地方公務員災害補償基金理事長	杉原 正純君	特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出） 障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）
平成16. 11. 11	日本郵政公社総裁	生田 正治君	郵政事業に関する件（日本郵政公社平成15年度財務諸表の承認に関する報告）
平成16. 11. 16	日本郵政公社総裁	生田 正治君	
	日本郵政公社理事	広瀬 俊一郎君	
	日本郵政公社理事	本保 芳明君	
	日本郵政公社理事	高橋 守和君	
平成16. 11. 25	日本郵政公社理事	斎尾 親徳君	
	日本郵政公社総裁	生田 正治君	日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案（内閣提出）
	日本郵政公社理事	斎尾 親徳君	

3 法務委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿 (35人)

委員長	柳本	卓治君	自民				
理事	塩崎	恭久君	自民	理事	下村	博文君	自民
理事	森岡	正宏君	自民	理事	与謝野	馨君	自民
理事	佐々木	秀典君	民主	理事	永田	寿康君	民主
理事	山内	おさむ君	民主	理事	漆原	良夫君	公明
	川上	義博君	自民		左藤	章君	自民
	桜井	郁三君	自民		柴山	昌彦君	自民
	中野	清君	自民		早川	忠孝君	自民
	平沢	勝栄君	自民		保利	耕輔君	自民
	松島	みどり君	自民		水野	賢一君	自民
	森山	眞弓君	自民		保岡	興治君	自民
	柳澤	伯夫君	自民		山際	大志郎君	自民
	泉	房穂君	民主		加藤	公一君	民主
	鎌田	さゆり君	民主		河村	たかし君	民主
	小林	千代美君	民主		小宮山	洋子君	民主
	辻	恵君	民主		中井	洽君	民主
	本多	平直君	民主		松野	信夫君	民主
	上田	勇君	公明		富田	茂之君	公明

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案21件、議員提出法律案3件及び参議院提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 (内閣提出第13号)

○ 要旨

判事の員数を67人、判事補の員数を16人、簡易裁判所判事の員数を12人及び裁判官以外の裁判所の職員の員数を400人増加するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 裁判所職員定員の算定基準
- ・ 今後の裁判官増員数見直しの必要性
- ・ 音声認識システム実用化の見通し

○ 審査結果

可決 (附帯決議)

② 裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）

○ 要旨

裁判所書記官、家庭裁判所調査官その他の裁判官以外の裁判所の職員の研究及び修養について、その相互間の連携の強化により一層の充実を図るとともに、その体制の整備等を図るため、裁判所書記官研修所及び家庭裁判所調査官研修所を統合し、裁判所職員総合研修所を設置するなど所要の法整備を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 裁判所書記官研修所及び家庭裁判所調査官研修所を統合した場合の効果
- ・ 裁判所速記官の職務環境を改善する必要性
- ・ 法改正後における現職速記官の処遇の在り方

○ 審査結果

可決（附帯決議）

③ 弁護士法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）

○ 要旨

弁護士資格について、一定範囲の大学の法律学の教授若しくは助教授又は衆議院若しくは参議院の法制局参事、内閣法制局参事官等の職に在った者に対する弁護士資格の特例措置に関する見直しを行うなど所要の法整備を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 弁護士法の一部改正で予定している新たな研修の具体的内容
- ・ 弁護士資格の特例制度において、最高裁判所判事・特任検事と大学教授等を区別した根拠
- ・ 弁護士資格付与に係る所定の研修の重要性、研修の具体的な運用見通し

○ 審査結果

可決（附帯決議）

④ 破産法案（内閣提出第41号）（参議院送付）

○ 要旨

破産手続の迅速化及び合理化を図るとともにその実効性及び公正さを確保するため、債権の調査及びその確定の手続、配当手続等の簡素合理化、管轄裁判所の拡大、破産手続開始前の債務者の財産の保全のための制度の拡充、破産財団に属しない自由財産の範囲の拡張等の措置を講ずるなどの所要の法整備を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 個人自己破産増加の理由
- ・ 本法律案における労働債権の地位
- ・ 自由財産の範囲の拡張とガイドラインの必要性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑤ 破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第42号）（参議院送付）

○ 要旨

破産法の施行に伴い、民事再生法、会社更生法等の倒産処理手続関係法律、民法その他の関係法律の規定の整備等を行うもの

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

⑥ 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）（参議院送付）

○ 要旨

会社の公告をインターネットによって行うこと（電子公告）を可能とする等のため、商法、有限会社法等の一部を改正するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 各別の催告の必要性の有無と諸外国の例
- ・ 公告義務の一部撤廃により株主に不利益を及ぼすおそれ
- ・ 調査機関に対する行政の指導及び監督の在り方

○ 審査結果

可決

⑦ 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）

○ 要旨

近年における犯罪の国際化及び組織化並びにハイテク犯罪の実情にかんがみ、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の締結に伴う法整備、強制執行を妨害する行為等に対する罰則整備及びハイテク犯罪に対処するとともに、「サイバー犯罪に関する条約」を締結するための法整備を行うもの

○ 審査結果

継続審査

⑧ 国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）（参議院送付）

○ 要旨

「刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約」の締結に伴い、国際捜査共助の手続及び要件の特例を設けるとともに、業務文書等に関する証明手続の整備、受刑者証人移送制度の創設その他国際捜査共助の円滑な実施を図るための所要の法整備を行うもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 米国型の刑事司法体系への転換の可能性
- ・ 捜査共助手続に外務省が関与しない場合に第三国と国際問題が生じる可能性
- ・ 双罰性の要件を緩和する理由

○ **審査結果**

可決（附帯決議）

⑨ **出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）（参議院送付）**

○ **要旨**

不法滞在者等を減少させるため、罰則の強化、在留資格の取消制度の創設等の措置を講ずるほか、難民のより適切な庇護を図る観点からの難民認定制度の見直し及び精神障害者に係る上陸拒否事由の見直しを行うため、所要の規定の整備を行うもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 法務省の実施した不法滞在者対策の推移
- ・ 不法滞在者と治安悪化との関係
- ・ 在留特別許可制度の在り方と認定状況
- ・ 入国審査の厳格化による就学志望者の不当排除のおそれ

○ **参考人からの意見の聴取**

○ **審査結果**

可決（附帯決議）

⑩ **知的財産高等裁判所設置法案（内閣提出第62号）**

○ **要旨**

知的財産関係事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図り、我が国における知的財産の一層の保護に資するため、知的財産高等裁判所の設置のために必要な事項について定めるもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 知的財産部門における人材養成の必要性
- ・ 知的財産訴訟の迅速性及び信頼性に対する改善点
- ・ 地域経済における知的財産の活用及び保護の在り方

○ **審査結果**

可決

⑪ **裁判所法等の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）**

○ **要旨**

知的財産関係事件の審理の一層の充実及び迅速化を図るため、裁判所調査官の権限の拡大及び明確化、侵害行為の立証の容易化及び営業秘密の保護の強化、侵害訴訟と無効審判との関係の整理等、関係規定の改正を行うもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 侵害訴訟と無効審判の関係の在り方
- ・ 裁判所調査官権限の拡大化及び明確化の具体的内容
- ・ 知的財産権訴訟における裁判所調査官の役割

○ 審査結果

可決

⑫ 労働審判法案（内閣提出第64号）

○ 要旨

裁判所における個別労働関係事件についての簡易迅速な紛争解決制度として、裁判官と労働関係に関する専門的な知識経験を有する者が、当該事件について審理し、調停による解決の見込みがある場合にはこれを試みつつ、合議により、権利義務関係を踏まえて事件の内容に即した解決案を定めるものとする労働審判制度を導入するため、所要の法整備を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 労働審判手続に要する期間
- ・ 個別労働紛争解決制度と労働審判制度の関係
- ・ 司法制度改革における労働審判制度の位置づけ
- ・ 労働審判員の中立性確保の必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑬ 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）

○ 要旨

一定の要件の下に弁護士等の訴訟代理人の報酬について敗訴者の負担とする制度を整備するため、関係規定の改正を行うもの

○ 審査結果

継続審査

⑭ 行政事件訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出第66号）

○ 要旨

行政訴訟制度につき、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図るため、当事者適格に関する規定の整備、義務づけ訴訟及び差止訴訟の法定、本案判決前における仮の救済の制度の整備等、関係規定の改正を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 義務づけ訴訟及び差止訴訟の法定化の利点
- ・ 取消訴訟の原告適格拡大の趣旨
- ・ 釈明処分の特則により裁判所が提出を求めることができる資料の内容
- ・ 執行停止の要件を回復困難な損害から重大な損害に緩和した趣旨
- ・ 行政訴訟制度が実効的に機能していない原因とその改善策

- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
可決（附帯決議）

⑮ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（内閣提出第67号）

○ 要旨

刑事裁判において、広く一般の国民が、裁判官とともに裁判内容の決定に関与する制度を導入するため、所要の法整備を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 裁判員制度導入の意義
- ・ 裁判員の守秘義務の明確化の必要性
- ・ 裁判員の負担軽減のための手当て
- ・ 裁判員制度と国民主権との関係
- ・ 裁判員の辞退理由の在り方

○ 参考人からの意見の聴取

○ 公聴会

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

裁判員等が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときの罰則を、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金とするとともに、裁判員等の職にあった者の罰則を、金銭対価を得る等の悪質な場合を除き、罰金刑に限定するものとする

⑯ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第68号）

○ 要旨

刑事裁判の充実及び迅速化を図るための方策として、充実した争点整理のための新たな準備手続の創設及び証拠開示の拡充、連日的開廷の確保のための関連諸制度の整備等を行うとともに、被疑者に対する国選弁護人の選任制度の導入等国選弁護人制度の整備、検察審査会の一定の議決に基づき公訴が提起される制度の導入等のため、関係規定の改正を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 被疑者公的弁護制度導入の意義
- ・ 刑事裁判の充実及び迅速化のための制度的手当ての必要性
- ・ 検察審査会の不当な起訴議決を回避する制度的手当て
- ・ 開示証拠の目的外使用禁止の趣旨
- ・ 公判前整理手続と予断排除の原則との関係

○ 参考人からの意見の聴取

○ 公聴会

○ 審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

被告人若しくは弁護人又はこれらであった者が開示された証拠の目的外使用の禁止規定に違反した場合の措置については、被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様等の諸事情を考慮するもの等とすること

⑰ 総合法律支援法案（内閣提出第69号）

○ 要旨

民事及び刑事の総合的な法律支援体制を整備するため、中核となる運営主体の設立及びその業務等に関し、必要な事項を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 司法過疎地域における法律サービス提供の問題点
- ・ 支援センター設置に関する客観的基準の必要性
- ・ 支援センターの組織運営における評価委員会の重要性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化が図られなければならないもの等とすること

⑱ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案（内閣提出第70号）

○ 要旨

裁判官及び検察官の能力及び資質の一層の向上等を図るため、判事補及び検事が一定期間その官を離れ、弁護士となってその職務を経験するために必要な措置等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 国家公務員の身分保有が弁護士職務の妨げになるおそれ
- ・ 弁護士職務経験の対象となる判事補の予定数
- ・ 判事補及び検事の能力の現状と問題点の有無

○ 審査結果

可決

⑲ 不動産登記法案（内閣提出第75号）

○ 要旨

不動産登記について電子情報処理組織を使用する方法によるオンライン申請を可能にし、申請手続に関する規定を見直すとともに、規定を現代語化する等所要の法整備

のための不動産登記法（明治32年法律第24号）の全部改正を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 資格者代理人による登記申請の在り方
- ・ 不動産登記の真実性確保に配慮した申請手続の在り方
- ・ 登記済証と登記識別情報機能との相違点

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑳ 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第76号）

○ 要旨

不動産登記法の施行に伴い、商業登記法、工場抵当法その他の関連する諸法律についての規定の整備等を行うもの

○ 審査結果

可決

㉑ 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第77号）

○ 要旨

民事訴訟手続及び非訟事件手続における申立て等を電子情報処理組織を用いて行うことを可能とし、民事執行手続における簡易裁判所の少額訴訟に関する債権執行制度の創設を行うなど、民事関係手続全般の一層の迅速化・効率化等の観点から民事関係手続の改善のための所要の法整備を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 民事訴訟手続のオンライン化におけるセキュリティの在り方
- ・ 最低売却価額制度の運用の問題点
- ・ 養育費に関する政府関係機関の取組の在り方

○ 審査結果

継続審査

㉒ 刑事訴訟法の一部を改正する法律案（河村たかし君外4名提出、衆法第19号）

○ 要旨

被疑者の取調べ等について弁護人の立会いを認める制度及び被疑者の取調状況等の録音・録画を義務づける制度を導入するとともに、権利保釈の除外事由を制限すること等とするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 弁護人立会いによる取調べの改善の必要性
- ・ 可視化が捜査手法に与える影響
- ・ 取調べに立ち会う弁護人の役割

○ 内閣の意見の聴取

○ 審査結果

否決

㉓ 民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外 6 名提出、衆法第40号）

○ 要旨

婚姻制度に関し、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から選択的夫婦別氏制の導入並びに婚姻最低年齢及び再婚禁止期間の見直し等を行い、相続制度に関し、嫡出でない子の権利の保護の観点から嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同一とする等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

㉔ 難民等の保護に関する法律案（中村哲治君外 1 名提出、衆法第41号）

○ 要旨

難民等の権利利益の保護を図り、もって難民問題を解決するための国際社会の取組に寄与するため、難民認定委員会による適正かつ迅速な難民の認定の手續及び在留難民等に対する生活上の支援に関する措置等について定めるとともに、難民の認定に係る上陸及び在留の特別の許可制度を創設するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 難民認定委員会設置の趣旨
- ・ 在留難民の定義
- ・ 難民申請者上陸特別許可制度及び難民申請者在留特別許可制度の創設

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

審査未了

㉕ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第13号）

○ 要旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を推進するため、配偶者からの暴力の定義を拡大するとともに、保護命令制度の拡充、国の基本方針及び都道府県の基本計画の策定、市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施等の措置を講ずるほか、被害者の自立支援等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 暴力の定義に心身に有害な影響を及ぼす言動を含める趣旨
- ・ 被害者の子への接近禁止命令と面接交渉権との関係
- ・ 退去命令の再度の申立てが限定的に判断されるおそれ

○ 審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	16. 2. 6		3. 9	3. 12	3. 12 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (附)	3. 12 可決	法務 3. 30 可決 (附)	3. 31 可決	16. 3. 31 法7号
			3. 12						
裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	16. 2. 6		3. 9	3. 12	3. 12 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (附)	3. 12 可決	法務 3. 30 可決 (附)	3. 31 可決	16. 3. 31 法8号
			3. 12						
弁護士法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	16. 2. 6		3. 9	3. 12	3. 12 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (附)	3. 12 可決	法務 3. 30 可決 (附)	3. 31 可決	16. 3. 31 法9号
			3. 12						
破産法案（内閣提出第41号）（参議院送付）	参 16. 2. 13		5. 13	5. 14	5. 21 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (附)	5. 25 可決	法務 4. 6 可決 (附)	4. 7 可決	16. 6. 2 法75号
			5. 14	5. 18 5. 19					
破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第42号）（参議院送付）	参 16. 2. 13		5. 13	5. 14	5. 21 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・改革)	5. 25 可決	法務 4. 6 可決	4. 7 可決	16. 6. 2 法76号
			5. 14	5. 18 5. 19					
電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）（参議院送付）	参 16. 2. 13		5. 24	5. 28	5. 28 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・改革)	6. 3 可決	法務 4. 20 可決 (附)	4. 21 可決	16. 6. 9 法87号
			5. 26						
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）	16. 2. 20		4. 5			(6. 16) (閉会中 審査)			
国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）（参議院送付）	参 16. 2. 20		5. 24	5. 28	6. 1 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (附)	6. 3 可決	法務 4. 22 可決 (附)	4. 23 可決	16. 6. 9 法89号
			5. 28	6. 1					
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提	参 16. 2. 27		5. 14	5. 21 5. 25	5. 26 可決(多)	5. 27 可決	法務 4. 15	4. 16 可決	16. 6. 2 法73号

出第61号) (参議院送付)			5.19	5.26	(賛-自民・公明・ 改革) (反-民主) (附)		可決 (附)		
知的財産高等裁判所設置法案 (内閣提出第62号)	16. 3. 2		3.16	3.19	3.23 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・改革)	3.30 可決	法務 6.10 可決	6.11 可決	16. 6.18 法19号
			3.19	3.23					
裁判所法等の一部を改正する 法律案 (内閣提出第63号)	16. 3. 2		3.16	3.19	3.23 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・改革)	3.30 可決	法務 6.10 可決	6.11 可決	16. 6.18 法20号
			3.19	3.23					
労働審判法案 (内閣提出第64 号)	16. 3. 2		3.16	3.23	3.23 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (附)	3.30 可決	法務 4.27 可決 (附)	4.28 可決	16. 5.12 法45号
			3.19						
民事訴訟費用等に関する法律 の一部を改正する法律案 (内閣 提出第65号)	16. 3. 2		4. 5			(6.16) (閉会中 審査)			
行政事件訴訟法の一部を改正 する法律案 (内閣提出第66号)	16. 3. 2	4. 2	4. 2	4.27 4.28	5.14 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (附)	5.18 可決	法務 6. 1 可決 (附)	6. 2 可決	16. 6. 9 法84号
			4.27	5. 7 5.11 5.12					
裁判員の参加する刑事裁判に 関する法律案 (内閣提出第67 号)	16. 3. 2	3.16	3.16	4. 2 4. 6 4. 7 4. 9 4.12(公議)	4.23 修正(全) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (附)	4.23 修正	法務 5.20 可決 (附)	5.21 可決	16. 5.28 法63号
			4. 2	4.13 4.14 4.16 4.20 4.21					
刑事訴訟法等の一部を改正す る法律案 (内閣提出第68号)	16. 3. 2		3.16	4. 2 4. 6 4. 7 4. 9 4.12(公議)	4.23 修正(全) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (附)	4.23 修正	法務 5.20 可決 (附)	5.21 可決	16. 5.28 法62号
			4. 2	4.13 4.14 4.16 4.20 4.21					
総合法律支援法案 (内閣提出第 69号)	16. 3. 2	3.18	3.18	4.14 4.16 4.20	4.27 修正(全) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (附)	4.27 修正	法務 5.25 可決 (附)	5.26 可決	16. 6. 2 法74号
			4.14	4.21 4.22 4.23					
判事補及び検事の弁護士職務 経験に関する法律案 (内閣提出	16. 3. 2		3.18	3.30	3.31 可決(全)	4. 1 可決	法務 6.10	6.11 可決	16. 6.18 法21号

第70号)			3.26		(賛-自民・民主・ 公明・改革)		可決		
不動産登記法案 (内閣提出第75号)	16. 3. 3		4. 5	5.11	5.19 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (附)	5.20 可決	法務 6.10 可決 (附)	6.11 可決	16. 6.18 法23号
			5.11	5.12 5.14					
不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 (内閣提出第76号)	16. 3. 3		4. 5	5.11	5.19 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・改革)	5.20 可決	法務 6.10 可決	6.11 可決	16. 6.18 法24号
			5.11	5.12 5.14					
民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第77号)	16. 3. 3		4. 5	6. 1		(6.16) (閉会中 審査)			
			6. 1	6.11					

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議		
			付託日	質 疑				議 決 日 結 果	
刑事訴訟法の一部を改正する法律案 (河村たかし君外4名提出、衆法第19号)	16. 3.30		4.20		4.20 4.21	4.23 否決(少) (賛-民主) (反-自民・公明・ 改革)	4.23 否決		
			4.20						
民法の一部を改正する法律案 (枝野幸男君外6名提出、衆法第40号)	16. 5.14		6.11			(6.16) (閉会中 審査)			
難民等の保護に関する法律案 (中村哲治君外1名提出、衆法第41号)	16. 5.14		5.18	5.21 5.25 5.26	(審査未了)				
			5.19						

参 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議		
			付託日	質 疑				議 決 日 結 果	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案 (参議院提出、参法第13号)	参 16. 3.25		5.21		5.26	5.26 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・改革)	5.27 可決		共生社会 3.25 成案・提出 決定
			5.26						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 被疑者取調べの違法性に対する現状認識
- ・ 成年後見制度の利用者拡充の必要性
- ・ 知的財産戦略本部事務局の対応の在り方
- ・ 経済スパイ行為に対する厳正な対処の必要性
- ・ 法科大学院修了者の新司法試験合格率の見通し
- ・ 警察及び検察の調書作成と接見交通権侵害との関係
- ・ 佐世保小6 女児同級生殺害事件に対する多角的対処の必要性
- ・ 二重国籍の容認の必要性
- ・ 触法少年事件の事実解明の必要性

(4) 公聴会

開会承認要求 年 月 日	承認年月日	公聴会を開いた議案	意見を聞いた問題	開会年月日
平成16. 4. 2	平成16. 4. 2	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（内閣提出） 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（内閣提出） 及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出） について	平成16. 4. 12

(5) 公述人・参考人

① 公述人

出頭年月日	職 業	氏 名	意見を聞いた問題
平成16. 4. 12	住商リース株式会社顧問 京都大学法学研究科教授	中川 英彦君	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（内閣提出）及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）について
	弁護士	高井 康行君	
	企画プロデューサー	近藤 晋君	
	市民の裁判員制度つくり会運営委員	敷田 みほ君	

② 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審 査 ・ 調 査 案 件
平成16. 4. 6	近畿大学教授	佐藤 幸治君	
	三鷹市長	清原 慶子君	
	前日本弁護士連合会会長	本林 徹君	
平成16. 4. 14	東京大学教授	井上 正仁君	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（内閣提出） 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	株式会社読売新聞東京本社代表取締役社長	滝鼻 卓雄君	
	日本弁護士連合会司法改革特命嘱託 前日本弁護士連合会副会長	尾崎 純理君	
	社団法人日本新聞協会 人権・個人情報問題検討会幹事（日本経済新聞編集局次長）	木舟 一郎君	
平成16. 4. 22	財団法人法律扶助協会専務理事	藤井 範弘君	総合法律支援法案（内閣提出）
	学習院大学教授	長谷部由起子君	
	日本弁護士連合会日本司法支援センター推進本部副本部長	市川 茂樹君	
平成16. 5. 11	東京大学名誉教授	塩野 宏君	行政事件訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	日本経済新聞社論説委員	藤川 忠宏君	
	弁護士 龍谷大学法学部教授	水野 武夫君	
平成16. 5. 18	明治大学法科大学院教授	青山 善充君	破産法案（内閣提出）（参議院送付） 破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）（参議院送付）
	東京ガス株式会社総務部法務室長	綿引 達郎君	
	弁護士 日本弁護士連合会倒産法制検討委員会委員長	須藤 英章君	
平成16. 5. 25	東京都副知事	竹花 豊君	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付）

	立命館アジア太平洋大 学アジア太平洋学部教 授	山神 進君	難民等の保護に関する法律案（中村哲治君外1名 提出）
	日本弁護士連合会人権 擁護委員会副委員長	市川 正司君	

(6) 視察・議員海外派遣

① 視察

視察年月日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成16. 3. 22	東京都（港区、府 中市）	入国管理行政及び矯正施設の実情調査	16人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院欧州司法制 度等調査議員団	（閉会中） 平成16. 7. 17 ～ 7. 26	ドイツ、ポルトガ ル、イタリア、フ ランス	欧州司法制度等調査	6人

【第160回国会】

(1) 委員名簿（35人）

委員長	柳本	卓治君	自民				
理事	塩崎	恭久君	自民	理事	下村	博文君	自民
理事	森岡	正宏君	自民	理事	与謝野	馨君	自民
理事	佐々木	秀典君	民主	理事	永田	寿康君	民主
理事	山内	おさむ君	民主	理事	漆原	良夫君	公明
	川上	義博君	自民		左藤	章君	自民
	桜井	郁三君	自民		柴山	昌彦君	自民
	中野	清君	自民		早川	忠孝君	自民
	平沢	勝栄君	自民		保利	耕輔君	自民
	松島	みどり君	自民		水野	賢一君	自民
	森山	眞弓君	自民		保岡	興治君	自民
	柳澤	伯夫君	自民		山際	大志郎君	自民
	泉	房穂君	民主		加藤	公一君	民主
	鎌田	さゆり君	民主		河村	たかし君	民主
	小林	千代美君	民主		小宮山	洋子君	民主
	辻	恵君	民主		中井	洽君	民主
	本多	平直君	民主		松野	信夫君	民主
	上田	勇君	公明		富田	茂之君	公明

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案3件（継続審査）及び議員提出法律案1件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第46号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第65号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

③ 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第77号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

④ 民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外6名提出、第159回国会衆法第40号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第46号）	(16. 2. 20)		7. 30					(8. 6) (閉会中 審査)
民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第65号）	(16. 3. 2)		7. 30			(8. 6) (閉会中 審査)		
民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第77号）	(16. 3. 3)		7. 30	(6. 1) (6. 11)		(8. 6) (閉会中 審査)		

衆 法

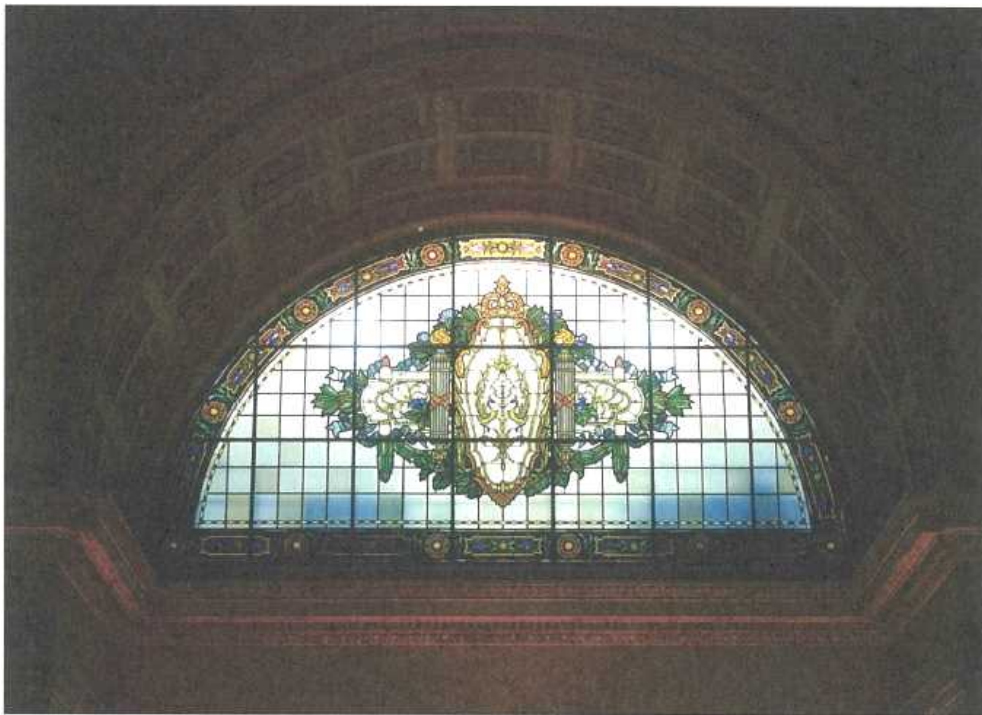
件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外6名提出、第159回国会衆法第40号）	(16. 5. 14)		7. 30					(8. 6) (閉会中 審査)

(3) 国政調査

国政調査では、委員派遣が行われた。

(4) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成16. 9. 1 ～ 9. 3	北海道	裁判所の司法行政及び法務行政等に関する実情調査	13人



国会議事堂中央部のステンドグラス

【第161回国会】

(1) 委員名簿（35人）

委員長	塩崎	恭久君	自民				
理事	園田	博之君	自民	理事	田村	憲久君	自民
理事	西田	猛君	自民	理事	平沢	勝栄君	自民
理事	津川	祥吾君	民主	理事	伴野	豊君	民主
理事	山内	おさむ君	民主	理事	漆原	良夫君	公明
	井上	信治君	自民		大前	繁雄君	自民
	左藤	章君	自民		笹川	堯君	自民
	柴山	昌彦君	自民		谷	公一君	自民
	早川	忠孝君	自民		松島	みどり君	自民
	三原	朝彦君	自民		水野	賢一君	自民
	森山	眞弓君	自民		保岡	興治君	自民
	柳澤	伯夫君	自民		柳本	卓治君	自民
	加藤	公一君	民主		鎌田	さゆり君	民主
	河村	たかし君	民主		小林	千代美君	民主
	佐々木	秀典君	民主		仙谷	由人君	民主
	樽井	良和君	民主		辻	恵君	民主
	松野	信夫君	民主		松本	大輔君	民主
	江田	康幸君	公明		富田	茂之君	公明

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案9件（うち継続審査3件）及び議員提出法律案2件（うち継続審査1件）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第46号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第65号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

審査未了

③ 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第77号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 主な質疑内容

- ・ 物件明細書の作成手続
- ・ 養育費等の金銭債務についての間接強制
- ・ 執行官による援助請求

○ 審査結果

可決（附帯決議）

④ 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）

○ 要旨

山口県厚狭郡楠町の同県宇部市への編入合併に伴い、船木簡易裁判所と宇部簡易裁判所の管轄区域の範囲を従前どおり維持するための改正を行うなど所要の整備を行うもの

○ 審査結果

可決

⑤ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案（内閣提出第6号）

○ 要旨

民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務について法務大臣が認証を行う制度を設ける等、所要の法整備を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 裁判外紛争解決手続の国民への十分な情報提供の必要性
- ・ 紛争解決事業者の認証の基準の具体的内容
- ・ 法律問題が生じた場合の弁護士関与の基準

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑥ 裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）

○ 要旨

司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を導入するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 修習資金の政策的返還免除制度を盛り込まなかった理由
- ・ 給費制を維持できない財政的理由
- ・ 修習資金の任官者返還免除を将来認める余地

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

施行期日を平成18年11月1日から平成22年11月1日に改めること

⑦ 刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）

○ 要旨

近年における凶悪・重大犯罪の実情等にかんがみ、この種の犯罪に対処するため、刑事の実体法及び手続法について、所要の法整備を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 凶悪犯罪等の重罰化の趣旨
- ・ 本法律案による治安回復の可能性
- ・ 国民の正義観念の具体的判断根拠

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑧ 民法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）（参議院送付）

○ 要旨

保証契約の内容の適正化の観点から、保証人の保護を図るため、根保証契約について極度額、元本確定期日に関する規定を新設することその他の保証債務に関する規定の整備を行うとともに、民法を国民に理解しやすいものとするためその表記を現代用語化する等の法整備を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 根保証を存続させた趣旨
- ・ 保証人に対する契約書面の交付又は債務者の信用状況の通知を義務化しなかった理由
- ・ 極度額に上限規制を設けることの必要性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑨ 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）（参議院送付）

○ 要旨

法人による動産及び債権の譲渡の円滑化を図るため、法人がする動産の譲渡につい

て登記による新たな対抗要件の制度を創設し、その登記手続を整備するとともに、法人がする債務者の特定していない将来の金銭債権の譲渡等についても登記により対抗要件を備えることができるようにするなど、所要の法整備を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 動産譲渡登記制度を活用した資金調達の実効性
- ・ 破産時における労働債権保護のための法制化の必要性
- ・ 動産譲渡登記の対象動産又は債務者不特定の将来債権の特定方法

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑩ 民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外 6 名提出、第159回国会衆法第40号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

⑪ 軽犯罪法の一部を改正する法律案（長妻昭君外 5 名提出、衆法第19号）

○ 要旨

公共の場所又は公共の乗物において他人の身体に対して熱による危険を及ぼさせるような仕方であつて喫煙した者は、拘留又は科料に処することとするもの

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第46号）	(16. 2. 20)		10. 12					(12. 3) (閉会中 審査)	
民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第65号）	(16. 3. 2)		10. 12			(審査未了)			

民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第77号）	(16. 3. 3)		10.12	(6. 1) (6.11) 11. 2	11. 2 可決(全) (賛-自民・民主・公明) (附)	11. 4 可決	法務 11. 25 可決 (附)	11. 26 可決	16.12. 3 法52号
			(6. 1)						
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	16.10.12		10.19		10.22 可決(全) (賛-自民・民主・公明)	10.22 可決	法務 10.26 可決	10.27 可決	16.10.29 法38号
			10.22						
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案（内閣提出第6号）	16.10.12	11. 2	11. 2	11. 2 11. 5 11. 9	11. 9 可決(全) (賛-自民・民主・公明) (附)	11. 9 可決	法務 11.18 可決 (附)	11.19 可決	16.12. 1 法51号
			11. 2						
裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	16.10.12		11.12	11.24 11.26	11.26 修正(全) (賛-自民・民主・公明) (附)	11.30 修正	法務 12. 1 可決 (附)	12. 3 可決	16.12.10 法63号
			11.24						
刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	16.10.12	11. 2	11. 2	11. 9 11.10 11.12 11.16	11.16 可決(全) (賛-自民・民主・公明) (附)	11.18 可決	法務 11.30 可決 (附)	12. 1 可決	16.12. 8 法56号
			11. 9						
民法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）（参議院送付）	参 16.10.12		11.12	11.17 11.19	11.19 可決(全) (賛-自民・民主・公明) (附)	11.25 可決	法務 11. 9 可決 (附)	11.10 可決	16.12. 1 法47号
			11.16						
債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）（参議院送付）	参 16.10.12		11.12	11.17 11.19	11.19 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主) (附)	11.25 可決	法務 11. 9 可決 (附)	11.10 可決	16.12. 1 法48号
			11.16						

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号	
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議		
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議 決 日 結 果		議 決 日 結 果
			提 案 理 由						
民法の一部を改正する法律案 （枝野幸男君外6名提出、第159 回国会衆法第40号）	(16. 5.14)	10.12			(12. 3) (閉会中 審査)				
軽犯罪法の一部を改正する法律案 （長妻昭君外5名提出、衆 法第19号）	16.11.25	12. 2			(12. 3) (閉会中 審査)				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 犯罪被害者救済に対する保護司活用の考えの有無
- ・ 法務大臣が人権問題に積極的に取り組むに至った理由
- ・ 自由貿易協定（F T A）交渉でのフィリピン人看護師の受入問題に対する法務大臣の見解
- ・ 法務大臣に対する日本看護連盟からの政治献金の在り方
- ・ 革手錠実演から見た名古屋刑務所3事案の真相解明の必要性
- ・ 危険運転致死傷罪創設の具体的効果
- ・ 重国籍を容認する必要性
- ・ 非嫡出子差別を解消する必要性
- ・ 人身売買被害者を民間施設で保護する必要性

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成16. 11. 5	明治大学法科大学院教授	青山 善充君	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案（内閣提出）
	日本弁護士連合会副会長	松尾 良風君	
	埼玉大学経済学部非常勤講師	原 早苗君	
平成16. 11. 10	東京都立大学法学部長	前田 雅英君	刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	日本弁護士連合会副会長	大塚 明君	
	朝日新聞編集委員	藤森 研君	
	独立行政法人国立印刷局情報製品事業部長	岡田 茂君	裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件
平成16. 11. 19	早稲田大学大学院法務研究科教授	山野目 章夫君	民法の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付） 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付）
	日本弁護士連合会司法制度調査会副委員長	奈良 ルネ君	
	商工組合中央金庫組織金融部担当部長兼法務室長	中村 廉平君	

4 外務委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	米澤	隆君	民主				
理事	岩永	峯一君	自民	理事	谷本	龍哉君	自民
理事	中谷	元君	自民	理事	渡辺	博道君	自民
理事	末松	義規君	民主	理事	武正	公一君	民主
理事	増子	輝彦君	民主	理事	丸谷	佳織君	公明
	遠藤	武彦君	自民		小野寺	五典君	自民
	河井	克行君	自民		木村	勉君	自民
	高村	正彦君	自民		鈴木	淳司君	自民
	田中	和徳君	自民		土屋	品子君	自民
	西銘	恒三郎君	自民		松宮	勲君	自民
	宮下	一郎君	自民		阿久津	幸彦君	民主
	加藤	尚彦君	民主		今野	東君	民主
	田中	眞紀子君	民主		中野	譲君	民主
	前原	誠司君	民主		松原	仁君	民主
	漆原	良夫君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	東門	美津子君	社民				

(2) 議案審査等

付託された議案は、条約18件及び内閣提出法律案2件、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第1号）

○ 要旨

所得に対する国際的な二重課税を回避し及び脱税を防止することを目的としつつ、日米両国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るために、投資所得に対する源泉地国における税率の上限を全体的に引き下げるとともに、一定の親子関係にある会社間の配当、一定の金融機関が受け取る利子及び使用料を免税とする措置、また、条約の特典の濫用を防止するための措置等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本条約締結により減免された税率が日米の経済バランスに及ぼす影響
- ・ 本条約における知的財産権使用料源泉地国免税という規定を今後他の国との租税条約締結においても導入する考えの有無

- ・ 本条約の米国上院における審議状況及び承認見通し

○ 審査結果

承認

② 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）

○ 要旨

我が国とベトナムとの間の投資の増大及び経済関係の更なる緊密化に資するよう、投資家及び投資財産に対する内国民待遇及び最恵国待遇の供与、輸出要求や現地調達要求などの特定措置の履行要求の禁止等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本協定締結により日本とベトナムが得られるメリット
- ・ 本協定がベトナムの雇用状況改善に及ぼす影響
- ・ ベトナム以外の諸国との投資協定交渉の進捗状況

○ 審査結果

承認

③ 刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第3号）

○ 要旨

一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施すること、そのための枠組として中央当局を設置し、相互の連絡を直接行うこと等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 共助に双罰性が必要とされないことの問題点
- ・ 日本側の中央当局が法務大臣及び国家公安委員長とされている理由
- ・ 米国から司法取引を求められた場合の対応及び我が国が司法取引を受け入れることの是非
- ・ 我が国が他の国々及び欧州連合等の地域的国際機関と刑事共助条約を締結する考えの有無

○ 審査結果

承認

④ サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号）

○ 要旨

不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの製造、コンピュータを使った児童ポルノの頒布等の犯罪化、コンピュータを利用した犯罪に関する刑事手続、犯罪人引渡し等の国際協力等について締約国がとるべき措置を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本条約第21条にある通信内容の傍受と通信傍受法との関係
- ・ 国家による情報収集活動と本条約との関係
- ・ 蔵置されたコンピュータ・データの搜索及び押収の対象範囲

○ 審査結果

承認

⑤ 無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）

○ 要旨

ユネスコに無形文化遺産の保護のための政府間委員会を設置すること、同委員会は、関係する締約国の提案に基づき、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表を作成し、それを常時更新して公表すること、「無形文化遺産の保護のための基金」を設立し、同基金の資金は、締約国の分担金及び任意拠出金、締約国以外の国、機関及び個人からの拠出金等から成ること等を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本条約が有形の文化遺産保護条約より成立が大幅に遅れた理由
- ・ 本条約を発効させるため我が国が率先してアジア諸国等に働きかける考えの有無
- ・ 我が国が率先して無形文化遺産保護のための役割を担う必要性

○ 審査結果

承認

⑥ 国際原子力機関憲章第14条の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第6号）

○ 要旨

国際原子力機関のより効果的かつ効率的な事業の運営等のため、同機関の現行の年次予算見積りを2年ごとに改めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）の現状及び軽水炉建設再開の見通し
- ・ 国際原子力機関の査察官、日本担当査察官及び日本に駐在する査察官の各々の数
- ・ 増大する国際原子力機関予算のための財源確保策

○ 審査結果

承認

⑦ 全権委員会議（1994年京都及び1998年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（2002年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（1994年京都及び1998年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（1992年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（2002年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（条約第7号）

○ 要旨

国際電気通信連合の活動の効率化を高め機動的な運営を確保するため、理事会が、同連合の最高意思決定機関である全権委員会議の採択した戦略計画を検討し、最新のものとすることができるようにするなど所要の改正を行うもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 国際電気通信連合憲章及び条約改正の背景及び経緯
- ・ 我が国がユーザーサイドに立った電子政府を推進する必要性

○ **審査結果**

承認

⑧ **地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第8号）（参議院送付）**

○ **要旨**

地中海等における海洋生物資源の開発・適正利用の促進を任務とする地中海漁業一般委員会に自主的な予算を新たに導入すること等により、一般委員会の機能を強化するもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 本協定改正受諾の意義及び地中海における我が国漁業の現状
- ・ 中西部太平洋地域を対象としたマグロ漁業の管理枠組構築への関与及びマグロ類以外の魚類資源管理への取組
- ・ EUにおける蓄養の拡大がマグロ資源保全を妨げているとの世界自然保護基金(WWF)の批判に対する政府の見解及びマグロ資源保存のために我が国が行っている施策

○ **審査結果**

承認

⑨ **航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第9号）（参議院送付）**

○ **要旨**

我が国とウズベキスタン間の定期航空業務の開設及び運営に係る法的枠組を設定し、これまで国内的な行政許可にのみ基づいていた両国間の航空関係を、協定に基づく安定した関係とするもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 日・ウズベキスタン航空協定締結の効果
- ・ これまでの航空協定にない「航空の安全のための措置（第14条）」が本協定に盛り込まれた理由
- ・ ウズベキスタンを初めとする旧ソ連諸国との航空協定締結に当たってモンテリオール条約への加盟を働き掛ける必要性

○ **審査結果**

承認

⑩ 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件（条約第13号）

○ 要旨

性的搾取等から児童を保護するため、児童の売買、児童買春及び児童ポルノの製造等の行為を犯罪化し、また、これらの行為の防止のために国際協力を促進すること等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 「児童の権利条約批准10周年記念シンポジウム」の趣旨及び概要
- ・ 児童売買等の行為に対する罰則強化の必要性
- ・ 児童ポルノの定義の具体的適用例

○ 審査結果

承認

⑪ 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件（条約第14号）

○ 要旨

武力紛争から児童を保護するため、18歳未満の児童を敵対行為に直接参加させないこと、自国の軍隊に志願して採用される者の最低年齢を引き上げること等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 少年兵の禁止を実効あらしめるための我が国の取組
- ・ 被害者となった児童へのケアの必要性
- ・ 同盟国である米国のクラスター爆弾及び劣化ウラン弾使用により児童が犠牲となっていることに対する外務大臣の認識

○ 審査結果

承認

⑫ 東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件（条約第15号）

○ 要旨

東南アジアにおける平和、友好及び協力の促進を目的とし、経済、社会等の各分野における一般的な協力の原則について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 我が国の東南アジア外交の基本方針と同条約の位置づけ
- ・ 同条約の締結が中国及びインドに遅れたことの原因とそれに対する政府の認識
- ・ 同条約とアセアン非核地帯条約との関係

○ 審査結果

承認

⑬ 欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第16号）

○ 要旨

民主化及び市場経済への移行を進めるモンゴルを、欧州復興開発銀行の新たな支援対象国とするよう改めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 欧州復興開発銀行が自然環境に配慮した支援活動を行う必要性
- ・ モンゴルの社会問題解決のための我が国の協力支援状況

○ 審査結果

承認

⑭ たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件（条約第17号）

○ 要旨

たばこに関する広告、包装上の表示等の規制及びたばこの規制に関する国際協力について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 自動販売機規制が条約交渉時より緩和されたことの経緯
- ・ 本条約締結を踏まえて我が国がとる国内措置

○ 審査結果

承認

⑮ 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第18号）（参議院送付）

○ 要旨

年金制度及び医療保険制度への強制加入に関し、両国の関係法の二重適用問題を解消するため、原則として就労が行われる国の法令のみを適用することとし、一時的に相手国に派遣される被用者等の場合には、原則として5年までは自国の法令のみを適用し、また、年金受給権の確立を図るため、保険期間を両国で通算するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 現在我が国が社会保障協定を締結している国及びそれら協定の運用上の問題点の有無
- ・ 協定締結により軽減される保険料負担の額
- ・ 協定の内容について国民に周知する必要性

○ 審査結果

承認

⑯ 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第19号）（参議院送付）

○ 要旨

年金制度への強制加入に関し、両国の関係法の二重適用問題を解消するため、原則として就労が行われる国の法令のみを適用することとし、一時的に相手国に派遣される被用者等の場合には、原則として5年までは自国の法令のみを適用するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 年金加入期間の通算が盛り込まれていない理由
- ・ アジア諸国、特に中国と社会保障協定を締結する必要性

○ 審査結果

承認

⑰ 1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の2003年の議定書の締結について承認を求めるの件（条約第20号）（参議院送付）

○ 要旨

大規模な油汚染事故にも対応し得るよう、「1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金」による補償が十分でない場合に補償を行う追加的な国際基金を設立するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 未加入国船舶による汚染事故が発生した場合の未加入国への求償可能性
- ・ 米国が設けている独自の油汚染損害補償制度の概要及び米国が油汚染損害補償国際基金に加入しない理由
- ・ 油汚染損害補償制度を国際的に一元化するために我が国が努力する必要性

○ 審査結果

承認

⑱ 1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約を改正する1997年の議定書の締結について承認を求めるの件（条約第21号）（参議院送付）

○ 要旨

船舶による大気汚染を防止するため、オゾン破壊物質を含む設備等の船舶への新たな設置を禁止する等の規制を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 継続的に汚染防止を行っていくために技術革新等に伴う見直しを逐次行っていく必要性
- ・ 船舶を発生源とする大気汚染の実態及び本議定書発効による大気汚染防止効果
- ・ 本議定書の規制の実施による負担の増大及び国内的影響

○ 審査結果

承認

⑲ 外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）

○ 要旨

能動的、戦略的な外交を展開するために外務省の機構を整備するものであり、その具体的内容としては、儀典長を廃止するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 儀典長の法律職から政令職への変更の目的及び外交に及ぼす影響
- ・ 法律職の儀典長廃止に関する省内の議論

○ 審査結果

可決

⑳ 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）

○ 要旨

在カザフスタン日本国大使館の位置の地名を「アルマティ」から「アスタナ」に改め、在重慶日本国総領事館及び在カルガリー日本国総領事館の新設並びに在カンザシシティ、在エドモントン及び在パリ日本国総領事館の廃止を行うとともに、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の加算の改定及び在外公館に勤務する外務公務員に対し支給される在勤手当の支給額の見直し等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 在勤基本手当改定手続の透明性を確保する必要性
- ・ 成都ではなく重慶に総領事館を設置する理由
- ・ 在外職員の子教育手当の加算限度額を引き上げる必要性
- ・ 在勤基本手当改定に際しての公館からの調査報告の役割

○ 審査結果

可決（附帯決議）

㉑ 旅券法の一部を改正する法律案（外務委員長提出、衆法第42号）

○ 要旨

市町村等においても旅券事務を行えるようにするため、事務の委託等に関する地方自治法の規定の適用除外を定める旅券法第21条の4の規定を削除しようとするもの

○ 結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

条 約

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件 (条約第1号)	16. 2.27		2.27	3. 2	3.10 承認(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (反-共産)	3.11 承認	外交防衛 3.18 承認	3.19 承認	16. 3.30 条2号
			3. 2						
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 (条約第2号)	16. 2.27		4. 5	4.23	4.27 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	5. 7 承認	外交防衛 5.25 承認	5.26 承認	16.11.25 条15号
			4.21						
刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結について承認を求めるの件 (条約第3号)	16. 2.27		3.25	3.31	4.21 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	4.22 承認	外交防衛 5.18 承認	5.19 承認	
			3.26						
サイバー犯罪に関する条約の締結について承認を求めるの件 (条約第4号)	16. 2.27		3.15	3.18	3.26 承認(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産・社民)	3.30 承認	外交防衛 4.20 承認	4.21 承認	
			3.16						
無形文化遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件 (条約第5号)	16. 2.27		3.25	3.31	4.21 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	4.22 承認	外交防衛 5.18 承認	5.19 承認	
			3.26						
国際原子力機関憲章第14条の改正の受諾について承認を求めるの件 (条約第6号)	16. 2.27		4. 5	5.12	5.12 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	5.14 承認	外交防衛 6. 1 承認	6. 2 承認	
			4.27						
全権委員会議 (1994年京都及び1998年ミネアポリス) において改正された国際電気通信連合憲章 (1992年ジュネーブ) を改正する文書 (全権委員会議 (2002年マラケシュ) において採択された改正) 及び全権委員会議 (1994年京都及び1998年ミネアポリス) において改正された国際電気通信連合条約 (1992年ジュネーブ) を改正する文書 (全権委員会議 (2002年マラケシュ) において採択された改正) の締結について承認を求めるの件 (条約第7号)	16. 2.27		4. 5	5.12	5.12 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	5.14 承認	外交防衛 6. 1 承認	6. 2 承認	16. 7. 2 条5号 条6号
			4.27						

地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(条約第8号)(参議院送付)	参 16. 2. 27		5. 26	6. 9	6. 9 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	6. 10 承認	外交防衛 5. 11 承認	5. 12 承認	16. 7. 30 条9号
			6. 2						
航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第9号)(参議院送付)	参 16. 2. 27		5. 11	5. 26	5. 26 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	5. 27 承認	外交防衛 4. 6 承認	4. 7 承認	16. 8. 26 条11号
			5. 12						
児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件(条約第13号)	16. 3. 9		3. 15	3. 18	3. 26 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	3. 30 承認	外交防衛 4. 20 承認	4. 21 承認	
			3. 16						
武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結について承認を求めるの件(条約第14号)	16. 3. 9		3. 15	3. 18	3. 26 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	3. 30 承認	外交防衛 4. 20 承認	4. 21 承認	16. 8. 4 条10号
			3. 16						
東南アジアにおける友好協力条約の締結について承認を求めるの件(条約第15号)	16. 3. 9		4. 5	4. 23	4. 27 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	5. 7 承認	外交防衛 5. 25 承認	5. 26 承認	16. 7. 2 条7号
			4. 21						
欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(条約第16号)	16. 3. 9		4. 5	4. 23	4. 27 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	5. 7 承認	外交防衛 5. 25 承認	5. 26 承認	
			4. 21						
たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の締結について承認を求めるの件(条約第17号)	16. 3. 9		3. 25	3. 31	4. 21 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	4. 22 承認	外交防衛 5. 18 承認	5. 19 承認	
			3. 26						
社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第18号)(参議院送付)	参 16. 3. 9		5. 24	6. 2	6. 2 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	6. 3 承認	外交防衛 4. 15 承認	4. 16 承認	
			5. 26						
社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第19号)(参議院送付)	参 16. 3. 9		5. 24	6. 2	6. 2 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	6. 3 承認	外交防衛 4. 15 承認	4. 16 承認	
			5. 26						
1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の2003年の議定書の締結について承認を求めるの件(条約第20号)(参議院送付)	参 16. 3. 9		5. 26	6. 9	6. 9 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	6. 10 承認	外交防衛 5. 11 承認	5. 12 承認	
			6. 2						
1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約を改正する1997年の議定書の締結について承認を求めるの件(条約第21号)(参議院送付)	参 16. 3. 9		5. 26	6. 9	6. 9 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	6. 10 承認	外交防衛 5. 11 承認	5. 12 承認	
			6. 2						

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	16. 2. 6		3. 9				3. 16		3. 16 可決（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民）
		3. 11							
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）	16. 2. 6		3. 9	3. 16	3. 16 可決（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民） （附）	3. 18 可決	外交防衛 3. 30 可決 （附）	3. 31 可決	16. 3. 31 法6号
		3. 11							

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
旅券法の一部を改正する法律案（外務委員長提出、衆法第42号）	16. 5. 26								5. 26 成案・提出決定（全） （賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民）

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ イラク情勢全般
- ・ イラクにおける日本人外交官殺害事件
- ・ イラクにおける邦人保護問題
- ・ イラク人道復興支援特別措置法及び自衛隊多国籍軍参加
- ・ 中東和平問題
- ・ 北朝鮮による日本人拉致問題
- ・ 北朝鮮における核問題
- ・ 在日米軍基地問題
- ・ 竹島、尖閣諸島等領土問題

- ・ ドミニカ移民問題
- ・ 日米地位協定の見直し問題

(4) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

旅券法の一部を改正する法律の施行に関する件（平成16. 5. 26）

政府は、旅券の不正取得等の旅券犯罪の防止が喫緊の課題となっていることにかんがみ、旅券事務の市町村等への事務の委託等に係る旅券法の一部を改正する法律の施行に当たっては、次の事項について十分に配慮すべきである。

生体情報の旅券への搭載を含め高度の偽変造対策を施した新型旅券の開発、必要な法整備等旅券の不正取得等の旅券犯罪を防止するために必要な措置について十分な検討を加え、その結果を踏まえること。

右決議する。

(5) 小委員会

小委員会	設置年月日	構成	開会年月日	審査・調査案件
北朝鮮による拉致及び核開発問題等に関する小委員会	平成16. 2. 13	小委員14人	平成16. 2. 18	北朝鮮による拉致及び核開発問題等に関する件
			平成16. 2. 24	
			平成16. 3. 2	
			平成16. 6. 1	

(6) 参考人

（北朝鮮による拉致及び核開発問題等に関する小委員会）

期日	職業	氏名	審査・調査案件
平成16. 2. 24		横田 滋君	北朝鮮による拉致及び核開発問題等に関する件
		横田 早紀江君	
		蓮池 透君	
平成16. 3. 2		金 柄淘君	
		李 在根君	
		陣 正八君	
平成16. 6. 1	慶應義塾大学法学部教授	小此木 政夫君	
	特定失踪者問題調査会代表 拓殖大学助教授	荒木 和博君	

【第160回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	米澤	隆君	民主				
理事	岩永	峯一君	自民	理事	谷本	龍哉君	自民
理事	中谷	元君	自民	理事	渡辺	博道君	自民
理事	末松	義規君	民主	理事	武正	公一君	民主
理事	増子	輝彦君	民主	理事	丸谷	佳織君	公明
	遠藤	武彦君	自民		小野寺	五典君	自民
	河井	克行君	自民		木村	勉君	自民
	高村	正彦君	自民		鈴木	淳司君	自民
	田中	和徳君	自民		土屋	品子君	自民
	西銘	恒三郎君	自民		松宮	勲君	自民
	宮下	一郎君	自民		阿久津	幸彦君	民主
	加藤	尚彦君	民主		今野	東君	民主
	田中	眞紀子君	民主		中野	譲君	民主
	前原	誠司君	民主		松原	仁君	民主
	漆原	良夫君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	東門	美津子君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 北朝鮮による日本人拉致問題
- ・ 我が国の国連安保理常任理事国入り問題
- ・ トランスフォーメーション（米軍海外駐留基地の再配備）に伴う影響
- ・ 在日米軍基地問題
- ・ 東シナ海における中国による海洋資源開発問題
- ・ 尖閣諸島領有権問題

(4) 小委員会

小委員会	設置年月日	構成	開会年月日	審査・調査案件
北朝鮮による拉致及び核開発問題等に関する小委員会	平成16. 8. 7	小委員14人	(開会するに至らず)	北朝鮮による拉致及び核開発問題等に関する件

(5) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成16. 10. 4 ～10. 6	沖縄県	在沖縄米軍基地及び自衛隊基地視察並びに国境周辺海域における海上保安業務の実情調査	13人



桜と国会議事堂

【第161回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	赤松	広隆君	民主				
理事	谷本	龍哉君	自民	理事	中谷	元君	自民
理事	原田	義昭君	自民	理事	渡辺	博道君	自民
理事	大谷	信盛君	民主	理事	首藤	信彦君	民主
理事	増子	輝彦君	民主	理事	丸谷	佳織君	公明
	宇野	治君	自民		植竹	繁雄君	自民
	小野寺	五典君	自民		河井	克行君	自民
	高村	正彦君	自民		鈴木	淳司君	自民
	土屋	品子君	自民		西銘	恒三郎君	自民
	平沢	勝栄君	自民		三ッ矢	憲生君	自民
	宮下	一郎君	自民		今野	東君	民主
	田中	眞紀子君	民主		武正	公一君	民主
	鳩山	由紀夫君	民主		藤村	修君	民主
	古本	伸一郎君	民主		松原	仁君	民主
	赤羽	一嘉君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	東門	美津子君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案は、条約1件で、審査の概況は、次のとおりである。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）

○ 要旨

我が国とメキシコとの間において、貿易の自由化及び円滑化、投資機会の増大、ビジネス環境整備、人材育成及び中小企業支援等の分野における協力を含む幅広い分野での経済連携を強化するための法的枠組を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 日メキシコ経済連携協定（EPA）が我が国に与えるメリットとデメリット
- ・ 米国が各国と自由貿易協定（FTA）により経済関係を強化していく中で、我が国がFTA/EPA重視へようやく転換したことに対する政府の反省の認識の有無
- ・ 我が国とアジア諸国とのFTA/EPA交渉の進捗状況

○ 審査結果

承認

《議案審査一覧》

条 約

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由				議決日 結 果		
経済上の連携の強化に関する 日本国とメキシコ合衆国との 間の協定の締結について承認 を求めるの件 (条約第1号)	16.10.12	10.29	11. 2	11. 2 承認(多) (賛・自民・民主・ 公明・社民) (反・共産)	11. 2 承認	外交防衛 11. 9 承認	11.10 承認		
		11. 1							

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ イラク情勢全般
- ・ イラクにおける日本人人質殺害事件
- ・ イラク人道復興支援特別措置法及び自衛隊の復興支援活動
- ・ 北朝鮮による日本人拉致問題
- ・ 北朝鮮における核問題
- ・ 米軍再編問題及び在日米軍基地問題
- ・ 東シナ海における中国による海洋資源開発問題
- ・ 北方領土問題

5 財務金融委員会

【第158回国会閉会中】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	田野瀬良太郎君	自民			
理事	鈴木 俊一君	自民	理事	萩山 教嚴君	自民
理事	村井 仁君	自民	理事	山本 明彦君	自民
理事	永田 寿康君	民主	理事	平岡 秀夫君	民主
理事	松本 剛明君	民主	理事	上田 勇君	公明
	江崎 洋一郎君	自民		江藤 拓君	自民
	熊代 昭彦君	自民		小泉 龍司君	自民
	河野 太郎君	自民		七条 明君	自民
	田中 英夫君	自民		谷川 弥一君	自民
	中村 正三郎君	自民		西田 猛君	自民
	林田 彪君	自民		原田 令嗣君	自民
	宮下 一郎君	自民		山口 泰明君	自民
	渡辺 喜美君	自民		五十嵐 文彦君	民主
	井上 和雄君	民主		生方 幸夫君	民主
	小泉 俊明君	民主		佐藤 観樹君	民主
	鈴木 克昌君	民主		鈴木 康友君	民主
	仙谷 由人君	民主		達増 拓也君	民主
	中津川 博郷君	民主		中塚 一宏君	民主
	計屋 圭宏君	民主		吉田 泉君	民主
	漆原 良夫君	公明		谷口 隆義君	公明
	佐々木 憲昭君	共産			

(2) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

（閉会中審査）

- ・ 足利銀行に対する第3号措置の認定及び特別危機管理開始決定に至るまでの同行の経営状況
- ・ 監査法人から見た足利銀行の財務状況
- ・ 足利銀行（あしぎんフィナンシャルグループ）の株主に対する経営者としての責任
- ・ 平成15年9月中間期に監査法人が繰延税金資産を全額否認するに至った経緯
- ・ 平成15年3月期決算に対する監査法人の監査結果が金融庁の検査結果と異なった理

由

- ・ 平成15年3月期決算における監査法人の資産査定の問題性
- ・ 今回の金融庁検査に対する参考人の所感
- ・ 過去に公的資金の注入を受けた足利銀行に対する金融庁の経営関与の有無
- ・ 監査法人に対する訴訟についての検討状況
- ・ 平成15年3月期で債務超過との金融庁検査結果を監査法人が知った時期

(3) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
(閉会中) 平成16. 1. 14	株式会社足利銀行元取 締役頭取	日向野 善明君	金融に関する件
	中央青山監査法人理事 長	上野 紘志君	

【第159回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	田野瀬良太郎君	自民			
理事	西野 あきら君	自民	理事	萩山 教嚴君	自民
理事	村井 仁君	自民	理事	山本 明彦君	自民
理事	島 聡君	民主	理事	中塚 一宏君	民主
理事	長妻 昭君	民主	理事	上田 勇君	公明
	江崎 洋一郎君	自民		久間 章生君	自民
	熊代 昭彦君	自民		小泉 龍司君	自民
	河野 太郎君	自民		七条 明君	自民
	田中 英夫君	自民		谷川 弥一君	自民
	中村 正三郎君	自民		西田 猛君	自民
	林田 彪君	自民		原田 令嗣君	自民
	増原 義剛君	自民		宮下 一郎君	自民
	森山 裕君	自民		渡辺 喜美君	自民
	五十嵐 文彦君	民主		小泉 俊明君	民主
	鈴木 克昌君	民主		武正 公一君	民主
	津川 祥吾君	民主		津村 啓介君	民主
	野田 佳彦君	民主		古川 元久君	民主
	馬淵 澄夫君	民主		松原 仁君	民主
	村越 祐民君	民主		吉田 泉君	民主
	谷口 隆義君	公明		長沢 広明君	公明
	佐々木 憲昭君	共産			

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案11件及び議員提出法律案6件、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 平成14年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出第1号)

○ 要旨

平成15年度一般会計補正予算（第1号）の編成に当たり、国債の発行を極力抑制するため、各年度の歳入歳出の決算上の剰余金の2分の1を下らない金額を翌年度までに公債又は借入金の償還財源に充てなければならないとする財政法第6条第1項の規定は、平成14年度の剰余金（3,874億円）については適用しないとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 財政法第6条の趣旨
- ・ 特例措置が常態化しているとの懸念

- ・ 補正予算に計上されているイラク関連経費の査定の在り方、今後の予算規模

○ 審査結果

可決

② 農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成15年度の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案（内閣提出第2号）

○ 要旨

平成15年度において低温等による水稻、大豆等の被害が異常に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる平成15年度の再保険金の支払財源の不足に充てるため、同勘定における積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができることとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 共済金の早期支払の必要性

○ 審査結果

可決

③ 平成16年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出第3号）

○ 要旨

平成16年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、特例公債の発行に関する措置を定めるとともに、同年度において、全額国庫負担となっている国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国の負担を抑制するため、その一部に保険料を充てることのできるよう、国民年金法、国民年金特別会計法、厚生保険特別会計法及び国家公務員共済組合法の特例措置を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ プライマリー・バランスの黒字化に向けた政府の取組姿勢
- ・ 増大する国債発行残高のもとでの国債管理政策の在り方
- ・ 年金事務費への保険料充当の在り方

○ 審査結果

可決

④ 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）

○ 要旨

①住宅ローン減税の見直し・延長、②土地、建物等の長期譲渡所得の税率の引下げ、③非上場株式譲渡益に対する税率の引下げ、④公募株式投資信託譲渡益に対する税率の引下げ、⑤企業の欠損金の繰越期間の延長、⑥土地、建物の譲渡所得と他の所得との損益通算の廃止、⑦公的年金等控除の縮小及び老年者控除の廃止（平成17年分以後）等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 平成16年度税制改革における経済活性化・デフレ克服のための措置内容
- ・ 消費税の総額表示方式の導入理由及び取引上の優越的地位の濫用の実態
- ・ 土地等の譲渡所得に係る損益通算廃止の問題性
- ・ 年金税制における公的年金等控除見直しの考え方

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑤ 関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）

○ 要旨

最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、暫定税率等の適用期限の延長及び個別品目の関税率の改正、知的財産権侵害物品の認定手続における輸入者名等の通報制度の導入、外国貿易船等が開港等に入港する際の旅客氏名表等の提出の義務化等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 税関職員の専門性向上のための教育システムの整備
- ・ 世界貿易機関（WTO）新ラウンド交渉、自由貿易協定（FTA）交渉等により関税暫定措置法等が受ける影響
- ・ 知的財産権侵害物品に関して再発防止のために輸入業者等に対して取り得る措置

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑥ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律案（内閣提出第18号）

○ 要旨

金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別措置として、平成20年3月末までの間、金融機関等が預金保険機構に対し自己資本の充実を図るために株式等の引受け等に係る申込みをすることができることとし、その申込みに際しては、経営強化計画を主務大臣に提出し、主務大臣は、所要の要件を満たす場合に限り、株式等の引受け等を行うべき旨の決定をすること等の所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ これまでの公的資本増強制度の変遷における本法律案の政策的位置づけ
- ・ 金融再生プログラムとの整合性及び預金保険法との関係
- ・ 政府保証枠の積算根拠、妥当性及び主要行への適用を想定していない理由
- ・ 中小企業向け貸出の数値目標を設定しない理由
- ・ 地域経済活性化策としての公的資本増強の実効性
- ・ 公的資本増強に伴う経営責任追及の在り方
- ・ 本案に基づく資本増強により損失が生じた場合の国民負担の可能性
- ・ 今後の政府保証枠拡大の可能性と更なる国民負担増大の懸念
- ・ 公的資金の具体的投入方法及び種類の決め方
- ・ 組織再編成特別措置法に基づく資本増強を廃止する理由とその妥当性

- 委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
可決

⑦ 預金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）

- 要旨
金融危機への円滑な対応を確保するため、金融機関への直接の資本増強のみが可能とされている預金保険法第102条第1号措置について、当該措置の必要性の認定を受けた金融機関を子会社とする銀行持株会社等に対する資本増強を可能とすること等の所要の措置を講ずるもの
- 委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
可決

⑧ 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）

- 要旨
共済年金の給付水準については、厚生年金に準拠して定める方式を維持し、その給付水準の調整は厚生年金と同一の比率で行うほか、基礎年金拠出金に対する国等の負担割合の見直し、在職中の退職共済年金等についての一律2割の支給停止措置の廃止等、厚生年金と同様の措置を講ずるとともに、国家公務員共済年金制度と地方公務員共済年金制度の財政単位の一元化を図るため、両制度間で財政調整を行うもの
- 主な質疑内容
 - ・ 国と地方の共済年金制度の財政単位の一元化と公的年金制度の一元化との関係
 - ・ 国共済年金と国民・厚生年金における積立金の運用基本方針の在り方
 - ・ 職域加算制度の創設経緯、同制度維持の是非
- 審査結果
可決

⑨ 証券取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第83号）

- 要旨
内外の経済・金融情勢の変化に対応し、市場機能を中核とする金融システムを改善・強化する必要性にかんがみ、証券取引における課徴金制度の導入、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大及び銀行等による証券仲介業務の解禁等の所要の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 銀行の証券仲介業解禁の意義と解禁に伴う弊害防止措置の実効性
 - ・ 証券取引等監視委員会の監視体制強化の必要性

- ・ 課徴金の水準の妥当性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑩ 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第84号）

○ 要旨

内外の金融情勢の変化に即応し、株式等の取引に係る決済の合理化を図るため、株式を振替制度の対象に加えるなど、より安全で、効率性の高い金融資本市場の基盤である証券決済制度を構築していこうとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ IT化のための設備投資の金額
- ・ 中小証券会社に過大な設備投資を強いるおそれ
- ・ 過大記載による一株・一单元株の株主の権利への影響

○ 審査結果

可決

⑪ 信託業法案（内閣提出第85号）

○ 要旨

信託の活用に対するニーズへ柔軟に対応するため、信託の利用者の保護を図りつつ、受託可能財産の範囲や信託サービスの担い手の拡大等を行おうとするもの

○ 審査結果

継続審査

⑫ 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（水野賢一君外7名提出、衆法第1号）

○ 要旨

近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議決定に基づき対外取引（海外送金等）に関する規制の発動を可能とすることができるようにするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 議員提出法律案とするに至った経緯
- ・ 国会承認規定が盛り込まれた意義
- ・ 第三国経由送金に対する本案の実効性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑬ 平成15年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（財務金融委員長提出、衆法第2号）

○ 要旨

米の生産調整の実施に伴い、平成15年度に政府等から農業者等に交付される助成補助金等に係る所得税及び法人税について、軽減措置を講ずるもの

○ 内閣の意見の聴取

○ 結果

成案・提出決定

⑭ 中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けの適正な運営の確保に関する法律案（中山義活君外5名提出、衆法第4号）

○ 要旨

中小企業者に対する金融の円滑化を図る観点から、中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けの適正な運営を確保するため、中小企業者に対する資金の貸付けに関する銀行等の説明義務及び書面の交付義務並びに貸付方針の策定義務を定めること等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 銀行による中小企業金融円滑化のための方策の必要性
- ・ 中小企業を巡る金融の現状及び本法律案のメリット
- ・ 無担保・無保証融資に対する銀行の反応

○ 審査結果

審査未了

⑮ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案（五十嵐文彦君外2名提出、衆法第5号）

○ 要旨

最近の社会経済情勢にかんがみ、我が国の金融機能の早期健全化及び破綻金融機関の的確な処理を図るため、金融機関等の資本増強に関する緊急措置に係る期限を延長し、金融再生委員会による資本増強の承認の要件を明確化する等の所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 緊急一斉検査の実現可能性と中小企業金融への影響
- ・ 金融機関の不良債権の引当率を法定することの危険性
- ・ 資本増強承認要件を限定的にした理由

○ 委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

否決

⑯ 金融再生委員会設置法案（五十嵐文彦君外2名提出、衆法第6号）

○ 要旨

内閣府設置法に基づき、内閣府の外局として金融再生委員会を新たに設置するとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 金融再生委員会再設置の必要性

○ 委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○ 参考人からの意見の聴取

○ 内閣の意見の聴取

○ 審査結果

否決

⑰ 特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案（石毛鏝子君外6名提出、衆法第53号）

○ 要旨

特定非営利活動を促進するため、所得税の寄附金控除に係る特定寄附金の対象の拡大、法人税の寄附金の損金算入に係る一般寄附金以外の寄附金枠の対象の拡大並びに認定特定非営利活動法人に係る損金算入限度額の特例の創設、税率の軽減及び課税の特例の創設等所要の措置を講ずるもの

○ 審査結果

審査未了

⑱ 証券取引委員会設置法案（五十嵐文彦君外2名提出、衆法第57号）

○ 要旨

内閣府設置法に基づき、内閣府の外局として証券取引委員会を新たに設置するとともに必要な組織を定めるもの

○ 審査結果

審査未了

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議		
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	議決日 結 果	
平成14年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（内閣提出第1号）	16. 1.19	1.26	1.30			1.30 可決(全) (賛-自民・公明) (欠-民主・共産)	1.31 可決	財政金融 2. 9 可決	2. 9 可決
		1.28							

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成15年度の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案(内閣提出第2号)	16. 1. 19		1. 26	1. 30	1. 30 可決(全) (賛-自民・公明) (欠-民主・共産)	1. 31 可決	財政金融 2. 9 可決	2. 9 可決	16. 2. 16 法4号
			1. 28						
平成16年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出第3号)	16. 1. 19	2. 17	2. 17	2. 26 2. 27	3. 5 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産)	3. 5 可決	財政金融 3. 26 可決	3. 26 可決	16. 3. 31 法22号
			2. 25						
所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第5号)	16. 2. 3	2. 17	2. 17	2. 26 2. 27	3. 5 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産) (附)	3. 5 可決	財政金融 3. 26 可決 (附)	3. 26 可決	16. 3. 31 法14号
			2. 25						
関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第6号)	16. 2. 3		3. 9	3. 16	3. 16 可決(多) (賛-自民・民主・公明) (反-共産) (附)	3. 18 可決	財政金融 3. 30 可決 (附)	3. 31 可決	16. 3. 31 法15号
			3. 12						
金融機能の強化のための特別措置に関する法律案(内閣提出第18号)	16. 2. 6	3. 11	3. 11	4. 9 4. 13 4. 14 4. 20(議) 4. 20 4. 21	4. 23 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産)	4. 23 可決	財政金融	6. 14 中間報告 可決	16. 6. 18 法28号
			3. 31						
預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第19号)	16. 2. 6	3. 11	3. 11	4. 9 4. 13 4. 14 4. 20(議) 4. 20 4. 21	4. 23 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産)	4. 23 可決	財政金融	6. 14 中間報告 可決	16. 6. 18 法29号
			3. 31						
国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第47号)	16. 2. 20		4. 1	5. 14	5. 14 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産)	5. 18 可決	財政金融 6. 15 可決	6. 16 可決	16. 6. 23 法30号
			5. 12						
証券取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出第83号)	16. 3. 5		4. 5	4. 27 5. 11	5. 11 可決(多) (賛-自民・民主・公明) (反-共産) (附)	5. 14 可決	財政金融 6. 1 可決 (附)	6. 2 可決	16. 6. 9 法97号
			4. 23						
株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第84号)	16. 3. 5		4. 5	4. 27 5. 11	5. 11 可決(多) (賛-自民・民主・公明) (反-共産)	5. 14 可決	財政金融 6. 1 可決 (附)	6. 2 可決	16. 6. 9 法88号
			4. 23						
信託業法案(内閣提出第85号)	16. 3. 5	4. 22	4. 22			(6. 16) (閉会中 審査)			

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由				議 決 日 結 果		
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（水野賢一君外7名提出、衆法第1号）	16. 1. 28		1. 28	1. 28	1. 28 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明 (反-共産 (附)	1. 29 可決	財政金融 2. 9 可決 (附)	2. 9 可決	16. 2. 16 法1号
			1. 28						
平成15年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（財務金融委員長提出、衆法第2号）	16. 1. 28				1. 28 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	1. 29 可決	財政金融 2. 5 可決	2. 9 可決	16. 2. 16 法2号
中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けの適正な運営の確保に関する法律案（中山義活君外5名提出、衆法第4号）	16. 2. 26		5. 26	6. 2	(審査未了)				
			6. 2						
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案（五十嵐文彦君外2名提出、衆法第5号）	16. 3. 5	3. 11	3. 11	4. 9 4. 13 4. 14 4. 20(地)	4. 23 否決(少) (賛-民主) (反-自民・公明・ 共産)	4. 23 否決			
			3. 31	4. 20 4. 21					
金融再生委員会設置法案（五十嵐文彦君外2名提出、衆法第6号）	16. 3. 5	3. 11	3. 11	4. 9 4. 13 4. 14 4. 20(地)	4. 23 否決(少) (賛-民主) (反-自民・公明・ 共産)	4. 23 否決			
			3. 31	4. 20 4. 21					
特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案（石毛鏝子君外6名提出、衆法第53号）	16. 6. 9		6. 11		(審査未了)				
証券取引委員会設置法案（五十嵐文彦君外2名提出、衆法第57号）	16. 6. 10		6. 11		(審査未了)				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 日本銀行の通貨及び金融の調節に関する報告書について
- ・ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（金融庁）について
- ・ プライマリーバランス黒字化への取組姿勢
- ・ U F J 銀行に対する金融庁検査における内部資料・検査忌避疑惑の事実関係
- ・ 金融再生プログラムの達成状況と今後の見通し
- ・ 不良債権問題の終息とペイオフ完全実施の見通し
- ・ 長期金利の動向と金融機関等の国債保有リスク
- ・ 中小企業向け貸出の実態と貸出増加のための方策
- ・ 盗難通帳・偽造カード等の不正利用に対する金融機関の対応
- ・ 為替介入の効果

(4) 参考人・意見陳述者

① 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成16. 1. 30	日本銀行総裁	福井 俊彦君	平成14年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（内閣提出） 農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成15年度の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案（内閣提出）
平成16. 3. 2	日本銀行副総裁	岩田 一政君	財政及び金融に関する件
平成16. 3. 16	日本銀行理事	白川 方明君	関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
平成16. 3. 17	株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役社長	前田 晃伸君	金融に関する件
	株式会社東京三菱銀行頭取	三木 繁光君	
	株式会社U F J 銀行頭取	寺西 正司君	
	株式会社三井住友銀行頭取	西川 善文君	

平成16. 3. 23	日本銀行総裁	福井 俊彦君	金融に関する件（通貨及び金融の調節に関する報告書）
	日本銀行副総裁	岩田 一政君	
	日本銀行理事	三谷 隆博君	
	日本銀行理事	小林 英三君	
	日本銀行理事	白川 方明君	
平成16. 3. 31	預金保険機構理事長	松田 昇君	金融に関する件（破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告）
平成16. 4. 13	日本銀行考査局長	稲葉 延雄君	金融機能の強化のための特別措置に関する法律案（内閣提出） 預金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出） 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案（五十嵐文彦君外2名提出） 金融再生委員会設置法案（五十嵐文彦君外2名提出）
	日本銀行企画室審議役	山口 廣秀君	
平成16. 4. 14	日本銀行考査局長	稲葉 延雄君	
平成16. 4. 20	全国銀行協会会長	三木 繁光君	
	社団法人全国地方銀行協会会長	平澤 貞昭君	
	社団法人第二地方銀行協会会長	綿貫 弘一君	
	社団法人全国信用金庫協会会長	長野 幸彦君	
	社団法人全国信用組合中央協会会長	網代 良太郎君	
平成16. 4. 21	日本銀行理事	三谷 隆博君	
	日本銀行理事	白川 方明君	
平成16. 4. 23	日本銀行理事	白川 方明君	財政及び金融に関する件
平成16. 4. 27	日本銀行総裁	福井 俊彦君	証券取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
平成16. 6. 9	日本銀行総裁	福井 俊彦君	金融に関する件（通貨及び金融の調節に関する報告書）
	日本銀行理事	小林 英三君	
	日本銀行理事	白川 方明君	
	日本銀行理事	稲葉 延雄君	

② 意見陳述者

期 日	職 業	氏 名	意見を聴取した問題
平成16. 4. 20	青梅信用金庫理事長	大杉 俊夫君	金融機能の強化のための特別措置に関する法律案（内閣提出）、預金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案（五十嵐文彦君外2名提出）及び金融再生委員会設置法案（五十嵐文彦君外2名提出）について
	多摩中央信用金庫理事長	佐藤 浩二君	
	タマティーエルオー株式会社代表取締役社長	井深 丹君	
	東成エレクトロビーム株式会社代表取締役社長	上野 保君	
	社団法人首都圏産業活性化協会事務局長	岡崎 英人君	
	八王子商工会議所専務理事	河合 和郎君	

(5) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成16. 4. 20	東京都 (八王子市)	金融機能の強化のための特別措置に関する法律案（内閣提出）、預金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案（五十嵐文彦君外2名提出）及び金融再生委員会設置法案（五十嵐文彦君外2名提出）の審査	9人

【第160回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	田野瀬良太郎君	自民			
理事	西野 あきら君	自民	理事	萩山 教嚴君	自民
理事	村井 仁君	自民	理事	山本 明彦君	自民
理事	島 聡君	民主	理事	中塚 一宏君	民主
理事	長妻 昭君	民主	理事	上田 勇君	公明
	江崎 洋一郎君	自民		久間 章生君	自民
	熊代 昭彦君	自民		小泉 龍司君	自民
	河野 太郎君	自民		七条 明君	自民
	田中 英夫君	自民		谷川 弥一君	自民
	中村 正三郎君	自民		西田 猛君	自民
	林田 彪君	自民		原田 令嗣君	自民
	増原 義剛君	自民		宮下 一郎君	自民
	森山 裕君	自民		渡辺 喜美君	自民
	五十嵐 文彦君	民主		小泉 俊明君	民主
	鈴木 克昌君	民主		武正 公一君	民主
	津川 祥吾君	民主		津村 啓介君	民主
	野田 佳彦君	民主		古川 元久君	民主
	馬淵 澄夫君	民主		松原 仁君	民主
	村越 祐民君	民主		吉田 泉君	民主
	谷口 隆義君	公明		長沢 広明君	公明
	佐々木 憲昭君	共産			

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案1件（継続審査）及び議員提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 信託業法案（内閣提出、第159回国会閣法第85号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案（岡田克也君外10名提出、衆法第2号）

○ 要旨

前国会において成立した、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成16年法律第130号）を廃止するとともに、基礎年金拠出金の納付に要する費用に係る国等の負担割合の段階的引上げ、平成16年度における事務費の公社等の負担の特例に関する規定の削除等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 年金制度改革法廃止法案と前国会の民主党案及び3党合意に基づく修正条項との関係
- ・ 基礎年金拠出金に係る国等の負担割合引上げのための歳出の抜本的見直し及び消費税引上げ等の税制改革の具体策
- ・ 年金制度改革法及び公的年金制度一元化についての基本的認識

○ 審査結果

否決

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議		
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	議決日 結 果	
信託業法案（内閣提出、第159回国会閣法第85号）	(16. 3. 5)	(4. 22)	7. 30				(8. 6) (閉会中 審査)		

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議		
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	議決日 結 果	
国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案（岡田克也君外10名提出、衆法第2号）	16. 7. 30		8. 2		8. 4	8. 4 否決(少) (賛・民主・共産) (反・自民・公明)	8. 5 否決		
			8. 4						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 社会保険庁及び会計検査院職員による購入図書に係る監修料等受領の実態と規制の必要性

- ・ 社会保険庁の福利厚生施設建設費に対する年金保険料財源使用の是非
- ・ 公的資本増強行による中小企業向け貸出の状況とUFJ等貸出目標未達行への金融庁の対応
- ・ 竹中金融担当大臣の参院選選挙期間中の野党批判発言の真意とミサワホームからの選挙支援の事実関係
- ・ UFJ・三菱東京経営統合問題についての竹中金融担当大臣の認識とUFJの検査忌避に対する刑事告発の判断基準
- ・ 平成17年度予算概算要求基準決定に際しての国債発行額の数値目標

(4) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成16. 9. 6 ～ 9. 8	愛知県、岐阜県 富山県	財政及び金融等に関する実情調査	16人

【第161回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	金田	英行君	自民				
理事	江崎	洋一郎君	自民	理事	遠藤	利明君	自民
理事	鈴木	俊一君	自民	理事	村井	仁君	自民
理事	中塚	一宏君	民主	理事	原口	一博君	民主
理事	平岡	秀夫君	民主	理事	谷口	隆義君	公明
	小野	晋也君	自民		岡本	芳郎君	自民
	木村	太郎君	自民		熊代	昭彦君	自民
	倉田	雅年君	自民		小泉	龍司君	自民
	砂田	圭佑君	自民		田中	和徳君	自民
	竹本	直一君	自民		谷川	弥一君	自民
	中村	正三郎君	自民		永岡	洋治君	自民
	宮下	一郎君	自民		森山	裕君	自民
	山下	貴史君	自民		渡辺	喜美君	自民
	井上	和雄君	民主		岩國	哲人君	民主
	小林	憲司君	民主		鈴木	克昌君	民主
	田島	一成君	民主		樽床	伸二君	民主
	津村	啓介君	民主		中川	正春君	民主
	野田	佳彦君	民主		馬淵	澄夫君	民主
	村越	祐民君	民主		吉田	泉君	民主
	石井	啓一君	公明		長沢	広明君	公明
	佐々木	憲昭君	共産				

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案3件（うち継続審査1件）及び議員提出法律案1件、委員会提出法律案は2件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 信託業法案（内閣提出、第159回国会閣法第85号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 主な質疑内容

- ・ 信託の引受けに係る行為準則の実効性確保の方策
- ・ 信託市場規模拡大を踏まえた検査・監督体制整備についての取組方針
- ・ 福祉型信託活用の必要性と課題

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

② 金融先物取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）

○ 要旨

金融先物取引を巡る環境の変化に対応し、一般顧客を相手方とする店頭金融先物取引等を金融先物取引業に追加するとともに、所要の行為・財務規制を導入するなど、金融先物取引の委託者等の保護を図ろうとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 金融先物取引の現状及び問題点と外国為替証拠金取引規制の概要
- ・ 金融先物取引業の許可制から登録制への変更の趣旨
- ・ 機能別・横断的投資家保護法制の必要性と検討状況

○ 審査結果

可決（附帯決議）

③ 関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）

○ 要旨

「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」を実施するため、同協定で定められた関税の緊急措置及び関税割当制度の導入等に関し、所要の改正を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 日メキシコ2国間セーフガード措置発動の在り方
- ・ 関税割当制度とWTO協定との整合性
- ・ 日メキシコ経済連携協定（EPA）締結に至る経緯と同協定の経済効果

○ 審査結果

可決

④ 特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案（野田佳彦君外3名提出、衆法第7号）

○ 要旨

特定非営利活動を促進するため、所得税の寄附金控除に係る特定寄附金の対象の拡大、法人税の寄附金の損金算入に係る一般寄附金以外の寄附金枠の対象の拡大並びに認定特定非営利活動法人に係る損金算入限度額の特例の創設、税率の軽減及び課税の特例の創設等所要の措置を講ずるもの

○ 審査結果

審査未了

⑤ 租税特別措置法の一部を改正する法律案（財務金融委員長提出、衆法第15号）

○ 要旨

個人のする政治活動に関する寄附を引き続き促進するため、税制上の優遇措置の期

限を平成21年12月31日まで延長するもの

- 内閣の意見の聴取
- 結果
成案・提出決定

⑥ 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（財務金融委員長提出、衆法第16号）

○ 要旨

貸金業者が、債務者等の公的給付を貸付けの契約に基づく債権の弁済に充てるため当該公的給付が払い込まれる預金又は貯金の口座に係る預金通帳等を保管する等の行為を禁止し、これに違反した者についての処罰規定を整備すること等により、公的給付の受給権の保護等を図るもの

○ 結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		本会議 議決日 結果	委員会名	本会議 議決日 結果		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
信託業法案（内閣提出、第159回国会閣法第85号）	(16. 3. 5)	(4. 22)	10. 12 11. 9	11. 10 11. 12	11. 12 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産) (附)	11. 16 可決	財政金融 11. 25 可決 (附)	11. 26 可決	16. 12. 3 法154号
金融先物取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	16. 10. 12		11. 12 11. 16	11. 17	11. 17 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産) (附)	11. 18 可決	財政金融 11. 30 可決 (附)	12. 1 可決	16. 12. 8 法159号
関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	16. 10. 12		10. 29 11. 2	11. 5	11. 5 可決(多) (賛・自民・民主・ 公明) (反・共産)	11. 9 可決	財政金融 11. 16 可決	11. 17 可決	16. 11. 25 法142号

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由				議 決 日 結 果		
特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案（野田佳彦君外3名提出、衆法第7号）	16. 11. 11		11. 26		(審査未了)				
租税特別措置法の一部を改正する法律案（財務金融委員長提出、衆法第15号）	16. 11. 24				11. 24 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産)	11. 25 可決	財政金融 11. 30 可決	12. 1 可決	16. 12. 8 法57号
貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（財務金融委員長提出、衆法第16号）	16. 11. 24				11. 24 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産)	11. 25 可決	財政金融 11. 30 可決 (附)	12. 1 可決	16. 12. 8 法58号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ U F J 銀行刑事告発に至る経緯と金融庁の対応
- ・ 西武鉄道の有価証券報告書虚偽記載問題
- ・ 整理回収機構に対する検査及び業務改善命令の概要
- ・ 産業再生機構によるダイエー支援決定を巡る経済産業省の介入問題
- ・ 定率減税廃止・縮小の是非と所得税最高税率及び法人税率見直しの必要性
- ・ イ・アイ・イ訴訟和解に伴う新生銀行の預金保険機構に対する補償請求問題
- ・ 根拠法のない共済の実態と規制の在り方
- ・ 金融機関のコンプライアンス態勢及びガバナンス態勢の在り方
- ・ 新潟県中越地震等災害対策のための補正予算早期編成の必要性
- ・ 平成17年度予算編成の在り方と財政再建に向けた具体的取組

(4) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

貸金業制度の見直し等に関する件（平成16. 11. 24）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構の行う年金・恩給等を担保とする貸付事業については、利用者の利便性に配慮するとともに無理のない返済となるよう考慮した運用に努めること。

右決議する。

(5) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成16. 10. 26	日本銀行総裁	福井 俊彦君	財政及び金融に関する件
平成16. 11. 9	預金保険機構理事長	永田 俊一君	
平成16. 11. 12	社団法人信託協会会長	古沢 熙一郎君	信託業法案（内閣提出、第159回国会）
	東京大学大学院法学政治学研究科教授	神作 裕之君	
平成16. 11. 16	日本銀行総裁	福井 俊彦君	財政及び金融に関する件
	日本銀行企画局審議役	前原 康宏君	
	預金保険機構理事長	永田 俊一君	
平成16. 11. 19	全国銀行協会常務理事	斉藤 哲君	金融に関する件
	東京大学大学院法学政治学研究科教授	岩原 紳作君	
	弁護士	國廣 正君	
平成16. 12. 1	株式会社産業再生機構 代表取締役社長	斉藤 惇君	財政及び金融に関する件
	株式会社東京証券取引 所代表取締役社長	鶴島 琢夫君	証券取引に関する件

6 文部科学委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	池坊	保子君	公明				
理事	青山	丘君	自民	理事	伊藤	信太郎君	自民
理事	遠藤	利明君	自民	理事	渡海	紀三朗君	自民
理事	川内	博史君	民主	理事	平野	博文君	民主
理事	牧	義夫君	民主	理事	斉藤	鉄夫君	公明
	今津	寛君	自民		宇野	治君	自民
	江崎	鐵磨君	自民		小淵	優子君	自民
	奥野	信亮君	自民		加藤	紘一君	自民
	上川	陽子君	自民		城内	実君	自民
	岸田	文雄君	自民		近藤	基彦君	自民
	鈴木	恒夫君	自民		田村	憲久君	自民
	西村	明宏君	自民		馳	浩君	自民
	古川	禎久君	自民		山際	大志郎君	自民
	加藤	尚彦君	民主		城井	崇君	民主
	小林	千代美君	民主		古賀	一成君	民主
	須藤	浩君	民主		高井	美穂君	民主
	土肥	隆一君	民主		鳩山	由紀夫君	民主
	肥田	美代子君	民主		牧野	聖修君	民主
	松本	大輔君	民主		笠	浩史君	民主
	富田	茂之君	公明		石井	郁子君	共産
	横光	克彦君	社民				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案9件及び議員提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 日本学術会議法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）

○ 要旨

日本学術会議の所轄を総務大臣から内閣総理大臣に変更するとともに、7部制から3部制への大括り化、日本学術会議の職務の一部を行う幹事会及び連携会員の制度の新設、会員の選考方法・任期の見直し等の改正を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 総合科学技術会議と日本学術会議との権限及び組織の相違点

- ・ 日本学士院、日本学術振興会及び日本学術会議の役割分担及び統合の可能性
- ・ 日本学術会議のあるべき姿及びアカデミーとしての位置づけの必要性
- ・ 内閣府への日本学術会議の移管による学問の独立性維持の可能性
- ・ 日本学術会議に独立性と代表性を確保する必要性
- ・ 将来を見据えた抜本的な改革が先送りされている懸念

○ 審査結果

可決（附帯決議）

② 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）

○ 要旨

平成16年度から、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る退職手当及び児童手当に要する経費を国庫負担の対象外とするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 日本国憲法等の法的側面からの義務教育費国庫負担制度の位置づけ
- ・ 三位一体改革の財政論ではなく教育論に立った改革の必要性
- ・ 今回の一般財源化が義務教育費国庫負担制度の創設当初の趣旨から逸脱する懸念
- ・ 平成16年度から導入予定の総額裁量制の具体的内容及び情報公開の必要性
- ・ 学校における事務職員及び学校栄養職員の位置づけ
- ・ 本法律案に対する総務省及び財務省の姿勢
- ・ 税源移譲予定特例交付金を人口割で交付して生じる不均衡への対処
- ・ 義務教育費国庫負担金について国が責任を持つべき範囲

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

③ 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）

○ 要旨

厚生年金保険法及び国家公務員共済組合法の改正措置を踏まえ、私立学校教職員共済法による長期給付について、所要の改正を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 「公的年金制度の一元化の推進について」（平成13年3月 閣議決定）において指摘された私学共済に関する課題の進捗状況及び公的年金制度の一元化に関する私学共済の関わり方
- ・ 年金財政の状態が健全である私学共済が本法律案で他の年金制度に準じて掛金を引き上げて給付水準を引き下げる理由

○ 審査結果

可決

④ 私立学校法の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）

○ 要旨

私立学校の健全な発達に資するため、理事会の設置や理事、監事及び評議員会の権限等の明確化等学校法人の管理運営制度の改善を図るとともに、財務情報等の公開を推進し、あわせて、各都道府県の実情に即して私立学校審議会を構成することができるようにするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 私立学校の経営面と教学面における連携の重要性
- ・ 財務情報の公開の重要性
- ・ 現在の評議員会が抱える問題
- ・ 私立大学のマネジメントの在り方
- ・ 本法律案の趣旨及び経緯
- ・ 私立学校審議会委員の選任に対する国の関与の可能性及び都道府県議会の承認の必要性
- ・ 財務情報等の閲覧の方法についての検討状況
- ・ 私立学校運営において理事会が教学側の意見を尊重する必要性
- ・ 監事の機能強化方策についての文部科学省の見解

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑤ 学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第86号）

○ 要旨

学校における健康教育の充実を図るため、教育職員として新たに栄養教諭を位置づけるとともに、栄養教諭の免許制度を創設し、栄養教諭の定数、給与費の負担等について所要の措置を講ずることとするほか、医療技術の高度化等に対応するため、大学の薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものの修業年限を6年とするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 栄養教諭制度の創設の目的と期待される効果
- ・ 栄養教諭と学校栄養職員の職務内容の差異
- ・ 最近の食の乱れの原因
- ・ 正しい食習慣を教育することによる効果
- ・ 大学における医学教育の観点から見た医薬分業の必要性
- ・ 薬学部の6年制修業年限の創設の意義
- ・ 薬学教育における実務実習の具体的内容

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑥ 文化財保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第87号）

○ 要旨

文化的景観及び民俗技術を新たに保護の対象とするとともに、現在建造物のみが対象となっている登録制度について、工芸品等の有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物を新たに対象とするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 文化的景観の保護を景観法案に基づく地域に限定した理由
- ・ 文化的景観と世界遺産条約、ラムサール条約等国际的な動向との関係
- ・ 新たに民俗文化財の定義に追加される民俗技術の具体例と保護施策

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑦ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第90号）（参議院送付）

○ 要旨

放射性同位元素の使用等を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、放射性同位元素の販売及び賃貸の業の規制を合理化するとともに、定期確認制度、廃棄物の埋設確認制度を創設する等所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 国際免除レベル（国際標準値）の取入れの意義及び導入の理由
- ・ 本法律案による放射線の安全性の改善内容
- ・ 本法律案による規制対象範囲の拡大に伴う関係者への周知徹底の考え方

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑧ 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第91号）（参議院送付）

○ 要旨

我が国における販売を禁止した音楽レコードが海外から還流してくることを防止する措置を講ずるとともに、書籍又は雑誌の貸与について貸与権が及ぶこととし、あわせて著作権等を侵害した者に対する罰則を強化するための措置等を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 商業用レコードの還流防止措置の立法趣旨
- ・ 書籍等の貸与権の付与に当たり、関係者間の合意内容及び使用料等に関して適正な基準を定める必要性
- ・ 商業用レコードの還流防止措置に係る「権利者の利益が不当に害される場合」の明確な判断基準の必要性
- ・ 商業用レコード価格に含まれるライセンス料、小売マージン等の配分における日米の差異

- ・ 小規模貸本業者への配慮の必要性
- ・ 将来的に洋楽レコードが輸入停止とならないことの保証の必要性
- ・ 洋楽レコードの並行輸入に対して商業用レコードの還流防止措置が与える影響
- ・ 出版物貸与権管理の準備の現状と今後の見通し
- ・ 米国の5大レコード会社の還流防止措置に係る権利を行使しないことを文化庁において確認する考えの有無
- ・ 商業用レコードの還流防止措置の創設に当たり消費者の意見を聴く必要性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑨ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第126号）

○ 要旨

公立学校の管理運営の改善を図るため、教育委員会が、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、地域の住民、保護者等が学校運営に参画する学校運営協議会を設置することができるようにするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本法律案の目的及び趣旨
- ・ 学校運営協議会を設置する学校といわゆるコミュニティ・スクールとの差異
- ・ 学校運営協議会制度と学校評議員制度との差異
- ・ 教育委員会や校長に対する学校運営協議会の意見の拘束力
- ・ 特色ある学校づくりの重要性
- ・ 学校運営協議会の委員の選任の際に公募制をとることの可否
- ・ 学校運営協議会の設置の有無により教育の格差が生じる懸念
- ・ 学校運営協議会の委員に児童生徒及び教職員が任命される可能性
- ・ すべての公立学校に学校運営協議会を設置する必要性
- ・ 平成14年度からの新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究校の状況

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑩ 学校教育法の一部を改正する法律案（武正公一君外3名提出、衆法第48号）

○ 要旨

小学校、中学校、高等学校等において、いじめや不登校等の問題等に対応するとともに、児童生徒等が適切な職業選択その他の進路決定を行うための指導ができるようにするため、専門的知識をもって、教諭、養護教諭等と連携して、児童生徒等の心理相談又は進路相談に応じ、指導及び助言を行う専門相談員を置くことができるものとしようとするもの

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
日本学会議法の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）	16. 2. 10		3. 16	3. 19 3. 23	3. 23 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (附)	3. 23 可決	文教科学 4. 6 可決 (附)	4. 7 可決	16. 4. 14 法29号
			3. 17						
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）	16. 2. 17	2. 27	2. 27	3. 12 3. 17	3. 17 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・ 社民)	3. 18 可決	文教科学 3. 30 可決	3. 31 可決	16. 3. 31 法6号
			2. 27						
私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）	16. 2. 20		4. 1	5. 14	5. 14 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・ 社民)	5. 18 可決	文教科学 6. 14 可決	6. 14 可決	16. 6. 23 法31号
			5. 12						
私立学校法の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）	16. 2. 27		3. 30	4. 2 4. 7 4. 14	4. 14 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (附)	4. 16 可決	文教科学 4. 27 可決 (附)	4. 28 可決	16. 5. 12 法42号
			3. 31						
学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第86号）	16. 3. 5		4. 5	4. 16 4. 20 4. 21 4. 23 4. 27	4. 27 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (附)	4. 27 可決	文教科学 5. 13 可決 (附)	5. 14 可決	16. 5. 21 法49号
			4. 14						
文化財保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第87号）	16. 3. 5		4. 5	5. 12	5. 14 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (附)	5. 14 可決	文教科学 5. 20 可決 (附)	5. 21 可決	16. 5. 28 法61号
			4. 27						
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第90号）（参議院送付）	参 16. 3. 5		5. 18	5. 21	5. 21 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (附)	5. 25 可決	文教科学 4. 13 可決 (附)	4. 14 可決	16. 6. 2 法69号
			5. 19						

著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第91号）（参議院送付）	参 16. 3. 5		5.25	5.28 6. 1 6. 2	6. 2 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (附)	6. 3 可決	文教科学 4.20 可決 (附)	4.21 可決	16. 6. 9 法92号
			5.26						
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第126号）	16. 3. 12	4.23	4.23	5.14 5.18 5.19	5.19 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (反-共産) (附)	5.20 可決	文教科学 6.1 可決 (附)	6. 2 可決	16. 6. 9 法91号
			5.12						

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
学校教育法の一部を改正する法律案（武正公一君外3名提出、衆法第48号）	16. 6. 3		6.11					(6.16) (閉会中 審査)

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

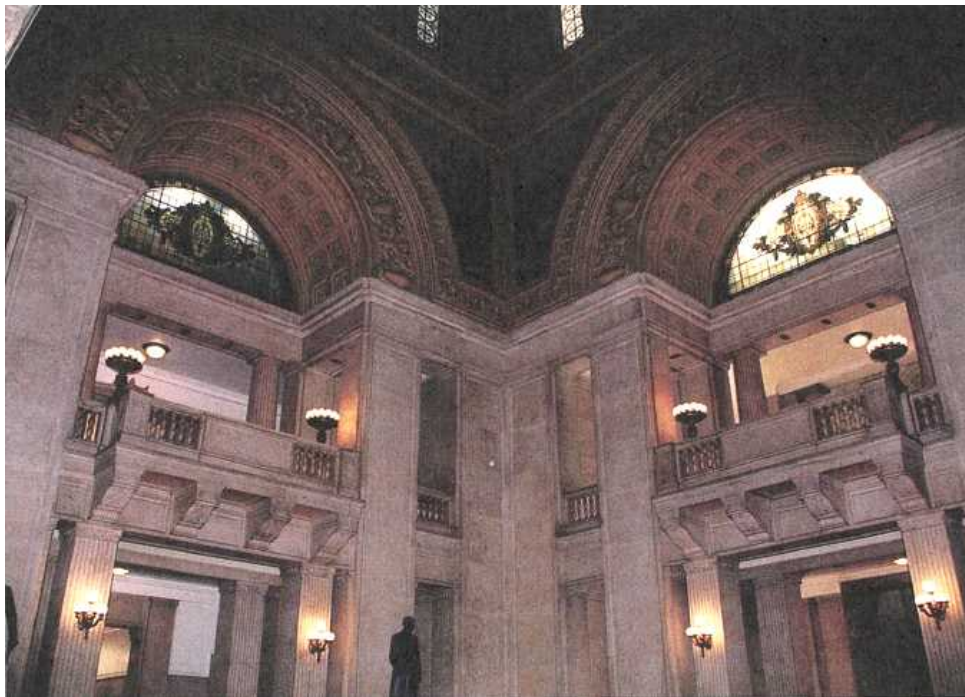
- ・ 文部科学行政についての文部科学大臣の決意
- ・ 教育基本法改正の必要性
- ・ 地方分権の流れの中における今後の義務教育の在り方
- ・ 学校の安全確保のための監視措置等の整備状況についての文部科学省の把握状況
- ・ 健常児と障害児の統合教育を推進する必要性
- ・ 子どもの読書活動の現状及び学校図書館における図書整備状況
- ・ 学校法人東北文化学園大学の設置認可申請等に係る問題への文部科学省の対応
- ・ 知的財産権の創造、保護及び活用に対する文部科学省の取組
- ・ 国際熱核融合実験炉（ITER）の誘致に対する文部科学省の取組
- ・ H-IIAロケットの打上げ失敗及び今後の宇宙開発の進め方

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審 査 ・ 調 査 案 件
平成16. 3. 12	社団法人日本PTA全国協議会常務理事	小野田 誓君	義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	国立教育政策研究所名誉所員 国立学校財務センター名誉教授	市川 昭午君	
平成16. 3. 19	日本学術会議会長	黒川 清君	日本学術会議法の一部を改正する法律案（内閣提出）
平成16. 3. 23	日本学術会議会長	黒川 清君	
平成16. 4. 2	慶應義塾長	安西 祐一郎君	私立学校法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	桃山学院大学教育研究所名誉所員	伊藤 正純君	
平成16. 4. 20	女子栄養大学長	香川 芳子君	学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	薬学教育協議会代表理事	井村 伸正君	
平成16. 5. 18	独立行政法人大学評価・学位授与機構長	木村 孟君	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
	東京都立大学人文学部助教授	大田 直子君	
平成16. 5. 21	原子力安全委員会委員長	松浦 祥次郎君	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付）
平成16. 5. 26	東京大学名誉教授	小柴 昌俊君	文部科学行政の基本施策に関する件
	独立行政法人理化学研究所ゲノム科学総合研究センター特別顧問	和田 昭允君	
	原子力委員会委員長	近藤 駿介君	
平成16. 6. 1	社団法人日本レコード協会会長	依田 巽君	著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付）
	漫画家	弘兼 憲史君	
	音楽評論家	高橋 健太郎君	
	GERA Japan 国際レコード小売協会 日本支部世話人	ポール・デゼルスキー君	

(5) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成16. 7.27 ～ 7.29	北海道	文部科学行政の基本施策に関する実情調査	11人



国会議事堂中央広間

【第160回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	池坊	保子君	公明				
理事	青山	丘君	自民	理事	伊藤	信太郎君	自民
理事	遠藤	利明君	自民	理事	渡海	紀三朗君	自民
理事	川内	博史君	民主	理事	平野	博文君	民主
理事	牧	義夫君	民主	理事	斉藤	鉄夫君	公明
	今津	寛君	自民		宇野	治君	自民
	江崎	鐵磨君	自民		小淵	優子君	自民
	奥野	信亮君	自民		加藤	紘一君	自民
	上川	陽子君	自民		城内	実君	自民
	岸田	文雄君	自民		近藤	基彦君	自民
	鈴木	恒夫君	自民		田村	憲久君	自民
	西村	明宏君	自民		馳	浩君	自民
	古川	禎久君	自民		山際	大志郎君	自民
	加藤	尚彦君	民主		城井	崇君	民主
	小林	千代美君	民主		古賀	一成君	民主
	須藤	浩君	民主		高井	美穂君	民主
	土肥	隆一君	民主		鳩山	由紀夫君	民主
	肥田	美代子君	民主		牧野	聖修君	民主
	松本	大輔君	民主		笠	浩史君	民主
	富田	茂之君	公明		石井	郁子君	共産
	横光	克彦君	社民				

(2) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案2件（うち継続審査1件）で、審査の概況は、次のとおりである。

- ① 学校教育法の一部を改正する法律案（武正公一君外3名提出、第159回国会衆法第48号）
 - 要旨
（第159回国会参照）
 - 審査結果
継続審査

- ② 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案（岡田克也君外10名提出、衆法第4号）

○ 要旨

第159回国会における公的年金制度の改定に関する各法を廃止して広く国民に開かれた議論に基づく制度改革の実現に資するため、私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律を廃止するとともに、基礎年金拠出金に係る国の補助の割合を段階的に引き上げようとする等のもの

○ 主な質疑内容

- ・ 第159回国会における年金制度に関する自民党、民主党、公明党間の合意（いわゆる3党合意）に対する本法律案提出者の認識
- ・ 私学助成の充実に向けての文部科学大臣の決意
- ・ 義務教育費国庫負担制度の堅持についての文部科学大臣の見解
- ・ プロ野球球団の合併再編問題に関する議論が球団オーナー等の一部で行われていることの是非
- ・ （財）世界青少年交流協会の補助金不正受給問題について同協会の目的、役員等

○ 審査結果

否決

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
学校教育法の一部を改正する法律案（武正公一君外3名提出、第159回国会衆法第48号）	(16. 6. 3)					(8. 6) (閉会中 審査)			
私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案（岡田克也君外10名提出、衆法第4号）	16. 7. 30		8. 2	8. 4	8. 4 否決(少) (賛-民主・共産・ 社民) (反-自民・公明)	8. 5 否決			

【第161回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	斉藤	鉄夫君	公明				
理事	伊藤	信太郎君	自民	理事	稲葉	大和君	自民
理事	中野	清君	自民	理事	保坂	武君	自民
理事	奥村	展三君	民主	理事	川内	博史君	民主
理事	牧	義夫君	民主	理事	河合	正智君	公明
	江崎	鐵磨君	自民		小淵	優子君	自民
	加藤	勝信君	自民		加藤	紘一君	自民
	岸田	文雄君	自民		近藤	基彦君	自民
	佐藤	鍊君	自民		下村	博文君	自民
	鈴木	俊一君	自民		鈴木	恒夫君	自民
	西村	明宏君	自民		葉梨	康弘君	自民
	馳	浩君	自民		古屋	圭司君	自民
	保利	耕輔君	自民		山際	大志郎君	自民
	青木	愛君	民主		加藤	尚彦君	民主
	城井	崇君	民主		古賀	一成君	民主
	須藤	浩君	民主		高井	美穂君	民主
	武山	百合子君	民主		達増	拓也君	民主
	長島	昭久君	民主		肥田	美代子君	民主
	松本	大輔君	民主		笠	浩史君	民主
	池坊	保子君	公明		石井	郁子君	共産
	横光	克彦君	社民				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案1件及び議員提出法律案1件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 独立行政法人日本原子力研究開発機構法案（内閣提出第11号）

○ 要旨

特殊法人等整理合理化計画の実施のため、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構を解散して独立行政法人日本原子力研究開発機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 日本原子力研究開発機構における安全確保の方策
- ・ 本法律案第15条の役職員の守秘義務と原子力基本法第2条の公開の原則との関係
- ・ 我が国のエネルギー政策上の日本原子力研究開発機構の位置づけ

- ・ 原子力関係経費の削減傾向の中で、今後処分されていく原子炉等放射性廃棄物の安全確保に対する懸念
- ・ エネルギー政策や原子力政策の議論が不十分なまま安易な行革論のみの視点で本法律案が提出されている懸念
- ・ 人員削減が日本原子力研究開発機構の将来に与える影響
- ・ 「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」の法的位置づけ及び拘束力
- ・ 核燃料サイクルを推進することの妥当性
- ・ 日本原燃株式会社六ヶ所再処理施設の稼働を開始することの妥当性
- ・ 国際熱核融合実験炉（ITER）計画の次官級会合（平成16年11月9日、ウィーン）の結果

○ 審査結果

可決（附帯決議）

② 学校教育法の一部を改正する法律案（武正公一君外3名提出、第159回国会衆法第48号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
独立行政法人日本原子力研究 開発機構法案（内閣提出第11 号）	16.10.12	11. 4	11. 4			11.10	11.10 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・ 社民) (附)	11.11 可決	文教科学 11.25 可決 (附)

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
学校教育法の一部を改正する 法律案（武正公一君外3名提出、 第159回国会衆法第48号）	(16. 6. 3)	10.12						(12. 3) (開会中 審査)	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 新潟県中越地震において被災した児童生徒に対する心のケア対策の必要性
- ・ 総務大臣、財務大臣及び文部科学大臣の3大臣合意（平成14年12月18日）と地方6団体の国庫補助金等に関する改革案（平成16年8月24日）との整合性
- ・ （財）世界青少年交流協会の補助金不正受給について、文部科学省における当該補助金の使途の把握の有無
- ・ 国際熱核融合実験炉（ITER）の誘致に向けての推捗状況
- ・ 国立大学法人の教職員の超過勤務の実態調査を行う必要性
- ・ 義務教育費国庫負担制度を堅持することで教育に対する国の責任を果たしていくことについての文部科学大臣の決意
- ・ 義務教育費国庫負担制度について、中央教育審議会で審議しつつ暫定的に義務教育費の一部を削減することの整合性
- ・ 通常学級に在籍する弱視児童生徒の就学実態調査の必要性
- ・ スポーツ振興くじ（toto）の売上の減少とスポーツ団体等の助成への影響
- ・ 学校運営協議会の設置を推進する必要性

(4) 参考人

出頭年月日	職業	氏名	審査・調査案件
平成16. 11. 10	原子力委員会委員長	近藤 駿介君	独立行政法人日本原子力研究開発機構法案（内閣提出）
	原子力安全委員会委員長代理	鈴木 篤之君	
	核燃料サイクル開発機構理事長	殿塚 猷一君	
	核燃料サイクル開発機構理事	石村 毅君	

(5) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
（閉会中） 平成16. 12. 9	愛知県	文部科学行政の基本施策に関する実情調査	9人

7 厚生労働委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	衛藤	晟一君	自民				
理事	鴨下	一郎君	自民	理事	北川	知克君	自民
理事	長勢	甚遠君	自民	理事	宮澤	洋一君	自民
理事	城島	正光君	民主	理事	三井	辨雄君	民主
理事	山井	和則君	民主	理事	福島	豊君	公明
	井上	信治君	自民		石崎	岳君	自民
	加藤	勝信君	自民		上川	陽子君	自民
	木村	勉君	自民		木村	義雄君	自民
	菅原	一秀君	自民		竹本	直一君	自民
	棚橋	泰文君	自民		中西	一善君	自民
	中山	泰秀君	自民		能勢	和子君	自民
	原田	令嗣君	自民		平田	耕一君	自民
	福井	照君	自民		三ッ林	隆志君	自民
	三原	朝彦君	自民		吉野	正芳君	自民
	青木	愛君	民主		泉	房穂君	民主
	内山	晃君	民主		大島	敦君	民主
	海江田	万里君	民主		小宮山	泰子君	民主
	五島	正規君	民主		園田	康博君	民主
	中根	康浩君	民主		橋本	清仁君	民主
	樋高	剛君	民主		藤田	一枝君	民主
	増子	輝彦君	民主		水島	広子君	民主
	古屋	範子君	公明		柘屋	敬悟君	公明
	山口	富男君	共産		阿部	知子君	社民

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案14件及び議員提出法律案10件、委員会提出法律案は2件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）

○ 要旨

厚生労働省関係の国庫負担等の一部について、国と地方の役割分担の在り方の見直しを図る観点から、公立保育所運営費、介護保険法等の法施行事務経費等を国庫負担等の対象外とするもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 公立保育所運営費を一般財源化することとした理由
- ・ 次世代育成支援の重要性及び保育所の役割
- ・ 公立保育所運営費の一般財源化が保育料の引上げや保育サービスの低下等を招く懸念

○ **審査結果**

可決

② **平成16年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（内閣提出第28号）**

○ **要旨**

平成16年度の公的年金及び各種手当の額について、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成15年度の特例措置と同様に、平成15年の消費者物価の下落分であるマイナス0.3%を基準として改定することとするもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 低額の年金についても物価スライドにより一律に引き下げることの問題点
- ・ 介護保険料等が上昇する中での年金額の改定についての考え方
- ・ 各種手当を物価スライドにより引き下げることの妥当性

○ **審査結果**

可決

③ **国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）**

○ **要旨**

基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ、保険料を段階的に引き上げて将来の保険料水準を固定した上で、給付水準を自動調整する仕組の導入、在職老齢年金制度の見直し、離婚時等における年金分割制度の導入等、年金制度全般にわたる改正を行うもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 医療及び介護保険制度を含めた社会保障制度改革の在り方
- ・ 公的年金制度の望ましい体系の在り方及び公的年金制度の一元化の意義
- ・ 「給付と負担」の世代間格差に係る不公平感解消の必要性
- ・ 保険料水準引上げが国民生活や経済・雇用情勢に与える影響
- ・ マクロ経済スライドによる財政調整機能の不確実性及び年金財政への影響
- ・ 法律に明示した給付水準の下限をモデル厚生年金の受給世帯とすることの妥当性
- ・ 年金制度の根本的課題である次世代育成支援への取組
- ・ 短時間労働者への厚生年金の適用拡大に向けての環境整備の必要性
- ・ 閣僚の国民年金未加入・保険料未納問題
- ・ 無年金障害者に対する救済措置を早期に実施する必要性
- ・ 福祉施設事業、事務経費名目で年金保険料を流用することの妥当性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

④ 年金積立金管理運用独立行政法人法案（内閣提出第31号）

○ 要旨

年金資金運用基金を解散し、新たに年金積立金の管理及び運用を行う専門機関として年金積立金管理運用独立行政法人を設立するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 年金積立金の運用が金融市場に与える影響
- ・ 運用受託機関の評価及び各機関への運用資金の配分決定の方法
- ・ 年金資金運用基金職員の雇用継続の必要性及び専門職員の育成等への取組

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

⑤ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）

○ 要旨

少子高齢化の急速な進展等を踏まえ、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができる環境を整備するため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用の確保、高齢者等の再就職の促進等の措置を講じようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 高齢者の就業促進の重要性及び今後の政府の取組
- ・ 高齢者及び若年者の働き方の見直しを進めていく必要性
- ・ 継続雇用等に関して労使間で個別の紛争が起こった場合の担当機関及び違反した場合の事業主の立証責任の有無

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

⑥ 児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）

○ 要旨

我が国の急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当の支給対象年齢を義務教育就学前までから小学校第3学年修了までの児童に引き上げるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 児童手当制度が子育て支援及び少子化対策にもたらす有効性
- ・ 支給対象年齢を引き上げる理由
- ・ 欧州諸国と比較した場合の我が国の児童手当制度に対する評価

- 審査結果
修正
＜修正内容＞
施行期日の変更

- ⑦ 児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）
 - 要旨
急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待防止対策等の充実・強化、小児慢性特定疾患対策の確立等の措置を講じ、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備を図るもの
 - 審査結果
継続審査

- ⑧ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）
 - 要旨
急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進する等の観点から、労働者が就業しつつ育児又は家族介護を行うことを容易にするための環境を整備し、その雇用の継続を図ろうとするもの
 - 審査結果
継続審査

- ⑨ 労働組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第88号）
 - 要旨
不当労働行為事件の迅速かつ的確な処理を図るため、労働委員会の行う審査の手続及び体制を整備するもの
 - 審査結果
継続審査

- ⑩ 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（内閣提出第93号）
 - 要旨
在米邦人や在日アメリカ人の年金及び医療保険の二重加入防止等を図るための日米社会保障協定に基づき、年金各法・医療保険各法の被保険者資格の特例及び年金加入期間の通算特例を設けるもの
 - 審査結果
可決

- ⑪ 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特

例等に関する法律案（内閣提出第94号）

○ 要旨

在韓邦人や在日韓国人の年金の二重加入防止を図るための日韓社会保障協定に基づき、年金各法の被保険者資格の特例を設けるもの

○ 審査結果

可決

⑫ 独立行政法人医薬基盤研究所法案（内閣提出第95号）（参議院送付）

○ 要旨

医薬品等の開発に資する基盤的研究、生物資源の研究等とともに、医薬品技術等の研究開発振興を一体的に行う独立行政法人医薬基盤研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 独立行政法人とすることのメリット及びデメリット
- ・ 非公務員型となる研究所の役職員の雇用の安定、研究体制の継続性を確保する必要性
- ・ 共同研究成果の評価の基準及び時期

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑬ 結核予防法の一部を改正する法律案（内閣提出第96号）（参議院送付）

○ 要旨

結核のり患率の動向等を踏まえ、予防接種の前に行われるツベルクリン反応検査の廃止や健康診断の実施方法の見直し等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 乳児期に接種したBCGの効果が失われるとされる青年期の結核予防システムを再構築する必要性
- ・ 結核病床を持つ病院を各都道府県に1か所確保する方針を堅持することの確認

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑭ 薬剤師法の一部を改正する法律案（内閣提出第97号）（参議院送付）

○ 要旨

薬剤師の資質の向上を図るため、国家試験の受験資格の薬学課程の修業年限を4年から6年に延長するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 実務実習を担う指導薬剤師及び特定領域の専門性を備えた薬剤師を養成する必要性
- ・ 既存の薬剤師の資質向上策

- ・ 修業年限の延長に伴う薬剤師業務の見直しの必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑮ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（水島広子君外 5 名提出、衆法第 9 号）

○ 要旨

労働者の職業生活と家庭生活との両立を促進するため、育児休業及び介護休業の制度を拡充する等の措置を講じようとするもの

○ 審査結果

継続審査

⑯ 平成16年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例等に関する法律案（城島正光君外 4 名提出、衆法第10号）

○ 要旨

平成16年度の公的年金及び各種手当の額について、平成15年の消費者物価の下落分であるマイナス0.3%を基準として改定する一方、最低保障年金制度の創設を念頭に、平成16年度における公的年金受給合計額が基準額を下回る者の年金額について、平成15年度の年金額によることとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 基礎年金又は基準額により賄うこととされている高齢者の生活の範囲
- ・ 年金額の据置きを基礎年金に限定しなかった理由
- ・ 据置措置による対象者の偏り、保険料納付者と未納者等との間の不公平の存在等の問題点

○ 内閣の意見の聴取

○ 審査結果

否決

⑰ 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案（熊代昭彦君外 1 名提出、衆法第16号）

○ 要旨

医療及び検査技術の高度化に伴う臨床検査技師及び衛生検査技師を取り巻く環境の変化にかんがみ、業として検査を行う者の質を担保し、検査の正確性を確保するため、衛生検査技師の資格を廃止する等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

⑱ クリーニング業法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第17号）

○ 要旨

無店舗業者等によるトラブルが発生しているため、取次業の届出制、クリーニングに係る苦情申出先の明示、業務用車両の衛生措置等を定め、利用者の保護を図ろうとするもの

○ 結果

成案・提出決定

⑱ 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第18号）

○ 要旨

公衆浴場が果たしている住民の健康の増進等に関する役割を明確化し、国及び地方公共団体は、住民の福祉向上のため、公衆浴場の活用に配慮するよう努めることとするもの

○ 結果

成案・提出決定

⑳ 高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案（古川元久君外5名提出、衆法第27号）

○ 要旨

将来にわたり安定した公的年金制度の構築を図るため、平成20年度末までに、すべての国民が加入する所得等比例年金及び最低保障年金を基本とする年金制度改革を行うものとし、その具体的措置等について調査を行う調査会を各議院に設置すること等によって、国民的合意に基づく年金制度改革を推進しようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 抜本的改革を行う平成20年度までの間の年金制度の在り方
- ・ 「年金目的消費税」導入の問題点
- ・ 年金単独の目的税を創設することの妥当性
- ・ 税財源である生活保護と最低保障年金との整合性
- ・ 社会保険による所得再配分機能を否定する理由
- ・ 現行制度における保険料未納期間の最低保障年金への反映の有無
- ・ 自営業者等の所得の範囲及びその把握方法を明確にする必要性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

審査未了

㉑ 労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案（加藤公一君外2名提出、衆法第28号）

○ 要旨

年齢にかかわらず労働者がその有する能力を有効に発揮することができる社会を実現するため、労働者の募集及び採用において年齢に係る均等な機会を確保するため

の措置を講じようとするもの

- 審査結果
継続審査

⑳ 独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（小坂憲次君外4名提出、衆法第45号）

- 要旨

独立行政法人福祉医療機構が運用する基金の一部取崩しにより、当該取り崩した額に相当する金額を障害者スポーツの振興のため特に必要と認められる活動への助成に充てることができることとするもの

- 審査結果
継続審査

㉑ 国民年金法の一部を改正する法律案（長勢甚遠君外3名提出、衆法第50号）

- 要旨

国民年金の未納保険料を過去5年分までを納付することができることとするともに、昭和61年4月分以降の国民年金の未納保険料のうちこれを徴収する権利が時効により消滅しているものについて、平成19年9月30日までの間に承認を受けて納付することができることとするもの

- 審査結果
継続審査

㉒ 無年金障害者に対する障害福祉年金の支給に関する法律案（泉房穂君外2名提出、衆法第52号）

- 要旨

無年金障害者の生活の安定及び福祉の増進に寄与するため、これらの者に障害福祉年金を支給しようとするもの

- 審査結果
継続審査

㉓ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案（大野功統君外5名提出、衆法第58号）

- 要旨

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の福祉の増進を図るため、これらの者に特別障害給付金を支給しようとするもの

- 審査結果
継続審査

②⑥ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（水島広子君外5名提出、衆法第59号）

○ 要旨

短時間労働者の就業の現状にかんがみ、短時間労働者と通常の労働者との均等な待遇の確保を図る等のため、差別的取扱いの禁止等事業主が講ずべき措置等を定めるもの

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号	
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議		
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果		議決日 結 果
			提 案 理 由							
児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）	16. 2. 6		2. 27	3. 12 3. 17	3. 17 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・社民)	3. 18 可決	厚生労働 3. 30 可決	3. 31 可決	16. 3. 31 法21号	
			3. 3							
平成16年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（内閣提出第28号）	16. 2. 6		3. 11	3. 19	3. 19 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・社民)	3. 23 可決	厚生労働 3. 30 可決	3. 31 可決	16. 3. 31 法23号	
			3. 17							
国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）	16. 2. 10	4. 1	4. 1	4. 7 4. 9 4. 14 4. 16 4. 21 4. 22 4. 23 4. 28	4. 28 可決(多) (賛-自民・公明) (欠-民主・共産・社民)	5. 11 修正	厚生労働 6. 3 可決	6. 5 可決	16. 6. 11 法04号	
			4. 2							
年金積立金管理運用独立行政法人法案（内閣提出第31号）	16. 2. 10	4. 1	4. 1	4. 7 4. 9 4. 14 4. 16 4. 21 4. 22 4. 23 4. 28	4. 28 可決(多) (賛-自民・公明) (欠-民主・共産・社民)	5. 11 可決	厚生労働 6. 3 可決	6. 5 可決	16. 6. 11 法05号	
			4. 2							
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）	16. 2. 10	4. 1	4. 1	4. 7 4. 9 4. 14 4. 16 4. 21 4. 22 4. 23 4. 28	4. 28 可決(多) (賛-自民・公明) (欠-民主・共産・社民)	5. 11 可決	厚生労働 6. 3 可決	6. 5 可決	16. 6. 11 法03号	
			4. 2							

児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	16. 2. 10		3. 31	6. 4	6. 4 修正(全) (賛-自民・公明・共産) (欠-民主・社民)	6. 8 修正	厚生労働 6. 14 可決	6. 14 可決	16. 6. 18 法108号
			6. 4						
児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）	16. 2. 10		3. 31			(6. 16) (閉会中 審査)			
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）	16. 2. 10		5. 27			(6. 16) (閉会中 審査)			
労働組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）	16. 3. 5		4. 5			(6. 16) (閉会中 審査)			
			6. 9						
社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（内閣提出第93号）	16. 3. 8		4. 5	6. 4	6. 4 可決(全) (賛-自民・公明・共産) (欠-民主・社民)	6. 8 可決	厚生労働 6. 10 可決	6. 11 可決	16. 6. 18 法126号
			6. 4						
社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（内閣提出第94号）	16. 3. 8		4. 5	6. 4	6. 4 可決(全) (賛-自民・公明・共産) (欠-民主・社民)	6. 8 可決	厚生労働 6. 10 可決	6. 11 可決	16. 6. 18 法127号
			6. 4						
独立行政法人医薬基盤研究所法案（内閣提出第95号）（参議院送付）	参 16. 3. 8		5. 27	6. 11	6. 11 可決(多) (賛-自民・民主・公明・社民) (反-共産) (附)	6. 15 可決	厚生労働 4. 15 可決 (附)	4. 16 可決	16. 6. 23 法135号
			6. 9						
結核予防法の一部を改正する法律案（内閣提出第96号）（参議院送付）	参 16. 3. 8		5. 27	6. 11	6. 11 可決(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民) (附)	6. 15 可決	厚生労働 4. 22 可決 (附)	4. 23 可決	16. 6. 23 法133号
			6. 9						
薬剤師法の一部を改正する法律案（内閣提出第97号）（参議院送付）	参 16. 3. 8		5. 27	6. 11	6. 11 可決(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民) (附)	6. 15 可決	厚生労働 5. 13 可決 (附)	5. 14 可決	16. 6. 23 法134号
			6. 9						

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
育児休業、介護休業等育児又は 家族介護を行う労働者の福祉 に関する法律等の一部を改正 する法律案（水島広子君外5名 提出、衆法第9号）	16. 3. 11		6. 11						
平成16年度における国民年金 法による年金の額等の改定の 特例等に関する法律案（城島正 光君外4名提出、衆法第10号）	16. 3. 12		3. 16	3. 19	3. 19 否決(少) (賛・民主・社民) (反・自民・公明・ 共産)	3. 23 否決			
		3. 17							
臨床検査技師、衛生検査技師等 に関する法律の一部を改正す る法律案（熊代昭彦君外1名提 出、衆法第16号）	16. 3. 23		6. 11						
クリーニング業法の一部を改 正する法律案（厚生労働委員長 提出、衆法第17号）	16. 3. 24				3. 24 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	3. 30 可決	厚生労働 4. 8 可決	4. 9 可決	16. 4. 16 法33号
公衆浴場の確保のための特別 措置に関する法律の一部を改 正する法律案（厚生労働委員長 提出、衆法第18号）	16. 3. 24				3. 24 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	3. 30 可決	厚生労働 4. 8 可決	4. 9 可決	16. 4. 16 法32号
高齢期等において国民が安心 して暮らすことのできる社会 を実現するための公的年金制 度の抜本的改革を推進する法 律案（古川元久君外5名提出、 衆法第27号）	16. 4. 8	4. 9	4. 9	4. 9 4. 14 4. 16 4. 21 4. 22 4. 23 4. 28	(審査未了)				
労働者の募集及び採用におけ る年齢に係る均等な機会の確 保に関する法律案（加藤公一君 外2名提出、衆法第28号）	16. 4. 8		6. 11			(6. 16) (閉会中 審査)			
独立行政法人福祉医療機構法 の一部を改正する法律案（小坂 憲次君外4名提出、衆法第45号）	16. 6. 3		6. 4			(6. 16) (閉会中 審査)			
国民年金法の一部を改正する 法律案（長勢甚遠君外3名提出、 衆法第50号）	16. 6. 7		6. 11			(6. 16) (閉会中 審査)			

無年金障害者に対する障害福祉年金の支給に関する法律案 (泉房穂君外2名提出、衆法第52号)	16. 6. 9		6. 11			(6. 16) (閉会中 審査)			
特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案 (大野功統君外5名提出、衆法第58号)	16. 6. 10		6. 11			(6. 16) (閉会中 審査)			
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案 (水島広子君外5名提出、衆法第59号)	16. 6. 11		6. 14			(6. 16) (閉会中 審査)			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 社会保障制度改革の今後のスケジュール
- ・ 年金制度改革の意義及び年金制度一元化の課題
- ・ 雇用の流動化と厚生年金空洞化の関係
- ・ 無年金障害者に対する措置の在り方
- ・ 少子化対策の重要性及び政府の取組姿勢
- ・ 少子化対策としての児童手当の有効性
- ・ 児童虐待事件再発防止のための児童福祉司の確保及び被虐待児の処遇改善策
- ・ 中央社会保険医療協議会を巡る贈収賄事件の全容解明の必要性和再発防止策
- ・ 地域医療における医師不足の実態及び医療提供体制の在り方
- ・ 支援費制度改善に向けての諸課題
- ・ 食品安全問題におけるリスクコミュニケーションの充実・強化策

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成16. 4. 20	中央社会保険医療協議会会長	星野 進保君	厚生労働関係の基本施策に関する件(日歯連及び中医協問題)
	日本労働組合総連合会会長	笹森 清君	
	健康保険組合連合会会長	千葉 一男君	
	厚生労働事務次官	大塚 義治君	

平成16. 4. 22	神奈川県立保健福祉大学教授	山崎 泰彦君	国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 年金積立金管理運用独立行政法人法案（内閣提出） 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案（古川元久君外5名提出）
	横浜国立大学経営学部教授	米澤 康博君	
	一橋大学経済研究所教授	高山 憲之君	
	年金実務センター代表	公文 昭夫君	
	日本経済団体連合会専務理事	矢野 弘典君	
	上智大学法学部教授	堀 勝洋君	
	日本労働組合総連合会会長	笹森 清君	
	全国コミュニティー・ユニオン連合会会長	鴨 桃代君	

【第160回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	衛藤	晟一君	自民				
理事	鴨下	一郎君	自民	理事	北川	知克君	自民
理事	長勢	甚遠君	自民	理事	宮澤	洋一君	自民
理事	城島	正光君	民主	理事	三井	辨雄君	民主
理事	山井	和則君	民主	理事	福島	豊君	公明
	井上	信治君	自民		石崎	岳君	自民
	加藤	勝信君	自民		上川	陽子君	自民
	木村	勉君	自民		木村	義雄君	自民
	菅原	一秀君	自民		竹本	直一君	自民
	棚橋	泰文君	自民		中西	一善君	自民
	中山	泰秀君	自民		能勢	和子君	自民
	原田	令嗣君	自民		平田	耕一君	自民
	福井	照君	自民		三ッ林	隆志君	自民
	三原	朝彦君	自民		吉野	正芳君	自民
	青木	愛君	民主		泉	房穂君	民主
	内山	晃君	民主		大島	敦君	民主
	海江田	万里君	民主		小宮山	泰子君	民主
	五島	正規君	民主		園田	康博君	民主
	中根	康浩君	民主		橋本	清仁君	民主
	樋高	剛君	民主		藤田	一枝君	民主
	増子	輝彦君	民主		水島	広子君	民主
	古屋	範子君	公明		柘屋	敬悟君	公明
	山口	富男君	共産		阿部	知子君	社民

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案3件（継続審査）及び議員提出法律案9件（うち継続審査8件）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第34号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を

改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第35号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

③ 労働組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第88号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

④ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（水島広子君外5名提出、第159回国会衆法第9号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

⑤ 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案（熊代昭彦君外1名提出、第159回国会衆法第16号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

⑥ 労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案（加藤公一君外2名提出、第159回国会衆法第28号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

⑦ 独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（小坂憲次君外4名提出、第159回国会衆法第45号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

- ⑧ 国民年金法の一部を改正する法律案（長勢甚遠君外 3 名提出、第159回国会衆法第50号）
- 要旨
（第159回国会参照）
 - 審査結果
継続審査
- ⑨ 無年金障害者に対する障害福祉年金の支給に関する法律案（泉房穂君外 2 名提出、第159回国会衆法第52号）
- 要旨
（第159回国会参照）
 - 審査結果
継続審査
- ⑩ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案（鈴木俊一君外 3 名提出、第159回国会衆法第58号）
- 要旨
（第159回国会参照）
 - 審査結果
継続審査
- ⑪ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（水島広子君外 5 名提出、第159回国会衆法第59号）
- 要旨
（第159回国会参照）
 - 審査結果
継続審査
- ⑫ 国民年金法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案（岡田克也君外10名提出、衆法第 1 号）
- 要旨
第159回国会において成立した国民年金法等の一部を改正する法律及び年金積立金管理運用独立行政法人法を廃止するとともに、基礎年金に係る国庫負担の割合を段階的に引き上げ、社会保険庁を廃止し、公的年金制度の一元化を実施できるようにするために必要な整備を平成18年度中に行う等の措置を講じようとするもの
 - 主な質疑内容
 - ・ 年金制度改革関連法が廃止された場合に年金財政が一層悪化する懸念
 - ・ 自営業者等への所得比例年金導入を要望する民意の有無の確認

- ・ 年金制度改革に関する「3党合意」実現に向けた取組状況

○ 内閣の意見の聴取

○ 審査結果

否決

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
児童福祉法の一部を改正する 法律案（内閣提出、第159回国 会閣法第34号）	(16. 2. 10)		7. 30			(8. 6) (閉会中 審査)			
育児休業、介護休業等育児又は 家族介護を行う労働者の福祉 に関する法律等の一部を改正 する法律案（内閣提出、第159 回国会閣法第35号）	(16. 2. 10)		7. 30			(8. 6) (閉会中 審査)			
労働組合法の一部を改正する 法律案（内閣提出、第159回国 会閣法第88号）	(16. 3. 5)		7. 30 (6. 9)			(8. 6) (閉会中 審査)			

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
育児休業、介護休業等育児又は 家族介護を行う労働者の福祉 に関する法律等の一部を改正 する法律案（水島広子君外5名 提出、第159回国会衆法第9号）	(16. 3. 11)		7. 30			(8. 6) (閉会中 審査)			
臨床検査技師、衛生検査技師等 に関する法律の一部を改正す る法律案（熊代昭彦君外1名提 出、第159回国会衆法第16号）	(16. 3. 23)		7. 30			(8. 6) (閉会中 審査)			
労働者の募集及び採用におけ る年齢に係る均等な機会の確 保に関する法律案（加藤公一君 外2名提出、第159回国会衆法第 28号）	(16. 4. 8)		7. 30			(8. 6) (閉会中 審査)			

独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（小坂憲次君外4名提出、第159回国会衆法第45号）	(16. 6. 3)		7. 30			(8. 6) (閉会中 審査)			
国民年金法の一部を改正する法律案（長勢甚遠君外3名提出、第159回国会衆法第50号）	(16. 6. 7)		7. 30			(8. 6) (閉会中 審査)			
無年金障害者に対する障害福祉年金の支給に関する法律案（泉房穂君外2名提出、第159回国会衆法第52号）	(16. 6. 9)		7. 30			(8. 6) (閉会中 審査)			
特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案（鈴木俊一君外3名提出、第159回国会衆法第58号）	(16. 6. 10)		7. 30			(8. 6) (閉会中 審査)			
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（水島広子君外5名提出、第159回国会衆法第59号）	(16. 6. 11)		7. 30			(8. 6) (閉会中 審査)			
国民年金法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案（岡田克也君外10名提出、衆法第1号）	16. 7. 30		8. 2	8. 4	8. 4 否決(少) (賛-民主・共産・社民) (反-自民・公明)	8. 5 否決			
			8. 4						

【第161回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	鴨下	一郎君	自民				
理事	大村	秀章君	自民	理事	北川	知克君	自民
理事	長勢	甚遠君	自民	理事	宮澤	洋一君	自民
理事	五島	正規君	民主	理事	三井	辨雄君	民主
理事	山井	和則君	民主	理事	福島	豊君	公明
	青山	丘君	自民		井上	信治君	自民
	石崎	岳君	自民		上川	陽子君	自民
	木村	義雄君	自民		小西	理君	自民
	河野	太郎君	自民		菅原	一秀君	自民
	中西	一善君	自民		中山	泰秀君	自民
	原田	令嗣君	自民		福井	照君	自民
	三ッ林	隆志君	自民		御法川	信英君	自民
	宮腰	光寛君	自民		森岡	正宏君	自民
	吉野	正芳君	自民		渡辺	具能君	自民
	石毛	鋏子君	民主		泉	健太君	民主
	内山	晃君	民主		大島	敦君	民主
	小林	千代美君	民主		小宮山	泰子君	民主
	城島	正光君	民主		園田	康博君	民主
	中根	康浩君	民主		橋本	清仁君	民主
	藤田	一枝君	民主		水島	広子君	民主
	横路	孝弘君	民主		米澤	隆君	民主
	古屋	範子君	公明		柘屋	敬悟君	公明
	山口	富男君	共産		阿部	知子君	社民

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案3件（継続審査）及び議員提出法律案9件（うち継続審査8件）、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第34号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 主な質疑内容

- ・ 相談業務における市町村と児童相談所の役割分担の在り方
- ・ 児童虐待防止ネットワークの運用実態及びネットワークが有効に機能する必要性
- ・ 小児慢性特定疾患治療研究事業の見直しによる影響

- 審査結果
修正（附帯決議）
＜修正内容＞
児童福祉施設への入所措置の更新について、当該児童の保護者に対する指導措置の効果等に照らして判断する旨を加えること等

- ② 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第35号）
 - 要旨
（第159回国会参照）
 - 主な質疑内容
 - ・ 育児休業の対象労働者の拡大が契約期間の短縮等の悪影響を及ぼす懸念
 - ・ 男性及び中小企業に対する育児休業取得促進施策の必要性
 - ・ 子の看護休暇について周知徹底及び弾力的運用を図る必要性
 - 審査結果
修正（附帯決議）
＜修正内容＞
有期契約労働者の育児休業等の制度等について検討し、必要な措置を講ずる旨の規定を加えること

- ③ 労働組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第88号）
 - 要旨
（第159回国会参照）
 - 主な質疑内容
 - ・ 中央労働委員会の委員選任の適正化についての方策
 - ・ 労働委員会の今後の在り方及び体制強化の必要性
 - ・ 和解を法律上明記した意義及び和解条項に不履行があった場合の救済措置
 - 審査結果
可決（附帯決議）

- ④ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（水島広子君外5名提出、第159回国会衆法第9号）
 - 要旨
（第159回国会参照）
 - 審査結果
撤回許可

- ⑤ 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案（熊代昭彦君外1名提出、第159回国会衆法第16号）

- 要旨
(第159回国会参照)
 - 審査結果
継続審査
- ⑥ 労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案（加藤公一君外 2 名提出、第159回国会衆法第28号）
- 要旨
(第159回国会参照)
 - 審査結果
継続審査
- ⑦ 独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（小坂憲次君外 4 名提出、第159回国会衆法第45号）
- 要旨
(第159回国会参照)
 - 審査結果
撤回許可
- ⑧ 国民年金法の一部を改正する法律案（長勢甚遠君外 3 名提出、第159回国会衆法第50号）
- 要旨
(第159回国会参照)
 - 審査結果
継続審査
- ⑨ 無年金障害者に対する障害福祉年金の支給に関する法律案（泉房穂君外 2 名提出、第159回国会衆法第52号）
- 要旨
(第159回国会参照)
 - 主な質疑内容
 - ・ 保険料を納付していない者が障害福祉年金を受給することの妥当性
 - ・ 在日外国人及び在外邦人を支給対象とした理由
 - ・ 障害福祉年金の額の設定根拠
 - 審査結果
審査未了
- ⑩ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案（鈴木俊一君外 3 名提出、第159回国会衆法第58号）

○ 要旨

(第159回国会参照)

○ 主な質疑内容

- ・ 在日外国人及び在外邦人を支給対象外とした理由
- ・ 特別障害給付金の額の設定理由
- ・ 附則の検討条項の「特定障害者以外の障害者」に該当する者の具体例

○ 内閣の意見の聴取

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

附則の検討条項に、特定障害者以外の障害者の例示、「必要があると認めるときは、検討結果に基づいて所要の措置が講ぜられる」旨を加えること

⑪ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（水島広子君外5名提出、第159回国会衆法第59号）

○ 要旨

(第159回国会参照)

○ 審査結果

継続審査

⑫ 独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第1号）

○ 要旨

独立行政法人福祉医療機構が運用する基金の一部取崩しにより、当該取り崩した額に相当する金額を障害者スポーツの振興のため特に必要と認められる活動への助成に充てることができることとするもの

○ 結果

成案・提出決定

⑬ 高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案（仙谷由人君外7名提出、衆法第12号）

○ 要旨

将来にわたり安定した公的年金制度の構築を図るため、平成19年度末までに、すべての国民が加入する所得等比例年金及び最低保障年金を基本とする年金制度改革を行うものとし、その具体的措置等について調査を行う調査会を各議院に設置すること等によって、国民的合意に基づく年金制度改革を推進しようとするもの

○ 審査結果

継続審査

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号	
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議		
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果		議決日 結 果
児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第34号）	(16. 2. 10)		10. 12		11. 5 11. 10	11. 10 修正(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (附)	11. 11 修正	厚生労働 11. 25 可決 (附)	11. 26 可決
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第35号）	(16. 2. 10)		10. 12	11. 12 11. 17	11. 17 修正(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (附)	11. 18 修正	厚生労働 11. 30 可決 (附)	12. 1 可決	16. 12. 8 法160号
労働組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、第159回国会閣法第88号）	(16. 3. 5)		10. 12	10. 29	10. 29 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産) (欠-社民) (附)	11. 2 可決	厚生労働 11. 9 可決 (附)	11. 10 可決	16. 11. 17 法140号
			(6. 9)						

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号	
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議		
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果		議決日 結 果
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（水島広子君外5名提出、第159回国会衆法第9号）	(16. 3. 11)		10. 12			(11. 17) (撤回許可)			
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案（熊代昭彦君外1名提出、第159回国会衆法第16号）	(16. 3. 23)		10. 12			(12. 3) (閉会中 審査)			
労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案（加藤公一君外2名提出、第159回国会衆法第28号）	(16. 4. 8)		10. 12			(12. 3) (閉会中 審査)			
独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（小坂憲次君外4名提出、第159回国会衆法第45号）	(16. 6. 3)		10. 12		(10. 27) (撤回許可)				

国民年金法の一部を改正する法律案（長勢甚遠君外3名提出、第159回国会衆法第50号）	(16. 6. 7)		10. 12			(12. 3) (閉会中 審査)			
無年金障害者に対する障害福祉年金の支給に関する法律案（泉房穂君外2名提出、第159回国会衆法第52号）	(16. 6. 9)		10. 12 11. 17	11. 17 11. 19	(審査未了)				
特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案（鈴木俊一君外3名提出、第159回国会衆法第58号）	(16. 6. 10)		10. 12 11. 17	11. 17 11. 19	11. 19 修正(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (附)	11. 25 修正	厚生労働 12. 1 可決 (附)	12. 3 可決	16. 12. 10 法66号
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（水島広子君外5名提出、第159回国会衆法第59号）	(16. 6. 11)		10. 12			(12. 3) (閉会中 審査)			
独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第1号）	16. 10. 27				10. 27 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	10. 29 可決	厚生労働 11. 9 可決	11. 10 可決	16. 11. 17 法39号
高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案（仙谷由人君外7名提出、衆法第12号）	16. 11. 19		12. 2			(12. 3) (閉会中 審査)			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 新潟県中越地震の被災者の要望を踏まえたきめ細かい支援の必要性
- ・ 財源対策を念頭に置いた三位一体改革に係る厚生労働省の対案の問題点
- ・ 社会保障の一体的改革の具体的内容及び国民に分かり易い選択肢を提示する必要性
- ・ 介護保険の被保険者の対象年齢引下げについての検討状況
- ・ 障害者に対する自立支援及び就労支援についての今後の取組
- ・ 混合診療解禁の意味と特定療養費制度拡充との関係
- ・ マンモグラフィの導入・拡充等による乳がん検診の充実に向けた取組状況
- ・ 日米牛海綿状脳症（BSE）協議状況及び米国産牛肉輸入の再開問題
- ・ 外国人労働者受入れに向けての諸外国との交渉状況及び今後の対応方針
- ・ 国民の信頼の回復に向けた社会保険庁改革への取組

(4) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成16. 12. 16	新潟県	平成16年新潟県中越地震被災地の医療施設等の実情調査	10人



夕暮れに浮かび上がる国会議事堂

8 農林水産委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	高木	義明君	民主						
理事	北村	誠吾君	自民	理事	西川	京子君	自民		
理事	松下	忠洋君	自民	理事	松野	博一君	自民		
理事	黄川田	徹君	民主	理事	小平	忠正君	民主		
理事	山田	正彦君	民主	理事	白保	台一君	公明		
	赤城	徳彦君	自民		石田	真敏君	自民		
	小野寺	五典君	自民		大野	松茂君	自民		
	梶山	弘志君	自民		金子	恭之君	自民		
	木村	太郎君	自民		後藤	茂之君	自民		
	後藤田	正純君	自民		佐藤	勉君	自民		
	玉沢	徳一郎君	自民		津島	恭一君	自民		
	永岡	洋治君	自民		西村	康稔君	自民		
	野呂田	芳成君	自民		平井	卓也君	自民		
	二田	孝治君	自民		岡本	充功君	民主		
	鹿野	道彦君	民主		金田	誠一君	民主		
	岸本	健君	民主		楠田	大蔵君	民主		
	篠原	孝君	民主		神風	英男君	民主		
	仲野	博子君	民主		檜崎	欣弥君	民主		
	堀込	征雄君	民主		松木	謙公君	民主		
	西	博義君	公明		高橋	千鶴子君	共産		
	山本	喜代宏君	社民						

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案10件及び議員提出法律案3件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 植物防疫法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）

○ 要旨

三位一体の改革に資するため、病虫害防除所の職員に要する経費等について、国が都道府県に対して交付する交付金の対象外とし一般財源化するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 植物防疫がこれまで果たしてきた役割
- ・ 植物防疫事業交付金の一般財源化による影響

- ・ 輸入植物検疫体制の整備充実の必要性

○ 審査結果

可決

② 森林法の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）

○ 要旨

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の柱である健全な森林の整備、保安林の適切な管理・保全、国民参加の森林づくり等を推進するため、要間伐森林制度の改善、特定保安林制度の恒久化等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 法改正が森林・林業基本計画の達成に果たす意義
- ・ 京都議定書における温室効果ガス6%削減約束のうち森林による吸収量の見通し
- ・ 要間伐森林の指定基準及び森林所有者等への勧告の法的効果

○ 審査結果

可決（附帯決議）

③ 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）

○ 要旨

農業委員会の設置に係る市町村の自主性を高めるとともに、その業務運営の効率化等を促進するため必置基準面積の見直し等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 農業委員会の今後の方向性及び農政推進機関との連携の必要性
- ・ 農業委員の選出方法の在り方
- ・ 市町村合併による農業委員会の業務への影響

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

④ 農業改良助長法の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）

○ 要旨

都道府県の自主性を発揮し、農業者の高度で多様なニーズに対応できる普及事業の展開を図るため、普及職員の一元化、地域農業改良普及センターの必置規制の廃止等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 普及手当の上限の廃止が今後の普及事業に与える影響
- ・ 普及指導員の資質向上策
- ・ 普及センターの広域化と職員数の削減が普及活動に及ぼす影響

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑤ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）

○ 要旨

近年における就農形態の多様化に対応して、将来の農業の担い手を確保するため、農業法人等への就農に対する支援措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 担い手育成のための政策の在り方
- ・ 市町村における新規就農対策の取組に対する支援の必要性
- ・ 青年及び女性の就農促進策

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

⑥ 卸売市場法の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）（参議院送付）

○ 要旨

卸売市場における流通の効率化や品質管理の徹底等を図るため、卸売市場における取引規制の緩和、適正な品質管理の推進及び卸売市場の再編の円滑化等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 食の安全・安心確保のための施設整備に当たっての費用負担の考え方
- ・ 委託手数料の弾力化による卸売業者の経営悪化の懸念
- ・ 中央卸売市場と地方卸売市場の機能分化・役割分担の在り方

○ 視察

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑦ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）（参議院送付）

○ 要旨

最近における特定農産加工業を巡る厳しい経営環境にかんがみ、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、法の有効期間を5年間延長するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本法律を恒久化する必要性
- ・ 国内農業と農産加工業の連携を促進する必要性
- ・ 本法律による国内農業発展への寄与度

○ 視察

○ 審査結果

可決

⑧ 農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第89号）

○ 要旨

最近における農業及び農業協同組合等を巡る諸情勢の変化等に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るため、事業の健全な運営を確保するための措置等を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 「食料・農業・農村基本計画」の見直しと農協改革との関係
- ・ 農協の監査について公認会計士等による外部監査を導入する必要性
- ・ 農協共済事業に契約条件変更の手続を導入する理由

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

⑨ 競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出第92号）（参議院送付）

○ 要旨

近年の競馬の売上額の減少に伴う競馬主催者の厳しい事業収支の状況にかんがみ、競馬の実施に関する事務の委託等に係る規制を緩和するとともに、地方競馬主催者に対する必要な支援等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 競馬の目的及びあるべき姿
- ・ 競馬実施事務委託制度の見直しの具体的内容及び効果
- ・ 地方競馬の廃止に伴う競走馬生産者に対する補償の必要性

○ 審査結果

可決

⑩ 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出第127号）

○ 要旨

高病原性鳥インフルエンザの発生などにかんがみ、家畜伝染病のまん延防止措置を講じなかった者に対する手当金の不交付、家畜の所有者が届出義務に違反した場合の罰則強化、家畜等の移動制限を受けた所有者に対する助成等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 移動制限命令に協力した畜産農家に対する助成措置の制度化の意義及び都道府県との費用分担の在り方
- ・ 都道府県の防疫事務の費用に対する支援の在り方
- ・ 家畜の所有者の届出義務を強化せずに罰則のみを強化する理由

○ 審査結果

可決

⑪ 牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（鹿野道彦君外 5 名提出、衆法第23号）

○ 要旨

我が国に牛肉等を輸出する国について牛海綿状脳症（BSE）の発生するおそれの程度を評価するとともに、指定国から輸入される牛肉等について我が国と同等以上の基準によるBSE検査が行われたことの証明等の措置を求めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑫ 輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（鹿野道彦君外 5 名提出、衆法第24号）

○ 要旨

我が国に牛肉を輸出する国で牛海綿状脳症（BSE）が発生した場合に備え、輸入牛肉に係る牛の個体の識別のための情報の適正な管理・伝達に関する特別の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

⑬ 高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案（菅直人君外 6 名提出、衆法第25号）

○ 要旨

高病原性鳥インフルエンザの発生に起因して生じた事態に対処するため、感染のおそれがある場合における届出の義務づけ、国による損失の全額補てん等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止における国と地方の役割分担の在り方
- ・ 都道府県の防疫事務の費用に対する支援の在り方
- ・ 移動制限命令に協力した畜産農家に対する助成措置の考え方

○ 内閣の意見の聴取

○ 審査結果

否決

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
植物防疫法の一部を改正する 法律案（内閣提出第25号）	16. 2. 6		2.27	3.17	3.17 可決(多) (賛-自民・公明 (反-民主・共産・ 社民)	3.18 可決	農林水産 3.30 可決	3.31 可決	16. 3.31 法19号
			3.11						
森林法の一部を改正する法律 案（内閣提出第36号）	16. 2.10		3.16	3.23	3.23 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (附)	3.23 可決	農林水産 3.30 可決	3.31 可決	16. 3.31 法20号
			3.17						
農業委員会等に関する法律の 一部を改正する法律案（内閣提 出第49号）	16. 2.20		3.31	4.13 4.14 4.21	4.21 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (反-共産) (附)	4.22 可決	農林水産 5.18 可決 (附)	5.19 可決	16. 5.26 法52号
			3.31						
農業改良助長法の一部を改正 する法律案（内閣提出第50号）	16. 2.20		3.31	4.13 4.14 4.21	4.21 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (反-共産) (附)	4.22 可決	農林水産 5.18 可決 (附)	5.19 可決	16. 5.26 法53号
			3.31						
青年等の就農促進のための資 金の貸付け等に関する特別措 置法の一部を改正する法律案 （内閣提出第51号）	16. 2.20		3.31	4.13 4.14 4.21	4.21 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	4.22 可決	農林水産 5.18 可決	5.19 可決	16. 5.26 法54号
			3.31						
卸売市場法の一部を改正する 法律案（内閣提出第56号）（参 議院送付）	参 16. 2.24		5.24	5.27	5.27 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (反-共産) (附)	6. 3 可決	農林水産 4. 8 可決 (附)	4. 9 可決	16. 6. 9 法86号
			5.25						
特定農産加工業経営改善臨時 措置法の一部を改正する法律 案（内閣提出第57号）（参議院 送付）	参 16. 2.24		5.24	5.27	5.27 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	6. 3 可決	農林水産 4. 8 可決	4. 9 可決	16. 6. 9 法93号
			5.25						
農業協同組合法及び農業信用 保証保険法の一部を改正する 法律案（内閣提出第89号）	16. 3. 5	4. 8	4. 8	5.13 5.18 5.20	5.20 可決(多) (賛-自民・公明 (反-民主・共産・ 社民)	5.21 可決	農林水産 6.10 可決	6.11 可決	16. 6.18 法107号
			5.12						
競馬法の一部を改正する法律 案（内閣提出第92号）（参議院 送付）	参 16. 3. 5		5.26	6. 1	6. 1 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (反-共産)	6. 3 可決	農林水産 4.20 可決	4.21 可決	16. 6. 9 法86号
			5.27						

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出第127号）	16. 4. 6	4. 8	4. 8	4. 27	4. 27 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	5. 7 可決	農林水産 5. 25 可決	5. 26 可決	16. 6. 2 法38号
			4. 21						

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（鹿野道彦君外5名提出、衆法第23号）	16. 4. 2		6. 11			(6. 16) (閉会中 審査)			
輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（鹿野道彦君外5名提出、衆法第24号）	16. 4. 2		6. 11			(6. 16) (閉会中 審査)			
高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案（菅直人君外6名提出、衆法第25号）	16. 4. 5	4. 8	4. 8	4. 27	4. 27 否決(少) (賛・民主・共産・ 社民) (反・自民・公明)	5. 7 否決			
			4. 21						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 「食料・農業・農村基本計画」の見直しについての考え方
- ・ 世界貿易機関（WTO）農業交渉の今後の展望
- ・ 日メキシコ経済連携協定（EPA）が国内農業に及ぼす影響と国内対策の必要性
- ・ 食料自給率の向上策を明確にする必要性
- ・ 高病原性鳥インフルエンザの感染経路究明と政府の対策
- ・ 畜産・酪農における構造改革についての農林水産省の考え方
- ・ 米国からの牛肉輸入再開についての基本的考え方
- ・ 輸入牛肉に対するトレーサビリティを義務づける必要性
- ・ 国有林野に係る債務処理状況と今後の収支見通し
- ・ 日ロさけ・ます民間交渉の早期決着に向けた国の積極的支援の必要性

(4) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

平成16年度畜産物価格等に関する件（平成16. 3. 18）

牛海綿状脳症（BSE）及び高病原性鳥インフルエンザの発生、WTO農業交渉及び自由貿易協定（FTA）交渉の本格化など、我が国の畜産・酪農を取り巻く情勢は、極めて厳しいものがある。

よって政府は、平成16年度畜産物価格等の決定に当たっては、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 1 国際的な家畜伝染病の拡がりやWTO農業交渉・FTA交渉の進展、食料・農業・農村基本計画の見直し等を踏まえ、自給率の向上と安全・安心な畜産物の安定供給を目指した生産者が意欲を持って勤しめる畜産・酪農基本政策を確立すること。
- 2 BSEに係る食の安全・安心の確保とその発生予防・まん延防止を図るため、輸入牛肉について、我が国と同等の安全対策を確保するとともに、国際的な家畜衛生基準の見直しに積極的に取り組むこと。

また、牛せき柱の利用が規制されることに伴い、コスト低減のための取組みを含め、関係事業者等が一体となった適切な分別体制が整備されるよう必要な支援を行うこと。

- 3 高病原性鳥インフルエンザの発生予防・まん延防止を図るため、感染経路の早期究明に努めるとともに、早期通報体制の確立、生産者・関連事業者等に対する経営安定対策の拡充、風評被害防止対策の推進等を図ること。

また、移動制限区域内の生産者に対する救済措置等について、家畜伝染病予防法の改正も含め、万全なる対策を早急に講ずること。

- 4 加工原料乳生産者補給金単価については、生産者の努力が報われ、意欲を持って営農に取り組めるよう、再生産の確保を図ることを旨として適正に決定すること。また、加工原料乳限度数量については、生乳の生産事情、牛乳・乳製品の需給動向を踏まえて適正に決定すること。

さらに、生乳の需給安定を図るため、需給情報の迅速な提供、脱脂粉乳の新規用途の開拓、液状乳製品・チーズ等の消費拡大に努めること。また、土地利用型酪農推進事業については、畜産環境問題に適切に対応し得る飼料基盤に立脚した酪農経営の確立に資するよう見直し、継続すること。

- 5 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、再生産の確保を図ることを旨として、畜産農家の経営の安定に資するよう適正に決定すること。なお、肉用子牛生産者補給金制度については、持続的かつ安定的な制度運用が確保されるよう、乳用種の保証基準価格の水準の在り方について十分な検討を行うこと。

また、肉用牛農家及び養豚農家の経営安定対策を継続するとともに、地域における多様な取組み等を通じ生産コストの低減を図ること。

- 6 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の完全施行を控え、地域の実態等に応じ処理施設が整備されるよう、施設整備を行うための事業の予算確保など支援策を充実強化するとともに、耕種農業との連携による良質なたい肥の利用の促進や有機性資源のバイオマス利活用の推進を図ること。

- 7 WTO農業交渉及びFTA交渉に当たっては、食料安全保障、農業の多面的機能を

確保するよう、今後とも確固たる決意をもって臨むとともに、国内農業への影響等を分析し適切な措置を講ずること。

右決議する。

(5) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成16. 4. 14	全国農業会議所専務理事	中村 裕君	農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 農業改良助長法の一部を改正する法律案（内閣提出） 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	福島県飯舘村農業委員会会長	佐野 ハツノ君	
	女子栄養大学大学院客員教授	高橋 正郎君	
	自治労農業改良普及評議会事務局長	須之内 浩二君	
平成16. 4. 27	食品安全委員会委員長代理	寺尾 允男君	家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出） 高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案（菅直人君外6名提出）
平成16. 5. 18	全国農業協同組合中央会会長	宮田 勇君	農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	全国農業協同組合連合会代表理事理事長	田林 聰君	
	全国共済農業協同組合連合会代表理事理事長	前田 千尋君	
	とびあ浜松農業協同組合代表理事組合長	松下 久君	
	東北大学大学院農学研究科教授	両角 和夫君	
平成16. 6. 9	食品安全委員会委員長	寺田 雅昭君	農林水産関係の基本施策に関する件
	有明海・八代海総合調査評価委員会委員長	須藤 隆一君	

(6) 視察

視察年月日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成16. 5. 26	東京都（大田区）、神奈川県	卸売市場法の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付）及び特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付）の審査に資するため	8人

【第160回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	高木	義明君	民主				
理事	北村	誠吾君	自民	理事	西川	京子君	自民
理事	松下	忠洋君	自民	理事	松野	博一君	自民
理事	黄川田	徹君	民主	理事	小平	忠正君	民主
理事	山田	正彦君	民主	理事	白保	台一君	公明
	赤城	徳彦君	自民		石田	真敏君	自民
	小野寺	五典君	自民		大野	松茂君	自民
	梶山	弘志君	自民		金子	恭之君	自民
	木村	太郎君	自民		後藤	茂之君	自民
	後藤田	正純君	自民		佐藤	勉君	自民
	玉沢	徳一郎君	自民		津島	恭一君	自民
	永岡	洋治君	自民		西村	康稔君	自民
	野呂田	芳成君	自民		平井	卓也君	自民
	二田	孝治君	自民		岡本	充功君	民主
	鹿野	道彦君	民主		金田	誠一君	民主
	岸本	健君	民主		楠田	大蔵君	民主
	篠原	孝君	民主		神風	英男君	民主
	仲野	博子君	民主		檜崎	欣弥君	民主
	堀込	征雄君	民主		松木	謙公君	民主
	西	博義君	公明		高橋	千鶴子君	共産
	山本	喜代宏君	社民				

(2) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案2件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（鹿野道彦君外5名提出、第159回国会衆法第23号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（鹿野道彦君外5名提出、第159回国会衆法第24号）

- 要旨
(第159回国会参照)
- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》
衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号	
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議		
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果		議決日 結 果
			提 案 理 由						
牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（鹿野道彦君外5名提出、第159回国会衆法第23号）	(16. 4. 2)		7.30			(8. 6) (閉会中 審査)			
輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（鹿野道彦君外5名提出、第159回国会衆法第24号）	(16. 4. 2)		7.30			(8. 6) (閉会中 審査)			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

〔W T O交渉関係〕

- ・ 世界貿易機関（W T O）枠組合意に対する農林水産大臣の所見
- ・ W T O交渉に対する外務省の積極的対応の必要性

〔B S E問題関係〕

- ・ 牛海綿状脳症（B S E）に関する日米専門家及び実務担当者会合における両国の見解の一致点と不一致点
- ・ 米国のB S E対策（検査方法、特定危険部位の除去、飼料規制、牛の個体識別制度等）に対する評価
- ・ 輸入牛肉のトレーサビリティ制度導入の必要性
- ・ B S E全頭検査の意義及び継続の必要性

〔その他〕

- ・ 食料・農業・農村基本計画の見直しについて農林水産委員会において議論する必要

性

- ・ 平成16年7月梅雨前線豪雨による農林水産業被害の状況及び農作物被害に対する技術指導の具体的内容
- ・ 第56回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合における議論及び今後の対応

（閉会中審査）

〔BSE問題関係〕

- ・ 食品安全委員会の中間とりまとめの検討経緯及び具体的内容
- ・ 中間とりまとめとプリオン専門調査会における議論との整合性
- ・ BSE対策の国内措置の見直しと米国産牛肉の輸入再開交渉との関係
- ・ 米国産牛肉輸入再開に対する外務省の対応及び農林水産大臣の見解

〔台風等による農林水産業被害関係〕

- ・ 農林水産業の被害状況及び対応
- ・ 天災融資法の発動の見通し
- ・ 果樹共済の適正な損害評価手法を周知徹底する必要性

（4）参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
(閉会中) 平成16. 10. 5	食品安全委員会委員長	寺田 雅昭君	農林水産関係の基本施策に関する件

（5）委員派遣・議員海外派遣

① 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成16. 9. 27 ～ 9. 29	長崎県、熊本県	農林水産業の実情調査	18人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院オーストラリア、ニュージーランド及びタイ農林水産事情調査議員団	(閉会中) 平成16. 8. 16 ～ 8. 27	オーストラリア、ニュージーランド、タイ	オーストラリア、ニュージーランド及びタイにおける農林水産事情等調査のため	5人

【第161回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	山岡	賢次君	民主				
理事	今村	雅弘君	自民	理事	西川	京子君	自民
理事	二田	孝治君	自民	理事	松野	博一君	自民
理事	黄川田	徹君	民主	理事	檜崎	欣弥君	民主
理事	山田	正彦君	民主	理事	白保	台一君	公明
	赤城	徳彦君	自民		石田	真敏君	自民
	大野	松茂君	自民		岡本	芳郎君	自民
	梶山	弘志君	自民		金子	恭之君	自民
	上川	陽子君	自民		川上	義博君	自民
	木村	太郎君	自民		北村	直人君	自民
	後藤	茂之君	自民		後藤田	正純君	自民
	田中	英夫君	自民		津島	恭一君	自民
	西村	康稔君	自民		原田	令嗣君	自民
	森	英介君	自民		一川	保夫君	民主
	岡本	充功君	民主		鹿野	道彦君	民主
	岸本	健君	民主		小平	忠正君	民主
	鮫島	宗明君	民主		神風	英男君	民主
	仲野	博子君	民主		堀込	征雄君	民主
	松木	謙公君	民主		山内	おさむ君	民主
	大口	善徳君	公明		高橋	千鶴子君	共産
	山本	喜代宏君	社民				

(2) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案2件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（鹿野道彦君外5名提出、第159回国会衆法第23号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 主な質疑内容

- ・ 「牛海綿状脳症（BSE）の発生するおそれ」を判断する主体と基準
- ・ 牛肉輸出国におけるBSEのサーベイランス検査の実態
- ・ BSE未発生国に対するBSE検査の証明の要請と国際協定との整合性

○ 審査結果

継続審査

② 輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（鹿野道彦君外5名提出、第159回国会衆法第24号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 主な質疑内容

- ・ 本法律案と現行のトレーサビリティ制度との相違
- ・ 牛肉輸出国に対するトレーサビリティの義務づけと国際協定との整合性

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号	
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議		
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果		議決日 結 果
			提 案 理 由						
牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（鹿野道彦君外5名提出、第159回国会衆法第23号）	(16. 4. 2)		10. 12	11. 30		(12. 3) (閉会中 審査)			
			11. 30						
輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（鹿野道彦君外5名提出、第159回国会衆法第24号）	(16. 4. 2)		10. 12	11. 30		(12. 3) (閉会中 審査)			
			11. 30						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 台風及び新潟県中越地震による農林水産業の被害状況及び対応策
- ・ 査定前着工等により被災地の迅速な復旧に努める必要性
- ・ 世界貿易機関（W T O）及び自由貿易協定（F T A）交渉が我が国農業に与える影響
- ・ 米政策改革における稲作所得基盤確保対策及び担い手経営安定対策の実効性

- ・ 食料安全保障の観点からの農業及び農村の在り方
- ・ 日米牛肉貿易再開問題に係る日米局長級会合における合意内容
- ・ 米国産牛肉の輸入再開条件としてトレーサビリティを義務づける必要性
- ・ 環境省が取りまとめた「環境税の具体案」に対する農林水産大臣の所感
- ・ 水産物輸入割当制度（IQ制度）の堅持の必要性
- ・ 中海土地改良事業の見直しに伴う水産資源保護

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成16. 10. 27	食品安全委員会委員長	寺田 雅昭君	農林水産関係の基本施策に関する件
平成16. 11. 30	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	生源寺 眞一君	
	全国農業協同組合中央会専務理事	山田 俊男君	
	国立国会図書館調査及び立法考査局農林環境課主査	森田 倫子君	
	全国農業協同組合連合会代表理事理事長	田林 聰君	
	食品安全委員会委員長代理	寺尾 允男君	

9 経済産業委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	根本	匠君	自民				
理事	今井	宏君	自民	理事	江渡	聡徳君	自民
理事	櫻田	義孝君	自民	理事	塩谷	立君	自民
理事	鈴木	康友君	民主	理事	田中	慶秋君	民主
理事	吉田	治君	民主	理事	井上	義久君	公明
	今村	雅弘君	自民		遠藤	利明君	自民
	川崎	二郎君	自民		小島	敏男君	自民
	小杉	隆君	自民		河野	太郎君	自民
	佐藤	信二君	自民		坂本	哲志君	自民
	菅	義偉君	自民		谷	公一君	自民
	西銘	恒三郎君	自民		原田	義昭君	自民
	平井	卓也君	自民		藤井	孝男君	自民
	松島	みどり君	自民		宮路	和明君	自民
	梶原	康弘君	民主		菊田	まきこ君	民主
	近藤	洋介君	民主		高山	智司君	民主
	樽井	良和君	民主		辻	恵君	民主
	中津川	博郷君	民主		中山	義活君	民主
	計屋	圭宏君	民主		村井	宗明君	民主
	村越	祐民君	民主		渡辺	周君	民主
	江田	康幸君	公明		河上	覃雄君	公明
	塩川	鉄也君	共産				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案10件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）

○ 要旨

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画等を実施するため、中小企業金融公庫について中小企業信用保険の業務の中小企業総合事業団からの移管及び一般の金融機関による中小企業者に対する長期資金の供給を支援するための業務の追加等を行うとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構について縦横関係業務の合理化等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 中小企業金融公庫における今後の業務の在り方
- ・ 中小企業金融における無担保・無保証融資制度の必要性
- ・ 中小繊維事業者自立事業の取組状況

○ 審査結果

可決（附帯決議）

② 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）

○ 要旨

投資事業有限責任組合契約に関する制度の充実により事業者への資金供給の円滑化を図るため、投資事業有限責任組合が営むことを約することができる事業として、中小企業等以外の株式会社の発行する株式の取得及び保有、その株式を保有した株式会社の発行する社債その他の有価証券の取得及び保有その他の事業を追加する等所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ ベンチャーキャピタル及び事業再生ファンドの現状
- ・ 投資事業有限責任組合の投資対象及び投資手法の拡充によるその活用促進効果
- ・ 投資事業有限責任組合に出資する投資家の保護を図るための方策

○ 審査結果

可決（附帯決議）

③ 商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）

○ 要旨

近年の市町村合併による地方自治体の再編の進展等にかんがみ、商工会議所及び商工会が商工業の実態に即して迅速かつ適切にそれぞれその組織の再編を図ることができるようにするため、商工会議所の合併に関する規定の整備を行うとともに、商工会議所及び商工会の地区の特例を拡大する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 地域経済において商工会議所及び商工会が果たすべき役割
- ・ 商工会議所及び商工会における人材育成及び組織改革の重要性
- ・ 商工会議所と商工会との合併の容認に向けた検討状況

○ 審査結果

可決（附帯決議）

④ 特許審査の迅速化等の特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）

○ 要旨

特許審査の迅速化を図るため、調査業務等を登録調査機関等に行わせることができる制度への移行、特定登録調査機関が交付する調査報告を提示して行う出願審査の請求の手数料の軽減、実用新案権の存続期間の延長、独立行政法人工業所有権総合情報

館の業務の拡大等を行うとともに、職務発明に係る対価が適正に定められるようにするため、その定め方に関する規定を整備するもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 特許審査の迅速化を図るための具体的な実施計画の策定の必要性
- ・ 職務発明に係る対価の適正化に向けた企業の取組状況及びこれに対する従業員の評価
- ・ 改正後の職務発明に関する規定の効果不遑及の妥当性

○ **参考人からの意見の聴取**

○ **審査結果**

可決（附帯決議）

⑤ **工業標準化法の一部を改正する法律案（内閣提出第72号）（参議院送付）**

○ **要旨**

公益法人に係る改革を推進するため、主務大臣等の認定を受けて鉱工業品等が日本工業規格に適合する旨の特別な表示を付することができる制度について、法律で定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた者の認証を受けて特別な表示を付することができる制度に改めるとともに、日本工業規格に定める試験を行う事業者について、主務大臣がこれを認定する制度から法律で定める一定の要件に適合するものとしてその登録を受ける制度に改める等、所要の措置を講ずるもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 我が国における国際標準化活動の取組状況
- ・ 日本工業規格（J I S）の信頼性確保の重要性
- ・ 登録認証機関に対する国の事後監視の在り方

○ **審査結果**

可決（附帯決議）

⑥ **独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出第73号）（参議院送付）**

○ **要旨**

鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を一層効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人産業技術総合研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人とするもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 産業技術総合研究所の非公務員型独立行政法人への移行の意義
- ・ 非公務員型独立行政法人への移行後における産業技術総合研究所職員の雇用の維持及び人事評価システムの構築の必要性
- ・ 産業技術総合研究所における研究開発の現状及び今後の在り方

○ **審査結果**

可決（附帯決議）

⑦ 鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）（参議院送付）

○ 要旨

石炭鉱山の大幅な減少等最近の鉱山における保安を巡る状況変化を踏まえ、機械器具等に係る国の検定の廃止等規制を大幅に簡素合理化するとともに、地域の鉱山保安行政とその他の産業保安行政とを一体的に実施するため、鉱山保安監督部を産業保安監督部に改組する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 今後の資源エネルギー政策の方向性
- ・ 鉱山保安の事後規制における国の関与の在り方
- ・ 我が国の石炭採掘技術の保全及び海外産炭国への普及の必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑧ 商品取引所法の一部を改正する法律案（内閣提出第116号）

○ 要旨

先物取引を行う商品市場を巡る内外の経済的環境変化に対応して我が国の商品市場の健全な発展を図るため、商品市場における取引の委託者の資産保全の充実を図る観点から、取引証拠金を商品取引所に直接預託する制度の創設、委託者保護基金制度の創設等の措置を講ずるとともに、信頼性、利便性の高い商品市場を実現する観点から、商品取引所の組織形態に株式会社形態を可能とする制度の導入、商品取引所外においてより効率的な清算を可能とする清算機関制度の整備、商品取引員に対する規制の適正化等の所要の措置を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 商品先物取引を巡る被害実態の把握状況
- ・ 委託者保護のための規制強化の必要性
- ・ 我が国の商品先物市場の現状及び将来像

○ 審査結果

修正（附帯決議）

<修正内容>

商品取引員がしてはならない行為として、商品市場における取引等につき、その委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を表示した顧客に対し、その委託を勧誘してはならないことを追加すること等

⑨ 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出第117号）

○ 要旨

最近の特定商取引の現状にかんがみ、その取引の公正及び購入者等の利益の保護を更に図るため、特定商取引に関する法律において、禁止行為の拡充その他の規制の強

化の措置を講じ、並びに特定商取引における契約の解除等の制度を拡充し、及び特定商取引における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し等の制度を設けるとともに、割賦販売法において、連鎖販売取引に係る割賦販売等に関し割賦購入あっせん業者に対する抗弁を認める措置等を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 消費者トラブルの実態及び更なる被害防止策の在り方
- ・ 指定商品制度の見直しの可能性
- ・ 国民生活センター及び消費生活センターにおける相談窓口の拡充の必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑩ 不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第118号）

○ 要旨

最近における外国公務員に対する贈賄の処罰に関する国際的な動向等を踏まえ、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の効果的な実施を確保するため、日本国民が外国公務員等に対して不正の利益の供与等を行った場合における国外犯の処罰規定を整備するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 国民の国外犯の処罰に関する規定の整備が遅れた理由
- ・ 腐敗の防止に関する国際連合条約の理念の達成に向けた我が国の積極的な取組の必要性
- ・ 法人におけるコンプライアンスの強化に向けた政府の取組状況

○ 審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号	
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議			
			付託日	議 決 日				議決日		議決日
中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	16. 2. 3	3. 12	3. 19	3. 31	3. 31 可決(多) (賛・自民・民主・ 公明・改革) (反・共産) (附)	4. 1 可決	経済産業	4. 13 可決 (附)	4. 14 可決	16. 4. 21 法35号
中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	16. 2. 3	3. 12	3. 19	3. 31	3. 31 可決(多) (賛・自民・民主・ 公明・改革) (反・共産) (附)	4. 1 可決	経済産業	4. 13 可決 (附)	4. 14 可決	16. 4. 21 法34号

商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	16. 2. 3		3. 12	3. 19 3. 31	3. 31 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 改革) (附)	4. 1 可決	経済産業 4. 20 可決 (附)	4. 21 可決	16. 4. 28 法39号
			3. 17						
特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）	16. 2. 10	4. 16	4. 16	4. 23 4. 28 5. 7	5. 7 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (反-共産) (附)	5. 11 可決	経済産業 5. 27 可決 (附)	5. 28 可決	16. 6. 4 法79号
			4. 16						
工業標準化法の一部を改正する法律案（内閣提出第72号）（参議院送付）	参 16. 3. 2		5. 25	5. 28	5. 28 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 改革) (附)	6. 3 可決	経済産業 4. 1 可決 (附)	4. 2 可決	16. 6. 9 法96号
			5. 26						
独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出第73号）（参議院送付）	参 16. 3. 2		5. 25	5. 28	5. 28 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (反-共産) (附)	6. 3 可決	経済産業 4. 1 可決 (附)	4. 2 可決	16. 6. 9 法83号
			5. 26						
鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）（参議院送付）	参 16. 3. 2		5. 25	5. 28	5. 28 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (反-共産) (附)	6. 3 可決	経済産業 4. 1 可決 (附)	4. 2 可決	16. 6. 9 法94号
			5. 26						
商品取引所法の一部を改正する法律案（内閣提出第116号）	16. 3. 10		3. 31	4. 7 4. 9 4. 14	4. 14 修正(多) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (反-共産(修正案に 賛成、修正部分を 除く原案に反対)) (附)	4. 16 修正	経済産業 4. 27 可決 (附)	4. 28 可決	16. 5. 12 法43号
			4. 2						
特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出第117号）	16. 3. 10		3. 31	4. 7 4. 9 4. 14	4. 14 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 改革) (附)	4. 16 可決	経済産業 4. 27 可決 (附)	4. 28 可決	16. 5. 12 法44号
			4. 2						
不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第118号）	16. 3. 10		3. 31	4. 7 4. 9 4. 14	4. 14 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 改革) (附)	4. 16 可決	経済産業 5. 18 可決	5. 19 可決	16. 5. 26 法51号
			4. 2						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 新産業創造戦略の基本的な考え方及び取組の進捗状況
- ・ 消費税総額表示方式の導入の是非
- ・ 今後のエネルギー政策における原子力発電の位置づけ
- ・ 売掛債権担保融資保証制度の活用促進のための課題
- ・ 中小企業金融公庫及び信用保証協会の業務の在り方
- ・ 民間金融機関における無担保・無保証融資の取組状況
- ・ 産業再生機構におけるこれまでの再生支援実績に対する評価
- ・ 中小企業再生支援協議会における新たな再生支援手法の活用状況
- ・ 原油価格の高騰が我が国石油業界に与える影響
- ・ 我が国における石油の安定供給の確保のための油田の自主開発の必要性

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成16. 3. 12	中小企業金融公庫総裁	水口 弘一君	経済産業の基本施策に関する件（中小企業金融問題）
	全国信用保証協会連合 会会長	植野 正明君	
	神奈川県信用金庫協会 会長 湘南信用金庫理事長	服部 眞司君	
	成城大学大学院経済学 研究科長・教授	村本 孜君	
平成16. 3. 19	日本銀行企画室審議役	山口 廣秀君	中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業 基盤整備機構法の一部を改正する法律案（内閣提 出） 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する 法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 商工会議所法及び商工会法の一部を改正する法 律案（内閣提出）
平成16. 4. 23	東京大学教授	後藤 晃君	特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を 改正する法律案（内閣提出）
	弁護士	竹田 稔君	
	凸版印刷株式会社専務 取締役広報本部長兼法 務本部長 社団法人日本経済団体 連合会産業技術委員会 知的財産部会長	石田 正泰君	
	日本労働組合総連合会 総合政策局部長	大橋 太郎君	

平成16. 5. 14	株式会社産業再生機構 代表取締役社長	齊藤 惇君	経済産業の基本施策に関する件（産業再生の進捗状況等）
	事業再生研究機構代表 理事 弁護士	多比羅 誠君	
	東京都中小企業再生支 援協議会副会長	井上 裕之君	
平成16. 6. 11	富士通総研経済研究所 上席主任研究員	武石 礼司君	経済産業の基本施策に関する件（最近の石油事情）
	石油連盟副会長	高萩 光紀君	
	全国石油商業組合連合 会・全国石油業協同組 合連合会副会長	荒木 義夫君	
	石油化学工業協会専務 理事	北川 幸昌君	

(5) 視察・議員海外派遣

① 視察

視察年月日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成16. 3. 26	東京都（千代田区）	特許審査業務の実情調査	23人
平成16. 6. 9	静岡県	産業振興・地域活性化等の実情調査	18人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院欧州各国経 済産業事情等調査 議員団	（閉会中） 平成16. 7. 18 ～ 7. 26	イタリア、スペイ ン	欧州各国における経済産業事情等の 実情調査のため	5人

【第160回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	根本	匠君	自民				
理事	今井	宏君	自民	理事	江渡	聡徳君	自民
理事	櫻田	義孝君	自民	理事	塩谷	立君	自民
理事	鈴木	康友君	民主	理事	田中	慶秋君	民主
理事	吉田	治君	民主	理事	井上	義久君	公明
	今村	雅弘君	自民		遠藤	利明君	自民
	川崎	二郎君	自民		小島	敏男君	自民
	小杉	隆君	自民		河野	太郎君	自民
	佐藤	信二君	自民		坂本	哲志君	自民
	菅	義偉君	自民		谷	公一君	自民
	西銘	恒三郎君	自民		原田	義昭君	自民
	平井	卓也君	自民		藤井	孝男君	自民
	松島	みどり君	自民		宮路	和明君	自民
	梶原	康弘君	民主		菊田	まきこ君	民主
	近藤	洋介君	民主		高山	智司君	民主
	樽井	良和君	民主		辻	恵君	民主
	中津川	博郷君	民主		中山	義活君	民主
	計屋	圭宏君	民主		村井	宗明君	民主
	村越	祐民君	民主		渡辺	周君	民主
	江田	康幸君	公明		河上	覃雄君	公明
	塩川	鉄也君	共産				

(2) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 世界貿易機関（WTO）ドーハ開発アジェンダにおける我が国のセンシティブ品目に配慮した交渉の重要性
- ・ 梅雨前線豪雨による中小企業等の被害状況及び激甚災害としての指定の可能性
- ・ 梅雨前線豪雨で被害を受けた中小企業等に対する信用保証協会のセーフティネット保証制度の適用可能性

- ・ 中小企業金融の円滑化のため地域金融機関が果たすべき役割
- ・ 伝統的工芸品産業の支援に向けた国と地方公共団体との連携強化の必要性

(閉会中審査)

- ・ 関西電力美浜発電所3号機二次系配管破損事故に対する関西電力株式会社の事業者責任及び国の行政責任
- ・ 原子力発電所における配管の減肉に関する保守管理の状況
- ・ 関西電力株式会社における原子力発電所の配管の安全性に係る二重の基準の不当性
- ・ 原子力発電所の安全確保対策及び検査・監督体制の充実強化の必要性
- ・ 原子力施設安全情報の電気事業者間における水平展開の重要性
- ・ 関西電力美浜発電所3号機二次系配管破損事故に関する最終報告書の取りまとめの予定及び関係者に対する更なる処分の可能性
- ・ 今後の我が国における原子力政策の在り方

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
(閉会中) 平成16. 8. 31	関西電力株式会社取締役社長	藤 洋作君	資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する件 (関西電力美浜発電所3号機蒸気噴出事故)
	関西電力株式会社取締役副社長	岸田 哲二君	
	関西電力株式会社取締役	辻倉 米蔵君	
(閉会中) 平成16. 9. 29	美浜発電所3号機2次系配管破損事故調査委員会委員長	朝田 泰英君	資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する件 (関西電力美浜発電所3号機二次系配管破損事故に関する中間とりまとめ)
	関西電力株式会社取締役社長	藤 洋作君	
	関西電力株式会社取締役副社長	岸田 哲二君	
	関西電力株式会社取締役	辻倉 米蔵君	

(5) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成16. 8. 11	新潟県	梅雨前線豪雨による中小商工業の被害状況等調査	13人
(閉会中) 平成16. 9. 9 ～ 9. 10	北海道	経済産業等の実情調査	15人

【第161回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	河上	覃雄君	公明				
理事	河村	建夫君	自民	理事	櫻田	義孝君	自民
理事	平井	卓也君	自民	理事	松島	みどり君	自民
理事	鈴木	康友君	民主	理事	細野	豪志君	民主
理事	吉田	治君	民主	理事	高木	陽介君	公明
	遠藤	利明君	自民		嘉数	知賢君	自民
	北川	知克君	自民		小杉	隆君	自民
	佐藤	信二君	自民		坂本	剛二君	自民
	菅	義偉君	自民		竹本	直一君	自民
	谷畑	孝君	自民		中西	一善君	自民
	西銘	恒三郎君	自民		野田	毅君	自民
	平田	耕一君	自民		望月	義夫君	自民
	森	英介君	自民		山口	泰明君	自民
	山本	明彦君	自民		大島	章宏君	民主
	奥田	建君	民主		海江田	万里君	民主
	梶原	康弘君	民主		菊田	まきこ君	民主
	近藤	洋介君	民主		高山	智司君	民主
	中山	義活君	民主		計屋	圭宏君	民主
	松崎	公昭君	民主		村井	宗明君	民主
	渡辺	周君	民主		江田	康幸君	公明
	塩川	鉄也君	共産				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案3件及び議員提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案（内閣提出第15号）

○ 要旨

日メキシコ経済連携協定（EPA）の適確な実施を確保するため、メキシコに輸出しようとする物品に係る特定原産地証明書の発給等を適正かつ確実にを行うための措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 我が国が日メキシコEPAの締結推進を図るべき理由
- ・ 日メキシコEPAにおける原産品の域内原産割合基準の妥当性及び原産地証明制

度の実効性確保の重要性

- ・ 今後の我が国における経済連携戦略の在り方

○ 審査結果

可決

② アメリカ合衆国の1916年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案（内閣提出第16号）

○ 要旨

米国1916年アンチ・ダンピング（AD）法に基づき損失を受けた者の保護を図るため、同法に基づく確定判決によって利益を受けた者の返還義務等を定めるとともに、同法に基づく確定判決は効力を有しないものとする等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本法律案とEUの損害回復法との相違点及び我が国の損害回復法に係る実効性確保の必要性
- ・ 米国連邦議会における米国1916年AD法の廃止に向けた動きへの期待及び米国によるAD措置の濫用に対する懸念
- ・ 今後の我が国における対米通商交渉の方向性及びEUとの連携強化の重要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

③ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）

○ 要旨

公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、不当な取引制限等に対する課徴金の額の引上げ、課徴金の減免制度の創設、審判手続等の見直し、犯則調査権限の導入等の所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 課徴金制度の法的性格及び課徴金算定率の根拠
- ・ 不公正な取引方法に対する課徴金の制度の導入可能性
- ・ 排除措置命令及び課徴金納付命令に係る手続の見直しの当否
- ・ 価格の同調的引上げに対する報告徴収の制度の廃止に伴う代替措置の必要性
- ・ 入札談合等関与行為の排除及び防止に向けた政府の取組姿勢

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

継続審査

④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（仙谷由人君外16名提出、衆法第4号）

○ 要旨

公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、不当な取引制限等を行った事業者に対して課徴金に代えて行政制裁金の納付を命ずることとし、かつ、行政制裁金の額の計算において用いる基準率の引上げ、行政制裁金の減免制度の創設等の措置を講ずるとともに、犯則調査権限の導入等の所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 行政制裁金及び罰金刑が併科される場合において行政制裁金額からの罰金相当額の全額控除を認めることとした理由
- ・ 事業者が違反行為から自発的に離脱した場合であっても行政制裁金の減額を認めないこととした理由
- ・ 行政制裁金の減額要件となる法令遵守管理体制基準の具体的内容
- ・ 行政制裁金減免調査官制度の導入の趣旨
- ・ 確定した排除措置命令に違反する罪に係る法人等に対する罰金の上限額の引上げを行わないこととした理由

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案（内閣提出第15号）	16.10.12		10.29			11.5	11.5 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産)	11.9 可決	経済産業 11.16 可決
アメリカ合衆国の1916年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案（内閣提出第16号）	16.10.12		11.4	11.10	11.10 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産) (附)	11.11 可決 11.30 回付同意	経済産業 11.25 修正	11.26 修正	16.12.8 法62号
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	16.10.15	11.4	11.4	11.17 11.19 11.24 11.26 12.1		(12.3) (閉会中 審査)			

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由				議 決 日 結 果		
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（仙谷由人君外16名提出、衆法第4号）	16.11.2	11.4	11.4	11.17 11.19		(12.3) (閉会中 審査)			
			11.12	11.24 11.26 12.1					

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 平成16年台風23号及び新潟県中越地震に係る激甚災害の政令指定及び補正予算の早期編成の必要性
- ・ 被災中小企業者対策の実施状況
- ・ 東シナ海における資源開発問題及び我が国の排他的経済水域（E E Z）内における権益確保の重要性
- ・ 株式会社ダイエーの再生支援を巡る経済産業省経済産業政策局長と株式会社産業再生機構代表取締役社長との会談の内容
- ・ 中心市街地の活性化に向けた「まちづくり3法」の見直しの必要性

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成16.11.26	社団法人日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会長 住友化学株式会社特別顧問	諸石 光熙君	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（仙谷由人君外16名提出）
	社団法人経済同友会代表幹事	北城 格太郎君	
	弁護士 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員	安保 嘉博君	
	法政大学法学部教授・法学部長	岸井 大太郎君	
	弁護士 元中央大学法学部教授	伊従 寛君	

10 国土交通委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	赤羽	一嘉君	公明				
理事	今村	雅弘君	自民	理事	衛藤	征士郎君	自民
理事	橘	康太郎君	自民	理事	望月	義夫君	自民
理事	大谷	信盛君	民主	理事	奥村	展三君	民主
理事	玉置	一弥君	民主	理事	高木	陽介君	公明
	石田	真敏君	自民		岩崎	忠夫君	自民
	江崎	鐵磨君	自民		江藤	拓君	自民
	大島	理森君	自民		梶山	弘志君	自民
	櫻田	義孝君	自民		島村	宜伸君	自民
	高木	毅君	自民		武田	良太君	自民
	中馬	弘毅君	自民		寺田	稔君	自民
	中野	正志君	自民		二階	俊博君	自民
	葉梨	康弘君	自民		古屋	圭司君	自民
	保坂	武君	自民		松野	博一君	自民
	森田	一君	自民		渡辺	博道君	自民
	岩國	哲人君	民主		岡本	充功君	民主
	下条	みつ君	民主		中川	治君	民主
	長安	豊君	民主		伴野	豊君	民主
	古本	伸一郎君	民主		松崎	哲久君	民主
	松野	信夫君	民主		三日月	大造君	民主
	室井	邦彦君	民主		山岡	賢次君	民主
	和田	隆志君	民主		若井	康彦君	民主
	佐藤	茂樹君	公明		穀田	恵二君	共産

(2) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案18件及び議員提出法律案1件、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）

○ 要旨

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限をそれぞれ5年間延長し、それぞれの振興開発計画を都県が策定すること等とするとともに、

奄美群島振興開発基金を解散して独立行政法人奄美群島振興開発基金を設立するもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 奄美群島及び小笠原諸島における産業振興策
- ・ 沖縄と奄美群島間の格差是正の必要性
- ・ 小笠原諸島の不在地主対策

○ **審査結果**

可決（附帯決議）

② **国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）**

○ **要旨**

平成16年度における国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、土地利用基本計画の作成等に要する経費の財源に充てるための交付金制度の廃止、市町村が作成する都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずるもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 国庫補助負担金制度改革におけるまちづくり交付金創設の意義
- ・ まちづくり交付金に関する市町村の要望状況
- ・ まちづくり交付金と従来補助金との相違点

○ **参考人からの意見の聴取**

○ **審査結果**

可決（附帯決議）

③ **東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案（内閣提出第12号）**

○ **要旨**

東京国際空港（羽田空港）において、新たに4本目の滑走路等を整備する緊急整備事業の円滑な推進を図るため、同事業に要する費用に充てる資金の一部を地方公共団体が無利子で貸し付けることができるよう特別措置を講ずるもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 羽田空港再拡張事業の必要性とその意義
- ・ 騒音対策に関して国民に十分な説明責任を果たす必要性
- ・ 再拡張後の羽田空港と成田空港との国際線における役割分担の考え方

○ **審査結果**

可決（附帯決議）

④ **景観法案（内閣提出第38号）**

○ **要旨**

良好な景観の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を

促進するための施策を総合的に講ずるもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 観光立国を目指す観点からの景観形成の推進方策
- ・ 景観計画策定における住民参加の必要性
- ・ 景観を重視した公共事業の必要性

○ **視察**

○ **参考人からの意見の聴取**

○ **審査結果**

可決（附帯決議）

⑤ **景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第39号）**

○ **要旨**

景観法の施行に伴い、景観地区等における建築物の規制に関する規定の整備、条例で屋外広告物の表示等について制限することができる区域の拡大、都市開発資金による無利子貸付けの貸付対象の拡大等関係法律の規定の整備等を行うもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 違反屋外広告物を排除する必要性
- ・ 屋外広告物に係る許可制度の対象区域を全国に拡大する効果
- ・ 国民の基本的人権に配慮した屋外広告物法運用の必要性

○ **視察**

○ **参考人からの意見の聴取**

○ **審査結果**

可決（附帯決議）

⑥ **都市緑地保全法等の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）**

○ **要旨**

都市における緑地の保全及び緑化の推進並びに都市公園の整備を一層推進し良好な都市環境の形成を図るため、緑地の保全のための規制を行う緑地保全地域制度等を創設するとともに、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の記載事項の拡充等所要の措置を講ずるもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 都心の緑地に関する現状認識
- ・ 「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」への住民意見の反映策
- ・ 市街地における民有地の緑化に係る取組

○ **視察**

○ **参考人からの意見の聴取**

○ **審査結果**

可決（附帯決議）

⑦ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案（内閣提出第53号）

○ 要旨

1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の改正に伴い、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保を図るため、その所有者等に保安規程の作成及び実施、保安管理者の選任等を義務づけるとともに、国際航海船舶の入港規制に関する措置等を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 国際港湾における保安設備の設置費用に対する支援の必要性
- ・ 本法律案による入港規制措置と海上保安庁法による停船等の措置との相違
- ・ 北朝鮮船舶に対する本法律案の入港規制措置の適用の可否

○ 審査結果

可決

⑧ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）

○ 要旨

海洋汚染防止条約の1997年の議定書の実施に伴い、船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出を規制するとともに、硫黄分濃度が海域ごとの基準に適合する船舶用燃料油の使用を義務づけること等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 船舶からの排出ガスの放出規制を行う背景及び趣旨
- ・ 海洋汚染防止法改正の対象外の大気汚染物質に対する規制の在り方
- ・ ポートステートコントロール（P S C）の検査内容及び実施状況

○ 審査結果

可決

⑨ 油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）

○ 要旨

1992年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の2003年の議定書の実施に伴いタンカー油濁損害に係る追加基金への補償請求権等を定めるとともに、一般船舶に対し、油濁損害の賠償及び座礁船舶の撤去のための保障契約の締結を義務づけるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 国際的な油濁補償体制の将来見通し
- ・ 既存の国際基金に加え追加基金による補償制度を設けた理由
- ・ 保障契約締結義務づけの対象船舶を100トン以上の外航船とした根拠

○ 審査結果

可決

⑩ 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出第78号）（参議院送付）

○ 要旨

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るため、建築物に係る報告、検査等の制度の充実及び強化、危険又は有害となるおそれのある既存不適格建築物に対する勧告及び是正命令制度の創設、既存不適格建築物に関する規制の合理化等所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ いわゆる地下室マンション問題に係る本法律案の措置について周知徹底を図る必要性
- ・ 既存不適格建築物に係る是正命令発動及び定期報告の現状
- ・ 特例容積率適用地区制度が景観形成に悪影響を及ぼす懸念

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑪ 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第79号）（参議院送付）

○ 要旨

不動産取引の円滑化と適正な地価の形成を図るため、地価公示の対象区域の拡大、不動産鑑定士等の行う不動産の取引や投資に関する相談に応じる業務等について適正な遂行を確保するための規定の整備、不動産鑑定士の資格取得制度の簡素合理化等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 地方都市における地価公示対象区域拡大による経済効果
- ・ 国民の不動産取引に必要な不動産取引価格等の情報公開による市場の活性化方策
- ・ 不動産鑑定士の報酬額の低廉化等の必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑫ 旅行業法の一部を改正する法律案（内閣提出第80号）（参議院送付）

○ 要旨

公益法人改革の一環として、旅程管理研修の実施機関について国による指定制度を登録制度に改めるとともに、近年の旅行需要の多様化を踏まえ、オーダーメイド型の契約形態を含む企画旅行契約という新たな旅行契約の態様を設定し、企画旅行について旅行者に旅程管理業務を義務づけるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 旅程管理研修を登録機関により実施することとした理由及び研修を充実させる必要性
- ・ オーダーメイド型旅行商品への旅程管理義務づけにより消費者負担増が生ずる懸念

念

- ・ 弁済業務保証金の弁済対象の見直しにより運送事業者等が中小旅行業者を排除するおそれ

○ 審査結果

可決

⑬ 海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第81号）
（参議院送付）

○ 要旨

航行の安全の確保及び船員の労働保護を図りつつ、海上運送事業の活性化を図るため、内航海運業に係る参入規制の許可制から登録制への緩和、常用雇用型船員派遣事業の制度化、労使協定による海員の時間外労働の導入等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 内航海運業に係る規制緩和により新規事業者が参入する見通し及び荷主の優位性が高まる懸念
- ・ 登録型船員派遣事業と民間有料船員職業紹介事業を導入しない理由
- ・ 船員の長時間労働是正のための措置

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑭ 自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案（内閣提出第82号）（参議院送付）

○ 要旨

自動車所有者等の負担の軽減等を図るため、自動車の保有に伴い必要となる新規登録等に係る手続について、電子情報処理組織を使用してオンラインで一括して行う、いわゆるワンストップサービスを実施できるよう所要の規定の整備等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 自動車関係手続におけるワンストップサービス導入のメリット
- ・ 個人情報の漏えいを防止するための方策
- ・ 中古車や軽自動車に係る手続についても同サービスが早期に利用できるようにする必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑮ 高速道路株式会社法案（内閣提出第112号）

○ 要旨

日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団を民営化し、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等を効率的に行わせるため、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本

高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社を設立するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 新会社の道路事業以外の事業展開の分野
- ・ 新会社の株式上場の見通し
- ・ 日本道路公団を分割することのメリット

○ 参考人からの意見の聴取

○ 委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑩ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（内閣提出第113号）

○ 要旨

日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化の円滑な実施を図るため、高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路株式会社に対する貸付け、これらの公団から承継した債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構を設立するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 機構を独立行政法人として設立する理由
- ・ 民営化後45年以内に債務を確実に返済できる見通し
- ・ 道路資産の貸付料の設定方法

○ 参考人からの意見聴取

○ 委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議）

⑪ 日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第114号)

○ 要旨

日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化に伴い、道路関係法律に関し、高速道路株式会社による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理及び料金の徴収、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による道路管理者の権限の代行等に関する規定の整備等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 料金収入に利潤を含めないこととした理由
- ・ 道路資産の機構から道路管理者へ帰属後の維持管理の基本的考え方
- ・ 弾力的な料金設定の必要性

○ 参考人からの意見聴取

- 委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取
- 審査結果
可決（附帯決議）

⑱ 日本道路公団等民営化関係法施行法案（内閣提出第115号）

- 要旨
日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化等に伴い、高速道路株式会社法、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法及び日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律の施行に関し、所要の経過措置を定めるとともに、関係法律の廃止及び改正を行うもの
- 主な質疑内容
 - ・ 高速自動車国道整備計画9,342kmの整備見通し及び予定路線11,520kmの今後の取扱い
 - ・ 附則に定める法施行10年後の見直し規定の対象
 - ・ 建設中・調査中の区間について新会社が建設拒否した場合の国の対応
- 参考人からの意見の聴取
- 委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取
- 審査結果
可決（附帯決議）

⑲ 高速道路事業改革基本法案（岩國哲人君外4名提出、衆法第36号）

- 要旨
高速道路事業の改革に関し、国等による道路4公団の資産及び債務の承継、道路4公団の管理する高速道路の3年以内の原則無料開放、新たな高速道路の整備等を内容とする基本的な理念及び方針等を定めるとともに、内閣総理大臣を本部長とする高速道路事業改革推進本部を内閣に設置し、高速道路事業改革推進計画を策定させるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 高速道路料金無料化の社会全体への影響
 - ・ 道路4公団の債務の具体的な返済方法
 - ・ 道路4公団廃止後の公団職員の雇用受入先
- 参考人からの意見の聴取
- 委員派遣及び意見陳述者からの意見聴取
- 審査結果
否決

⑳ 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案（国土交通委員長提出、衆法第44号）

- 要旨
近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため、閣議において、期間を定めて、特定の外国の国籍を有する船舶等について、

本邦の港への入港を禁止することを決定することができることとするもの

○ 結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号	
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議		
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果		議決日 結 果
			提 案 理 由							
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	16. 2. 3		2.25	3.12	3.12 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 改革) (附)	3.16 可決	国土交通 3.30 可決 (附)	3.31 可決	16. 3.31 法1号	
			2.27							
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	16. 2. 3		2.27	3.19 3.23	3.23 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (反-共産) (附)	3.23 可決	国土交通 3.30 可決 (附)	3.31 可決	16. 3.31 法0号	
			3.17							
東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法案（内閣提出第12号）	16. 2. 3		3. 5	3.16	3.16 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (反-共産) (附)	3.18 可決	国土交通 3.30 可決 (附)	3.31 可決	16. 3.31 法24号	
			3.12							
景観法案（内閣提出第38号）	16. 2.12	4.20	4.20	5.11 5.12 5.14	5.14 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 改革) (附)	5.14 可決	国土交通 6.10 可決 (附)	6.11 可決	16. 6.18 法10号	
			4.27							
景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第39号）	16. 2.12	4.20	4.20	5.11 5.12 5.14	5.14 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (反-共産) (附)	5.14 可決	国土交通 6.10 可決 (附)	6.11 可決	16. 6.18 法11号	
			4.27							
都市緑地保全法等の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	16. 2.12	4.20	4.20	5.11 5.12 5.14	5.14 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 改革) (附)	5.14 可決	国土交通 6.10 可決 (附)	6.11 可決	16. 6.18 法09号	
			4.27							
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律案（内閣提出第53号）	16. 2.24		3.15	3.17	3.17 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 改革)	3.18 可決	国土交通 4. 6 可決	4. 7 可決	16. 4.14 法31号	
			3.16							

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）	16. 2. 24		3. 19	3. 31	3. 31 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 改革)	4. 1 可決	国土交通 4. 13 可決	4. 14 可決	16. 4. 21 法36号
			3. 23						
油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）	16. 2. 24		3. 19	3. 31	3. 31 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 改革)	4. 1 可決	国土交通 4. 13 可決	4. 14 可決	16. 4. 21 法37号
			3. 23						
建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出第78号）（参議院送付）	参 16. 3. 3		5. 14	5. 21	5. 21 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (反-共産) (附)	5. 25 可決	国土交通 5. 13 可決 (附)	5. 14 可決	16. 6. 2 法37号
			5. 19						
不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第79号）（参議院送付）	参 16. 3. 3		5. 14	5. 21	5. 21 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 改革) (附)	5. 25 可決	国土交通 5. 13 可決 (附)	5. 14 可決	16. 6. 2 法36号
			5. 19						
旅行業法の一部を改正する法律案（内閣提出第80号）（参議院送付）	参 16. 3. 3		5. 19	5. 26	5. 26 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 改革)	5. 27 可決	国土交通 4. 27 可決	4. 28 可決	16. 6. 2 法72号
			5. 21						
海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第81号）（参議院送付）	参 16. 3. 3		5. 19	5. 26	5. 26 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (反-共産) (附)	5. 27 可決	国土交通 4. 27 可決 (附)	4. 28 可決	16. 6. 2 法71号
			5. 21						
自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案（内閣提出第82号）（参議院送付）	参 16. 3. 3		5. 13	5. 19	5. 19 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (反-共産) (附)	5. 20 可決	国土交通 4. 20 可決 (附)	4. 21 可決	16. 5. 26 法55号
			5. 14						
高速道路株式会社法案（内閣提出第112号）	16. 3. 9	3. 30	3. 30	4. 2 4. 6 4. 7 4. 9 4. 13 4. 14 4. 19(議) 4. 20 4. 21 4. 23	4. 23 可決(多) (賛-自民・公明・ 改革) (反-民主・共産) (附)	4. 27 可決	国土交通 6. 1 可決 (附)	6. 2 可決	16. 6. 9 法99号
			3. 31						

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（内閣提出第113号）	16. 3. 9	3. 30	3. 30	4. 2 4. 6 4. 7 4. 9 4. 13 4. 14	4. 23 可決(多) (賛-自民・公明・ 改革) (反-民主・共産) (附)	4. 27 可決	国土交通 6. 1 可決 (附)	6. 2 可決	16. 6. 9 法100号
			3. 31	4. 19(聴) 4. 20 4. 21 4. 23					
日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第114号）	16. 3. 9	3. 30	3. 30	4. 2 4. 6 4. 7 4. 9 4. 13 4. 14	4. 23 可決(多) (賛-自民・公明・ 改革) (反-民主・共産) (附)	4. 27 可決	国土交通 6. 1 可決 (附)	6. 2 可決	16. 6. 9 法101号
			3. 31	4. 19(聴) 4. 20 4. 21 4. 23					
日本道路公団等民営化関係法施行法案（内閣提出第115号）	16. 3. 9	3. 30	3. 30	4. 2 4. 6 4. 7 4. 9 4. 13 4. 14	4. 23 可決(多) (賛-自民・公明・ 改革) (反-民主・共産) (附)	4. 27 可決	国土交通 6. 1 可決 (附)	6. 2 可決	16. 6. 9 法102号
			3. 31	4. 19(聴) 4. 20 4. 21 4. 23					

衆 法

件 名	提出日	趣旨 説明	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
			委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
高速道路事業改革基本法案（岩國哲人君外4名提出、衆法第36号）	16. 4. 14		4. 14				4. 19(聴) 4. 20 4. 21 4. 23	4. 23 否決(少) (賛-民主) (反-自民・公明・ 共産・改革)	4. 27 否決
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法案（国土交通委員長提出、衆法第44号）	16. 6. 1				6. 1 成案・提出決定(多) (賛-自民・民主・ 公明・改革) (反-共産)	6. 3 可決	国土交通 6. 11 可決	6. 14 可決	16. 6. 18 法125号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 公共工事のコスト削減についての取組及び今後の方針
- ・ 今後の物流政策及びモーダルシフト推進策
- ・ 観光立国実現のための外国人旅行者の訪日促進策
- ・ まちづくり交付金を受けた事業等に係る責任明確化の必要性
- ・ ダム建設事業費が当初計画より大幅に増大する理由
- ・ 高速道路建設に関する大臣の認識
- ・ 愛知万博開催中の輸送需要への対応
- ・ 三菱ふそうトラック・バス（株）のリコール問題
- ・ 中部国際空港整備の進捗状況
- ・ 公共交通機関におけるテロの未然防止対策
- ・ 特定船舶入港禁止特別措置法案の運用方針

(4) 参考人・意見陳述者

① 参考人

出頭年月日	職業	氏名	審査・調査案件
平成16. 2. 27	日本道路公団総裁	近藤 剛君	国土交通行政の基本施策に関する件
	日本道路公団理事	金子 恒夫君	
平成16. 3. 19	早稲田大学教授	伊藤 滋君	国の補助金等の整理及び合理化に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	千葉大学客員教授	原 昭夫君	
	大分県臼杵市長	後藤 國利君	
平成16. 3. 31	都市基盤整備公団理事	古屋 雅弘君	国土交通行政の基本施策に関する件
平成16. 4. 2	日本道路公団総裁	近藤 剛君	高速道路株式会社法案（内閣提出） 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（内閣提出） 日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出） 日本道路公団等民営化関係法施行法案（内閣提出）
平成16. 4. 13	筑波大学社会工学系教授	石田 東生君	
	構想日本代表	加藤 秀樹君	
	社団法人九州・山口経済連合会副会長	飛松 建二君	
	社団法人京都経済同友会常任幹事	上村 多恵子君	
	帝京大学経済学部教授	藤井 弥太郎君	
	作家 道路関係4公団民営化推進委員会委員	猪瀬 直樹君	
	拓殖大学教授	田中 一昭君	
奈良女子大学大学院助教授	中山 徹君		

平成16. 4. 20	慶應義塾大学教授	榊原 英資君	高速道路株式会社法案（内閣提出） 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（内閣提出） 日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出） 日本道路公団等民営化関係法施行法案（内閣提出） 高速道路事業改革基本法案（岩國哲人君外4名提出）
	社団法人日本土木工業協会会長	梅田 貞夫君	
	ニューヨーク大学大学院教授 東京大学大学院客員教授	佐藤 隆三君	
	財団法人道路サービス機構副理事長	久保 博資君	
	秋田県知事	寺田 典城君	
	大分県知事	広瀬 勝貞君	
	社団法人全日本トラック協会理事長	野間 耕二君	
	シンクタンク山崎養世事務所代表 前ゴールドマン・サックス投信株式会社社長	山崎 養世君	
平成16. 4. 23	日本道路公団総裁	近藤 剛君	
	日本道路公団理事	奥山 裕司君	
平成16. 5. 11	東京大学大学院工学系研究科教授	西村 幸夫君	景観法案（内閣提出） 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出） 都市緑地保全法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	金沢市長	山出 保君	
	平安女学院大学生生活環境学部生活環境学科教授	中林 浩君	
平成16. 6. 16	都市基盤整備公団理事	田中 久幸君	国土交通行政の基本施策に関する件

② 意見陳述者

期 日	職 業	氏 名	意見を聴取した問題
平成16. 4. 19	大阪大学社会経済研究所教授	小野 善康君	高速道路株式会社法案（内閣提出）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（内閣提出）、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）、日本道路公団等民営化関係法施行法案（内閣提出）及び高速道路事業改革基本法案（岩國哲人君外4名提出）について
	大津市長	目片 信君	
	滋賀県商工会議所連合会会長	高橋 宗治郎君	
	立命館大学経営学部教授	土居 靖範君	
	元九州大学経済学部教授	矢田 俊文君	
	宮崎県知事	安藤 忠恕君	
	大分県商工会議所連合会会長	安藤 昭三君	
	中津市長	新貝 正勝君	

(5) 委員派遣・視察・議員海外派遣

① 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平成16. 4. 19	第1班 滋賀県 第2班 大分県	高速道路株式会社法案（内閣提出）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（内閣提出）、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）、日本道路公団等民営化関係法施行法案（内閣提出）及び高速道路事業改革基本法案（岩國哲人君外4名提出）の審査	第1班 11人 第2班 11人

② 視察

視察年月日	視察地名	視察目的	視察委員
平成16. 4. 28	京都府	景観法案（内閣提出）、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の審査に資するため	9人
平成16. 6. 2	東京都（硫黄島、 沖ノ鳥島）	国土交通行政に関する実情調査	5人
平成16. 6. 9	山梨県	国土交通行政に関する実情調査	14人

③ 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州国土交通事情等調査議員団	（閉会中） 平成16. 7. 19 ～ 7. 28	チェコ、ハンガリー、イタリア、フランス	チェコ、ハンガリー、イタリア及びフランスにおける国土交通事情等の調査のため	7人

【第160回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	赤羽	一嘉君	公明				
理事	今村	雅弘君	自民	理事	衛藤	征士郎君	自民
理事	橘	康太郎君	自民	理事	望月	義夫君	自民
理事	大谷	信盛君	民主	理事	奥村	展三君	民主
理事	玉置	一弥君	民主	理事	高木	陽介君	公明
	岩崎	忠夫君	自民		江崎	鐵磨君	自民
	江藤	拓君	自民		大島	理森君	自民
	梶山	弘志君	自民		櫻田	義孝君	自民
	島村	宜伸君	自民		高木	毅君	自民
	武田	良太君	自民		中馬	弘毅君	自民
	寺田	稔君	自民		中野	正志君	自民
	二階	俊博君	自民		野田	毅君	自民
	葉梨	康弘君	自民		古屋	圭司君	自民
	保坂	武君	自民		松野	博一君	自民
	森田	一君	自民		渡辺	博道君	自民
	岩國	哲人君	民主		岡本	充功君	民主
	下条	みつ君	民主		中川	治君	民主
	長安	豊君	民主		伴野	豊君	民主
	古本	伸一郎君	民主		松崎	哲久君	民主
	松野	信夫君	民主		三日月	大造君	民主
	室井	邦彦君	民主		山岡	賢次君	民主
	和田	隆志君	民主		若井	康彦君	民主
	佐藤	茂樹君	公明		穀田	恵二君	共産

(2) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、委員派遣が行われた。

(4) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成16. 9. 15 ～ 9. 16	東京都（硫黄島、 沖ノ鳥島）	国土交通行政に関する実情調査	10人

【第161回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	橘	康太郎君	自民				
理事	衛藤	征士郎君	自民	理事	萩山	教嚴君	自民
理事	望月	義夫君	自民	理事	山口	泰明君	自民
理事	阿久津	幸彦君	民主	理事	金田	誠一君	民主
理事	土肥	隆一君	民主	理事	赤羽	一嘉君	公明
	岩崎	忠夫君	自民		江崎	鐵磨君	自民
	江藤	拓君	自民		木村	隆秀君	自民
	河本	三郎君	自民		櫻田	義孝君	自民
	菅原	一秀君	自民		高木	毅君	自民
	武田	良太君	自民		中馬	弘毅君	自民
	寺田	稔君	自民		中野	正志君	自民
	二階	俊博君	自民		葉梨	康弘君	自民
	林	幹雄君	自民		古川	禎久君	自民
	保坂	武君	自民		松野	博一君	自民
	森田	一君	自民		菅	直人君	民主
	下条	みつ君	民主		高木	義明君	民主
	玉置	一弥君	民主		樽井	良和君	民主
	中川	治君	民主		長安	豊君	民主
	伴野	豊君	民主		松崎	哲久君	民主
	三日月	大造君	民主		室井	邦彦君	民主
	和田	隆志君	民主		若井	康彦君	民主
	若泉	征三君	民主		佐藤	茂樹君	公明
	谷口	隆義君	公明		穀田	恵二君	共産

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案1件及び議員提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）

○ 要旨

公益法人に係る改革を推進するため、国土交通大臣が指定した者が住宅性能評価等を実施することができる制度について、国土交通大臣の登録を受けた者が実施することができる制度に改める等所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本法律案の意義と効果

- ・ 住宅性能評価に関する信頼性確保の必要性
- ・ 既存住宅に係る住宅性能評価の普及方策

○ 審査結果

可決

② 公共工事の品質確保の促進に関する法律案（古賀誠君外7名提出、衆法第3号）

○ 要旨

公共工事の品質確保の促進を図るため、公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者等の責務を明確化し、「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換を図り、発注者を支援する仕組を明確化する諸規定の整備等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議		
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	議決日 結 果	
住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	16.10.12	11.4	11.9		11.9 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産)	11.9 可決	国土交通 11.16 可決	11.17 可決	16.11.25 法41号
		11.5							

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議		
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	議決日 結 果	
公共工事の品質確保の促進に関する法律案（古賀誠君外7名提出、衆法第3号）	16.11.2	11.17				(12.3) (閉会中 審査)			
		11.19							

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 豪雨・台風災害、新潟県中越地震災害の復旧対策等に関する国土交通省の取組
- ・ 被災者生活再建支援法の弾力的取扱いの必要性
- ・ 上越新幹線の復旧見通し及び今後の新幹線の安全確保策
- ・ 堤防の強化や遊水地の設置等ダム建設に頼らない総合的な治水対策の必要性
- ・ 公共交通機関、港湾におけるテロ対策
- ・ 国土交通省における地球温暖化対策の取組
- ・ バリアフリー施策の進捗状況及び交通バリアフリー法の見直しに向けた取組
- ・ 公共事業の品質確保に関する国土交通省の取組
- ・ 高速自動車国道の通行料金割引の具体策
- ・ 静岡空港未取得用地に対して土地収用法の適用を回避する必要性

(4) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平成16. 11. 16 ～11. 17	沖縄県	国土交通行政に関する実情調査	10人

11 環境委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	小沢	鋭仁君	民主				
理事	大野	松茂君	自民	理事	桜井	郁三君	自民
理事	竹下	亘君	自民	理事	西野	あきら君	自民
理事	奥田	建君	民主	理事	長浜	博行君	民主
理事	伴野	豊君	民主	理事	石田	祝稔君	公明
	宇野	治君	自民		大前	繁雄君	自民
	加藤	勝信君	自民		川上	義博君	自民
	木村	隆秀君	自民		鈴木	淳司君	自民
	砂田	圭佑君	自民		西村	康稔君	自民
	鳩山	邦夫君	自民		船田	元君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民		望月	義夫君	自民
	荒井	聰君	民主		近藤	昭一君	民主
	鮫島	宗明君	民主		島田	久君	民主
	田島	一成君	民主		武山	百合子君	民主
	松本	龍君	民主		高木	美智代君	公明
	土井	たか子君	社民				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案5件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第71号）

○ 要旨

廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物の特定の処理施設（ごみ固形化燃料（RDF）施設等）における事故時の措置に関する制度の創設及び指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の不適正処理を直罰で禁止するなどの罰則の強化等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ RDF施設における事故に対する責任の所在
- ・ 硫酸ピッチの不適正処分問題についての地方公共団体の条例及び要望書に対する見解並びに関係省庁の取組状況
- ・ 産業廃棄物の不適正処理事案についての環境大臣による都道府県知事への指示及び財政支援の在り方

○ 審査結果

可決（附帯決議）

② 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第119号)

○ 要旨

廃棄物の海洋投入処分等の規制を強化するため、船舶又は海洋施設からの廃棄物の海洋投入処分について、環境大臣による許可制度を創設すること及び廃棄物を洋上で焼却することを禁止する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 廃棄物の海洋投入処分の現状及び処分量削減に向けた取組の必要性
- ・ 海洋投入処分された廃火薬類、不発弾が海洋環境に与える影響及び今後の陸上処理体制
- ・ 海洋環境調査体制整備の必要性

○ 審査結果

可決

③ 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第120号）

○ 要旨

浮遊粒子状物質及びオキシダントによる大気汚染の現況にかんがみ、これらの物質の生成の原因となる物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出等を抑制するための措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ VOC排出基準の想定値及び設定時期
- ・ 法規制と自主的取組を適切に組み合わせるといふ政策のベストミックスの考え方を初めて法律に位置づけた経緯及びその狙い
- ・ 規制対象事業者への支援措置の検討状況

○ 審査結果

可決

④ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案（内閣提出第121号）

○ 要旨

事業活動における適切な環境配慮を確保するため、国・地方公共団体は自らの環境配慮の取組状況を公表するとともに、主務大臣が環境報告書の記載事項等を定め、特定事業者に環境報告書の作成・公表を義務づける等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本法律案が環境と経済の好循環を図る上で果たす役割
- ・ 環境報告書の作成・公表義務を特定事業者に限定する理由及び想定される事業者の範囲
- ・ 環境報告書の記載内容の適正性を判断する第三者審査機関の在り方

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

⑤ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案(内閣提出第125号)(参議院送付)

○ 要旨

特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを禁止するとともに、国等による特定外来生物の防除の促進、未判定外来生物の輸入の制限等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ オオクチバス等外来魚の放流実態及びそれらによる生態系の被害状況
- ・ 特定外来生物として指定が検討されている外来生物及び指定に当たっての考え方
- ・ 本法律の施行前からペットとして飼養されている外来生物の遺棄、放出対策

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決(附帯決議)

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第71号)	16. 3. 2	3.11	3.23	3.30 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・社民・ 改革) (附)	4. 1 可決	環境 4.20 可決 (附)	4.21 可決	16. 4.28 法40号
		3.12						
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第119号)	16. 3.10	3.29	4. 9	4. 9 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・社民・ 改革)	4.13 可決	環境 5.11 可決	5.12 可決	16. 5.19 法48号
		3.30						
大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第120号)	16. 3.10	4. 5	4.20	4.20 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・社民・ 改革)	4.22 可決	環境 5.18 可決	5.19 可決	16. 5.26 法56号
		4.13						
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案(内閣提出第121号)	16. 3.10	4. 5	5.11 5.14	5.14 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・社民・ 改革)	5.18 可決	環境 5.25 可決	5.26 可決	16. 6. 2 法77号
		4.23						

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案（内閣提出第125号）（参議院送付）	参 16. 3. 10	5. 14	5. 21 5. 25	5. 25 可決(多) (賛-自民・公明・社民) (反-民主) (欠-改革) (附)	5. 27 可決	環境 4. 15 可決	4. 16 可決	16. 6. 2 法78号
		5. 18						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 京都議定書の発効見通し及び温室効果ガスの削減目標達成に向けた取組状況
- ・ 地球温暖化対策推進大綱の評価、見直しのスケジュール及び温暖化対策税導入問題
- ・ 石垣新空港建設とサンゴ礁保護対策
- ・ 里地里山保全・再生推進に向けた取組の必要性
- ・ 政府一体となった旧日本軍毒ガス弾対策の在り方
- ・ 環境と経済の統合に関する理念及び具体的施策
- ・ バイオマスエネルギー利用推進の必要性
- ・ 我が国が目指すべき環境行政の基本理念及び同理念の世界への情報発信の必要性
- ・ 環境教育についての取組状況
- ・ リデュース、リユース及びリサイクル対策推進の必要性

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成16. 5. 11	東京大学生産技術研究所教授 中央環境審議会総合政策部会環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会委員長	山本 良一君	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案（内閣提出）
	ソニー株式会社顧問	佐野 角夫君	
	株式会社グッドバンカー代表取締役社長	筑紫 みずえ君	
	環境プランニング学会副会長	江間 泰徳君	

平成16. 5. 21	放送大学教授	岩槻 邦男君	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案（内閣提出）（参議院送付）
	江戸川大学社会学部環境デザイン学科助教授 財団法人日本自然保護協会理事	吉田 正人君	
	財団法人日本生態系協会事務局長	関 健志君	

(5) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成16. 7. 13 ～ 7. 15	北海道	自然環境の保全状況及び循環型社会形成の状況等に関する実情調査	15人

【第160回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	小沢	鋭仁君	民主				
理事	大野	松茂君	自民	理事	桜井	郁三君	自民
理事	竹下	亘君	自民	理事	西野	あきら君	自民
理事	奥田	建君	民主	理事	長浜	博行君	民主
理事	伴野	豊君	民主	理事	石田	祝稔君	公明
	宇野	治君	自民		大前	繁雄君	自民
	加藤	勝信君	自民		川上	義博君	自民
	木村	隆秀君	自民		鈴木	淳司君	自民
	砂田	圭佑君	自民		西村	康稔君	自民
	鳩山	邦夫君	自民		船田	元君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民		望月	義夫君	自民
	荒井	聰君	民主		近藤	昭一君	民主
	鮫島	宗明君	民主		島田	久君	民主
	田島	一成君	民主		武山	百合子君	民主
	松本	龍君	民主		高木	美智代君	公明
	土井	たか子君	社民				

(2) 議案審査

付託された法律案はなかった。

【第161回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	小沢	鋭仁君	民主				
理事	大野	松茂君	自民	理事	桜井	郁三君	自民
理事	竹下	亘君	自民	理事	西野	あきら君	自民
理事	奥田	建君	民主	理事	近藤	昭一君	民主
理事	肥田	美代子君	民主	理事	石田	祝稔君	公明
	宇野	治君	自民		大前	繁雄君	自民
	加藤	勝信君	自民		城内	実君	自民
	小坂	憲次君	自民		鈴木	淳司君	自民
	砂田	圭佑君	自民		根本	匠君	自民
	能勢	和子君	自民		鳩山	邦夫君	自民
	船田	元君	自民		松宮	勲君	自民
	荒井	聰君	民主		佐藤	謙一郎君	民主
	田島	一成君	民主		長浜	博行君	民主
	松本	龍君	民主		村井	宗明君	民主
	吉田	泉君	民主		高木	美智代君	公明
	土井	たか子君	社民				

(2) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 地球温暖化対策推進体制の在り方
- ・ 温暖化対策のための環境税導入の必要性
- ・ 水俣病関西訴訟最高裁判決を踏まえた国の責任及び被害者救済策
- ・ 家電リサイクル法の施行状況及び同制度見直しの必要性
- ・ 廃棄物減量化計画の実績及び減量化目標見直しの必要性
- ・ 廃棄物最終処分場の安全確保に向けた規制強化の必要性
- ・ 熊出没問題の現状及び対策
- ・ 辺野古沖の米軍ヘリポート建設に係る自然環境保護対策及び関与の在り方
- ・ ジュゴン保護対策推進の必要性及び国際自然保護連合（IUCN）勧告の受け止め方

- ・ 泡瀬干潟のラムサール条約湿地登録及び同干潟保全の必要性
- ・ 特定外来生物被害防止法施行に向けた規制対象生物の選定の在り方

(4) 視察

視察年月日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成16. 11. 17	愛知県	愛知万博の準備状況並びに自然環境の保護及び整備に関する実情調査	10人



国会議事堂内の大理石の壁に浮き出た化石

12 安全保障委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	小此木	八郎君	自民				
理事	岩屋	毅君	自民	理事	小島	敏男君	自民
理事	高木	毅君	自民	理事	仲村	正治君	自民
理事	大石	尚子君	民主	理事	長島	昭久君	民主
理事	細野	豪志君	民主	理事	赤松	正雄君	公明
	赤城	徳彦君	自民		大前	繁雄君	自民
	嘉数	知賢君	自民		瓦	力君	自民
	北村	誠吾君	自民		佐藤	錬君	自民
	寺田	稔君	自民		中谷	元君	自民
	林田	彪君	自民		古川	禎久君	自民
	御法川	信英君	自民		山口	泰明君	自民
	青木	愛君	民主		大出	彰君	民主
	小林	憲司君	民主		佐藤	公治君	民主
	西村	真悟君	民主		前田	雄吉君	民主
	松本	剛明君	民主		渡辺	周君	民主
	遠藤	乙彦君	公明				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）

○ 要旨

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数を1,860人削減し、253,180人とし、即応予備自衛官の員数を1,336人増員し、9,004人とするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画の改定を目前にして自衛官の定数を削減する必要性
- ・ 自衛官の定数の削減を踏まえた新たな人員配置構想の有無

○ 審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	16. 2. 6	3. 18	3. 25		3. 25 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・改革)	3. 30 可決	外交防衛 4. 27 可決	4. 28 可決	16. 5. 12 法41号
	3. 19								

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 国連安保理決議第1546号に基づく多国籍軍に自衛隊が参加することの可否についての政府の見解
- ・ 北朝鮮拉致問題を6者協議の枠組の中で解決するという認識の有無
- ・ テロ等緊急時における地方自治体と防衛庁の連携
- ・ 中国人による尖閣諸島魚釣島への不法上陸事案（平成16年3月24日）の経緯及び再発防止策
- ・ 我が国周辺海域における中国の海洋調査活動が我が国の安全保障に与える影響
- ・ 米軍の前方展開兵力再編協議に対する政府の方針
- ・ 新たに策定する防衛計画の大綱の中心的概念の在り方
- ・ 弾道ミサイル防衛システムの運用に関する自衛隊の統合運用の在り方

(4) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

我が国の領土保全に関する件（平成16. 3. 30）

去る3月24日に発生した中国人活動家による尖閣諸島魚釣島への不法上陸は、我が国の領土保全上誠に遺憾な事件である。

尖閣諸島は、1885年以降、政府が沖縄県当局を通じ、再三にわたる現地調査を行い、単にこれが無人島であるのみならず、清国の支配が及んでいないことを慎重に確認の上、1895年1月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行い、正式に我が国の領土に編入することとしたものである。同諸島は爾来歴史的に一貫して我が国の領土であり、サン・フランシスコ平和条約においても、南西諸島の一部として米国の施政下に置かれ、

沖縄返還協定により我が国に施政権が返還された地域の中に含まれているものである。以上の経緯から、同諸島が我が国の固有の領土であることは、歴史的にも、国際法上からも、明白である。

政府は、中国政府に対して、引き続き冷静な対応を求めるとともに、再び不法上陸を許すような事態を招かぬよう、関係省庁及び警察諸機関とのより一層緊密な連携を図り、周辺海域の警戒・警備に万全の対策をとるべきである。

また、政府は、今般の事件を契機として、尖閣諸島のみならず、我が国が正当にその領有権を有している領土の保全に遺漏なきを期すため、外交的施策における努力を始めとする各般の施策をより一層強力に推進すべきである。

右決議する。

(5) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成16. 3. 19	国連東ティモール支援 団事務総長特別代表	カマレシュ・ シャルマ君	国の安全保障に関する件（東ティモールにおける 国連のPKO活動の現状と課題）
平成16. 4. 15	杏林大学総合政策学部 教授	平松 茂雄君	国の安全保障に関する件（東アジアの安全保障情 勢）
	岡崎研究所理事	金田 秀昭君	
平成16. 6. 3	拓殖大学国際開発学部 教授	森本 敏君	国の安全保障に関する件
	財団法人平和・安全保 障研究所理事長	渡邊 昭夫君	

(6) 視察

視察年月日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成16. 4. 28	広島県	国の安全保障における防衛等の実情調査	7人

【第160回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	小此木	八郎君	自民				
理事	岩屋	毅君	自民	理事	小島	敏男君	自民
理事	高木	毅君	自民	理事	仲村	正治君	自民
理事	大石	尚子君	民主	理事	長島	昭久君	民主
理事	細野	豪志君	民主	理事	赤松	正雄君	公明
	赤城	徳彦君	自民		大前	繁雄君	自民
	嘉数	知賢君	自民		瓦	力君	自民
	北村	誠吾君	自民		佐藤	錬君	自民
	寺田	稔君	自民		中谷	元君	自民
	林田	彪君	自民		古川	禎久君	自民
	御法川	信英君	自民		山口	泰明君	自民
	青木	愛君	民主		大出	彰君	民主
	小林	憲司君	民主		佐藤	公治君	民主
	西村	真悟君	民主		前田	雄吉君	民主
	松本	剛明君	民主		渡辺	周君	民主
	遠藤	乙彦君	公明				

(2) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(3) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州各国安全保障調査議員団	(閉会中) 平成16. 8.16 ～ 8.27	デンマーク、ドイツ、オーストリア、スイス、ベルギー、フランス	欧州各国の安全保障政策等の実情調査のため	5人

【第161回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	小林	興起君	自民				
理事	赤城	徳彦君	自民	理事	岩屋	毅君	自民
理事	高木	毅君	自民	理事	仲村	正治君	自民
理事	池田	元久君	民主	理事	大石	尚子君	民主
理事	渡辺	周君	民主	理事	赤松	正雄君	公明
	石破	茂君	自民		奥野	信亮君	自民
	嘉数	知賢君	自民		瓦	力君	自民
	北村	誠吾君	自民		坂本	哲志君	自民
	寺田	稔君	自民		中谷	元君	自民
	額賀	福志郎君	自民		浜田	靖一君	自民
	古川	禎久君	自民		御法川	信英君	自民
	武正	公一君	民主		津村	啓介君	民主
	中野	讓君	民主		西村	真悟君	民主
	本多	平直君	民主		前原	誠司君	民主
	松本	剛明君	民主		村越	祐民君	民主
	佐藤	茂樹君	公明				

(2) 議案審査

付託された法律案は、内閣提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）

○ 要旨

一般職の職員の給与に関する法律別表第六ロ教育職俸給表（二）が廃止されること等に伴い、同表ロの適用を受けている防衛庁の職員に対し新たに適用する俸給表として、自衛隊教官俸給表を新設するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 俸給表が行政職（一）に変更される教務職員の俸給の調整措置
- ・ 防衛庁職員給与法改正案の施行期日と一般職給与法等改正案の施行期日との関係

○ 審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由				議 決 日 結 果		
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	16. 10. 12		10. 20	10. 22	10. 22 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明)	10. 22 可決	外交防衛 10. 26 可決	10. 27 可決	16. 10. 28 法37号
			10. 21						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 中国原子力潜水艦による領海侵犯事案における領海侵犯の確認から海上警備行動発令までの経緯及び迅速な発令態勢整備の必要性
- ・ 中国原子力潜水艦による領海侵犯事案に対する中国政府の対応と事態終息に係る政府の認識
- ・ イラク・サマーワの自衛隊宿営地の安全対策に関する政府の認識
- ・ イラク人道復興支援特措法による自衛隊の派遣期間延長に関する政府の見解
- ・ 米軍再編と日米安保条約極東条項との関連に対する政府の見解
- ・ 財政制約を前提とせず国家としての理念に基づいた新たな防衛計画の大綱を策定する必要性
- ・ 新潟県中越地震に係る災害派遣における自衛隊の活動状況
- ・ テロ対策特措法による自衛隊の派遣期間延長に関する政府の見解
- ・ ミサイル防衛の導入に伴う予算配分が自衛隊の将来体制に与える影響
- ・ 武器輸出三原則の見直しと新たに策定される防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画との関係

13 国家基本政策委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	伊藤	公介君	自民				
理事	甘利	明君	自民	理事	亀井	久興君	自民
理事	蓮実	進君	自民	理事	八代	英太君	自民
理事	海江田	万里君	民主	理事	北橋	健治君	民主
理事	手塚	仁雄君	民主	理事	北側	一雄君	公明
	安倍	晋三君	自民		小里	貞利君	自民
	亀井	静香君	自民		瓦	力君	自民
	古賀	誠君	自民		高村	正彦君	自民
	中川	秀直君	自民		中山	太郎君	自民
	西銘	恒三郎君	自民		額賀	福志郎君	自民
	堀内	光雄君	自民		枝野	幸男君	民主
	岡田	克也君	民主		菅	直人君	民主
	中村	哲治君	民主		羽田	孜君	民主
	藤井	裕久君	民主		藤田	幸久君	民主
	室井	邦彦君	民主		冬柴	鐵三君	公明
	志位	和夫君	共産				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 合同審査会

参議院国家基本政策委員会との合同審査会における内閣総理大臣と野党党首との討議が行われた。主な討議内容は、次のとおりである。

討 議 内 容	開会年月日	討 議 者
1 国会関係		
政治姿勢		
① 先の総選挙（平成15年11月9日第43回総選挙）の実施等自由民主党と公明党との連立の在り方	平成16. 2. 18	菅 直人君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
2 外交・安全保障関係		
イラク問題		
① イラクへの自衛隊派遣の妥当性	平成16. 2. 18	菅 直人君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣

② イラク戦争に対する評価	平成16. 4. 14	菅 直人君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
③ ファルージャにおける米軍の戦闘行動に対して自制を 求める必要性	平成16. 4. 14	菅 直人君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
④ 現在のサマーワ情勢と自衛隊撤退検討の可否	平成16. 4. 14	菅 直人君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
⑤ 人質となっている日本人の家族と面会しない理由	平成16. 4. 14	菅 直人君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
⑥ ファルージャにおける米軍の戦闘行動の不当性	平成16. 4. 14	志位 和夫君（共産）と 小泉純一郎内閣総理大臣
3 厚生・労働関係		
年金問題		
① 年金制度改革法案における給付水準の一律引下げと憲 法が保障する生存権との関係	平成16. 2. 18	志位 和夫君（共産）と 小泉純一郎内閣総理大臣
② 年金一元化問題に対する内閣総理大臣の発言の真意	平成16. 4. 14	菅 直人君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
③ 年金の負担と給付の在り方	平成16. 4. 14	菅 直人君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
4 国土・交通関係		
道路問題		
① 道路公団改革案に対する評価及び民営化推進委員会の 意見の尊重度	平成16. 2. 18	菅 直人君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
5 その他		
① 我が国の農業政策の在り方及び農業改革の必要性	平成16. 2. 18	菅 直人君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
② 職務発明への評価を改善する必要性	平成16. 2. 18	菅 直人君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣

【第160回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	伊藤	公介君	自民				
理事	甘利	明君	自民	理事	亀井	久興君	自民
理事	蓮実	進君	自民	理事	八代	英太君	自民
理事	海江田	万里君	民主	理事	北橋	健治君	民主
理事	手塚	仁雄君	民主	理事	北側	一雄君	公明
	安倍	晋三君	自民		小里	貞利君	自民
	亀井	静香君	自民		瓦	力君	自民
	古賀	誠君	自民		高村	正彦君	自民
	中川	秀直君	自民		中山	太郎君	自民
	西銘	恒三郎君	自民		額賀	福志郎君	自民
	堀内	光雄君	自民		枝野	幸男君	民主
	岡田	克也君	民主		菅	直人君	民主
	中村	哲治君	民主		羽田	孜君	民主
	藤井	裕久君	民主		藤田	幸久君	民主
	室井	邦彦君	民主		冬柴	鐵三君	公明
	志位	和夫君	共産				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第161回国会】

(1) 委員名簿（30人）

委員長	丹羽	雄哉君	自民				
理事	亀井	久興君	自民	理事	自見	庄三郎君	自民
理事	宮路	和明君	自民	理事	八代	英太君	自民
理事	一川	保夫君	民主	理事	北橋	健治君	民主
理事	中井	洽君	民主	理事	井上	義久君	公明
	伊藤	公介君	自民		小里	貞利君	自民
	大島	理森君	自民		久間	章生君	自民
	小坂	憲次君	自民		武部	勤君	自民
	中川	秀直君	自民		中山	太郎君	自民
	堀内	光雄君	自民		谷津	義男君	自民
	与謝野	馨君	自民		石井	一君	民主
	枝野	幸男君	民主		岡田	克也君	民主
	川端	達夫君	民主		玄葉	光一郎君	民主
	手塚	仁雄君	民主		平野	博文君	民主
	古川	元久君	民主		冬柴	鐵三君	公明
	志位	和夫君	共産				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 合同審査会

参議院国家基本政策委員会との合同審査会における内閣総理大臣と野党党首との討議が行われた。主な討議内容は、次のとおりである。

討 議 内 容	開会年月日	討 議 者
1 国会関係		
(1) 議会運営		
① 党首討論の在り方	平成16. 10. 27	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
(2) 政治倫理		
① 日本歯科医師連盟（日歯連）から旧橋本派への1億円 献金疑惑の責任の所在	平成16. 10. 27	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
② 日歯連の政治献金問題に関し村岡兼造氏等の証人喚問 の是非	平成16. 10. 27	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
③ 日歯連の政治献金問題に関し山崎拓氏に対する迂回献 金疑惑の調査の確認	平成16. 10. 27	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣

④ 迂回献金規制等のための政治資金規正法改正問題	平成16. 10. 27	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
⑤ 迂回献金に関する自由民主党の調査結果	平成16. 11. 17	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
⑥ 迂回献金規制のための政治資金規正法改正問題	平成16. 11. 17	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
2 内閣関係		
災害対策		
① 新潟県中越地震に対する政府の支援策	平成16. 10. 27	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
② 家屋再建資金のための被災者生活再建支援法改正問題	平成16. 10. 27	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
3 外交・安全保障関係		
(1) イラク問題		
① 日本人質事件への対応	平成16. 10. 27	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
② 人質事件発生直後の内閣総理大臣発言の当否	平成16. 11. 10	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
③ 米軍等によるファルージャ掃討作戦の是非	平成16. 11. 10	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
④ サマーワをイラク特措法上の非戦闘地域とする根拠	平成16. 11. 10	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
⑤ オランダ軍撤退後の自衛隊の安全確保策	平成16. 11. 10	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
⑥ 自衛隊に代わる給水活動のやり方	平成16. 11. 10	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
⑦ 自衛隊の撤退の是非	平成16. 11. 10	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
⑧ イラク特措法上の非戦闘地域に関する内閣総理大臣発言	平成16. 11. 17	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
⑨ イラク復興支援に対する米国と日本との役割の違い	平成16. 11. 17	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
⑩ 自衛隊イラク派遣の是非	平成16. 11. 17	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
(2) 北朝鮮問題		
① 拉致問題の再調査結果に対する評価	平成16. 11. 17	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
② 残された食料支援の取扱い	平成16. 11. 17	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
③ 今後の日朝交渉の在り方	平成16. 11. 17	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
4 厚生・労働関係		
年金問題		
① 年金制度一元化のための納税者番号制度導入に対する考え方	平成16. 11. 10	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣

② 「3党合意」に基づく協議の場の立ち上げ方	平成16. 11. 10	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
5 行財政改革・地方分権関係		
三位一体改革		
① 国庫補助金改革に関する議員及び関係省庁の姿勢	平成16. 11. 17	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣
② 権限委譲につながる三位一体改革への取組	平成16. 11. 17	岡田 克也君（民主）と 小泉純一郎内閣総理大臣



国家基本政策委員会における党首討論

14 予算委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿 (50人)

委員長	笹川	堯君	自民				
理事	大野	功統君	自民	理事	北村	直人君	自民
理事	園田	博之君	自民	理事	玉沢	徳一郎君	自民
理事	松岡	利勝君	自民	理事	玄葉	光一郎君	民主
理事	筒井	信隆君	民主	理事	平岡	秀夫君	民主
理事	谷口	隆義君	公明		伊吹	文明君	自民
	植竹	繁雄君	自民		尾身	幸次君	自民
	大島	理森君	自民		倉田	雅年君	自民
	小泉	龍司君	自民		小杉	隆君	自民
	滝	実君	自民		中馬	弘毅君	自民
	津島	雄二君	自民		中山	成彬君	自民
	丹羽	雄哉君	自民		西川	京子君	自民
	萩野	浩基君	自民		蓮実	進君	自民
	福田	康夫君	自民		二田	孝治君	自民
	増田	敏男君	自民		町村	信孝君	自民
	井上	和雄君	民主		池田	元久君	民主
	石井	一君	民主		石田	勝之君	民主
	生方	幸夫君	民主		海江田	万里君	民主
	河村	たかし君	民主		吉良	州司君	民主
	小泉	俊明君	民主		鮫島	宗明君	民主
	首藤	信彦君	民主		達増	拓也君	民主
	中津川	博郷君	民主		永田	寿康君	民主
	野田	佳彦君	民主		鉢呂	吉雄君	民主
	石田	祝稔君	公明		遠藤	乙彦君	公明
	高木	陽介君	公明		佐々木	憲昭君	共産
	照屋	寛徳君	社民				

(2) 予算審議の概況

- ① 平成15年度一般会計補正予算（第1号）
平成15年度特別会計補正予算（特第1号）
平成15年度政府関係機関補正予算（機第1号）

○ 補正予算の概要

本補正予算は、歳出面において、義務的経費の追加をはじめ、災害対策費、イラク復興支援経済協力費等特に緊要となった事項等について措置を講ずる一方、歳入面において、前年度剰余金の受入れ等を行うこととして編成されたものであり、平成16年1月19日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

一般会計予算においては、歳出について、義務的経費の追加、災害対策費、イラク復興支援経済協力費、中小企業総合事業団信用保険部門出資金等を計上する一方、既定経費の節減、予備費の減額を行い、歳入については、前年度剰余金受入れを計上する一方、その他収入の減収を見込んでいる。

この結果、補正後の平成15年度一般会計予算の総額は、当初予算に対し、歳入歳出とも、1,505億円増加して、81兆9,396億円となっている。

特別会計予算においては、一般会計予算補正等に関連して、食糧管理特別会計、自動車損害賠償保障事業特別会計など20特別会計について、所要の補正を行っている。

政府関係機関予算においては、中小企業金融公庫について、所要の補正を行っている。

なお、一般会計及び特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行っている。

○ 審議経過

衆議院予算委員会においては、平成16年1月23日、谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月26日には基本的質疑を行い、翌27日には午前中に一般的質疑、午後に締めくくり質疑を行って質疑終局の予定となっていた。しかし、27日午後の質疑において、イラクに派遣されていた陸上自衛隊先遣隊の報告中「サマーワ市評議会が住民の意向を反映した構成のため、実質的に機能している」旨の記述について、評議会はメンバーが総辞職してしまっており現在機能しておらず、事実と違うとして、石破防衛庁長官及び同日の衆議院本会議で同趣旨の答弁をした小泉内閣総理大臣に答弁の撤回・修正が求められた。これに対し石破防衛庁長官は「現地の治安情勢について、過去の情報の蓄積、各国からの情報の蓄積、先遣隊の見てきた知見、そういうものを総合的に判断したものであり、この治安の情報判断が虚偽、誤りだとは思っていない」との趣旨の答弁を、また、小泉内閣総理大臣も「今、評議会のメンバーが辞任したからといって、治安が不安定だということには必ずしもつながらないのではないかと思っている」との趣旨の答弁を行ったことから、野党側が反発し審議は中断した。

翌28日、委員会の冒頭で小泉内閣総理大臣と石破防衛庁長官から、サマーワ市評議会が現在存在しているとの発言を撤回する旨の発言があった後、締めくくり質疑が再開され、途中、石破防衛庁長官

がサマワ評議会の総辞職についての情報を知った時点と昨日の答弁との関係を巡り審議が一時中断する場面があったものの、同日、質疑は終局した。

主な質疑事項は、イラクへの自衛隊派遣・経済協力・国連の関与などイラク復興支援に関する諸問題、北朝鮮問題、我が国の為替政策の在り方、破綻金融機関の処理、中小企業対策、道路公団民営化問題、牛海綿状脳症（BSE）・鳥インフルエンザなど食品の安全性に関する問題等であった。

討論、採決については、理事会において、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会（以下、「イラク復興支援特別委員会」という。）での「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件」（以下、「承認案件」という。）の採決後に行うことが合意されていた。しかし、1月30日のイラク復興支援特別委員会での質疑中に、与党側が質疑を終了して採決することを求める動議を提出、動議は可決され、承認案件は賛成多数により可決されたことから野党側は猛反発し、採決は無効であると

してその後の本会議や委員会での審議を拒否した。河野衆議院議長が与野党の国対委員長を呼んで事態打開を図ったが調整がつかず、このため、同日夜の予算委員会では野党欠席のまま採決を行い、本補正予算は可決された。同日深夜、野党欠席のまま衆議院本会議が開会され、河野議長が延会を宣告、翌31日未明の本会議において、本補正予算は賛成多数で可決され、参議院に送付された。なお、同日、承認案件も賛成多数で承認された。

週明けの2月2日は与党の単独採決に反発した野党が審議を拒否したため、国会は空転したが、翌3日の与野党国会対策委員長会談において、斉藤衆議院イラク復興支援特別委員長の陳謝、同特別委員会の今後週1回開催、衆議院予算委員会での補充質疑の実施及び平成16年度総予算の基本的質疑の3日間開催（通常は2日間）などが合意され、国会は正常化した。

参議院予算委員会においては、1月23日、谷垣財務大臣から趣旨説明を聴取し、2月3日から5日まで質疑を行い、同月5日に質疑を終局し、同月9日に討論、採決の結果、賛成多数で可決、同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、賛成多数で可決され、本補正予算は成立した。

② 平成16年度一般会計予算
平成16年度特別会計予算
平成16年度政府関係機関予算

○ 予算の概要

我が国経済は、民需中心の緩やかな回復過程を辿り、デフレ傾向は継続するおそれがあるものの、デフレ圧力は徐々に低下していくと見込まれる。一方、我が国財政は、平成15年度末の公債残高が約459兆円に達する見込みであり、急速な人口の高齢化等に伴う諸経費の増大や公債の累増に伴う国債費の増大等により歳入歳出構造はますます硬直化してきている。

このような状況下、平成16年度予算は、引き続き歳出改革路線を堅持し、一般会計歳出及び一般歳出について、実質的に平成15年度の水準以下に抑制するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」等を踏まえ、例えば科学技術や治安対策など活力ある社会・経済の実現や国民の安心の確保に資する分野に重点的に配分を行う等の基本的考え方に立って編成され、平成16年1月19日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

一般会計予算の規模は、82兆1,109億円で、平成15年度当初予算額に対して、3,218億円(0.4%)の増加となっている。

歳出については、国債費及び地方交付税交付金等の経費を除いた、いわゆる一般歳出の規模は47兆6,320億円であり、平成15年度当初予算額に対して、398億円(0.1%)の増加となっている。

歳出の主な内容は、次のとおりである。

ア 社会保障関係費については、年金について、長期的な給付と負担の均衡を図り、社会経済と調和した持続可能な制度への改革に取り組むとともに、診

療報酬、薬価等の改定等を行うこととし、平成15年度当初予算額に対して、4.2%増の19兆7,970億円を計上している。

イ 公共投資関係費については、公共投資の水準を抑制する一方、投資効果の高い事業への一層の重点化を図ることとし、一般会計において、平成15年度当初予算額に対して、3.3%減の8兆6,149億円を計上している。このほか、産業投資特別会計社会資本整備勘定において、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」(昭和62年法律第86号)に基づき貸付けを受けて実施される公共的建設事業として718億円を計上しており、これを加えた公共投資関係費は8兆6,867億円となっている。

ウ 文教及び科学振興費については、義務教育費国庫負担制度の改革を進めるなど既存施策の見直しを行う一方、教育改革を推進するとともに、大学改革の推進、科学技術予算の戦略的重点化を積極的に図ることとし、平成15年度当初予算額に対して、5.2%減の6兆1,330億円を計上している。

エ 防衛関係費については、効率的で節度のある防衛力整備を行うため、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威への対処能力の強化、各種災害への対応、情報機能の強化等の重要施策を推進するとともに、自衛隊の任務遂行や維持運営のため所要の経費を計上しており、平成15年度当初予算額に対して、1.0%減の4兆9,030億円を計上している。

オ 経済協力費については、新ODA大綱のもと、我が国の国益を重視しつつ、全体として規模を縮減する中で、援助対象の更なる戦略化・重点化を図ることとし、平成15年度当初予算額に対して、5.8%減の7,686億円を計上している。

カ 中小企業対策費については、創業・経営革新の推進や人材育成、中小企業に対する円滑な資金供給を確保するための基盤強化等を図ることとし、平成15年度当初予算額に対して、0.5%増の1,738億円を計上している。

キ 国債費については、一般会計の負担に属する国債及び借入金の償還、国債及び借入金の利子等の支払いに必要な経費と、これらの事務取扱に必要な経費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるものとして、平成15年度当初予算額に対して、4.6%増の17兆5,686億円を計上している。

ク 地方財政については、国と歩調を合わせつつ、地方歳出の徹底した見直しを行い、地方財政の効率的な運営に向けた措置を講ずるとともに、所要の地方交付税総額を確保することとし、一般会計の地方交付税交付金等として、平成15年度当初予算額に対して、5.2%減の16兆4,935億円を計上している。

なお、交付税及び譲与税配付金特別会計から平成16年度に地方団体に交付する地方交付税交付金及び地方特例交付金の総額は、平成15年度当初予算額に対して、5.7%減の17兆9,910億円となっている。

歳入については、租税及印紙収入は、住宅・土地税制、中小企業関連税制、法人税制、年金税制等の改正、所得譲与税の創設などの税制改正を織り込むと、平

成15年度当初予算額に対して、0.1%減の41兆7,470億円となっている。その他収入については、平成15年度当初予算額に対して、6.1%増の3兆7,739億円が見込まれており、その主なものは、外国為替資金特別会計受入金、日本銀行納付金及び国有財産売払収入等である。

公債発行額については、平成15年度当初予算額に対して、0.4%増の36兆5,900億円を予定しており、公債依存度は44.6%となっている。

特別会計予算及び政府関係機関予算についても、資金の重点的、効率的な配分に努め、事業の適切な運営を図ることとしている。特別会計の歳出総額は387兆4,097億円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は207兆3,511億円となっている。特別会計の数は、国立学校特別会計が廃止されることにより31となる。政府関係機関の数は9で前年度と同様である。

財政投融资計画については、財投改革の趣旨を踏まえ、中小企業対策などセーフティネットの構築等、真に必要な資金需要には的確に対応しつつ、対象事業の一層の重点化を図ることとしている。その規模は、平成15年度計画に対して、12.5%減の20兆4,894億円となっている。

○ 審議経過

平成16年1月19日、衆参両院の本会議において小泉内閣総理大臣の施政方針演説、谷垣財務大臣の財政演説等政府4演説が行われ、これに対する各党の代表質問は、同月21日から3日間、衆参両院の本会議で行われた。

衆議院予算委員会においては、同月23日、谷垣財務大臣から平成16年度予算の提案理由の説明を聴取した。

平成15年度補正予算などの与党単独採決後の国会空転を打開するための、2月3日の与野党国会対策委員長会談の合意を受け、同月9日、国政調査（予算の実施状況に関する件）のための委員会が開催され、イラクへの自衛隊派遣問題などについて質疑が行われた。

翌10日から平成16年度予算の質疑に入り、同日、12日及び13日の3日間、基本的質疑を行った。

2月10日の委員会においては、イラク復興支援のための自衛隊派遣、憲法解釈の在り方、地方分権及び三位一体改革、年金改革、地域経済の現状及び格差解消策、中小企業対策、児童虐待防止対策、道路公団民営化問題、地球温暖化対策、内閣官房報償費問題等について、質疑が行われた。

同月12日の委員会では、平成16年度予算の評価、2010年代初頭までのプライマリーバランス黒字化の達成見通し、特別会計の見直し、国民負担増が個人消費に与える影響、年金改革、年金積立金の運用実態、道路公団民営化問題、郵政民営化問題、公務員の天下り問題、小泉内閣の外交姿勢、在日米軍問題、治安・防犯対策、北海道警報償費不正使用疑惑等について、質疑が行われた。

同月13日の委員会では、為替介入政策の妥当性、税源移譲等三位一体改革の在り方、新生銀行問題、年金改革、農業構造改革、児童虐待防止対策、国連待機部隊の必要性、総選挙における選挙違反問題、靖国神社問題等について、質疑が行われた。

2月16日から24日午前中までは一般的質疑が行われた。

質疑においては、同月10日に年金改革関連法案が国会に提出されたことから、

年金問題が予算委員会における焦点の一つとなった。また、同月25日から第2回「北朝鮮問題に関する6者会合」が開催されることから、北朝鮮問題についても多くの質疑があった。これらのほか、特別会計の見直し、財政投融资の在り方、今後の景気見通し、三位一体改革、新生銀行の株式再上場問題、足利銀行問題、中小企業対策、道路公団民営化問題、若年者雇用対策、日中関係、テロ・治安対策、イラク問題、在日米軍基地問題、児童虐待問題、裁判員制度、鳥インフルエンザ及び牛海綿状脳症（BSE）問題、日本歯科医師連盟の政治献金問題、政治倫理問題等について、質疑が行われた。

これらの質疑において、疑惑解明などのために参考人招致が要求され、今後の日程と関連してその取扱いが問題となった。

同月16日の委員会では、日本歯科医師連盟が政治資金規正法違反容疑で摘発された問題についての質疑の中で、臼田貞夫日本歯科医師連盟会長、吉田幸弘前衆議院議員等の参考人招致の要求があり、翌17日の委員会でも、日本歯科医師連盟から自民党への政治献金に関して、臼田会長や神谷健一国民政治協会会長等の参考人招致要求があった。

新生銀行の株式再上場問題についても、上場に係る審査に関して東京証券取引所の責任者の参考人招致要求があり、同月18日の委員会に吉野貞雄・東京証券取引所代表取締役専務を参考人として招致し、質疑を行った。

また、北海道警察による報償費流用疑惑やUFJ銀行の検査忌避疑惑などに関しても、参考人招致要求があった。

この間、理事会においては、公聴会の日程について協議が行われ、与党側は、

2月18日の理事会で、同月25日及び26日の両日の公聴会開会を申し入れたが、野党側は、集中審議と参考人招致を決めてから公聴会の日程を決めるべきであるとして公聴会の日程決定に反対した。翌19日の理事会において、与党側が2月26日及び27日の公聴会開会を求めたのに対し、野党は同意しなかったため、同19日の委員会において、多数決により2月26日及び27日の公聴会開会を決定した。

なお、公聴会の日程が決まってからも、同月20日の委員会において、国民年金基金連合会による年金資産運用問題についての質疑の中で、国民年金基金連合会理事長の参考人招致が要求された。

同月24日の午後には、小泉内閣総理大臣も出席して経済・金融問題等についての質疑が行われた。主な質疑事項は、デフレ問題、財政構造の透明化、新生銀行問題、金融機能強化特別措置法案及び公的資金問題等であった。

2月25日には、年金及び構造改革問題等についての集中審議が行われ、社会保障制度の役割及び負担構造の在り方、社会保障制度における公的年金制度の役割、持続可能な年金制度改革の必要性、年金改革に関する厚生労働省試算、年金資産運用基金の損失、社会福祉施設整備費の国庫補助金問題、三位一体改革による地方財政への影響、道路公団民営化問題等について、質疑が行われた。また、同日の理事会において、3月3日午後には年金問題と新生銀行問題に関連する参考人を招致して質疑を行うことが合意された。なお、日本歯科医師連盟の政治献金問題や北海道警報償費不正使用疑惑、道路公団民営化などに関連する参考人については引き続き協議することとされた。

2月26日及び27日、公聴会を開会した。

3月1日及び2日、分科会を開会した。

3月3日は、午前中に北朝鮮問題に関する集中審議を行い、午後には森昭治元金融再生委員会事務局長、吉原健二厚生年金事業振興団理事長、丸田和生厚生年金事業振興団常務理事及び近藤純五郎年金資産運用基金理事長を参考人として招致し、一般的質疑を行った。

北朝鮮問題に関する集中審議においては、6者会合の成果及び今後の見通し、拉致問題解決への取組、対北朝鮮経済制裁、小泉内閣総理大臣の再訪朝の意思等について、質疑が行われた。

一般的質疑においては、年金資金を年金福祉施設等に使用するに至った経緯、年金資金から支出された事務費等の累計額及び内容、年金資産運用失敗の責任、年金積立金の第三者機関による評価の必要性、旧日本長期信用銀行譲渡問題等について、質疑が行われた。

同日の理事会において、与党側から翌4日の締めくくり質疑と採決を申し入れたのに対し、野党側は、日本歯科医師連盟の政治献金問題、道路公団民営化、年金改革、北海道警報償費不正使用疑惑など、参考人招致も含め不十分であり、鳥インフルエンザなど食の安全問題が現在国民の最大の関心事項であるとして、これを拒んだ。その後の与野党筆頭理事間の協議でも意見は一致せず、笹川予算委員長の裁定を受けて、3月4日に食の安全についての質疑、翌5日に締めくくり質疑の後、討論、採決を行うことが決まった。

3月4日は、午前中に一般的質疑を行い、午後には食の安全についての質疑を行った。一般的質疑においては、イラク復興支援、年金保険料の人件費等への充當、日本歯科医師連盟の政治献金問題等

について、午後の食の安全についての質疑においては、鳥インフルエンザの感染ルート、養鶏農家への損失補償、ワクチン接種の是非等について、質疑が行われた。

3月5日には、締めくくり質疑が行われ、世代間の年金受給不均衡、年金改革における出生率及び経済見通しの妥当性、国民負担の在り方、三位一体改革、北朝鮮による日本人拉致問題、自衛隊のイラク派遣等について質疑があり、平成16年度予算の質疑は終局した。

平成16年度予算審査における質疑・答弁の主なものは次のとおりである。

第1に、**財政経済政策**について、「平成16年度予算をどのように評価し、この予算で日本はどのような社会を目指していくのか」との趣旨の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣から、「国債の依存率も4割を超え、税収もかなり厳しい状況にある。高齢化により社会保障関係予算が最大の支出項目という状況は当分変わらないが、国民の負担を考えると増税というわけにもいかず、今年度も、税制改革により1兆5,000億円程度の減税が先行している。この財政状況はすぐに改善というわけにはいかないが、2010年代初頭には基礎的な財政収支をプラスに持っていきたい。そのために、一般歳出は前年度以下に抑制していく中で、歳出にメリハリをつけるため社会保障関係予算と科学技術振興費と中小企業予算だけは増やした。極めて厳しい中にも現在の経済情勢というものを考えながら、考えに考えた予算である。こういう厳しい状況は当分続くと思うが、それだけに、金融改革、税制改革、規制改革、歳出改革を進めていかなければならない事態だと思

う。同時に、ゼロ金利、なおかつ金融緩和など、今までにない金融緩和策を打っており、財政政策、金融政策は目いっぱい積極的に打っている。そういう中で、財政出動なくして、企業にやる気が出てきており、この意欲を支援するような形で何とか明るい方向に持っていきたい」旨の答弁があった。

また、三位一体改革についての質疑に対し、小泉内閣総理大臣から、「3年間で約4兆円の補助金を地方にできるだけ裁量権を与える形で渡す、同時に、交付税、税源、この3つを一体的にとらえて、地方にできることは地方にという趣旨が生かされるように改革をしようというのが三位一体改革である。平成16年度においては、まず1兆円の補助金、それに見合う税源として、当面、所得譲与税というものを設けた。今後あと2年、残りの3兆円程度をどういう形で具体的に項目を決めて地方に移譲するか。税源も、譲与税ではなくて、どういう形で税源というものを地方のかなりの裁量権を発揮できるような形で設けるか。また、交付税は、本来の財政調整機能というものは果たしていないのではないかと。地方として自由度を発揮することを考えると、ある程度の財政調整機能が必要であるが、そういう点も含めて、これから各地方の意見を伺いながら改革を進めていきたい」旨の答弁があり、谷垣財務大臣からは、「補助金が廃止されて、必要なものだけやはり地方にやっていただく。それは税源移譲の検討対象になるが、もともと必要でないもの、あるいは廃止すべきものは地方に税源を譲る必要もない」、「税源移譲は、基幹税による、所得税を地方住民税に振りかえていくという姿を基本に、これから検討を進めていかなければならないと

思っている」旨の答弁があった。

第2に、**年金改革**について、小泉内閣総理大臣の考え方を問われたのに対し、小泉内閣総理大臣から、「今までのように、給付は厚く、保険料負担は低く、では年金はもたない。年金を持続可能な制度にするためには、ある程度給付は抑えるが、大体平均年収の50%程度以下にはしてはいけない。同時に、保険料の負担も上げねばならないが、上限は18.3%にする。このように負担の上限と給付の上限を設定して、この中で、一挙に3分の1の基礎年金の税負担を2分の1に引き上げるのは急にはできないから、時間をかけてやるというもので、これは大きな改革である」旨の答弁があった。

また、「抜本改革とは何か、今までの改革とどう違うのか」との趣旨の質疑に対し、坂口厚生労働大臣から、「負担と給付の問題がどういう制度をつくるにしても一番基本であり、一方において積立金の使用もその中に入れ国庫負担の2分の1負担を明確にした上で、ただ5年ごとの計算だけではなくて、もう少し長期展望の中で計算をした。17年間、徐々に負担は上げていく、そして給付の方は下げていく、そのことを明確にしたということが今回の特徴である」旨の答弁があった。

年金改革に関連して、年金運用の失敗やむだ遣いについての質疑があり、坂口厚生労働大臣から、「大規模な年金保養地、いわゆるグリーンピア、被保険者用の住宅融資、年金の福祉施設の整備費、被保険者サービスのための年金相談やシステム経費など年金給付費以外に支出した福祉施設事業の合計額は全体で約5.6兆円である。これらは被保険者用のいわゆる福祉の向上を目的とした福祉還元という形でスタートしたもののだが、運用や

天下り等、多くの問題が指摘されており、そうした問題については積極的に取り組んで改正していかなければならない。こうした年金福祉施設は、廃止すべきものは廃止し、譲渡すべきものは譲渡して、国民から理解されるように整理していきたい」旨の答弁があった。

第3に、**イラク問題**について、イラクへ自衛隊を派遣する大義を問われたのに対し、小泉内閣総理大臣から、「現在の国際情勢を考えると、日本一国で平和と発展はあり得ず、世界の平和と安定の中に日本の発展と繁栄がある。今、できるだけ早く安定した民主的政権をイラクに構築していくことは、イラク人が最も必要としていることであり、同時に、中東全体にも大きくいい影響を与えるし、世界の安定のためにも必要である。日本としても、国力にふさわしいできるだけ支援をしたい。そういう中で人的支援を考えると、今、必ずしも安全と言えない状況で民間人、民間企業では十分な復興支援活動はできないが、不測の事態、危険を回避する装備も能力も持っている自衛隊に、各国とは違う立場で復興支援活動、人道支援活動ができるのではないかとということで、自衛隊に今回行ってもらうことにした。自衛隊の活動により、将来、国際社会の中で日本が信頼を高め、日本に対する評価も高める。その恩恵を受けるのは日本国民である」旨の答弁があった。

第4に、**北朝鮮問題**について、第2回6者会合の結果についての評価を問われたのに対し、小泉内閣総理大臣から、「今回の成果については、一定の前進が見られたが、期待していたような成果は見られなかったという点については、残念な面もある。しかしながら、これから次の

会合に向けての作業を進めて、6月末までに再び6者会合が行われて、総合的な解決を目指そうということ、6者間で共通の認識を持てたことで、これからも粘り強く、北朝鮮側との正常化を目指して日本としても努力をしていきたい。そういう面において、6者協議の枠組みというのは重要なものだとして日本政府も認識している」旨の答弁があった。

第5に、**道路公団民営化**について、「民営化することがなぜコスト削減になるのか」との趣旨の質疑に対し、小泉内閣総理大臣から、「民営化の会社になれば、将来、債務の返済ができない、採算性が合わない、会社の利益が上がらないということならむだな道路はつくらない。そして、民間の会社がこの高速道路はできないといった場合に、地域の住民あるいは地方公共団体、国が、この道路はどうしても必要だというのであれば、どの程度の税金負担だったらできるかということを考える。そうした場合には、民営化の会社は、できない部分については、お互い地域の住民がどのような負担で必要な道路ができるかということを考えればよい」旨の答弁があった。

3月5日の締めくくり質疑終局後、共産党から提出された「平成16年度一般会計予算、平成16年度特別会計予算及び平成16年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」について趣旨の説明を聴取し、討論、採決の結果、動議は否決され、平成16年度予算3案はいずれも原案のとおり可決された。

同日の本会議において、討論の後、記名投票による採決の結果、賛成278、反対192で平成16年度予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院の予算委員会は、1月23日に谷垣財務大臣から平成16年度予算3案の趣旨説明を聴取し、3月9日から質疑に入り、基本的質疑、一般質疑、集中審議、公聴会、委嘱審査、締めくくり質疑を行い、3月26日に質疑を終局した後、討論、採決の結果、平成16年度予算3案は賛成多数で可決した。同日の本会議においても、討論の後、記名投票による採決の結果、賛成134、反対101で平成16年度予算3案は可決、成立した。

《議案審査一覧》

予 算

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		備 考
		趣旨 説明	委 員 会		議 決 日 結 果	本会議 議決日 結 果	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑					
平成15年度一般会計補正予算 (第1号) 平成15年度特別会計補正予算 (特第1号) 平成15年度政府関係機関補正 予算 (機第1号)	16. 1. 19		1. 19	1. 26 1. 27 1. 28	1. 30 可決(全) (賛-自民・公明) (欠-民主・共産・ 社民)	1. 31 可決	予算 2. 9 可決	2. 9 可決	
平成16年度一般会計予算 平成16年度特別会計予算 平成16年度政府関係機関予算	16. 1. 19		1. 19	2. 10 2. 12 2. 13 2. 16 (議) 2. 20 2. 23 (議) 2. 25 2. 26(議) 2. 27(議) 3. 1(解) 3. 2(解)	3. 5 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・ 社民)	3. 5 可決	予算 3. 26 可決	3. 26 可決	
			1. 23	3. 3 (議) 3. 5					

(3) 分科会・公聴会

① 分科会

分科会	所管	設置年月日	構成	開会年月日
第1分科会	皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府所管及び他の分科会の所管以外の事項	平成16. 2. 25	分科員6人	平成16. 3. 1
				平成16. 3. 2
第2分科会	総務省所管	平成16. 2. 25	分科員6人	平成16. 3. 1
				平成16. 3. 2
第3分科会	法務省、外務省、財務省所管	平成16. 2. 25	分科員6人	平成16. 3. 1
				平成16. 3. 2
第4分科会	文部科学省所管	平成16. 2. 25	分科員6人	平成16. 3. 1
				平成16. 3. 2
第5分科会	厚生労働省所管	平成16. 2. 25	分科員7人	平成16. 3. 1
				平成16. 3. 2
第6分科会	農林水産省、環境省所管	平成16. 2. 25	分科員6人	平成16. 3. 1
				平成16. 3. 2
第7分科会	経済産業省所管	平成16. 2. 25	分科員7人	平成16. 3. 1
				平成16. 3. 2
第8分科会	国土交通省所管	平成16. 2. 25	分科員6人	平成16. 3. 1
				平成16. 3. 2

② 公聴会

開会承認要求 年 月 日	承認年月日	公聴会を開いた議案	意見を聞いた問題	開会年月日
平成16. 2. 19	平成16. 2. 19	平成16年度一般会計予算 平成16年度特別会計予算 平成16年度政府関係機関予 算	平成16年度総予算について	平成16. 2. 26
				平成16. 2. 27

(4) 公述人・参考人

① 公述人

出頭年月日	職 業	氏 名	意見を聞いた問題
平成16. 2. 26	中央大学法学部教授	貝塚 啓明君	平成16年度総予算について
	独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所参事	酒井 啓子君	
	慶應義塾大学経済学部教授	吉野 直行君	
	慶應義塾大学経済学部教授	金子 勝君	
	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長	竹中 ナミ君	
	日本労働組合総連合会事務局長	草野 忠義君	
	東京大学大学院経済学研究科教授	奥野 正寛君	
	全国労働組合総連合事務局長	坂内 三夫君	
平成16. 2. 27	大阪府立大学経済学部長	宮本 勝浩君	
	千葉大学法経学部教授	新藤 宗幸君	
	一橋大学大学院経済学研究科長	田近 栄治君	
	全国一般労働組合書記長	田島 恵一君	

② 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成16. 1. 26	日本道路公団総裁	近藤 剛君	平成15年度一般会計補正予算（第1号） 平成15年度特別会計補正予算（特第1号） 平成15年度政府関係機関補正予算（機第1号）
平成16. 1. 27	日本銀行総裁	福井 俊彦君	
平成16. 1. 28	日本銀行理事	白川 方明君	

平成16. 2. 10	日本銀行総裁	福井 俊彦君	平成16年度一般会計予算 平成16年度特別会計予算 平成16年度政府関係機関予算
平成16. 2. 16	預金保険機構理事長	松田 昇君	
平成16. 2. 17	日本銀行副総裁	武藤 敏郎君	
平成16. 2. 18	株式会社東京証券取引 所代表取締役専務	吉野 貞雄君	
	預金保険機構理事長	松田 昇君	
	日本銀行副総裁	武藤 敏郎君	
平成16. 2. 19	都市基盤整備公団総裁	伴 襄君	
	日本道路公団総裁	近藤 剛君	
平成16. 2. 23	日本道路公団理事	山本 正堯君	
	日本道路公団理事	奥山 裕司君	
平成16. 3. 3	財団法人厚生年金事業 振興団理事長	吉原 健二君	
	年金資金運用基金理事 長	近藤 純五郎君	
	元金融再生委員会事務 局長	森 昭治君	
	財団法人厚生年金事業 振興団常務理事	丸田 和生君	

(第1分科会)

平成16. 3. 2	都市基盤整備公団理事	古屋 雅弘君	平成16年度一般会計予算 平成16年度特別会計予算 平成16年度政府関係機関予算 〔内閣及び内閣府所管 (内閣府本府、警察庁)〕
------------	------------	--------	---

(第8分科会)

平成16. 3. 2	都市基盤整備公団理事	田中 久幸君	平成16年度一般会計予算 平成16年度特別会計予算 平成16年度政府関係機関予算 (国土交通省所管)
------------	------------	--------	---

(5) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州各国における予算及び財政制度並びに政治経済事情等調査議員団	(閉会中) 平成16. 7. 18 ～ 7. 26	フランス、イギリス、 ノルウェー、チェコ	欧州各国における予算及び財政制度並びに政治経済事情等調査のため	9人

【第160回国会】

(1) 委員名簿 (50人)

委員長	笹川	堯君	自民				
理事	大野	功統君	自民	理事	北村	直人君	自民
理事	園田	博之君	自民	理事	玉沢	徳一郎君	自民
理事	松岡	利勝君	自民	理事	玄葉	光一郎君	民主
理事	筒井	信隆君	民主	理事	平岡	秀夫君	民主
理事	谷口	隆義君	公明		伊吹	文明君	自民
	植竹	繁雄君	自民		尾身	幸次君	自民
	大島	理森君	自民		倉田	雅年君	自民
	小泉	龍司君	自民		小杉	隆君	自民
	滝	実君	自民		中馬	弘毅君	自民
	津島	雄二君	自民		中山	成彬君	自民
	丹羽	雄哉君	自民		西川	京子君	自民
	萩野	浩基君	自民		蓮実	進君	自民
	福田	康夫君	自民		二田	孝治君	自民
	増田	敏男君	自民		町村	信孝君	自民
	井上	和雄君	民主		池田	元久君	民主
	石井	一君	民主		石田	勝之君	民主
	生方	幸夫君	民主		海江田	万里君	民主
	河村	たかし君	民主		吉良	州司君	民主
	小泉	俊明君	民主		鮫島	宗明君	民主
	首藤	信彦君	民主		達増	拓也君	民主
	中津川	博郷君	民主		永田	寿康君	民主
	野田	佳彦君	民主		鉢呂	吉雄君	民主
	石田	祝稔君	公明		遠藤	乙彦君	公明
	高木	陽介君	公明		佐々木	憲昭君	共産
	照屋	寛徳君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第161回国会】

(1) 委員名簿 (50人)

委員長	甘利	明君	自民				
理事	伊藤	公介君	自民	理事	金子	一義君	自民
理事	渡海	紀三朗君	自民	理事	松岡	利勝君	自民
理事	茂木	敏充君	自民	理事	佐々木	秀典君	民主
理事	島	聡君	民主	理事	田中	慶秋君	民主
理事	石井	啓一君	公明		伊吹	文明君	自民
	石原	伸晃君	自民		植竹	繁雄君	自民
	尾身	幸次君	自民		大島	理森君	自民
	河村	建夫君	自民		北村	直人君	自民
	小泉	龍司君	自民		後藤田	正純君	自民
	玉沢	徳一郎君	自民		中馬	弘毅君	自民
	津島	雄二君	自民		西川	京子君	自民
	根本	匠君	自民		萩野	浩基君	自民
	福田	康夫君	自民		二田	孝治君	自民
	村井	仁君	自民		森田	一君	自民
	石田	勝之君	民主		岩國	哲人君	民主
	生方	幸夫君	民主		吉良	州司君	民主
	小泉	俊明君	民主		篠原	孝君	民主
	津川	祥吾君	民主		辻	恵君	民主
	中井	洽君	民主		中津川	博郷君	民主
	中塚	一宏君	民主		永田	寿康君	民主
	長妻	昭君	民主		原口	一博君	民主
	樋高	剛君	民主		米澤	隆君	民主
	坂口	力君	公明		田端	正広君	公明
	高木	陽介君	公明		佐々木	憲昭君	共産
	照屋	寛徳君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。質疑の主な内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 郵政民営化問題
- ・ 社会保障制度の見直し
- ・ 三位一体の改革
- ・ 景気・経済問題
- ・ 豪雨・台風等に対する政府の対応及び今後の対策
- ・ 北朝鮮問題
- ・ イラク問題
- ・ 日本歯科医師連盟による政治献金問題

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成16. 10. 19	日本郵政公社総裁	生田 正治君	予算の実施状況に関する件
	日本銀行総裁	福井 俊彦君	

15 決算行政監視委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	細川	律夫君	民主				
理事	後藤田	正純君	自民	理事	鈴木	恒夫君	自民
理事	中野	正志君	自民	理事	平井	卓也君	自民
理事	奥田	建君	民主	理事	五島	正規君	民主
理事	今野	東君	民主	理事	山名	靖英君	公明
	岡本	芳郎君	自民		城内	実君	自民
	斉藤	斗志二君	自民		柴山	昌彦君	自民
	津島	恭一君	自民		野田	毅君	自民
	萩生田	光一君	自民		橋本	龍太郎君	自民
	早川	忠孝君	自民		福井	照君	自民
	松岡	利勝君	自民		宮澤	洋一君	自民
	武藤	嘉文君	自民		村上	誠一郎君	自民
	森田	一君	自民		谷津	義男君	自民
	山本	拓君	自民		泉	健太君	民主
	内山	晃君	民主		岡島	一正君	民主
	岸本	健君	民主		小林	憲司君	民主
	都築	譲君	民主		中川	正春君	民主
	西村	智奈美君	民主		橋本	清仁君	民主
	松崎	公昭君	民主		東	順治君	公明
	古屋	範子君	公明		古賀	潤一郎君	無
	徳田	虎雄君	無				

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等3件及び承諾を求めるの件9件で、審査の概況は、次のとおりである。

- ① 平成14年度一般会計歳入歳出決算
- 平成14年度特別会計歳入歳出決算
- 平成14年度国税収納金整理資金受払計算書
- 平成14年度政府関係機関決算書

○ 概要

平成14年度一般会計決算は、収納済歳入額は87兆2,890億円、支出済歳出額は83兆6,742億円であり、差引き3兆6,147億円の剰余金は、財政法第41条の規定により平成

15年度一般会計歳入予算に繰り入れた。

平成14年度特別会計（37会計）決算は、収納済歳入額の合計額は399兆7,456億円、支出済歳出額の合計額は373兆8,977億円である。

平成14年度国税収納金整理資金の収納済額は、53兆3,425億円である。

平成14年度政府関係機関（9機関）決算は、収入済額の合計額は5兆8,638億円、支出済額の合計額は5兆9,969億円である。

○ 主な質疑内容

- ・ 核燃料サイクル推進についての安全性確保、コスト等を踏まえた国民的議論の必要性
- ・ 三位一体改革における税源移譲の重要性
- ・ 教育に関する諸問題と教育基本法改正についての今後の対応
- ・ 奨学金制度拡充の必要性和育英奨学事業における延滞債権問題
- ・ 外国人留学生及び就学生の在留資格認定の在り方
- ・ 都道府県警察による不正経理問題
- ・ 効率的・効果的なODAの実施及びODA予算の在り方
- ・ 日朝首脳会談の成果と今後の日朝国交正常化交渉の在り方
- ・ 小泉内閣総理大臣がイラク戦争支持を決断したことの是非
- ・ 政府の年金関連法案と年金制度の抜本的改革の必要性

○ 分科会

○ 審査結果

議決案（決算行政監視委員長提出）のとおり議決

○ 議決案

本院は、平成14年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

1 公債残高が著増するなど国の財政は極めて深刻な状況であり、その健全化が急務となっている。政府は、公債に依存した財政構造を改めるため、目標に沿って、基礎的財政収支の早期黒字化を図るべきである。

2 年金制度については、国民年金保険料の未納付率が約4割に達し、また、保険料が未納であった国会議員が相次いで判明するなど制度に対する国民の不信感が一層増大している。

ついては、社会保険庁における未納・未加入者に対する取組みの強化に加え、年金の一元化問題を含めた社会保障制度全般の一体的見直しを行うべきである。

3 介護保険については、ゴールドプラン21による基盤整備が行われてきていると

ころであるが、介護サービスが利用者の自立支援に資するものとなっているかなどの課題が指摘されている。平成12年の法施行後5年目を目途とする介護保険の見直しに向けてサービス内容の適正化及びサービスの質の向上などについて十分な検討を行うべきである。

また、障害者福祉については障害者の地域生活支援の在り方等支援費制度の趣旨を踏まえ円滑な実施に努めるべきである。

4 雇用問題については特に若年者の雇用の拡大を図るとともに、政府が一体となって若年者等に対する職業意識の啓発や学校における職業教育に対する取組みを推進すべきである。

5 6兆100億円の多額の資金が投入されたウルグァイ・ラウンド農業合意関連対策については、平成12年7月に中間評価が出され、14年度で終了している。中間評価においては効果が十分あがっていない点が指摘されているところであり、今後とも政策全般の評価の中で成果を検証し、その結果を今後の農業政策に反映すべきである。

また、牛海綿状脳症（BSE）発生に伴う米国産牛肉の輸入停止により、外食産業を始めとして経済的損失が増大している。食の安全・安心確保を大前提に、科学的根拠に基づいた検査体制の下で、安全な牛肉の安定供給体制の構築に努力すべきである。

6 地方分権の推進に当たっては、自主・自立の地域社会の早期実現が肝要である。政府は、地方分権を推進するため、国から地方への税源移譲の促進と地方への自由度の拡大を図るための国庫補助負担金の廃止・縮減等を行い、地方交付税の所要額を確保し、真の地方分権を図るべきである。

また、義務教育費国庫負担制度については、義務教育に関する国の責任を明確にし、総額裁量制の導入で、教職員の給与が過度に削減されることのないよう配慮するとともに、義務教育における学校の設置・管理主体である市町村が自らの理念に基づいた独自の教育が可能となるよう、市町村への必要な権限委譲について検討を進めるべきである。

7 近時、凶悪犯罪の多発等を背景に国民の治安悪化への懸念が急速に高まっている。政府は、スーパー防犯灯の整備等の犯罪防止対策を積極的に推進するとともに、警察官の計画的増員及び適正配置等の体制整備並びに地域防犯力の向上を図るなど効果的な犯罪対策に取り組むべきである。

また、都道府県警察の一部において、公金の不正流用の実態が明らかになったことは誠に遺憾である。こうした不祥事が再び発生することのないよう、警察職員の倫理意識の向上及び会計経理の適正化等に万全の対策を講じることにより警察に対する信頼の回復に全力を挙げるべきである。

さらに、政府は、交通事故死者数の大幅削減目標に向けて、車載監視カメラの普及等の交通安全対策に鋭意取り組むべきである。

8 北朝鮮による日本人拉致事件については、2度の日朝首脳会談や6者協議等を行うも、安否不明者や特定失踪者の消息解明などいまだ全面解決には至っていない

い。また、核・ミサイル問題についても疑惑は払拭されておらず、国際的な検証の下における完全な核廃棄を強く求めなければならない。

政府は、積極的に国際世論形成を図るとともに、北朝鮮近隣国・関係国との緊密な連携の下、日本人拉致事件及び核・ミサイル問題について早期解決のために最大限の努力をすべきである。

二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

② 平成14年度国有財産増減及び現在額総計算書

○ 概要

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産及びその他の財産である。

平成14年度中の国有財産の増加総額は4兆4,013億円、減少総額は2兆5,719億円であり、年度末の国有財産現在額は110兆9,239億円である。

○ 分科会

○ 審査結果

是認

③ 平成14年度国有財産無償貸付状況総計算書

○ 概要

国有財産の無償貸付は、公園及び緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成14年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、1兆575億円である。

○ 分科会

○ 審査結果

是認

④ 平成14年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

○ 概要

平成14年度一般会計予備費予算額2,000億円のうち、平成14年4月23日から平成15年3月28日までの間に使用を決定した「国際的なテロリズムの防止及び根絶のための

国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する協力支援活動等に
必要な経費」等19件、358億円について事後に承諾を求めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 都道府県警察による捜査費及び捜査報償費における不正経理問題
- ・ (株) 新生銀行の株式上場及び訴訟を巡る諸問題

○ 審査結果

承諾

⑤ 平成14年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

○ 概要

平成14年度特別会計予備費予算総額2兆1,366億円のうち、平成15年3月25日に使用
を決定した「森林保険特別会計における森林保険業務に必要な経費」、6億円について
事後に承諾を求めるもの

○ 審査結果

承諾

⑥ 平成14年度特別会計予算総則第15条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増
額調書(承諾を求めるの件)

○ 概要

平成14年度特別会計予算総則第15条に基づき、平成14年8月7日から平成15年3月
28日までの間に経費の増額を決定した「道路整備特別会計における道路事業及び街路
事業の調整等に必要な経費の増額」等7特別会計10件、計546億円について事後に承諾
を求めるもの

○ 審査結果

承諾

⑦ 平成15年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求
めるの件)

○ 概要

平成15年度一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成15年4月22日から平成16
年1月27日までの間に使用を決定した「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確
保支援活動の実施に必要な経費」等16件、計1,189億円について事後に承諾を求めるも
の

○ 審査結果

継続審査

⑧ 平成15年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求
めるの件)

○ 概要

平成15年度特別会計予備費予算総額 2兆214億円のうち、平成15年12月9日に使用を決定した「農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費」、110億円について事後に承諾を求めるもの

- 審査結果
継続審査

⑨ 平成15年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）

- 概要

平成15年度特別会計予算総則第14条に基づき、平成15年8月5日から9月26日までの間に経費の増額を決定した「道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額」等4特別会計6件、計281億円について事後に承諾を求めるもの

- 審査結果
継続審査

⑩ 平成15年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）

- 概要

平成15年度一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成16年3月1日から30日までの間に使用を決定した「高病原性鳥インフルエンザまん延防止緊急対策事業に必要な経費」等5件、計130億円について事後に承諾を求めるもの

- 審査結果
継続審査

⑪ 平成15年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）

- 概要

平成15年度特別会計予備費予算総額 2兆214億円のうち、平成16年3月26日に使用を決定した「国立病院特別会計療養所勘定における退職手当の不足を補うために必要な経費」、1億円について事後に承諾を求めるもの

- 審査結果
継続審査

⑫ 平成15年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）

- 概要

平成15年度特別会計予算総則第14条に基づき、平成16年3月26日から30日までの間に経費の増額を決定した「国立病院特別会計療養所勘定における退職手当の不足を補うために必要な経費の増額」等2特別会計2件、計110億円について事後に承諾を求め

るもの
○ 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》
決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣 発言	委員会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
			提案理由				議決日 結果	議決日 結果	
平成14年度一般会計歳入歳出決算 平成14年度特別会計歳入歳出決算 平成14年度国税収納金整理資金受払計算書 平成14年度政府関係機関決算書	16. 1. 19		4. 12	4. 28 5. 17(併) 5. 18(併)	6. 2 議決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・ 無(共闘-経)) (欠-無(脚-経))	6. 3 議決	決算 5. 31 是認	6. 2 是認	
			4. 14	5. 26 6. 2					
平成14年度国有財産増減及び 現在額総計算書	16. 1. 19		4. 12	4. 28 5. 17(併) 5. 18(併)	6. 2 是認(全) (賛-自民・民主・ 公明・ 無(共闘-経)) (欠-無(脚-経))	6. 3 是認	決算 5. 31 是認	6. 2 是認	
			4. 14	5. 26 6. 2					
平成14年度国有財産無償貸付 状況総計算書	16. 1. 19		4. 12	4. 28 5. 17(併) 5. 18(併)	6. 2 是認(全) (賛-自民・民主・ 公明・ 無(共闘-経)) (欠-無(脚-経))	6. 3 是認	決算 5. 31 是認	6. 2 是認	
			4. 14	5. 26 6. 2					

承諾を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣 発言	委員会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
			提案理由				議決日 結果	議決日 結果	
平成14年度一般会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用 調書(承諾を求めるの件)	16. 1. 19		4. 13	4. 21	4. 28 承諾(全) (賛-自民・民主・ 公明・ 無(共闘-経)) (欠-無(脚-経))	5. 7 承諾	決算 5. 31 承諾	6. 2 承諾	
			4. 21						
平成14年度特別会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用 調書(承諾を求めるの件)	16. 1. 19		4. 13	4. 21	4. 28 承諾(全) (賛-自民・民主・ 公明・ 無(共闘-経)) (欠-無(脚-経))	5. 7 承諾	決算 5. 31 承諾	6. 2 承諾	
			4. 21						
平成14年度特別会計予算総則 第15条に基づく経費増額総調 書及び各省各庁所管経費増額	16. 1. 19		4. 13	4. 21	4. 28 承諾(多) (賛-自民・公明)	5. 7 承諾	決算 5. 31 承諾	6. 2 承諾	

調書（承諾を求めるの件）			4.21		(反民主・ 無(掛網)) (欠無(細 越網))			
平成15年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	16. 3.19		6.11			(6.16) (閉会中 審査)		
平成15年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	16. 3.19		6.11			(6.16) (閉会中 審査)		
平成15年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）	16. 3.19		6.11			(6.16) (閉会中 審査)		
平成15年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	16. 5.18		6.11			(6.16) (閉会中 審査)		
平成15年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	16. 5.18		6.11			(6.16) (閉会中 審査)		
平成15年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）	16. 5.18		6.11			(6.16) (閉会中 審査)		

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ レガシーシステムの刷新化等政府の情報システムの開発に係る諸問題
- ・ 食の安全に関する諸問題
- ・ 警察庁及び都道府県警察に対する会計検査の在り方
- ・ 年金保険料の滞納・未加入問題等に対する厚生労働省の取組

(4) 分科会

分科会	所管	設置年月日	構成	開会年月日
-----	----	-------	----	-------

第1分科会	皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府（本府、警察庁、金融庁）、外務省及び環境省所管並びに他の分科会所管以外の国の会計	平成16. 4. 28	分科員10人	平成16. 5. 17
				平成16. 5. 18
第2分科会	内閣府（防衛庁・防衛施設庁）、総務省、財務省及び文部科学省所管	平成16. 4. 28	分科員10人	平成16. 5. 17
				平成16. 5. 18
第3分科会	厚生労働省、農林水産省及び経済産業省所管	平成16. 4. 28	分科員10人	平成16. 5. 17
				平成16. 5. 18
第4分科会	法務省及び国土交通省所管	平成16. 4. 28	分科員10人	平成16. 5. 17
				平成16. 5. 18

(5) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審 査 ・ 調 査 案 件
平成16. 4. 21	預金保険機構理事長	松田 昇君	平成14年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件） 平成14年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件） 平成14年度特別会計予算総則第15条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）

(第2分科会)

出頭年月日	職 業	氏 名	審 査 ・ 調 査 案 件
平成16. 5. 17	日本郵政公社理事	岡田 克行君	平成14年度一般会計歳入歳出決算 平成14年度特別会計歳入歳出決算 平成14年度国税収納金整理資金受払計算書 平成14年度政府関係機関決算書 平成14年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成14年度国有財産無償貸付状況総計算書 〔内閣府（防衛庁・防衛施設庁）、総務省所管、公営企業金融公庫及び文部科学省所管〕
平成16. 5. 18	独立行政法人日本万国博覧会記念機構理事長	森田 衛君	平成14年度一般会計歳入歳出決算 平成14年度特別会計歳入歳出決算 平成14年度国税収納金整理資金受払計算書 平成14年度政府関係機関決算書 平成14年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成14年度国有財産無償貸付状況総計算書 （財務省所管、国民生活金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行及び文部科学省所管）

(第3分科会)

出頭年月日	職 業	氏 名	審 査 ・ 調 査 案 件
平成16. 5. 18	中小企業総合事業団理事 社長	見学 信敬君	平成14年度一般会計歳入歳出決算 平成14年度特別会計歳入歳出決算 平成14年度国税収納金整理資金受払計算書 平成14年度政府関係機関決算書 平成14年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成14年度国有財産無償貸付状況総計算書 (厚生労働省、経済産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企業総合事業団)

(第4分科会)

出頭年月日	職 業	氏 名	審 査 ・ 調 査 案 件
平成16. 5. 17	首都高速道路公団理事	大塚 昭夫君	平成14年度一般会計歳入歳出決算 平成14年度特別会計歳入歳出決算 平成14年度国税収納金整理資金受払計算書 平成14年度政府関係機関決算書 平成14年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成14年度国有財産無償貸付状況総計算書 (法務省、国土交通省所管及び住宅金融公庫)
平成16. 5. 18	地域振興整備公団理事	野見山 恵弘君	平成14年度一般会計歳入歳出決算 平成14年度特別会計歳入歳出決算 平成14年度国税収納金整理資金受払計算書 平成14年度政府関係機関決算書 平成14年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成14年度国有財産無償貸付状況総計算書 (国土交通省所管及び住宅金融公庫)

【第160回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	細川	律夫君	民主				
理事	後藤田	正純君	自民	理事	鈴木	恒夫君	自民
理事	中野	正志君	自民	理事	平井	卓也君	自民
理事	奥田	建君	民主	理事	五島	正規君	民主
理事	今野	東君	民主	理事	山名	靖英君	公明
	石田	真敏君	自民		岡本	芳郎君	自民
	城内	実君	自民		斉藤	斗志二君	自民
	柴山	昌彦君	自民		津島	恭一君	自民
	萩生田	光一君	自民		橋本	龍太郎君	自民
	早川	忠孝君	自民		福井	照君	自民
	松岡	利勝君	自民		宮澤	洋一君	自民
	武藤	嘉文君	自民		村上	誠一郎君	自民
	森田	一君	自民		谷津	義男君	自民
	山本	拓君	自民		泉	健太君	民主
	内山	晃君	民主		岡島	一正君	民主
	岸本	健君	民主		小林	憲司君	民主
	都築	譲君	民主		中川	正春君	民主
	西村	智奈美君	民主		橋本	清仁君	民主
	松崎	公昭君	民主		東	順治君	公明
	古屋	範子君	公明		古賀	潤一郎君	無
	徳田	虎雄君	無				

(2) 議案審査等

付託された議案は、承諾を求めるの件6件で、審査の概況は、次のとおりである。

- ① 平成15年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第159回国会、内閣提出）
 - 概要
（第159回国会参照）
 - 審査結果
継続審査
- ② 平成15年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第159回国会、内閣提出）
 - 概要

(第159回国会参照)

- 審査結果
継続審査

③ 平成15年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第159回国会、内閣提出)

- 概要
(第159回国会参照)

- 審査結果
継続審査

④ 平成15年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第159回国会、内閣提出)

- 概要
(第159回国会参照)

- 審査結果
継続審査

⑤ 平成15年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第159回国会、内閣提出)

- 概要
(第159回国会参照)

- 審査結果
継続審査

⑥ 平成15年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第159回国会、内閣提出)

- 概要
(第159回国会参照)

- 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

承諾を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣 発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
平成15年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第159回国会、内閣提出)	(16. 3. 19)		7.30			(8. 6) (閉会中 審査)			
平成15年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第159回国会、内閣提出)	(16. 3. 19)		7.30			(8. 6) (閉会中 審査)			
平成15年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第159回国会、内閣提出)	(16. 3. 19)		7.30			(8. 6) (閉会中 審査)			
平成15年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第159回国会、内閣提出)	(16. 5. 18)		7.30			(8. 6) (閉会中 審査)			
平成15年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第159回国会、内閣提出)	(16. 5. 18)		7.30			(8. 6) (閉会中 審査)			
平成15年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第159回国会、内閣提出)	(16. 5. 18)		7.30			(8. 6) (閉会中 審査)			

(3) 国政調査

国政調査では、委員派遣が行われた。

(4) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成16. 8. 17 ～ 8. 19	北海道	歳入歳出の実況及び行政監視等に関する実情調査	8人

【第161回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	細川	律夫君	民主				
理事	後藤	茂之君	自民	理事	菅	義偉君	自民
理事	鈴木	恒夫君	自民	理事	津島	恭一君	自民
理事	長浜	博行君	民主	理事	前田	雄吉君	民主
理事	松本	龍君	民主	理事	山名	靖英君	公明
	井上	喜一君	自民		石田	真敏君	自民
	今村	雅弘君	自民		遠藤	武彦君	自民
	城内	実君	自民		斉藤	斗志二君	自民
	柴山	昌彦君	自民		中山	泰秀君	自民
	萩生田	光一君	自民		橋本	龍太郎君	自民
	平沼	赳夫君	自民		福井	照君	自民
	藤井	孝男君	自民		増田	敏男君	自民
	武藤	嘉文君	自民		谷津	義男君	自民
	山本	拓君	自民		井上	和雄君	民主
	石田	勝之君	民主		内山	晃君	民主
	岡島	一正君	民主		岡本	充功君	民主
	加藤	公一君	民主		加藤	尚彦君	民主
	末松	義規君	民主		田村	謙治君	民主
	橋本	清仁君	民主		東	順治君	公明
	古屋	範子君	公明		徳田	虎雄君	無

欠員 1

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等 3 件及び承諾を求めるの件 6 件で、審査の概況は、次のとおりである。

- ① 平成15年度一般会計歳入歳出決算
- 平成15年度特別会計歳入歳出決算
- 平成15年度国税収納金整理資金受払計算書
- 平成15年度政府関係機関決算書

○ 概要

平成15年度一般会計決算は、収納済歳入額は85兆6,228億円、支出済歳出額は82兆4,159億円であり、差引き 3 兆2,068億円の剰余金は、財政法第41条の規定により平成16年度一般会計歳入予算に繰り入れた。

平成15年度特別会計（32会計）決算は、収納済歳入額の合計額は385兆7,548億円、

支出済歳出額の合計額は357兆6,913億円である。

平成15年度国税収納金整理資金の収納済額は、52兆9,179億円である。

平成15年度政府関係機関（9機関）決算は、収入済額の合計額は5兆4,330億円、支出済額の合計額は5兆2,055億円である。

○ 審査結果

継続審査

② 平成15年度国有財産増減及び現在額総計算書

○ 概要

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産及びその他の財産である。

平成15年度中の国有財産の増加総額は23兆8,599億円、減少総額は32兆5,623億円であり、年度末の国有財産現在額は102兆2,215億円である。

○ 審査結果

継続審査

③ 平成15年度国有財産無償貸付状況総計算書

○ 概要

国有財産の無償貸付は、公園及び緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成15年度末現在、国から地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の総額は、1兆422億円である。

○ 審査結果

継続審査

④ 平成15年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第159回国会、内閣提出）

○ 概要

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

⑤ 平成15年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第159回国会、内閣提出）

○ 概要

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

⑥ 平成15年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増

額調書（その１）（承諾を求めるの件）（第159回国会、内閣提出）

○ 概要

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

⑦ 平成15年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）（第159回国会、内閣提出）

○ 概要

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

⑧ 平成15年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）（第159回国会、内閣提出）

○ 概要

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

⑨ 平成15年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（承諾を求めるの件）（第159回国会、内閣提出）

○ 概要

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣 発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
平成15年度一般会計歳入歳出 決算 平成15年度特別会計歳入歳出 決算 平成15年度国税収納金整理資 金受払計算書 平成15年度政府関係機関決算 書	16.11.19		11.30			(12.3) (閉会中 審査)			
			12.3						

平成15年度国有財産増減及び 現在額総計算書	16. 11. 19		11. 30			(12. 3) (閉会中 審査)			
			12. 3						
平成15年度国有財産無償貸付 状況総計算書	16. 11. 19		11. 30			(12. 3) (閉会中 審査)			
			12. 3						

承諾を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣 発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
			提案 理由						
平成15年度一般会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用 調書(その1)(承諾を求める の件)(第159回国会、内閣提出)	(16. 3. 19)		10. 12			(12. 3) (閉会中 審査)			
			12. 3						
平成15年度特別会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用 調書(その1)(承諾を求める の件)(第159回国会、内閣提出)	(16. 3. 19)		10. 12			(12. 3) (閉会中 審査)			
			12. 3						
平成15年度特別会計予算総則 第14条に基づく経費増額総調 書及び各省各庁所管経費増額 調書(その1)(承諾を求める の件)(第159回国会、内閣提出)	(16. 3. 19)		10. 12			(12. 3) (閉会中 審査)			
			12. 3						
平成15年度一般会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用 調書(その2)(承諾を求める の件)(第159回国会、内閣提出)	(16. 5. 18)		10. 12			(12. 3) (閉会中 審査)			
			12. 3						
平成15年度特別会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用 調書(その2)(承諾を求める の件)(第159回国会、内閣提出)	(16. 5. 18)		10. 12			(12. 3) (閉会中 審査)			
			12. 3						
平成15年度特別会計予算総則 第14条に基づく経費増額総調 書及び各省各庁所管経費増額 調書(その2)(承諾を求める の件)(第159回国会、内閣提出)	(16. 5. 18)		10. 12			(12. 3) (閉会中 審査)			
			12. 3						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 我が国の治安状況とその対策
- ・ 社会保険庁による年金保険料の不適切な使い方
- ・ 愛知県入鹿池（法定外公共物）の譲与等
- ・ NHK受信料の不公平な徴収及び職員の兼業問題
- ・ 各省庁による出版物等の監修料等の取扱い

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成16. 11. 17	日本放送協会理事	中山 壮介君	歳入歳出の実況に関する件
	日本放送協会理事	野島 直樹君	行政監視に関する件

(5) 視察

視察年月日	視察地	視 察 目 的	視察委員
平成16. 11. 24	東京都（北区）、埼玉県	歳入歳出の実況及び行政監視等に関する実情調査	11人

16 議院運営委員会

【第158回国会閉会中】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	武部 勤君	自民			
理事	小坂 憲次君	自民	理事	鈴木 恒夫君	自民
理事	村田 吉隆君	自民	理事	小林 興起君	自民
理事	渡辺 具能君	自民	理事	藤村 修君	民主
理事	一川 保夫君	民主	理事	安住 淳君	民主
理事	西 博義君	公明		江渡 聡徳君	自民
	小淵 優子君	自民		谷川 弥一君	自民
	谷本 龍哉君	自民		中山 泰秀君	自民
	葉梨 康弘君	自民		保坂 武君	自民
	大谷 信盛君	民主		小宮山 泰子君	民主
	古賀 潤一郎君	民主		手塚 仁雄君	民主
	馬淵 澄夫君	民主		漆原 良夫君	公明
	穀田 恵二君	共産		阿部 知子君	社民

(2) 議案審査等

平成16年度本院予定経費要求の件、平成16年度国立国会図書館予定経費要求の件、平成16年度裁判官訴追委員会予定経費要求の件及び平成16年度裁判官弾劾裁判所予定経費要求の件について平成16年1月16日、協議決定した。

(3) 小委員会

小委員会	設置年月日	構成	開会年月日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成15. 11. 20	小委員10人	(開会するに至らず)	
図書館運営小委員会	平成15. 11. 20	小委員9人	平成16. 1. 16	平成16年度国立国会図書館予定経費要求の件
院内の警察及び秩序に関する小委員会	平成15. 11. 20	小委員9人	平成15. 12. 18	国会関連施設の警備強化の件
庶務小委員会	平成15. 11. 20	小委員9人	平成16. 1. 16	平成16年度本院予定経費要求の件
国際会議場建設小委員会	平成15. 11. 20	小委員9人	(開会するに至らず)	
国会審議テレビ中継に関する小委員会	平成15. 11. 20	小委員9人	(開会するに至らず)	

【第159回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	武部	勤君	自民				
理事	小坂	憲次君	自民	理事	鈴木	恒夫君	自民
理事	村田	吉隆君	自民	理事	小林	興起君	自民
理事	渡辺	具能君	自民	理事	藤村	修君	民主
理事	一川	保夫君	民主	理事	安住	淳君	民主
理事	西	博義君	公明		江渡	聡徳君	自民
	小淵	優子君	自民		谷川	弥一君	自民
	谷本	龍哉君	自民		中山	泰秀君	自民
	葉梨	康弘君	自民		保坂	武君	自民
	大谷	信盛君	民主		小宮山	泰子君	民主
	手塚	仁雄君	民主		馬淵	澄夫君	民主
	笠	浩史君	民主		高木	美智代君	公明
	穀田	恵二君	共産		阿部	知子君	社民

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、従前の災害対策特別委員会外 5 特別委員会を設置することに協議決定した。

(3) 本会議における議案の趣旨説明聴取

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件（内閣提出）外 47 案件について、本会議において趣旨説明聴取、質疑を行うことに協議決定した。

(4) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案 2 件、委員会提出法律案は 2 件、本会議の議題とすることに協議決定した決議案は 2 件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第 15 号）

○ 要旨

現在実施している歳費月額削減措置を平成 17 年 3 月 31 日まで継続するもの

○ 結果

成案・提出決定

- ② 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第29号)
- 要旨
国会議員の秘書について、その採用制限及び兼職禁止について規定を設けるとともに、議員秘書に対する寄附の勧誘又は要求を禁止する等の措置を講ずるもの
 - 結果
成案・提出決定
 - 申合せ
成案・提出決定の後、「議員秘書の氏名等の公表に係る各会派申合せ」を行った。
- ③ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（山花郁夫君外1名提出、衆法第46号）
- 要旨
被告人として勾留されている議員について、歳費及び期末手当の支給を一時停止するとともに、文書通信交通滞在費を支給しないこととするもの
 - 審査結果
継続審査
- ④ 国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外5名提出、衆法第51号）
- 要旨
国立国会図書館に恒久平和調査局を置くもの
 - 審査結果
継続審査
- ⑤ 厚生労働委員長衛藤晟一君解任決議案（城島正光君外3名提出、決議第1号）
- 結果
本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）
- ⑥ 小泉内閣不信任決議案（岡田克也君外6名提出、決議第2号）
- 結果
本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

《議案審査等一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		議 決 日 結 果	本会議 議決日 結 果	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑					
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第15号）	16. 3. 18				3. 18 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	3. 18 可決	議院運営 3. 31 可決	3. 31 可決	16. 3. 31 法5号
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第29号）	16. 4. 9				4. 9 成案・提出決定(多) (賛・自民・民主・ 公明・社民) (反・共産)	4. 9 可決	議院運営 5. 12 可決	5. 12 可決	16. 5. 19 法46号
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（山花郁夫君外1名提出、衆法第46号）	16. 6. 3		6. 11			(6. 16) (閉会中 審査)			
国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外5名提出、衆法第51号）	16. 6. 9		6. 11			(6. 16) (閉会中 審査)			

決 議 案

件 名	提出日	衆 議 院				
		趣旨 説明	委 員 会		議 決 日 結 果	本会議 議決日 結 果
			付託日 提 案 理 由	質 疑		
厚生労働委員長衛藤晟一君解任決議案（城島正光君外3名提出、決議第1号）	16. 6. 4				審査省略	6. 4 否決
小泉内閣不信任決議案（岡田克也君外6名提出、決議第2号）	16. 6. 15				審査省略	6. 15 否決

また、国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件、国会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正の件、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件及び衆議院事務局職員の定員に関する件の一部改正の件について平成16年3月18日、国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程の一部改正の件について5月18日、衆議院法制局職員の定員に関する件の一部改正の件について5月21日、協議決定した。

(5) 小委員会

小委員会	設置年月日	構成	開会年月日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成16. 1. 19	小委員10人	(開会するに至らず)	
図書館運営小委員会	平成16. 1. 19	小委員9人	(開会するに至らず)	
院内の警察及び秩序に関する小委員会	平成16. 1. 19	小委員9人	平成16. 3. 16	テロ対策特別警備に伴う鉄柱バリアケードシステム使用について 防犯カメラ運用規程について 参観者(小学生)に対する金属探知機による検査のあり方について
			平成16. 4. 23	報道関係者の取材のあり方について
庶務小委員会	平成16. 1. 19	小委員9人	(開会するに至らず)	
国際会議場建設小委員会	平成16. 1. 19	小委員9人	(開会するに至らず)	
国会審議テレビ中継に関する小委員会	平成16. 1. 19	小委員9人	(開会するに至らず)	

【第160回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	武部	勤君	自民				
理事	小坂	憲次君	自民	理事	鈴木	恒夫君	自民
理事	村田	吉隆君	自民	理事	小林	興起君	自民
理事	渡辺	具能君	自民	理事	藤村	修君	民主
理事	一川	保夫君	民主	理事	安住	淳君	民主
理事	西	博義君	公明		江渡	聡徳君	自民
	小淵	優子君	自民		谷川	弥一君	自民
	谷本	龍哉君	自民		中山	泰秀君	自民
	葉梨	康弘君	自民		保坂	武君	自民
	大谷	信盛君	民主		小宮山	泰子君	民主
	手塚	仁雄君	民主		馬淵	澄夫君	民主
	笠	浩史君	民主		高木	美智代君	公明
	穀田	恵二君	共産		阿部	知子君	社民

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、従前の災害対策特別委員会外 5 特別委員会を設置することに協議決定した。

(3) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案 2 件（継続審査）、本会議の議題とすることに協議決定した決議案は 1 件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（山花郁夫君外 1 名提出、第159回国会衆法第46号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外 5 名提出、第159回国会衆法第51号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

③ 厚生労働大臣坂口力君不信任決議案（海江田万里君外4名提出、決議第1号）

○ 結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

《議案審査等一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（山花郁夫君外1名提出、第159回国会衆法第46号）	(16. 6. 3)		7.30			(8. 6) (閉会中 審査)		
国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外5名提出、第159回国会衆法第51号）	(16. 6. 9)		7.30			(8. 6) (閉会中 審査)		

決 議 案

件 名	提出日	衆 議 院				議決日 結 果
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	
厚生労働大臣坂口力君不信任決議案（海江田万里君外4名提出、決議第1号）	16. 8. 5				審査省略	8. 5 否決

(4) 小委員会

小 委 員 会	設置年月日	構 成	開会年月日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成16. 7. 30	小委員10人	(開会するに至らず)	
図書館運営小委員会	平成16. 7. 30	小委員9人	平成16. 8. 6	平成17年度国立国会図書館予算概算要求の件
院内の警察及び秩序に関する小委員会	平成16. 7. 30	小委員9人	(開会するに至らず)	
庶務小委員会	平成16. 7. 30	小委員9人	平成16. 8. 5	平成17年度本院予算概算要求の件

国際会議場建設小委員会	平成16. 7. 30	小委員 9人	(開会するに至らず)	
国会審議テレビ中継に関する小委員会	平成16. 7. 30	小委員 9人	平成16. 8. 6	国会審議テレビ中継に関する件

(5) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院米州各国議会制度等調査議員団	(閉会中) 平成16. 8. 16 ～ 8. 28	米国、ブラジル、 メキシコ	米州各国における議会制度等調査のため	10人



衆議院正玄関

【第161回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	川崎	二郎君	自民				
理事	山口	俊一君	自民	理事	鈴木	恒夫君	自民
理事	山本	有二君	自民	理事	水野	賢一君	自民
理事	小淵	優子君	自民	理事	筒井	信隆君	民主
理事	城島	正光君	民主	理事	生方	幸夫君	民主
理事	遠藤	乙彦君	公明		梶山	弘志君	自民
	田中	和徳君	自民		田中	英夫君	自民
	谷川	弥一君	自民		津島	恭一君	自民
	中山	泰秀君	自民		古川	禎久君	自民
	中川	治君	民主		永田	寿康君	民主
	古本	伸一郎君	民主		前田	雄吉君	民主
	三日月	大造君	民主		高木	美智代君	公明
	穀田	恵二君	共産		阿部	知子君	社民

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、従前の災害対策特別委員会外 5 特別委員会のほか、次の特別委員会を設置することに協議決定した。

特別委員会	設置議決年月日	構成	設置目的
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会	平成16. 11. 30	委員25人	北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 本会議における議案の趣旨説明聴取

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件外 5 案件について、本会議において趣旨説明聴取、質疑を行うことに協議決定した。

(4) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案 2 件（継続審査）、委員会提出法律案は 1 件、本会議の議題とすることに協議決定した決議案は 1 件で、審査等の概況は、次のとおりである。

- ① 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（山花郁夫君外 1 名提出、第159回国会衆法第46号）

- 要旨
(第159回国会参照)

- 審査結果
継続審査

② 国立国会図書館法の一部を改正する法律案 (鳩山由紀夫君外 5 名提出、第159回国会衆法第51号)

- 要旨
(第159回国会参照)

- 審査結果
継続審査

③ 国立国会図書館法の一部を改正する法律案 (議院運営委員長提出、衆法第 6 号)

- 要旨
独立行政法人、地方独立行政法人その他の国又は地方公共団体の諸機関に準ずる法人に対し、国又は地方公共団体の諸機関と同様の納本義務を課するもの

- 結果
成案・提出決定

④ 日米交流150周年を記念し、日米関係の増進に関する決議案 (川崎二郎君外 9 名提出、決議第 1 号)

- 結果
本会議の議題とすることに協議決定 (本会議において可決)

《議案審査等一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 (山花郁夫君外1名提出、第159回国会衆法第46号)	(16. 6. 3)		10. 12			(12. 3) (閉会中 審査)			
国立国会図書館法の一部を改正する法律案 (鳩山由紀夫君外5名提出、第159回国会衆法第51号)	(16. 6. 9)		10. 12			(12. 3) (閉会中 審査)			
国立国会図書館法の一部を改正する法律案 (議院運営委員長提出、衆法第6号)	16. 11. 11				11. 11 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	11. 11 可決	議院運営 11. 19 可決	11. 19 可決	16. 12. 1 法45号

決 議 案

件 名	提出日	衆 議 院				本会議
		趣旨 説明	委 員 会		議 決 日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑		
日米交流150周年を記念し、日米関係の増進に関する決議案 (川崎二郎君外9名提出、決議第1号)	16.12.2				審査省略	12.3 可決

また、参議院より回付となったアメリカ合衆国の1916年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法案（内閣提出）について11月30日、回付案の取扱いに関する件について、協議決定した。

さらに、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正の件及び国立国会図書館職員倫理規程の一部改正の件について11月11日、協議決定した。

(5) 小委員会

小委員会	設置年月日	構成	開会年月日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成16.10.12	小委員10人	(開会するに至らず)	
図書館運営小委員会	平成16.10.12	小委員9人	平成16.11.11	国立国会図書館法の一部改正の件 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正の件 国立国会図書館職員倫理規程の一部改正の件
院内の警察及び秩序に関する小委員会	平成16.10.12	小委員9人	(開会するに至らず)	
庶務小委員会	平成16.10.12	小委員9人	平成16.11.9	衆議院新議員会館建設の件
国際会議場建設小委員会	平成16.10.12	小委員9人	(開会するに至らず)	
国会審議テレビ中継に関する小委員会	平成16.10.12	小委員9人	(開会するに至らず)	

17 懲罰委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿（20人）

委員長	佐藤 謙一郎君	民主			
理事	赤城 徳彦君	自民	理事	川崎 二郎君	自民
理事	渡辺 博道君	自民	理事	檜崎 欣弥君	民主
理事	樋高 剛君	民主		小里 貞利君	自民
	海部 俊樹君	自民		鈴木 俊一君	自民
	森 喜朗君	自民		森山 裕君	自民
	綿貫 民輔君	自民		小沢 一郎君	民主
	川端 達夫君	民主		仙谷 由人君	民主
	樽床 伸二君	民主		渡部 恒三君	民主
	神崎 武法君	公明			

欠員 2

(2) 議案審査等

付託されたのは、議員津村啓介君懲罰事犯の件 1 件であった。

平成16年6月5日の参議院における議員津村啓介君の行動について、同月7日、小坂憲次君外4名から「議員津村啓介君を懲罰委員会に付するの動議」が提出された。同動議は、同月15日の本会議で可決され、懲罰委員会に付託された。

同月16日の懲罰委員会において、本件は、多数をもって議長に対し閉会中審査の申出をするに決し、同日の本会議において継続審査となった。

《議案審査等一覧》

懲罰事犯の件

件名	懲罰動議提出日	趣旨弁明	衆議院			本会議
			委員会		議決日 結果	
			付託日 提出理由	質疑		
議員津村啓介君懲罰事犯の件	16. 6. 7	6. 15	6. 15			(6. 16) (閉会中 審査)

【第160回国会】

(1) 委員名簿 (20人)

委員長	佐藤 謙一郎君	民主			
理事	赤城 徳彦君	自民	理事	川崎 二郎君	自民
理事	渡辺 博道君	自民	理事	檜崎 欣弥君	民主
理事	樋高 剛君	民主		小里 貞利君	自民
	海部 俊樹君	自民		鈴木 俊一君	自民
	森 喜朗君	自民		森山 裕君	自民
	綿貫 民輔君	自民		小沢 一郎君	民主
	川端 達夫君	民主		仙谷 由人君	民主
	樽床 伸二君	民主		渡部 恒三君	民主
	神崎 武法君	公明			

欠員 2

(2) 議案審査等

付託されたのは、議員津村啓介君懲罰事犯の件 1 件（継続審査）であった。

第159回国会において継続審査となった「議員津村啓介君懲罰事犯の件」は、平成16年7月30日、懲罰委員会に付託された。

8月4日の懲罰委員会における審査は、懲罰動議提出者から提出理由の説明を聴取した後、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、及び懲罰を科することとすれば、国会法第122条に規定するいずれの懲罰を科すべきかについて意見を求めたところ、「本件はこれを懲罰事犯として国会法第122条第1号により公開議場における戒告をすべしとの動議」が提出され、採決の結果、国会法第122条第1号により公開議場における戒告をすべきものと議決された。

《議案審査等一覧》

懲罰事犯の件

件名	懲罰動議提出日	趣旨弁明	衆議院			
			委員会			本会議
			付託日	質疑	議決日結果	議決日結果
議員津村啓介君懲罰事犯の件	(16. 6. 7)	(6. 15)	7. 30			
			8. 4			

【第161回国会】

(1) 委員名簿（20人）

委員長	伊藤	忠治君	民主				
理事	安倍	晋三君	自民	理事	亀井	善之君	自民
理事	野呂田	芳成君	自民	理事	佐藤	公治君	民主
理事	牧野	聖修君	民主		小里	貞利君	自民
	海部	俊樹君	自民		亀井	静香君	自民
	古賀	誠君	自民		森	喜朗君	自民
	綿貫	民輔君	自民		小沢	一郎君	民主
	羽田	孜君	民主		鉢呂	吉雄君	民主
	藤井	裕久君	民主		渡部	恒三君	民主
	神崎	武法君	公明				

欠員 2

(2) 議案審査等

付託された懲罰事犯はなかった。

18 災害対策特別委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	堀込	征雄君	民主						
理事	河井	克行君	自民	理事	河本	三郎君	自民		
理事	福井	照君	自民	理事	三ッ林	隆志君	自民		
理事	達増	拓也君	民主	理事	都築	譲君	民主		
理事	松原	仁君	民主	理事	石田	祝稔君	公明		
	今井	宏君	自民		今村	雅弘君	自民		
	岩屋	毅君	自民		江藤	拓君	自民		
	小野寺	五典君	自民		大野	松茂君	自民		
	大前	繁雄君	自民		金子	恭之君	自民		
	谷	公一君	自民		西村	明宏君	自民		
	萩野	浩基君	自民		原田	令嗣君	自民		
	平田	耕一君	自民		保坂	武君	自民		
	山本	明彦君	自民		吉野	正芳君	自民		
	泉	房穂君	民主		小沢	鋭仁君	民主		
	奥田	建君	民主		奥村	展三君	民主		
	黄川田	徹君	民主		土肥	隆一君	民主		
	中川	治君	民主		増子	輝彦君	民主		
	三日月	大造君	民主		村井	宗明君	民主		
	若泉	征三君	民主	河合	正智君	公明			
	白保	台一君	公明			高橋	千鶴子君	共産	
	山本	喜代宏君	社民						

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査等

付託された法律案は、内閣提出法律案1件、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）

○ 要旨

被災者の居住の安定の確保等による自立した生活の開始を支援するため、被災者生

活再建支援金の支給限度額について、100万円を300万円に、50万円を150万円にそれぞれ引き上げる等の所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 居住安定支援制度創設の趣旨
- ・ 住宅本体の建築費等に対する公的支援の必要性
- ・ 国会等における審議を制度の運用に反映させる必要性
- ・ 支援対象世帯の年齢・収入要件緩和の必要性
- ・ 長期避難世帯特例70万円を支援金支給限度額300万円の枠外とする必要性
- ・ 被災者生活再建支援基金の規模を超える大規模災害が発生した場合の対処
- ・ 住宅の耐震化を進めるための方策

○ 審査結果

可決（附帯決議）

② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案（災害対策特別委員長提出、衆法第8号）

○ 要旨

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図るため、地震防災対策推進地域の指定、地震観測施設等の整備、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別の措置を講ずるもの

○ 結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	16. 2. 3		3. 5 3. 11	3. 18	3. 18 可決(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (附)	3. 23 可決	災害対策特 3. 29 可決 (附)	3. 31 可決	16. 3. 31 法3号

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案（災害対策特別委員長提出、衆法第8号）	16. 3. 11				3. 11 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	3. 12 可決	災害対策特 3. 19 可決	3. 26 可決	16. 4. 2 法27号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 地震防災対策についての国の取組
- ・ 津波防災対策の在り方についての所見
- ・ 東海地震対応図上訓練（平成16年1月23日実施）についての評価と課題
- ・ 地下駅における火災対策の現状
- ・ 公立学校施設・社会福祉施設の早急な耐震化の必要性
- ・ 防災力向上に民間と市場の力を重視しすぎることの妥当性
- ・ 三宅島における火山活動の現状及び今後の帰島の見通し
- ・ 居住安定支援制度の実効性

(閉会中審査)

〔災害対策に関する件（平成16年7月梅雨前線豪雨災害）〕

- ・ 異常気象を踏まえた防災体制の見直しの必要性
- ・ 被災した地方公共団体に対する激甚災害の早期指定の必要性
- ・ 浸水被害に対する被災者生活再建支援法の弾力的運用の必要性
- ・ 特別交付税を含めた財政支援措置の必要性
- ・ 地場産業等に対する支援策
- ・ 災害廃棄物処理に対する支援策
- ・ J R越美北線の早期復旧の必要性
- ・ 住民に対する災害情報伝達の在り方

【第160回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	堀込	征雄君	民主				
理事	河井	克行君	自民	理事	河本	三郎君	自民
理事	福井	照君	自民	理事	三ッ林	隆志君	自民
理事	達増	拓也君	民主	理事	都築	譲君	民主
理事	松原	仁君	民主	理事	石田	祝稔君	公明
	今井	宏君	自民		今村	雅弘君	自民
	岩屋	毅君	自民		江藤	拓君	自民
	小野寺	五典君	自民		大野	松茂君	自民
	大前	繁雄君	自民		金子	恭之君	自民
	谷	公一君	自民		西村	明宏君	自民
	萩野	浩基君	自民		原田	令嗣君	自民
	平田	耕一君	自民		保坂	武君	自民
	山本	明彦君	自民		山本	拓君	自民
	吉野	正芳君	自民		泉	房穂君	民主
	小沢	鋭仁君	民主		奥田	建君	民主
	奥村	展三君	民主		黄川田	徹君	民主
	土肥	隆一君	民主		中川	治君	民主
	増子	輝彦君	民主		三日月	大造君	民主
	村井	宗明君	民主		若泉	征三君	民主
	河合	正智君	公明		白保	台一君	公明
	高橋	千鶴子君	共産				

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、委員派遣が行われた。

(5) 委員派遣・議員海外派遣

① 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平成16. 8. 4	第1班 新潟県 第2班 福井県	平成16年7月梅雨前線豪雨による被害状況等調査	第1班 7人 第2班 5人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院各国防災対策等実情調査議員団	(閉会中) 平成16. 8. 24 ～ 8. 31	ドイツ、チェコ、 ロシア	各国防災対策等実情調査のため	5人

【第161回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	西村	真悟君	民主						
理事	佐藤	剛男君	自民	理事	斉藤	斗志二君	自民		
理事	福井	照君	自民	理事	三ッ林	隆志君	自民		
理事	小平	忠正君	民主	理事	小林	憲司君	民主		
理事	松原	仁君	民主	理事	石田	祝稔君	公明		
	伊藤	信太郎君	自民		江藤	拓君	自民		
	大野	松茂君	自民		小坂	憲次君	自民		
	近藤	基彦君	自民		左藤	章君	自民		
	竹下	亘君	自民		中野	清君	自民		
	西村	明宏君	自民		林	幹雄君	自民		
	原田	令嗣君	自民		保坂	武君	自民		
	三ッ矢	憲生君	自民		宮下	一郎君	自民		
	森	英介君	自民		山本	拓君	自民		
	吉野	正芳君	自民		泉	房穂君	民主		
	一川	保夫君	民主		黄川田	徹君	民主		
	菊田	まきこ君	民主		岸本	健君	民主		
	五島	正規君	民主		津川	祥吾君	民主		
	前田	雄吉君	民主		牧野	聖修君	民主		
	村井	宗明君	民主	和田	隆志君	民主			
	赤羽	一嘉君	公明		白保	台一君	公明		
	高橋	千鶴子君	共産						

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（仙谷由人君外5名提出、衆法第5号）

○ 要旨

被災世帯の住宅再建を支援するため、被災者生活再建支援金の支給対象となる経費として、当該世帯の居住する住宅の建築費、購入費又は補修費を法定するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本法律案を提出した趣旨

- ・ 私有財産である住宅本体の再建に公金を支出する論拠
- ・ 制度見直しを法律施行後1年とした理由

○ 審査結果

審査未了

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
被災者生活再建支援法の一部 を改正する法律案（仙谷由人君 外5名提出、衆法第5号）	16.11. 4		11. 5	12. 2	(審査未了)				
			11.29						

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 一連の台風災害を一括して激甚災害指定する必要性
- ・ 住宅の建設費等に対する被災者生活再建支援法の見直しによる公的支援の必要性
- ・ 災害救助法に基づく住宅の応急修理の適用手続
- ・ 災害廃棄物の処理に対する国の財政支援策
- ・ 避難勧告・避難指示等防災情報の伝達の在り方
- ・ 被害の把握及び災害対策を内閣府が一括して扱う必要性
- ・ 新潟県中越地震に関する特別立法の必要性
- ・ 新潟県中越地震発生後の震災関連死の防止策
- ・ 義援金を被災者に早期に配分する必要性
- ・ 地震予知の現状

(5) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成16. 10. 29	兵庫県	平成16年台風第23号による被害状況等調査	9人
平成16. 11. 1	新潟県	平成16年新潟県中越地震による被害状況等調査	10人

19 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	増田	敏男君	自民				
理事	岩崎	忠夫君	自民	理事	江渡	聡徳君	自民
理事	中馬	弘毅君	自民	理事	町村	信孝君	自民
理事	井上	和雄君	民主	理事	辻	惠君	民主
理事	中井	洽君	民主	理事	井上	義久君	公明
	赤城	徳彦君	自民		岩永	峯一君	自民
	宇野	洽君	自民		奥野	信亮君	自民
	木村	勉君	自民		後藤田	正純君	自民
	櫻田	義孝君	自民		下村	博文君	自民
	西野	あきら君	自民		早川	忠孝君	自民
	古川	禎久君	自民		三ッ矢	憲生君	自民
	水野	賢一君	自民		森山	裕君	自民
	山本	明彦君	自民		阿久津	幸彦君	民主
	岩國	哲人君	民主		宇佐美	登君	民主
	佐藤	謙一郎君	民主		田島	一成君	民主
	津川	祥吾君	民主		中山	義活君	民主
	永田	寿康君	民主		堀込	征雄君	民主
	松崎	哲久君	民主		松野	信夫君	民主
	村越	祐民君	民主		長沢	広明君	公明
	山名	靖英君	公明		吉井	英勝君	共産
	山本	喜代宏君	社民				

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案5件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案（冬柴鐵三君外2名提出、衆法第3号）

○ 要旨

永住外国人に地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与するもの

- 審査結果
継続審査

- ② 公職選挙法の一部を改正する法律案（中井洽君外 5 名提出、衆法第32号）
 - 要旨
衆議院議員の定数は、400人（うち100人を比例代表選出議員）とし、また、インターネット等による文書図画の頒布を解禁するとともに、報酬を支給することができる選挙運動に従事する者に電話による選挙運動員を加えるもの
 - 審査結果
継続審査

- ③ 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（中井洽君外 5 名提出、衆法第33号）
 - 要旨
衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、あらかじめ各都道府県に一律に 1 を配分する現行制度を改め、人口に比例して各都道府県に配当した数とするもの
 - 審査結果
継続審査

- ④ 政治資金規正法等の一部を改正する法律案（中井洽君外 5 名提出、衆法第34号）
 - 要旨
法人その他の団体から寄附を受けることができる政党支部を限定するとともに、国又は地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者による寄附を規制する等の措置を講ずるもの
 - 審査結果
継続審査

- ⑤ 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（中井洽君外 5 名提出、衆法第35号）
 - 要旨
地方公共団体の議会の議員及び長の秘書並びに公職にある者の配偶者、父母、子及び兄弟姉妹を犯罪の主体に加えると同時に、公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的でのあつせん行為に係る収賄等を処罰するもの
 - 審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		議 決 日 結 果	本会議 議決日 結 果	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑					
永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案（冬柴鐵三君外2名提出、衆法第3号）	16. 2. 19		6. 3			(6. 16) (閉会中 審査)			
公職選挙法の一部を改正する法律案（中井洽君外5名提出、衆法第32号）	16. 4. 13		6. 11			(6. 16) (閉会中 審査)			
衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（中井洽君外5名提出、衆法第33号）	16. 4. 13		6. 11			(6. 16) (閉会中 審査)			
政治資金規正法等の一部を改正する法律案（中井洽君外5名提出、衆法第34号）	16. 4. 13		6. 3			(6. 16) (閉会中 審査)			
公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（中井洽君外5名提出、衆法第35号）	16. 4. 13		6. 11			(6. 16) (閉会中 審査)			

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 先の総選挙における管理執行上の問題の状況及び再発防止策
- ・ 永住外国人への地方参政権付与に対する総務大臣の見解
- ・ 学校教育における投票率向上のための施策に対する文部科学省の見解
- ・ 私立学校が政治活動、選挙運動に関わることの違法性の有無
- ・ 利害誘導罪の構成要件を明確にする必要性
- ・ 買収による検挙数のうち電話による選挙運動を行う者に対する買収が占める割合及び推移
- ・ 電話による投票依頼に対する報酬支払を合法とするよう公職選挙法を改正する必要性
- ・ 連座の対象となる組織的選挙運動管理者等の認定
- ・ 政党助成制度の廃止の必要性
- ・ 中央社会保険医療協議会（中医協）を巡る汚職事件に対する政府の所見

【第160回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	増田	敏男君	自民				
理事	岩崎	忠夫君	自民	理事	江渡	聡徳君	自民
理事	中馬	弘毅君	自民	理事	町村	信孝君	自民
理事	井上	和雄君	民主	理事	辻	恵君	民主
理事	中井	洽君	民主	理事	井上	義久君	公明
	赤城	徳彦君	自民		岩永	峯一君	自民
	宇野	洽君	自民		奥野	信亮君	自民
	川崎	二郎君	自民		木村	勉君	自民
	後藤田	正純君	自民		櫻田	義孝君	自民
	下村	博文君	自民		西野	あきら君	自民
	早川	忠孝君	自民		古川	禎久君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民		水野	賢一君	自民
	森山	裕君	自民		山本	明彦君	自民
	阿久津	幸彦君	民主		岩國	哲人君	民主
	宇佐美	登君	民主		佐藤	謙一郎君	民主
	田島	一成君	民主		津川	祥吾君	民主
	中山	義活君	民主		永田	寿康君	民主
	堀込	征雄君	民主		松崎	哲久君	民主
	松野	信夫君	民主		村越	祐民君	民主
	長沢	広明君	公明		山名	靖英君	公明
	吉井	英勝君	共産				

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案5件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案（冬柴鐵三君外2名提出、第159回国会衆法第3号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

② 公職選挙法の一部を改正する法律案（中井洽君外 5 名提出、第159回国会衆法第32号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

③ 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（中井洽君外 5 名提出、第159回国会衆法第33号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

④ 政治資金規正法等の一部を改正する法律案（中井洽君外 5 名提出、第159回国会衆法第34号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

⑤ 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（中井洽君外 5 名提出、第159回国会衆法第35号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
永住外国人に対する地方公共 団体の議会の議員及び長の選 挙権等の付与に関する法律案 （冬柴鐵三君外2名提出、第159 回国会衆法第3号）	(16. 2. 19)		7.30			(8. 6) (閉会中 審査)		

公職選挙法の一部を改正する法律案（中井治君外5名提出、第159回国会衆法第32号）	(16. 4. 13)		7.30			(8. 6) (閉会中 審査)			
衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（中井治君外5名提出、第159回国会衆法第33号）	(16. 4. 13)		7.30			(8. 6) (閉会中 審査)			
政治資金規正法等の一部を改正する法律案（中井治君外5名提出、第159回国会衆法第34号）	(16. 4. 13)		7.30			(8. 6) (閉会中 審査)			
公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（中井治君外5名提出、第159回国会衆法第35号）	(16. 4. 13)		7.30			(8. 6) (閉会中 審査)			

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 昨年の衆議院議員総選挙における学歴詐称事件について福岡県警と福岡地検の捜査状況
- ・ 郵便等投票対象者拡大及び郵便等投票における代理記載制度の導入に関する周知の方策
- ・ 第20回参議院議員通常選挙における期日前投票制度導入の効果
- ・ 永住外国人に対する地方参政権付与についての総務大臣の所感
- ・ 政治資金規正法の実効性に関する総務大臣の所見
- ・ 政治資金収支報告書の現行制度の問題点
- ・ 参議院比例代表選挙における買収罪の構成要件
- ・ 政治資金収支報告書の不記載罪及び虚偽記入罪の構成要件
- ・ 日本歯科医師連盟から国会議員等への寄附についての総務大臣の所感

【第161回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	遠藤	武彦君	自民				
理事	石田	真敏君	自民	理事	後藤田	正純君	自民
理事	中馬	弘毅君	自民	理事	二階	俊博君	自民
理事	井上	和雄君	民主	理事	永田	寿康君	民主
理事	堀込	征雄君	民主	理事	山名	靖英君	公明
	石崎	岳君	自民		今村	雅弘君	自民
	奥野	信亮君	自民		櫻田	義孝君	自民
	砂田	圭佑君	自民		中川	秀直君	自民
	中西	一善君	自民		西野	あきら君	自民
	西村	明宏君	自民		早川	忠孝君	自民
	古川	禎久君	自民		増田	敏男君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民		水野	賢一君	自民
	望月	義夫君	自民		森山	裕君	自民
	阿久津	幸彦君	民主		岩國	哲人君	民主
	生方	幸夫君	民主		高山	智司君	民主
	手塚	仁雄君	民主		寺田	学君	民主
	中村	哲治君	民主		中山	義活君	民主
	野田	佳彦君	民主		松崎	哲久君	民主
	松野	信夫君	民主		村越	祐民君	民主
	井上	義久君	公明		長沢	広明君	公明
	吉井	英勝君	共産				

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された法律案は、議員提出法律案7件（うち継続審査5件）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案（冬柴鐵三君外2名提出、第159回国会衆法第3号）

○ 要旨

（第159回国会参照）

○ 主な質疑内容

- ・ 平成7年最高裁判決の解釈及び永住外国人地方参政権付与の合憲性
- ・ 永住外国人に対する被選挙権の付与の可能性
- ・ 国籍取得と地方参政権付与との関係についての提出者の見解
- ・ 地方参政権付与について外国人登録原票における国籍の記載に基づくことの是非及び他の法律との整合性

- 審査結果
継続審査

② 公職選挙法の一部を改正する法律案（中井洽君外5名提出、第159回国会衆法第32号）

- 要旨
（第159回国会参照）

- 審査結果
継続審査

③ 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（中井洽君外5名提出、第159回国会衆法第33号）

- 要旨
（第159回国会参照）

- 審査結果
継続審査

④ 政治資金規正法等の一部を改正する法律案（中井洽君外5名提出、第159回国会衆法第34号）

- 要旨
（第159回国会参照）

- 審査結果
撤回許可

⑤ 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（中井洽君外5名提出、第159回国会衆法第35号）

- 要旨
（第159回国会参照）

- 審査結果
継続審査

⑥ 政治資金規正法の一部を改正する法律案（佐田玄一郎君外9名提出、衆法第2号）

- 要旨
政党及び政治資金団体以外の政治団体間の寄附を、同一の政治団体に対しては年間5,000万円以下に制限する措置を講ずるとともに、政治資金団体に係る寄附の方法につ

いて預貯金等の口座への振込み又は振替によることを義務づけようとするもの

○ 審査結果

継続審査

⑦ 政治資金規正法等の一部を改正する法律案（仙谷由人君外4名提出、衆法第10号）

○ 要旨

政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附を、同一の政党又は政治資金団体に対しては年間1億円以下に、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては年間3,000万円以下に制限するとともに、政党又は政治資金団体に対する条件付寄附を禁止する等所要の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果			
永住外国人に対する地方公共 団体の議会の議員及び長の選 挙権等の付与に関する法律案 （冬柴鐵三君外2名提出、第159 回国会衆法第3号）	16. 2. 19		10. 12 11. 16	11. 16		(12. 3) (閉会中 審査)		
公職選挙法の一部を改正する 法律案（中井治君外5名提出、 第159回国会衆法第32号）	16. 4. 13		10. 12			(12. 3) (閉会中 審査)		
衆議院議員選挙区画定審議会 設置法の一部を改正する法律 案（中井治君外5名提出、第159 回国会衆法第33号）	16. 4. 13		10. 12			(12. 3) (閉会中 審査)		
政治資金規正法等の一部を改 正する法律案（中井治君外5名 提出、第159回国会衆法第34号）	16. 4. 13		10. 12		(12. 1) (撤回許可)			
公職にある者等のあつせん行 為による利得等の処罰に関す る法律の一部を改正する法律 案（中井治君外5名提出、第159 回国会衆法第35号）	16. 4. 13		10. 12			(12. 3) (閉会中 審査)		
政治資金規正法の一部を改正 する法律案（佐田玄一郎君外9 名提出、衆法第2号）	16. 11. 2		11. 19 12. 1			(12. 3) (閉会中 審査)		

政治資金規正法等の一部を改正する法律案（仙谷由人君外4名提出、衆法第10号）	16. 11. 16		11. 19			(12. 3) (閉会中 審査)			
			12. 1						

20 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	金田	誠一君	民主				
理事	石崎	岳君	自民	理事	北村	直人君	自民
理事	津島	恭一君	自民	理事	宮路	和明君	自民
理事	阿久津	幸彦君	民主	理事	佐藤	公治君	民主
理事	中村	哲治君	民主	理事	白保	台一君	公明
	井上	信治君	自民		小淵	優子君	自民
	木村	隆秀君	自民		左藤	章君	自民
	佐藤	勉君	自民		中村	正三郎君	自民
	西銘	恒三郎君	自民		宮腰	光寛君	自民
	山下	貴史君	自民		川内	博史君	民主
	高木	義明君	民主		鳩山	由紀夫君	民主
	若井	康彦君	民主		丸谷	佳織君	公明
	赤嶺	政賢君	共産		東門	美津子君	社民

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 日ロ行動計画の進捗状況と北方領土返還交渉の進め方
- ・ 高齢となった北方4島旧島民の子や孫に権利を早急に承継させる必要性
- ・ 北方領土隣接地域の漁業従事者及び北方4島の旧島民の会への財政支援の必要性
- ・ 北方領土問題についての国民教育の在り方と北方4島住民への医療支援の必要性
- ・ 沖縄大学院大学の予算及び運営方針等
- ・ トランスフォーメーション（米軍海外駐留基地の再配備）の中での沖縄米軍基地の位置づけ

- ・ 普天間代替施設建設の事前調査のためのボーリング調査が環境に与える影響
- ・ 沖縄への観光客誘致策
- ・ 全国レベルより設置数が少ない沖縄の認可保育園を増加させる方策
- ・ 会社経営悪化にある沖縄のバス会社再建のために国が助成する必要性

(5) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成16. 7. 14 ～ 7. 15	北海道	北方問題等に関する実情調査	8人

【第160回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	金田	誠一君	民主				
理事	石崎	岳君	自民	理事	北村	直人君	自民
理事	津島	恭一君	自民	理事	宮路	和明君	自民
理事	阿久津	幸彦君	民主	理事	佐藤	公治君	民主
理事	中村	哲治君	民主	理事	白保	台一君	公明
	井上	信治君	自民		小渕	優子君	自民
	木村	隆秀君	自民		左藤	章君	自民
	佐藤	勉君	自民		中村	正三郎君	自民
	西銘	恒三郎君	自民		宮腰	光寛君	自民
	山下	貴史君	自民		川内	博史君	民主
	高木	義明君	民主		鳩山	由紀夫君	民主
	若井	康彦君	民主		丸谷	佳織君	公明
	赤嶺	政賢君	共産		東門	美津子君	社民

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

（閉会中審査）

- ・ 在沖米海兵隊ヘリコプター墜落事故後の対応に関する外務省と米軍の連携についての政府の認識
- ・ 事故機の当日の任務
- ・ 事故機と同型機の飛行再開が日米地位協定第3条第3項違反に当たるか否かに関する外務省の見解
- ・ 過去の日米地位協定及び合意議事録違反の事例の有無
- ・ 事故現場の土壌の放射能汚染について米軍が行った地質調査の法的根拠
- ・ 米軍による事故現場の樹木の伐採、土壌の採取及び機体の搬出に対する沖縄国際大

学側の許可の有無

- ・ 普天間移設問題に関する政府の見解
- ・ 防衛施設局が行った普天間飛行場代替施設建設に伴う地質調査等に係る地元説明会の在り方の妥当性
- ・ 内閣総理大臣の北方領土洋上視察の成果

(5) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成16. 9.15 ～ 9.16	沖縄県	沖縄問題（在沖米海兵隊ヘリコプター墜落事故）等に関する実情調査	7人

【第161回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	荒井	聰君	民主				
理事	石崎	岳君	自民	理事	北村	直人君	自民
理事	小西	理君	自民	理事	西銘	恒三郎君	自民
理事	今野	東君	民主	理事	武山	百合子君	民主
理事	中津川	博郷君	民主	理事	白保	台一君	公明
	井上	信治君	自民		小淵	優子君	自民
	後藤	茂之君	自民		坂本	哲志君	自民
	中村	正三郎君	自民		西野	あきら君	自民
	宮腰	光寛君	自民		宮路	和明君	自民
	山下	貴史君	自民		金田	誠一君	民主
	仲野	博子君	民主		鳩山	由紀夫君	民主
	若泉	征三君	民主		丸谷	佳織君	公明
	赤嶺	政賢君	共産		東門	美津子君	社民

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 北方領土返還に向けた政府の具体的な取組と外務大臣の決意
- ・ 北方4島周辺地域における安全操業枠組協定問題
- ・ 在日米軍再編協議において日本側から沖縄の負担軽減の具体策を提案する必要性
- ・ 在沖米海兵隊ヘリコプター墜落事故における米軍の対応に関する政府の見解
- ・ 新石垣空港建設の際に白保サンゴ礁を保全する必要性
- ・ 普天間基地の移設先である辺野古沖のボーリング地質調査が環境に及ぼす影響
- ・ 泡瀬干潟の埋立てが環境に及ぼす影響とその調査方法の妥当性

21 青少年問題に関する特別委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	武山	百合子君	民主				
理事	江崎	鐵磨君	自民	理事	上川	陽子君	自民
理事	小泉	龍司君	自民	理事	河野	太郎君	自民
理事	石毛	鏡子君	民主	理事	石田	勝之君	民主
理事	須藤	浩君	民主	理事	富田	茂之君	公明
	岡本	芳郎君	自民		加藤	勝信君	自民
	北川	知克君	自民		佐藤	鍊君	自民
	島村	宜伸君	自民		葉梨	康弘君	自民
	萩生田	光一君	自民		宮下	一郎君	自民
	山際	大志郎君	自民		泉	健太君	民主
	小宮山	洋子君	民主		肥田	美代子君	民主
	水島	広子君	民主		山井	和則君	民主
	高木	美智代君	公明		石井	郁子君	共産

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査等

付託された法律案はなかった。

委員会提出法律案は2件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（青少年問題に関する特別委員長提出、衆法第11号）

○ 要旨

児童虐待の防止等に関する施策を強化するため、児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期するための規定の整備等を行うもの

○ 結果

成案・提出決定

② 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（青少年問題に関する特別委員長提出、衆法第43号）

○ 要旨

児童買春及び児童ポルノに係る行為について、厳格な処罰を行うことができるように法定刑を引き上げるとともに、その処罰の範囲を広げる等の措置を講ずるもの

○ 結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		議 決 日 結 果	本会議 議決日 結 果	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑					
児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（青少年問題に関する特別委員長提出、衆法第11号）	16. 3. 12				3. 12 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	3. 12 可決	厚生労働 4. 6 可決	4. 7 可決	16. 4. 14 法30号
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（青少年問題に関する特別委員長提出、衆法第43号）	16. 6. 1				6. 1 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	6. 3 可決	法務 6. 10 可決	6. 11 可決	16. 6. 18 法06号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 児童虐待相談処理件数増加の原因と虐待予防策
- ・ 学校における虐待問題に対する取組の現状
- ・ 虐待を行った親に必要な援助システム
- ・ 大阪府岸和田市における児童虐待事件に関する青少年育成及び少子化対策担当大臣の所見
- ・ 児童養護施設の現状と環境改善の必要性
- ・ 「青少年育成施策大綱」を具体的に実行するスケジュール
- ・ 児童買春・児童ポルノ法施行後の取締りの状況及び改正後の課題
- ・ 触法少年事案について警察機関の調査権限を明確化するための法整備についての検

討状況

- ・ 「国連子どもの権利委員会」の我が国に対する勧告についての対応
- ・ 佐世保市の小学校における女児殺害事件に関する青少年育成及び少子化対策担当大臣の所見

(5) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

児童買春、児童ポルノに関する件（平成16. 6. 1）

本委員会は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案を提出することに決した。本案は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律について、その施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、児童買春及び児童ポルノに係る犯罪の法定刑を引き上げるとともに、電気通信回線を通じて児童のポルノを記録した電磁的記録等を提供する行為等を犯罪化する等の改正を行うものである。

児童買春、児童ポルノに係る行為が被害児童の人権を著しく侵害し、かつ、児童を性の対象とする風潮を助長するため、これが児童の健全育成の大きな障害となっていることは改めて述べるまでもない。それにもかかわらず、近時においても、児童買春に係る事件が大幅に増加したほか、児童ポルノに係る事件も跡を絶たないところであって、本委員会もこれを深く憂慮するものである。

このようななか、国連において「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」が、また欧州評議会において「サイバー犯罪に関する条約」がそれぞれ採択されるなど、国際的にも児童買春、児童ポルノに係る行為に対して厳しい態度で臨むことが求められており、本案はこれに応えるものでもある。

その一方、児童ポルノの所持一般を違法化すべきか否かについて、本委員会では必ずしも意見の一致をみなかった。しかし、違法化の是非はともかくとして、少なくとも児童ポルノの所持が一般に、児童の権利侵害と関連する行為であることは何人も否定できない事実であり、本委員会としても児童ポルノが根絶されることを願うものであって、このような所持を減少させるための取り組みも必要である。そのためには、成人の意識を高めるとともに児童に対する教育を充実させ、問題を根本的に解決することが求められているところであって、政府は、児童の権利に関する国民の理解を深めるための社会啓発、教育について万全の措置を講じ、児童ポルノの根絶に努めるべきである。

右決議する。

(6) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成16. 2. 27	明治学院大学社会学部 社会福祉学科教授	松原 康雄君	青少年問題に関する件（児童虐待問題）
	大阪大学大学院人間科学 学研究科助教授	西澤 哲君	
	弁護士 子どもの虐待防止ネット ワーク・あいち（C APNA）理事長 DV弁護士ネットワー ク・あいち代表	岩城 正光君	
	弁護士	峯本 耕治君	

(7) 視察

視察年月日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成16. 2. 6	大阪府	青少年問題（児童虐待問題）に関する実情調査	21人

【第160回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	武山	百合子君	民主				
理事	江崎	鐵磨君	自民	理事	上川	陽子君	自民
理事	小泉	龍司君	自民	理事	河野	太郎君	自民
理事	石毛	鍬子君	民主	理事	石田	勝之君	民主
理事	須藤	浩君	民主	理事	富田	茂之君	公明
	岡本	芳郎君	自民		加藤	勝信君	自民
	北川	知克君	自民		佐藤	鍊君	自民
	島村	宜伸君	自民		葉梨	康弘君	自民
	萩生田	光一君	自民		宮下	一郎君	自民
	山際	大志郎君	自民		泉	健太君	民主
	小宮山	洋子君	民主		肥田	美代子君	民主
	水島	広子君	民主		山井	和則君	民主
	高木	美智代君	公明		石井	郁子君	共産

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、委員派遣が行われた。

(5) 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(開会中) 平成16. 9. 21 ～ 9. 22	北海道	青少年問題に関する実情調査	11人

【第161回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	藤村	修君	民主				
理事	江崎	鐵磨君	自民	理事	上川	陽子君	自民
理事	小泉	龍司君	自民	理事	河野	太郎君	自民
理事	大島	敦君	民主	理事	古賀	一成君	民主
理事	水島	広子君	民主	理事	池坊	保子君	公明
	岡本	芳郎君	自民		加藤	勝信君	自民
	北川	知克君	自民		小林	興起君	自民
	佐藤	鍊君	自民		谷川	弥一君	自民
	葉梨	康弘君	自民		萩生田	光一君	自民
	山際	大志郎君	自民		石田	勝之君	民主
	梶原	康弘君	民主		小宮山	泰子君	民主
	小宮山	洋子君	民主		西村	智奈美君	民主
	高木	美智代君	公明		石井	郁子君	共産

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査

付託された法律案はなかった。

22 武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿（50人）

委員長	自見	庄三郎君	自民				
理事	石崎	岳君	自民	理事	北村	誠吾君	自民
理事	久間	章生君	自民	理事	増原	義剛君	自民
理事	首藤	信彦君	民主	理事	平岡	秀夫君	民主
理事	前原	誠司君	民主	理事	遠藤	乙彦君	公明
	赤城	徳彦君	自民		岩屋	毅君	自民
	植竹	繁雄君	自民		江崎	洋一郎君	自民
	遠藤	利明君	自民		大村	秀章君	自民
	佐藤	錬君	自民		塩谷	立君	自民
	柴山	昌彦君	自民		菅原	一秀君	自民
	田中	英夫君	自民		谷	公一君	自民
	中西	一善君	自民		中山	成彬君	自民
	仲村	正治君	自民		鳩山	邦夫君	自民
	林田	彪君	自民		宮澤	洋一君	自民
	森岡	正宏君	自民		山口	泰明君	自民
	赤松	広隆君	民主		岩國	哲人君	民主
	大島	章宏君	民主		奥村	展三君	民主
	鎌田	さゆり君	民主		末松	義規君	民主
	武正	公一君	民主		筒井	信隆君	民主
	中川	正春君	民主		中塚	一宏君	民主
	長島	昭久君	民主		檜崎	欣弥君	民主
	細野	豪志君	民主		松崎	公昭君	民主
	松本	剛明君	民主		渡辺	周君	民主
	上田	勇君	公明		大口	善徳君	公明
	榊屋	敬悟君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	東門	美津子君	社民				

(2) 設置の目的

武力攻撃事態等への対処に関する諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された議案は、条約3件及び内閣提出法律案7件で、審査の概況は、次のとおりで

ある。

① 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）

○ 要旨

現行の自衛隊と米軍との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供の枠組みを、武力攻撃事態等、国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動にも適用できるようにするよう、現行協定を改正するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 武力攻撃予測事態に際しての米軍の活動と周辺事態に際しての米軍の活動とを区別する方法
- ・ 周辺事態において提供対象外であった弾薬を武力攻撃予測事態において提供可能とした理由
- ・ 米軍に対する弾薬の提供が武力行使との一体化に該当する可能性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

承認

② 1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（条約第11号）

○ 要旨

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約を補完・拡充することにより、国際的な武力紛争の犠牲者を一層保護することを目的とするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 無防備地区宣言を地方公共団体が政府に要請できるようにする必要性
- ・ 軍事行動から生ずる危険から保護するための予防措置として基地を人口密集地から遠ざける必要性
- ・ 米国に第1追加議定書の批准を求めることに対する政府の見解

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

承認

③ 1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（条約第12号）

○ 要旨

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約を補完・拡充することにより、非国際的な武力紛争（内戦・内乱）の犠牲者を一層保護することを目的とするもの

- 主な質疑内容
 - ・ 第2追加議定書に対応する国内法整備の有無
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
 - 承認

④ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（内閣提出第98号）

- 要旨

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護することの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置その他の必要な事項を定めるもの

- 主な質疑内容
 - ・ 国民保護に要する経費の国の負担の在り方
 - ・ 有事の際に地方自治体を国の指揮下に置く可能性
 - ・ 有事を想定した訓練が国民の不安をあおる危険性
 - ・ 住民に対する避難措置及び救援の具体的内容
 - ・ 有事に備え民間防衛組織を整備する必要性
 - ・ 自主防災組織やボランティアによる活動への支援の在り方
 - ・ 指定公共機関に民間放送事業者を含める理由
 - ・ 緊急処理事態の具体的な内容及び想定される類型
 - ・ 在留外国人が国民と同様に保護される旨を明確にする必要性
 - ・ 有事の際の行政文書の保存及び国会への報告義務を整備する必要性

- 参考人からの意見の聴取

- 審査結果
 - 修正（附帯決議）

<修正内容>

事態対処法（平成15年6月13日施行）に緊急処理事態対処方針に関する規定を設け、同対処方針の国会の承認に係る所要の規定を置くとともに、国会が緊急対処措置を終了すべきことを議決したときは、同対処方針の廃止について、閣議の決定を求めなければならないものとする等

⑤ 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（内閣提出第99号）

- 要旨

武力攻撃事態等において、日米安全保障条約に従って我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置について定めるもの

- 主な質疑内容
 - ・ 行動関連措置の具体的内容

- ・ 地方公共団体及び事業者が要請される協力の内容
- ・ 米軍の行動に係る情報を適切に国民に提供する体制整備の重要性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

⑥ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（内閣提出第100号）

○ 要旨

武力攻撃事態等における特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波）の利用に関し、指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、その総合的な調整を図るもの

○ 主な質疑内容

- ・ 港湾施設の利用指針の性格及び事項
- ・ 武力攻撃予測事態の段階から本法律案が適用される理由
- ・ 米軍の作戦遂行に伴う空域制限の拡大の可能性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正

<修正内容>

国民保護法案の修正に伴い、緊急対処事態の定義は事態対処法によるものとする

⑦ 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（内閣提出第101号）

○ 要旨

国際人道法に規定する重大な違反行為を処罰することにより、刑法等による処罰と相まって、これらの国際人道法の的確な実施の確保に資するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 占領地域に移送する罪及び文民の出国等を妨げる罪の適用範囲を日本が占領された場合及び外国間の占領の場合に限定して解する必要性
- ・ 重要な文化財を破壊する罪に関して刑法の規定と別に新たに罪を規定する理由
- ・ ジュネーヴ4条約の重大な違反行為の処罰は刑法で対応可能とする山本法務政務次官の答弁（平成12年3月29日）と本法律案制定との整合性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

⑧ 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（内閣提出第102号）

○ 要旨

海上自衛隊が実施する停船検査及び回航措置の手續並びに外国軍用品審判所における審判の手續等を定めるもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律に基づく船舶検査と本法律案に基づく停船検査との具体的な相違
- ・ 停船検査が交戦権の行使となる可能性
- ・ 停船検査等の実施が可能な「我が国周辺の公海」の範囲

○ **参考人からの意見の聴取**

○ **審査結果**

可決

⑨ **武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（内閣提出第103号）**

○ **要旨**

武力攻撃事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに関し必要な事項を定めるもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 捕虜収容所の設置場所及び施設の概要
- ・ 自衛隊員が捕虜を虐待した場合の対処の方法
- ・ 捕虜の虐待に関する罰則を規定する必要性

○ **参考人からの意見の聴取**

○ **審査結果**

可決

⑩ **自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出第104号）**

○ **要旨**

日米物品役務相互提供協定改正協定の規定を実施するために、米軍への物品・役務の提供権限及び手續に関する国内法上の規定を整備するもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 本法律案が事態対処法制の一環として位置づけられている根拠
- ・ 訓練、連絡調整その他の日常的な活動を行う米軍にまで提供権限を拡大した理由

○ **参考人からの意見の聴取**

○ **審査結果**

可決

《議案審査一覧》

条 約

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果		
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果			議決日 結果	
日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）	16. 3. 9	4. 13	4. 13	4. 14 4. 19 4. 20 （ 趣 ） 4. 23 4. 26 （ 趣 ） 4. 28 5. 10 （ 趣 ） 4. 13 5. 13 5. 19	5. 20 承認(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産・社民)	5. 20 承認	イラク・ 事態特 6. 14 承認	6. 14 承認	16. 7. 20 条8号
1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件（条約第11号）	16. 3. 9	4. 13	4. 13	4. 14 4. 19 4. 20 （ 趣 ） 4. 23 4. 26 （ 趣 ） 4. 28 5. 10 （ 趣 ） 4. 13 5. 13 5. 19	5. 20 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	5. 20 承認	イラク・ 事態特 6. 14 承認	6. 14 承認	16. 9. 3 条12号
1949年8月12日のジュネーブ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（条約第12号）	16. 3. 9	4. 13	4. 13	4. 14 4. 19 4. 20 （ 趣 ） 4. 23 4. 26 （ 趣 ） 4. 28 5. 10 （ 趣 ） 4. 13 5. 13 5. 19	5. 20 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	5. 20 承認	イラク・ 事態特 6. 14 承認	6. 14 承認	16. 9. 3 条13号

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（内閣提出第98号）	16. 3. 9	4. 13	4. 13	4. 14 4. 19 4. 20 （ 連 ） 4. 23 4. 26 （ 連 ） 4. 28 5. 10 （ 連 ） 5. 13 5. 19	5. 20 修正(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産・社民) (附)	5. 20 修正	イラク・ 事態特 6. 14 可決 (附)	6. 14 可決	16. 6. 18 法12号
武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（内閣提出第99号）	16. 3. 9	4. 13	4. 13	4. 14 4. 19 4. 20 （ 連 ） 4. 23 4. 26 （ 連 ） 4. 28 5. 10 （ 連 ） 5. 13 5. 19	5. 20 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産・社民)	5. 20 可決	イラク・ 事態特 6. 14 可決	6. 14 可決	16. 6. 18 法13号
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（内閣提出第100号）	16. 3. 9	4. 13	4. 13	4. 14 4. 19 4. 20 （ 連 ） 4. 23 4. 26 （ 連 ） 4. 28 5. 10 （ 連 ） 5. 13 5. 19	5. 20 修正(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産・社民)	5. 20 修正	イラク・ 事態特 6. 14 可決	6. 14 可決	16. 6. 18 法14号
国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（内閣提出第101号）	16. 3. 9	4. 13	4. 13	4. 14 4. 19 4. 20 （ 連 ） 4. 23 4. 26 （ 連 ） 4. 28 5. 10 （ 連 ） 5. 13 5. 19	5. 20 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産・社民)	5. 20 可決	イラク・ 事態特 6. 14 可決	6. 14 可決	16. 6. 18 法15号

<p>武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（内閣提出第102号）</p>	<p>16. 3. 9</p>	<p>4. 13</p>	<p>4. 13</p>	<p>4. 14 4. 19 4. 20 （ 議 ） 4. 23 4. 26 （ 議 ） 4. 28 5. 10 （ 議 ） 4. 13 5. 13 5. 19</p>	<p>5. 20 可決(多) (賛-自民・民主・公明) (反-共産・社民)</p>	<p>5. 20 可決</p>	<p>イラク・ 事態特 6. 14 可決</p>	<p>6. 14 可決</p>	<p>16. 6. 18 法16号</p>
<p>武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（内閣提出第103号）</p>	<p>16. 3. 9</p>	<p>4. 13</p>	<p>4. 13</p>	<p>4. 14 4. 19 4. 20 （ 議 ） 4. 23 4. 26 （ 議 ） 4. 28 5. 10 （ 議 ） 4. 13 5. 13 5. 19</p>	<p>5. 20 可決(多) (賛-自民・民主・公明) (反-共産・社民)</p>	<p>5. 20 可決</p>	<p>イラク・ 事態特 6. 14 可決</p>	<p>6. 14 可決</p>	<p>16. 6. 18 法17号</p>
<p>自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出第104号）</p>	<p>16. 3. 9</p>	<p>4. 13</p>	<p>4. 13</p>	<p>4. 14 4. 19 4. 20 （ 議 ） 4. 23 4. 26 （ 議 ） 4. 28 5. 10 （ 議 ） 4. 13 5. 13 5. 19</p>	<p>5. 20 可決(多) (賛-自民・民主・公明) (反-共産・社民)</p>	<p>5. 20 可決</p>	<p>イラク・ 事態特 6. 14 可決</p>	<p>6. 14 可決</p>	<p>16. 6. 18 法18号</p>

(4) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審 査 ・ 調 査 案 件
平成16. 4. 23	独立総合研究所代表取締役社長兼首席研究員	青山 繁晴君	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（内閣提出） 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（内閣提出）
	軍事アナリスト	小川 和久君	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（内閣提出） 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（内閣提出）
	早稲田大学大学院教授	小尾 敏夫君	武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（内閣提出） 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（内閣提出）
	日本弁護士連合会有事法制問題対策本部本部長代行	村越 進君	自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出） 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件
平成16. 5. 12	日本銀行総裁	福井 俊彦君	1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件
	日本銀行経営企画室審議役	谷村 龍太郎君	1949年8月12日のジュネーブ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件

【第160回国会】

(1) 委員名簿（50人）

委員長	自見	庄三郎君	自民				
理事	石崎	岳君	自民	理事	北村	誠吾君	自民
理事	久間	章生君	自民	理事	増原	義剛君	自民
理事	首藤	信彦君	民主	理事	平岡	秀夫君	民主
理事	前原	誠司君	民主	理事	遠藤	乙彦君	公明
	赤城	徳彦君	自民		岩屋	毅君	自民
	植竹	繁雄君	自民		江崎	洋一郎君	自民
	遠藤	利明君	自民		大村	秀章君	自民
	川崎	二郎君	自民		佐藤	錬君	自民
	塩谷	立君	自民		柴山	昌彦君	自民
	菅原	一秀君	自民		田中	英夫君	自民
	谷	公一君	自民		中西	一善君	自民
	中山	成彬君	自民		仲村	正治君	自民
	鳩山	邦夫君	自民		林田	彪君	自民
	宮澤	洋一君	自民		森岡	正宏君	自民
	山口	泰明君	自民		赤松	広隆君	民主
	岩國	哲人君	民主		大畠	章宏君	民主
	奥村	展三君	民主		末松	義規君	民主
	武正	公一君	民主		筒井	信隆君	民主
	中川	正春君	民主		中塚	一宏君	民主
	長島	昭久君	民主		檜崎	欣弥君	民主
	細野	豪志君	民主		松崎	公昭君	民主
	松本	剛明君	民主		渡辺	周君	民主
	上田	勇君	公明		大口	善徳君	公明
	榊屋	敬悟君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	東門	美津子君	社民				

(2) 設置の目的

武力攻撃事態等への対処に関する諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧米各国における緊急事態法制に関する調査議員団	(閉会中) 平成16. 8. 26 ～ 9. 5	イギリス、スウェーデン、カナダ、米国	欧米各国における緊急事態法制に関する調査のため	4人

【第161回国会】

(1) 委員名簿（50人）

委員長	玉沢	徳一郎君	自民				
理事	石破	茂君	自民	理事	自見	庄三郎君	自民
理事	宮腰	光寛君	自民	理事	吉野	正芳君	自民
理事	加藤	公一君	民主	理事	前原	誠司君	民主
理事	松本	剛明君	民主	理事	河合	正智君	公明
	赤城	徳彦君	自民		岩屋	毅君	自民
	江崎	洋一郎君	自民		大村	秀章君	自民
	金子	一義君	自民		城内	実君	自民
	佐藤	鍊君	自民		柴山	昌彦君	自民
	菅	義偉君	自民		菅原	一秀君	自民
	谷	公一君	自民		津島	恭一君	自民
	中川	秀直君	自民		中谷	元君	自民
	仲村	正治君	自民		根本	匠君	自民
	萩山	教嚴君	自民		鳩山	邦夫君	自民
	松宮	勲君	自民		茂木	敏充君	自民
	渡辺	博道君	自民		泉	健太君	民主
	稲見	哲男君	民主		大島	章宏君	民主
	城井	崇君	民主		楠田	大蔵君	民主
	近藤	洋介君	民主		下条	みつ君	民主
	田嶋	要君	民主		土肥	隆一君	民主
	中塚	一宏君	民主		中野	讓君	民主
	平岡	秀夫君	民主		細野	豪志君	民主
	室井	邦彦君	民主		横路	孝弘君	民主
	若井	康彦君	民主		江田	康幸君	公明
	谷口	隆義君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	東門	美津子君	社民				

(2) 設置の目的

武力攻撃事態等への対処に関する諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

23 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会

【第159回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	齊藤 斗志二君	自民			
理事	小野寺 五典君	自民	理事	中谷 元君	自民
理事	西田 猛君	自民	理事	三原 朝彦君	自民
理事	末松 義規君	民主	理事	中川 正春君	民主
理事	藤田 幸久君	民主	理事	河合 正智君	公明
	今津 寛君	自民		江藤 拓君	自民
	金子 恭之君	自民		木村 勉君	自民
	岸田 文雄君	自民		倉田 雅年君	自民
	近藤 基彦君	自民		桜井 郁三君	自民
	塩崎 恭久君	自民		竹下 亘君	自民
	橘 康太郎君	自民		谷本 龍哉君	自民
	玉沢 徳一郎君	自民		西川 京子君	自民
	野田 聖子君	自民		荻生田 光一君	自民
	望月 義夫君	自民		山下 貴史君	自民
	池田 元久君	民主		生方 幸夫君	民主
	岡島 一正君	民主		小宮山 泰子君	民主
	首藤 信彦君	民主		田嶋 要君	民主
	達増 拓也君	民主		長島 昭久君	民主
	原口 一博君	民主		伴野 豊君	民主
	前原 誠司君	民主		松本 剛明君	民主
	山田 正彦君	民主		横路 孝弘君	民主
	赤松 正雄君	公明		丸谷 佳織君	公明
	赤嶺 政賢君	共産		照屋 寛徳君	社民

(2) 設置の目的

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された議案は、承認を求めるの件1件で、審査の概況は、次のとおりである。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）

○ 要旨

政府がイラク人道復興支援特別措置法に基づく自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施を開始したことを受け、同法第6条第1項の規定に基づき、国会の承認を求めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ イラク人道復興支援特別措置法における国会承認の在り方
- ・ イラクへの自衛隊派遣の国益上の必要性
- ・ 派遣された自衛隊に犠牲者が出た場合の内閣総理大臣の責任

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

承認

《議案審査一覧》

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院				参議院		備考
		趣旨説明	委員会		本会議	委員会名	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果		議決日 結果	
イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	16. 1. 19	1. 27	1. 27	1. 29 1. 30	1. 30 承認(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・社民)	1. 31 承認	イラク・ 事態特 2. 9 承認	2. 9 承認

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ イラクへの自衛隊派遣の意義及び目的
- ・ イラクの治安状況
- ・ イラクにおける主権移譲の見通し
- ・ イラク復興における国連の役割の在り方
- ・ 日本人外交官殺害事件の真相解明を行う必要性
- ・ 国際関係における日米同盟の位置づけ
- ・ 我が国のテロ対策を強化する必要性

(閉会中審査)

- ・ 多国籍軍に自衛隊が参加することの是非
- ・ 我が国外交における自衛隊のイラク派遣の位置づけ
- ・ 新たな法律のもとでイラクに自衛隊を派遣する必要性

(5) 参考人

出頭年月日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成16. 1. 29	特定非営利活動法人日本地雷処理を支援する会会長	西元 徹也君	イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件
	特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター代表理事	熊岡 路矢君	
	国際連合大学客員教授 北海道大学大学院国際広報メディア研究科客員教授	山中 燐子君	
	静岡大学人文学部教授	小沢 隆一君	
平成16. 3. 25	帝京大学法学部教授	志方 俊之君	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等に関する件
	独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所参事	酒井 啓子君	

【第160回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	齊藤 斗志二君	自民			
理事	小野寺 五典君	自民	理事	中谷 元君	自民
理事	西田 猛君	自民	理事	三原 朝彦君	自民
理事	末松 義規君	民主	理事	中川 正春君	民主
理事	藤田 幸久君	民主	理事	河合 正智君	公明
	今津 寛君	自民		江藤 拓君	自民
	大島 理森君	自民		金子 恭之君	自民
	木村 勉君	自民		岸田 文雄君	自民
	倉田 雅年君	自民		近藤 基彦君	自民
	桜井 郁三君	自民		塩崎 恭久君	自民
	竹下 亘君	自民		橋 康太郎君	自民
	谷本 龍哉君	自民		玉沢 徳一郎君	自民
	西川 京子君	自民		荻生田 光一君	自民
	望月 義夫君	自民		山下 貴史君	自民
	池田 元久君	民主		生方 幸夫君	民主
	岡島 一正君	民主		小宮山 泰子君	民主
	首藤 信彦君	民主		田嶋 要君	民主
	達増 拓也君	民主		長島 昭久君	民主
	原口 一博君	民主		伴野 豊君	民主
	前原 誠司君	民主		松本 剛明君	民主
	山田 正彦君	民主		横路 孝弘君	民主
	赤松 正雄君	公明		丸谷 佳織君	公明
	赤嶺 政賢君	共産		照屋 寛徳君	社民

(2) 設置の目的

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ イラクの治安情勢
- ・ 多国籍軍への自衛隊の参加の是非
- ・ 多国籍軍の指揮の具体的内容
- ・ 国際平和協力業務を自衛隊の本来任務に格上げする必要性

(5) 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院中東諸国等 事情調査議員団	(閉会中) 平成16. 8.17 ～ 8.26	クウェート、ヨル ダン、ギリシャ、 イスラエル、オラ ンダ	イラクにおける人道復興支援活動及 び国際テロリズムの防止に関する活 動等事情調査のため	5人

【第161回国会】

(1) 委員名簿（45人）

委員長	船田	元君	自民				
理事	中谷	元君	自民	理事	西田	猛君	自民
理事	三原	朝彦君	自民	理事	渡辺	具能君	自民
理事	小泉	俊明君	民主	理事	末松	義規君	民主
理事	藤田	幸久君	民主	理事	佐藤	茂樹君	公明
	宇野	治君	自民		大島	理森君	自民
	嘉数	知賢君	自民		川上	義博君	自民
	岸田	文雄君	自民		斉藤	斗志二君	自民
	桜井	郁三君	自民		竹本	直一君	自民
	武田	良太君	自民		谷本	龍哉君	自民
	玉沢	徳一郎君	自民		寺田	稔君	自民
	西村	康稔君	自民		西銘	恒三郎君	自民
	浜田	靖一君	自民		平沢	勝栄君	自民
	宮澤	洋一君	自民		山口	泰明君	自民
	市村	浩一郎君	民主		大石	尚子君	民主
	大出	彰君	民主		岡島	一正君	民主
	吉良	州司君	民主		篠原	孝君	民主
	島田	久君	民主		神風	英男君	民主
	首藤	信彦君	民主		鈴木	康友君	民主
	中川	正春君	民主		長妻	昭君	民主
	本多	平直君	民主		牧	義夫君	民主
	赤松	正雄君	公明		丸谷	佳織君	公明
	赤嶺	政賢君	共産		照屋	寛徳君	社民

(2) 設置の目的

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案（鳩山由紀夫君外7名提出、衆法第9号）

○ 要旨

イラクにおける最近の情勢等にかんがみ、自衛隊の部隊等による対応措置を終了させる等のため、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止するもの

○ **主な質疑内容**

- ・ 自衛隊を撤退させることが我が国の国際的立場を悪くする可能性
- ・ 自衛隊のイラク撤退が北東アジアの安全保障に与える影響
- ・ 自衛隊撤退後のイラクにおける我が国の復興支援の在り方についての法律案提出者の見解

○ **審査結果**

審査未了

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		備 考
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果	議決日 結 果	
イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案（鳩山由紀夫君外7名提出、衆法第9号）	16.11.11	11.22	12.1	(審査未了)				
		11.25						

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ **主な質疑内容**

- ・ 自衛隊のイラクにおける復興支援活動の内容及び実績
- ・ 在イラク邦人人質事件を阻止できなかった政府の責任
- ・ サマーワの治安状況に関する政府の認識
- ・ 自衛隊の撤退要件
- ・ 国民議会選挙に向けたイラクにおける治安情勢の予測
- ・ イラク復興政治プロセスに係る我が国の関与の在り方
- ・ 国際テロとの闘いにおいて我が国が果たすべき役割

(閉会中審査)

- ・ 自衛隊をイラクから撤退させることが日米同盟に与える影響
- ・ オランダ軍がイラクから撤退した後のサマーワにおける治安維持活動の主体

- ・ サマーワにおける自衛隊の活動内容と現地が求めるインフラ整備との乖離が今後極めて大きくなる危険性



国会議事堂中央玄関の扉の装飾

24 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

【第161回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	赤城	徳彦君	自民				
理事	近藤	基彦君	自民	理事	佐藤	剛男君	自民
理事	宮路	和明君	自民	理事	渡辺	博道君	自民
理事	長島	昭久君	民主	理事	松原	仁君	民主
理事	渡辺	周君	民主	理事	池坊	保子君	公明
	小野寺	五典君	自民		上川	陽子君	自民
	笹川	堯君	自民		西銘	恒三郎君	自民
	根本	匠君	自民		平沢	勝栄君	自民
	水野	賢一君	自民		宮下	一郎君	自民
	菊田	まきこ君	民主		田中	慶秋君	民主
	中井	洽君	民主		中川	正春君	民主
	西村	真悟君	民主		笠	浩史君	民主
	漆原	良夫君	公明		赤嶺	政賢君	共産

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 日朝実務者協議の継続に関する政府の方針
- ・ 拉致問題に関する北朝鮮の対応に変化が見られない場合に経済制裁を加える必要性
- ・ 拉致問題対策の専門機関を政府内に設置する必要性
- ・ 特定失踪者等北朝鮮による拉致の疑いがある人に関する積極的調査の必要性
- ・ 警察庁及び海上保安庁の拉致問題への取組
- ・ 米国で成立した「北朝鮮人権法」に対する外務省の見解

(閉会中審査)

- ・ 横田めぐみさんの遺骨とされるものの鑑定結果を踏まえた政府の北朝鮮への対応と北朝鮮の反応
- ・ 拉致被害者に関する虚偽の資料等を提示した北朝鮮の意図
- ・ 北朝鮮に対する経済制裁の発動に関する政府の検討状況
- ・ 拉致問題解決のための国際的ネットワーク構築の必要性
- ・ 「拉致罪」創設の必要性
- ・ 北朝鮮との国交正常化により得られる我が国の国益

(5) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

北朝鮮による日本人拉致問題の解決促進に関する件（平成16.12.10）

本年11月に開催された第3回日朝実務者協議において横田めぐみさんのものとして北朝鮮側から提出された遺骨が、今般、我が国捜査機関の鑑定により別人のものであることが明らかとなった。

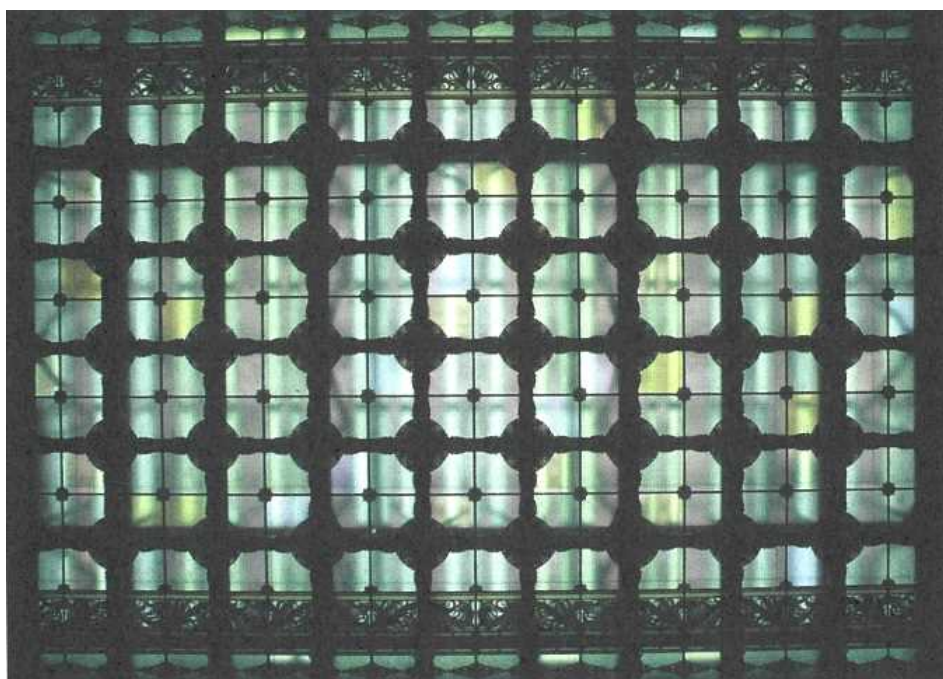
この北朝鮮の不誠実な対応は、我が国の尊厳を著しく損なうとともに、拉致被害者の心情を弄ぶもので、強い憤りを禁じ得ない。

平成14年9月の小泉総理訪朝に際し、我が国の主権及び我が国民の基本的自由と人権に対する重大かつ明白な侵害である日本人の拉致という忌まわしい国家的犯罪行為の実行を北朝鮮が認めてから既に2年の歳月が経過した。この間、5人の拉致被害者とその家族の帰国が実現したが、先の実務者協議における安否不明者に関する北朝鮮側の説明は、我が国民の疑問に答えるものとはなっていないことが今回の鑑定結果により明らかとなり、著しく誠実を欠いた同国の姿勢は強く糾弾されなければならない。

政府は、この際、拉致問題の解決なくして国交正常化はあり得ないとの不動の立場を堅持しつつ、次の諸点に留意し、その抜本的解決の促進に遺漏なきを期すべきである。

- 1 改正外為法や特定船舶入港禁止法等現行の国内法制上とり得る効果的制裁措置の積極的発動を検討すること
- 2 いわゆる対北朝鮮人道支援については、北朝鮮側からの誠意ある回答が得られるまでの間凍結すること
- 3 今回の実務者協議の後、我が国に持ち帰った資料については、真相究明に寄与するよう、可及的速やかな科学的鑑定・分析を進めること
- 4 朝銀系信組に対する監督を一層厳格に執行すること
- 5 北朝鮮による拉致問題関係者の厳正な処罰と具体的再発防止策並びに拉致被害者に対する補償の確実な履行を求めること
- 6 政府認定に係る拉致被害者以外で拉致の疑いのある事案についてもその真相究明に積極的に取り組むこと
- 7 本年4月に国連人権委員会が採択した決議は、北朝鮮に対し拉致問題を明確に透明

性をもって緊急に解決することを求めているが、かかる国際社会の支持と協力をより強固なものとするため、6カ国協議を始めとするあらゆる機会を捉え、外交的努力を引き続き強化すること
右決議する。



衆議院本会議場の天井のステンドグラス

25 政治倫理審査会

【第159回国会】

(1) 委員名簿（25人）

会 長	小里	貞利君	自民					
幹 事	小坂	憲次君	自民	幹 事	小林	興起君	自民	
幹 事	鈴木	恒夫君	自民	幹 事	蓮実	進君	自民	
幹 事	大出	彰君	民主	幹 事	大島	敦君	民主	
幹 事	松本	龍君	民主	幹 事	河上	覃雄君	公明	
	江渡	聡徳君	自民		小淵	優子君	自民	
	大野	松茂君	自民		佐藤	勉君	自民	
	西野	あきら君	自民		保坂	武君	自民	
	村田	吉隆君	自民		渡辺	具能君	自民	
	泉	房穂君	民主		奥村	展三君	民主	
	寺田	学君	民主		永田	寿康君	民主	
	松木	謙公君	民主		松崎	公昭君	民主	
	松野	信夫君	民主		漆原	良夫君	公明	

（平成16. 4. 20 現在）

(2) 事案審査

平成16年4月14日に小坂憲次君外13名（自民、公明）から議員古賀潤一郎君に対する審査の申立書が提出された。

また、5月21日に議員原田義昭君から審査申出があり、本件の取扱いについて幹事会で協議した結果、同月31日に審査会を開会し、議員原田義昭君からの審査申出に関する件を議題とし、原田君から弁明を聴取した後、質疑を行った。

【第161回国会】

(1) 委員名簿（25人）

会 長	小里	貞利君	自民						
幹 事	小淵	優子君	自民	幹 事	鈴木	恒夫君	自民		
幹 事	馳	浩君	自民	幹 事	山口	俊一君	自民		
幹 事	石井	一君	民主	幹 事	玄葉	光一郎君	民主		
幹 事	樽床	伸二君	民主	幹 事	漆原	良夫君	公明		
	青山	丘君	自民		植竹	繁雄君	自民		
	佐藤	勉君	自民		坂本	剛二君	自民		
	鈴木	俊一君	自民		田中	和徳君	自民		
	茂木	敏充君	自民		山本	有二君	自民		
	中川	治君	民主		長安	豊君	民主		
	榑崎	欣弥君	民主		古本	伸一郎君	民主		
	松木	謙公君	民主		松野	信夫君	民主		
	三日月	大造君	民主		遠藤	乙彦君	公明		

（平成16. 11. 25 現在）

(2) 事案審査

平成16年11月22日に議員橋本龍太郎君から審査申出があり、本件の取扱いについて幹事会で協議した結果、同月30日に審査会を開会し、議員橋本龍太郎君からの審査申出に関する件を議題とし、橋本君から弁明を聴取した後、質疑を行った。

第4

憲法調査会

第4 憲法調査会

【第159回国会】

1 委員名簿（50人）

会 長	中山	太郎君	自民					
幹 事	近藤	基彦君	自民	幹 事	福田	康夫君	自民	
幹 事	船田	元君	自民	幹 事	古屋	圭司君	自民	
幹 事	保岡	興治君	自民	※幹 事	枝野	幸男君	民主	
幹 事	鈴木	克昌君	民主	幹 事	山花	郁夫君	民主	
幹 事	赤松	正雄君	公明		伊藤	公介君	自民	
	岩永	峯一君	自民		大村	秀章君	自民	
	倉田	雅年君	自民		河野	太郎君	自民	
	柴山	昌彦君	自民		下村	博文君	自民	
	棚橋	泰文君	自民		渡海	紀三朗君	自民	
	中谷	元君	自民		永岡	洋治君	自民	
	野田	毅君	自民		平井	卓也君	自民	
	平沼	赳夫君	自民		二田	孝治君	自民	
	松野	博一君	自民		森岡	正宏君	自民	
	森山	眞弓君	自民		綿貫	民輔君	自民	
	伊藤	忠治君	民主		大出	彰君	民主	
	鹿野	道彦君	民主		楠田	大蔵君	民主	
	玄葉	光一郎君	民主		小林	憲司君	民主	
	園田	康博君	民主		田中	眞紀子君	民主	
	武正	公一君	民主		辻	惠君	民主	
	計屋	圭宏君	民主		古川	元久君	民主	
	馬淵	澄夫君	民主		増子	輝彦君	民主	
	村越	祐民君	民主		笠	浩史君	民主	
	太田	昭宏君	公明		斉藤	鉄夫君	公明	
	福島	豊君	公明		山口	富男君	共産	
	土井	たか子君	社民					

注：※は、会長代理（平成11年7月6日の議院運営委員会理事会における申合せにより、会長が野党第一党の幹事の中から指名）

2 調査の経過

調査は、最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会、安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会、基本的人権の保障に関する調査小委員会及び統治機構のあり方に関する調査小委員会の4小委員会を設け、主に、①各小委員会において、特定の憲法上の論点について参考人等又は小委員（基調発言者）から意見を聴取し、これに対する質疑の後、自由討議を行ったうえで、②憲法調査会において、小委員会ごとに各小委員長からの調査の概要についての報告を聴取した後、更に自由討議を行うことによって進められた。

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会においては、①天皇制、②直接民主制の諸制度、③憲法保障及び④憲法と国際法の各論点を取り上げて調査を行った。

安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会においては、①憲法第9条、②国家統合・国際機関への加入及びそれに伴う国家主権の移譲、

③非常事態と憲法及び④地域安全保障の各論点を取り上げて調査を行った。

基本的人権の保障に関する調査小委員会においては、①法の下での平等、②市民的・政治的自由、③公共の福祉、④経済的・社会的・文化的自由及び⑤刑事手続上の権利・被害者の人権の各論点を取り上げて調査を行った。

統治機構のあり方に関する調査小委員会においては、①司法制度、②人権擁護委員会その他の準司法機関・オンブズマン制度、③財政、④中央政府と地方政府の権限のあり方及び⑤二院制と会計検査制度の各論点を取り上げて調査を行った。

憲法調査会においては、自由討議のほか、「日本国憲法に関する件（科学技術の進歩と憲法）」を議題として、参考人からの意見聴取が行われた。

また、広く国民の各層から日本国憲法についての意見を聴取するため、公聴会（2日間）及び広島県への委員派遣（1日間 地方公聴会）を行った。

3 調査会の議論の概要

各小委員会等において取り上げられた特定の憲法上の論点を中心に、その概要を紹介すれば、おおよそ以下のとおりである。なお、ここでは、憲法調査会及び各小委員会について、以下の略称を用いることとする。

- ・憲法調査会 …………… 調査会
- ・最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会 …… 最高法規小委員会

- ・安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会 …………… 安保国際小委員会
- ・基本的人権の保障に関する調査小委員会 …………… 基本的人権小委員会
- ・統治機構のあり方に関する調査小委員会 …………… 統治機構小委員会

(1) 日本国憲法に関する件（調査会：1月22日）

○自由討議における主な発言内容

- ・第9条を改正することの是非
- ・自衛隊のイラク派遣と国際法及び憲法との関係
- ・イラク復興支援の在り方
- ・道州制の導入等による地方分権推進の必要性
- ・年金制度改革における「国民負担率」の在り

- 方や国の「財政」との関係
- ・社会保障制度の充実と第25条の規定の在り方
- ・違憲立法審査権の在り方
- ・憲法改正手続の在り方及び憲法改正のための国民投票法を整備する必要性

(2) 天皇制（最高法規小委員会：2月5日 調査会：2月26日）

○横田耕一参考人による意見陳述の要点

- ・天皇制についても憲法の規範に沿った理解が必要であり、憲法の条項に違反する「伝統」は否定されなければならない。
- ・天皇制は、これまで高度な政治的機能を果たしてきたが、近年、その「統合力」は希薄化しつつある。
- ・女性による皇位継承は、憲法の下位法である皇室典範を憲法の規範に沿うように改正すれば認められるが、男女差別が依然存在する現状では、更なる「国民統合力」の希薄化を招来する可能性を否定できない。

○主な質疑内容

- ・女性による皇位継承を認めることの問題点
- ・我が国の歴史や伝統と近代立憲主義とをどのように調和させるか
- ・天皇制に関する憲法規範上の意味

○自由討議における主な発言内容

- ・女性による皇位継承を認める必要性及びその場合の問題点
- ・天皇の国事行為以外の「公的行為」の有する意義
- ・我が国の歴史や伝統を尊重することの意義

(3) 憲法第9条（安保国際小委員会：2月5日 調査会：2月26日）

○基調発言者・中谷元小委員（自民）による意見陳述の要点

- ・第9条は、戦後大きな役割を果たしてきたが、国際情勢の変化により現実と乖離した。
- ・現行憲法下では軍事活動ができないことから、憲法改正により安全保障上の環境整備を図るべきである。また、国連安保理の常任理事国となることで、国連改革及び国際貢献に積極的に寄与すべきである。
- ・このため、憲法には、自衛権、自衛隊の役割、国際貢献についての権限を明記すべきである。

○基調発言者・松本剛明小委員（民主）による意見陳述の要点

- ・政治は時代の要請に応えるべきだが、「法治主義」をおろそかにすべきではない。
- ・自衛隊のイラク派遣に関する政府の憲法論議を避けた特措法の構成には無理がある。
- ・国連を通じた幅広い国際貢献のためには、①憲法解釈の変更、②安全保障に関する基本法の制

- 定及び③憲法改正という選択肢が考えられる。
- ・集団的自衛権を行使できないことは、将来的に、安全保障の選択の幅を狭めたり、外交上の足かせとなる懸念がある。

○主な質疑内容

- ・集団的自衛権の保持及びその行使を憲法上明記することの是非
- ・自衛隊を海外に派遣する場合の国会承認の在り方
- ・自衛隊の海外への「派遣」と「派兵」との関係

○自由討議における主な発言内容

- ・集団的自衛権についての国際法上の位置づけ
- ・集団的自衛権及び集団安全保障について憲法上に規定を設けることの是非
- ・自衛隊を海外に派遣する際の武器使用基準の在り方
- ・国際法及び憲法から見た自衛隊のイラク派遣の是非
- ・国際協調主義と日米同盟との関係

(4) 法の下での平等（基本的人権小委員会：2月19日 調査会：2月26日）

○内野正幸参考人による意見陳述の要点

- ・人権の領域では、憲法改正よりも、憲法に基づく諸施策の充実を図るべきである。
- ・憲法第14条に謳う「平等」の観念は「形式的平等」であり、「実質的平等」を実現する役割は、主に立法政策に期待されている。

- ・民間社会における差別の問題は、憲法を間接適用することで対応はできるが、私人間における差別禁止のルール作りは必要である。

○主な質疑内容

- ・形式的平等及び実質的平等と憲法上の要請
- ・議員定数不均衡の問題について、両院で異

なった取扱いを可とする理論的根拠

- ・公立学校における男女別学の是非

○自由討議における主な発言内容

- ・憲法改正により、個人情報保護等の「新しい人権」についての規定を設ける必要性

- ・人権規定の私人間効力についての考え方
- ・実質的平等を実現するための施策としてのアフーマティヴ・アクション導入の検討
- ・一票の格差を是正する必要性

(5) 司法制度（統治機構小委員会：2月19日 調査会：2月26日）

○市川正人参考人による意見陳述の要点

- ・「裁判を受ける権利」とは、裁判へのアクセスの実質的保障を含む、適正な手続による裁判を受ける権利や公権力による権利侵害に対して実効的救済を受ける権利を意味する。また、司法制度改革においては、人的基盤の拡充が重要である。
- ・利用しやすい司法の実現には、①裁判へのアクセスの拡充及び②行政訴訟制度の大胆な改革が必要である。
- ・裁判員制度の導入に異論はないが、司法の「非民主的性格」を踏まえ、憲法と法律のみに従い公平な手続のもとで判断するという裁判の性格に配慮する必要がある。

○主な質疑内容

- ・法曹の質を確保するための方策
- ・裁判員制度と被告人の裁判を受ける権利の保障や我が国の社会的土壌との関係
- ・現行憲法の指向する「司法」の性質
- ・違憲審査制の活性化のための方策及び現行憲法下での抽象的違憲審査の可否
- ・行政訴訟の迅速な解決の必要性

○自由討議における主な発言内容

- ・裁判員制度に対する評価、国民の司法参加の在り方
- ・現在の最高裁判所を巡る諸問題
- ・参議院に憲法裁判所の機能を付与することの可能性

(6) 国家統合・国際機関への加入及びそれに伴う国家主権の移譲（安保国際小委員会：3月4日 調査会：3月18日）

○ベルンハルト・ツェプター参考人による意見陳述の要点

- ・欧州統合が「欧州諸国間の戦争を二度と起こさない」との教訓のもとで進められ、欧州に平和や経済的繁栄をもたらした。
- ・欧州統合の推進力は、協力・競争・連帯であり、EU立法は、加盟国の国内法に対するEU法の優位や、意思決定を可能な限り市民に近いところで行うとする原則等に基づいている。
- ・EU統合の深化と拡大は加盟国の憲法の適合化を要求したが、主権の一部移譲を受け入れる政治社会文化の存在がこれを可能にした。
- ・現在、討議の過程にあるEU憲法草案は、EUの民主的正当性を強化し、ヨーロッパ・アイデンティティの必要性を強調し、透明で包括的な法体系を提示している。
- ・欧州の経験はそのまま他の地域のモデルには

ならないが、統合の手法や手続等は参考になる。

○主な質疑内容

- ・EUにおける安全保障・防衛政策の方向性
- ・基本権憲章、国民投票制度、「欧州オンブズマン」制度等の内容
- ・ヨーロッパ・アイデンティティの具体的内容
- ・イラク戦争に対する欧州各国の態度の不一致から得た教訓
- ・EU憲法の制定による国家観・憲法観の変化

○自由討議における主な発言内容

- ・欧州との比較からアジアの地域安全保障を構築する必要性やその際の考慮事項
- ・平和主義を踏まえた北東アジアにおける安全保障対話の必要性
- ・地域安全保障と集団安全保障及び集団的自衛権との関係

(7) 直接民主制の諸制度（最高法規小委員会：3月4日 調査会：3月18日）

○井口秀作参考人による意見陳述の要点

- ・現行憲法のもとでは、①住民投票の充実、②諮問型の国民投票及び③一定の要件下での国民発案による立法が導入可能な直接民主制の手法と考えられる。
- ・直接民主制の諸制度は、国民主権の具体化及び民主主義の強化に重要な役割を果たすものであるが、あくまでも一つの手段に過ぎない。また、直接民主制の導入ですべてが解決できるかのような過大な期待はすべきではない。
- ・直接民主制の導入に当たっては、直接民主制

に堪え得るような議会、政党、司法の整備が必要であり、それは日本国憲法の理念の具体化にはほかならない。

○主な質疑内容

- ・直接民主制を導入するに当たっての留意点
- ・直接民主制を導入することの意義
- ・日本国憲法の理念を具体化することの必要性

○自由討議における主な発言内容

- ・直接民主制と間接民主制（議会制）との関係
- ・我が国においても直接民主制を導入する必要性
- ・憲法改正のための国民投票法を早期に制定する必要の有無

(8) 人権擁護委員会その他の準司法機関・オンブズマン制度（統治機構小委員会：3月11日 調査会：3月18日）

○宇都宮深志参考人による意見陳述の要点

- ・諸外国のオンブズマン制度には、立法府に所属し、政治的には独立であって、非強制的な勧告権限を有する等の特徴があり、その主な機能は、行政統制・行政監視、苦情の受理及び処理、行政改善である。
- ・我が国へのオンブズマン制度の導入は、憲法改正によらなくとも法律の整備によって可能である（憲法第16条の請願権を具体化するものとして正当化される。）。
- ・その場合、行政監視機能が有効に働くことから、行政府型よりも議会型のオンブズマンが望ましい。

○主な質疑内容

- ・オンブズマンを設置する必要性の有無
- ・オンブズマン制度について憲法上に明文規定を設けることのメリット・デメリット
- ・オンブズマンの任命に当たって、党派性を排除することの可能性
- ・オンブズマンについての組織の在り方、権能等の具体像

○自由討議における主な発言内容

- ・オンブズマン制度と行政相談制度との関係
- ・両院の行政監視に関する委員会の機能を強化する必要性
- ・オンブズマン制度を創設する必要性

(9) 市民的・政治的自由（基本的人権小委員会：3月11日 調査会：3月18日）

○野坂泰司参考人による意見陳述の要点

- ・思想・良心の自由は、人間存在にとって根源的な自由であり、現行憲法の規定は、旧憲法下において思想の自由が抑圧された苦い経験に対する反省に基づくものである。
- ・信教の自由は、思想の自由と並び人権宣言の中核をなす最も重要な人権である。ただし、内心の自由たる信仰の自由は絶対的に保障されるが、信仰に基づく行為の自由は、必要不可欠な公共的利益を達成するための最小限度の制約に服するものである。
- ・信教の自由の保障を促進又は補強するために

政教分離の原則があり、憲法上「厳格な分離」が要求されていることに疑いの余地はないが、判例の「目的効果基準」はその客観性に問題があり、本格的な再検討がなされるべきである。

○主な質疑内容

- ・「目的効果基準」と内閣総理大臣の靖国神社参拝との関係
- ・政教分離原則に反する行為に対する訴訟を可能とする制度の検討の是非
- ・思想信条を理由として裁判員を辞退できるとしたことに対する評価

○自由討議における主な発言内容

- ・政教分離原則と制度的保障との関係
- ・ボン基本法に謳われているドイツの「闘う民

- 主制」にならい、内心の自由に対する制限を設けることの可能性
- ・内閣総理大臣の靖国神社参拝に関する問題

(10) 憲法保障（最高法規小委員会：3月25日 調査会：4月8日）

○説明者・竹崎博允最高裁判所事務総長による説明の要点

- ・最高裁判所の裁判官は、一人当たり年間約2,000件の事件に関与しており、多忙であることは否めないが、いかに多忙であれ、憲法判断が不可能ということはないというのが、現在の最高裁判所裁判官の大方の意見であると考え。
- ・我が国の司法予算は国家予算の0.4%であり、それを司法が十分に機能していない原因とみる向きもあるが、司法制度の機能については、一つ一つの事柄について法の要請が果たされているか否かの分析的検討が不可欠である。
- ・「2割司法」という言葉は、国民の2割程度しか一生のうち司法制度に関わらないとの趣旨でマスコミによって使われたのが始まりであるが、この用語は厳格に捉えるべきではなく、むしろ紛争解決の手段としての司法作用の充実強化の要請を指摘するものとして理解すべきである。

○笹田栄司参考人による意見陳述の要点

- ・最高裁判所の現状については、①多くの上告事件を抱えていること、②大法廷への回付が少ないこと、③これまでに5種6件しか法令違憲判決を出していないこと、④憲法規定を

正面に押し出すことなく、法律レベルで解決を図るケースがあること、⑤憲法裁判の前提となる「裁判を受ける権利」の保障に関しては、理論レベルが昭和35年以来停滞していることが認識できる。

- ・違憲審査制の活性化を図るための試みとしての上告制限や憲法裁判所設置論には、問題点もある。私見では、最高裁判所の「上告審機能」と「違憲審査機能」とを分離すべきと考える。
- ・違憲審査制が停滞している現状については、立法による改革を図るべきであり、最高裁判所の機構改革による大幅な負担軽減、最高裁判所裁判官任命諮問委員会の設置及び最高裁判所裁判官国民審査制の改革等の複合的なプランが考えられるべきである。

○主な質疑内容

- ・我が国の司法制度が抱えている問題点
- ・憲法裁判所を設置することの是非
- ・司法制度改革の在り方

○自由討議における主な発言内容

- ・最高裁判所の機構改革の在り方
- ・司法機能が健全であることの必要性
- ・憲法裁判所を設置する必要性
- ・憲法第81条が謳う違憲立法審査権の趣旨

(11) 非常事態と憲法（安保国際小委員会：3月25日 調査会：4月8日）

○小針司参考人による意見陳述の要点

- ・非常事態への対処に関して現行憲法は極めて謙抑的であり、非常事態における人権制約の法理は「公共の福祉」に見出すほかなく、また、非常事態法制の構築に当たっては、人権保障の在り方が多様かつ複雑になっている点を考慮しなければならない。
- ・現行憲法における個人主義的世界観からは、国家は個人の生命、身体及び財産を保護してこそ、その支配を正当化できる。
- ・「国→地方公共団体→国民」から「国民→地方公共団体→国」という防衛観の視座の転換が必

要であり、また、有事にあつてこそ有事法制が効果を発揮し、国民の生命、身体及び財産を守り、国家の安全を確保することから、非常事態への対処は憲法典に明記されるべきである。

○松浦一夫参考人による意見陳述の要点

- ・諸外国では、民間防衛が軍事的防衛と平時の災害救助を結びつける分野として考えられている。
- ・特に、ドイツでは、基本法（憲法）上「防衛」を、「市民の保護を含む防衛」と位置づけ、「軍事的防衛」と、国民保護を含む「非軍事的防衛」を合わせた「総合防衛」が緊急事態法制の基礎となっている。

- ・その中で、①「市民保護再編法」で「自己防衛」を市民保護の基本とし、公的機関はそれを補完するものとされている点、②ボランティア組織が防災組織として国の災害救助体制を支えるほか、有事においても国民保護に当たることとされている等重要な存在として位置づけられている点は、我が国においても参考になる。

○主な質疑内容

- ・非常事態に関する規定を憲法上に明記する必要性及びその規定の仕方
- ・国民保護法案についての評価及び私権制限に

関する憲法上の根拠

- ・非常事態法制の検討に当たって、諸外国の憲法等が規定する諸条件を考慮する必要性

○自由討議における主な発言内容

- ・非常事態に関する規定を憲法上明記することの是非
- ・国民保護法案の実効性
- ・国会による自衛隊に対する監視・規制の在り方
- ・国民の安全を確保することについての議論の必要性

(12) 公共の福祉（基本的人権小委員会：4月1日 調査会：4月8日）

○松本和彦参考人による意見陳述の要点

- ・人権と公共の福祉の関係を巡る争いは、問いの立て方を巡る争いであった。通説的見解は、「人権」対「公共の福祉」の「二項対立図式」により、「人権は公共の福祉によって制限できるか」及び「人権を制限する公共の福祉とは何か」との問題設定を行ってきた。
- ・「二項対立図式」の問いを「正当な『目的』を達成するための正当な『手段』による規制」の問いへと立て直し、規制の「目的」と「手段」を細やかに検討することにより、公共の福祉を重視しつつ人権を尊重することが可能となる。
- ・誰がこの「問い」に答えるのかについては、「議会」が人権と公共の福祉の調整を「法律の

形式」で行うことが特に重要である。

○主な質疑内容

- ・メディアの表現の自由と個人のプライバシー権との調整の在り方
- ・人権に対する「法律による留保」についての理論の意義及び現状
- ・「公共の福祉」を巡る議論の現状等

○自由討議における主な発言内容

- ・市民の安全・秩序維持等の公共の福祉のための施策と市民の人権の調整
- ・法律によって議会が権利調整を行い得るか否か
- ・裁判所が科学技術の進展に見合った権利調整を行い得る能力を持つ必要性

(13) 財政（統治機構小委員会：4月1日 調査会：4月8日）

○碓井光明参考人による意見陳述の要点

- ・国民主権の一環としての国民財政主義を実現するためには、国民に対し財政情報を提供する必要がある。
- ・財政に関する規定の多くは議会の裁量に委ねてよく、「健全財政主義」を憲法に規定することで財政統制を図ることは、事実上困難である。
- ・健全財政の確保のため、予算単年度主義を原則としつつ、複数年度予算や予算繰越しの弾力化によって「予算単年度主義の弊害」を回避すべきである。
- ・財政統制については、①行政自身の統制としては財務省の役割が大きく、また、②会計検査院は、憲法上、国会の附属機関とすることは想定されていない。

- ・「住民訴訟」に相当する国レベルの「国民訴訟」は検討に値する。また、国会自身も財政統制の制度的在り方を継続的に検討し、報告書を公表する等の努力を期待する。

○広井良典参考人による意見陳述の要点

- ・我が国の社会保障制度の特徴は、①小規模、②年金の比重が大きく福祉の比重が小さいこと、③財源は社会保険を中心に保険と税が渾然一体であること等である。
- ・社会保障の基本理念は、憲法第13条が保障する自己実現の機会としての自由を制度的に保障するものである。
- ・その方向性としては、リスクの予測が困難な医療・福祉を厚く、年金は私的なものを拡充する「医療・福祉重点型」が妥当であり、財源として、消費

税、相続税、環境税が検討されるべきである。

- ・「公・共・私」の役割分担の在り方や環境との調和も視野に入れつつ、「持続可能な福祉国家・福祉社会」の追求が社会保障の基本課題である。

○主な質疑内容

- ・複数年度予算を編成する必要性
- ・健全財政主義を憲法上に明記することの是非
- ・社会保障に関する憲法上の規定の在り方
- ・国民負担率の現状及び将来の水準として許容

(14) 科学技術の進歩と憲法（調査会：4月15日）

○木村利人参考人による意見陳述の要点

- ・私は、「いのち」の問題を、さまざまな研究領域の枠を超えた「超学際的」学問として把握し直す「バイオエシックス」の構築を試みてきた。
- ・現在、先端生命科学技術の分野では、「公開の場」で一般市民を含めさまざまな分野の専門家の協力によってガイドラインが作られるようになってきている。
- ・米国では、法が社会に影響を与えて積極的に変化させるという発想があり、例えば、ハーバード・ロー・スクールでは、500年の過去と未来を展望する歴史的スケールでの研究や議論がなされている。
- ・医療分野では、患者自身が自らの医療情報を入手したうえで、自分のいのちに関する選択やリスクについての最終的「価値判断」を自

される範囲

- ・我が国が目指すべき福祉国家のモデル

○自由討議における主な発言内容

- ・財政民主主義を改めて憲法上位置づける必要性
- ・私学助成との関係から、憲法第 89 条を削除又は改正する必要性
- ・憲法第 25 条に謳う社会保障の権利・国の責務の視点から、年金制度を検討する必要性

ら行う「インフォームド・コンセント」が求められる時代になっている。

- ・我々は、現在の日本を考えるだけではなく、100～200年先の日本を見据えて、人権・平和・人間の尊厳の方向性を考えていかなければならない。

○主な質疑内容

- ・先端生命科学技術に対する日米欧の法制の態度が異なっていること背景
- ・医療の現場におけるカルテの開示の限界領域
- ・宗教的土壌という観点から見たバイオエシックス
- ・科学者が、科学者として、また、一人の人間として負う社会的責任
- ・フランスの生命倫理法に謳われている「人体の人間宣言」のような枠組みを我が国においても作る必要性

(15) 地域安全保障（安保国際小委員会：4月22日 調査会：6月3日）

○池努参考人による意見陳述の要点

- ・アジア太平洋地域の安全保障を考えるに当たっては、国際社会との協力・協調関係の重視、軍事力だけではなく経済活動等の総合的な取組、テロ等の新しい脅威への対応が重要である。
- ・そのための施策として、①地域安全保障の環境整備としての同盟の機能強化、②政府間又は官民合同での地域安全保障対話の拡大、③内政への地域諸国による共同介入・共同関与が挙げられる。
- ・自由貿易協定（FTA）は、地域経済の安定化や国境を越えた利害の共有等のプラス面を持つ反面、締結国間の利益の不均衡を生じさせることによる国内政治の対立を惹起させる等のマイナス面を有することから、多少の効果は期待できるが、過剰な期待はできない。

○主な質疑内容

- ・アジア地域の安全保障の在り方
- ・FTA締結によって我が国の経済的プレゼンスが高まることに対するアジア諸国の受け止め方
- ・東南アジア友好協力条約の果たす役割
- ・多国間の協調的安全保障を重視する必要性
- ・北朝鮮問題を巡る6か国協議と地域安全保障との関係

○自由討議における主な発言内容

- ・地域安全保障の観点からのFTAを推進する必要性
- ・冷戦後における平和的な外交手段を充実させる必要性
- ・環境や食料等バランスのとれた安全保障への取組
- ・アジア太平洋地域における我が国の貢献の在り方

(16) 憲法と国際法（最高法規小委員会：4月22日 調査会：6月3日）

○齊藤正彰参考人による意見陳述の要点

- ・従来は憲法と条約が矛盾・衝突するケースが重要な論点となったが、憲法と国際人権条約とは人権保障を目指すという点で共通しており、完全な矛盾・衝突は多くはない。
- ・法律に対する条約の優位は、憲法の「国際主義」を基調として他の憲法の諸原理との調和を求めた結果と解するのが整合的である。
- ・現状において、国内裁判所は、国際人権条約の活用に積極的であるとは言えない。
- ・国際人権条約の国内実施に当たっては、国際人権条約の内容を違憲審査制の枠組みで実現する「違憲審査制とのすり合わせ」として、国際人権条約の憲法解釈の基準への援用及び国際人権条約違反を理由とする最高裁判所への上訴の容認が必要である。

- ・国際人権規約（自由権規約）の規約人権委員会の意見、見解等を国内裁判所において可能な限り顧慮することは、条約の誠実な遵守を謳う憲法第98条第2項の要請に適うものである。

○主な質疑内容

- ・憲法・法律と条約とが矛盾した場合の解消方法
- ・現在の国会承認を要する条約の範囲についての妥当性
- ・条約に対する留保を付する際の判断権の所在
- ・国際人権条約の国内への直接適用の必要性

○自由討議における主な発言内容

- ・国際人権条約を批准する際における政府の主体的判断の必要性
- ・条約が遵守されていない国際状況に対する懸念
- ・憲法と条約の関係を明確にする必要性
- ・条約の承認を国会の主導により行うことの必要性

(17) 中央政府と地方政府の権限のあり方（統治機構小委員会：5月20日 調査会：6月3日）

○辻山幸宣参考人による意見陳述の要点

- ・地方分権一括法の制定後も、依然、通達に代わる通知・勧告や、政省令等によって地方自治体は拘束されている。中央と地方の権限配分は、基礎的自治体において実施・執行されないこととされた事務を、より広域的な政府の事務として配分すべきである。
- ・憲法上の規定の不備が地方自治の発展を阻害しているとの認識はないが、あえて憲法改正を行うとすれば、①首長と議会の関係を二元制とするか一元制とするかについて、地方自治体の選択に委ねること及び②米国諸州で採用されているチャーター制を導入することが考えられる。
- ・連邦制を採用しない以上、ナショナル・ミニマムを保障するための財源は、中央政府が調整義務を負わざるを得ない。
- ・地方自治体の適正規模は、実現可能な自治の内容を権限、財源、事務量との兼ね合いで考える

べきであり、「道州制」の概念も明確にせずに、市町村合併を推進する現状には懸念がある。

○主な質疑内容

- ・地方税の税率を地方自治体の裁量に委ねることの是非
- ・連邦制を採用するとした場合に、憲法改正ではなく新憲法の制定によるべきか否か
- ・シティー・マネージャー制度の導入の是非
- ・憲法第8章が地方自治に果たしている役割
- ・道州制を想定した場合における道州の権能

○自由討議における主な発言内容

- ・多様な地方自治体の在り方を検討する必要性
- ・首長の多選禁止等を検討する必要性
- ・交通・通信手段の発達に伴い、都道府県の境を越えた生活圏が成立していることを考慮する必要性
- ・行政統制の見地から地方分権を推進する必要性
- ・市町村合併の進め方についての問題点

(18) 経済的・社会的・文化的自由（基本的人権小委員会：5月20日 調査会：6月3日）

○野呂充参考人による意見陳述の要点

- ・土地所有権とは、土地という財産に特有な普遍的制限を伴うもので、一般的な経済的自由の理論では解消できない特殊性がある。

- ・土地所有権に関連した都市計画法制、都市景観法制及び財産権保障の在り方についての日独比較からは、以下の諸点が重要であると考えられる。
- ・都市計画法制に関し、新規開発・建築につい

て、ドイツでは「計画なければ開発なし」の原則が妥当するのに対し、我が国では「開発・建築自由」の原則が妥当する。

- ・都市景観法制について、ドイツでは①法律に基づく地域限定のない醜悪化の禁止と②市町村の条例に基づく積極的な景観保護・形成の「二段階規制システム」が採られているのに対し、我が国では都市計画法に定める美観地区等の制度はあるが「計画なければ開発なし」の原則を前提としていないため、十分な活用がなされていない。
- ・憲法による財産権保障とまちづくりについて、日本国憲法第 29 条とボン基本法第 14 条の規定に実質的な差異はないと考えられるが、ドイツの判例が所有権の限界又は社会的制約を具体的に判断する際、「土地の社会的制約」の強調及び「状況拘束性理論（土地の社会的拘束の内容・程度は、当該土地の置かれた状況、

従来の利用の態様等によって異なるという考え方）」に基づいている。

○主な質疑内容

- ・財産権における「公共の福祉」概念の変化
- ・「都市計画権」を憲法に明記することの要否
- ・都市計画権限における我が国とドイツの地方分権の差異
- ・環境保護の責任について規定するボン基本法第 20a 条は、我が国における人権の観念を転換させるうえで参考になり得るか否か

○自由討議における主な発言内容

- ・圏央道の土地収用に関する東京地方裁判所の判決に対する評価と批判
- ・憲法第 29 条の「公共の福祉」に、まちづくりに伴う人権制約を含めて考える必要性
- ・計画段階からの住民参加の必要性等の都市計画と景観保護の在り方

(19) 刑事手続上の権利・被害者の人権（基本的人権小委員会：5月27日 調査会：6月3日）

○田口守一参考人による意見陳述の要点

- ・基本的人権に関する条文（30 か条）中、刑事手続条項が 10 か条にも及ぶことは、比較憲法的にも珍しく、日本国憲法は刑事手続規範を重視していることがわかる。
- ・今後の刑事手続における人権を考える際、被疑者等の具体的な自己決定を尊重するという「積極的人権」をも保障していくことが大きな課題である。
- ・被害者の人権については、その法的地位を考えるうえで、①被害者保護の必要性、②被害者の手続参加及び③被害者の救済の 3 点が問題であり、法改正等による改善が図られているが、これを新たに憲法に規定することには慎重であるべきである。

○主な質疑内容

- ・死刑制度を存続させることの是非
- ・裁判員制度に対する評価

- ・被疑者の取調べにおける弁護人の立会権を保障する必要性
- ・被害者の人権を保護する必要性

○自由討議における主な発言内容

- ・死刑制度の存廃
- ・裁判官と国民との間にある感覚のずれと再教育の必要性
- ・司法制度改革審議会に見られる司法制度改革の思想に対する危惧
- ・憲法の刑事手続規定の制定過程と意義の重要性
- ・刑事手続の運用を職権主義から当事者主義へ転換する必要性
- ・裁判員制度が機能し得るような環境整備を図る必要性

(20) 二院制と会計検査制度（統治機構小委員会：5月27日 調査会：6月3日）

○説明者・森下伸昭会計検査院長による説明の要点

- ・会計検査院が国の財政監督機関として、客観、中立の立場で厳正、公平にその職務を遂行するためには、独立性の確保が何よりも重要である。独立性を保障するための措置としては、①人事権の独立、②規則制定権の保持及び③

二重予算制度がある。

- ・会計検査院は独立機関であるが、①検査官任命についての国会の同意、②会計検査院の作成する決算検査報告の国会への提出、③会計検査院長の国会への出席・説明、④国会による検査要請等、国会と密接な関係を有している。

- ・会計検査結果を制度、予算等に反映させるため、①会計検査院の検査結果が決算検査報告により国会に報告され国会における決算審査の際の重要な資料とされ、②会計検査院が改善の処置を要求した事項及び意見を表示した事項の事後処置状況の把握・決算検査報告への掲記がなされ、③財務省主計局等との連絡会が開催されている。
- ・主要国の会計検査院の性格を見ると、米国は実質的に連邦議会の附属機関、英国は下院の官吏である院長を補佐する機関、ドイツは独立機関、フランスは司法機関としての性格を有する独立機関である。

○只野雅人参考人による意見陳述の要点

- ・単一国家における二院制の場合、第二院の独自性が問題となる。また、世界全体では一院制を採用する国が多数であるが、人口が一定規模（1千万人）以上になると二院制が採用される傾向にある。
- ・参議院の独自性の発揮のためには、①政党本位の選挙制度の改革を再検討すること及び②国会法ではなく議院規則によって議院の組織を定めることが必要である。

- ・参議院の役割としては、多様な民意を反映して、長期的な視野に立った調査活動を行い、行政に対するコントロール機能を持つことが期待される。
- ・衆議院は予算審議、参議院は決算審査という役割分担は、権限の弱い参議院が有効な統制をすることができるのかという懸念から、好ましいものではない。また、憲法政策的に見て、現行の二院制は是認できる。

○主な質疑内容

- ・両院の選挙制度の在り方
- ・参議院の存在意義
- ・両院の役割分担の在り方
- ・会計検査院を国会の附属機関とすることの是非
- ・会計検査院による決算検査の観点及び会計検査院の独立性

○自由討議における主な発言内容

- ・二院制を維持する必要性
- ・憲法の規範に照らして現状を見ることの必要性
- ・二院制のメリットを活用する必要性
- ・両院の選挙制度や機能を見直す必要性
- ・一院制への移行を検討する必要性

(21) 日本国憲法に関する件（調査会：6月10日）

○自由討議における主な発言内容

- ・憲法改正のための手続法を制定する必要性
- ・我が国の国際軍縮への取組等を国内にもアピールする必要性
- ・さまざまな改革の提案について、憲法改正により行うべきものと法律の改正等により行うべきものとの整理する必要性
- ・未来志向の憲法論を展開する必要性
- ・憲法の諸原則を活かしていくことの必要性
- ・日本の伝統や文化等を踏まえた新憲法を制定すべきこと
- ・憲法と現実の間に生じている問題を改正によ

り解消する必要性

- ・憲法問題については拙速を避けて国民的議論を展開する必要性
- ・憲法改正で新たな義務を国民に課すことへの疑問
- ・国会による条約の承認手続を見直す必要性
- ・議会制民主主義を健全に機能させるための方策
- ・第9条を改正して自衛権や国際貢献を明記する必要性
- ・女性に皇位継承権を認めることの是非
- ・「公共の福祉」についての考え方
- ・憲法の制定過程を調査することの意義

4 公聴会等の議論の概要

(1) 公聴会

第1回〈5月12日 午前〉

○猪口邦子公述人による意見陳述の要点

- ・我が国は、国際安全保障分野の多国間外交の場において評価されている。

- ・憲法の検討に当たっては、戦後日本の国家や社会の努力への評価と、そうした努力がもたらした世界における貴重な存在感についての深い認識を出発点とすべきである。

- ・第9条に掲げられた考え方は国際社会で広く知られ、特別の評価を獲得している。
- ・我が国は、自国の在り方を過小評価するのではなく、むしろ国際社会への啓発力を信じて積極的に発信し、また日本の姿勢を肯定的に受け止める各国の多様性の受容をより積極的に外交を通じて評価していくべきである。
- ・今後、国民世論が憲法の修正を求める場合に、第9条の基本を維持しつつ、平和国家として保持する自衛のための実力組織につき簡潔に言及する可能性は研究するに値する一方、個別法で扱うべき範囲の事柄を憲法に織り込むことや今後の国際情勢や国連の活動の方向性を予断して複雑な修正を試みることには慎重であるべきである。

○川本裕子公述人による意見陳述の要点

- ・経済的自由に関する制限は、これまでのところ大過なく運用されてきている。
- ・経済政策について憲法で事細かに規定すべきではない。
- ・憲法には「財政赤字を出さない」ではなく、「財政赤字を隠さない」ということを規定すべきである。
- ・最終的に国民負担となるような政府活動については、政府の情報公開義務を憲法上明記すべきである。
- ・大きな一票の格差があることにより、国会が公共政策決定の責任主体となる前提条件が満たされていない等と考えられることから、議員定数の不均衡の見直しを図るべきである。

○井ノ川金三公述人による意見陳述の要点

- ・「二院制の見直し」に当たっては、国会の機能を効率的に発揮させるためにどのようにすべきかを出発点にする必要があり、特に参議院の在り方が問題となる。
- ・予算審議は衆議院、また、決算審査は参議院の専権として権能を分けるべきである。
- ・最高裁判所長官の任命手続、大赦・特赦等の手続等の司法に関わる権限を参議院に移すべきである。
- ・参議院の独自性を出す方向での見直しができないのであれば、一院制とすることもやむを得ないと考えられる。
- ・道州制へ移行するような場合には、参議院を道州の代表で構成される新しい第二院とすることも考えられる。

○主な質疑内容

- ・人間の安全保障の憲法上の位置づけ
- ・健全財政に関する規定を憲法上規定することの是非
- ・二院制と連邦型分権国家との関係
- ・国連の集団安全保障と憲法との関係
- ・政府の情報公開に対する義務や責任を憲法上規定することの是非
- ・多国間主義と米国の単独行動主義との関係
- ・平和的生存権についての見解

第1回〈5月12日 午後〉

○小熊英二公述人による意見陳述の要点

- ・憲法制定に際して占領軍のイニシアティブは強かったが、当時の保守陣営からもお概ね歓迎されたことを考えれば、「押し付け」という評価をすべきではない。
- ・米国は、冷戦と朝鮮戦争をきっかけに対日政策を日本の非武装化から反共同盟国として再軍備させる方針に転換したが、この再軍備要求は、革新側のみならず保守政界の一部からも米国の「傭兵化」という反発を招いた。
- ・第9条の改正は、①米国政府の対日軍事要求をエスカレートさせる可能性、②日本の軍事大国化を警戒する米国の世論及び周辺諸国の反発を招く可能性及び③アジア諸国を刺激する可能性がある。
- ・また、「自主憲法制定」という感情的な議論ではなく、国際社会の動向等を踏まえた慎重な憲法論議が望まれる。

○船曳建夫公述人による意見陳述の要点

- ・第9条は、米国の利益と人類の理想主義とが合わさった産物で、その当時の独立国家ならば当然有する「交戦権」を認めないという、特異な成り立ちを持つこととなった。
- ・また、第9条は、日米安全保障条約と対て意味をなすように作られており、平和憲法たる日本国憲法だけで戦争の抑止力になってきたと考えるのは正しくはない。
- ・冷戦の終結により、米国による日本の防衛が疑うべくもない前提であった状況はなくなり、ここに至って、第9条の議論は実質を帯びてきている。
- ・現在、戦争は、その戦争テクノロジーの進歩により、先進国間に限って言えば、すでに実質的に不可能な国家的活動であり、交戦権は不要であるばかりでなく、自衛以外の戦争を

導きかねない危険なものである。

- よって第9条を改正することは、ここ200年ほどの「産業文明初期の国家と戦争の在り方」と論理的整合性があるだけで、日本国の将来的な国益とはならない。
- これまで積み重ねてきた第9条の議論は大きな財産であり、それを基礎として今後も議論を積み上げることが、真に世界から敬意を払われる国家となる道である。

○山崎正和公述人による意見陳述の要点

- 憲法改正の議論を、例えば、戦後の民主主義か戦前の愛国心か、占領軍による憲法か自主憲法かなど、イデオロギー的対立と重ね合わせてはならないと考えている。
- 当面の緊急課題は、①日本が自衛権を持つことを明示するか及び②世界の平和維持に貢献する用意のあることを宣明するかどうかの2点であって、論議はこれに集中して実務的、具体的に行われるべきであり、憲法改正の包括的な議論は避けるべきである。
- 憲法改正を容易にする改正を行い、米国のように個別的な憲法修正条項の制定を可能にする道を開くべきである。

○主な質疑内容

- 国会や議員選出の在り方に関する憲法上の規定ぶり
- 愛国心について憲法上規定することの是非
- 東アジア地域共同体を形成するに当たっての課題
- 我が国の今後の対外政策の在り方
- テロに対する国際的防衛同盟を創設することに対する見解
- 多国間主義の見地から見たヨーロッパ・アジアにおける平和と安全保障の構築

第2回〈5月13日〉

○吉田健一公述人による意見陳述の要点

- 米国により引き起こされたイラク戦争は、違法な戦争であり、この違法な戦争への協力を目的とする自衛隊のイラク派兵は、第9条及び第98条第2項に違反するものである。
- 政府は、海外での武力行使はしないから合憲とする自らの説明すら投げ捨て、戦闘行為を展開している米英軍の物資輸送や武器を持った米兵の輸送まで行い、武力行使に加担しているが、これは立憲政治の基本を無視するもので許されない。
- 憲法の平和主義を活かし、軍事に頼らない平

和な国際関係の実現を追求することが日本の課題である。

- 憲法「改正」により環境権やプライバシー権などの新しい人権を明記しようとする動きがあるが、現行憲法を活かし、保障されている基本的人権の充実を図り実現していくことをまず考えるべきである。

○安保克也公述人による意見陳述の要点

- テクノロジーの急激な進歩により、世の中は変化しており、新しい時代の憲法を論じるときには、技術進歩に関する情報を収集したうえで論じる必要がある。
- 憲法については、①情報の収集、分析、保全等のための法整備等と合わせた第21条の改正の必要性、②サイバー戦をも視野に入れ、「日本の主権及び独立を保障し、領土を保全し、国民の基本的人権を擁護することを使命とする」軍事組織を保有するための第9条改正の必要性、③国民の平穏の保障及び福祉の増進、侵略戦争の放棄及び国力に応じた国際平和協力への貢献等を前文に盛り込む必要がある。

○日高明公述人による意見陳述の要点

- 私は、前文の掲げる理念を根づかせていくことが重要であると考えます。
- 前文に謳う「平和的生存権」は、「人間の安全保障」につながる先見性を持ったものである。
- 前文及び第9条に謳う平和主義は、今日の国際社会を導く強力な理念となりつつあり、その実現こそが政治の最大の課題であると考えられる。
- 我が国は、憲法に平和的生存権を掲げているからこそ、世界の平和と安定のために積極的に寄与していくことができるのであって、前文や第9条の改正によっては、平和な社会を構築することはできない。
- むしろ、日本が世界に先駆けて戦争の放棄を鮮明にしたことの正しさをこそ誇るべきであって、憲法を尊び、これを次代へつなげていくことが我々の選択すべき唯一の道であると確信する。

○主な質疑内容

- 国民投票法の制定や憲法改正手続要件の緩和に対する見解
- 憲法裁判所設置の是非
- 日米同盟と国際協調主義との関係
- 国際貢献について憲法上規定することの是非
- 世界における我が国憲法の位置づけや役割

・米軍基地による公害と環境権等人権との関係

・21世紀における我が国の国家像

(2) 委員派遣（広島県）

○各意見陳述者（6名）による意見陳述の要点

- ・現在、失業問題が深刻である等、憲法第27条や第25条に反する状況にあり、これらの規定を実現するための諸施策により景気回復を図ることができる。憲法改正を議論する前に政府に憲法を遵守させ、人権を侵害させないようにすることが国会の役目である。戦争が最大の人権侵害であり、人権保障のために第9条は絶対に変えてはならない。
- ・国家主権の侵害に対処するための備えをし、また、我が国の歴史、伝統、文化等の国家としてのアイデンティティを明確化すべきである。積極的な平和活動を実施すべきことを踏まえ、前文の全面改正や第9条第2項の削除等の憲法改正をすべきである。
- ・自分が被爆の苦しみを乗り越えることができたのは平和主義を謳った憲法があったからである。我が国は、第9条を堅持し、平和外交を基調とする全方位外交を果敢に展開しなければならないのであり、憲法、とりわけ、第9条の見直しには断固反対である。
- ・憲法は、日本が半世紀以上前、アジア諸国を侵略し、大きな戦争を引き起こしたことに対する反省と二度と戦争をしないと誓いのもとに生まれたものであるが、自衛隊のイラ

ク派兵等はそれをないがしろにするものである。悲惨な戦争の体験、人類の自由を求める闘いの到達点を書き込まれている憲法は、まったく変える必要がない。

- ・地方自治の課題として、地方の自主自立の精神と自己責任を確立する必要性、国と地方の業務分担の見直しと地方財政の再構築の必要性、地方行政の重層構造等の簡素化の必要性が指摘できる。憲法の地方自治の規定をより具体的に規定し直す必要がある、また、道州制ひいては連邦制の導入も検討されるべきである。
- ・憲法は、制定過程に問題があること、施行後60年近い時が経過したことの2点から改正が必要である。特に、統治機構については、議員の選出方法が酷似する二院制の見直し、形骸化している最高裁判事の国民審査の廃止、「地方自治の本旨」の具体化が必要である。

○主な質疑内容

- ・教育の在り方
- ・国と地方の役割分担
- ・道州制と二院制の関係
- ・核抑止論を乗り越えるための理論構成
- ・憲法の平和主義への思い
- ・日本のアイデンティティと第9条との関係

5 公述人・参考人・意見陳述者等

① 公述人

出頭年月日	職 業	氏 名	意見を聞いた問題
平成16. 5.12	上智大学法学部教授	猪口 邦子君	日本国憲法に関する件について
	早稲田大学大学院教授	川本 裕子君	
	元群馬県林業改良普及協会事務局長	井ノ川 金三君	
	慶應義塾大学総合政策学部助教授	小熊 英二君	
	東京大学大学院教授、文化人類学者	船曳 建夫君	
	東亜大学学長	山崎 正和君	
平成16. 5.13	弁護士	吉田 健一君	
	日本電子専門学校専任講師	安保 克也君	
	元四国学院大学大学院生	日高 明君	

② 参考人等(意見又は説明を聴取した小委員(基調発言者)、最高裁判所当局者及び会計検査院長を含む。)

○憲法調査会

出頭年月日	職 業	氏 名	調査案件
平成16. 4. 15	元早稲田大学教授、 早稲田大学国際パイ オエシックス・パイ オ法研究所元所長	木村 利人君	日本国憲法に関する件(科学技術の進歩と憲法)

○最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会

出頭年月日	職 業	氏 名	調査案件
平成16. 2. 5	流通経済大学法学部 教授、九州大学名誉 教授	横田 耕一君	最高法規としての憲法のあり方に関する件(天皇制)
平成16. 3. 4	大阪産業大学人間環 境学部助教授	井口 秀作君	最高法規としての憲法のあり方に関する件(直接民主制の諸制度)
平成16. 3. 25	最高裁判所事務総長	竹崎 博允君	最高法規としての憲法のあり方に関する件(憲法保障)
	北海道大学大学院法 学研究科教授	笹田 栄司君	
平成16. 4. 22	北星学園大学経済学 部助教授	齊藤 正彰君	最高法規としての憲法のあり方に関する件(憲法と国際法)

○安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会

出頭年月日	職 業	氏 名	調査案件
平成16. 2. 5	(基調発言者)	中谷 元君 (自民)	安全保障及び国際協力等に関する件(憲法第9条)
	(同上)	松本 剛明君 (民主)	
平成16. 3. 4	駐日欧州委員会代表 部大使	ベルンハルド・ ツェプター君	安全保障及び国際協力等に関する件(国家統合・国際機関への加入及びそれに伴う国家主権の移譲)
平成16. 3. 25	岩手県立大学総合政 策学部教授	小針 司君	安全保障及び国際協力等に関する件(非常事態と憲法)
	防衛大学校助教授	松浦 一夫君	
平成16. 4. 22	青山学院大学国際政 治経済学部教授	・池 努君	安全保障及び国際協力等に関する件(地域安全保障)

○基本的人権の保障に関する調査小委員会

出頭年月日	職 業	氏 名	調査案件
平成16. 2. 19	中央大学(法科大学 院開設準備室)教授	内野 正幸君	基本的人権の保障に関する件(法の下での平等)
平成16. 3. 11	学習院大学法学部長	野坂 泰司君	基本的人権の保障に関する件(市民的・政治的自由)
平成16. 4. 1	大阪大学大学院高等 司法研究科教授	松本 和彦君	基本的人権の保障に関する件(公共の福祉)
平成16. 5. 20	関西大学法科大学院 教授	野呂 充君	基本的人権の保障に関する件(経済的・社会的・文化的自由)
平成16. 5. 27	早稲田大学法学部・ 法務研究科教授	田口 守一君	基本的人権の保障に関する件(刑事手続上の権利・被害者の人権)

○統治機構のあり方に関する調査小委員会

出頭年月日	職 業	氏 名	調査案件
平成16. 2. 19	立命館大学法学部教授	市川 正人君	統治機構のあり方に関する件（司法制度）
平成16. 3. 11	東海大学政治経済学部教授	宇都宮 深志君	統治機構のあり方に関する件(人権擁護委員会その他の準司法機関・オンブズマン制度)
平成16. 4. 1	東京大学大学院法学政治学研究科教授	碓井 光明君	統治機構のあり方に関する件（財政）
	千葉大学法経学部教授	広井 良典君	
平成16. 5. 20	(財)地方自治総合研究所理事・主任研究員	辻山 幸宣君	統治機構のあり方に関する件(中央政府と地方自治の権限のあり方)
平成16. 5. 27	会計検査院長	森下 伸昭君	統治機構のあり方に関する件(二院制と会計検査制度)
	一橋大学大学院法学研究科助教授	只野 雅人君	

③ 意見陳述者

期 日	職 業	氏 名	意見を聴取した問題
平成16. 3. 15	公務員	佐藤 周一君	日本国憲法について（特に、非常事態（安全保障を含む）と憲法、統治機構（地方自治を含む）のあり方及び基本的人権の保障のあり方）
	広島大学大学院教授、医師	秀 道広君	
	元広島平和記念資料館館長	高橋 昭博君	
	団体職員	平田 香奈子君	
	社会福祉法人みどりの町理事長	岡田 孝裕君	
	岡山県議会議員	小田 春人君	

6 委員派遣

派遣期間	派遣地名	派 遣 目 的	派 遣 委 員
平成16. 3. 15	広島県	日本国憲法に関する調査	8人

7 小委員会・公聴会

① 小委員会

小委員会	設置年月日	構成	開会年月日	調査案件
最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会	平成16. 1.22	小委員15人	平成16. 2. 5	最高法規としての憲法のあり方に関する件（天皇制）
			平成16. 3. 4	最高法規としての憲法のあり方に関する件（直接民主制の諸制度）
			平成16. 3.25	最高法規としての憲法のあり方に関する件（憲法保障）
			平成16. 4.22	最高法規としての憲法のあり方に関する件（憲法と国際法）
安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会	平成16. 1.22	小委員15人	平成16. 2. 5	安全保障及び国際協力等に関する件（憲法第9条）
			平成16. 3. 4	安全保障及び国際協力等に関する件（国家統合・国際機関への加入及びそれに伴う国家主権の移譲）
			平成16. 3.25	安全保障及び国際協力等に関する件（非常事態と憲法）
			平成16. 4.22	安全保障及び国際協力等に関する件（地域安全保障）
基本的人権の保障に関する調査小委員会	平成16. 1.22	小委員15人	平成16. 2.19	基本的人権の保障に関する件（法の下での平等）
			平成16. 3.11	基本的人権の保障に関する件（市民的・政治的自由）
			平成16. 4. 1	基本的人権の保障に関する件（公共の福祉）
			平成16. 5.20	基本的人権の保障に関する件（経済的・社会的・文化的自由）
			平成16. 5.27	基本的人権の保障に関する件（刑事手続上の権利・被害者の人権）
統治機構のあり方に関する調査小委員会	平成16. 1.22	小委員15人	平成16. 2.19	統治機構のあり方に関する件（司法制度）
			平成16. 3.11	統治機構のあり方に関する件（人権擁護委員会その他の準司法機関・オンブズマン制度）
			平成16. 4. 1	統治機構のあり方に関する件（財政）
			平成16. 5.20	統治機構のあり方に関する件（中央政府と地方政府の権限のあり方）
			平成16. 5.27	統治機構のあり方に関する件（二院制と会計検査制度）

注：会長及び会長代理は、小委員会に出席できることとなっている。

② 公聴会

開会承認要求年月日	承認年月日	公聴会を開いた案件	意見を聞いた問題	開会年月日
平成16. 3.23	平成16. 3.23	日本国憲法に関する件	日本国憲法に関する件について	平成16. 5.12 平成16. 5.13

【第160回国会】

1 委員名簿（50人）

会 長	中山	太郎君	自民				
幹 事	近藤	基彦君	自民	幹 事	福田	康夫君	自民
幹 事	船田	元君	自民	幹 事	古屋	圭司君	自民
幹 事	保岡	興治君	自民	※幹 事	枝野	幸男君	民主
幹 事	鈴木	克昌君	民主	幹 事	山花	郁夫君	民主
幹 事	赤松	正雄君	公明		伊藤	公介君	自民
	岩永	峯一君	自民		大村	秀章君	自民
	倉田	雅年君	自民		河野	太郎君	自民
	柴山	昌彦君	自民		下村	博文君	自民
	棚橋	泰文君	自民		渡海	紀三朗君	自民
	中谷	元君	自民		永岡	洋治君	自民
	野田	毅君	自民		平井	卓也君	自民
	平沼	赳夫君	自民		二田	孝治君	自民
	松野	博一君	自民		森岡	正宏君	自民
	森山	眞弓君	自民		綿貫	民輔君	自民
	伊藤	忠治君	民主		大出	彰君	民主
	鹿野	道彦君	民主		楠田	大蔵君	民主
	玄葉	光一郎君	民主		小林	憲司君	民主
	園田	康博君	民主		田中	眞紀子君	民主
	武正	公一君	民主		辻	恵君	民主
	計屋	圭宏君	民主		古川	元久君	民主
	馬淵	澄夫君	民主		増子	輝彦君	民主
	村越	祐民君	民主		笠	浩史君	民主
	太田	昭宏君	公明		斉藤	鉄夫君	公明
	福島	豊君	公明		山口	富男君	共産
	土井	たか子君	社民				

注：※は、会長代理（平成11年7月6日の議院運営委員会理事会における申合せにより、会長が野党第一党の幹事の中から指名）

2 調査の経過

8月5日に憲法調査会を開会し、第159回国会の会期終了前後に、相次いで日本国憲法に関する論点整理、提言等を公表した自由民主党、

民主党及び公明党の各所属委員から発言を聴取した後、各会派からの発言を聴取した。

3 調査会の議論の概要

○保岡興治君（自民）からの発言の要点

- ・自由民主党は、先の衆議院議員総選挙において立党50年を迎える平成17年11月までに新しい憲法草案を作ることを公約している。
- ・新憲法が目指すべき国家像とは、国民誰もが自ら誇りにし、国際社会から尊敬される「品格ある国家」であり、新憲法には、①戦後我が国に定着した国民主権、再び侵略国家とならないという平和主義及び基本的人権の尊重という三原則等を高く評価し、かかる人類普遍の価値を維持し、更に発展させるものであること、②現憲法の制定時に置き去りにされた歴史、伝統、文化に根ざした我が国固有の価値（「国柄」）や、日本人が元来有してきた道徳心など健全な常識に基づいたものであると同時に、日本国、日本人のアイデンティティを見出すことができるものであること、③21世紀の新しい日本にふさわしいものであるとともに、科学技術の進歩、少子高齢化の進展等新たに直面することとなった課題に的確に対応するものであること、④同時に、人間の本质である社会性が個人の尊厳を支える「器」であることを踏まえ、家族や共同体が、「公共」の基本をなすものとして、重要な位置を占めるものとする等が必要である。
- ・我が党の憲法構想の中にある究極の価値とは、「生命の尊重」であると考えている。これは、和を尊び、いのちを慈しむといった日本の伝統的な「国柄」等にも合致し、また、近代立憲主義の謳う「個人の尊厳」とも矛盾するものではない。また、国際貢献の在り方に関しても、実力行使の原理と「生命の尊重」及び過去の教訓とを踏まえ、我が国として積極的に貢献すべき分野と限定的な対応に止めるべき分野とを分け、能動的な貢献をなしていくべきである。

○枝野幸男君（民主）からの発言の要点

- ・民主党は、21世紀のこの国のかたちを構想する立場から、あらゆる問題について自由闊達に議論する「論憲」の立場を掲げ、2006年までに党としての憲法改正草案を提出する予定であり、本年末を目処に、党憲法調査会としての憲法提案をまとめたいたいと考えている。
- ・「中間報告」に基づく民主党の憲法調査会の活

動と議論の基本的方向性は、①過去に向かった議論ではなく、未来の新しい日本の姿を構想し、憲法の在り方を検討すること、②現行憲法の根本規範である「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を尊重し、深化を図ること、③現行憲法の「国際主義」の立場をさらに鮮明にすること、④日本の統治システムを国民主権の徹底及び政治主導の内閣と内閣総理大臣主導の政府の確立という二重の意味で変革すること、⑤この国のかたちに直結する「分権社会」を形成すること、⑥人権について国際的な視点及び国内的な視点という二つの視点から議論すること及び⑦憲法を国民生活の中に活かすということに戦後政治はあまりに無頓着すぎたことを反省することの7点である。

- ・憲法議論において重要なことは、国民の各界各層による国民的な議論に基づき今後の憲法の在り方が決められることであり、国民的議論を展開するうえで、本憲法調査会や民主党憲法調査会での議論がそのたたき台になることを期待する。

○太田昭宏君（公明）からの発言の要点

- ・公明党は、国民主権・平和主義・基本的人権の保障の憲法三原則を堅持したうえで、新しい人権を加えるという「加憲」という立場を打ち出している。
- ・憲法を考えるに当たっては、21世紀の日本をどうするかという未来志向の憲法論議という観点に立ち、①国民主権をより明確にするという「国民憲法」の視点、②国際貢献を進めるための安全保障ということから「平和憲法」をさらに拡充をしていくという視点、③激動する社会の中で人権を確立するという「人権憲法」の視点及び④環境を重視する21世紀という「環境憲法」の視点から、議論を深めていきたい。

○各会派所属委員からの主な発言内容

- ・自衛権の保持及びその行使の主体としての自衛隊の位置づけを明確にする必要性
- ・「人間の安全保障」の観点から国際貢献を進めるうえでも憲法改正が必要であること
- ・各党の憲法改正に関する視点等についての相違点及び共通点等

- ・国連中心主義・国際協調主義の視点からの憲法改正の必要性
- ・憲法調査会の設置目的に照らし、憲法改正を

- 前提に議論を行うことに対する疑義
- ・第9条の有する意義及び価値とそれに基づいた国際貢献を行うことの必要性

4 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院EU憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団	平成16. 9. 5 ～ 9.17	スウェーデン、 フィンランド、ベ ルギー、フランス	EU憲法及びスウェーデン・フィン ランド憲法に関する実情調査	4人

【第161回国会】

1 委員名簿（50人）

会 長	中山	太郎君	自民				
幹 事	近藤	基彦君	自民	幹 事	福田	康夫君	自民
幹 事	船田	元君	自民	幹 事	古屋	圭司君	自民
幹 事	保岡	興治君	自民	※幹 事	枝野	幸男君	民主
幹 事	中川	正春君	民主	幹 事	山花	郁夫君	民主
幹 事	赤松	正雄君	公明		伊藤	公介君	自民
	大村	秀章君	自民		加藤	勝信君	自民
	河野	太郎君	自民		坂本	剛二君	自民
	柴山	昌彦君	自民		渡海	紀三朗君	自民
	中谷	元君	自民		永岡	洋治君	自民
	野田	毅君	自民		葉梨	康弘君	自民
	平井	卓也君	自民		平沼	赳夫君	自民
	二田	孝治君	自民		松野	博一君	自民
	松宮	勲君	自民		三原	朝彦君	自民
	森山	眞弓君	自民		渡辺	博道君	自民
	青木	愛君	民主		稲見	哲男君	民主
	大出	彰君	民主		鹿野	道彦君	民主
	鈴木	克昌君	民主		園田	康博君	民主
	田中	眞紀子君	民主		辻	惠君	民主
	中根	康浩君	民主		長島	昭久君	民主
	計屋	圭宏君	民主		古川	元久君	民主
	馬淵	澄夫君	民主		笠	浩史君	民主
	和田	隆志君	民主		渡部	恒三君	民主
	太田	昭宏君	公明		佐藤	茂樹君	公明
	福島	豊君	公明		山口	富男君	共産
	土井	たか子君	社民				

注：※は、会長代理（平成11年7月6日の議院運営委員会理事会における申合せにより、会長が野党第一党の幹事の中から指名）

2 調査の経過

第1回の憲法調査会は、10月14日に開会され、第160回国会閉会後の9月5日から17日にかけてEU憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法に関する実情調査のため派遣された議員団による調査の概要を中山団長から聴取し、調査に参加した委員からの発言の後、

委員から自由な発言があった。

第2回の10月21日には、議会オンブズマンその他の行政に対するチェックの仕組み及び国際機関と憲法（特に国連憲章を中心として）をテーマに委員間の自由討議を行った。

第3回の10月28日には、国民投票制度に

ついてをテーマに委員間の自由討議を行った。

第4回の12月2日には、国会・内閣（二院制及び政党を中心として）をテーマに委員間の自由討議を行った。また、本年の調査の締

めくりとしての委員間の自由討議を行った。

なお、11月11日、18日及び25日に、公聴会を開き、計18名の公述人から意見を聴取した。

3 調査会の議論の概要

(1) 第1回：10月14日

○主な発言内容

- ・EU憲法条約に対する評価
- ・EUの拡大
- ・EU憲法条約の批准と国民投票
- ・国際的テロリズムへの対応の在り方
- ・オンブズマンと法の支配の確立

- ・我が国の安全保障政策の在り方
- ・国連憲章が定める平和の構築と21世紀における第9条の意義
- ・憲法問題を専門的に取り扱う常設の憲法委員会を設置することの是非
- ・海外調査の在り方

(2) 第2回：10月21日

○主な発言内容

〈議会オンブズマンその他の行政に対するチェックの仕組み〉

- ・我が国におけるオンブズマン制度導入の要否
- ・オンブズマン制度の憲法上の位置づけ
- ・現行の苦情処理制度等とオンブズマン制度との関係
- ・議会の行政に対するチェック機能強化の重要性

- ・請願権・国政調査権の意義
- ・行政統制における行政訴訟の意義
- 〈国際機関と憲法（特に国連憲章を中心として）〉
- ・国連の集団安全保障への参加と憲法との関係
- ・国際貢献の在り方やその根拠規定の明記の是非
- ・第9条を活かした国際貢献の在り方
- ・安保理常任理事国入りと憲法との関係
- ・常設の憲法委員会の設置の是非

(3) 第3回：10月28日

○主な発言内容

〈国民投票制度について〉

- ・憲法の規定する国民投票制度の意義
- ・重要な政策課題についての国民投票制度を導入することの是非

- ・住民投票の意義、現状及び可能性
- ・国民投票を実施する際に留意すべき事項等
- ・憲法改正のための国民投票法を制定することの是非
- ・憲法改正手続の要件を緩和することの是非

(4) 第4回：12月2日

○主な発言内容

〈国会・内閣（二院制及び政党を中心として）〉

- ・二院制の是非
- ・衆参両院の役割分担や選挙制度の在り方
- ・参議院の権限の見直し
- ・道州制と参議院の位置づけ
- ・一票の格差の是正
- ・政党の憲法上の明記及びその規定内容
- ・政党と結社の自由との関係

〈本年の調査の締めくりとして〉

- ・憲法の見直しの必要性
- ・「法の支配」ということの重要性
- ・個人の尊厳を重視する必要性
- ・平和主義及び立憲主義の立場を守ることの重要性
- ・憲法調査会の意義
- ・具体的な憲法改正案を審議するための機関を設置する必要性

- ・憲法の規定と現実との間に乖離が生じている諸点
- ・憲法の各条文が実現されているか否かを検証することの必要性

- ・憲法改正の具体的な内容
- ・憲法問題について国民の間に理解を広げていく必要性

4 公聴会の議論の概要

第1回〈11月11日 午前〉

○浅岡美恵公述人による意見陳述の要点

- ・環境権や消費者の権利等かつて認識されてこなかった新たな問題は、第13条などを根拠に新しい人権として、不十分ながらも判例や立法措置により対応がなされてきた。
- ・環境権などの人権規定の付加とこれに矛盾する第9条改正とを一括して憲法改正の国民投票に付することは、国民の選択権が妨げられることから認められない。
- ・環境権の憲法への明記は、抽象的にならざるを得ず、立法権や行政権の裁量の拡大が懸念されることから、環境権の実現は憲法改正ではなく、具体的立法や行政措置により行うべきである。
- ・国際協力のためであっても第9条を改正することは、自衛の限度を超える武力行使を認め、侵略行為と隣り合わせになり危険である。
- ・環境権は、他の人権と同様、戦争により非常に影響を受けることから、第9条は維持すべきである。
- ・憲法の根幹である平和主義の改変は、憲法改正の限界を超えることになる。

○植松治雄公述人による意見陳述の要点

- ・近年、自殺の増加等、過度な個人の尊重による弊害が見られる中、生命尊重の思想を憲法の根底に置くべきである。
- ・生存権を担保する観点から国民皆保険制度を堅持し、不法滞在の外国人にも国民と同様の医療を保障すべきである。
- ・医療従事者の労働条件を改善し、医療事故のない安全な環境を整備すべきである。
- ・医療現場での人権意識は高まっているが、依然として人権に関する問題が生じており、人権教育のほか、生命への畏敬の念を憲法等で宣言することも考えられる。
- ・終末医療における自己決定を無限定とすべきではなく、積極的な安楽死や自殺の幫助は否定されるべきであり、尊厳死は厳格な要件のもの

とにのみ認められる。

- ・ヒトゲノムの解析等科学の進歩は新たな差別を招くおそれがあり、人の多様性を認めるなどの教育が必要である。
- ・医療従事者の立場から、武力行使及び有事における医療協力には反対である。
- ・憲法の枠内で可能な限り公正な解釈を目指し、憲法解釈だけでは社会の実態に適合しない場合にはじめて、憲法の部分的な修正を考えるべきであり、生命・人体の尊厳などの包括的な概念の明記も検討すべきである。

○暉峻淑子公述人による意見陳述の要点

- ・人権保障等が不十分ながらも達成されてきたのは、平和憲法があったからであり、人権保障と第9条は一体をなすものである。
- ・自国の平和と人権を守る国こそ他国への協力ができる。
- ・国民の自立を援助すべき政府が経済や教育において競争をあおり、社会の格差が広がっている。
- ・第9条は、我が国が米国とともに戦争することを阻止していることから空洞化しておらず、情報公開、政治への参加等を進める「人権文化」の結実である。
- ・第9条の改正は、自衛隊のシベリアン・コントロールを失わせるおそれがある。
- ・自民党憲法改正プロジェクトチームの「論点整理」については、①家族や共同体の価値を重視する観点から両性の本質的平等を定める第24条を見直すべきであるとしているのは、女性差別撤廃の流れに反する、また、②「公共の福祉」を「公共の利益」に改めるとしているが、「利益」は短期的なものとなりがちであり、権力に都合よく解釈されるおそれがある。

○主な質疑内容

- ・憲法に環境権を規定することの是非
- ・科学技術の進歩と生命の尊厳との関係
- ・憲法改正要件と国民投票の仕組み
- ・生存権規定と医療等の在り方
- ・権利主体としての子どもの人権

- ・海外渡航の自由の制限の可否
- ・国家財政の現状と社会保障制度の在り方
- ・憲法への義務規定の追加と近代立憲主義との関係
- ・第9条と国際貢献との関係

第1回〈11月11日 午後〉

○中曽根康弘公述人による意見陳述の要点

- ・現憲法については、①前文に過去を踏まえ、未来の日本の理想像を謳うこと、②天皇の地位を「国民主権下の象徴的元首」とすること、③第9条は、第1項は維持し、第2項に自衛のための防衛軍、第3項に安全保障基本法のもとにおける武力行使を含んだ国際的協力活動への参加、第4項に文民統制を規定すること、④国民の権利及び義務につき、環境、学術的創造活動の自由、国の平和と独立を守る責任等を規定すること、⑤首相公選制、行政権の内閣総理大臣への帰属等を規定すること、⑥憲法裁判所を設けること、⑦緊急事態を規定すること、⑧健全財政主義を規定すること、⑨憲法改正に係る国会の発議要件を過半数とすること等を柱として、全面的に点検し、必要な改革をなすべきである。
- ・第1回の憲法改正は、3分の2の国会議員獲得のため妥協案も必要である。
- ・占領下の制定という現憲法の異常性と冷戦の終結、9・11以降の国際情勢の変化、現憲法の欠陥の露呈等により、現在、憲法改正を求める気運が高まっており、国家的課題として国会議員がその責任を果たすことが期待されている。

○宮澤喜一公述人による意見陳述の要点

- ・公布されてから50数年を経た日本国憲法を振り返り、成立した憲法が占領軍主導によりつくられたことは明らかであったが、もし独立回復後にもう一度、民意を問う機会があれば、占領下で定められたという批判は免れることができたかもしれない。
- ・当時、翻訳調の不思議な日本語で書かれていると感じた憲法を自分の言葉として多くの国民が育ち、言葉だけでなく、日本自身も変わった。
- ・憲法の解釈と運用についての最高裁の役割は、高いものであった。
- ・公布以来、我が国は憲法のおかげで発展できた。また、憲法は柔軟に書かれており、その運用によって対処できる。

- ・事態によっては憲法を変えざるを得ない部分もあるかもしれないが、その場合には国民の判断を待つべきである。

○武村正義公述人による意見陳述の要点

- ・国民主権、基本的人権の尊重、戦争放棄の平和理念を定める憲法があったからこそ、ここ60年間の日本があった。
- ・安全保障については、①日本の顔である第9条を軽々しく変えるべきではなく、②自衛力を明文化するにしても最小限の自衛力の保持に限定すべきであり、③集団安全保障への参加は前文の国際協調の理念の具体化であるが、武力行使は避けるべきである。
- ・そのうえで、新しい憲法には、①日本人の伝統である「環境主義」の理念を前文及び本則に明記し、「象徴天皇制」と並ぶナショナル・アイデンティティとすべきこと、②非軍事的な国際貢献として、地球環境への積極的な関与を明らかにする「環境安全保障」を「平和主義」と並ぶ日本の顔として明示すべきこと、③無責任な財政の破綻に歯止めをかけるべく、「継続的な健全財政運営の責任」を明文化すべきこと、④地方主権を確立すべきことが考えられる。

○主な質疑内容

- ・制定以来今日に至るまで憲法が改正されてこなかった理由
- ・21世紀の日本の国家観を示す憲法がつけられるとした場合の国家観の在り方
- ・第9条の意義
- ・第9条を活かすために政治家及び日本国民はどう行動すべきか
- ・社会の大転換に対応するため改憲が必要だとする意見への疑問
- ・憲法改正発議のための大連立の必要性

第2回〈11月18日 午前〉

○高竹和明公述人による意見陳述の要点

- ・憲法における一番の問題点として、我々日本国民がこれを自分たちの憲法として精神的には完全に認めていないことがある。
- ・現行憲法は、GHQによって「押し付け」られたことをもって否定されるべきではないが、日本の慣習や伝統、文化が何一つ考慮されておらず我が国の憲法として適しているとは到底思えない。
- ・新しい権利など21世紀にふさわしい日本国の在

り方を大局的に捉える積極的な憲法論議が必要である。

- ・憲法論議は、「国民の総意の憲法」をつくり上げるべく全国展開されていく必要がある。
- ・日本青年会議所は、世界平和の実現と自立国家日本の創造という理念の達成のためにも国民的視点での議論を巻き起こそうとしている。
- ・米国製の憲法に「手を加える」という生半可な感覚ではなく、日本の伝統的な価値観や、世界の平和と国益とのバランスをしっかりと盛り込んだ新しい憲法を創造していくべきである。

○寺中誠公述人による意見陳述の要点

- ・国際的な人権擁護組織であるアムネスティ・インターナショナルは、不偏不党及び非暴力を活動の信条とする団体である。
- ・我が国は主要な国際人権条約を締結しているものの、その実施について消極的であり、制限的な解釈をしていることに重大な懸念を持っている。
- ・先日、日本で初めて「良心の囚人」としての事例を認定したが、公権力の判断と異なる言論の完全な保障が求められている。
- ・外国人の人権保障が不十分であり、一刻も早い明確な人種差別禁止のための法整備が求められていること等を紹介し、国際人権基準と日本国憲法の人権との連携を重視すべきである。
- ・人権保障の在り方として、①パワーを持つ側が「権利を保護する義務」を負うべきであり、また、②権利を必要としているのが誰なのかを見据えた「人権享有主体別の権利観」が必要である。

○日野原重明公述人による意見陳述の要点

- ・私は、医者として、地球上の人間は皆同じにできていることを知っている。
- ・科学技術の進歩が著しい現代こそ、いのちの大切さや他の動物、他の民族との共生が求められている。
- ・現実の国際情勢と憲法前文の想定する国際社会との乖離、敗戦国日本の受身の外交姿勢、米国とテロリズムが恨みの連鎖にある状況を指摘しておきたい。
- ・国際社会において非暴力の運動により、指導力を発揮し、憲法前文にいう「名誉ある地位」を実現する心構えがあるか国民に問いかける必要がある。
- ・そのためには、大学卒業後、一定期間、発展途

上国等において奉仕活動に従事する制度を創設し、日本が戦後外国人の献身的な貢献を受けたように、国際社会における「人的貢献」をなすべきであり、この制度は人間形成にも資するものである。

○主な質疑内容

- ・首相公選制導入の是非
- ・実名報道等に見られる表現の自由の問題点
- ・日本の歴史・伝統・文化と憲法との関係
- ・世界の平和への日本のリーダーシップの在り方
- ・生命倫理に係る事項を憲法で保障することの是非
- ・外国人の人権の憲法における位置づけ
- ・我が国における国際人権条約の実施状況
- ・家族と憲法との関係

第2回〈11月18日 午後〉

○江橋崇公述人による意見陳述の要点

- ・日中国交回復を契機に、平和主義にアジアにおける侵略と犯罪に対する反省という要素が加わったことは、社会や市民が憲法に新しい命を吹き込んだものであり、21世紀の平和主義として、戦争に対する反省と東アジアにおける和解と友好、協力を憲法に盛り込むべきである。
- ・憲法の人権規定が占領軍から日本の官僚、市民へと与えられ、その後、裁判を通じて国家の人権実現の責任が追及され、市民運動を背景に政策的な人権の実現が前進した経緯を踏まえ、憲法には、まず、人権実現に向けた政府の責任や、国政及び裁判の場でそれを保障する責任を明確化すべきである。
- ・官僚主導の国家運営の破綻が地方分権により打開され、市民運動によって首長の下で地方自治が展開するなど、憲法の地方自治規定が市民運動により新しい命を吹き込まれたが、市民が作った自治体学の成果を取り入れた議論と、市町村レベルの自治体及び国家の段階的な配慮の責任などの確立が期待される。
- ・政府と市場と市民社会が公共性を分有し、中央政府と地方政府が対等に協力し合う公共性の分有の時代にあって、憲法も、政府と市場と市民社会が共有できる価値を含む基本原則であるべきである。

○ペマ・ギャルポ公述人による意見陳述の要点

- ・日本は民主的な法治国家であり、私がこれまで日本社会の豊かさ・便利さや自由を享受してこ

られたのは憲法の恩恵であると評価し、感謝している。

- ・日本が今後国際社会で生きていくうえで、第9条には非現実的側面がある。すなわち、第9条は、一方的な戦争放棄であって、単なる宣言にすぎず、それを尊重するような国際社会も、それを保障する国際法も存在しない。また、今の国際社会は、力と既成事実により成り立っている。
- ・自衛隊の存在は、条文上は憲法違反としか考えられず、平和の恩恵を受けるためには、自ら平和を守る努力をすることが必要であり、そのためには、第9条を改正すべきである。
- ・冷戦構造が崩壊した現在、日本は、今後も現在の憲法を堅持するのであれば、それに合わせて国際環境を作っていくことに貢献する必要がある。
- ・憲法は、あくまで主権者たる日本国民やその代表たる国会議員が、子孫が恩恵・束縛を受けることを前提に、日本・アジア・人類の未来のために貢献できるものとして考えるべき問題である。

○村田尚紀公述人による意見陳述の要点

- ・立憲民主主義は人類が発見した最高の統治形態である。
- ・授権規範としての憲法は、公権力に権限を与える規範であり、また、制限規範としての憲法は、公権力を制限する規範である。さらに、憲法が最高法規であるとは、実質的には憲法が国家や社会にとって最高の価値を内包するものであることを意味する。
- ・憲法の民主的な解釈・運用の前提である国民の意思の国会への忠実な反映について、小選挙区制が多様な民意を反映する制度ではないこと等の問題がある。
- ・第9条、政教分離原則について、授権規範、制限規範という憲法の規範的特質を無視した解釈が行われている。
- ・新しい人権について、憲法が「権力」に対する制限規範であること等から明文がなくとも認められ、憲法改正の必要はない。
- ・憲法は武力によらない平和への貢献を国家に授権しており、それが国際社会の友好関係を発展させるものである。
- ・今日、憲法改正ではなく民主的な解釈・運用が望まれている。

○主な質疑内容

- ・自衛隊の憲法上の位置づけ
- ・象徴天皇制と元首との関係
- ・衆参両院における一票の格差の問題
- ・外国人の人権を保障する必要性
- ・憲法に「責任」の概念を加えることの是非
- ・憲法の平和主義が生まれた歴史的背景
- ・平和的生存権の意義

第3回〈11月25日 午前〉

○白石正輝公述人による意見陳述の要点

- ・天皇が国を代表する元首であるということを憲法上明確にすべきである。また、男女平等は国民にとって当然であり、天皇を男性に限る必要はない。
- ・第9条第2項に自衛のための戦力の保持を規定し、また、第3項として、国連の要請があった場合の武力行使を規定すべきである。
- ・第29条第1項の「財産権」を「国民生活に必要な不可欠な財産権」に改め、法律だけではなく、「基本条例」によっても制限できるようにすべきである。
- ・地方自治の確立のため、地方自治体の権限を明確にし、道州制を導入すべきであり、また、地方自治体の自主立法権を明確にし、国と道州の固有の権限を侵さない範囲内で、法律又は道州が定める条例に優先する「基本条例」を定めることができるようにすべきである。
- ・憲法改正の発議要件を各議院の総議員の3分の2から2分の1とすべきである。

○篠原裕明公述人による意見陳述の要点

- ・国会の立法活動について、内閣提出法律案は、国会での修正を前提に、よりシンプルな内容の法律案とし、修正を前提とした議論のための審議日数を確保するために、通年国会とすべきである。
- ・議員立法は政府が提案しにくい事項について活用すべきであり、大枠を定めるプログラムの内容がふさわしい。
- ・国会の行政監視について、国会と会計検査院は連携して調査を行うべきであり、会計検査院を国会の附属機関にすることも視野に入れるべきである。
- ・実態として内閣法制局に憲法解釈が委ねられていることを踏まえ、憲法裁判所を創設すべきである。

- ・国会議員を内閣法制局及び衆参の議院法制局長にして、政治的責任を明確にすべきである。
- ・衆参両院の審議における独立性を前提に、両院の補佐機関について可能な部分を統合すべきである。
- ・憲法と現実の乖離が見られるところは、実務的な部分を先行させて憲法改正をすべきである。

○平塚章文公述人による意見陳述の要点

- ・国会で憲法改正について議論することは、否定されるべきではない。
- ・憲法改正のための国民投票の実施について、有権者の範囲、投票方法、投票率が低い場合の承認の有効性等をあらかじめ国会で検討し、具体化する必要がある。
- ・憲法改正に当たっては、憲法の意味や内容を知る必要があることから、国は日常から憲法について国民の理解を深める努力をすべきであり、それは国民の義務でもある。
- ・若年層が憲法に関心を持ち、国民の義務や公共の福祉など本来考えるべき問題の原点を理解することにつながるよう、義務教育で憲法を学ぶ機会を十分に確保すべきである。

○主な質疑内容

- ・集団的自衛権の行使を認めることの是非
- ・財産権の制限の在り方
- ・通年国会を導入することの是非
- ・憲法裁判所設置の是非
- ・義務教育における憲法教育の在り方
- ・天皇を元首と規定することの意味
- ・第9条と国際貢献との関係
- ・イラクへの自衛隊の派遣期限の延長の是非
- ・行政監視機能の強化と会計検査院
- ・違憲審査権の行使が不十分であることの原因
- ・憲法改正規定に対する評価

第3回〈11月25日 午後〉

○山田淳平公述人による意見陳述の要点

- ・憲法制定時には想定されていなかったプライバシー権などの権利を明確に憲法で保護すべきである。
- ・参議院の権限を強化し、「良識の府」としての特殊性を活かせるような役割を担わせるべきである。
- ・首相公選制の導入は、国民による人気投票になるおそれがあることから時期尚早である。
- ・憲法裁判所を設置しなくとも、司法権自体の強

化により憲法判断を積極的に行わせることは可能である。

- ・道州制の導入は、郷土を愛する心を失わせるおそれがあり、住民自治・団体自治の観点からはマイナスである。
- ・憲法が国民にとって最も重要な基本法であることから、改正の際に国民投票が予定されているのであり、その情報の提供や討論の場としての役割が憲法調査会に期待されている。

○青龍美和子公述人による意見陳述の要点

- ・戦争は無差別殺人であり、どのような理由があっても許されるべきではない。
- ・第9条には戦争によるアジアや国内の犠牲者の知恵と願いが込められており、第9条第2項の「戦力の不保持」をすべての国が実現すれば、戦争のない世界を実現でき、第9条の示す戦争に対する根本の解決策は間違っていない。
- ・イラクでの自衛隊の行動は、第9条に反しており、日本は戦争をする状況に近づいているが、国連の軍縮会議の議論等の国際社会の平和を希求する流れから考えれば、第9条第2項の輝きは大きく、唯一の被爆国として日本には、武力による解決ではなく、話し合いによる平和的解決を世界において目指す役割が求められている。
- ・世界から戦争をなくすことが理想であり、理想を現実にする努力をせずに第9条を変えるべきではない。

○森信幸公述人による意見陳述の要点

- ・高齢者の間では、社会保障制度に関連して第9条や第25条がよく話題になっており、憲法が身近なものになっている。
- ・第二次世界大戦で多くの人々が犠牲となった経験から、多くの人々が平和憲法たる現行憲法を喜んで迎え入れた。
- ・憲法は、平和と民主主義への思いと努力に支えられて誕生し、現在ますますその輝きを増している。
- ・改憲の動きが活発化しているが、特に第9条は、国民に定着し、国際的にも輝きを増しており、日本と世界の人々を再び戦争の惨禍に巻き込むことのないように、守っていかなければならない。
- ・改憲を唱えるのであれば、憲法の「理想と目的」がどこまで実現できたかをまず検証することが、国民に対する責務であり、それは憲法尊重

擁護を規定する第99条の義務である。

- ・21世紀は、憲法の「理想と目的」を実現する世紀であり、我々は、再び過ちを侵さぬよう歴史の教訓を踏まえて進むべきである。

○主な質疑内容

- ・調査会の活動の周知状況
- ・自衛隊を憲法上に位置づけることの是非
- ・複数の条項にわたる憲法改正案を一括して又は

条項ごとに国民投票に問うべきか等の憲法改正についての方法論

- ・北朝鮮のミサイル発射や中国潜水艦の領海侵犯の問題
- ・世代間における憲法論議の差と新しい世代へ憲法の理念を引き継いでいく必要性
- ・新しい人権を実現するための探求の方法

5 公述人

出頭年月日	職 業	氏 名	意見を聞いた問題
平成16. 11. 11	弁護士、気候ネットワーク代表	浅岡 美恵君	日本国憲法に関する件について
	社団法人日本医師会会長	植松 治雄君	
	埼玉大学名誉教授	暉峻 淑子君	
	元内閣総理大臣	中曾根 康弘君	
	元内閣総理大臣	宮澤 喜一君	
	元滋賀県知事、元大蔵大臣	武村 正義君	
平成16. 11. 18	社団法人日本青年会議所2004年度専務理事・2005年度会頭	高竹 和明君	
	社団法人アムネスティ・インターナショナル日本事務局長	寺中 誠君	
	聖路加国際病院理事長・名誉院長	日野原 重明君	
	法政大学法学部教授	江橋 崇君	
	桐蔭横浜大学法学部教授、岐阜女子大学名誉教授、チベット文化研究所名誉所長	ペマ・ギャルポ君	
	関西大学法科大学院教授	村田 尚紀君	
平成16. 11. 25	足立区議会議員	白石 正輝君	
	会社員	篠原 裕明君	
	電気機器メーカー人事課長	平塚 章文君	
	団体職員	山田 淳平君	
	大学生	青龍 美和子君	
	無職	森 信幸君	

6 公聴会

開会承認要求年月日	承認年月日	公聴会を開いた案件	意見を聞いた問題	開会年月日
平成16. 10. 14	平成16. 10. 14	日本国憲法に関する件	日本国憲法に関する件について	平成16. 11. 11 平成16. 11. 18 平成16. 11. 25

第5

衆議院改革の動き

第5 衆議院改革の動き

1 議会制度協議会

衆議院改革に係る諸問題については、衆議院議会制度に関する協議会（以下「議会制度協議会」という。）を中心に検討が進められている。

議会制度協議会は、第51回国会昭和41年3月10日の議院運営委員会の決定により設置された。同協議会は、議長の諮問機関として、議院運営委員会の委員長、理事等で構成され、議長及び副議長出席のもと、構成員相互の間で、その時の当面の問題ばかりでなく、議会制度全般の問題について、時には党派の立場を離れて

大所高所の観点から率直な意見の交換を行っている。

議会制度協議会においては、これまでに、「国会法の改正問題」、「議院の運営上の問題」、「政治倫理の問題」、「国会の制度改革の問題」等議会制度に関わる各般の問題について幅広く協議されてきた。

最近では、河野議長から、「秘書問題」、「議員互助年金問題」について検討するよう諮問された。

2 国会議員の秘書に関する問題

国会議員の秘書に関する問題に関しては、平成16年2月13日の議会制度協議会において河野議長より、平成3年の櫻内元議長並びに平成15年の綿貫前議長による諮問機関であった二度の国会議員の秘書に関する調査会のそれぞれの答申を踏まえ、諮問された。

議会制度協議会では、たび重なる秘書給与の不正流用、詐取を巡る問題が起こったことを受け、国民の国会議員に対する信頼を回復するという見地から、現行の公設秘書制度の見直しについて、定年制、給与制度、兼職の禁止、近親者の採用、寄附、透明性の確保等の項目に関して、法制化するもの、議院運営委員会の申合せで行うもの、各党が内規で独自に対処するものなどを検討し、3月30日には、答申案を取りまとめ、議長に答申した。4月9日の議院運営委員会では、国会議員の秘書について、その採用制限及び兼職禁止、議員秘書に対する寄附の勧誘又は要求を禁止する等の措置を講ずる「国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案」を委員会提出法律案とすることに決定し、透明性確保の観点から、議員秘書の勤務実態等について各会派が情報の公開を進めるものとして「議員秘書の氏名等の公表に係る各会派申合せ」を決定した。

(参考)

議員秘書の氏名等の公表に係る各会派申合せ
衆議院議員の公設秘書（以下「議員秘書」という。）の氏名等の公表について、次の事項を確認し、申合せを行う。

- 一、各会派は、その所属議員に係る議員秘書について、別に定める共通の様式により、氏名、議員秘書の区分、議員秘書に係る議員の氏名、議員秘書が当該議員の三親等内の血族の場合における続柄、勤務地及び採用年月日を公表すること。
- 二、各会派は、議員秘書の氏名等の公表を、衆議院事務局庶務部議員課内に設けられる閲覧場所において行うこと。
- 三、各会派は、議員秘書の氏名等を当該議員秘書が退職するまでの間公表することとし、議員秘書の氏名等の公表に係る書類は、当該議員秘書に係る議員の在任期間中、衆議院事務局庶務部議員課内において保存すること。
- 四、各会派は、議員秘書の氏名等の公表を、今国会中のできるだけ早い時期に行うこと。

3 国会議員の互助年金等に関する問題

議員互助年金問題に関しては、平成16年2月13日の議会制度協議会において、河野議長より諮問された。その後各党間において検討され、4月9日に各党の国会対策委員長から河野衆議院議長、倉田参議院議長の両議長に対し、国会議員互助年金問題について、両院議長のもとに諮問機関を設置してほしい旨の要請があり、両

院議長が協議した結果、学識経験者6人で組織される国会議員の互助年金等に関する調査会が設置され、6月16日には初会合を開いた。調査会は、国会議員互助年金制度に関する諸問題について調査、検討し、その意見を両院議長に答申するものとされている。

(参考)

国会議員の互助年金等に関する調査会

1 調査会の設置

衆議院議長及び参議院議長(以下、「両院議長」という。)の下に、国会議員の互助年金等に関する調査・検討等を行うため、有識者による諮問機関を置く。

2 構成

- (1) 調査会は、委員6名をもって組織する。
- (2) 委員は、議員以外の学識経験のある者のうちから、両院議長がこれを委嘱する。
- (3) 調査会に座長を置く。
- (4) 座長は、委員の推薦によって、これを定める。

3 諮問事項

国会議員互助年金制度等に関する諸問題について。

4 諮問期間

概ね6か月

5 運営

- (1) 調査会の招集は、座長が行う。

- (2) 調査会の会議は、座長が主宰する。

6 参考意見の聴取

調査会は、議員その他必要と認められた者から参考意見を聴取することができる。

7 答申

調査会は、諮問事項について調査、検討し、その意見を両院議長に答申するものとする。

8 調査会の事務

調査会の事務は、衆議院及び参議院の事務局がこれを掌る。

国会議員の互助年金等に関する調査会委員名簿

委員	中島 忠能	前人事院総裁
同	貝塚 啓明	中央大学教授
同	中島 勝	政治評論家
同	渡部 記安	立正大学大学院教授
同	大石 眞	京都大学大学院教授
同	猪口 邦子	上智大学法学部教授

第6

請願等

第6 請願等

1 請願審議の概況等

【第159回国会】

第159回国会に提出された請願は、3,911件（238種類）であり、このうち件数の多かったものは、「小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願」430件、「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第19条の改正に関する請願」270件、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」215件、「容器包装リサイクル法の改正に関する請願」166件、「総合的難病対策の早期確立等に関する請願」133件などであった。

請願者の総数は、2,037万2,010人であった。

6月15日及び16日、各委員会において請願の審査が行われ、委員会において357件（13種類）の請願が採択の上内閣に送付すべきものと議決され、58件（7種類）が議決を要しないものと議決された。次いで、16日の本会議において「法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願」外356件が採択され、即日これを内閣に送付した。

また、第159回国会に受領し、各委員会に送付した陳情書は160件、意見書は4,295件であった。

委員会名	請 願						陳情書 参考送付	意見書 参考送付
	委 員 会					本会議 採択		
	付託	採択	議決不要	未了	取下			
内 閣	259	0	0	258	1	0	11	301
総 務	21	0	0	21	0	0	14	682
法 務	259	57	0	202	0	57	19	94
外 務	40	0	0	40	0	0	6	126
財 務 金 融	174	0	0	174	0	0	5	189
文 部 科 学	276	39	0	237	0	39	8	257
厚 生 労 働	2,087	258	0	1,829	0	258	22	1,034
農 林 水 産	27	0	0	27	0	0	16	347
経 済 産 業	195	2	0	193	0	2	8	218
国 土 交 通	251	0	0	251	0	0	23	409
環 境	18	0	0	18	0	0	5	167
安 全 保 障	1	0	0	1	0	0	2	0
議 院 運 営	0	0	0	0	0	0	0	5
災 害 対 策 特	3	0	0	3	0	0	7	108
倫 理 選 挙 特	10	0	0	10	0	0	0	9
沖 縄 北 方 特	2	1	0	1	0	1	4	1
青 少 年 特	14	0	0	14	0	0	1	25
事 態 対 処 特	58	0	58	0	0	0	3	14
イ ラ ク 支 援 特	215	0	0	215	0	0	6	309
計	3,910	357	58	3,494	1	357	160	4,295

（注1）「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。

（注2）請願には、上記以外に付託前の取下が1件ある。

（注3）付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会は掲載していない。

【第 160 回国会】

第 160 回国会に提出された請願は、52 件 (20 種類) であり、このうち件数の多かったものは、「イラク多国籍軍からの自衛隊の撤退に関する請願」10 件、「憲法の改悪反対に関する請願」等 9 件、「年金法の実施中止に関する請願」9 件などであった。

請願者の総数は、7 万 2,347 人であった。

8 月 6 日、各委員会において請願の審査が行われ、委員会において 3 件 (2 種類) の請願が採択の上内閣に送付すべきものと議決された。次いで、同日の本会議において「豊かな私学教育の実現のための私学助成に関する請願」外 2 件が採択され、即日これを内閣に送付した。

また、第 160 回国会に受領し、各委員会に送付した陳情書は 64 件、意見書は 3,014 件であった。

委員会名	請 願						陳情書 参考送付	意見書 参考送付
	委 員 会					本会議 採択		
	付託	採択	議決不要	未了	取下			
内 閣	10	0	0	10	0	0	4	26
総 務	0	0	0	0	0	0	5	992
法 務	0	0	0	0	0	0	9	48
外 務	1	0	0	1	0	0	2	24
財 務 金 融	3	0	0	3	0	0	1	56
文 部 科 学	2	1	0	1	0	1	3	410
厚 生 労 働	24	2	0	22	0	2	10	336
農 林 水 産	0	0	0	0	0	0	8	169
経 済 産 業	2	0	0	2	0	0	2	130
国 土 交 通	0	0	0	0	0	0	9	179
環 境	0	0	0	0	0	0	5	525
議 院 運 営	0	0	0	0	0	0	0	2
災 害 対 策 特	0	0	0	0	0	0	5	93
倫 理 選 挙 特	0	0	0	0	0	0	0	1
沖 縄 北 方 特	0	0	0	0	0	0	0	2
青 少 年 特	0	0	0	0	0	0	0	1
事 態 対 処 特	0	0	0	0	0	0	0	2
イ ラ ク 支 援 特	10	0	0	10	0	0	1	18
計	52	3	0	49	0	3	64	3,014

(注 1) 「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。

(注 2) 付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会は掲載していない。

【第 161 回国会】

第 161 回国会に提出された請願は、1,065 件（94 種類）であり、このうち件数の多かったものは、「だれもが安心して受けられるよい医療に関する請願」222 件、「ILO 勧告に沿った公務員法の改正に関する請願」73 件、「年金法の実施中止に関する請願」71 件、「不妊治療の保険適用を含む公的補助に関する請願」51 件、「国籍選択制度と国籍留保届の廃止に関する請願」39 件などであった。

請願者の総数は、760 万 2,251 人であった。

11 月 30 日及び 12 月 3 日、各委員会において請願の審査が行われ、委員会において 326 件（11 種類）の請願が採択の上内閣に送付すべきものと議決された。次いで、3 日の本会議において「義務教育費国庫負担制度堅持、文教予算の充実、人材確保法堅持・教育専門職としての教職員の待遇改善に関する請願」外 325 件が採択され、即日これを内閣に送付した。

また、第 161 回国会に受領し、各委員会に送付した陳情書は 157 件、意見書は 4,496 件であった。

委員会名	請 願						陳情書 参考送付	意見書 参考送付
	委 員 会					本会議 採択		
	付託	採択	議決不要	未了	取下			
内 閣	101	0	0	101	0	0	8	196
総 務	11	0	0	11	0	0	14	1,762
法 務	95	0	0	95	0	0	14	184
外 務	26	0	0	26	0	0	5	39
財 務 金 融	49	0	0	49	0	0	5	72
文 部 科 学	121	39	0	82	0	39	8	351
厚 生 労 働	594	283	0	311	0	283	15	371
農 林 水 産	2	0	0	2	0	0	22	301
経 済 産 業	7	4	0	3	0	4	8	107
国 土 交 通	1	0	0	1	0	0	30	530
環 境	0	0	0	0	0	0	8	374
安 全 保 障	0	0	0	0	0	0	1	1
議 院 運 営	1	0	0	1	0	0	0	1
災 害 対 策 特	0	0	0	0	0	0	7	70
倫 理 ・ 選 挙 特	0	0	0	0	0	0	1	7
沖 縄 ・ 北 方 特	23	0	0	23	0	0	6	90
青 少 年 特	3	0	0	3	0	0	2	8
事 態 対 処 特	5	0	0	5	0	0	0	1
イ ラ ク 支 援 特	26	0	0	26	0	0	3	9
拉 致 問 題 特	0	0	0	0	0	0	0	22
計	1,065	326	0	739	0	326	157	4,496

(注 1) 「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。

(注 2) 付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会は掲載していない。

2 採択された請願の概要

【第 159 回国会】

◇法務委員会

○法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（27 件）

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の定員を増員されたい。

○裁判所の人的・物的充実にに関する請願（30 件）

- 1 裁判所職員の定員を大幅にふやすこと。
- 2 裁判所施設を充実させるため、裁判所予算を大幅にふやすこと。

◇文部科学委員会

○豊かな私学教育の実現のための私学助成に関する請願（31 件）

- 1 私立高等学校の教育条件の維持向上と学費負担の軽減に資するため、私立高等学校等経常費助成費補助の改善充実の措置を講ずること。
- 2 私立高等学校の教育条件の維持向上を図り、公私間格差の是正のため次の事項の補助を拡充すること。
 - (1) きめ細かな学習指導を可能にする少人数授業編制推進のための補助
 - (2) 専任教諭の配置率向上など標準的な教職員数を確保するための補助
- 3 私立学校の教育施設設備整備のための特別助成措置を講ずること。
- 4 過疎地域の私立高校に対する特別助成の継続と拡充を図ること。
- 5 保護者の家計急変に伴う授業料減免事業臨時特別経費補助を継続すること。
- 6 私立大学の教育研究のより一層の充実と学費負担の軽減に資するため、私学振興助成法の趣旨に基づき、その経常的経費の 2 分の 1 補助達成を目指して、経常的経費補助の拡充を図ること。
- 7 私立幼稚園におけるティーム保育導入をはじめとする、少人数保育の促進のための補助の拡充を図ること。
- 8 私立専修学校教育の振興を図るため、大型教育設備費整備補助等の拡充を図ること。

○豊かな私学教育の実現のための私学助成等に関する請願（5 件）

- 1 私立高等学校の教育条件の維持向上と学費負担の軽減に資するため、私立高等学校等経常費助成費補助の改善充実の措置を講ずること。
- 2 私立高等学校の教育条件の維持向上を図り、公私間格差の是正のための次の事項の補助を拡充すること。
 - (1) きめ細かな学習指導を可能にする少人数授業編制推進のための補助
 - (2) 専任教諭の配置率向上など標準的な教職員数を確保するための補助
- 3 私立学校の教育施設設備整備のための特別助成措置を講ずること。
- 4 過疎地域の私立高校に対する特別助成の継続と拡充を図ること。
- 5 保護者の家計急変に伴う授業料減免事業臨時特別経費補助を継続すること。
- 6 私立大学の教育研究のより一層の充実と学費負担の軽減に資するため、私学振興助成法の趣旨に基づき、その経常的経費の 2 分の 1 補助達成を目指して、経常的経費補助の拡充を図ること。
- 7 私立幼稚園におけるティーム保育導入をはじめとする、少人数保育の促進のための補助の拡充を図ること。
- 8 私立専修学校教育の振興を図るため、情報処理関係設備及び教育装置整備費補助の

拡充を図ること。

○義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（２件）

義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員の給与費の国庫負担制度を維持し、定数改善を図られたい。

○私立学校の保護者負担の軽減、教育条件改善のための私学助成の充実に関する請願（１件）

- 1 公私の学費格差の解消、父母負担の軽減のため、私学助成の充実に努めること。
 - (1) 現行の経常費助成の充実に努めること。
 - (2) 私立中学校・高等学校の設備整備のための助成等に努めること。
 - (3) 私立中学校・高等学校の生徒に対する授業料減免補助事業などの推進を図ること。
- 2 私立中学校・高等学校の特色ある教育を推進するための特別補助の充実に努めること。
- 3 私学関係税制の一層の充実に努めること。

◇厚生労働委員会

○小児医療体制の拡充に関する請願（９件）

- 1 国が責任を持って小児医療体制の整備・拡充を進め、そのための予算を増額すること。
- 2 小児医療を守るため、小児医療の診療収入（診療報酬）の改善をすること。

○有期雇用労働者に育児介護休業法の適用に関する請願（１４件）

有期雇用労働者に育児介護休業法を適用されたい。

○児童養護施設の改善等に関する請願（３件）

- 1 地域小規模児童養護施設の整備及び里親の普及による社会的養護全体の受け皿の拡大
- 2 子供の発達を保障する養育環境の整備
 - (1) 職員配置基準の改善
 - (2) 子供の発達に配慮した居住環境の整備
- 3 家庭・在宅支援対策の推進
- 4 心理療法担当職員の処遇の改善及び配置の推進
- 5 全国の児童養護施設等への児童家庭支援センター整備の推進

○腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（２１５件）

- 1 年齢、障害の種別、程度を問わず、必要なすべての人に介護が保障される制度を確立すること。
- 2 透析患者の重症化、障害の重複化に伴う要介護透析患者の急増に対応する医療・福祉両面における在宅サービス、施設サービスを早急に拡充すること。
- 3 通院の困難な在宅の透析患者のために、ホームヘルパーの増員、移送支援など通院介護保障体制を確立すること。
- 4 糖尿病性腎症の予防対策、腎不全・透析に移行しないための啓発活動を強化すること。
- 5 看護師、ホームヘルパーなどの医療・福祉従事者不足を早急に解消し、大幅な増員

対策を具体的に講じること。

- 6 臓器移植普及促進のため、都道府県所属の移植コーディネーターの増員と身分保障を確立すること。
- 7 大規模な災害発生時の透析治療体制を確立すること。

○雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の整備に関する請願（17件）

- 1 現下の雇用・失業情勢の深刻化に伴う労働行政の需要増大等に対応するため、緊急に職員の増員等による労働行政の体制整備を行うこと。
- 2 勤労国民の雇用の確保・安定と労働条件の維持・向上を図るために、次の観点から、職員の増員等によって労働行政各分野の体制整備を行うこと。
 - (1) 中高年齢労働者・障害者・若年労働者の雇用促進をはじめ、勤労国民の雇用・失業保障の確立と職業能力開発の推進など、行き届いた行政サービス確保のため、それに必要な職業安定行政の体制整備を行うこと。
 - (2) 勤労国民の労働条件、命と健康を守る監督行政、労働安全衛生行政、労災補償行政の充実を図るため、それに必要な労働基準行政の体制整備を行うこと。
 - (3) 雇用・就業における真の男女平等の実現と、少子化対策等を推進するための仕事と家庭の両立支援対策を図るため、雇用均等行政の充実とそれに必要な体制整備を行うこと。
 - (4) 総合的労働相談や情報公開等を推進するとともに、職業安定、労働基準、雇用均等3行政の連携を強化し、分野横断的な行政課題の充実や、地域の実情や情勢の急激な変化に応じた施策を実施するために、都道府県労働局・厚生労働本省の体制整備を行うこと。

◇経済産業委員会

○原子力発電等に関する請願（2件）

原子力発電施設等（核燃料サイクル施設を含む。）の安全対策及び防災対策並びに周辺環境整備に係る予算枠の拡大を図られたい。すなわち、エネルギー資源の乏しい我が国は、エネルギーの安定供給、経済性及び地球環境保全等の面から、今後とも原子力発電に依存せざるを得ない状況にあり、さらに原子力発電施設等の安全対策及び防災対策並びに周辺環境整備の充実強化を図るため、国の関係予算枠を拡大されたい。

◇沖縄及び北方問題に関する特別委員会

○北方領土返還促進に関する請願（1件）

政府がロシアとの交渉に当たり「北方四島が返還され日ロ平和条約を締結する」との我が国の基本を一步も譲ることなく、不退転の決意で粘り強く着実に続けることを切望し、国会においては、「北方四島の返還実現」を目指し、断固たる決意のもとで国政に当たられたい。

【第160回国会】

◇文部科学委員会

○豊かな私学教育の実現のための私学助成に関する請願（1件）

- 1 私立高等学校の教育条件の維持向上と学費負担の軽減に資するため、私立高等学校等経常費助成費補助の改善充実の措置を講ずること。
- 2 私立高等学校の教育条件の維持向上を図り、公私間格差の是正のため次の事項の補助を拡充すること。

- (1) きめ細かな学習指導を可能にする少人数授業編制推進のための補助
- (2) 専任教諭の配置率向上など標準的な教職員数を確保するための補助
- 3 私立学校の教育施設設備整備のための特別助成措置を講ずること。
- 4 過疎地域の私立高校に対する特別助成の継続と拡充を図ること。
- 5 保護者の家計急変に伴う授業料減免事業臨時特別経費補助を継続すること。
- 6 私立大学の教育研究のより一層の充実と学費負担の軽減に資するため、私学振興助成法の趣旨に基づき、その経常的経費の2分の1補助達成を目指して、経常的経費補助の拡充を図ること。
- 7 私立幼稚園におけるティーム保育導入をはじめとする、少人数保育の促進のための補助の拡充を図ること。
- 8 私立専修学校教育の振興を図るため、大型教育設備費整備補助等の拡充を図ること。

◇厚生労働委員会

○腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（2件）

- 1 年齢、障害の種別、程度を問わず、必要なすべての人に介護が保障される制度を確立すること。
- 2 透析患者の重症化、障害の重複化に伴う要介護透析患者の急増に対応する医療・福祉両面における在宅サービス、施設サービスを早急に拡充すること。
- 3 通院の困難な在宅の透析患者のために、ホームヘルパーの増員、移送支援など通院介護保障体制を確立すること。
- 4 糖尿病性腎症の予防対策、腎不全・透析に移行しないための啓発活動を強化すること。
- 5 看護師、ホームヘルパーなどの医療・福祉従事者不足を早急に解消し、大幅な増員対策を具体的に講ずること。
- 6 臓器移植普及促進のため、都道府県所属の移植コーディネーターの増員と身分保障を確立すること。
- 7 大規模な災害発生時の透析治療体制を確立すること。

【第161回国会】

◇文部科学委員会

○義務教育費国庫負担制度堅持、文教予算の充実、人材確保法堅持・教育専門職としての教職員の待遇改善に関する請願（1件）

- 1 義務教育費国庫負担制度をこれまでどおり堅持すること。
- 2 質の高い教育を維持向上するために文教予算の充実を図ること。
- 3 人材確保法を堅持し教育専門職としての教職員の待遇を改善すること。

○豊かな私学教育の実現のための私学助成に関する請願（28件）

- 1 私立高等学校の教育条件の維持向上と学費負担の軽減に資するため、私立高等学校等経常費助成費補助の改善充実の措置を講ずること。
- 2 私立高等学校の教育条件の維持向上を図り、公私間格差是正のため次の事項の補助を拡充すること。
 - (1) きめ細かな学習指導を可能にする少人数授業編制推進のための補助
 - (2) 専任教諭の配置率向上など標準的な教職員数を確保するための補助
- 3 私立学校の教育施設設備整備のための特別助成措置を講ずること。
- 4 過疎地域の私立高校に対する特別助成の継続と拡充を図ること。

- 5 保護者の家計急変に伴う授業料減免事業臨時特別経費補助を継続すること。
- 6 私立大学の教育研究のより一層の充実と学費負担の軽減に資するため、私学振興助成法の趣旨に基づき、その経常的経費の2分の1補助達成を目指して、経常的経費補助の拡充を図ること。
- 7 私立幼稚園におけるティーム保育導入をはじめとする、少人数保育の促進のための補助の拡充を図ること。
- 8 私立専修学校教育の振興を図るため、大型教育設備整備費補助等の拡充を図ること。

○私立学校の保護者負担軽減、教育環境改善のための私学助成充実に関する請願（1件）

- 1 公私の学費格差の解消、父母負担の軽減のため、私学助成の充実に努めること。
 - (1) 現行の経常費助成の充実に努めること。
 - (2) 私立中学校・高等学校の設備整備のための助成等に努めること。
 - (3) 私立中学校・高等学校の生徒に対する授業料減免補助事業などの推進を図ること。
- 2 私立中学校・高等学校の特色ある教育を推進するための特別補助の充実に努めること。
- 3 私学関係税制の一層の充実に努めること。

○豊かな私学教育の実現のための私学助成等に関する請願（8件）

- 1 私立高等学校の教育条件の維持向上と学費負担の軽減に資するため、私立高等学校等経常費助成の改善充実の措置を講ずること。
- 2 私立高等学校の教育条件の維持向上を図り、公私格差是正のため次の事項の補助を拡充すること。
 - (1) きめ細かな学習指導を可能にする少人数授業編制推進のための補助
 - (2) 専任教諭の配置率向上など標準的な教職員数を確保するための補助
- 3 私立高等学校の教育施設設備整備のための特別助成措置を講ずること。
- 4 過疎地域の私立高校に対する特別助成の継続と拡充を図ること。
- 5 保護者の家計急変に伴う授業料減免事業臨時特別経費補助を継続すること。
- 6 私立大学の教育研究のより一層の充実と学費負担の軽減に資するため、私学振興助成法の趣旨に基づき、その経常的経費の2分の1補助達成を目指して、経常的経費補助の拡充を図ること。
- 7 私立幼稚園におけるティーム保育導入をはじめとする、少人数保育の促進のための補助の拡充を図ること。
- 8 私立専修学校教育の振興を図るため、大型教育設備整備費補助等の拡充を図ること。

○義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（1件）

義務教育費国庫負担制度の現行水準を維持されたい。

◇厚生労働委員会

○医療・介護等の制度改革に関する請願（8件）

- 1 年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられる中で、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正後の取り扱いに当たっては、65歳までの雇用（再雇用）の確保について、特段の配慮をすること。
- 2 医療保険制度の改正については、加入者の保険料負担や患者一部負担金等について、高齢者の生活実態に十分配慮すること。
- 3 介護保険制度は、平成17年の制度見直しを控え、在宅サービスの充実等利用者の多様なニーズに適切に対応できるよう努めること。

○不妊治療の保険適用を含む公的補助に関する請願（51件）

不妊治療の保険適用を含む公的補助を措置されたい。

○保育制度の改善と充実に関する請願（1件）

- 1 民間保育所運営費国庫負担制度を維持すること。
- 2 次世代育成支援のための新プランを策定し、予算を確保すること。
- 3 保育所職員の人材確保対策を推進すること。
- 4 保育料基準を改善すること。
- 5 保育所整備を推進すること。

○だれもが安心して受けられるよい医療に関する請願（222件）

だれもが安心してよい医療を平等に受けられる国民皆保険制度を今後とも堅持されたい。

○緊急の保育課題への対応と、認可保育制度の充実に関する請願（1件）

- 1 現行保育制度を堅持し、民間保育所運営費等を一般財源化しないこと。
- 2 子育て家庭の経済的負担を軽減すること。
- 3 待機児童解消のための緊急特別施策を強化すること。
- 4 保育内容の向上と保育所機能の改善・強化を図ること。
- 5 法律で義務化された行動計画策定と新プランを完全実施すること。
- 6 子育て中の働く親の働き方の見直しと労働条件を整備すること。
- 7 過疎地域保育所の振興策を図ること。

◇経済産業委員会

○原子力発電等に関する請願（4件）

原子力発電施設等（核燃料サイクル施設を含む。）の安全対策及び防災対策並びに周辺環境整備に係る予算枠の拡大を図られたい。すなわち、エネルギー資源の乏しい我が国は、エネルギーの安定供給、経済性及び地球環境保全等の面から、今後とも原子力発電に依存せざるを得ない状況にあり、さらに原子力発電施設等の安全対策及び防災対策並びに周辺環境整備の充実強化を図るため、国の関係予算枠を拡大されたい。

第7

予備的調查

第7 予備的調査

1 予備的調査制度の概要

「予備的調査」とは、衆議院の委員会が行う審査又は調査のために、委員会がいわゆる下調

査として衆議院調査局長又は衆議院法制局長に調査を命じて行わせるものである。

2 実施された予備的調査

平成16年に実施された予備的調査の概要は、次のとおりである。

(1) 年金福祉施設の建設と運営に関する予備的調査（海江田万里君外44名提出、平成16年衆予調第1号）

（調査事項）

大規模年金保養基地（グリーンピア）、社会保険センター、社会保険健康センター・社会保険健康づくりセンター（ペアーレ）及び健康福祉センター（サンピア）（以下「各施設」という。）について

- ア 各施設が設立されるまでの経緯（発案、場所の選定、建設費の調達等）
- イ 各施設の建設にかかった費用（土地の取得費、建設費、修繕費等）
- ウ 各施設の収支状況（1年毎、累積）
- エ 各施設を運営している団体の経理状況（財

務諸表、損益計算書等）

- オ 各施設毎の、施設を維持管理するための経費（1年毎、総額）
- カ これまでに各施設が資産を毀損した額
- キ 各施設が建設された当時の年金財政の収支（1年毎）
- ク 各施設に対して厚生保険特別会計、国民年金特別会計から支出された資金
- ケ 各施設に対する役員、職員の厚生労働省（社会保険庁）からの天下りと再就職した人のリスト

(2) 「官製資格ビジネス」に関する予備的調査（鈴木克昌君外40名提出、平成16年衆予調第2号）

（調査事項）

- ア 資格等の名称、根拠等
- イ 役員の報酬額等
- ウ 役員数等

- エ 退職金額等
- オ 国、地方公共団体の補助金等

(3) 独立行政法人の組織等に関する予備的調査（武正公一君外40名提出、平成16年衆予調第3号）

（調査事項）

- ア 各独立行政法人への移行前、発足時、1年目、2年目及び3年目の組織名並びに役職員数等
- イ 各独立行政法人への移行前、発足時、1年目、2年目及び3年目の役員の報酬総額並びに職歴等
- ウ 各府省の独立行政法人評価委員の総数及び職歴

- エ 各独立行政法人への移行前、発足時、1年目、2年目及び3年目の予算額等
- オ 各独立行政法人の発足時、1年目、2年目及び3年目の運営費交付金額等及び監査、出資等の有無

(4) 金融機関等からの借入の連帯保証の実態に関する予備的調査（中津川博郷君外 87 名提出、平成 16 年衆予調第 4 号）

（調査事項）

ア 金融機関等の連帯保証人の保証契約手続の実際について

(ア) 過去 15 年間、旧大蔵省、金融庁、農林水産省、経済産業省、法務省などの監督官庁は、金融機関や金融業者に対し、連帯保証契約についてどのような指導を行ってきたか。

(イ) 過去 15 年間、監督官庁は、金融機関あるいは金融業者に対して、保証契約書の書式が不適切な場合にこれを是正させたことはあるか。ある場合、その具体的内容と時期の一覧。また、過去 15 年間にわたって、金融機関あるいは金融業者が作成している、保証契約の手続についてのマニュアル及び保証契約書書式。

イ 金融機関の連帯保証を巡るトラブルについて

(ア) 貸金請求を巡る訴訟件数（過去 15 年間、業態別、年別に）。

(イ) 上記訴訟のうち、連帯保証人にも裁判を起こしている件数（過去 15 年間、業態別、年別に）。

(ウ) (イ)における訴訟で、連帯保証人の責任が肯定された件数と否定された件数の内訳（過去 15 年間、業態別、年別の件数及び全面敗訴か部分敗訴かの内訳も合わせて）。

(エ) 全回収額に占める、連帯保証人からの回収額の比率（過去 15 年間、業態別、年別に）。

ウ アメリカ、イギリス、フランス等の欧米諸国における連帯保証を巡るトラブル件数。

エ 欧米では、連帯保証についてどのような規制をもうけているか。

オ 商工ローン、消費者金融、さらには銀行等の金融機関による、連帯債務者の押印を根拠に契約の成立を強要する悪徳商法が横行しているといわれるが、監督官庁や国民生活センター等苦情受付機関が受け付けた苦情件数（過去 15 年間、業態別、年別に）。

カ 法務省は、民訴法第 228 条第 4 項の廃止に消極的であると聞くが、法務省はこれを廃止することによって、どのような不都合が生ずると考えているのか。

〔参考〕予備的調査一覧

1 委員会の議決に基づく予備的調査

	件名	委員会	議決日	命令日	報告書提出日
1	事務・事業の評価・監視システム導入に関する予備的調査	決算行政監視	平成 10. 6. 17	6. 17	8. 28
2	国会等の移転の規模及び形態等の見直しに関する予備的調査	国会等移転特	平成 14. 7. 30	7. 30	10. 16

2 40 人以上の議員からの要請に基づく予備的調査

	件名	要請者	提出日	送付日 (送付委員会)	命令日	報告書提出日
1	後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案策定過程に関する予備的調査	山本孝史君 外 62 名	平成 10. 3. 24	3. 25 (厚生)	3. 30	4. 30
2	国鉄長期債務関連法案に関する予備的調査	佐藤敬夫君 外 54 名	平成 10. 4. 13	4. 23 (運輸)	4. 24	5. 22
3	中華人民共和国ベチューン医科大学病院に対する政府開発援助に関する予備的調査	中村鋭一君 外 39 名	平成 10. 6. 18	6. 18 (外務)	8. 7	10. 6

4	公益法人の運営実態に関する予備的調査	仙谷由人君 外 40 名	平成 11. 5. 20	5. 21 (内閣)	5. 21	6. 9
5	特定公益増進法人の認定及び寄附の実態に関する予備的調査	山本孝史君 外 41 名	平成 11. 8. 11	8. 12 (内閣)	8. 13	11. 5
6	公共事業の個別事業内容・実施状況等に関する予備的調査	前原誠司君 外 40 名	平成 11. 12. 9	12. 10 (建設)	12. 15	12. 3. 16
7	銀行、生保など金融機関の行き過ぎた営業活動による個人債務者、契約者の被害に関する予備的調査	小沢辰男君 外 43 名	平成 11. 12. 13	12. 14 (大蔵)	12. 14	12. 3. 16
8	神奈川県警の警察官不祥事発生の対応に関する予備的調査	坂上富男君 外 49 名	平成 11. 12. 14	12. 15 (地方行政)	12. 15	12. 2. 15
9	医原性クロイツフェルト・ヤコブ病に関する予備的調査	中川智子君 外 53 名	平成 12. 2. 28	2. 29 (厚生)	4. 21	解散により消滅 (6. 2)
10	医原性クロイツフェルト・ヤコブ病に関する予備的調査	中川智子君 外 65 名	平成 12. 8. 1	8. 3 (厚生)	8. 4	9. 12
11	新潟県刈羽村生涯学習施設等建設における電源立地促進対策交付金の使途に関する予備的調査	佐藤謙一郎君 外 52 名	平成 12. 11. 29	11. 30 (商工)	12. 1	13. 2. 5 (経済産業)
12	原子力発電所の発電単価の計算根拠に関する予備的調査	鮫島宗明君 外 42 名	平成 14. 2. 13	2. 14 (経済産業)	2. 20	3. 28
13	独立行政法人の組織等に関する予備的調査	野田佳彦君 外 45 名	平成 14. 6. 13	6. 17 (総務)	7. 11	7. 30
14	東海地震の強震動予測に基づく主要施設の耐震安全性に関する予備的調査	細野豪志君 外 44 名	平成 14. 7. 22	7. 23 (災害対策特)	7. 25	10. 17
15	年金福祉施設の建設と運営に関する予備的調査	海江田万里君 外 44 名	平成 16. 3. 1	3. 3 (厚生労働)	3. 11	4. 8
16	「官製資格ビジネス」に関する予備的調査	鈴木克昌君 外 40 名	平成 16. 3. 12	3. 16 (総務)	3. 23	4. 27
17	独立行政法人の組織等に関する予備的調査	武正公一君 外 40 名	平成 16. 6. 10	6. 11 (総務)	6. 16	8. 3
18	金融機関等からの借入の連帯保証の実態に関する予備的調査	中津川博郷君 外 87 名	平成 16. 6. 14	6. 15 (財務金融)	6. 16	10. 13



国会関係資料

1 各会派所属議員数及び役員一覧

(1) 各会派所属議員数及び会派の動き（召集日現在）

会 派 名	所属議員数		
	第 159 回国会	第 160 回国会	第 161 回国会
自由民主党	244	249	249
民主党・無所属クラブ	179	178	178
公明党	34	34	34
日本共産党	9	9	9
社会民主党・市民連合	6	6	6
グループ改革	4	—	—
無所属	4	4	3
欠員	—	—	1
合 計	480	480	480

第 158 回国会 召集日 平成 15. 11. 19		第 159 回国会 召集日 平成 16. 1. 19		第 160 回国会 召集日 平成 16. 7. 30		第 161 回国会 召集日 平成 16. 10. 12	
会派名	議員数	会派名	議員数	会派名	議員数	会派名	議員数
自由民主党	245	自由民主党	244	自由民主党	249	自由民主党	249
民主党・無所属クラブ	180	民主党・無所属クラブ	179	民主党・無所属クラブ	178	民主党・無所属クラブ	178
公明党	34	公明党	34	公明党	34	公明党	34
日本共産党	9	日本共産党	9	日本共産党	9	日本共産党	9
社会民主党・市民連合	6	社会民主党・市民連合	6	社会民主党・市民連合	6	社会民主党・市民連合	6
グループ改革	5	グループ改革	4				
無所属	1	無所属	4	無所属	4	無所属	3
欠員	—	欠員	—	欠員	—	欠員	1
計	480	計	480	計	480	計	480

グループ改革
解散
(平成 16. 6. 4)

(2) 衆議院役員等一覧

【第159回国会】

役 職 名	氏 名 (会派)	備 考	
議 長	河 野 洋 平 君		
副 議 長	中 野 寛 成 君		
常 任 委 員 長	内 閣 委 員 長	山 本 公 一 君 (自民)	
	総 務 委 員 長	佐 田 玄 一 郎 君 (自民)	
	法 務 委 員 長	柳 本 卓 治 君 (自民)	
	外 務 委 員 長	米 澤 隆 君 (民主)	
	財 務 金 融 委 員 長	田 野 瀬 良 太 郎 君 (自民)	
	文 部 科 学 委 員 長	池 坊 保 子 君 (公明)	
	厚 生 労 働 委 員 長	衛 藤 晟 一 君 (自民)	
	農 林 水 産 委 員 長	高 木 義 明 君 (民主)	
	経 済 産 業 委 員 長	根 本 匠 君 (自民)	
	国 土 交 通 委 員 長	赤 羽 一 嘉 君 (公明)	
	環 境 委 員 長	小 沢 鋭 仁 君 (民主)	
	安 全 保 障 委 員 長	小 此 木 八 郎 君 (自民)	
	国 家 基 本 政 策 委 員 長	伊 藤 公 介 君 (自民)	
	予 算 委 員 長	笹 川 堯 君 (自民)	
	決 算 行 政 監 視 委 員 長	石 井 一 君 (民主) 細 川 律 夫 君 (民主)	平成 16. 5. 14 辞任 同 日 就 任
	議 院 運 営 委 員 長	武 部 勤 君 (自民)	
	懲 罰 委 員 長	佐 藤 謙 一 郎 君 (民主)	
特 別 委 員 長	災 害 対 策 特 別 委 員 長	堀 込 征 雄 君 (民主)	平成 16. 1. 19 設 置
	政 治 倫 理 の 確 立 及 び 公 職 選 挙 法 改 正 に 関 する 特 別 委 員 長	増 田 敏 男 君 (自民)	同 上
	沖 縄 及 び 北 方 問 題 に 関 する 特 別 委 員 長	金 田 誠 一 君 (民主)	同 上
	青 少 年 問 題 に 関 する 特 別 委 員 長	武 山 百 合 子 君 (民主)	同 上
	武 力 攻 撃 事 態 等 へ の 対 処 に 関 する 特 別 委 員 長	自 見 庄 三 郎 君 (自民)	同 上
	国 際 テ ロ リ ズ ム の 防 止 及 び 我 が 国 の 協 力 支 援 活 動 並 び に イ ラ ク 人 道 復 興 支 援 活 動 等 に 関 する 特 別 委 員 長	斉 藤 斗 志 二 君 (自民)	同 上
憲 法 調 査 会 会 長	中 山 太 郎 君 (自民)		
政 治 倫 理 審 査 会 会 長	小 里 貞 利 君 (自民)		
事 務 総 長	駒 崎 義 弘 君		

【第160回国会】

役 職 名	氏 名 (会派)	備 考	
議 長	河 野 洋 平 君		
副 議 長	中 野 寛 成 君		
常 任 委 員 長	内 閣 委 員 長	山 本 公 一 君 (自民)	平成16. 9.29 辞任
	総 務 委 員 長	佐 田 玄 一 郎 君 (自民)	
	法 務 委 員 長	柳 本 卓 治 君 (自民)	
	外 務 委 員 長	米 澤 隆 君 (民主)	
	財 務 金 融 委 員 長	田 野 瀬 良 太 郎 君 (自民)	平成16. 9.29 辞任
	文 部 科 学 委 員 長	池 坊 保 子 君 (公明)	
	厚 生 労 働 委 員 長	衛 藤 晟 一 君 (自民)	平成16. 9.29 辞任
	農 林 水 産 委 員 長	高 木 義 明 君 (民主)	
	経 済 産 業 委 員 長	根 本 匠 君 (自民)	
	国 土 交 通 委 員 長	赤 羽 一 嘉 君 (公明)	
	環 境 委 員 長	小 沢 鋭 仁 君 (民主)	
	安 全 保 障 委 員 長	小 此 木 八 郎 君 (自民)	平成16. 9.29 辞任
	国 家 基 本 政 策 委 員 長	伊 藤 公 介 君 (自民)	
	予 算 委 員 長	笹 川 堯 君 (自民)	
	決 算 行 政 監 視 委 員 長	細 川 律 夫 君 (民主)	
	議 院 運 営 委 員 長	武 部 勤 君 (自民)	平成16. 9.27 辞任
	懲 罰 委 員 長	佐 藤 謙 一 郎 君 (民主)	
特 別 委 員 長	災 害 対 策 特 別 委 員 長	堀 込 征 雄 君 (民主)	平成16. 7.30 設置
	政 治 倫 理 の 確 立 及 び 公 職 選 挙 法 改 正 に 関 する 特 別 委 員 長	増 田 敏 男 君 (自民)	同 上
	沖 縄 及 び 北 方 問 題 に 関 する 特 別 委 員 長	金 田 誠 一 君 (民主)	同 上
	青 少 年 問 題 に 関 する 特 別 委 員 長	武 山 百 合 子 君 (民主)	同 上
	武 力 攻 撃 事 態 等 へ の 対 処 に 関 する 特 別 委 員 長	自 見 庄 三 郎 君 (自民)	同 上
	国 際 テ ロ リ ズ ム の 防 止 及 び 我 が 国 の 協 力 支 援 活 動 並 び に イ ラ ク 人 道 復 興 支 援 活 動 等 に 関 する 特 別 委 員 長	斉 藤 斗 志 二 君 (自民)	同 上
憲 法 調 査 会 会 長	中 山 太 郎 君 (自民)		
政 治 倫 理 審 査 会 会 長	小 里 貞 利 君 (自民)		
事 務 総 長	駒 崎 義 弘 君		

【第161回国会】

役 職 名	氏 名 (会派)	備 考	
議 長	河 野 洋 平 君		
副 議 長	中 野 寛 成 君		
常 任 委 員 長	内 閣 委 員 長	松 下 忠 洋 君 (自民)	
	総 務 委 員 長	実 川 幸 夫 君 (自民)	
	法 務 委 員 長	塩 崎 恭 久 君 (自民)	
	外 務 委 員 長	赤 松 広 隆 君 (民主)	
	財 務 金 融 委 員 長	金 田 英 行 君 (自民)	
	文 部 科 学 委 員 長	斉 藤 鉄 夫 君 (公明)	
	厚 生 労 働 委 員 長	鴨 下 一 郎 君 (自民)	
	農 林 水 産 委 員 長	山 岡 賢 次 君 (民主)	
	経 済 産 業 委 員 長	河 上 覃 雄 君 (公明)	
	国 土 交 通 委 員 長	橋 康 太 郎 君 (自民)	
	環 境 委 員 長	小 沢 鋭 仁 君 (民主)	
	安 全 保 障 委 員 長	小 林 興 起 君 (自民)	
	国 家 基 本 政 策 委 員 長	丹 羽 雄 哉 君 (自民)	
	予 算 委 員 長	甘 利 明 君 (自民)	
	決 算 行 政 監 視 委 員 長	細 川 律 夫 君 (民主)	
	議 院 運 営 委 員 長	川 崎 二 郎 君 (自民)	
	懲 罰 委 員 長	伊 藤 忠 治 君 (民主)	
特 別 委 員 長	災 害 対 策 特 別 委 員 長	西 村 真 悟 君 (民主)	平成 16. 10. 12 設置
	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	遠 藤 武 彦 君 (自民)	同 上
	沖縄及び北方問題に関する特別委員長	荒 井 聰 君 (民主)	同 上
	青少年問題に関する特別委員長	藤 村 修 君 (民主)	同 上
	武力攻撃事態等への対処に関する特別委員長	玉 沢 徳 一 郎 君 (自民)	同 上
	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長	船 田 元 君 (自民)	同 上
	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	赤 城 徳 彦 君 (自民)	平成 16. 11. 30 設置
憲 法 調 査 会 会 長	中 山 太 郎 君 (自民)		
政 治 倫 理 審 査 会 会 長	小 里 貞 利 君 (自民)		
事 務 総 長	駒 崎 義 弘 君		

2 内閣閣僚一覧

第2次小泉内閣 (平成15.11.19～平成16.9.27)		備考
内閣総理大臣	小泉純一郎君(自民)	
総務大臣	麻生太郎君(自民)	
法務大臣	野沢太三君	
外務大臣	川口順子君	
財務大臣	谷垣禎一君(自民)	
文部科学大臣	河村建夫君(自民)	
厚生労働大臣	坂口力君(公明)	
農林水産大臣	亀井善之君(自民)	
経済産業大臣	中川昭一君(自民)	
国土交通大臣	石原伸晃君(自民)	
環境大臣	小池百合子君(自民)	
内閣官房長官	福田康夫君(自民) 細田博之君(自民)	平成16.5.7辞任 同日就任
国家公安委員会委員長	小野清子君(自民)	
防衛庁長官	石破茂君(自民)	
沖縄及び北方対策担当大臣	茂木敏充君(自民)	
金融担当大臣	竹中平蔵君(自民)	
経済財政政策担当大臣	竹中平蔵君(自民)	
規制改革担当大臣	金子一義君(自民)	
産業再生機構担当大臣	金子一義君(自民)	
個人情報保護担当大臣	茂木敏充君(自民)	
科学技術政策担当大臣	茂木敏充君(自民)	
防災担当大臣	井上喜一君(自民)	
男女共同参画担当大臣	福田康夫君(自民) 細田博之君(自民)	平成16.5.7辞任 同日就任
青少年育成及び少子化対策担当大臣	小野清子君(自民)	
食品安全担当大臣	小野清子君(自民)	
国立国会図書館連絡調整委員会委員	河村建夫君(自民)	

※ 平成16年9月27日現在

第2次小泉改造内閣 (平成16.9.27～)		備考
内閣総理大臣	小泉純一郎君(自民)	
総務大臣	麻生太郎君(自民)	
法務大臣	南野千恵子君(自民)	
外務大臣	町村信孝君(自民)	
財務大臣	谷垣禎一君(自民)	
文部科学大臣	中山成彬君(自民)	
厚生労働大臣	尾辻秀久君(自民)	
農林水産大臣	島村宜伸君(自民)	
経済産業大臣	中川昭一君(自民)	
国土交通大臣	北側一雄君(公明)	
環境大臣	小池百合子君(自民)	
内閣官房長官	細田博之君(自民)	
国家公安委員会委員長	村田吉隆君(自民)	
防衛庁長官	大野功統君(自民)	
沖縄及び北方対策担当大臣	小池百合子君(自民)	
金融担当大臣	伊藤達也君(自民)	
経済財政政策担当大臣	竹中平蔵君(自民)	
規制改革担当大臣	村上誠一郎君(自民)	
産業再生機構担当大臣	村上誠一郎君(自民)	
科学技術政策担当大臣	棚橋泰文君(自民)	
防災担当大臣	村田吉隆君(自民)	
男女共同参画担当大臣	細田博之君(自民)	
青少年育成及び少子化対策担当大臣	南野千恵子君(自民)	
食品安全担当大臣	棚橋泰文君(自民)	
国立国会図書館連絡調整委員会委員	中山成彬君(自民)	

※ 平成16年12月10日現在

3 議案経過一覧

【第159回国会】

衆議院における議案件数は、予算6件（両院通過6件）、条約21件（両院通過21件）、内閣提出法律案127件（成立120件、衆議院継続7件）、衆議院議員提出法律案59件（成立14件、衆議院継続21件、衆議院未了10件、衆議院否決8件、撤回6件）、参議院議員提出法律案24件（成立1件、参議院未了22件、撤回1件）、承諾9件（両院通過3件、衆議院継続6件）、承認2件（両院通過2件）、決算等5件（委員長報告のとおり議決したものの3件、衆議院未了2件）、決議案2件（否決2件）であった。

	提出 件数	両院 通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
予算	6	6							
条約	21	21							
閣法	127	120	7						
衆法	59	14	21			8	6	10	
参法	24	1					1		22
承諾	9	3	6						
承認	2	2							
決算等	4 継続 1	(本院議) 3						1 継続 1	
決議案	2					2			
計	255	167 (本院議) 3	34			10	7	12	22

【第160回国会】

衆議院における議案件数は、内閣提出法律案7件（衆議院継続7件）、衆議院議員提出法律案25件（衆議院継続21件、衆議院否決4件）、参議院議員提出法律案4件（参議院未了4件）、承諾6件（衆議院継続6件）、決算等2件（衆議院未了2件）、決議案1件（否決1件）であった。

	提出 件数	両院 通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
閣法	継続 7		継続 7						
衆法	4 継続 21		継続 21			4			
参法	4								4
承諾	継続 6		継続 6						
決算等	継続 2							継続 2	
決議案	1					1			
計	45		34			5		2	4

【第 161 回国会】

衆議院における議案件数は、条約 1 件（両院通過 1 件）、内閣提出法律案 27 件（成立 24 件、衆議院継続 2 件、衆議院未了 1 件）、衆議院議員提出法律案 40 件（成立 8 件、衆議院継続 22 件、衆議院未了 6 件、撤回 4 件）、参議院議員提出法律案 2 件（参議院未了 2 件）、承諾 6 件（衆議院継続 6 件）、決算等 5 件（衆議院継続 3 件、衆議院未了 2 件）、決議案 1 件（可決 1 件）であった。

	提出 件数	両院 通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
条約	1	1							
閣法	20 継続 7	19 継続 5	1 継続 1					継続 1	
衆法	19 継続 21	7 継続 1	6 継続 16				1 継続 3	5 継続 1	
参法	2								2
承諾	継続 6		継続 6						
決算等	3 継続 2		3					継続 2	
決議案	1				1				
計	82	33	33		1		4	9	2

4 委員会に付託されるに至らなかった議案一覧

※ 本議案一覧は、衆議院又は参議院に提出された議案のうち、各会期中、本院の委員会に付託されるに至らなかった議案の一覧である。

【第159回国会】

衆 法

提出日	議案名	備考
平成16. 3. 9	コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案(甘利明君外5名提出、衆法第7号)	衆議院撤回
平成16. 3. 12	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(八代英太君外2名提出、衆法第12号)	衆議院撤回
平成16. 3. 12	消費者保護基本法の一部を改正する法律案(岸田文雄君外3名提出、衆法第13号)	衆議院撤回
平成16. 3. 31	特定船舶等の入港の禁止に関する特別措置法案(中川正春君外5名提出、衆法第20号)	衆議院撤回
平成16. 4. 6	特定船舶の入港の禁止に関する法律案(水野賢一君外5名提出、衆法第26号)	衆議院撤回
平成16. 4. 9	消費者保護基本法の一部を改正する法律案(原口一博君外1名提出、衆法第30号)	衆議院撤回

参 法

提出日	議案名	備考
平成16. 1. 23	政治資金規正法の一部を改正する法律案(池田幹幸君外6名提出、参法第1号)(予備審査)	参議院未了
平成16. 1. 23	政党助成法を廃止する法律案(池田幹幸君外6名提出、参法第2号)(予備審査)	参議院未了
平成16. 1. 23	国の行政機関等の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案(宮本岳志君外6名提出、参法第3号)(予備審査)	参議院未了
平成16. 1. 23	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権等の付与に関する法律案(池田幹幸君外7名提出、参法第4号)(予備審査)	参議院未了
平成16. 1. 23	地域金融の活性化に関する法律案(池田幹幸君外6名提出、参法第5号)(予備審査)	参議院未了
平成16. 1. 23	中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(池田幹幸君外6名提出、参法第6号)(予備審査)	参議院未了
平成16. 2. 10	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(吉川春子君外8名提出、参法第7号)(予備審査)	参議院未了
平成16. 3. 8	国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案(櫻井充君外8名提出、参法第8号)(予備審査)	参議院未了

平成 16. 3. 15	食育基本法案（福島啓史郎君外 4 名提出、参法第 9 号）（予備審査）	参議院 撤回
平成 16. 3. 17	外来生物種規制法案（小川勝也君外 3 名提出、参法第 10 号）（予備審査）	参議院 未了
平成 16. 3. 23	乳幼児医療費の支給に関する法律案（井上美代君外 1 名提出、参法第 11 号）（予備審査）	参議院 未了
平成 16. 3. 24	青少年健全育成基本法案（中曽根弘文君外 3 名提出、参法第 12 号）（予備審査）	参議院 未了
平成 16. 4. 2	難民等の保護に関する法律案（江田五月君外 3 名提出、参法第 14 号）（予備審査）	参議院 未了
平成 16. 4. 12	身体障害者福祉法の一部を改正する法律案（櫻井充君外 4 名提出、参法第 15 号）（予備審査）	参議院 未了
平成 16. 5. 14	民法の一部を改正する法律案（千葉景子君外 9 名提出、参法第 16 号）（予備審査）	参議院 未了
平成 16. 5. 27	国会議員未納付国民年金保険料に係る公表及び特例保険料の納付に関する法律案（西岡武夫君外 4 名提出、参法第 17 号）（予備審査）	参議院 未了
平成 16. 6. 2	地域金融の円滑化に関する法律案（櫻井充君外 4 名提出、参法第 18 号）（予備審査）	参議院 未了
平成 16. 6. 2	高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案（山本孝史君外 4 名提出、参法第 19 号）（予備審査）	参議院 未了
平成 16. 6. 3	長時間にわたる時間外労働等から労働者を保護するための労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（小池晃君外 7 名提出、参法第 20 号）（予備審査）	参議院 未了
平成 16. 6. 3	解雇等の規制に関する法律案（小池晃君外 7 名提出、参法第 21 号）（予備審査）	参議院 未了
平成 16. 6. 3	解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（小池晃君外 7 名提出、参法第 22 号）（予備審査）	参議院 未了
平成 16. 6. 9	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（岡崎トミ子君外 12 名提出、参法第 23 号）（予備審査）	参議院 未了
平成 16. 6. 10	干潟海域の保全等に関する法律案（岩佐恵美君外 2 名提出、参法第 24 号）（予備審査）	参議院 未了

決算等

提出日	議案名	備考
平成 16. 2. 10	日本放送協会平成 14 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	未了

【第 160 回国会】

参 法

提 出 日	議 案 名	備 考
平成 16. 7. 30	国民年金法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案 (山本孝史君外 2 名提出、参法第 1 号) (予備審査)	参議院 未了
平成 16. 7. 30	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律を廃止する等 の法律案 (山本孝史君外 2 名提出、参法第 2 号) (予備審査)	参議院 未了
平成 16. 7. 30	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律を廃止する 等の法律案 (山本孝史君外 2 名提出、参法第 3 号) (予備審 査)	参議院 未了
平成 16. 7. 30	私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律を廃止する等 の法律案 (山本孝史君外 2 名提出、参法第 4 号) (予備審査)	参議院 未了

【第 161 回国会】

参 法

提 出 日	議 案 名	備 考
平成 16. 11. 12	平成 16 年に被災した自動車に係る自動車重量税の還付の 特例に関する法律案 (津田弥太郎君外 17 名提出、参法第 1 号) (予備審査)	参議院 未了
平成 16. 12. 1	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案 (岡 崎トミ子君外 8 名提出、参法第 2 号) (予備審査)	参議院 未了

5 質問主意書一覧

【第 159 回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、201 件である。

番号	件名
1	「秘 無期限」と記された「日米地位協定の考え方」と題する政府文書の存在と公開に関する質問主意書
2	諫早湾干拓事業の中・長期開門調査と調整池の水質悪化に関する質問主意書
3	イラク国において銃撃され死亡した 2 名の外交官に関する質問主意書
4	米軍基地に係る沖縄の負担軽減に関する質問主意書
5	連鎖販売取引の規制強化に関する質問主意書
6	インフルエンザの予防接種に関する質問主意書
7	消費税の総額表示方式の義務化に関する質問主意書
8	イラクへの自衛隊派遣に関する質問主意書
9	交戦権と CPA（イラク暫定統治機構）への資金供与との関係等に関する質問主意書
10	P F I の推進に関する質問主意書
11	ブロードバンド通信の普及に伴うインフラ整備に関する質問主意書
12	在沖米海兵隊とアメリカの海外基地見直しに関する質問主意書
13	I T E R（国際熱核融合実験炉）の六ヶ所村誘致に関する質問主意書
14	固定電話の施設設置負担金に関する質問主意書
15	商工ローン問題に関する質問主意書
16	新生銀行上場申請に関する質問主意書
17	復帰後沖縄県で発生した公訴時効完成に係る事件に関する質問主意書
18	奥、井ノ上 2 名の外交官銃撃事件の真相解明に関する質問主意書
19	国立大学法人の運営費交付金算定ルールに関する質問主意書
20	内閣総理大臣補佐官の適性に関する質問主意書
21	金融庁監督当局の金融検査（過剰融資）に関する質問主意書
22	金融庁監督当局の金融検査（貸し渋り、貸しはがし）に関する質問主意書
23	ブロードバンド環境下におけるコンテンツ流通の促進に資する著作権制度等のあり方に関する質問主意書
24	日米地位協定第 17 条 5 項 C の「拘禁」に関する質問主意書
25	イラク自衛隊派遣の財政的根拠に関する質問主意書
26	賃金支払体系の多様化に応じた規制緩和の必要性に関する質問主意書
27	所得税法等の一部を改正する法律案に関する質問主意書
28	金融機関が連帯保証人に対し債権取り立てを行う際生じる問題に関する質問主意書
29	公的年金業務の安全性と効率性、及び運営に関する質問主意書
30	奈良県大滝ダムの「基本計画変更」に関する質問主意書
31	航空自衛隊恩納分屯基地に保管されている PCB 汚泥の処理に関する質問主意書
32	年金掛け金の流用に関する質問主意書
33	今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける「商業用レコード」の定義と法律の適用範囲に関する質問主意書

34	郵便貯金及び簡易保険の民営化検討に関する質問主意書
35	個人情報を持ち出しへの取り締まりに関する質問主意書
36	労災病院の再編、特に九州、門司、筑豊、大牟田労災病院の再編に関する質問主意書
37	公団住宅の家賃に関する質問主意書
38	公共交通機関の中吊り広告の規制に関する質問主意書
39	年金掛け金の流用に関する再質問主意書
40	有事法制関係法案等に関する質問主意書
41	過去10年の検事・判事の退官後、顧問職等の民間関係先の開示に関する質問主意書
42	高速道路の料金所に関する質問主意書
43	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案等に関する質問主意書
44	政府提出商品取引所法の一部を改正する法律案に関する質問主意書
45	年金掛け金の給付外使用等に関する質問主意書
46	イラク復興支援予算の配分に関する質問主意書
47	首都高速中央環状新宿線における排気塔・換気所建設計画に関する質問主意書
48	予定価格と落札価格が同一の入札に関する質問主意書
49	普天間飛行場代替施設としての軍民共用空港の事業主体に関する質問主意書
50	国際刑事裁判所と北朝鮮による日本人拉致事件に関する質問主意書
51	固定電話の施設設置負担金に関する再質問主意書
52	低髄液圧症候群の治療推進に関する質問主意書
53	第159国会に政府が提出した国民年金法等の一部を改正する法律案に関する質問主意書
54	社会保険庁のコンピュータシステムに関する質問主意書
55	ハローワークのコンピュータシステムに関する質問主意書
56	労働基準監督署のコンピュータシステムに関する質問主意書
57	国民年金の健全な運営に関する質問主意書
58	年金積立金の運用に関する質問主意書
59	自衛隊のイラク派遣に関する質問主意書
60	航空自衛隊恩納分屯基地に保管されているPCB汚泥の処理に関する再質問主意書
61	船腹調整諸業務完了証明書と海砂積載基準等に関する質問主意書
62	財団法人 社会保険健康事業財団の業務に関する質問主意書
63	公的年金業務の効率的執行に関する質問主意書
64	障害者雇用と公務員の健康に関する質問主意書
65	年金の健全な運用に関する質問主意書
66	社会保険庁用車の処分に関する質問主意書
67	年金の福祉施設をはじめとする年金資金運用等に関する質問主意書
68	省庁および特殊法人与民間事業者との適正な関係に関する質問主意書
69	「行政事件訴訟法の一部を改正する法律案」に関する質問主意書
70	イラク復興支援において供与される警察車両に関する質問主意書
71	国民年金の広報に関する質問主意書
72	政府広報に関する質問主意書

73	社会保険庁の契約相手先企業に関する質問主意書
74	揮発性有機化合物の排出規制に関する質問主意書
75	公務員制度改革に関する質問主意書
76	年金積立金の運用に関する再質問主意書
77	MMRワクチンに関する質問主意書
78	無認可共済への規制に関する質問主意書
79	内閣総理大臣・小泉純一郎君の公的年金の加入実績等に関する質問主意書
80	小泉内閣の閣僚等に係る公的年金の加入実績等に関する質問主意書
81	有事関連法案・条約等に関する質問主意書
82	都市鉄道の経営等に関する質問主意書
83	年金の広報等に関する質問主意書
84	厚生労働省等における監修料還流の実状に関する質問主意書
85	特定非営利活動法人に関する質問主意書
86	国民年金の収納対策に関する質問主意書
87	文化審議会著作権分科会のあり方に関する質問主意書
88	今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける実務の取り扱いに関する質問主意書
89	知的財産戦略本部構成員及び内閣官房知的財産戦略推進事務局員の人事と構成に関する質問主意書
90	青森県六ヶ所再処理工場の劣化ウラン試験運転に関する質問主意書
91	公的年金の支給業務に関する質問主意書
92	日米地位協定に基づく嘉手納爆音訴訟の損害賠償金の分担に関する質問主意書
93	夜間定時制高校の統廃合に関する質問主意書
94	いわゆるYナンバー車両の違法登録に関する質問主意書
95	緊急間伐五カ年対策に関する質問主意書
96	今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止後の法律の運用に関する質問主意書
97	今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける暫定措置廃止に係る検討経緯等に関する質問主意書
98	教育基本法第8条第2項に規定する「政治的活動」の範囲に関する質問主意書
99	裁判員制度に関する質問主意書
100	著作権法の一部改正案に係る還流防止措置に関する質問主意書
101	日米地位協定に基づく嘉手納爆音訴訟の損害賠償金の分担に関する再質問主意書
102	国民健康保険組合における組合員資格に関する質問主意書
103	高齢基礎年金の受給資格に関する質問主意書
104	検視、検案、司法解剖等に関する質問主意書
105	旧国鉄臨時職員の退職手当の取扱に関する質問主意書
106	いわゆる「選挙当選請負人」と公職選挙法との関係に関する質問主意書
107	国民年金に関する質問主意書
108	車庫証明の証明期間短縮等に関する質問主意書
109	著作権法の一部改正案に関する質問主意書

110	著作権法の一部改正案に係る還流防止措置に関する再質問主意書
111	新生銀行と㈱イ・アイ・イーインターナショナル破産管財人及びE I E I 関係者との和解金合意に伴う預金保険機構の補償に関する質問主意書
112	政府が保有する個人情報管理の管理体制に関する質問主意書
113	年金等に関する質問主意書
114	政府の憲法解釈変更に関する質問主意書
115	日朝首脳会談における、25万トンの食糧支援に関する質問主意書
116	マレーシア「パハン・セラングール導水事業」に関する質問主意書
117	天下りあっ旋に関する質問主意書
118	警察の文書廃棄等に関する質問主意書
119	銀行の繰り延べ税金資産の自己資本算入に関する質問主意書
120	個人データ流出に関する質問主意書
121	ペーパー車検に関する質問主意書
122	車両火災に関する質問主意書
123	特別会計の事務費・人件費等の財源に関する質問主意書
124	化学物質過敏症等に関する質問主意書
125	法人税法における公示制度に関する質問主意書
126	勤務実態のない社員の厚生年金加入等に関する質問主意書
127	高齢基礎年金の受給資格に関する再質問主意書
128	小泉純一郎首相の厚生年金加入に関する質問主意書
129	国土交通省中部地方整備局管内の一級河川における河川法第16条及び第16条の2に係る河川整備基本方針・河川整備計画策定状況と流域委員会等の設置に関する質問主意書
130	イラク人道復興支援特別措置法における「戦闘行為」に関する質問主意書
131	市町村の国民年金に係る法定受託事務に関する質問主意書
132	社会保険庁とその職員との健全な関係に関する質問主意書
133	社会保険庁の国際業務に関する質問主意書
134	厚生年金の空洞化に関する質問主意書
135	世界自然遺産屋久島の自然環境保護に関する質問主意書
136	イラクにおける陸上自衛隊第一次支援群の人道復興支援活動の内容及びその実績に関する質問主意書
137	フィリピンのミンダナオ石炭火力発電事業と『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン』の適用に関する質問主意書
138	歯科医師の診療報酬に関する質問主意書
139	欠陥自動車等に関する質問主意書
140	国が契約後に追加料金を支払った案件に関する質問主意書
141	分割発注等に関する質問主意書
142	回転扉等による事故に関する質問主意書
143	年金等に関する再質問主意書
144	航空業務に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の運用に関する質問主意書

145	イラクにおいて拘束された邦人3名の解放から現在に至るまでの政府の対応に関する質問主意書
146	イラクにおいて拘束された邦人3名に対する政府の対応に関する質問主意書
147	キャンプ・ハンセン基地内におけるヘリコプター着陸帯の建設に関する質問主意書
148	嘉手納飛行場周辺移転措置事業に関する質問主意書
149	年金掛け金を支払っても年金が支給されない事案に関する質問主意書
150	光学的記録媒体の耐用性に関する質問主意書
151	インターネットを利用した政権公約（マニフェスト）の報道に関する質問主意書
152	高齢基礎年金の受給資格に関する第3回質問主意書
153	小泉純一郎首相の厚生年金加入に関する再質問主意書
154	選択的夫婦別姓など民法改正に関する質問主意書
155	国の審議会等における女性委員に関する質問主意書
156	異常死の警察への届け出に関する質問主意書
157	我が国の多国籍軍への参加についての政府見解に関する質問主意書
158	車庫証明の証明期間短縮等に関する再質問主意書
159	核燃料サイクル問題に関する質問主意書
160	保育所待機児童解消、学童保育の充実に関する質問主意書
161	土地改良事業の実態に関する質問主意書
162	犯罪や危難等に遭遇した日本国民に対する保護や援助にかかる費用の求償に関する質問主意書
163	公的年金制度の一元化等に関する質問主意書
164	年金の政府答弁に関する質問主意書
165	転倒事故に関する質問主意書
166	監修料等に関する質問主意書
167	随意契約に関する質問主意書
168	機密費等に関する質問主意書
169	年金掛け金の福祉施設への直接投入に関する質問主意書
170	イラクにおける多国籍軍への参加に関する質問主意書
171	首都高速中央環状品川線の排気塔・換気所建設計画に関する質問主意書
172	公務員の給与に関する質問主意書
173	国のテナントの公募に関する質問主意書
174	ムダな政府広報誌に関する質問主意書
175	リコール隠しに関する質問主意書
176	医療事故の報告義務化に関する質問主意書
177	公共事業の資材一括購入制度に関する質問主意書
178	国の経費削減に関する質問主意書
179	公営住宅・官舎に関する質問主意書
180	国の借金の府省庁別内訳等に関する質問主意書
181	ガン検診の発見率に関する質問主意書
182	公務員の残業等に関する質問主意書
183	政府系金融機関の融資先への天下りに関する質問主意書

184	自衛隊の多国籍軍参加に関する質問主意書
185	天下り半減の政府公約に関する質問主意書
186	止まらない年金流用に関する質問主意書
187	予算書類の電子データ提供に関する質問主意書
188	プルトニウム利用政策に関する質問主意書
189	日朝首脳会談に関する質問主意書
190	「緊急地域雇用創出特別交付金」に関する質問主意書
191	高速道路料金水準の見直し等に関する質問主意書
192	国の審議会及び独立行政法人の情報公開に関する質問主意書
193	著作権法改正における関係者間協議に関する質問主意書
194	MMRワクチン被害に関する質問主意書
195	来日外国人による犯罪の増加と入国管理局の職員数に関する質問主意書
196	未成年者の喫煙と禁煙補助剤およびガムタバコに関する質問主意書
197	瀬戸市紺屋田町・東印所町の珪砂採掘計画に関する質問主意書
198	2005年日本国際博覧会会場間観客輸送ゴンドラ計画に関する質問主意書
199	コンビニエンスストアをめぐる犯罪防止の観点からの「民規制」の緩和、及び「社会的規制」の導入に関する質問主意書
200	日本原燃株式会社による六ヶ所「再処理施設化学試験報告書（その1）」に関する質問主意書
201	年金制度の根幹と信頼に関する質問主意書

【第 160 回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、70 件である。

番号	件 名
1	社会保険庁の物品購入に関する質問主意書
2	国民年金の収納対策に関する質問主意書
3	市町村の国民年金にかかわる法定受託業務（年金受託業務）のための「照会用パソコン」に関する質問主意書
4	公立保育所運営費一般財源化の影響に関する質問主意書
5	雇用保険制度に関する質問主意書
6	高速道路料金制度に関する質問主意書
7	道路関係 4 公団民営化に関する質問主意書
8	独占禁止法第 21 条の解釈に関する質問主意書
9	コンテンツ海外流通促進機構が制定する「日本産」マークに関する質問主意書
10	知的財産制度における「法と経済学」的観点の重要性に関する質問主意書
11	いわゆる「コピーコントロール CD」に関する質問主意書
12	米国で発売された「日本輸出不可」商業用レコードに関する質問主意書
13	UFJ グループ金融支援先企業による竹中平蔵金融・経済財政政策担当大臣に対する選挙応援に関する質問主意書
14	UFJ グループによる検査忌避に関する質問主意書
15	公的年金制度等に関する質問主意書
16	国の財政に関する質問主意書
17	消費税の総額表示方式の義務化に関する質問主意書
18	イラク問題に関する質問主意書
19	北朝鮮問題に関する質問主意書
20	E T C（ノンストップ自動料金収受システム）の利用にかかる個人情報に関する質問主意書
21	公益通報者保護法に関する質問主意書
22	個人情報保護法に関する質問主意書
23	我が国の防衛に係る情勢認識と、そのあり方に関する質問主意書
24	政府の労働市場政策に関する質問主意書
25	社会保険庁等に関する質問主意書
26	平成 16 年国民年金法等の一部を改正する法律をはじめとする社会保障制度等に関する質問主意書
27	国会議員よりも高額給与をもらう国家公務員等に関する質問主意書
28	政府のリストラに関する質問主意書
29	国の個人データ流出に関する質問主意書
30	年金以外の社会保険料の保険給付以外の使用状況に関する質問主意書
31	激甚災害の指定に至るまでの期間の短縮に関する質問主意書
32	厚生労働省職員が受領した「監修料」に関する質問主意書
33	年金保険料の還付に関する質問主意書
34	神奈川県内における米軍基地返還に関する質問主意書

35	高速道路料金の引き下げに関する質問主意書
36	入国管理局による不法滞在者対策と在留資格認定に関する質問主意書
37	曾我ひとみさんの夫ジェンキンス氏の身柄に関する質問主意書
38	国会議員への資料提供に関する質問主意書
39	医療的生活援助行為に関する質問主意書
40	イラクにおける「統合された司令部」と派遣自衛隊との関係に関する質問主意書
41	高速横浜環状道路南線に関する質問主意書
42	厚生労働省年金局の名によるパンフレット『「持続可能」で「安心」の年金制度とするために～平成16年 年金制度改正案のポイント～』に関する質問主意書
43	使用済み核燃料の直接処分コスト試算が隠されていた問題に関する質問主意書
44	高速道路のETC機器の現状に関する質問主意書
45	法務省によるプロバイダー等への情報削除要請に関する質問主意書
46	MMRワクチンと国の対応に関する質問主意書
47	災害弱者対策に関する質問主意書
48	瀬戸市紺屋田町・東印所町の珪砂採掘計画に関する質問主意書
49	桜木町駅前会員制競輪場外車券発売施設の設置計画に関する質問主意書
50	徳山ダムおよび木曾川水系水資源開発基本計画に関する質問主意書
51	警察官の職場環境整備の実態に関する質問主意書
52	「米軍家族住宅」に関する質問主意書
53	国の審議会及び独立行政法人の情報公開に関する質問主意書
54	独立行政法人緑資源機構環境保全調査検討委員会の運営に関する質問主意書
55	基地従業員の労務管理に関する質問主意書
56	医師の資質及び養成等に関する質問主意書
57	徳島県における自衛官死亡捜査に関する質問主意書
58	「三菱トラック問題」についての国の監督責任に関する質問主意書
59	小児救急医療に関する質問主意書
60	国家公務員の有給休暇に関する質問主意書
61	わが国の財政改善に関する質問主意書
62	わが国における自殺者の増加に関する質問主意書
63	人口減少時代の到来に関する質問主意書
64	スリランカの南部ハイウェイ建設事業に関する質問主意書
65	わが国のがん治療に関する質問主意書
66	憲法改正手続に関する質問主意書
67	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する質問主意書
68	UFJ銀行の不正融資に関する質問主意書
69	プルトニウム利用政策に関する質問主意書
70	ドミニカ移住者問題に関する質問主意書

【第 161 回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、85 件である。

番号	件 名
1	米軍の再編（トランスフォーメーション）と日米安保の事前協議に関する質問主意書
2	社会保険庁改革に関する質問主意書
3	社会保険庁と国費評議会との間で交わされた覚書等に関する質問主意書
4	政府刊行物に関する質問主意書
5	年金保険料を財源として建設された宿舍に関する質問主意書
6	障害者支援費制度に関する質問主意書
7	政府の「質問主意書」に対する考え方に関する質問主意書
8	選挙運動用ポスターに関する質問主意書
9	義務教育費国庫負担制度見直しに関する質問主意書
10	学校図書整備費一般財源化の影響に関する質問主意書
11	国家公務員の監修業務等に関する質問主意書
12	特別国民年金推進員等に関する質問主意書
13	障害者雇用促進に関する質問主意書
14	郵政民営化の基本方針に関する質問主意書
15	農地法における農地の定義に関する質問主意書
16	原子力発電所で使用されているコンクリートのアルカリ骨材反応に関する質問主意書
17	米軍基地に出入りするいわゆる「ベースタクシー」に関する質問主意書
18	米軍航空機事故における現場管理及び緊急措置等に関する質問主意書
19	介護保険制度の見直し（訪問介護員廃止）に関する質問主意書
20	エイズ検査への保険適用に関する質問主意書
21	ダイエーの産業再生機構に対する支援要請問題に関する質問主意書
22	立法行為に関する質問主意書
23	医療的生活援助行為に関する質問主意書
24	介護保険制度に関する質問主意書
25	米軍再編と沖縄の基地負担軽減に関する質問主意書
26	動物霊園（ペット霊園）事業に関する質問主意書
27	電話加入権に関する質問主意書
28	金融システム安定化のために投入した公的資金に関する質問主意書
29	在外公館における国籍不明者ならびに北朝鮮脱北者に関する質問主意書
30	文化審議会著作権分科会の委員構成に関する質問主意書
31	いわゆる監修料に関する質問主意書
32	予算執行職員等の責任に関する法律に関する質問主意書
33	下地島空港に関する質問主意書
34	北海道警察における国費及び北海道費流用に関する質問主意書
35	イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に関する質問主意書

36	精神障害者の社会的入院削減に関する質問主意書
37	立法行為に関する再質問主意書
38	著作権法第38条第1項及び第4項の解釈等に関する質問主意書
39	文化庁著作権課が最近1年間に実施したパブリックコメント及び意見募集等に関する質問主意書
40	遺伝子組み換え大豆（GM大豆）の生産に関する質問主意書
41	高速横浜環状道路南線に関する質問主意書
42	イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に関する再質問主意書
43	イラクにおける陸上自衛隊第2次支援群の人道復興支援活動の内容及びその実績に関する質問主意書
44	社会保険庁の職場での監修作業及び法務省の違法性の疑いのある原稿料受領に関する質問主意書
45	社会保険庁とカワグチ技研との契約の違法性に関する質問主意書
46	携帯電話周波数の利用拡大に関する質問主意書
47	下地島空港の軍事利用に関する質問主意書
48	国有林野事業に関する質問主意書
49	理学療法上の吸引行為に関する質問主意書
50	シベリア抑留日本人死没者の慰霊碑建立に関する質問主意書
51	島根県警本部の交通事故死亡の処置に関する質問主意書
52	長崎県対馬・壱岐・五島列島の漂着ゴミ処理対策並びに長崎県大瀬戸町松島海岸地区のボタ山の撤去に関する質問主意書
53	精神障害者福祉施策に関する質問主意書
54	介護保険改革に関する質問主意書
55	介護保険制度見直しに関する質問主意書
56	土地改良事業の受益者負担金の未納に関する質問主意書
57	国営中海土地改良事業の計画変更に関する質問主意書
58	八ツ場ダム建設に関する質問主意書
59	社会保険庁の来年度からの国民年金保険料徴収業務と年金相談業務の一部を外部委託する件に関する質問主意書
60	三宅島の火山活動による住民の健康被害を防止することに関する質問主意書
61	国際自然保護連合（IUCN）総会における勧告に関する質問主意書
62	ゼロ金利政策のコストと効果に関する質問主意書
63	自衛隊のイラク派遣延長に関する質問主意書
64	テロ特措法に基づく海上自衛隊の協力支援活動に関する質問主意書
65	国歌「君が代」について明治憲法下のような訳文を用いた在外公館における広報活動に関する質問主意書
66	新潟県中越地震による鉄道・道路等の被害状況に係り、阪神・淡路大震災を教訓とした補修工事に関する質問主意書
67	桜木町駅前会員制競輪場外車券発売施設に関する質問主意書
68	子どもの人身売買に関する質問主意書
69	家畜排せつ物処理施設に関する質問主意書

70	改正出入国管理及び難民認定法の運用に関する質問主意書
71	電話加入権に関する質問主意書
72	平成16年11月26日付け政府・与党合意文書「三位一体の改革について」に関する質問主意書
73	在外公館における国籍不明者ならびに北朝鮮脱北者に関する質問主意書
74	四国電力伊方原発等のコンクリートのアルカリ骨材反応に関する質問主意書
75	福岡県大牟田市に設置されているゴミ固形燃料焼却・発電施設の事故に関する質問主意書
76	金融システム安定化のために投入した公的資金に関する再質問主意書
77	鹿児島県志布志湾内の海岸浸食に関する質問主意書
78	沖縄での米軍ヘリ墜落「事故調査報告書」等に関する質問主意書
79	税制改正に関する質問主意書
80	立法行為に関する第3回質問主意書
81	緊急地域雇用創出特別交付金事業に関する質問主意書
82	新石垣空港整備事業に関する質問主意書
83	政府IT調達に関する質問主意書
84	社会保険オンラインシステムに関する質問主意書
85	「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に関する質問主意書

6 議員海外派遣一覧

【第158回国会閉会中】

渡航（派遣） 期 間	国 名	派 遣 の 目 的	派 遣 議 員 名
平成 16. 1. 10 ～ 1. 15	中国 (北京)	第 12 回アジア・太平洋議員 フォーラム（A P P F）総会 に出席	亀井静香君、米澤隆君、 柳本卓治君、武山百合子君

【第159回国会開会中】

渡航（派遣） 期 間	国 名	派 遣 の 目 的	派 遣 議 員 名
平成 16. 3. 23 ～ 3. 28	ベトナム (フエ)	第 3 回アジア欧州議員会議 （A S E P 3）に出席	小杉隆君、藤井裕久君
平成 16. 3. 23 ～ 3. 28	スイス (ジュネーブ)	W T Oに関する議員会議・第 6 回運営委員会に出席	松岡利勝君、鉢呂吉雄君
平成 16. 4. 14 ～ 4. 25	メキシコ (メキシコシテ イ)	第 110 回 I P U会議に出席	谷津義男君、玉沢徳一郎君、 伊藤忠治君、植竹繁雄君、 海江田万里君、上川陽子君、 黄川田徹君
平成 16. 4. 20 ～ 4. 25	フランス (ストラスブル ル)	第 25 回日本・E U議員会議 に出席	中山太郎君、羽田孜君、 保利耕輔君、園田博之君、 田中慶秋君、伴野豊君、 後藤田正純君

【第159回国会閉会中】

渡航（派遣） 期 間	国 名	派 遣 の 目 的	派 遣 議 員 名
平成 16. 7. 14 ～ 7. 24	イタリア スペイン ポルトガル	南欧諸国親善訪問及び政治 経済事情等視察	中野寛成副議長、 西野あきら君、能勢和子君、 野田佳彦君
平成 16. 7. 17 ～ 7. 26	ドイツ ポルトガル イタリア フランス	欧州司法制度等調査	柳本卓治君、塩崎恭久君、 下村博文君、佐々木秀典君、 山内おさむ君、富田茂之君
平成 16. 7. 18 ～ 7. 26	フランス イギリス ノルウェー チェコ	欧州各国における予算及び 財政制度並びに政治経済事 情等調査	笹川堯君、大野功統君、 玉沢徳一郎君、松岡利勝君、 細川律夫君、玄葉光一郎君、 増子輝彦君、谷口隆義君、 照屋寛徳君
平成 16. 7. 18 ～ 7. 26	イタリア スペイン	欧州各国における経済産業 事情等実情調査	根本匠君、塩谷立君、 櫻田義孝君、田中慶秋君、 吉田治君

平成 16. 7. 19 ～ 7. 28	チェコ ハンガリー イタリア フランス	チェコ、ハンガリー、イタリア及びフランスにおける国土交通事情等調査	赤羽一嘉君、衛藤征士郎君、橘康太郎君、玉置一弥君、奥村展三君、岩國哲人君、高木陽介君
-------------------------	------------------------------	-----------------------------------	--

【第160回国会閉会中】

渡航（派遣） 期 間	国 名	派 遣 の 目 的	派 遣 議 員 名
平成 16. 8. 16 ～ 8. 28	米国 ブラジル メキシコ	米州各国における議会制度等調査	武部勤君、小坂憲次君、村田吉隆君、小林興起君、藤村修君、一川保夫君、安住淳君、西博義君、大野松茂君、小淵優子君
平成 16. 8. 16 ～ 8. 27	オーストラリア ニュージーランド タイ	オーストラリア、ニュージーランド及びタイにおける農林水産事情等調査	高木義明君、松下忠洋君、西川京子君、小平忠正君、高橋千鶴子君
平成 16. 8. 16 ～ 8. 27	デンマーク ドイツ オーストリア スイス ベルギー フランス	欧州各国の安全保障政策等実情調査	小此木八郎君、岩屋毅君、高木毅君、大石尚子君、細野豪志君
平成 16. 8. 17 ～ 8. 26	ロシア スウェーデン ノルウェー イギリス	北欧における経済政策及び警察制度等実情調査	山本公一君、今津寛君、山本拓君、宇佐美登君、松崎公昭君
平成 16. 8. 17 ～ 8. 25	モンゴル ロシア チェコ フランス	モンゴル、ロシア及び欧州各国における政治経済事情調査	川崎二郎君、赤城徳彦君、渡辺博道君、佐藤勉君、平野博文君、三井辨雄君、牧義夫君
平成 16. 8. 17 ～ 8. 24	ドイツ フランス	欧州各国の地方行財政制度・情報通信及び郵政事業等調査	佐田玄一郎君、左藤章君、滝実君、伊藤忠治君、松野頼久君、塩川鉄也君、横光克彦君
平成 16. 8. 17 ～ 8. 26	クウェート ヨルダン イスラエル ギリシャ オランダ	イラクにおける人道復興支援活動及び国際テロリズムの防止に関する活動等事情調査	斉藤斗志二君、中谷元君、西田猛君、中川正春君、末松義規君
平成 16. 8. 22 ～ 8. 31	イタリア トルコ	欧州における憲法改正手続き及び政治経済実情調査	中川秀直君、蓮実進君、竹下亘君、川端達夫君、海江田万里君、城島正光君、東順治君
平成 16. 8. 22 ～ 8. 28	カナダ 米国	カナダ連邦議会議員との会議・交流促進及び政治経済事情調査	綿貫民輔君、野呂田芳成君、森山眞弓君、土屋品子君、佐々木秀典君、大島章宏君、長浜博行君

平成 16. 8. 24 ～ 8. 31	ドイツ チェコ ロシア	各国防災対策等実情調査	堀込征雄君、河井克行君、 三ッ林隆志君、達増拓也君、 石田祝稔君
平成 16. 8. 26 ～ 9. 5	イギリス スウェーデン カナダ 米国	欧米各国における緊急事態 法制に関する調査	自見庄三郎君、久間章生君、 前原誠司君、手塚仁雄君
平成 16. 9. 5 ～ 9. 17	スウェーデン フィンランド ベルギー フランス	E U 憲法及びスウェーデン ・フィンランド憲法に関する 実情調査	中山太郎君、船田元君、 仙谷由人君、枝野幸男君
平成 16. 9. 6 ～ 9. 13	米国 (シカゴ)	第 3 回 G 8 下院議長会議に 出席	河野洋平議長
平成 16. 9. 20 ～ 9. 25	中国	中華人民共和国親善訪問	河野洋平議長、鈴木恒夫君、 木村勉君、樽床伸二君、 斉藤鉄夫君、穀田恵二君
平成 15. 9. 22 ～ 10. 6	スイス (ジュネーブ)	第 111 回 I P U 会議に出席	瓦力君、生方幸夫君、 石田勝之君、西銘恒三郎君、 葉梨康弘君、
平成 16. 10. 3 ～ 10. 8	フランス (ストラスブール)	欧州評議会議員会議第 13 回 O E C D 活動拡大討議に出 席	保利耕輔君、川内博史君

【第161回国会開会中】

渡航（派遣） 期 間	国 名	派 遣 の 目 的	派 遣 議 員 名
平成 16. 11. 23 ～ 11. 27	ベルギー (ブリュッセル)	W T O に関する議員会議・ブ リュッセル会合に出席	谷津義男君、赤城徳彦君、 金田誠一君、一川保夫君、 池坊保子君
平成 16. 11. 29 ～ 12. 3	パキスタン (イスラマバード)	第 5 回アジア国会平和連合 (A A P P) 総会に出席	山口泰明君、古賀一成君

- (注) 1. 渡航期間・国名については原則として各班の団長の日程による。
2. 国際会議については国名の欄に会議開催地のみを示した。また、会議期間については別掲「7 国際会議及び出席議員一覧」を参照。

7 国際会議及び出席議員一覧

【第158回国会閉会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平成 16. 1. 11 ～ 1. 14	中国 (北京)	第12回アジア・太平洋議員 フォーラム(A P P F)総会	亀井静香君、米澤隆君、 柳本卓治君、武山百合子君

【第159回国会開会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平成 16. 3. 24 ～ 3. 26	ベトナム (フエ)	第3回アジア欧州議員会議 (A S E P 3)	小杉隆君、藤井裕久君
平成 16. 3. 25 ～ 3. 26	スイス (ジュネーブ)	W T Oに関する議員会議・第 6回運営委員会	松岡利勝君、鉢呂吉雄君
平成 16. 4. 15 ～ 4. 23	メキシコ (メキシコシ ティ)	第110回 I P U会議	谷津義男君、玉沢徳一郎君、 伊藤忠治君、植竹繁雄君、 海江田万里君、上川陽子君、 黄川田徹君
平成 16. 4. 21 ～ 4. 22	フランス (ストラスブ ール)	第25回日本・E U議員会議	中山太郎君、羽田孜君、 保利耕輔君、園田博之君、 田中慶秋君、伴野豊君、 後藤田正純君

【第160回国会閉会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平成 16. 9. 10 ～ 9. 12	米国 (シカゴ)	第3回G 8下院議長会議	河野洋平議長
平成 16. 9. 25 ～10. 1	スイス (ジュネーブ)	第111回 I P U会議	瓦力君、生方幸夫君、 石田勝之君、西銘恒三郎君、 葉梨康弘君
平成 16. 10. 5 ～10. 6	フランス (ストラスブ ール)	欧州評議会議員会議 第13回O E C D活動拡大討 議	保利耕輔君、川内博史君

【第161回国会開会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平成 16. 11. 24 ～11. 26	ベルギー (ブリュッセル)	W T Oに関する議員会議・ブ リュッセル会合	谷津義男君、赤城徳彦君、 金田誠一君、一川保夫君、 池坊保子君 (個人参加：松岡利勝君)
平成 16. 11. 29 ～12. 3	パキスタン (イスラマバ ード)	第5回アジア国会平和連合 (A A P P)総会	山口泰明君、古賀一成君

8 国賓・公賓等の国会訪問及び行事

国会回次	来訪日	国公賓等別	賓客	行事
第158回 (閉会中)	平成15.12.5	公式実務 訪問賓客	ナツァギーン・バガバンディ モンゴル国大統領	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
	平成15.12.17	外務省 賓客	アブドゥッラー・ギェル トルコ共和国副首相兼外務大臣	衆議院議長表敬 参議院副議長表敬
第159回	平成16.2.24	外務省 賓客	コフィ・アナン 国際連合事務総長	参議院議場演説
	平成16.2.24	政府招待	シャナナ・グスマン 東ティモール民主共和国大統領	衆議院議長表敬
	平成16.3.8	外務省 賓客	スティーブン・カロンゾ・ムシヨカ ケニア共和国外務大臣	衆議院議長表敬
	平成16.3.18	外務省 賓客	レイラ・ラチド パラグアイ共和国外務大臣	衆議院議長表敬
	平成16.3.26	外務省 賓客	ジャカヤ・ムリシヨ・キクウェテ タンザニア連合共和国 外務・国際協力大臣	衆議院議長表敬
	平成16.3.29	外務省 賓客	カロリーナ・バルコ・イサクソン コロンビア共和国外務大臣	衆議院議長表敬
	平成16.4.13	政府招待	レジェップ・タイップ・エルドアン トルコ共和国首相	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
	平成16.6.3	外務省 賓客	シェイク・ハマド・ビン・ ジャーシム・ビン・ジャブル・ アール・サーニー カタール国第一副首相兼外相	衆議院議長表敬
(閉会中)	平成16.6.18	公式実務 訪問賓客	エンリケ・ボラーニョス・ゲイエル ニカラグア共和国大統領	衆議院議長表敬
	平成16.7.13	公式実務 訪問賓客	シェイク・サバーハ・アル・ アハマド・アル・ジャービル・ アル・サバーハ クウェート国首相	衆議院議長表敬
第161回	平成16.10.26	政府招待	ジュルチャーニ・フェレンツ ハンガリー共和国首相	衆議院議長表敬 参議院議長表敬

9 正式招待による訪日外国国会議員団

国会回次	議員団名	団長名及び招待人数	滞在期間	招待者
第159回	リトアニア共和国 国会議長一行	アルトゥーラス・ パウラウスカス国会議長 外11名	平成16. 3. 21 ～ 3. 27	衆議院議長
	ヨルダン・ ハシェミット王国 下院議長一行	アブドウル・ハーディー・ マジヤーリー下院議長 外9名	平成16. 5. 16 ～ 5. 22	衆議院議長
第161回	インド連邦議会 議員団一行	ソームナート・チャタジー 下院議長 外13名	平成16. 10. 31 ～ 11. 6	衆参両院議長
	I P U議長一行	セルヒオ・パエス・ ヴェルドゥーゴ I P U議長 外4名	平成16. 11. 8 ～ 11. 13	衆参両院議長

10 各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談

国会回次	来訪日	来訪者	懇談者
第159回	平成16. 1. 27	タイ王国下院金融財政及び金融機関委員長一行	財務金融委員会
	平成16. 3. 3	カナダ・日本友好議員連盟会長	議院運営委員長
	平成16. 3. 4	イラク共和国通信大臣一行	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会
	平成16. 3. 17	ネパール王国国家権力濫用調査委員会会長官	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長
	平成16. 3. 18	ベトナム社会主義共和国国会副議長一行	法務委員長
	平成16. 3. 24	イラク共和国統治評議会議長一行	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会
	平成16. 3. 26	イラク共和国環境大臣	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長
	平成16. 3. 29	タイ王国下院労働委員長一行	厚生労働委員会
	平成16. 4. 15	イラク共和国オリンピック委員会会長	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長
	平成16. 4. 20	中国全人代常務委員会 予算工作委員会副主任一行	予算委員会
	平成16. 5. 14	ケニア共和国国民議会教育・研究・科学技術委員長一行	文部科学委員長
	平成16. 5. 21	ロシア連邦サハリン州知事一行	議院運営委員長
	平成16. 5. 24	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市党委員会書記	議院運営委員長
	平成16. 5. 27	イラク共和国ムサンナー県保健局長一行	国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長
	平成16. 6. 14	ベトナム社会主義共和国国会 第一事務次長一行	議院運営委員長
	(閉会中)	平成16. 7. 14	インドネシア共和国国民協議会副議長

第160回 (閉会中)	平成16. 9. 7	ベトナム社会主義共和国国会 請願委員長一行	議院運営委員長
	平成16. 9. 7	ニュージーランド農林省 事務次官	農林水産委員会
	平成16. 9. 8	スウェーデン王国国会 住宅政策委員長一行	国土交通委員会
	平成16. 9. 17	中国全人代財政経済委員会 副主任一行	財務金融委員長
	平成16. 10. 6	イラク共和国ムサンナー県知事	国際テロリズムの防止 及び我が国の協力支援 活動並びにイラク人道 復興支援活動等に関する 特別委員会
第161回	平成16. 10. 15	イラク共和国副首相一行	国際テロリズムの防止 及び我が国の協力支援 活動並びにイラク人道 復興支援活動等に関する 特別委員会
	平成16. 10. 26	イタリア共和国上院 文部科学委員長一行	文部科学委員会
	平成16. 11. 26	タイ王国下院軍事委員長一行	安全保障委員長
	平成16. 11. 30	オランダ王国国防大臣一行	国際テロリズムの防止 及び我が国の協力支援 活動並びにイラク人道 復興支援活動等に関する 特別委員長

(注) 懇談者欄の「○○委員会」は、委員長、理事及び委員、「○○委員長」は委員長のみの懇談を表すものである。

11 本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等

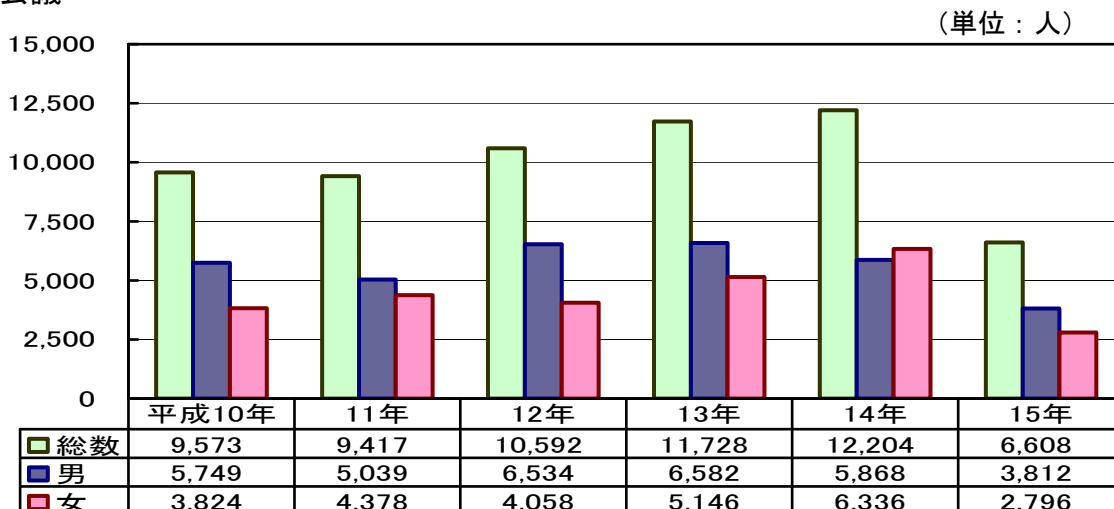
国会回次 区分	第 159 回国会				第 160 回国会				第 161 回国会			
	開会 回数	公 述 人	証 人	参 考 人	開会 回数	公 述 人	証 人	参 考 人	開会 回数	公 述 人	証 人	参 考 人
本 会 議	42				4				15			
(常任委員会)												
内 閣	20			9	2				10			1
総 務	23			16	3			7	11			9
法 務	35 {1}	4		19	1				13			11
外 務	23 (4)			(8)	2				6			
財 務 金 融	29 [1]	[6]		29	2				14			12
文 部 科 学	27			18	2				6			4
厚 生 労 働	23			12	2				10			
農 林 水 産	22			12	3			1	4			6
経 済 産 業	19			16	4			7	12			5
国 土 交 通	26 [2]	[8]		29	1				8			
環 境	15			7	1				4			
安 全 保 障	10			5	1				6			
国 家 基 本	2								1			
予 算	21 {2}	12		17	1				4			2
決 算 行 政	8			1	1				3			2
議 院 運 営	42 (2)				4 (3)				16 (2)			
懲 罰	2				1				1			
(特別委員会)												
災 害 対 策	8				2				7			
倫 理 選 挙	3				3				4			
沖 縄 北 方	4				3				4			
青 少 年	7			4	2				2			
事 態 対 処	19			6	2				2			
イ ラ ク 支 援 テ ロ 防 止	15			6	3				7			
拉 致 問 題									2			

国会回次 区分	第 159 回国会				第 160 回国会				第 161 回国会			
	開 会 回 数	公 述 人	証 人	参 考 人	開 会 回 数	公 述 人	証 人	参 考 人	開 会 回 数	公 述 人	証 人	参 考 人
(審査会等)												
政 倫 審	2								2			1
憲法調査会	8 (18) {2} [1]	9 [6]		1 (19)	1				4 {3}	18		
分科会 (予算委) (決算行政 監視委)	24 (8分科・ 2日間) (4分科・ 2日間)			7								
連合審査会												
合同審査会	2 (国家 基本)								3 (国家 基本)			
両院協議会												
常任委員長会議					1				2			
計	481(24) {5} [4]	25 [20]		214 (27)	52 (3)			15	183 (2) {3}	18		53

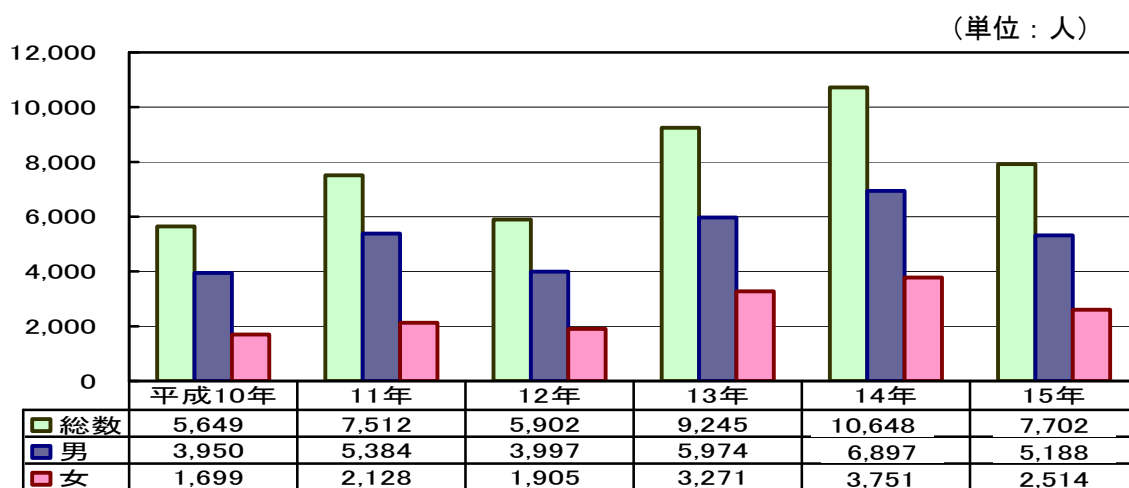
- (注) 1. 開会回数欄の、() 内の数は小委員会、{} 内の数は公聴会、[] 内の数は委員派遣による地方公聴会の開会回数で、いずれも外数である。
2. 開会回数には閉会中審査を含む。
3. 公述人欄の [] 内の数は、委員派遣による地方公聴会の意見陳述者数で外数である。
4. 参考人欄の () 内の数は、小委員会における参考人数で外数である。

12 傍聴人数

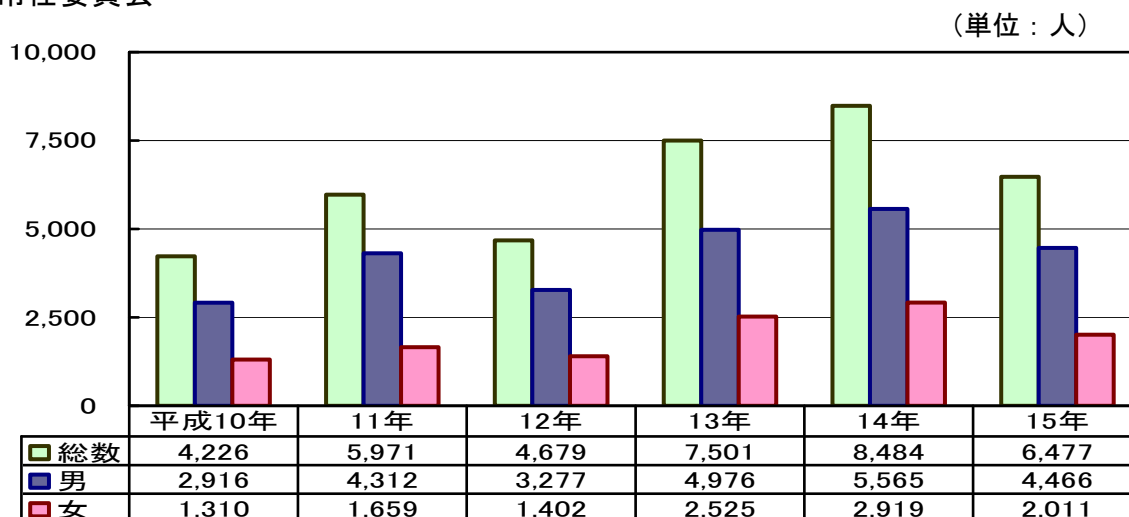
本会議



委員会（常任委員会・特別委員会（憲法調査会を含む）・小委員会合計）

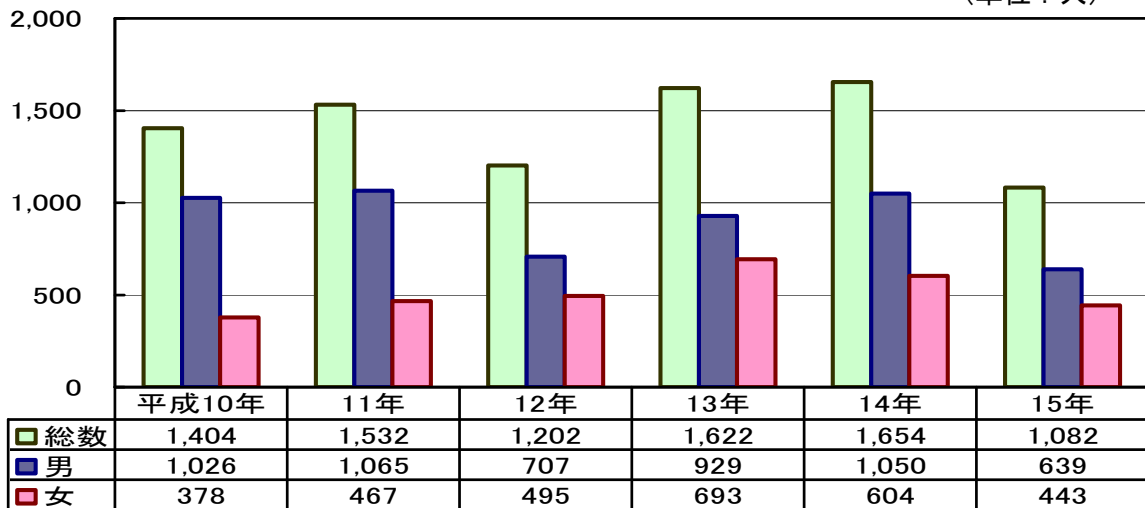


常任委員会



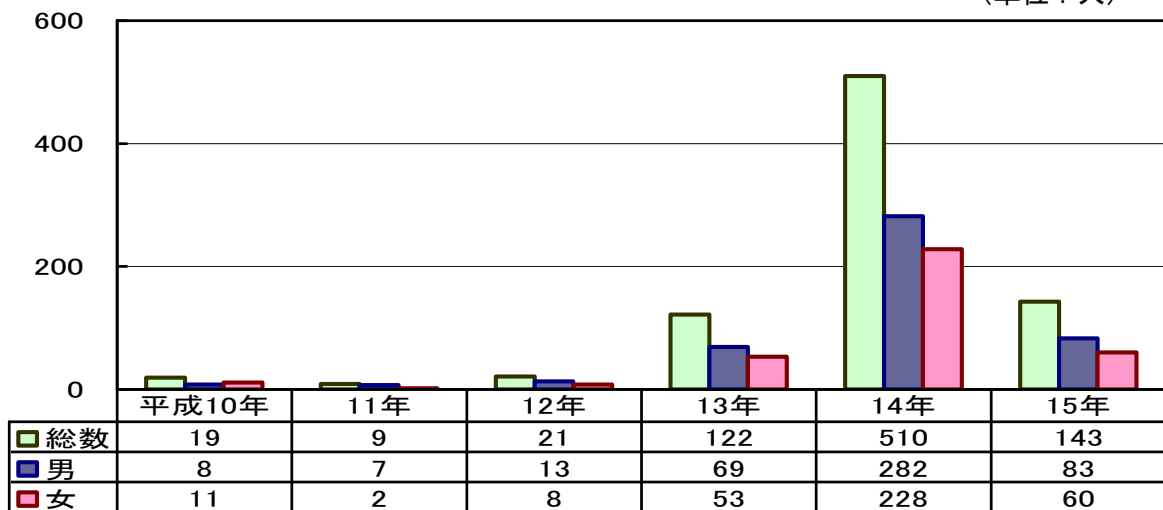
特別委員会（憲法調査会を含む）

（単位：人）



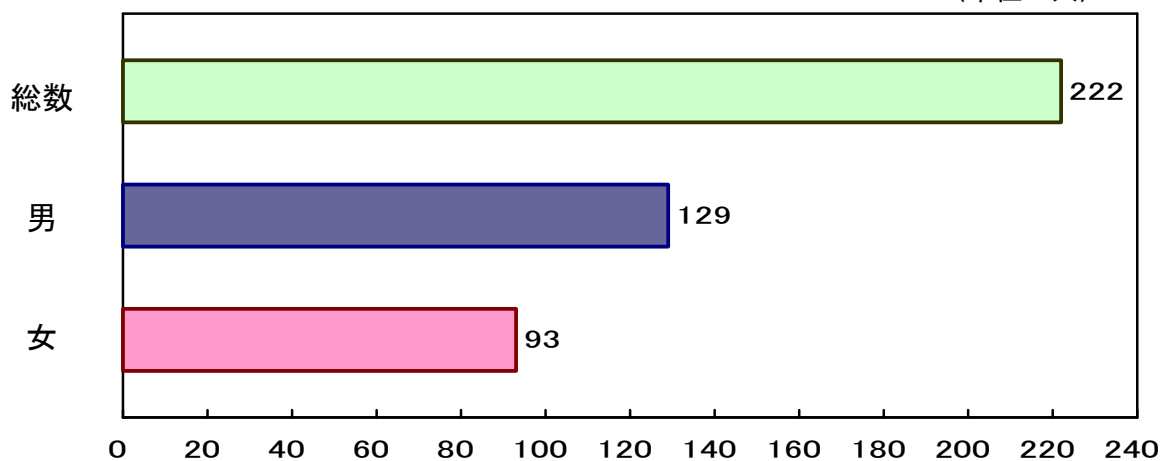
小委員会

（単位：人）



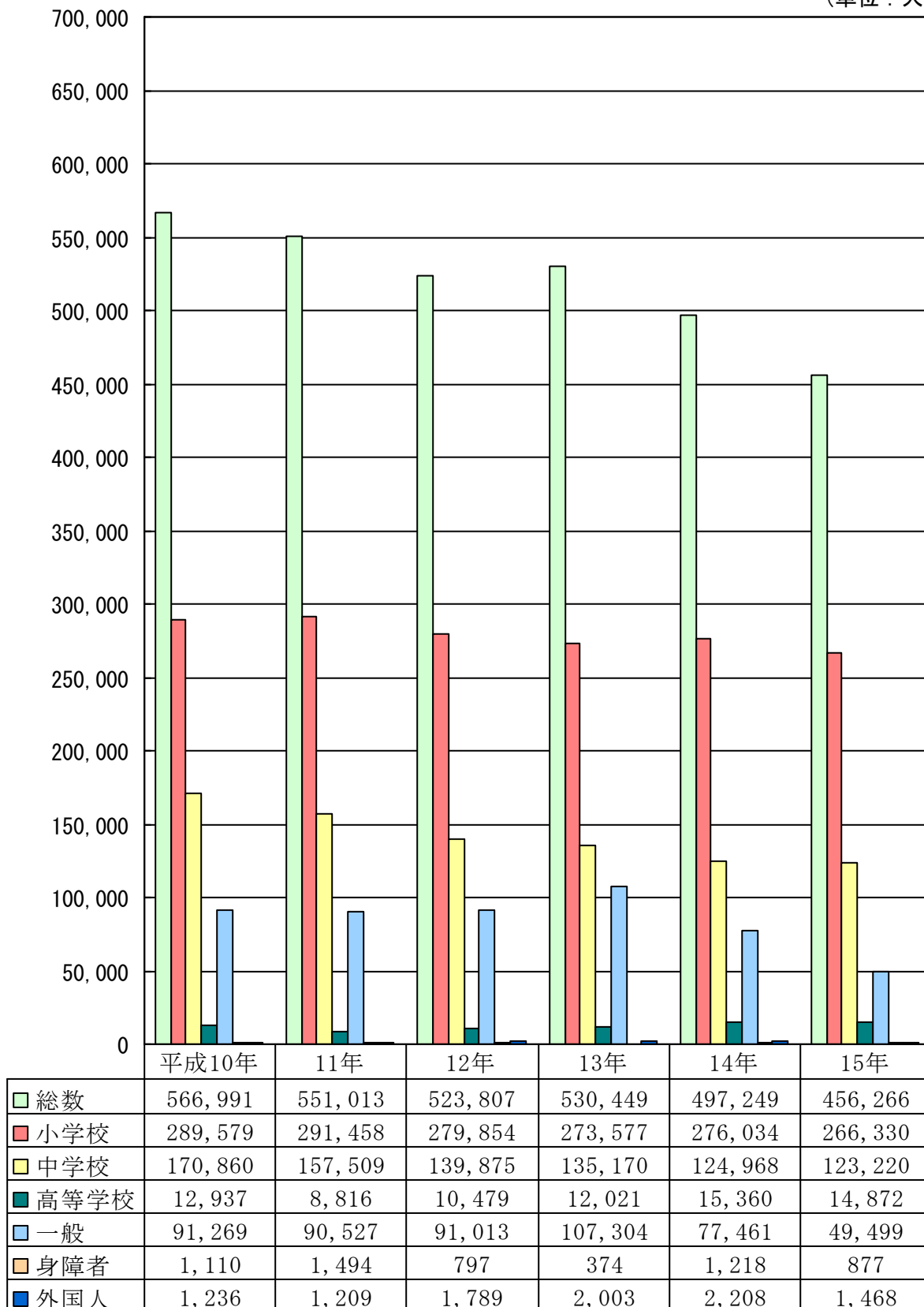
憲法調査会（平成15年）

（単位：人）



13 参観者数

(単位：人)



区 分		年					
		平成 10 年	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
小学校	総数	289,579	291,458	279,854	273,577	276,034	266,330
	男	147,773	146,467	140,088	137,336	141,133	134,715
	女	141,806	144,991	139,766	136,241	134,901	131,615
中学校	総数	170,860	157,509	139,875	135,170	124,968	123,220
	男	89,004	82,060	72,354	69,881	64,357	63,453
	女	81,856	75,449	67,521	65,289	60,611	59,767
高等学校	総数	12,937	8,816	10,479	12,021	15,360	14,872
	男	5,533	3,827	4,906	4,972	7,119	6,599
	女	7,404	4,989	5,573	7,049	8,241	8,273
一 般	総数	91,269	90,527	91,013	107,304	77,461	49,499
	男	43,565	43,335	43,357	47,763	34,179	22,433
	女	47,704	47,192	47,656	59,541	43,282	27,066
身障者	総数	1,110	1,494	797	374	1,218	877
	男	588	729	381	195	644	443
	女	522	765	416	179	574	434
外国人	総数	1,236	1,209	1,789	2,003	2,208	1,468
	男	741	614	1,020	949	1,238	779
	女	495	595	769	1,054	970	689
計	総数	566,991	551,013	523,807	530,449	497,249	456,266
	男	287,204	277,032	262,106	261,096	248,670	228,422
	女	279,787	273,981	261,701	269,353	248,579	227,844

〔参考〕

1 国会議員定数の変遷

(1) 衆議院議員

総選挙期日(回次)等	定数	増減	備 考
昭和 21. 4. 10(第22回)	468 (466)		沖縄県(定数2)は米国占領下にあり、選挙は事実上の定数466で実施
22. 4. 25(第23回)	466	- 2	沖縄県を除く
29. 4. 30	467	+ 1	奄美群島区(定数1)で実施
42. 1. 29(第31回)	486	+19	大都市の人口増加に伴う定数是正
45. 11. 15	491	+ 5	沖縄県(定数5)で実施
51. 12. 5(第34回)	511	+20	選挙区別人口による定数是正
61. 7. 6(第38回)	512	+ 1	選挙区別人口による定数是正
平成 5. 7. 18(第40回)	511	- 1	選挙区別人口による定数是正
8. 10. 20(第41回)	500	-11	平成6年公選法改正後初の総選挙
12. 6. 25(第42回)	480	-20	比を20削減(小300 比180)

(注) 平成6年公選法改正により「小選挙区比例代表並立制」を導入
定数500(小選挙区300、比例代表200)
小…小選挙区、比…比例代表(11ブロックにおいて実施)

(2) 参議院議員

通常選挙期日(回次)等	改選議席数	定数	増減	備 考
昭和 22. 4. 20(第1回)	全100 地150	250		半数は任期3年 第2回以降半数改選
45. 11. 15	沖縄県定数2	252	+ 2	1名次期選挙で改選
58. 6. 26(第13回)	比50 選76	252	0	全国区改め比例代表
平成 13. 7. 29(第19回)	比48 選73	247	- 5	比を2、選を3削減
16. 7. 29(第20回)	比48 選73	242	- 5	比を2、選を3削減

(注) 1 全…全国区、地…地方区
2 昭和57年公選法改正により「拘束名簿式比例代表制」を導入。
定数252(比例代表100、選挙区152)
比…比例代表、選…選挙区
3 平成12年公選法改正により「非拘束名簿式比例代表制」を導入。
定数を10削減して、242(比例代表96、選挙区146)とする。
ただし、平成16年7月25日までの間の定数は、247(比例代表98、選挙区149)とする。

2 国会議員会派別議員数の推移（召集日ベース）

(1) 衆議院

国会 回次(召集日)	自 民	新 進	民 友 連	民 主	明 改	和	公 明	自 由	共 産	社 民	太 陽	21 世 紀
135(臨)(8. 1. 11)	209	170							15	63		
136(常)(8. 1. 22)	207	170							15	63		
137(臨)(8. 9. 27)	206	163		41					15	35		
138(特)(8. 11. 7)	239	153		52					26	15		5
139(臨)(8. 11. 29)	238	152		52					26	15		5
140(常)(9. 1. 20)	240	142		52					26	15	10	4
141(臨)(9. 9. 29)	250	129		52					26	15	10	
142(常)(10. 1. 12)	259		99			46		42	26	15		
143(臨)(10. 7. 30)	263			92		47		40	26	14		
144(臨)(10. 11. 27)	263			93	52			35	26	14		
145(常)(11. 1. 19)	265			94	52			39	26	13		
146(臨)(11. 10. 29)	265			93	52			39	26	14		
147(常)(12. 1. 20)	269			94	48			39	26	14		
148(特)(12. 7. 4)	233			129			31	22	20	19		
149(臨)(12. 7. 28)	232			130			31	22	20	19		
150(臨)(12. 9. 21)	232			129			31	22	20	19		
151(常)(13. 1. 31)	239			129			31	22	20	19		
152(臨)(13. 8. 7)	238			126			31	22	20	19		
153(臨)(13. 9. 27)	239			126			31	22	20	19		
154(常)(14. 1. 21)	243			126			31	22	20	19		
155(臨)(14. 10. 18)	239			124			31	22	20	18		
156(常)(15. 1. 20)	243			118			31	22	20	18		
157(臨)(15. 9. 26)	244			138			31		20	18		
158(特)(15. 11. 19)	245			180			34		9	6		
159(常)(16. 1. 19)	244			179			34		9	6		
160(臨)(16. 7. 30)	249			178			34		9	6		
161(臨)(16. 10. 12)	249			178			34		9	6		

(備考)

自民は、135国会は「自由民主党・自由連合」、136国会以後は「自由民主党」。

新進は、「新進黨」。

民友連は、「民主友愛太陽国民連合」。(「民主友愛太陽国民連合」は「民主党」に名称変更。)

民主は、137国会は「民主党設立委員会」、138～141国会は「民主党」、142国会は「民友連」に合流、143国会以後は「民友連」を構成していた「民主党」、「民政党」、「新党友愛」、「民改連」により結成された「民主党」。148国会以後は「民主党・無所属クラブ」。

明改は、「公明党・改革クラブ」。148国会以後は「公明党」。

和は、「平和・改革」。

公明は、「公明党」。

自由は、「自由党」。

共産は、「日本共産党」。

社民は、135国会は「日本社会党・護憲民主連合」、136～137国会は「社会民主党・護憲連合」、138国会以後は「社会民主党・市民連合」。

太陽は、「太陽党」。

さ き	無 会	市 民	民 会	保 守	保 守 新	21 ク	民 改 連	民 ク	新 社	自 由 連	無 ク	フ ロ ン	改 革	無 所 属	欠 員
22			6					3	2					7	14
23		8							2	2	2			5	14
14							3		2	2				12	18
2														8	
2														10	
2											5			9	
2	2													11	
2	2													8	1
2	5													9	2
2	5													10	
2	2													5	2
2	2													7	
2	2													8	
				7										19	
				7		10								9	
				7		10								9	1
				7		4								9	
				7		4								12	1
				7		3								11	2
				7										12	
				7										13	6
					10									16	2
					10							2		12	5
													5	1	
													4	4	
														4	
														3	1

さきは、「新党さきがけ」。
 無会は、「無所属の会」。
 市民は、「市民リーグ・民改連」。
 民会は、「民主の会」。
 保守は、「保守党」。
 保守新は、「保守新党」。
 21クは、「21世紀クラブ」。
 民改連は、「民主改革連合」。
 民クは、「民主新党クラブ」。
 新社は、「新社会党・平和連合」。
 自由連は、「自由連合」。
 無クは、「無所属クラブ」。
 フロンは、「フロンティア」。
 改革は、「グループ改革」。

(2) 参議院

国会 回次(召集日)	自 民	平 成	民 友	民 緑	公 明	共 産	国 連	社 民	自 由	無 会	参 院	参 ク
135(臨)(8.1.11)	111	68				14		39				
136(常)(8.1.22)	111	68				14		36				
137(臨)(8.9.27)	109	68				14		36				
138(特)(8.11.7)	110	68				14		33				
139(臨)(8.11.29)	111	65		14		14		29				
140(常)(9.1.20)	112	61		22		14		22				
141(臨)(9.9.29)	112	59		23		14		21				
142(常)(10.1.12)	119		41		25	14		21	12			
143(臨)(10.7.30)	105			54	24	23		14	12			
144(臨)(10.11.27)	104			55	24	23		14	12		11	
145(常)(11.1.19)	104			55	24	23		14	12		11	
146(臨)(11.10.29)	105			56	24	23		13	12		10	
147(常)(12.1.20)	107			57	24	23		13	12		8	
148(特)(12.7.4)	112			58	24	23		13	5			7
149(臨)(12.7.28)	112			58	24	23		13	5	7		
150(臨)(12.9.21)	112			58	24	23		13	5	7		
151(常)(13.1.31)	112			58	24	23		13	5	7		
152(臨)(13.8.7)	116			60	24	20		8	8	6		
153(臨)(13.9.27)	115			60	24	20		8	8	6		
154(常)(14.1.21)	116			60	24	20	15	7				
155(臨)(14.10.18)	113			60	24	20	15	6				
156(常)(15.1.20)	115			60	24	20	14	5				
157(臨)(15.9.26)	116			69	23	20		6		6		
158(特)(15.11.19)	115			69	23	20		6		6		
159(常)(16.1.19)	116			71	23	20		5		4		
160(臨)(16.7.30)	114			83	24	9		5				
161(臨)(16.10.12)	114			84	24	9		5				

(備考)

自民は、135、136 国会は「自由民主党・自由国民会議」。137～146、158 国会以後は「自由民主党」、147 国会は「自由民主党・自由国民会議」。148～155 国会は「自由民主党・保守党」。156、157 国会は「自由民主党・保守新党」。

平成は、「平成会」。

民友は、「民友連」。

民緑は、「民主党・新緑風会」。142 国会途中、「民友連」は「民主党・新緑風会」と改称。143 国会以後は「民主党・新緑風会」。

公明は、142、143 国会は「公明」。144～146 国会は「公明党」。147、148 国会は「公明党・改革クラブ」。149 国会以後は「公明党」。

共産は、「日本共産党」。

新連は、「日本新党・民主改革連合」。

国連は、「国会改革連絡会」(自由党・無所属の会)。

社民は、135 国会は「日本社会党・護憲民主連合」、136 国会以後は「社会民主党・護憲連合」。

自由は、「自由党」。

無会は、「無所属の会」。

参院は、「参議院の会」。

参クは、「参議院クラブ」。

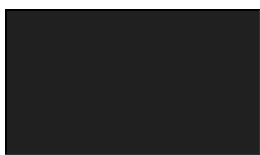
二連	新緑	民主	二院	無ク	さき	改ク	参フ	新社	自連	太陽	みどり	い属各 議し派 員なに	欠員
	5		4		3		4		2			2	
	5		4		3		4	3	2			2	
	5		4		4		3	3	2			3	1
	5	5	4	4	3			3				2	1
			4	4	3			3				5	
			4	4	3			3		3		4	
			4	4	3			3		3		6	
			4		3	3		3				7	
4					3	3						10	
4												5	
4												5	
4												5	
4												4	
4												5	1
4												5	1
4												5	1
4												5	1
4												5	1
4												4	1
												6	3
												8	1
											2	4	1
											2	4	2
											2	4	2
												7	
												6	

二連は、「二院クラブ・自由連合」。
 新緑は、「新緑風会」。
 民主は、「民主党・市民連合」。
 二院は、「二院クラブ」。
 無クは、138、139 国会は「無所属クラブ」。140、141 国会は「自由の会」。
 参フは、「参議院クラブ」。
 さきは、「新党さきがけ」。
 改クは、「改革クラブ」。
 参フは、「参議院フォーラム」。
 新社は、「新社会党・平和連合」。
 自連は、135 国会は「平心会」、136、137 国会は「自由連合」。
 太陽は、「太陽」。
 みどりは、「みどりの会議」。

3 会期等

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会期 上段：当初会期 下段：延長
第126回（常会）	平成 5. 1. 22	平成 5. 1. 22	平成 5. 6. 18 （解散）	150 （148日目に解散）
第127回（特別会）	5. 8. 5	5. 8. 12	5. 8. 28	10 14
第128回（臨時会）	5. 9. 17	5. 9. 21	6. 1. 29	90 45
第129回（常会）	6. 1. 31	6. 2. 8	6. 6. 29	150
第130回（臨時会）	6. 7. 18	6. 7. 18	6. 7. 22	5
第131回（臨時会）	6. 9. 30	6. 9. 30	6. 12. 9	65 6
第132回（常会）	7. 1. 20	7. 1. 20	7. 6. 18	150
第133回（臨時会）	7. 8. 4	7. 8. 4	7. 8. 8	5
第134回（臨時会）	7. 9. 29	7. 9. 29	7. 12. 15	46 32
第135回（臨時会）	8. 1. 11	8. 1. 11	8. 1. 13	3
第136回（常会）	8. 1. 22	8. 1. 22	8. 6. 19	150
第137回（臨時会）	8. 9. 27	—	8. 9. 27 （解散）	（召集日に解散）(1) （注）会期は議決しなかった。
第138回（特別会）	8. 11. 7	8. 11. 11	8. 11. 12	6
第139回（臨時会）	8. 11. 29	8. 11. 29	8. 12. 18	20
第140回（常会）	9. 1. 20	9. 1. 20	9. 6. 18	150
第141回（臨時会）	9. 9. 29	9. 9. 29	9. 12. 12	75
第142回（常会）	10. 1. 12	10. 1. 12	10. 6. 18	150 8
第143回（臨時会）	10. 7. 30	10. 8. 7	10. 10. 16	70 9

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会期	
				上段：当初会期	下段：延長
第144回（臨時会）	10.11.27	10.11.27	10.12.14		18
第145回（常会）	11.1.19	11.1.19	11.8.13		150 57
第146回（臨時会）	11.10.29	11.10.29	11.12.15		48
第147回（常会）	12.1.20	12.1.20	12.6.2 （解散）		150 （135日目に解散）
第148回（特別会）	12.7.4	12.7.6	12.7.6		3
第149回（臨時会）	12.7.28	12.7.28	12.8.9		13
第150回（臨時会）	12.9.21	12.9.21	12.12.1		72
第151回（常会）	13.1.31	13.1.31	13.6.29		150
第152回（臨時会）	13.8.7	13.8.8	13.8.10		4
第153回（臨時会）	13.9.27	13.9.27	13.12.7		72
第154回（常会）	14.1.21	14.1.21	14.7.31		150 42
第155回（臨時会）	14.10.18	14.10.18	14.12.13		57
第156回（常会）	15.1.20	15.1.20	15.7.28		150 40
第157回（臨時会）	15.9.26	15.9.26	15.10.10 （解散）		36 （15日目に解散）
第158回（特別会）	15.11.19	15.11.21	15.11.27		9
第159回（常会）	16.1.19	16.1.19	16.6.16		150
第160回（臨時会）	16.7.30	16.7.30	16.8.6		8
第161回（臨時会）	16.10.12	16.10.12	16.12.3		53



国会案内

国会案内

○ 衆議院ホームページ

衆議院では、インターネット上に、衆議院ホームページを開設し、国会案内等の一般広報情報のほか、本会議、委員会及び憲法調査会関係、議案関係並びに請願関係等の国会活動に関わる基本的な情報を提供しています。

衆議院ホームページアドレス <http://www.shugiin.go.jp>

The screenshot shows the homepage of the Japanese House of Representatives (衆議院). At the top left is the logo and name '衆議院 The House of Representatives'. On the top right, there are links for 'サイトマップ | 会期一覧 | ヘルプ | English' and a search bar with 'サイト内検索' and '検索' buttons. Below the search bar is a notice: 'ユニバーサルデザインに配慮し、読み上げ、文字拡大、配色変換ができるツールを提供しています。' followed by a link '衆議院ホームページ閲覧支援ツール'. The main content area is divided into several sections: '議長の後援' (Sponsorship of the Speaker), '立法情報' (Legislative Information) with a '新着情報' (New Information) link, and '提供情報配信サービス' (Information Distribution Service). The '立法情報' section contains a grid of links: '衆議院の構成', '本会議・委員会等', '憲法調査会', '会議録', '議案', '議題', '質問答弁', '制定法律', and '衆議院公報'. Below this is the '衆議院の案内' (House of Representatives Guide) section with a 'お知らせ' (Notice) link, containing links for '国会について', '各種手続(請願・陳情等)', '行政に関する苦情受付窓口', '採用案内', '衆議院入札・契約情報', and '新議員会館整備等事業'. There is also an '関連リンク' (Related Links) section with links to '国会会議録検索システム' and '衆議院審議中継'. On the right side, there is a large image of the National Diet Building and a 'トピックス' (Topics) section with two bullet points: 'ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが利用しやすいホームページに変更いたしました。' and '新着情報をメールで配信するサービスを提供しております。'. Below the 'トピックス' section is a paragraph about the website's compliance with W3C standards: '当サイトは、Web技術の標準化と推進を目的とした国際団体であるW3Cに準拠しております。ホームページ作成の考え方' and a 'W3C WAI-A WCAG 1.0' logo.

このホームページに関するお問い合わせは
webmaster@shugiin.go.jpまで

著作権・リンクについて
Copyright(c) 2003 Shugiin All Rights Reserved.

○ 国会審議中継

1 テレビ中継

衆議院は、国会の情報公開の一環として国会における審議を公開することにより、審議を活性化し国民に開かれた国会とするため、本院の本会議や委員会等の国会審議を国会内、各省庁及び政党本部に有線テレビジョンで中継放送するとともに、報道機関等を通じて国会審議を国民に公開するため、放送局や通信社等にも配信を行っています。

2 インターネット中継

インターネット上に国会審議中継専用のホームページを開設し、本院の本会議や委員会等の審議をインターネットで国内外に中継しています。

このインターネット審議中継はライブ中継とともに、録画中継（「ビデオライブラリ」）も行っていますので、過去1年間の審議映像を何時でも視聴することができます。

国会審議中継ホームページアドレス <http://www.shugiintv.go.jp>

衆議院 TV

Welcome to the House of Representatives Internet TV

<< JAPANESE

ENGLISH >>



For inquiries about this home page, please contact [here](#).
Copyright(c) 1999-2004 Shugin All Rights Reserved

○ 参観者ホールでの情報提供

衆議院参観者ホールにおいては現在、大型映像装置、パソコン及び各種パネル等により、次のような映像を主体とした国会に関する情報の提供を行っています。

1 ハイビジョンプロジェクター

「法律ができるまで」など国会の立法活動の紹介や「白亜の殿堂 国会議事堂」などの施設案内その他本院制作ビデオソフト（7番組）の放映

2 マルチビジョンプロジェクター

本院の本会議や委員会など国会審議のライブ中継

3 パソコン情報検索コーナー

「国会チャレンジクイズ」「模擬議会SHOW」など本院制作コンテンツ（3番組）の閲覧、インターネットを利用した衆議院、参議院、国立国会図書館及び中央省庁のホームページの検索・閲覧並びに本院の国会審議のライブ及び録画中継の視聴

4 各種パネル

議長・副議長の顔写真、「衆議院議員の都道府県別（小選挙区）及びブロック別（比例代表）の議員数」「衆議院内会派別所属議員数一覧」及び「国会豆知識」その他の写真・絵図・文字各パネルの展示

5 衆議院刊行物紹介コーナー

本院の本会議や委員会等の会議録及び「衆議院の動き」などの各種刊行物の展示と紹介

○ 国会会議録検索システム

衆参両院の本会議及び全委員会の会議録（第1回国会から）をインターネットで公開しています。会議録のうち、いわゆる質疑応答などの議事部分がテキストで表示されます。

会議録（冊子）も画像で閲覧ができますので、会議録末尾に掲載されている法律案等の資料はこちらをご覧ください。

また、よく寄せられる質問（FAQ）では、データの内容や検索方法その他についてお知らせしていますので、参考にしてください。

衆議院ホームページの「国会会議録検索システム」、または国立国会図書館ホームページの「国会会議録」からアクセスできます。

国会会議録ホームページアドレス <http://kokkai.ndl.go.jp>



このホームページはNetscape Communicator4.5 または Internet Explorer 5.01 (SP2) 以上でご覧ください。

○ 会議録等刊行物の閲覧及び購入

1 刊行物の種類

衆議院においては次の刊行物を発行しております。

(1) 会議録

- ・衆議院本会議録
- ・衆議院委員会議録

(2) 議案類等

- ・法律案

内閣提出法律案（閣法） 議員及び委員会提出法律案（衆法）

- ・質問主意書・答弁書（議員が内閣に質問する場合の簡明な主意書及びそれに対する答弁書）
- ・衆議院公報（本会議及び委員会の開会日程その他を掲載したもの）
- ・予算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の予算）
- ・決算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の決算）

(3) その他の刊行物

- ・衆議院先例集（議院の会議運営に関する先例を収録）
- ・衆議院委員会先例集（委員会運営に関する先例を収録）
- ・衆議院の動き（法律案の審議状況等を各国会毎にまとめたもの）
- ・衆議院ガイドブック（議院の機構、機能を初め各種手続等にわたる全般的な事項を取りまとめたもの）
- ・帝国議会衆議院秘密会議事速記録集
- ・議会制度百年史（全12巻）及び目で見える議会政治百年史
- ・目で見える議会政治百年史 追録（百十年史CD-ROM添付）

2 刊行物の閲覧案内

1 に掲載した刊行物は、衆議院刊行物展示コーナー（会議録は原則として直近のもののみ展示）または国立国会図書館において閲覧できます。

なお、会議録については都道府県議会図書室（各都道府県庁内）及び各政令指定都市議会図書室（各市役所内）へ送付しておりますので、閲覧等については各議会事務局へお問い合わせください。

- ・衆議院刊行物展示コーナー

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-6-3 衆議院第二別館
電話 03 (3581) 5111 内線 2693、2694

- ・国立国会図書館

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-10-1
電話 03 (3581) 2331

3 刊行物の購入案内

1 に掲載した刊行物（衆議院本会議録、予算書及び決算書を除く。）は、衆栄会において販売（委員会議録、議案類等については予約販売）しております。文書、FAXまたは電話にてお申し込み下さい。なお、品切れ等の場合がありますので、詳細は衆栄会へお問い合わせ下さい。

- ・衆栄会（衆議院第二別館）

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-6-3
電話 03 (3581) 5111 内線 2682
FAX 03 (3580) 4889

なお、衆議院本会議録は、全国の政府刊行物サービス・センター及び官報販売所において販売しております。

○ 国会参観（衆議院）の手続

1 参観の申込み

参観は、平日のほか、土曜、日曜及び休日も行っておりますが、平成13年9月11日の米国同時多発テロ事件以降、警備上の理由からやむを得ず、衆議院議員の紹介を得ての申込みに限らせていただいております。

他方、議員紹介を希望しない団体（機関）につきましては、参観の日時、目的、団体名（機関名）、住所、人数（男女別）及び責任者の連絡先を記載した書面を衆議院事務局警務部警務課長宛てに提出していただき、後日参観できるか否かについて返答を差し上げることにしております。

2 参観時間

平日 9時～17時（16時までに受付を終了してください。）

土曜日、日曜日及び休日 午前、午後それぞれ3回

午前 9時30分、10時30分、11時30分

午後 1時、2時、3時

なお、本会議開会前1時間及び本会議開会中は、参観はできません。

また、特別な行事等があるときは、参観コースの変更若しくは参観ができないこともあります。

3 最寄りの駅

地下鉄丸ノ内線及び千代田線の国会議事堂前駅下車（徒歩3分）

地下鉄有楽町線、半蔵門線及び南北線の永田町駅下車（徒歩5分）

地下鉄南北線及び銀座線の溜池山王駅下車（徒歩8分）

なお、駐車場は、バス専用となっております。

4 問い合わせ先

住所 〒100-8960 衆議院事務局警務部参観係

電話 03(3581)5111 内線2463、2464

○ 本会議・委員会・憲法調査会の傍聴

傍聴には本会議の傍聴、委員会の傍聴及び憲法調査会の傍聴があります。いずれも傍聴をするには傍聴券が必要となります。

本会議の傍聴券は警務部で、委員会及び憲法調査会の傍聴券は委員部でそれぞれ所定の手続により交付を受けることができます。

本会議の傍聴は、憲法第 57 条により公開が原則となっており、一般の方も傍聴できます。

傍聴券には議員紹介券と一般傍聴券の 2 種類があります。議員紹介券は本会議開会当日議員 1 人につき 1 枚交付され、一般傍聴券は議員面会所受付において申込み順に交付を受けることができます。ただし、傍聴設備の関係及び議場の秩序保持の上から人数の制限や傍聴規則（昭和 22 年 7 月 11 日制定）の遵守が要求されます。

委員会の傍聴は、国会法第 52 条で「委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。」と規定しており、衆議院議員の紹介で委員長の許可を得れば一般の方も傍聴することができます。

具体的な手続は、議員秘書が委員会傍聴許可申請用紙に必要事項を記入し、委員部を通して委員長の許可を得ることになっています。

傍聴に際しては、委員室内の傍聴設備及び秩序保持のうえから本会議同様に人数の制限及び傍聴規則の遵守を求められます。

憲法調査会の傍聴は、衆議院憲法調査会規程第 22 条により公開が原則となっており、衆議院議員の紹介を受けて会長に届け出れば、一般の方も傍聴することができます。

問い合わせ先

本会議の傍聴は警務部傍聴券係
電話 03 (3581) 5111 内線 2404

委員会の傍聴は委員部総務課
電話 03 (3581) 5104

憲法調査会の傍聴は憲法調査会事務局
電話 03 (3581) 5563

※ 追 記

一般傍聴券については、当分の間、次のように変更となっております。

平成 13 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ事件以降、議院運営委員会内の警察及び秩序に関する小委員会において、傍聴については「衆議院議員の紹介がなければできない。」ことに決定されました。したがって、議員紹介のない一般傍聴券の発行は現在中止となっております。

○ 請願の手続

1 国会における請願の取扱い

国民が国政に対する要望を直接国会に述べることのできる請願は、憲法第16条で国民の権利として保障されております。国籍・年齢の制限はありません。したがって、日本国内に在住の外国人の方及び未成年の方も請願することができます。

衆議院、参議院は、請願についてそれぞれ別個に受け付け、互いに干渉しないと規定されています。

2 衆議院における請願の手続

請願書は、議員の紹介により提出しなければなりません。したがって、提出に関する具体的な手続は、議員ないし議員秘書が行います。請願は、国会が開会されますと、召集日から受け付けますが、議院運営委員会の決定により、概ね会期終了日の5日ないし7日前に締め切るのが例となっています。ただし、ごく短期間の国会の場合には、請願を扱わないことがあります。

請願を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に、請願者の住所・氏名を明記しなければなりません。請願者の氏名は自署によることが原則ですが、ワープロなどで印刷された文字を使った場合は押印が必要です。また、外国語による請願書の場合には、訳文の添付が必要です。

なお、同じ請願者が、同一会期内に同一趣旨の請願書を重複して提出することはできません。これは紹介議員が異なっても同様です。

3 請願文書表の作成・配付

請願書が提出されますと、請願文書表が作成・印刷され、各議員に配付されます。請願文書表には、その内容が周知されるよう、請願者の住所氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名及び受理の年月日などが記載されます。

4 請願の審査

請願は請願文書表の配付と同時に、請願事項に基づいて適當の常任委員会又は特別委員会に付託されます。

委員会では、審査の結果に従い、採択すべきものとする請願と、不採択とすべきものとする請願に区別をし、さらに採択すべきものについては内閣に送付するを要するものと、要しないものに区別をして議院に報告することになっています。

本会議では、委員会において採択すべきもの又は不採択とすべきものと決した請願を議題とし、その採決は採択又は不採択とすることについて諮ることと

しています。

なお、採択された請願のうち、内閣において措置することが適当とされたものは、議長から内閣総理大臣に送付されます。内閣からは、毎年2回、その処理経過が議院に報告されます。

○ 陳情の手続

陳情は請願と違い、議員の紹介を必要としません。陳情を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に住所・氏名を明記し、郵送等で議長宛てに提出します。その中で、議長が必要と認めたものは、適當の委員会に参考のため送付されますが、請願と違い文書表は作成されません。

なお、氏名は自署によることが原則ですが、ワープロなどで印刷された文字による場合は押印が必要です。

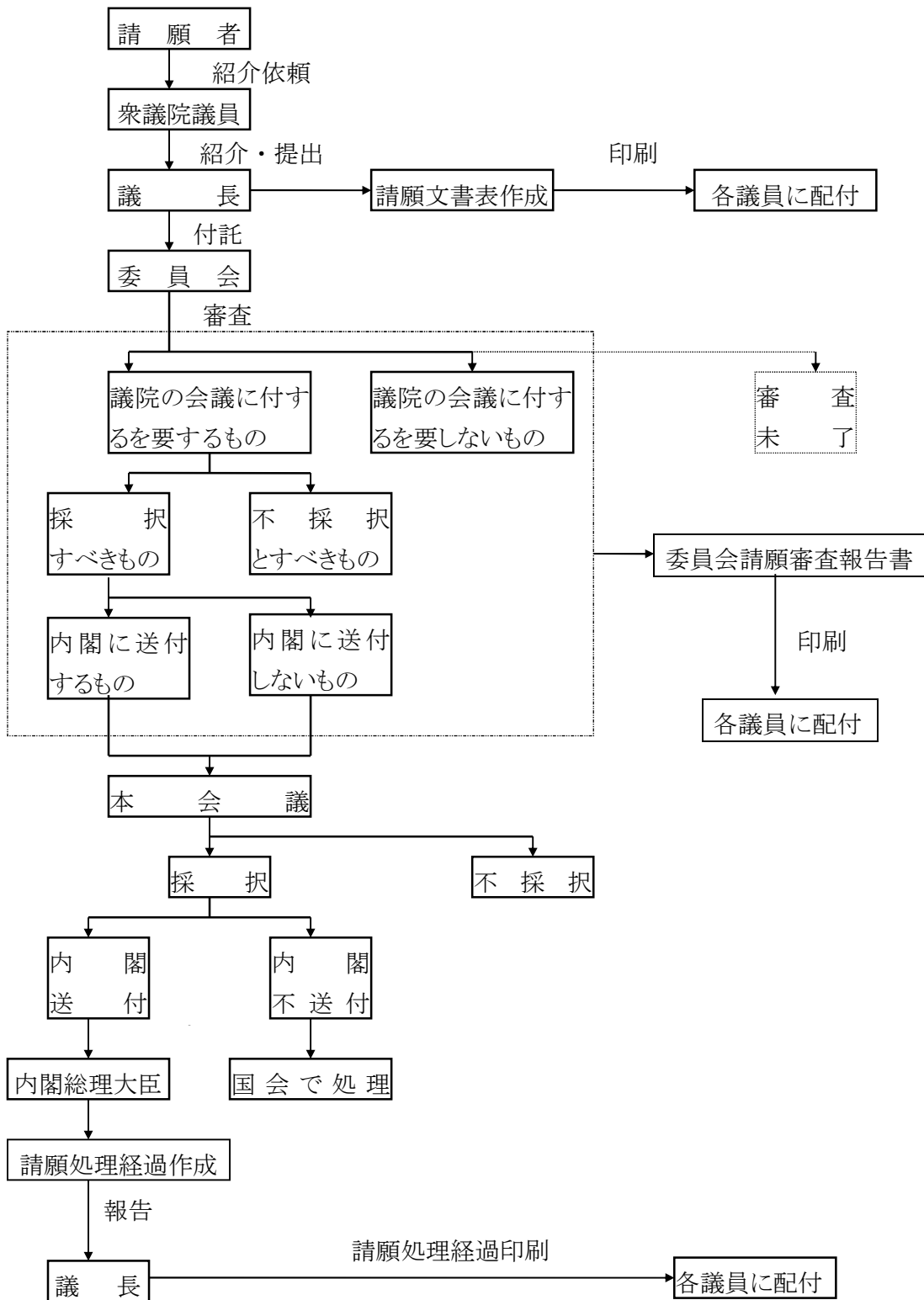
○ 地方議会からの意見書の手続

地方自治法第99条により、地方公共団体の議会から国会に意見書が提出されています。

衆議院への意見書は、議長宛てに、表題を「○○○意見書」とし、当該議会名及び議長名を記載し公印を押印の上、地方自治法第99条に基づく意見書であることを明記して、郵送等で提出されています。

なお、提出された意見書は、議長において受理した後、適當の委員会に参考のため送付されます。

○衆議院における請願処理の概要図



なお、国会閉会后、請願を紹介した議員には、その審査結果が通知されます。

○ 行政に関する苦情受付窓口

決算行政監視委員会では、広く国民から行政に関する苦情を受け付けております。

この苦情制度は、本委員会が行政監視活動を行うための基礎的な資料・情報源のひとつとして活用しようとするものです。苦情の内容は、行政制度・施策の改善、具体的不利益の救済及び不正等に関するものを対象としております。

なお、裁判中のもの、具体性がない意見等については参考的な扱いとなります。(個人の意に沿うような行政救済を目的とする制度ではありません。)

苦情の受付は次のとおりです。

【苦情宛先】

- ・ 郵便による受付 〒100-8960 (東京都千代田区永田町1-7-1)
衆議院決算行政監視委員会「行政に関する苦情」係
(注) 郵便番号を明記すれば、住所は必要ありません。
 - ・ F A Xによる受付
FAX 03 (3581) 7731
 - ・ 電子メールによる受付
kujo@shugiinjk.go.jp
(注) 内容が詳細かつ大量のものについては郵便等でお願ひします。
- いずれの苦情についても、提出者の住所、氏名、電話番号、FAX 番号を必ず明記してください。

○ 意見窓口 「憲法のひろば」

憲法調査会は、平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くための意見窓口「憲法のひろば」を設けております。いただいたご意見は、会長、幹事等に配付し、当調査会の調査に資することとしております。

【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

- ・ 郵便による受付 〒100-8960 (東京都千代田区永田町1-7-1)
衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
(注) 郵便番号を明記すれば、住所は必要ありません。
- ・ F A Xによる受付 03 (3581) 5875
- ・ 電子メールによる受付 kenpou@shugiinjk.go.jp
いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

○ 憲政記念館

憲政記念館は、昭和 45 年に我が国が議会開設 80 年を迎えたのを記念して、議会制民主主義についての一般の認識を深めることを目的として設立され、昭和 47 年 3 月に開館しました。

この記念館のある高台は、室町時代に太田道灌が「わが庵は松原つづき海ちかくふじの高根を軒端にぞ見る」とよんだ松原の一角に連なっていた景勝の地で、江戸時代の初めには加藤清正が屋敷を建て、その後彦根藩の上屋敷となり、幕末には大老井伊直弼もここに住んでいましたが、明治になってからは参謀本部・陸軍省がおかれていました。

昭和 27 年にこの土地は衆議院の所管となり、昭和 35 年には、憲政の功労者である尾崎行雄を記念して、尾崎記念会館が建設されましたが、その後これを吸収して現在の憲政記念館が完成しました。

憲政記念館は、国会の組織や運営などを資料や映像によってわかりやすく紹介するとともに、憲政の歴史や憲政功労者に関係のある資料を収集して常時展示するほか、特別展・講演会などを催しています。

1 憲政史シアター

ソフト「憲政の歩み」を 100 インチのハイビジョン映像で見ることができます。

2 憲政史映像選択コーナー

3 台の 21 インチ画面で、「議事堂ものがたり」などのソフト 9 本を見ることができます。

3 憲政の歩みコーナー

憲政の歩みを、関係資料・写真などで見ることができます。

4 映像検索コーナー

3 台のパソコンで、「憲政史上の人々」、「歴代の衆議院議長」、「歴代の内閣総理大臣」、「錦絵紹介」を検索できます。

5 立体ビジョンコーナー

帝国議会第 1 次仮議事堂に初登院する議員たちのありさまや、初めての議会における衆議院議場での議長選挙の様などを立体映像で見ることができます。

6 議場体験コーナー

開会ベルが鳴ると演壇後方の画面に、議長発言や内閣総理大臣演説の映像が写し出されます。参観者はこれを議席に座って見ることができます。

7 国会の仕組みコーナー

パソコンで、国会の仕組みや世界の議会をわかりやすく紹介するほか、Q & Aを楽しむことができます。

8 情報検索コーナー

10 台のパソコンで、さまざまな博物館などのホームページを検索できます。

9 尾崎メモリアルホール

尾崎行雄の足跡をしのいで、遺品・著作・書跡・写真などを展示しています。

入館料 無料

開館時間 9時30分～17時（入館は16時30分まで）

休館日 毎月の末日及び12月28日から翌年1月4日

衆議院事務局憲政記念館

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-1-1

電話 03(3581)5111（大代表）

03(3581)1651

FAX 03(3581)7962

ホームページアドレス <http://www.shugiin.go.jp>



憲政記念館

○ 国会議員政策担当秘書資格試験

国会議員政策担当秘書資格試験の日程等については、例年4月下旬から受験案内を配付しています。

ここでは、平成16年度の例を掲載します。

1 試験の名称

平成16年度国会議員政策担当秘書資格試験

2 受験資格

- (1) 大学を卒業した者及び平成17年3月までに大学卒業見込みの者並びに国会議員政策担当秘書資格試験委員会がこれらの者と同等以上の学力があると認める者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第7条の規定により、受験することができない。
 - ① 日本国籍を有しない者
 - ② 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ④ 公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から2年を経過しない者

3 試験

(1) 第1次試験

- ①試験日 平成16年7月3日（土）
- ②試験場 東京大学本郷校舎（東京都文京区本郷7-3-1）
- ③試験方法 多肢選択式（教養問題）及び論文式（総合問題）
- ④第1次試験合格者発表 平成16年8月16日（月）に、参議院第二別館前及び衆議院第二別館前に掲示して発表するほか、合格者に郵送で通知する。

(2) 第2次試験

- ①試験日 平成16年8月26日（木）
- ②試験場 衆議院又は参議院（東京都千代田区永田町1-7-1）
- ③試験方法 口述式

4 最終合格者発表

平成16年9月3日（金）に、参議院第二別館前及び衆議院第二別館前に掲示し

て発表するほか、合否については郵送で通知する。

5 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は参議院事務局庶務部議員課（〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1 電話 03-5521-7485）及び衆議院事務局庶務部議員課（〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1 電話 03-3581-5165）において平成16年4月12日（月）から交付する。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は交付業務は行わない。

なお、交付時間は午前9時30分から午後5時30分までとする。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「受験申込用紙請求」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角形2号・A4判が入る大きさ）を必ず同封すること。

(2) 受験の申込み

試験を受けようとする者は、受験申込用紙に所要事項を記入の上、写真2枚（最近6か月以内に撮影した、上半身、無帽、正面向きのもの）を貼って、参議院事務局庶務部議員課あてに配達記録郵便により郵送すること。

(3) 提出書類

受験申込書（第1次試験合格者については、大学の卒業（見込）証明書及び戸籍抄本（いずれも平成16年4月1日以降発行のもの。）を第2次試験の際に提出のこと。）

(4) 受験申込受付期間

平成16年5月6日（木）から5月20日（木）まで。

ただし、平成16年5月20日までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 合格者の採用方法

最終合格者は、国会議員政策担当秘書資格試験合格者登録簿に記載され、衆議院議員又は参議院議員が、当該登録簿に記載された者の中から採用する。

7 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、参議院事務局庶務部議員課又は衆議院事務局庶務部議員課に行うこと。

(2) 本試験はあくまでも資格試験であり、合格により採用が担保されているわけではなく、採用・解職については国会議員が決定することになるので、その旨十分留意すること。

衆議院事務局庶務部議員課

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話 03-3581-5165

ホームページアドレス <http://www.shugiin.go.jp>

参議院事務局庶務部議員課

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話 03-5521-7485

ホームページアドレス <http://www.sangiin.go.jp>

○ 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧

「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」に基づき、衆議院議員の

- ・ 資産等報告書
- ・ 資産等補充報告書
- ・ 所得等報告書
- ・ 関連会社等報告書

を、次の要領で閲覧できます。

なお、閲覧できる報告書は、過去7年分のものになります。

・ 閲覧場所

東京都千代田区永田町1-6-3

衆議院第二別館8階 資産等報告書等閲覧室

交通：地下鉄千代田線及び丸ノ内線国会議事堂前駅下車（4番出口）

・ 閲覧日時

閲覧日：原則として、1月4日～12月28日までの毎日。

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日に当たる日は
閲覧できません。

時 間：9時30分～12時、13時～17時

・ その他

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03-3581-5111 内線2638、
2631）までお問い合わせください。

○ 衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧

「国会議員の秘書の給与等に関する法律」に基づき、衆議院議員の秘書の兼職に係る文書を次の要領で閲覧できます。

・ 閲覧場所

東京都千代田区永田町1-6-3

衆議院第二別館8階 資産等報告書等閲覧室

交通：地下鉄千代田線及び丸ノ内線国会議事堂前駅下車（4番出口）

・ 閲覧日時

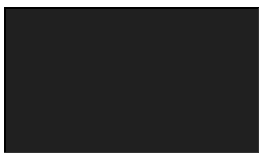
閲覧日：原則として、1月4日～12月28日までの毎日。

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日に当たる日は
閲覧できません。

時 間：9時30分～12時、13時～17時

・ その他

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03-3581-5111 内線2634、
2636）までお問い合わせください。



国会年表

○国会年表

〔平成 15 年 12 月 16 日から平成 16 年 12 月 15 日までの政治等の主な動きについて国会を中心に作成したものである。〕

年月日	事項
平成 15(2003) 12. 16	参院 ・外交防衛委 イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画等に関する件について質疑 与党、平成 16 年度税制改正大綱を決定
17	衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区繰上補充（木村隆秀君（自民）当選
18	12. 19 当選報告書受領) 衆院 ・議院運営委警察小委 国会関連施設の警備強化の件について、協議決定 防衛庁、イラク人道復興支援特措法に基づく「実施要項」を策定
19	政府 ・「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を閣議決定 ・「イラクにおける人道復興支援等関連業務に従事する者に対する特別ほう賞実施要領について」を閣議決定 石破防衛庁長官、陸・海・空自衛隊にイラク人道復興支援特措法に基づく対応措置の実施に関する命令を発出
20	政府 ・「平成 16 年度予算における一般会計公債発行額について」を閣議決定
22	総合規制改革会議、「規制改革の推進に関する第 3 次答申－活力ある日本の創造に向けて－」
23	米国農務省、米国内で牛海綿状脳症（BSE）感染の疑いがある牛が発見されたことを発表（12. 24 米国産牛肉と牛肉製品等の輸入を停止）
24	政府 ・「平成 16 年度一般会計歳入歳出概算について」を閣議決定
25	最高裁、戸籍法施行規則第 60 条は、法による委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効と解すべきであるとの初判断（平成 16. 9. 27 別表第 2 を改正し、人名用漢字 488 字を追加）
26	政府 ・「総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第 3 次答申」に関する対処方針について」を閣議決定 イラン南東部で大地震が発生（死者 4 万人超）
29	埼玉県警、買収等の公職選挙法違反容疑で、衆議院議員新井正則君（自民）を逮捕（平成 16. 1. 15 起訴）
平成 16(2004) 1. 1	小泉内閣総理大臣、靖国神社に参拝 アフガニスタンのロヤジェルガ（国民大会議）、新憲法（大統領制の導入・二院制議会の設置等）を採択
4	米国の無人探査車「スピリット」、火星への着陸に成功
6	衆院 ・自民、西村康稔君の会派所属届を提出 第 159 回国会（常会）召集詔書公布
9	石破防衛庁長官、イラク復興支援のため、陸自先遣隊及び空自本隊に派遣命令 民主党定期大会（2 日間）
12	山口県阿東町の採卵鶏農場で鳥インフルエンザ発生（国内では 79 年ぶり） 共産党大会

年 月 日	事 項
	元衆議院議長坂田道太君死去（87歳）
13	衆院 ・財務金融委 金融に関する件について、参考人株式会社足利銀行元取締役頭取日向野善明君外1名に質疑（同参院 財政金融委1.15
14	質疑） 最高裁、参議院議員定数訴訟（平成13.7.29参院選の最大格差5.06倍）で 上告棄却（合憲）判決 参議院比例代表選出議員江本孟紀君（無）退職（公職選挙法第90条によ る）
15	政府 ・水際危機管理チームを設置（2空港・5港湾に危機管理官を配置） 政府 ・「平成16年度税制改正の要綱について」を閣議決定
16	経済財政諮問会議、構造改革と経済財政の中期展望の2003年度改定を答申 （2006年度名目2%成長を明記） 自民党定期大会 元参議院副議長阿具根登君死去（91歳） 衆院 ・自民、新井正則君の会派離脱届を提出
17	第159回国会（常会）召集 （会期150日間 6.16まで）
19	衆院会派別議員数（自民244 民主179 公明34 共産9 社民6 改革4 無4） 参院会派別議員数（自民116 民主71 公明23 共産20 社民5 無会4 みどり2 無4 欠員2）
	開会式
	両院 ・施政方針・外交・財政・経済演説 ・平成14年度決算提出
	衆院 ・常任委員長選任（外務外4－民主） ・特別委員会設置（災害対策 倫理選挙 沖縄北方 青少年 事態対 処 イラク支援） ・平成15年度補正予算提出（2.9成立） ・平成16年度予算提出（3.26成立） ・平成16年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関す る法律案（閣法）提出（3.26成立） ・イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関 する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等によ る人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承 認を求めるの件提出（1.31承認 参院2.9承認）
	衆議院埼玉県第8区選出議員新井正則君（無）辞職
	参院 ・特別委員会設置（災害対策 沖縄北方 金融経済 倫理選挙 イラ ク・事態）
	政府 ・「構造改革と経済財政の中期展望－2003年度改定について」を閣議 決定 ・「平成16年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について」 を閣議決定
	衆院 ・施政方針演説等に対する質疑（2日間） ・小泉内閣総理大臣の再答弁を巡り紛糾、議事延期・散会動議に対し 起立採決、賛成多数で散会
21	

年月日	事項
	衆院 ・憲法調査会 最高法規、安保・国際協力、基本的人権、統治機構の4小委員会を設置
22	参院 ・施政方針演説等に対する質疑（2日間） 参議院比例代表選出議員選挙繰上補充（樋口俊一君（民主）当選 当選通知書受領）
23	石破防衛庁長官、イラク復興支援のため、陸自本隊及び海自部隊に派遣命令ルーカス・スペイン上院議長来日（参議院議長招待 1.30 離日）
26	衆院 ・農林水産委 米国BSE及び鳥インフルエンザ問題について説明聴取後、質疑（同参院1.28 質疑）
27	衆議院広島県第5区選出議員・元外務大臣池田行彦君（自民）死去（66歳）
28	衆院 ・外国為替及び外国貿易法の一部改正案（自民・公明・民主共同）提出（2.9 成立） 鳥インフルエンザ感染拡大で、タイ・バンコクで緊急閣僚会議開催
29	衆院 ・イラク支援特委 イラク復興支援のための自衛隊派遣の国会の承認を求めるの件について、参考人から意見聴取（同参院 イラク・事態特委2.9 意見聴取） ・民主、古賀潤一郎君の会派離脱届を提出（同日党除籍処分） 東京高裁、旧ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団事件で受託収賄罪に問われた小山孝雄元参議院議員に実刑判決（2.13 確定）
30	衆院 ・イラク支援特委混乱のうちにイラク復興支援のための自衛隊派遣の国会の承認を求めるの件承認 ・開会 延会
	衆院 （午前0時33分開会）
31	・平成15年度補正予算可決（民主、共産、社民欠席） ・イラク復興支援のための自衛隊派遣の国会の承認を求めるの件承認（民主、共産、社民欠席）
2. 3	衆院 ・所得税法等の一部改正案（閣法）提出（3.26 成立） ・中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正案（閣法）提出（4.14 成立） ・中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正案（閣法）提出（4.14 成立）
	与党年金制度改革協議会、「2004年年金制度改革について」合意
4	衆院 ・金融機能の強化のための特別措置に関する法律案（閣法）提出（6.14 成立）
6	・預金保険法の一部改正案（閣法）提出（6.14 成立） ・地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正案（閣法）提出（3.26 成立） ・所得譲与税法案（閣法）提出（3.26 成立） ・地方交付税法等の一部改正案（閣法）提出（3.26 成立）
	参院 ・平成15年度補正予算可決成立
9	衆院 ・国民年金法等の一部改正案（閣法）提出（6.5 成立） ・年金積立金管理運用独立行政法人法案（閣法）提出（6.5 成立）
10	・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正案（閣法）提出（6.5 成立）

年 月 日	事 項
12	<ul style="list-style-type: none"> ・特許審査の迅速化等のための特許法等の一部改正案（閣法）提出（5.28 成立） 衆院 ・景観法案（閣法）提出（6.11 成立） ・景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法）提出（6.11 成立） ・都市緑地保全法等の一部改正案（閣法）提出（6.11 成立） <p>東京地裁、秘書給与詐欺事件で詐欺罪に問われた辻元清美元衆議院議員に有罪判決（2.27 確定）</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> 衆院 ・外務委 北朝鮮による拉致及び核開発問題等に関する小委員会を設置 衆院 ・義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部改正案（閣法）提出（3.31 成立）
17	<p>大分県九重町の民家で飼育されていたチャボが鳥インフルエンザに感染（3.11 大分県、鳥インフルエンザ終息宣言）</p>
18	<ul style="list-style-type: none"> 両院 ・国家基本委合同審査会 国家の基本政策について討議（同4.14 討議） 参院 ・予算委 平成16年度総予算審査のため、鹿児島県・熊本県・大阪府・兵庫県に委員派遣（3日間） ・憲法調査会 二院・参院小委員会を設置 <p>衆議院鹿児島県第5区選出議員・元通商産業大臣山中貞則君（自民）死去（82歳）</p>
20	<p>アナン国連事務総長来日（2.23 小泉内閣総理大臣と会談 2.24 参院議場で演説 2.25 離日）</p>
21	<p>東京高裁、薬害エイズ事件の控訴審で高齢のため安部英元帝京大学副学長の公判停止を決定</p>
23	<ul style="list-style-type: none"> 衆院 ・外務委拉致・核問題小委 北朝鮮による拉致及び核開発問題等に関する件について、参考人から意見聴取（同3.2、6.1 意見聴取）
24	<p>国民保護法制整備本部（本部長福田内閣官房長官）、国民保護法案の要綱を決定</p>
25	<ul style="list-style-type: none"> 衆院 ・予算委 年金及び構造改革問題等について、集中審議第2回6か国協議、北京で開催（4日間） 衆院 ・予算委公聴会 平成15年度予算について、公述人から意見聴取（2日間）（同参院3.18 意見聴取）
26	<ul style="list-style-type: none"> 参院 ・谷垣財務大臣、平成14年度決算の概要について報告 ・出入国管理及び難民認定法の一部改正案（閣法）提出（5.27 成立）
27	<p>地域再生本部（本部長小泉内閣総理大臣）、地域再生策「地域再生推進プログラム」を決定</p> <p>東京地裁、地下鉄サリン事件等13事件で殺人罪などに問われたオウム真理教元代表松本智津夫（麻原彰晃）被告に死刑判決（同日控訴）</p> <p>京都府丹波町の養鶏場で鳥インフルエンザが発生（通報の遅れにより近隣養鶏場に2次感染、鶏・卵が一部流通 4.13 京都府、鳥インフルエンザ終息宣言）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 衆院 ・行政事件訴訟法の一部改正案（閣法）提出（6.2 成立） ・裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案（閣法）提出（5.21 成立）

年 月 日	事 項
3. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合法律支援法案（閣法）提出（5.26 成立）
3	<p>衆院 ・ 予算委 北朝鮮問題について、集中審議 旧日本長期信用銀行の破綻処理・年金問題について、参考人から意見聴取</p>
5	<p>衆議院 東海選挙区選出議員佐藤観樹君（民主）辞職（同日党除籍処分）</p>
5	<p>衆院 ・ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案（民主）提出（4.23 否決）</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融再生委員会設置法案（民主）提出（4.23 否決）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券取引法等の一部改正案（閣法）提出（6.2 成立）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部改正案（閣法）提出（6.2 成立）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託業法案（閣法）提出（衆院継続）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部改正案（閣法）提出（6.11 成立）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 16 年度予算可決
5	<p>愛知県警、秘書給与詐取事件における詐欺容疑で、佐藤観樹前衆議院議員・元自治大臣を逮捕（3.29 起訴）</p>
7	<p>衆院 ・ 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件提出（5.20 承認 参院 6.14 承認）</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）の締結について承認を求めるの件提出（5.20 承認 参院 6.14 承認）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 II）の締結について承認を求めるの件提出（5.20 承認 参院 6.14 承認）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案（閣法）提出（6.14 成立）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案（閣法）提出（6.14 成立）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案（閣法）提出（6.14 成立）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案（閣法）提出（6.14 成立）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案（閣法）提出（6.14 成立）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（閣法）提出（6.14 成立）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊法の一部改正案（閣法）提出（6.14 成立）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造改革特別区域法の一部改正案（閣法）提出（5.21 成立）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法の一部改正案（閣法）提出（5.19 成立）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の合併の特例に関する法律の一部改正案（閣法）提出（5.19 成立）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の合併の特例等に関する法律案（閣法）提出（5.19 成立）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益通報者保護法案（閣法）提出（6.14 成立）

年月日	事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路株式会社法案（閣法）提出（6.2成立） ・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（閣法）提出（6.2成立） ・日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（閣法）提出（6.2成立） ・日本道路公団等民営化関係法施行法案（閣法）提出（6.2成立）
11	<p>参院 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案（閣法）提出（5.27成立）</p> <p>スペイン・マドリードで列車爆破テロ（死傷者多数）</p> <p>衆院 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正案（閣法）提出（6.2成立）</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学委 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部改正案について、参考人から意見聴取（同参院 文教科学委 3.30 意見聴取） <p>韓国国会、盧武鉉大統領弾劾訴追案可決、職務権限が停止（5.14 憲法裁判所、弾劾訴追案棄却、大統領復権）</p> <p>九州新幹線、新八代ー鹿児島中央間開業</p> <p>ロシア大統領選挙、プーチン大統領再選（5.7 就任）</p>
13	<p>衆院 憲法調査会 日本国憲法に関する調査のため、広島県に委員派遣（地方公聴会）</p>
14	
15	<p>衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区繰上補充（津川祥吾君（民主）当選 3.17 当選報告書受領）</p>
16	<p>参院 予算委 経済・金融、年金・社会保障について、集中審議</p> <p>政府 鳥インフルエンザ対策に関する関係閣僚による会合で「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を決定</p> <p>衆院 財務金融委 金融に関する件について、参考人前田晃伸君外3名から意見聴取</p>
17	<p>参院 外来生物種規制法案（参法）提出（審査未了）</p> <p>衆院 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正案（議院運営委員長）提出（3.31 成立）</p>
18	<p>政府 「規制改革・民間開放推進3か年計画について」を閣議決定</p> <p>陳水扁台湾総統、総統選挙中に銃撃され負傷（3.20 陳総統再選、5.20 就任）</p>
19	<p>パウラウスカス・リトアニア共和国国会議長来日（衆議院議長招請 3.27 離日）</p>
21	<p>参院 予算委 外交・防衛等について、集中審議</p>
23	<p>東京地裁、学生無年金障害者訴訟で、昭和60年の国民年金法改正時に未加入学生の不利益を放置したのは法の下での平等を保障する憲法に違反するとする初判断</p>
24	<p>沖縄県警、尖閣諸島の魚釣島に上陸した中国人7人を出入国管理及び難民認定法違反容疑で逮捕（3.26 強制退去処分）</p>
25	<p>衆院 Iraq 支援特委 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにIraqにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等に関する件について、参考人から意見聴取</p> <p>参院 平成16年度予算可決成立</p>

年月日	事 項
	衆院 ・安全保障委 我が国の領土保全に関する件について決議
26	衆院 ・特定船舶等の入港の禁止に関する特別措置法案（民主）提出（6.1 撤回）
30	
31	帝都高速度交通営団（営団地下鉄）民営化、東京地下鉄株式会社（東京メトロ）発足
4. 1	全国 89 の国立大学・短大が法人化
	参院 ・難民等の保護に関する法律案（参法）提出（審査未了）
	政府 ・「個人情報保護に関する基本方針について」を閣議決定
2	衆院 ・高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案（民主）提出（4.27 否決）
5	衆院 ・法務委 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案外関連 1 法案について、参考人から意見聴取（同 4.14 同参院 5.13 意見聴取）
6	・特定船舶の入港の禁止に関する法律案（自民・公明共同）提出（6.1 撤回） ・家畜伝染病予防法の一部改正案（閣法）提出（5.26 成立）
	イラクで 3 邦人を武装集団が拘束（4.15 解放）
	イラクの陸上自衛隊宿営地付近に砲弾が着弾
7	衆院 ・高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案（民主）提出
8	（審査未了） ・議院運営委 議員秘書の氏名等の公表に係る各会派申合せの件について、協議決定
	衆院 ・国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長）提出（5.12 成立）
9	社民党臨時党大会
	衆院 ・法務委公聴会 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案外関連 1 法案について、公述人から意見聴取
10	
12	衆議院北関東選挙区選出議員木下厚君（民主）退職（公職選挙法第 90 条による）
13	参議院鹿児島県選挙区選出議員森山裕君（自民）退職（公職選挙法第 90 条による）
	衆院 ・国土交通委 高速道路株式会社法案外関連 3 法案について、参考人から意見聴取（同参院 5.25 意見聴取）
	参院 ・法務委 出入国管理及び難民認定法の一部改正案（閣法）、難民等の保護に関する法律案（参法）について、参考人から意見聴取
	・環境委 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案（閣法）、外来生物種規制法案（参法）について、参考人から意見聴取
	東京地検、中央社会保険医療協議会を巡る汚職事件で、下村健元社会保険庁長官ら 7 人を贈収賄容疑で逮捕（5.4 起訴）
14	イラクで 2 邦人を武装集団が拘束（4.17 解放）
	全衆議院議員、資産公開
	衆院 ・国土交通委 高速道路株式会社法案外関連 3 法案（閣法）、高速道路事業改革基本法案（民主）審査のため、滋賀県・大分県に委員派遣（地方公聴会）
19	

年 月 日	事 項
20	<p>衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区繰上補充（本多平直君（民主）当選 4.21 当選報告書受領）</p> <p>衆院 ・川口外務大臣、イラクにおける邦人人質事件等について発言（参院 4.21 報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務委 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案外関連 1 法案（閣法）、総合法律支援法案（閣法）、刑事訴訟法の一部改正案（民主）について、参考人から意見聴取 ・財務金融委 金融機能の強化のための特別措置に関する法律案外関連 1 法案（閣法）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案外関連 1 法案（民主）審査のため、東京都（八王子市）に委員派遣（地方公聴会） ・同委 金融機能の強化のための特別措置に関する法律案外関連 1 法案（閣法）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律等の一部を改正する等の法律案外関連 1 法案（民主）について、参考人から意見聴取 ・厚生労働委 日歯連及び中医協問題について、参考人に対し質疑 ・国土交通委 高速道路株式会社法案外関連 3 法案（閣法）、高速道路事業改革基本法案（民主）について、参考人から意見聴取 <p>衆院 ・法務委 総合法律支援法案について、参考人から意見聴取（同参院 5.25 意見聴取）</p>
22	<p>厚生労働委 国民年金法等の一部改正案外関連 2 法案（閣法）、高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案（民主）について、参考人から意見聴取</p>
23	<p>北朝鮮で貨物列車爆発（死傷者多数）</p> <p>衆院 ・経済産業委 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部改正案について、参考人から意見聴取（同参院 5.25 意見聴取）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事態対処特委 武力攻撃事態等における国民保護法案外関連 6 法案及び関係 3 条約について、参考人から意見聴取（同参院 イラク・事態特委 6.11 意見聴取） <p>政府 ・「テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について」を閣議決定</p>
25	<p>衆議院埼玉県第 8 区選出議員補欠選挙（柴山昌彦君（自民）当選 4.26 当選報告書受領）</p> <p>衆議院広島県第 5 区選出議員補欠選挙（寺田稔君（自民）当選 4.27 当選報告書受領）</p> <p>衆議院鹿児島県第 5 区選出議員補欠選挙（森山裕君（自民）当選 4.28 当選報告書受領）</p>
26	<p>政府 ・郵政民営化準備室を内閣官房に設置</p> <p>衆院 ・高速道路株式会社法案外関連 3 法案可決</p>
27	<p>参院 ・厚生労働委 日本歯科医師会・日本歯科医師連盟問題に関する件について、参考人に対し質疑</p>
	<p>最高裁、筑豊じん肺訴訟で国と日鉄鉱業の上告棄却判決（賠償命令確定）</p> <p>衆院 ・厚生労働委 国民年金法等の一部改正案外関連 2 法案可決（採決に際し、一部委員退席）</p>

年月日	事項
28	小泉内閣全閣僚及び民主党「次の内閣」担当、国民年金保険料納付状況を公表（未加入・未納問題が表面化）
5. 1	欧州連合（EU）、10か国が加盟し、25か国体制始動 与野党（自民・公明・民主）幹事長・国対委員長会談、年金制度一元化検討等で合意
6	内閣官房長官福田康夫君辞任 後任細田博之君任命 カディロフ・チェチェン共和国大統領、暗殺される（52歳）
7	衆院 ・法務委 行政事件訴訟法の一部改正案について、参考人から意見聴取（同参院6.1意見聴取）
9	
11	・国土交通委 景観法案外関連2法案について、参考人から意見聴取 ・国民年金法等の一部改正案修正議決、関連2法案可決 衆院 ・憲法調査会公聴会 日本国憲法に関する件について、公述人から意見聴取（2日間）
12	衆院 ・常任委員長選任（決算行政監視－民主） 参院 ・常任委員長選任（内閣外2－民主）
14	マジジャーリー・ヨルダン下院議長来日（衆議院議長招請 5.22離日）
16	参院 ・法務委 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案外関連1法案、 総合法律支援法案の審査に資するため、宮城県・大阪府に委員派遣
17	（地方公聴会） サリム・イラク統治評議会議長、自爆テロにより暗殺される
18	衆院 ・文部科学委 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正案について、参考人から意見聴取（同参院 文教科学委6.1意見聴取） ・農林水産委 農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部改正案について、参考人から意見聴取
	民主党両院議員総会、岡田克也幹事長を代表に選出
	衆院 ・内閣委 公益通報者保護法案について、参考人から意見聴取（同参院6.10意見聴取）
19	衆院 ・武力攻撃事態等における国民保護法案外関連6法案（武力攻撃事態等における国民保護法案及び武力攻撃事態等における特定公共施設等利用法案は修正議決）可決及び関係3条約承認
20	衆院 ・環境委 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案について、参考人から意見聴取
21	小泉内閣総理大臣、北朝鮮訪問に出発（日朝首脳会談 拉致被害者家族5人帰国食糧・医薬品の支援等表明 同日帰国）
22	参院 ・国土交通委 高速道路株式会社法案外関連3法案の審査に資するため、宮城県に委員派遣（地方公聴会）
24	衆院 ・小泉内閣総理大臣、北朝鮮訪問に関する報告（参院5.26報告） ・法務委 出入国管理及び難民認定法の一部改正案（閣法）、難民等の保護に関する法律案（民主）について、参考人から意見聴取
25	政府 「規制改革・民間開放推進本部の設置について」を閣議決定（初会合 本部長小泉内閣総理大臣） 名古屋地裁、衆院選を巡る買収事件で公職選挙法違反の罪に問われた近藤ひろし前衆議院議員に有罪判決（6.9確定） 警視庁及び神奈川・新潟・群馬県警、国際テロ組織幹部の日本不正入国事件

年月日	事	項
26	で、関係先を一斉搜索し、外国人5人を出入国管理及び難民認定法違反容疑等で逮捕 知的財産戦略本部（本部長小泉内閣総理大臣）、「知的財産推進計画2004」を決定	
27	イラクで2邦人が銃撃を受け死亡 ラミレス・メキシコ上院議長来日（参議院議長招待 6.3離日）	
29	衆院 ・政治倫理審査会 議員原田義昭君からの審査申出に関する件について、同君より弁明を聴取の後、質疑	
31	参院 ・厚生労働委 国民年金法等の一部改正案外関連2法案の審査に資するため、神奈川県に委員派遣（地方公聴会）	
	衆院 ・特定船舶の入港の禁止に関する特措法案（国土交通委員長）提出（6.14成立）	
6. 1	イラク暫定政府発足 長崎県佐世保市の小学校で、6年女子児童が同級生に切られ死亡	
	参院 ・特別委員会設置（拉致問題） ・平成14年度決算議決	
2	・高速道路株式会社法案外関連3法案可決成立	
	衆院 ・平成14年度決算議決	
	参院 ・厚生労働委 混乱のうちに国民年金法等の一部改正案外関連2法案可決	
3	さいたま地裁、衆院選を巡る選挙違反事件で公職選挙法違反の罪に問われた新井正則前衆議院議員に有罪判決（6.18確定）	
	衆院 ・厚生労働委員長衛藤晟一君解任決議案（民主・共産・社民共同）提出（否決）	
4	・グループ改革、会派解散届出 ・自民、川上義博君外3名の会派所属届を提出	
	参院 ・厚生労働委員長国井正幸君解任決議案（民主）提出（審議中に延会）	
	政府 ・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004について」を閣議決定 ・「少子化社会対策大綱について」を閣議決定	
	参院 （午前0時11分開会） ・厚生労働委員長国井正幸君解任決議案（民主）提出（否決）	
5	（午前4時21分再開） ・副議長は散会する旨述べたが、議長はその無効を宣告 （午前7時39分再開） ・仮議長選挙竹山裕君（自民）当選 ・議長不信任決議案（民主・共産・社民共同）提出（否決）（民主・社民欠席） ・事務総長川村良典君不信任決議案（民主）提出（否決）（民主・社民欠席） ・厚生労働大臣坂口力君問責決議案（民主・共産・社民共同提出）否決（民主・社民欠席） ・国民年金法等の一部改正案外関連2法案可決成立（民主・社民欠席）	

年月日	事	項
	レーガン元米国大統領死去（93歳 6.11 国葬）	
	衆院 ・国民年金法の一部改正案（自民）提出（衆院継続）	
7	小泉内閣総理大臣、米国訪問に出発（日米首脳会談 6.8～10 シーアイランド・サミット出席 6.12 帰国）	
8	シーアイランド・サミット開催（6.9「大量破壊兵器不拡散に関する行動計画」採択 6.10 議長総括を発表して閉幕）	
	国連安保理、イラク新決議第 1546 号を採択（6月末の占領終結及び完全な主権回復を宣言等）	
10	参院 ・内閣委 公益通報者保護法案について、参考人から意見聴取 小泉内閣総理大臣、イラク主権移譲後に編成される多国籍軍への自衛隊参加を正式表明	
	厚生労働省、「平成 15 年人口動態統計年計（概数）の概況」公表（合計特殊出生率 1.29）	
	神奈川・山口両県警、欠陥大型車の運転手死亡事故に関し業務上過失致死容疑で、河添克彦三菱自動車元社長ら 6 人を逮捕（7.1 起訴）	
14	参院 ・武力攻撃事態等における国民保護法案外関連 6 法案可決成立及び関係 3 条約承認 ・金融機能の強化のための特別措置に関する法律案外関連 1 法案について中間報告を求めるの動議可決 ・財政金融委員長円より子君、中間報告 ・金融機能の強化のための特別措置に関する法律案外関連 1 法案可決成立 ・ユニバーサル社会の形成促進に関する決議案（自民・民主・公明・共産・無会共同）提出（6.16 可決）	
15	衆院 ・議員津村啓介君を懲罰委に付するの動議可決 ・小泉内閣不信任決議案（民主・共産・社民共同）提出（否決）	
	I T 戦略本部（本部長小泉総理大臣）、「e-Japan 重点計画-2004」を決定 衆参両院議長の諮問機関「国会議員の互助年金等に関する調査会」初会合（座長中島忠能前人事院総裁）	
16	第 159 回国会閉会	
18	衆院 ・イラク支援特委 イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等について質疑 政府 ・「イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等について」を閣議決定 ・「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について」を閣議決定	
	第 3 回 6 か国協議、北京で開催（6.26 議長声明を発表し、閉幕）	
	第 20 回参議院議員通常選挙施行公示	
23	総務省、参院選公示前日現在の選挙人名簿登録者数を発表（選挙区間の 1 票の格差は最大 5.16 倍）	
24	財務省、平成 16 年 3 月末現在の国債及び借入金現在高が 703 兆 1,478 億円と発表	
25	イラク連合国暫定施政当局（C P A）、暫定政府に主権移譲 政府 ・「イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等について」を閣	

年月日	事	項
28	議決定 ・「「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について」の変更について」を閣議決定 ・「イラク暫定政府の承認について」を閣議決定	
7. 1	イラク特別法廷、フセイン元大統領らの訴追手続開始 北朝鮮による拉致被害者の曾我ひとみさんがインドネシア・ジャカルタで家族3人と再会（7.18 曾我さん一家4人が帰国・来日）	
9	第20回参議院議員通常選挙 （比例代表 48（自民 15 民主 19 公明 8 共産 4 社民 2）選挙区 73（自民 34 民主 31 公明 3 無 5））	
11	新潟・福島両県に集中豪雨（平成16年7月新潟・福島豪雨）（死者16人） 中野衆議院副議長、南欧諸国親善訪問及び政治経済事情等視察のため出発	
13	（7.24 帰国）	
14	東京地検、日本歯科医師連盟の資金流用事件で、吉田幸弘前衆議院議員ら3人を業務上横領容疑で逮捕（8.4 起訴）	
15	年金改革法の条文誤りについて、内閣法制局・厚生労働省幹部ら多数処分 福井県に集中豪雨（平成16年7月福井豪雨）（死者・行方不明者5人）	
16	小泉内閣総理大臣、新潟・福島豪雨の被災地（新潟県三条市・中之島町）を視察	
17		
19	元内閣総理大臣・元衆議院議員鈴木善幸君死去（93歳 8.26 内閣・自民党合同葬）	
	衆院 ・議院運営委理事会 年金改革法の条文誤りについて対応協議 小泉内閣総理大臣、韓国訪問に出発（首脳会談 7.22 帰国）	
21	衆院 ・災害対策特委 平成16年7月梅雨前線豪雨災害について、説明聴取（7.29 質疑）	
22	第160回国会（臨時会）召集詔書公布	
	政府 ・年金改革法の条文誤り（15項目40か所）を正誤表の官報掲載により訂正	
27		
	東京地検、買収等の公職選挙法違反容疑で、吉田幸弘前衆議院議員ら8人を逮捕（8.17 起訴）	
28		
	第160回国会（臨時会）召集 （会期8日間 8.6まで）	
	衆院会派別議員数（自民249 民主178 公明34 共産9 社民6 無4）	
30	参院会派別議員数（自民114 民主84 公明24 共産9 社民5 無6）	
	衆院 ・特別委員会設置（災害対策 倫理選挙 沖縄北方 青少年 事態対処 イラク支援） ・国民年金法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案（民主）提出（8.5 否決）	
	参院 ・議長倉田寛之君辞任許可 ・議長選挙扇千景君（自民）当選 ・副議長選挙角田義一君（民主）当選 ・常任委員長選任（内閣外16－自民9 民主6 公明2） ・特別委員会設置（災害対策 沖縄北方 金融経済 倫理選挙 イラク・事態拉致問題） ・憲法調査会委員選任（会長関谷勝嗣君） ・政治倫理審査会委員選任（会長若林正俊君）	

年 月 日	事 項
	<ul style="list-style-type: none"> ・扇議長・角田副議長党籍離脱 ・国民年金法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案（民主）提出（未了）
	開会式
	政府 ・「平成 17 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を閣議決定
	衆院 ・小泉内閣総理大臣、第 30 回主要国首脳会議出席に関する報告（同参院 8. 3 報告）
8. 2	両院 ・災害対策特委 平成16年 7 月梅雨前線豪雨による被害状況等調査のため、新潟県・福井県に委員派遣
4	衆院 ・国民年金法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案否決 ・議員津村啓介君懲罰事犯の件議決（公開議場における戒告）
5	・厚生労働大臣坂口力君不信任決議案（民主・共産・社民共同）提出（否決）
	政府 ・北朝鮮に対する人道支援として、総額 52 億円相当の食糧・医薬品を提供することを決定
	両院 ・国家公務員の月額給与、期末・勤勉手当ともに水準改定なし等の人事院勧告受領
6	第 160 回国会閉会
	関西電力美浜原子力発電所 3 号機蒸気噴出事故（死傷者 11 人） イラクの陸上自衛隊宿営地付近に砲弾が着弾
9	衆院 ・経済産業委 梅雨前線豪雨による中小商工業の被害状況等調査のため、新潟県に委員派遣
10	
11	日朝実務者協議、北京で開催（2 日間） 沖縄県宜野湾市の沖縄国際大学構内に在沖米海兵隊ヘリコプターが墜落（8. 27「沖縄在日米軍ヘリ墜落事故関係大臣等会合」初会合）
13	第 28 回夏季オリンピック大会、ギリシャ・アテネで開催（202 か国・地域参加 日本、過去最高の 37 個のメダル獲得 8. 29 閉会） イラク暫定政権発足後初の国民会議開幕（8. 18 諮問評議会議員を選出し閉幕）
15	米国政府、ビザ免除の 27 か国の短期滞在旅行者に対し、9 月 30 日以降入国時の顔写真撮影及び指紋採取義務づけを発表
17	台風第 15 号と前線に伴う大雨（香川県・愛媛県等で死者 10 人） 全国知事会等地方 6 団体、「国庫補助負担金等に関する改革案」取りまとめ
	イラクの陸上自衛隊宿営地付近に 24 日まで 3 夜連続砲弾が着弾
19	政府 ・「国際組織犯罪等対策推進本部の改組について」を閣議決定（9. 3
21	国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部初会合 本部長細田内閣官
24	房長官）
	ロシアで旅客機 2 機が墜落（乗員・乗客 89 人全員死亡） 東京地検、日本歯科医師連盟からの 1 億円献金を報告書に記載しなかった問題で、滝川俊行自民党旧橋本派会計責任者を政治資金規正法違反容疑で逮捕（9. 18 起訴）
29	民主党代表選挙告示（立候補者 岡田克也代表） 台風第 16 号、西日本縦断（死者・行方不明者 17 人）

年月日	事項
30	衆院 ・経済産業委 関西電力美浜発電所3号機蒸気噴出事故について、参考人関西電力株式会社取締役社長藤洋作君から意見聴取後、参考人
31	藤洋作君外2名に質疑
9. 1	浅間山噴火(21年ぶり) ロシア連邦北オセチア共和国で武装集団が学校占拠(9.3制圧 死傷者多数)
2	小泉内閣総理大臣、海上保安庁の巡視船で北方領土を視察 河野衆議院議長、第3回G8下院議長会議出席のため、米国に出発(9.13帰国)
6	衆院 ・沖縄北方特委 沖縄及び北方問題に関する件について質疑 参院 ・沖縄北方特委 宜野湾市における米軍ヘリ墜落事故等に関する件について質疑
7	最高裁、ゼネコン汚職事件で受託収賄罪に問われた中尾栄一元建設大臣・元衆議院議員の上告棄却決定(9.14実刑確定 11.2収監停止) 台風第18号、九州北部横断(死者・行方不明者45人) 角田参議院副議長、大韓民国国会の招待による同国公式訪問のため出発(9.11帰国)
8	衆院 ・総務委 NHK不祥事問題等について、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君外5名に質疑
9	名古屋地裁、秘書給与詐取事件で詐欺罪に問われた佐藤観樹元自治大臣・前衆議院議員に実刑判決(同日控訴) 食品安全委員会、「日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について—中間とりまとめ—」了承 政府 ・「郵政民営化の基本方針について」を閣議決定 ・「郵政民営化推進本部の設置について」を閣議決定(本部長小泉内閣総理大臣 10.5初会合)
10	北朝鮮による拉致被害者曽我ひとみさんの夫チャールズ・ジェンキンスさんが在日米陸軍司令部のあるキャンプ座間に出頭(11.3在日米陸軍の軍法会議で、「禁錮30日、不名誉除隊」の判決 11.27釈放)
11	民主党臨時党大会(代表岡田克也君再選 幹事長川端達夫君選出)
13	小泉内閣総理大臣、ブラジル、メキシコ及び米国訪問に出発(9.21日米首脳会談、国連総会で演説(常任理事国入りを目指す考えを表明)(9.23帰国) 扇参議院議長、南アフリカ共和国全国州評議会議長の招待による同国公式訪問及び各国の政治経済事情等視察のため出発(9.22帰国)
14	衆院 ・沖縄北方特委 沖縄問題(在沖米海兵隊ヘリコプター墜落事故)等に関する実情調査のため、沖縄県に委員派遣(2日間)
15	衆院 ・臨時国会召集要求書(安住淳君外192名)提出 日本プロ野球選手会、初のストライキ(2日間)
16	河野衆議院議長、中国親善訪問のため出発(9.25帰国)
18	第2回日朝実務者協議、北京で開催(2日間)
20	東京地検、村岡兼造元内閣官房長官・前衆議院議員を政治資金規正法違反(不記載)容疑で在宅起訴
25	
26	衆議院福岡県第2区選出議員古賀潤一郎君(無)辞職 自民党、役員を決定(幹事長武部勤君、総務会長久間章生君、政務調査会長

年月日	事項
27	与謝野馨君) 第2次小泉内閣改造 （自公連立政権） 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会美浜発電所3号機二次系配管破損事故調査委員会、「関西電力美浜発電所3号機二次系配管破損事故に関する中間とりまとめ」
29	衆院 ・経済産業委 関西電力美浜発電所3号機二次系配管破損事故に関する中間とりまとめについて、参考人美浜発電所3号機二次系配管破損事故調査委員長朝田泰英君から意見聴取後、参考人朝田泰英君外3名に質疑 参院 ・経済産業委 関西電力株式会社美浜発電所3号機蒸気噴出事故の状況調査のため、福井県に委員派遣 台風第21号と秋雨前線に伴う大雨（死者・行方不明者27人） 衆議院南通用門車止めで乗用車が炎上（運転手逮捕） 厚生年金保険料率引上げ実施
30	「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書－未来への安全保障・防衛力ビジョン－（弾道ミサイルに対処する迅速・的確な意思決定の整備、国際平和協力活動を自衛隊の本来任務に、武器輸出三原則の緩和などを提言）
10. 1	米軍F15戦闘機2機が訓練飛行中接触し、米空軍嘉手納基地に緊急着陸
4	第161回国会（臨時）召集詔書公布
5	衆院 ・農林水産委 農林水産関係の基本施策に関する件について、参考人食品安全委員会委員長寺田雅昭君に質疑 参院 ・民主、広田一君の入会届を提出
6	小泉内閣総理大臣、ベトナム訪問に出発（10.7～9 ASEM第5回首脳会合に出席 10.8日仏首脳会談 10.10日越首脳会談 帰国） 米国政府イラク・サーバイ・グループのドルファー団長、昨年イラク開戦当時、イラクには大量破壊兵器は存在せず、具体的な開発計画はなかったとする最終報告書を議会に提出 参院 ・経済産業委 関西電力株式会社美浜発電所3号機蒸気噴出事故に関する件について、参考人から意見聴取
7	ASEM第5回首脳会合、ベトナム・ハノイで開催（10か国の加盟を承認し、38か国・1機関体制始動 10.9議長声明と、より緊密な経済パートナーシップに関するハノイ宣言、文化と文明間の対話に関するASEM宣言の3文書を採択して閉幕） 台風第22号、首都圏直撃（死者・行方不明者8人）
9	アフガニスタン、初の大統領選挙（11.3カルザイ暫定政府大統領当選 12.7就任）
12	第161回国会（臨時会）召集 （会期53日間 12.3まで） 衆院会派別議員数（自民249 民主178 公明34 共産9 社民6 無3 欠員1） 参院会派別議員数（自民114 民主84 公明24 共産9 社民5 無6） 開会式 両院 ・所信表明演説 衆院 ・常任委員長選任（議院運営外14－自民10 民主3 公明2） ・特別委員会設置（災害対策 倫理選挙 沖縄北方 青少年 事態対

年月日	事項
	<p>処 イラク支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件提出 (11. 2 承認 参院 11. 10 承認) ・裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案(閣法)提出(11. 19 成立) ・刑法等の一部改正案 (閣法) 提出 (12. 1 成立) ・独立行政法人日本原子力研究開発機構法案 (閣法) 提出 (11. 26 成立)
	<p>参院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常任委員長選任 (総務外 5 - 自民 6) ・特別委員会設置 (災害対策 沖縄北方 倫理選挙 イラク・事態拉致問題)
	<p>衆院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査会設置 (国際問題 経済産業雇用 少子高齢)
13	<p>参院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所信表明演説に対する質疑 (2 日間) ・災害対策特委 平成 16 年台風第 21 号による被害状況等の実情調査のため、三重県に委員派遣
	<p>参院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所信表明演説に対する質疑 (2 日間)
14	<p>衆院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理審査会 会長若林正俊君辞任許可 竹山裕君選任 ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正案 (閣法) 提出 (衆院継続)
15	<p>参院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法調査会 二院・参院小委員会を設置 <p>最高裁、水俣病関西訴訟で水俣病による健康被害の拡大につき国及び熊本県の行政責任を認定</p> <p>国連総会、安全保障理事会非常任理事国に日本を選出 (9 回目)</p>
	<p>衆院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議院運営委理事会 永年在職表彰議員の費用負担により製作された肖像画の院内掲額の取扱い等について、協議決定
20	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度衆議院速記者養成所学生募集の中止について、協議決定 (同参院 10. 22 協議決定) <p>台風第 23 号、四国、近畿、関東縦断 (死者・行方不明者 96 人)</p>
	<p>政府</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年台風第 23 号非常災害対策本部設置 (本部長村田防災担当大臣 初会合 11. 26 激甚災害指定)
21	<p>イラクの陸上自衛隊宿営地内に砲弾が着弾</p>
	<p>新潟県中越地方で震度 7 の地震 (平成 16 年 (2004 年) 新潟県中越地震)</p>
22	<p>(死者 40 人避難者 10 万人超) (新幹線、開業以来初の脱線)</p>
23	<p>政府</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年 (2004 年) 新潟県中越地震非常災害対策本部設置 (本部長村田防災担当大臣 初会合 11. 26 激甚災害指定)
24	<p>公明党代表選挙立候補者受付 (立候補者神崎武法代表)</p>
	<p>衆院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村田防災担当大臣、平成 16 年の台風・新潟県中越地震災害について発言 (同参院 10. 27 報告)
25	
26	<p>参院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風第 23 号等による風水害及び新潟県中越地震災害対策に関する決議案 (自民・民主・公明・共産・社民共同) 提出 (10. 27 可決)
	<p>政府</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について」を閣議決定 <p>小泉内閣総理大臣、新潟県中越地震の被災地 (長岡市・小千谷市) を視察</p> <p>イラクで武装勢力が邦人 1 人を拘束した映像を公開 (10. 30 遺体で発見)</p>

年月日	事項
	10.31 内閣総理大臣声明)
27	両院 ・国家基本委合同審査会 国家の基本政策について、討議（同11.10、11.17 討議） 参院 ・災害対策特委 台風第23号による被害状況等の実情調査のため、岡山県に委員派遣
28	小泉内閣総理大臣、台風第23号の被災地（兵庫県豊岡市）を視察 新潟地裁、学生無年金障害者訴訟で、昭和60年に改正された国民年金法の規定を違憲とする判断を示し、国の賠償責任を認定 ドリロン・フィリピン上院議長来日（参議院議長招待 10.31 離日）
29	衆院 ・災害対策特委 平成16年台風第23号による被害状況等調査のため、兵庫県に委員派遣 第2次小泉改造内閣、資産公開（新任閣僚分） 公明党大会（神崎武法代表再任）
31	チャタジー・インド下院議長来日（衆議院議長並びに参議院議長招請 11.6 離日） イラクの陸上自衛隊宿営地内施設が被弾
11. 1	両院 ・災害対策特委 平成16年新潟県中越地震による被害状況等調査のため、新潟県に委員派遣 日本銀行、新紙幣（10,000円、5,000円、1,000円）発行
2	衆院 ・町村外務大臣、イラクにおける邦人人質事件に関する報告 ・政治資金規正法の一部改正案（自民・公明共同）提出（衆院継続） ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正案（民主）提出（衆院継続）
4	米国大統領選挙、ブッシュ大統領（共和党候補）再選 衆議院東海選挙区選出議員都築讓君（民主）辞職
5	衆院 ・法務委 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案について、参考人から意見聴取（同参院11.16意見聴取） 参院 ・イラク・事態特委 イラクにおける邦人人質事件に関する件及び10月22日及び10月31日のサマーワ宿営地における事案に関する件について質疑
6	東京地裁、北海道開発局の発注工事を巡る不正口利き事件等で受託収賄罪等に問われた鈴木宗男元衆議院議員に実刑判決（同日控訴） ロシア大統領が京都議定書批准書に署名 天皇皇后両陛下、新潟県中越地震に伴う被災者等をお見舞い 元衆議院議長原健三郎君死去（97歳）
7	イラク暫定政府、イラク全土に60日間の非常事態宣言 ヴェルドゥーゴ I P U 議長来日（衆議院議長並びに参議院議長招請 11.13 離日）
8	参院 ・法務委 民法の一部改正案、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正案について、参考人から意見聴取（同衆院11.19意見聴取）
9	第3回日朝実務者協議、平壤で開催（6日間）
10	衆院 ・児童福祉法の一部改正案（閣法 第159回国会提出）修正議決（11.26成立） ・法務委 刑法等の一部改正案（閣法）について、参考人から意見聴

年月日	事項
	取（同参院 11. 30 意見聴取）
11	<p>参院 ・災害対策特委 台風第 23 号等による風水害対策に関する件について、参考人から意見聴取</p> <p>沖縄県先島群島周辺海域で国籍不明の潜水艦が領海侵犯、海上警備行動発令（11. 16 中国、領海侵犯を認め、遺憾の意を表明）</p> <p>衆院 ・憲法調査会公聴会 日本国憲法に関する件について、公述人から意見聴取（同 11. 18、11. 25 意見聴取）</p> <p>・イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案（民主・共産・社民共同）提出（審査未了）</p> <p>ブロンダール・アイスランド国会議長来日（参議院議長招待 11. 16 離日）</p> <p>アラファト・パレスチナ暫定自治政府議長兼パレスチナ解放機構（P L O）議長死去（75 歳）</p> <p>衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区繰上補充（田村謙治君（民主）当選 11. 15 当選報告書受領）</p>
12	<p>衆院 ・国土交通委 国土交通行政に関する実情調査のため、沖縄県に委員派遣（2 日間）</p>
16	<p>・信託業法案（閣法 第 159 回国会提出）可決（11. 26 成立）</p> <p>・政治資金規正法等の一部改正案（民主）提出（衆院継続）</p>
18	<p>参院 ・文教科学委 独立行政法人日本原子力研究開発機構法案について、参考人から意見聴取（同 11. 18 意見聴取）</p>
18	<p>両院 ・平成 15 年度決算提出</p>
19	<p>小泉内閣総理大臣、チリ訪問に出発（11. 20 日米首脳会談 日・インドネシア首脳会談 11. 20～21 A P E C 首脳会議出席 11. 21 日露首脳会談日中首脳会談 11. 22 日・チリ首脳会談 11. 24 帰国）</p> <p>A P E C 首脳会議、サンティアゴで開催（11. 21 サンティアゴ宣言を採択して閉幕）</p>
20	<p>参院 ・災害対策特委 新潟県中越地震災害対策に関する件について、参考人から意見聴取</p>
23	<p>衆院 ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案（自民・公明共同 第 159 回国会提出）修正議決（12. 3 成立）</p>
24	<p>参院 ・財政金融委 信託業法案について、参考人から意見聴取</p> <p>税制調査会、「平成 17 年度の税制改正に関する答申」</p>
26	<p>衆院 ・経済産業委 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正案（閣法）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正案（民主）について、参考人から意見聴取</p> <p>参院 ・谷垣財務大臣、平成 15 年度決算の概要について報告</p> <p>・イラク・事態特委 イラク情勢と自衛隊の派遣に関する件等について質疑</p> <p>政府・与党、三位一体改革の全体像を決定</p>
28	<p>小泉内閣総理大臣、A S E A N プラス 3 首脳会議出席のためラオス訪問に出発（11. 29 日中韓首脳会議 首脳会議 11. 30 日・A S E A N 首脳会議、「国際テロ対策協力宣言」を採択 各国首脳と会談 12. 1 帰国）</p> <p>参院 ・参観ロビー・参議院議会史料室オープン</p> <p>衆院 ・特別委員会設置（拉致問題）</p>

年 月 日	事 項
29	・政治倫理審査会 衆議院議員橋本龍太郎君からの審査申出に関する件について、同君より弁明を聴取の後、質疑
30	両院 ・新議員会館整備事業実施方針公表
	衆院 ・議院運営委 民主・共産・社民から議長に申入れの会期延長を否決
12. 1	衆院 ・日米交流 150 周年を記念し、日米関係の増進に関する決議案（自民・民主・公明共同）提出（12. 3 可決）
2	参院 ・日米交流 150 周年に当たり日米友好関係の増進に関する決議案（自民・民主・公明共同）提出（12. 3 可決）
	東京地裁、中央社会保険医療協議会を巡る汚職事件で収賄罪に問われた下村健元社会保険庁長官に有罪判決
	国連・ハイレベル委員会、国連改革の指針や具体的施策を勧告した報告書を事務総長に提出
	政府 「平成 17 年度予算編成の基本方針」を閣議決定
3	東京地裁、日本歯科医師連盟からの 1 億円献金で政治資金規正法違反（不記載）の罪に問われた滝川俊行自民党旧橋本派元会計責任者に有罪判決
	第 161 回国会閉会
	政府 ・北朝鮮側から第 3 回日朝実務者協議の際に拉致被害者横田めぐみさんの遺骨であるとして渡された骨は、鑑定の結果、別人のものであると発表
8	政府 ・「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について」を閣議決定
9	・北朝鮮側から第 3 回日朝実務者協議の際に拉致被害者松木薫さんの遺骨であるとして渡された骨は、鑑定の結果、別人のものであると発表
	衆院 ・拉致問題特委 横田めぐみさんの遺骨とされるものなどの鑑定の状況について、説明聴取 北朝鮮による拉致問題等に関する件について質疑 北朝鮮による日本人拉致問題の解決促進に関する件について決議
10	政府 ・「平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱について」を閣議決定 ・「中期防衛力整備計画（平成 17 年度～平成 21 年度）について」を閣議決定
	衆院 ・イラク支援特委 イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更等について、説明聴取後、質疑（同日参院）
13	参院 ・拉致問題特委 北朝鮮による拉致問題等に関する件について、説明聴取後、質疑 北朝鮮による日本人拉致問題の解決促進に関する決議
14	議
	与党、平成 17 年度税制改正大綱を決定
	札幌高裁、北海道石炭じん肺訴訟で、国側と原告 70 人が和解、国側が和解に応じなかった 9 人に損害賠償を認める判決
15	

衆議院の動き 第12号

平成17年1月21日

編集・発行 衆議院事務局

印刷 独立行政法人 国立印刷局
